

国等の債権管理等に関する
行政評価・監視結果報告書

平成19年6月

総務省行政評価局

前 書 き

国の金銭債権は、国民の重要な財産である。各府省所管の一般会計や特別会計の全般にわたって存在する歳入金債権についてみても、一般会計の債権現在額は約 2 兆 7,701 億円、特別会計の債権現在額は約 8 兆 7,669 億円と、その金額は多額に上っている（平成 17 年 3 月末現在）。

その種類は、手数料、負担金、納付金、保険料・掛金、財産売払代、財産貸付料・使用料、配当金、費用弁償金・立替金返還金、受託収入、貸付金回収金、利得償還金、損害賠償金、利息、金銭引渡請求権、出資回収金など多岐にわたり、各府省の歳入徴収官等が管理を担っている。

国の債権管理に関する事務（以下「債権管理事務」という。）については、国の債権の管理等に関する法律（昭和 31 年法律第 114 号。以下「債管法」という。）第 10 条において、「法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もっとも国の利益に適合するように処理しなければならない。」と規定され、債管法が定める債権の把握、取立て、保全、消滅等に係る手続等に基づき実施されている。また、補助金等の返還金や健康保険の保険料など国税徴収又は国税滞納処分の例により徴収することとされている特定の債権については、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）等の関連規定に基づき、債権管理事務が実施されている。

これまで、国の債権管理事務の処理状況については、個別分野の施策の行政評価・監視で取り上げてきた。近年、歳入・歳出一体改革が国の最重要課題と位置付けられている中、国の債権の適切な管理回収は、各行政機関に共通する課題であり、債管法等が定める債権管理事務の適切な実施を通じ、国の財政上の利益の確保を図るとともに、債務者間の不公平や債務者のモラルの低下を招かないようにすることが求められている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、国の一般会計及び特別会計の歳入金債権の発生から弁済、消滅に至る現状並びに各行政機関における債権管理事務の実施状況等について、初めて府省横断的に調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	2
1 国の歳入金債権の動向からみた課題	2
(1) 歳入金債権の構成（平成16年度分）	4
(2) 歳入金債権額の状況（平成13年度末から16年度末まで）	5
2 歳入金債権の債権管理事務の問題点等	52
(1) 債権管理事務の実施体制	54
(2) 債権管理事務の処理状況	57
(3) 実務マニュアルの整備等の状況	66
3 債権管理業務の効果的かつ適切な実施	181
(1) 国の債権に係る情報開示の充実	181
(2) 適切かつ効果的な債権管理事務の推進	183
4 滞納の拡大防止対策等の的確な実施	186
(1) 返納金債権の発生等防止対策	186
(2) 物件使用料債権等の滞納拡大防止対策	187

図 表 目 次

項目 1 国の歳入金債権の動向からみた課題

表 1-①	歳入金債権の種類	13
表 1-②	「平成16年度国の債権の現在額総報告」による債権額	15
表 1-③	「平成16年度国の債権の現在額総報告」一般会計歳入金債権の債権 種類別 履行期限到来額の順位（平成16年度末）	16
表 1-④	「平成16年度国の債権の現在額総報告」特別会計歳入金債権の債権 種類別 履行期限到来額の順位（平成16年度末）	18
表 1-⑤	調査対象機関一覧	21

(1) 歳入金債権の構成（平成 16 年度分）

表 1-(1)-①	一般会計（歳入）の債権の種類別 履行期限到来額 （平成16年度末、今回調査分）	22
表 1-(1)-②	一般会計（歳入）の債権の種類別 発生額 （平成16年度、今回調査分）	24
表 1-(1)-③	一般会計（歳入）の債権の種類別 弁済額 （平成16年度、今回調査分）	27
表 1-(1)-④	一般会計（歳入）の債権の種類別 不納欠損額 （平成16年度、今回調査分）	30
表 1-(1)-⑤	特別会計（歳入）の債権の種類別 履行期限到来額 （平成16年度末、今回調査分）	31
表 1-(1)-⑥	特別会計（歳入）の債権の種類別 発生額 （平成16年度、今回調査分）	33
表 1-(1)-⑦	特別会計（歳入）の債権の種類別 弁済額 （平成16年度、今回調査分）	38
表 1-(1)-⑧	特別会計（歳入）の債権の種類別 不納欠損額 （平成16年度、今回調査分）	48

(2) 歳入金債権額の推移（平成 13 年度末から 16 年度末までの期間分）

図 1-(2)-①	一般会計府省別債権額（全債権種類）の推移（今回調査分）	193
図 1-(2)-②	一般会計府省別損害賠償金債権額の推移（今回調査分）	206
図 1-(2)-③	一般会計府省別返納金債権額の推移（今回調査分）	219
表 1-(2)-④	一般会計過年度発生債権の回収状況（今回調査分）	49
図 1-(2)-⑤	特別会計別債権額（全債権種類）の推移（今回調査分）	232
図 1-(2)-⑥	特別会計別損害賠償金債権額の推移（今回調査分）	260
図 1-(2)-⑦	特別会計別返納金債権額の推移（今回調査分）	288
表 1-(2)-⑧	特別会計過年度発生債権の回収状況（今回調査分）	50

項目2 歳入金債権の債権管理事務の問題点等

図2-① 歳入金債権の管理事務の概略	69
表2-② 国税徴収又は国税滞納処分の例によって徴収する公課の例	70
表2-③ 国の債権（歳入金債権）の管理の概要	75

(1) 債権管理事務の実施体制

表2-(1)-①-a 債権管理事務を担当する職員数	80
表2-(1)-①-b 債権管理事務の過去の従事経験、通算従事期間及び 研修の受講状況	81
表2-(1)-② 徴収職員の任命等の状況	95

(2) 債権管理の事務の処理状況

ア 債権の取立てと保全

表2-(2)-ア-① 延滞金の発生が回収を困難にするとして法に基づく督促状を 送付していない事例	96
表2-(2)-ア-② 歳入徴収官名による正式な督促状を送付していない事例	98
表2-(2)-ア-③ マニュアルに定められた方法や基準どおりに督促を実施して いない事例	99
表2-(2)-ア-④ 無人電話応答システムを導入している事例	101
表2-(2)-ア-⑤ 市町村等の回答拒否を理由に資力調査を実施していない事例	102
表2-(2)-ア-⑥ 上部機関からマニュアルが示されていないこと等から、十分 な資力調査を実施していない事例	103
表2-(2)-ア-⑦ 差押えは債務者の経営破綻につながるとして資力調査を実施 していない事例	106
表2-(2)-ア-⑧ 臨戸訪問による資力調査が有効であるにもかかわらず実施し ていない事例	108
表2-(2)-ア-⑨ 時効中断の方法を認識しておらず時効中断に取り組んでいな い結果、消滅時効完成により不納欠損処理している事例	109
表2-(2)-ア-⑩ 少額の滞納債権について債務確認書の徴求等による時効中断 に取り組んでいない結果、消滅時効完成により不納欠損処理 している事例	110
表2-(2)-ア-⑪ 文書督促は行うものの債務確認書の徴求等による時効中断に 取り組んでいない結果、消滅時効の期日が到来している事例	111
表2-(2)-ア-⑫ 債務者に対する過信等から時効中断に取り組まなかった結果、 消滅時効の期日が到来している事例	112
表2-(2)-ア-⑬ 定期的な会議を開催し、回収方策や差押えについてのルール を定めて時効中断に取り組んでいる事例	113

イ 弁済について誠意のない債務者に対する強制的な措置

表 2-(2)-イ-①	強制履行の請求等の実施状況	114
表 2-(2)-イ-②	強制履行の請求等のノウハウがないとして請求等を実施していない事例	115
表 2-(2)-イ-③	強制履行の請求等をマニュアルの規定どおりに実施していない事例	117
表 2-(2)-イ-④	独自のマニュアルを作成し、積極的に強制履行の請求等を実施している事例	119
表 2-(2)-イ-⑤	滞納処分の執行及び執行停止の実施状況	121
表 2-(2)-イ-⑥	滞納処分のノウハウもないなどとして徴収職員を任命していない事例	122
表 2-(2)-イ-⑦	国税徴収等の例による債権との認識がないために徴収職員を任命していない事例	124
表 2-(2)-イ-⑧	事業所に与える経済的影響が危惧されるとして差押え等の実施を検討していない事例	125
表 2-(2)-イ-⑨	独自のマニュアルを作成し、積極的に滞納処分を実施している事例	127

ウ その他

表 2-(2)-ウ-①	マニュアルの規定に反し、原因者不明の債権を債権管理簿に登載していない事例	128
表 2-(2)-ウ-②	原因者不明の段階では債権が発生しないため、債権管理簿に登載されていない事例	129
表 2-(2)-ウ-③	マニュアルの記述が不適切なため延滞金を徴収していない事例	130
表 2-(2)-ウ-④	マニュアルの規定に反し、あるいはマニュアルの記述が不 明確なため延滞金を徴収していない事例	131
表 2-(2)-ウ-⑤	遠方の債務者について管理の引継を検討せず、有効な取立 てができていない事例	135
表 2-(2)-ウ-⑥	遠方の債務者について管理の引継を検討せず、非効率な管 理となっている事例	139
表 2-(2)-ウ-⑦	マニュアルに基づき引継が積極的に行われている事例	141
表 2-(2)-ウ-⑧	徴収停止、みなし消滅、免除及び履行延期の特約の実施状況	142
表 2-(2)-ウ-⑨	徴収停止に向けた事務処理が進められていない事例	143
表 2-(2)-ウ-⑩	みなし消滅及び不納欠損に向けた事務処理が進められて いない事例	146
表 2-(2)-ウ-⑪	マニュアルの規定に反し、不納欠損に向けた事務処理が進 められていない事例	149
表 2-(2)-ウ-⑫	過去の債権管理が不十分であったとして、上部機関に不納 欠損処理が認められず、処理が中断したままとなっている事例	151
表 2-(2)-ウ-⑬	みなし消滅の処理は行わないとの方針を有しているため、 結果的に、毎年度機械的に督促を継続している事例	153

(3) 実務マニュアルの整備等の状況

表2-(3)-①	マニュアルの整備状況	154
表2-(3)-②	滞納処分の実施方法が具体的に示されているマニュアルの事例	166
表2-(3)-③	強制履行の請求等の手続が具体的に示されているマニュアルの事例	168
表2-(3)-④	債務者や債権の態様等に応じた対応措置のルールが定められた マニュアルの事例	173
表2-(3)-⑤	みなし消滅に向けた事務処理の手続が規定されているマニュアルの事例	175
表2-(3)-⑥	回収業務の一部を弁護士に委託できる仕組みが設けられ、実際 に運用されている事例	176
表2-(3)-⑦	弁護士や税理士と契約し債権管理に関する法律相談、助言、指導、 研修会を行っている事例	178
表2-(3)-⑧	法務省等とも協力し、ブロック機関が府県単位機関も参加させて 債権管理に関する研修を開催している事例	179
表2-(3)-⑨	上部機関による支援の事例	180

項目3 債権管理業務の効率的かつ適切な実施

- (1) 国の債権に係る情報開示の充実
- (2) 適切かつ効果的な債権管理事務の推進

項目4 滞納の拡大防止対策等の的確な実施

- (1) 返納金債権発生等防止対策

図4-(1)-①	過誤払い防止のため住民基本台帳ネットワークシステムを利用 している事例	188
----------	--	-----

- (2) 物件使用料債権等の滞納拡大防止対策

表4-(2)-①	道路占用料滞納でも占用許可を更新している事例	189
表4-(2)-②	電波利用料滞納でも免許を更新している事例	191

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、国等の債権管理等の厳正な運用を図る観点から、国の歳入金債権の動向、歳入金債権の債権管理事務の状況等を府省横断的に初めて調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

2 対象機関

- | | |
|--------------|---|
| (1) 調査対象機関 | 内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、防衛庁（現在は防衛省）、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省 |
| (2) 関係調査対象機関 | 日本郵政公社、都道府県 |

3 担当部局

行政評価局	
管区行政評価局	7局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）
四国行政評価支局	
沖縄行政評価事務所	
行政評価事務所	6事務所（新潟、長野、石川、京都、愛媛、熊本）

4 実施時期

平成17年12月～19年6月

第 2 行政評価・監視結果

1 国の歳入金債権の動向からみた課題

勸	告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>「債権」とは、特定の者が他の特定の者に対して一定の行為を請求することを内容とする権利であり、債権の目的である行為の内容には、金銭の給付のほか、物又は役務の提供その他一定の作為又は不作為がある。</p> <p>物又は役務の提供などを目的とする債権の場合、反対給付である代金の支払いを差し控えることで債務者による履行を確保することができるため、引渡物件の検査や代金の支払い等の会計経理行為を適切に実施することで、債権管理も併せて行うことができる。これに対し、金銭を給付の目的とする債権（金銭債権）の場合は、損害賠償金債権のように反対給付を伴わないものや、貸付金債権のように反対給付（貸付）が先行するものもあり、履行を確保するためには、債権を管理するため、当該債権の性格に応じた特別の仕組みが必要となる。</p> <p>国の金銭債権については、国の債権の管理等に関する法律（昭和 31 年法律第 114 号。以下「債管法」という。）を一般的な管理のための法律として、債権管理が実施されている。</p> <p>債管法の対象となる金銭債権（以下、単に「債権」という。）については、歳入金債権、歳入外債権、積立金及び資金の 4 つに大きく区分される。</p> <p>歳入金債権は、手数料、負担金、納付金、保険料・掛金、財産売払代、財産貸付料・使用料、配当金、費用弁償金・立替金返還金、受託収入、貸付金回収金、利得償還金、損害賠償金、利息、金銭引渡請求権、出資回収金などその種類は多岐にわたり、各府省が所管する一般会計及び特別会計の全般において存在している。</p> <p>債管法第 40 条第 3 項に基づき、毎年度、内閣から国会に報告されている「国の債権の現在額総報告」によると、平成 16 年度末における各府省所管の一般会計に帰属する歳入金債権の現在額は約 2 兆 7,701 億円、特別会計に帰属する歳入金債権の現在額は約 8 兆 7,669 億円である。さらに、このうち、履行期限が到来している額（債管法第 21 条による徴収停止額を含む。）は、一般会計約 260 億円、特別会計約 3 兆 960 億円となっている。</p> <p>各府省の債権管理機関（注）は、債務者に対する督促、債務者の資力の把握、時効中断等の債権保全措置、誠意のない債務者に対する強制的措置、資力のない債務者に対する緩和的措置など、債管法等が定める債権管理事務を適切に実施し、国の財政上の利益の確保を図るとともに、債務者の間に不公平を生じさせないことが求められる。</p> <p>（注） 各省各庁の長は、歳入金債権の管理に係る事務を歳入徴収官に委任することができるものとされ、必要があるときは、委任を受けた歳入徴収官の事務の一部を分任歳入徴収官その他の職員に分掌させることができるとされている（債管法第 5 条第 1 項、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 5 条第 1 項及び第 2 項）。</p> <p>また、国は、都道府県の知事又は知事の指定する職員が債権管理事務を行うこととすることができる（債管法第 5 条第 2 項）。</p> <p>債管法上「債権管理機関」という場合、これら歳入徴収官等を指すが、以下では今回調査の対象とした 195 機関のそれぞれを「債権管理機関」と称する。</p>		<p>表 1－①</p> <p>表 1－②</p> <p>表 1－③</p> <p>表 1－④</p>

歳入外債権は、主に職員の給与や各種手当の過払いあるいは契約相手方への過払い等により発生する債権であり、発生年度内に収納できなかった額が年度末の債権現在額として計上されるが、翌年度には歳入金債権に繰り入れられ、歳入金債権として管理される。

また、積立金には厚生保険特別会計及び国民年金特別会計における年金資金運用基金預託金債権（平成 18 年度からは「年金積立金管理運用独立行政法人寄託金債権」）が、資金には一般会計の国税収納金整理資金債権等並びに特別会計の財政融資資金債権及び外国為替資金債権が該当しており、これらについては、原則として債管法の「債権管理の機関」や「債権管理の準則」等に関する規定は適用されず、税法等に基づき、それぞれの債権や運用の実情に即した管理体制・手続がとられている。

今回は、国の歳入金債権を対象として、債権の動向と債権管理事務の状況を調査した。

なお、厚生保険特別会計の年金勘定及び業務勘定並びに国民年金特別会計の債権については、平成 16 年度に実施した「年金に関する行政評価・監視」及び平成 17 年度に実施した「厚生年金保険に関する行政評価・監視」で債権管理の状況等を調査し、国民年金保険料の強制徴収手続対象者の拡大、厚生年金保険料の滞納事業所に対する滞納処分 of 適切な実施等を勧告していることから、今回の調査の対象としていない。このため、以下で「特別会計」という場合、厚生保険特別会計の年金勘定及び業務勘定並びに国民年金特別会計は含んでおらず、「歳入金債権」という場合、これらの勘定及び特別会計に帰属する歳入金債権は含んでいない。

調査対象機関は、本府省については、歳入徴収官を置いている 16 府省（内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、防衛庁（現在は防衛省。以下同じ。）、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）44 機関すべてを対象とし、各府省の出先機関については、管理している債権の種類、履行期限の到来状況等を勘案して抽出した 133 機関を対象とした。さらに、国から委託を受けて恩給等の債権管理事務を実施している日本郵政公社の貯金事務センターから 8 機関及び法定受託事務として国の債権管理事務を実施している都道府県から 10 府県を抽出し調査対象とした（調査対象機関数は合計 195 機関）（注）。

（注） 中国四国管区行政評価局の管轄区域内に所在する国の出先機関（6 機関）については、平成 16 年度に同局が実施した行政評価・監視の対象としたため、債権管理事務担当職員の状態並びに強制履行の請求等、滞納処分の執行・執行停止、徴収停止、みなし消滅、免除及び履行延期特約等の実績件数は、調査していない。

【調査結果】

今回、195 機関が管理している歳入金債権について、平成 13 年度末から 16 年度末にかけての現在額、発生額、消滅額等を調査した結果は、次のとおりである。

なお、195 機関が管理している歳入金債権の現在額（平成 17 年 3 月末時点）は、一般会計の歳入金債権については、「平成 16 年度国の債権の現在額総報告」における各府省所管一般会計の歳入金債権の現在額の 91.5%を占めており、特別会

表 1 - ⑤

表 1 - (1) -
①、②、③、
④、⑤、⑥、
⑦、⑧

計の歳入金債権については、同報告における特別会計の歳入金債権の現在額の80.0%を占めている。

(1) 歳入金債権の構成（平成16年度分）

調査した195機関について、どのような分野で大きな額の債権管理が実施されているかをみるために、歳入金債権の構成（一般会計府省別、特別会計別、債権種類別）を、平成16年度末現在額並びに同年度中の発生額、弁済額及び不納欠損額について調査・分析したところ、次のような状況がみられた。

① 「年度末の現在額」と「年度中の発生額」・「年度中の弁済額」を比べた場合、それぞれの金額の大きい府省、特別会計、債権種類は、大きく異なる。

（表1及び表2参照）

② 「年度末の現在額」及び「年度中の発生額」・「年度中の弁済額」のそれぞれと「不納欠損額」とを比べた場合、それぞれの金額の大きい府省、特別会計、債権種類は、大きく異なる。（表1及び表2参照）

表1 一般会計歳入金債権に係る各金額（年度末現在額、発生額、弁済額、不納欠損額）の大きい府省・債権種類（平成16年度）（単位：億円、%）

区分	金額 A	金額の大きい府省 (Aに対する割合)	金額の大きい債権種類 (Aに対する割合)
平成16年度末現在額	25,457	文部科学省 20,781(81.6) 経済産業省 4,079(16.0)	(独)日本学生支援機構貸付金債権 20,780(81.6) 小企業等経営改善資金貸付金債権 3,283(12.9) 小規模企業者等設備導入資金貸付金債権 793(3.1)
うち履行期限到来額	213	内閣府 130(61.0) 財務省 26(12.2) 外務省 18(8.5) 総務省 18(8.5)	損害賠償金債権 139(65.3) 返納金債権 35(16.4) 物件貸付料債権 9(4.2) 利息債権 6(2.8)
平成16年度発生額	8,904	農林水産省 3,155(35.4) 財務省 2,265(25.4) 文部科学省 1,084(12.2) 国土交通省 746(8.4) 内閣府 605(6.8)	日本中央競馬会納付金債権 3,084(34.6) (独)日本学生支援機構貸付金債権 1,013(11.4) 諸納付金債権 942(10.6) 不動産売払代債権 818(9.2) 返納金債権 761(8.5)
平成16年度弁済額	7,773	農林水産省 3,155(40.6) 財務省 2,277(29.3) 内閣府 615(7.9) 国土交通省 611(7.9) 総務省 438(5.6)	日本中央競馬会納付金債権 3,084(39.7) 諸納付金債権 942(12.1) 不動産売払代債権 815(10.5) 返納金債権 765(9.8) 公共事業費地方負担金債権 574(7.4)
平成16年度不納欠損額	6.3	総務省 5.1(81.0) 財務省 0.6(9.5) 内閣府 0.4(6.3) 厚生労働省 0.1(1.6)	返納金債権 4.8(76.2) 物件貸付料債権 0.5(7.9) 電波利用料債権 0.5(7.9) 諸納付金債権 0.4(6.3)

(注) 1 本表の数値は、当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものである。

2 内閣府は、内閣府本府のほか、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、防衛庁及び金融庁を含む。防衛庁については、平成16年度末履行期限到来額120億円(56.3%)、平成16年度発生額564億円(6.3%)、同弁済額570億円(7.3%)及び同不納欠損額0億円(0%)となっている。

表2 特別会計歳入金債権に係る金額（年度末現在額、発生額、弁済額、不納欠損額）の大きい特別会計・債権種類（平成16年度）（単位：億円、%）

区分	金額 A	金額の大きい特別会計 (Aに対する割合)	金額の大きい債権種類 (Aに対する割合)
平成16年度末現在額	48,674	道路整備 19,656(40.4) 貿易再保険 6,557(13.5) 産業投資 5,710(11.7) 国営土地改良事業 5,065(10.4) 空港整備 4,128(8.5)	道路事業資金収益回収特別貸付金債権 7,544(15.5) 金銭引渡請求権債権 6,592(13.5) 公共事業費地方負担金債権 5,065(10.4) 有料道路整備資金貸付金債権 3,620(7.4) 日本政策投資銀行貸付金債権 3,022(6.2)
うち履行期限到来額	1,677	貿易再保険 696(41.5) 自動車損害賠償保障事業 425(25.3) 食糧管理 296(17.7) 労働保険 115(6.9) 厚生保険（健康勘定・児童手当勘定） 104(6.2)	金銭引渡請求権債権 491(29.3) 損害賠償金債権 420(25.0) 利息債権 315(18.8) 保険料債権 198(11.8) 食糧売払代債権 168(10.0)
平成16年度発生額	37,400	道路整備 8,083(21.7) 国債整理基金 6,224(16.6) 厚生保険（健康勘定・児童手当勘定） 4,799(12.8) 空港整備 4,107(11.0) 労働保険 3,913(10.5)	公共事業費地方負担金債権 10,232(27.4) 保険料債権 8,430(22.5) 証券売払代債権 6,103(16.3) 物件使用料債権 2,208(5.9) 特殊法人等出資回収金債権 2,064(5.5)
平成16年度弁済額	43,718	道路整備 9,897(22.6) 産業投資 6,800(15.6) 国債整理基金 6,224(14.2) 厚生保険（健康勘定・児童手当勘定） 4,799(11.0) 治水 4,048(9.3)	公共事業費地方負担金債権 10,594(24.2) 保険料債権 8,440(19.3) 証券売払代債権 6,103(14.0) 物件使用料債権 2,390(5.5) 特殊法人等出資回収金債権 2,064(4.7)
平成16年度不納欠損額	26.3	厚生保険（健康勘定・児童手当勘定） 12.6(47.9) 労働保険 9.5(36.1) 自動車損害賠償保障事業 3.3(12.5)	保険料債権 21.2(80.6) 損害賠償金債権 4.0(15.2) 返納金債権 0.5(1.9)

(注) 本表の数値は、当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものである。

(2) 歳入金債権額の状況（平成13年度末から16年度末まで）

調査した195機関について、管理の対象となる債権の各年度内における状況と経年推移の状況をみるため、一般会計に帰属する債権にあつては一般会計全体及び各府省を単位として、特別会計に帰属する債権にあつては特別会計全体及び各特別会計を単位として、平成13年度末から16年度末までの間における歳入金債権（債権種類別）の年度末現在額、年度中の発生額、年度中の弁済額及び不納欠損額並びに年度末における履行期限到来額等を調査・分析したところ、次のような状況がみられた。

- ① 一般会計及び特別会計の全般において、各年度末の歳入金債権の現在額の数字からは読み取ることができないが、毎年度、多額の歳入金債権が発生し、弁済等によって消滅している。
- ② 履行期限が到来した債権の回収が進んでいない状況が、一般会計及び特別会計の随所にうかがわれる。

ア 一般会計

(ア) 各府省の債権管理機関が各年度において管理している歳入金債権の総額は、過年度に発生した債権の当該年度への繰越額（以下「過年度発生債権繰越額」という。）と当該年度の発生債権額を合計した額（以下「管理対象総債権額」という。）である。

一般会計に帰属する歳入金債権全体について、平成 14 年度から 16 年度までの管理対象総債権額の状況をみると、表 3 のとおりである。

図 1 - (2) -
①、②、③

表 3 一般会計歳入金債権の管理対象総債権額の状況（平成 14～16 年度）

（単位：億円）

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
過年度発生債権繰越額 a	23,496	24,245	24,971
当該年度発生債権額 b	21,076	14,625	8,904
過年度増減額 c	1	13	87
管理対象総債権額 a + b + c	44,573	38,884	33,961

- (注) 1 本表の数値は、当省が調査対象とした 195 機関の計数を積算したものである。
2 四捨五入のため合計額が合わないものがある。
3 過年度増減額：年度末の債権現在額について、翌年度に修正された額

各年度における管理対象総債権額は、過年度発生債権繰越額（前年度末の債権現在額で、過年度増減補正後のもの。以下同じ。）の 1.90 倍（平成 14 年度）、1.60 倍（15 年度）、1.36 倍（16 年度）に達している（3 か年単純平均は 1.62 倍）。

(イ) 一般会計に帰属する歳入金債権全体について、平成 14 年度から 16 年度までの消滅額の状況をみると、表 4 のとおりである。

表 4 一般会計歳入金債権の消滅額の状況（平成 14～16 年度）

（単位：億円）

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
弁済額 a	20,182	13,787	7,773
うち当該年度発生債権分	20,097	13,643	7,721
不納欠損処理額 b	2	11	6
その他 c	144	115	725
消滅額 a + b + c	20,328	13,913	8,504

- (注) 本表の数値は、当省が調査対象とした 195 機関の計数を積算したものである。

各府省の債権管理機関が管理している歳入金債権は、各年度において、弁済、不納欠損処理等により消滅している。

消滅額は、各年度の発生債権額（表 3 参照）と同程度の規模となっており、そのほとんどは弁済によるものである。

平成 14 年度から 16 年度までの不納欠損額の状況は、府省（注）ごと、年度ごとに違いがみられる。

- (注) 以下において「内閣府」といった場合、防衛庁を除いている。

不納欠損額が大きい（1億円以上）のは、国土交通省（平成15年度5.7億円）、総務省（16年度5.1億円、15年度3.2億円）であり、消滅額に対する不納欠損額の割合が高いのは、表5のとおり、環境省（15年度6.0%）、国土交通省（15年度1.4%）、総務省（16年度1.2%、15年度0.9%）及び内閣府（16年度0.8%）である。

表5 一般会計歳入金債権の消滅額に対する不納欠損額の割合
（平成14～16年度 上位5位の府省・年度）

（単位：億円、%）

府省	年度	消滅額 A	不納欠損額 B	B/A
環境省	平成15年度	11.6	0.7	6.0
国土交通省	15年度	417.6	5.7	1.4
総務省	16年度	443.4	5.1	1.2
総務省	15年度	379.1	3.2	0.9
内閣府	16年度	45.7	0.4	0.8

（注） 「B/A」は、A及びBを「円」の単位で算出して得た数値である。

なお、文部科学省所管の独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権（平成15年度以前は日本育英会貸付金債権）について、政府は、法令に基づき、奨学生等が死亡又は障害によって奨学金（第一種学資金）を返還できなくなった場合等の独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）による返還免除額相当額を機構に対する政府の貸付金債権から免除し、また、日本育英会の解散及び機構の設立に際して、債権の一部を免除しているが、免除の時点では、政府貸付金の償還期限までにまだ期間があり、歳入としての調査決定が行われていない時期に免除を行っているため、不納欠損処理ではなく「その他」の区分による会計上の処理が行われている。（14年度144億円、15年度114億円、16年度724億円）。

（ウ） 債権の発生時期と弁済状況の関係をみるため、表4について、一般会計に帰属する歳入金債権全体についての弁済額のうち、当該年度発生債権に係る弁済額が占める割合をみると、99.6%（平成14年度）、99.0%（15年度）、99.3%（16年度）となっており（3か年単純平均は99.3%）、過年度発生債権に係る各年度の弁済額はごく一部という状況にある。

ただし、債権には、発生から履行期限までの期間が長いものもあれば短いものもあり、貸付金債権や財産の売払代債権など一般に契約等で履行期限が定められるものがある一方で、損害賠償金債権や不当利得の返還金債権など一般に履行期限が定められず、納入の告知において、債務者及び債権金額を確認した日から20日以内（悪意の受益者については、不当利得の日や不法行為のとき）に履行期限を定めることとされているものもある。また、一般債権（国税徴収又は国税滞納処分の例により徴収することとされている債権以外の債権であって、取立ての過程において民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく強制執行の手續を要する債権をいう。以下同じ。）については、債務者が無資力又はこれに近い状態にある場合等に履行期限を延期する特約等が行われることがある。

一般会計に帰属する歳入金債権全体についての履行期限到来額と履行期限未到来額の状況は、表6のとおりである。

表6 一般会計歳入金債権の年度末債権現在額の状況（平成13～16年度）
（単位：億円、％）

区 分	平成13年度末	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末
年度末債権現在額	23,496(100.0)	24,245(100.0)	24,971(100.0)	25,457(100.0)
うち 履行期限到来額	114(0.5)	102(0.4)	134(0.5)	213(0.8)
履行期限未到来額	23,382(99.5)	24,143(99.6)	24,837(99.5)	25,244(99.2)

(注) 1 本表の数値は、当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものである。
2 カッコ内は構成比である。

これをみると、年度末債権現在額（翌年度に繰り越されて過年度発生債権に位置付けられる債権の額。以下同じ。）に対する履行期限未到来額の割合は、99.5％（平成13年度末）、99.6％（14年度末）、99.5％（15年度末）、99.2％（16年度末）となっている（4か年単純平均は99.4％）。

前述のとおり、一般会計に帰属する歳入金債権全体では、過年度発生債権に係る各年度の弁済額は非常に少ないという状況にあるが、過年度発生債権のほとんどは履行期限が未到来であることから、債権の発生時期は古くても履行期限が到来していないものが相当あることに留意する必要がある。

このため、債権の発生時期及び履行期限の到来時期が比較的古い債権の動向をみるために、特に、

- ① 年度末債権現在額に対する履行期限到来額の割合（4か年単純平均）が5割を超えている府省（内閣府 51.7％、防衛庁 98.0％、総務省 82.0％、外務省 100％、財務省 65.4％、環境省 98.8％）（注）の歳入金債権（全債権種類の合計）及び
- ② 全府省の損害賠償金債権や返納金債権（これらの債権種類は、一般に履行期限が早期に到来する。）

について、平成13年度から16年度までの各年度末における前年度以前発生債権（例えば、13年度末であれば、12年度以前に発生した債権）の履行期限到来額の推移をみたところ、①、②のいずれにおいても、弁済を原因として履行期限到来額が減少傾向にある府省は、特に認められなかった。

(注) 当省が調査対象とした195機関の平成16年度末債権現在額において、これら6府省に係る履行期限到来額の合計額は、全府省に係る履行期限到来額の91.8％である。

なお、年度末の履行期限到来額に変化がなくても、履行期限の古い債権が弁済されて履行期限の新しい債権が加わる場合には、その限りで回収が行われていることになるため、①及び②について、さらに、平成14年度から16年度までにおける各年度の過年度発生債権（例えば、14年度であれば、13年度以前に発生した債権）に対する弁済額の割合をみると、この割合が3か年単純平均で5割を超えているのは、文部科学省の損害賠償金債権（71.3％）並びに防衛庁、文部科学省及び国土交通省の返納金債権（それぞれ94.4％、99.1％、

表1 - (2) -
④

95.8%)のみであった。

こうしたことから、履行期限が到来した債権の回収が進んでいない状況が、一般会計の随所にうかがわれる。

イ 特別会計

(ア) 一般会計と同様に、特別会計に帰属する歳入金債権全体について、平成 14 年度から 16 年度までの管理対象総債権額の状況をみると、表 7 のとおりである。

図 1 - (2) - ⑤、⑥、⑦

表 7 特別会計歳入金債権の管理対象総債権額の状況 (平成 14~16 年度)

(単位：億円)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
過年度発生債権繰越額 a	48,197	52,488	54,871
当該年度発生債権額 b	37,191	33,769	37,400
過年度増減額 c	-148	-1,003	151
管理対象総債権額 a + b + c	85,241	85,254	92,423

(注) 1 本表の数値は、当省が調査対象とした 195 機関の計数を積算したものである。

2 四捨五入のため合計額が合わないものがある。

3 過年度増減額：年度末の債権現在額について、翌年度に修正された額

管理対象総債権額は、過年度発生債権繰越額の 1.78 倍 (平成 14 年度)、1.65 倍 (15 年度)、1.68 倍 (16 年度) に達している (3 か年単純平均は 1.70 倍)。

(イ) 特別会計に帰属する歳入金債権全体について、平成 14 年度から 16 年度までの消滅額の状況をみると、表 8 のとおりである。

表 8 特別会計歳入金債権の消滅額の状況 (平成 14~16 年度)

(単位：億円)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
弁済額 a	32,493	30,338	43,718
うち当該年度発生債権分	28,179	25,881	33,655
不納欠損額 b	41	23	26
その他 c	214	24	4
消滅額 a + b + c	32,748	30,385	43,748

(注) 本表の数値は、当省が調査対象とした 195 機関の計数を積算したものである。

特別会計で管理している歳入金債権は、各年度において、弁済、不納欠損処理等により消滅している。

消滅額は、各年度の発生債権額 (表 7 参照) と同程度の規模となっており、そのほとんどは弁済によるものである。

平成 14 年度から 16 年度までの不納欠損額の状況は、特別会計ごと、年度ごとに違いがみられる。不納欠損額が大きい (10 億円以上) のは、空港整備特別会計 (14 年度 13.9 億円)、厚生保険特別会計 (健康勘定・児童手当勘定) (16 年度 12.6 億円、15 年度 12.6 億円) であり、消滅額に対する不納欠損額

の割合が高いのは、表9のとおり、自動車損害賠償保障事業特別会計（16年度7.6%、15年度2.7%）及び船員保険特別会計（15年度0.8%）である。

表9 特別会計歳入金債権の消滅額に対する不納欠損額の割合
（平成14～16年度 上位3位の特別会計・年度）

（単位：億円、%）

特別会計	年度	消滅額 A	不納欠損額 B	B/A
自動車損害賠償保障事業	平成16年度	43.8	3.3	7.6
自動車損害賠償保障事業	15年度	75.4	2.0	2.7
船員保険	15年度	154.6	1.3	0.8

（注）「B/A」は、A及びBを「円」の単位で算出して得た数値である。

なお、自動車損害賠償保障事業特別会計の独立行政法人自動車事故対策機構貸付金債権（平成15年9月以前は自動車事故対策センター貸付金債権）について、政府は、法令に基づき、自動車事故対策センターの解散及び独立行政法人自動車事故対策機構の設立に際して、債権の一部を免除しているが、免除の時点では、政府貸付金の償還期限までにまだ期間があり、歳入としての調査決定が行われていない時期に免除を行っているため、不納欠損処理ではなく「その他」の区分による会計上の処理が行われている（15年度22億円）。また、同特別会計の損害賠償金債権については、無保険車による交通事故に係る債務者（運転者）及び不真正連帯債務者（車の所有者）の一方から債権額の全額が納付された時点でもう一方の債務が消滅するため（注）、「その他」の区分による処理が行われている（15年度1.7億円、16年度1.8億円）。さらに、道路整備特別会計では、受託事業費債権及び公共事業費受益者等負担金債権（附帯工事費分）について、工事実施の初年度に一括計上していたものを、歳入としての調査決定前に複数年度にまたがる年賦払いに債権管理の方法の変更を行っているため、「その他」の区分による処理が行われている（14年度214億円）。

（注）不真正連帯債務者に対する債権については、債務者に対する債権と二重に計上され、国の債権が過大に計上されるという問題点があるが、法律上債務者に対する債権とは別個の債権として存在し、別々に債権管理を行うために、このような取扱いが行われている。

（ウ）債権の発生時期と弁済状況の関係をみるため、表8について、特別会計に帰属する歳入金債権全体についての弁済額のうち、当該年度発生債権に係る弁済額が占める割合をみると、86.7%（平成14年度）、85.3%（15年度）、77.0%（16年度）となっており（3か年単純平均は83.0%）、過年度発生債権に係る各年度の弁済額はごく一部という状況にある。

ただし、債権には、発生から履行期限までの期間が長いものもあれば短いものもあり、特別会計に帰属する歳入金債権全体についての履行期限到来額と履行期限未到来額の状況は、表10のとおりである。

表 10 特別会計歳入金債権の年度末債権現在額の状況（平成 13～16 年度）

（単位：億円、％）

区 分	平成 13 年度末	平成 14 年度末	平成 15 年度末	平成 16 年度末
年度末債権現在額	48,197(100.0)	52,488(100.0)	54,871(100.0)	48,674(100.0)
うち 履行期限到来額	2,613(5.4)	2,484(4.7)	1,556(2.8)	1,677(3.4)
履行期限未到来額	45,584(94.6)	50,004(95.3)	53,316(97.2)	46,997(96.6)

（注）1 本表の数値は、当省が調査対象とした 195 機関の計数を積算したものである。

2 四捨五入のため合計額が合わないものがある。

これをみると、年度末債権現在額に対する履行期限未到来額の割合は、94.7％（平成 13 年度末）、95.3％（14 年度末）、97.2％（15 年度末）、96.6％（16 年度末）となっている（4 か年単純平均 95.9％）。

前述のとおり、特別会計に帰属する債権全体では、過年度発生債権に係る各年度の弁済額は非常に少ないという状況にあるが、過年度発生債権のほとんどは履行期限が未到来であることから、債権の発生時期は古くても履行期限が到来していないものが相当あることに留意する必要がある。

このため、債権の発生時期及び履行期限の到来時期が比較的古い債権の動向をみるために、特に、

- ① 年度末債権現在額に対する履行期限到来額の割合（4 か年単純平均）が 5 割を超えている特別会計（登記特別会計 64.6％、電源開発促進対策特別会計 100％、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計 81.3％、厚生保険特別会計（健康勘定・児童手当勘定）98.2％、船員保険特別会計 99.2％、国立高度専門医療センター特別会計 99.3％、労働保険特別会計 61.3％、特許特別会計 75.1％、自動車損害賠償保障事業特別会計 61.5％、自動車検査登録特別会計 100％）（注 1）の歳入金債権（全債権種類の合計）及び
- ② 平成 16 年度末において損害賠償金債権の履行期限到来額がある 15 の特別会計（注 2）の損害賠償金債権や平成 16 年度末において返納金債権の履行期限到来額がある 11 の特別会計（注 3）の返納金債権

について、平成 13 年度から 16 年度までの各年度末における前年度以前発生債権の履行期限到来額の推移をみたところ、①、②のいずれにおいても、弁済を原因として履行期限到来額が減少傾向にある特別会計は、特に認められなかった。

また、貿易再保険特別会計及び食糧管理特別会計の歳入金債権は、年度末債権現在額に対する履行期限到来額の割合が低い（貿易再保険特別会計における同割合 15.8％、食糧管理特別会計における同割合 26.2％）ために上記①には含まれていないが、平成 16 年度末債権現在額における履行期限到来額は、それぞれ約 696 億円、約 296 億円となっている（調査対象とした 195 機関の全特別会計に係る履行期限到来額の 41.9％及び 17.1％）。この 2 つの特別会計の歳入金債権についても、13 年度から 16 年度までの各年度末における前年度以前発生債権の履行期限到来額の推移をみたところ、弁済を原因として履行期限到来額が減少しているとの傾向にはなかった。

（注 1） 当省が調査対象とした 195 機関の 平成 16 年度末債権現在額において、これら 10 特別会計に係る履行期限到来額の合計額は、全特別会計に係る履行期限到来額の

<p>39.4%である。さらに、貿易再保険特別会計及び食糧管理特別会計に係る履行期限到来額を加えると、全特別会計に係る履行期限到来額の98.6%となる。</p> <p>(注2) 平成16年度末において損害賠償金債権の履行期限到来額がある15の特別会計は、次のとおり。</p> <p>登記特別会計、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計、厚生保険特別会計（健康勘定・児童手当勘定）、船員保険特別会計、労働保険特別会計、農業経営基盤強化措置特別会計、国有林野事業特別会計、国営土地改良事業特別会計、特許特別会計、自動車損害賠償保障事業特別会計、道路整備特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計、自動車検査登録特別会計、空港整備特別会計</p> <p>(注3) 平成16年度末において返納金債権の履行期限到来額がある11の特別会計は、次のとおり。</p> <p>電源開発促進対策特別会計、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計、厚生保険特別会計（健康勘定・児童手当勘定）、船員保険特別会計、労働保険特別会計、食糧管理特別会計、農業経営基盤強化措置特別会計、自動車損害賠償保障事業特別会計、道路整備特別会計、治水特別会計、空港整備特別会計</p> <p>なお、年度末の履行期限到来額に変化がなくても、履行期限の古い債権が弁済されて履行期限の新しい債権が加わる場合には、その限りで回収が行われていることになるため、①及び②について、さらに、平成14年度から16年度までにおける各年度の過年度発生債権に対する弁済額の割合をみたところ、この割合が3か年単純平均で5割を超えているのは、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計並びに労働保険特別会計の歳入金債権（全債権種類の合計）（それぞれ64.4%、52.3%）、厚生保険特別会計（健康勘定・児童手当勘定）、船員保険特別会計及び港湾整備特別会計の損害賠償金債権（それぞれ65.1%、75.6%、100%）並びに労働保険特別会計及び空港整備特別会計の返納金債権（それぞれ55.1%、60.3%）のみであった。</p> <p>また、貿易再保険特別会計及び食糧管理特別会計の歳入金債権についても、過年度発生債権に対する弁済額の割合（3か年単純平均）はそれぞれ7.7%、4.4%であり、前述した履行期限到来額割合が低いという点を勘案しても、過年度発生債権の弁済が大きいといえるものではない。</p> <p>こうしたことから、履行期限が到来した債権の回収が進んでいない状況が、特別会計の随所にかがわれる。</p> <p>ただし、回収が進んでいない債権の中には、債務者が不明のために回収が困難となっている国有林の盗伐事件に係る国有林野事業特別会計の損害賠償金債権のような事例も存在している。一方で、貿易再保険特別会計及び食糧管理特別会計の金銭引渡請求権債権等のように、対外債務返済困難国に対する公的債権回収の国際的枠組み（いわゆる「パリクラブ合意」）により回収計画の大枠が決まり、この大枠に基づき我が国と債務国との間で二国間合意を締結し、具体的回収スケジュールが決定されている事例もある。</p>	<p>表1 - (2) - ⑧</p>
--	---------------------

表 1-① 歳入金債権の種類

主なもの		説明
1 手数料の類	授業料債権	国が設置する教育施設において徴収する授業料に係る債権
	講習料債権	定期講習の講習料に係る債権
	入学料及び入学検定料債権	国が設置する教育施設の管理規則に基づいて入学検定を受ける者から徴収する検定料及び新たに入学する者から徴収する入学料に係る債権
2 負担金の類	公共事業費受益者等負担金債権	土地改良法、港湾法、森林法、河川法、砂防法、道路法、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金法等に基づいて国が徴収する受益者負担金、原因者負担金、占用工事負担金、付帯工事負担金等に係る債権
	電波利用料債権	電波法第 103 条の 2 の規定に基づき無線局の免許等を受けた者から徴収する電波利用料に係る債権
	労働者災害補償保険通勤災害一部負担金債権	労働者災害補償保険法第 31 条第 2 項の規定に基づき通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける労働者から徴収する一部負担金に係る債権
3 納付金の類	日本銀行納付金債権	日本銀行法第 53 条の規定に基づく国庫納付金に係る債権
	国民生活金融公庫納付金債権	国民生活金融公庫法第 22 条の規定に基づく国庫納付金に係る債権
	日本中央競馬会納付金債権	日本中央競馬会法第 27 条の規定に基づく国庫納付金に係る債権
4 保険料及び掛金の類	保険料債権	健康保険、厚生年金保険、船員保険、労働保険、森林保険、漁業共済保険等の国営保険に係る保険料債権
	再保険料債権	農業共済再保険、漁船再保険、貿易再保険、自動車損害賠償責任再保険等の国営再保険に係る保険料債権
	自動車損害賠償保障事業賦課金債権	自動車損害賠償保障法第 78 条の規定に基づき保険会社及び組合が国庫に納付する賦課金に係る債権
5 財産売払代の類	不動産売払代債権	土地、建物、工作物又は立木竹の売払代金又は交換差金に係る債権
	製品売払代債権	官業等による製品の売払代金に係る債権
	物件売払代債権	国有の財産（無体財産権を含む。）の売払代金又は交換差金に係る債権
6 財産貸付料及び使用料の類	公務員宿舍使用料債権	国家公務員宿舍法に基づく使用料に係る債権
	物件貸付料債権	国が管理する財産を貸付契約に基づき貸し付けた場合において徴する貸付料に係る債権
	物件使用料債権	国が管理する行政上の財産の使用又は占用の認可をした場合においてその認可の条件に従い徴する使用料又は占用料に係る債権
7 配当金の類	配当金債権	国の出資に係る会社その他の法人の利益の配当金又は残余財産の分配金に係る債権
8 費用弁償金及び立替金	費用弁償金債権	行政代執行費用、滞納処分費等国が支弁した費用のうち法令の規定により国以外の者が負担すべき金額を弁償させる場

主なもの		説明
返還金の類		合における弁償金に係る債権
	立替金返還金債権	国以外の者が支弁すべき費用を法令の規定により国が代って支払った場合においてその者から返還を受ける返還金に係る債権
9 委任、請負及び寄託等に基づく受託収入の類	刑務作業費債権	刑務所において刑務作業として民間の業者又は団体から委託を受けて作業を行う場合における作業代金に係る債権
	病院等療養費債権	国が設置する病院、診療所、療養所等における診察料、入院料、投薬料等に係る債権
	受託手数料債権	委託契約に基づく事務の手数料に係る債権
10 貸付金回収金の類	帰国費貸付金債権	国の援助を必要とする帰国者に関する領事館の職務等に対する法律に基づき在外邦人を国が援助して帰国させるために領事館が外国において貸し付けた帰国旅費貸付金に係る債権
	下水道事業資金貸付金債権	下水道事業に要する資金の一部について地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構に対して貸し付けた貸付金に係る債権
	定期貸債権	旧租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律の規定による定期貸債権(債務の弁済が著しく困難な無資力債務者に対する債権を定期に分割して返済させる貸付金に組み替えることとするもの)
11 利得償還金の類	返納金債権	金銭の利得に係る償還金又は法令の規定に基づく返還命令による補助金、保険金その他の納付金の返還金に係る債権
	利得償還金債権	金銭以外の財産の利得に係る償還金に係る債権
12 損害賠償金の類	延滞金債権	金銭債権の履行遅滞に係る損害賠償金その他これに類する徴収金に係る債権
	追徴金債権	保険料の過少申告又は無申告による保険料額の更正又は決定があった場合において法令の規定により保険料に合わせ徴収する追徴金に係る債権
	弁償金債権	特別の法律に基づき会計職員その他の国の職員又は国の機関が国に対して負う賠償責任に基づく債権
	損害賠償金債権	各種賠償金以外の損害賠償金その他これに類する徴収金に係る債権
13 利息の類	利息債権	延納利息又は貸付金利息に係る債権
14 金銭引渡請求権の類	金銭引渡請求権債権	法令又は契約の定めるところにより国庫に帰属した現金をその保管する者から引渡を受けるべき請求権に基づく債権
15 出資回収金の類	特殊法人等出資回収金債権	法律の規定に基づき特殊法人等から納付される政府の出資額に相当する金額の回収金に係る債権

(注) 本表は、債権管理事務取扱規則(昭和31年大蔵省令第86号)別表第2に基づき、本省が作成したものである。

表1-② 「平成16年度国の債権の現在額総報告」による債権額

(単位:百万円)

区 分		履行期限 到来額	履行期限 未到来額	左のほか、徴収 停止額	計
一般会計	歳入	25,044	2,744,108	963	2,770,115
	歳入外	28	11	0	39
	資金	5,344,280	5,580,179	0	10,924,459
	計	5,369,352	8,324,298	963	13,694,613
特別会計	歳入	3,094,610	5,670,910	1,388	8,766,908
	歳入外	186	4	0	190
	積立金	0	71,693,615	0	71,693,615
	資金	2	246,864,205	0	246,864,207
	計	3,094,798	324,228,734	1,388	327,324,920
計	歳入	3,119,654	8,415,018	2,351	11,537,023
	歳入外	214	15	0	229
	積立金	0	71,693,615	0	71,693,615
	資金	5,344,282	252,444,384	0	257,788,666
	計	8,464,150	332,553,032	2,351	341,019,533

(注) 本表は、「平成16年度国の債権の現在額総報告」に基づき当省が作成した。

表1－③ 「平成16年度国の債権の現在額総報告」

一般会計歳入金債権の債権種類別 履行期限到来額の順位(平成16年度末) その1 (単位：円)

順位	債権の種類	総計	内閣府	総務省	法務省	外務省	財務省
1	損害賠償金債権	15,130,253,568	12,535,597,526	151,286,074	17,325,774	1,641,191,010	597,883,637
2	返納金債権	4,285,535,330	670,288,157	1,565,397,437	3,622,778	11,818,886	44,713,740
3	物件貸付料債権	3,054,968,999	135,818,134				2,918,527,271
4	利息債権	638,418,084	121,334,559	16,785,913	11,006,714		479,516,679
5	延滞金債権	434,431,066	301,375,754		46,136	191	100,721,863
6	費用弁償金債権	373,469,057	8,200,000		59,445,488		315,070
7	諸貸付金債権	274,738,693					274,738,693
8	諸納付金債権	247,200,336	237,187,736				
9	物件使用料債権	225,635,633	58,909	464,131			
10	電波利用料債権	221,001,285		221,001,285			
11	不動産売払代債権	218,972,802	10,210,922				208,761,880
12	船舶売払代債権	207,800,000					207,800,000
13	帰国費貸付金債権	177,705,893				177,705,893	
14	病院等療養費債権	164,276,257	149,570,596				
15	利得償還金債権	119,981,731					77,760,952
16	公団引継債権	78,632,892					78,632,892
17	物件売払代債権	72,139,278					
18	薪炭需給調節特別会計整理債権	40,237,105					40,237,105
19	加算金債権	13,416,985					
20	金銭引渡請求権債権	12,689,708	9,000			23,576	12,657,132
21	弁償金債権	5,174,871					2,361,969
22	立替金返還金債権	4,102,528	296,992				
23	受託手数料債権	1,827,110					
24	製品売払代債権	1,290,960			1,290,960		
25	定期貸債権	1,065,000					1,065,000
26	海外滞在費貸出金債権	630,198				630,198	
27	公務員宿舍使用料債権	473,087	10,762				289,064
28	刑務作業費債権	400,314			400,314		
29	不用物品売払代債権	185,655	27,198				
30	免許料及び手数料債権	81,500					81,500
31	授業料債権	18					
32	財産利用料債権	12					
	総計	26,006,735,955	14,169,986,245	1,954,934,840	93,138,164	1,831,369,754	5,046,064,447

(注) 1 本表は、「平成16年度国の債権額総報告」に基づき当省が作成した。

2 表中の金額は、徴収停止している債権額 963,178,805円を含む。

3 「内閣府」には、内閣府本府のほか、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、防衛庁(現在は防衛省)及び金融庁を含む。

表1-③ 「平成16年度国の債権額総報告」

一般会計歳入金債権の債権種類別 履行期限到来額の順位(平成16年度末) その2 (単位:円)

順位	債権の種類	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
1	損害賠償金債権	59,572,282	533,155	55,999,197	54,251,094	14,324,819	2,289,000
2	返納金債権	468,000	964,257,120	961,563,437	60,926,890	2,471,965	6,920
3	物件貸付料債権					623,594	
4	利息債権		123,733	1,474,597	139,301	7,506,612	529,976
5	延滞金債権		8,262,930	3,555,400	13,810,187	6,658,605	
6	費用弁償金債権		16,501,229		41,244,231	9,767,537	237,995,502
7	諸貸付金債権						
8	諸納付金債権				10,012,600		
9	物件使用料債権			6,370		7,160,321	217,945,902
10	電波利用料債権						
11	不動産売払代債権						
12	船舶売払代債権						
13	帰国費貸付金債権						
14	病院等療養費債権		14,705,661				
15	利得償還金債権					42,220,779	
16	公団引継債権						
17	物件売払代債権		13,391,463		58,747,815		
18	薪炭需給調節特別会計整理債権						
19	加算金債権				13,335,819	81,166	
20	金銭引渡請求権債権						
21	弁償金債権		2,812,902				
22	立替金返還金債権				3,805,536		
23	受託手数料債権		1,827,110				
24	製品売払代債権						
25	定期貸債権						
26	海外滞在費貸出金債権						
27	公務員宿舍使用料債権		85,512	87,749			
28	刑務作業費債権						
29	不用物品売払代債権		158,457				
30	免許料及び手数料債権						
31	授業料債権		18				
32	財産利用料債権					12	
	総計	60,040,282	1,022,659,290	1,022,686,750	256,273,473	90,815,410	458,767,300

(注) 1 本表は、「平成16年度国の債権額総報告」に基づき当省が作成した。

2 表中の金額は、徴収停止している債権額 963,178,805円を含む。

3 「内閣府」には、内閣府本府のほか、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、防衛庁(現在は防衛省)及び金融庁を含む。

表1-④ 「平成16年度国の債権の現在額総報告」 特別会計歳入金債権の債権種類別 履行期限到来額の順位（平成16年度末） その1

(単位：円)

順位	特別会計・ 所管府省 債権の種類	総計	登記	電源開発 促進対策	石油及びエネ ルギー需給構造 高度化対策	厚生保険（健康勘 定・児童手当勘 定）	船員保険	国立高度専門医 療センター	労働保険
			法務省	財務省、文部 科学省及び経 済産業省	財務省、経済産 業省及び環境省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省
1	保険料債権	227,011,029,870				139,744,894,916	5,407,511,481		81,858,623,473
2	損害賠償金債権	58,750,575,082	207,203,698		36,407	2,202,440,312	43,178,667	2,027,938	15,815,159,569
3	金銭引渡請求権債権	49,181,246,691				36,811,281			
4	利息債権	32,448,522,783	274,064,840				624,802		363,452
5	食糧売払代債権	16,765,497,363							
6	返納金債権	9,986,495,841		1,469,000	36,443,252	3,484,326,671	77,139,120	37,618,878	5,973,300,507
7	延滞金債権	5,752,042,271	18,189,793				1,662,836,095		72,842,245
8	物件使用料債権	1,311,956,980						1,700,538	
9	公共事業費受益者等負担金債権	1,026,012,693							
10	立替金返還金債権	944,224,949					944,224,949		
11	病院等療養費債権	786,965,555						786,965,555	
12	物件貸付料債権	431,312,515							
13	追徴金債権	230,750,027				135,175,037	1,371,517		94,203,473
14	利得償還金債権	154,634,608							153,554,665
15	不動産売払代債権	97,746,718							
16	費用弁償金債権	82,271,595	9,296,718						
17	林産物売払代債権	38,535,659							
18	弁償金債権	17,803,347					1,916,736		15,886,611
19	保険回収金納付金債権	5,671,335							
20	受託手数料債権	2,714,588						2,714,588	
21	発明実施化試験費貸付金債権	2,120,404							
22	過怠金債権	765,943							
23	免許料及び手数料債権	681,285						820	
24	授業料債権	496,800						496,800	
25	物件売払代債権	96,200							
26	公務員宿舍使用料債権	29,602							
27	加算金債権	21,563							
	総計	405,030,222,267	508,755,049	1,469,000	36,479,659	145,603,648,217	8,138,803,367	831,525,117	103,983,933,995

- (注) 1 本表は「平成16年度国の債権の現在額総報告」に基づき当省が作成した。
2 本表の金額は、徴収停止している債権額 1,386,723,928円を含む。

表1-④ 「平成16年度国の債権の現在額総報告」 特別会計歳入金債権の債権種類別 履行期限到来額の順位（平成16年度末） その2

(単位：円)

順位	特別会計・ 所管府省 債権の種類	食糧管理	農業経営基盤強 化措置	国有林野事業	国営土地改良事 業	貿易再保険	特許	自動車損害 賠償保障事業	道路整備
		農林水産省	農林水産省	農林水産省	農林水産省	経済産業省	経済産業省	国土交通省	国土交通省
1	保険料債権								
2	損害賠償金債権	67,242,762	149,763,382	310,933,669	934,611		132,224	39,523,895,596	339,372,144
3	金銭引渡請求権債権					49,144,435,410			
4	利息債権	11,706,306,701	497,335	3,128,406		20,437,525,756	106,313		19,622,859
5	食糧売払代債権	16,765,497,363							
6	返納金債権	2,006,827	6,710	118,016				315,299,133	33,812,951
7	延滞金債権	1,136,393,572	26,996,629	4,886,355		13,829,355	4,605,362	2,656,837,144	
8	物件使用料債権			218,445,554	5,500				160,630,326
9	公共事業費受益者等負担金債権								1,023,490,118
10	立替金返還金債権								
11	病院等療養費債権								
12	物件貸付料債権		239,812,435	191,314,904					
13	追徴金債権								
14	利得償還金債権		953,583						126,360
15	不動産売払代債権		97,746,718						
16	費用弁償金債権								32,391,784
17	林産物売払代債権			38,535,659					
18	弁償金債権								
19	保険回収金納付金債権					5,671,335			
20	受託手数料債権								
21	発明実施化試験費貸付金債権						2,120,404		
22	過怠金債権							765,943	
23	免許料及び手数料債権								680,465
24	授業料債権								
25	物件売払代債権			96,200					
26	公務員宿舍使用料債権			16,206					13,396
27	加算金債権								21,563
	総計	29,677,447,225	515,776,792	767,474,969	940,111	69,601,461,856	6,964,303	42,496,797,816	1,610,161,966

(注) 1 本表は「平成16年度国の債権の現在額総報告」に基づき当省が作成した。
2 本表の金額は、徴収停止している債権額 1,386,723,928円を含む。

表1-④ 「平成16年度国の債権の現在額総報告」 特別会計歳入金債権の債権種類別 履行期限到来額の順位（平成16年度末） その3

(単位：円)

順位	特別会計・ 所管府省 債権の種類	治水	港湾整備	自動車 検査登録	空港整備
		国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省
1	保険料債権				
2	損害賠償金債権	45,886,020	1,859,899	798,000	39,710,184
3	金銭引渡請求権債権				
4	利息債権	5,513,526		768,793	
5	食糧売払代債権				
6	返納金債権	23,843,206			1,111,570
7	延滞金債権	6,061			154,619,660
8	物件使用料債権				931,175,062
9	公共事業費受益者等負担金債権	2,522,575			
10	立替金返還金債権				
11	病院等療養費債権				
12	物件貸付料債権	185,176			
13	追徴金債権				
14	利得償還金債権				
15	不動産売払代債権				
16	費用弁償金債権	40,583,093			
17	林産物売払代債権				
18	弁償金債権				
19	保険回収金納付金債権				
20	受託手数料債権				
21	発明実施化試験費貸付金債権				
22	過怠金債権				
23	免許料及び手数料債権				
24	授業料債権				
25	物件売払代債権				
26	公務員宿舍使用料債権				
27	加算金債権				
	総計	118,539,657	1,859,899	1,566,793	1,126,616,476

- (注) 1 本表は「平成16年度国の債権の現在額総報告」に基づき当省が作成した。
 2 本表の金額は、徴収停止している債権額 1,386,723,928円を含む。

表1-⑤ 調査対象機関一覧

本省庁		出先機関			機関数	
本省庁官房会計課等	本省庁各部局長等	ブロック機関等	県等単位機関	事務所等	本省	出先
内閣府本府	日本学術会議事務局	沖縄総合事務局		南部国道事務所	2	2
宮内庁					1	
公正取引委員会					1	
警察庁					1	
防衛庁管理局	契約本部、防衛施設庁、陸上自衛隊中央会計隊、海上幕僚監部、航空幕僚監部	防衛医科大学校、陸上自衛隊北部方面総監部、陸上自衛隊東部方面総監部、海上自衛隊横須賀地方総監部、海上自衛隊舞鶴地方総監部、航空自衛隊中部航空方面隊司令部、横浜防衛施設局、広島防衛施設局、那覇防衛施設局			6	9
金融庁					1	
総務省		北海道総合通信局、東北総合通信局、信越総合通信局、東海総合通信局、北陸総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局、四国総合通信局、九州総合通信局、沖縄総合通信事務所			1	10
消防庁					1	
法務省		名古屋高等検察庁、広島高等検察庁、東京法務局、名古屋法務局、福岡法務局、東京入国管理局	東京地方検察庁、福岡地方検察庁、府中刑務所、福岡保護観察所		1	10
公安調査庁					1	
外務省					1	
財務省		北海道財務局、東北財務局、北陸財務局、東海財務局、近畿財務局、中国財務局、九州財務局、仙台国税局、大阪国税局、熊本国税局、沖縄国税事務所	横浜財務事務所、新潟財務事務所、長野財務事務所、京都財務事務所、松山財務事務所		1	16
文部科学省	研究開発局				2	
厚生労働省	医政局、労働基準局、職業安定局、雇用均等・児童家庭局	国立循環器病センター、国立長寿医療センター、国立武蔵野学院、国立身体障害者リハビリテーションセンター	宮城労働局、新潟労働局、石川労働局、長野労働局、京都労働局、愛媛労働局、熊本労働局、沖縄労働局		5	12
社会保険庁			北海道社会保険事務所、宮城社会保険事務所、愛知社会保険事務所、大阪社会保険事務所、福岡社会保険事務所、熊本社会保険事務所、沖縄社会保険事務所	札幌北社会保険事務所、京橋社会保険事務所、新潟社会保険事務所新潟東社会保険事務所、長岡社会保険事務所、金沢南社会保険事務所、石川社会保険事務所金沢北社会保険事務所、小松社会保険事務所、長野北社会保険事務所、名古屋北社会保険事務所、舞鶴社会保険事務所、京都社会保険事務所下京社会保険事務所、難波社会保険事務所、松山西社会保険事務所、今治社会保険事務所、宇和島社会保険事務所、八幡社会保険事務所、熊本社会保険事務所熊本西社会保険事務所、浦添社会保険事務所	1	25
農林水産省	総合食料局、経営局、農村振興局	東北農政局、関東農政局、近畿農政局、九州農政局			4	4
林野庁		北海道森林管理局、中部森林管理局、近畿中国森林管理局、九州森林管理局			1	4
水産庁					1	
経済産業省	貿易経済協力局	東北経済産業局、関東経済産業局、中部経済産業局、中国経済産業局、九州経済産業局			2	5
資源エネルギー庁	原子力安全・保安院				2	
特許庁					1	
中小企業庁					1	
国土交通省	自動車交通局、航空局、北海道局	東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局、九州地方整備局、北海道開発局、中部運輸局、東京航空局、大阪航空局		仙台河川国道事務所、大宮国道事務所、長野国道事務所、高田河川国道事務所、新潟国道事務所、長岡国道事務所、金沢河川国道事務所、飯田国道事務所、愛知国道事務所、大阪国道事務所、福知山河川国道事務所、京都国道事務所、福山河川国道事務所、三次河川国道事務所、広島国道事務所、松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、福岡国道事務所、北九州国道事務所、熊本河川国道事務所、札幌開発建設部、旭川開発建設部	4	33
海上保安庁		東京管区气象台 第一管区海上保安本部、第三管区海上保安本部				1
環境省					1	
(日本郵政公社)		小樽貯金事務センター、仙台貯金事務センター、横浜貯金事務センター、長野貯金事務センター、金沢貯金事務センター、大阪貯金事務センター、広島貯金事務センター、福岡貯金事務センター				8
(都道府県出納局等)			宮城県、埼玉県、新潟県、長野県、石川県、京都府、広島県、愛媛県、福岡県、沖縄県			10
合計 195 機関					44	151

(注) 中国四国管区行政評価局が平成16年度に実施した行政評価・監視の対象となった6出先機関(広島防衛施設局、中国総合通信局、広島高等検察庁、中国財務局、中国経済産業局及び中国地方整備局)については、債権管理事務担当職員の状況並びに強制履行の請求等、滞納処分の執行・執行停止、徴収停止、みなし消滅、免除及び履行延期特約等の実績件数は、調査していない。

表1-(1)-① 一般会計(歳入)の債権の種類別 履行期限到来額(平成16年度末、今回調査分) その1

(単位:円)

順位	債権の種類	総計	内閣府	総務省	法務省	外務省	財務省
1	損害賠償金債権	13,861,055,463	11,508,777,709	151,286,074	5,736,932	1,641,191,010	373,897,735
2	返納金債権	3,496,289,719	664,077,105	1,478,672,938	582,214	11,818,886	41,844,742
3	物件貸付料債権	880,673,430	0	0	0	0	880,673,430
4	利息債権	616,984,280	113,895,044	16,785,913	11,006,714	0	466,207,703
5	延滞金債権	419,950,865	301,365,754	0	0	191	88,506,597
6	費用弁償金債権	299,782,325	8,200,000	0	0	0	16,170
7	諸貸付金債権	274,738,693	0	0	0	0	274,738,693
8	諸納付金債権	247,200,336	237,187,736	0	0	0	0
9	船舶売払代債権	207,800,000	0	0	0	0	207,800,000
10	帰国費貸付金債権	177,705,893	0	0	0	177,705,893	0
11	電波利用料債権	152,809,105	0	152,809,105	0	0	0
12	病院等療養費債権	150,984,400	136,355,869	0	0	0	0
13	物件使用料債権	148,017,687	58,909	464,131	0	0	0
14	不動産売払代債権	119,898,912	0	0	0	0	119,898,912
15	物件売払代債権	72,139,278	0	0	0	0	0
16	公団引継債権	69,121,788	0	0	0	0	69,121,788
17	利得償還金債権	48,402,693	0	0	0	0	6,181,914
18	薪炭需給調節特別会計整理債権	40,237,105	0	0	0	0	40,237,105
19	加算金債権	13,416,985	0	0	0	0	0
20	金銭引渡請求権債権	11,985,687	0	0	0	23,576	11,962,111
21	立替金返還金債権	3,912,814	107,278	0	0	0	0
22	弁償金債権	2,233,548	0	0	0	0	0
23	受託手数料債権	1,827,110	0	0	0	0	0
24	製品売払代債権	1,290,960	0	0	1,290,960	0	0
25	定期貸債権	1,065,000	0	0	0	0	1,065,000
26	海外滞在費貸出金債権	630,198	0	0	0	630,198	0
27	公務員宿舍使用料債権	201,435	10,596	0	0	0	17,578
28	不用物品売払代債権	185,655	27,198	0	0	0	0
	総計	21,320,541,364	12,970,063,198	1,800,018,161	18,616,820	1,831,369,754	2,582,169,478

(注) 1 本表の数値は、当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものである。

2 表中の金額は、徴収停止した額を含んでいる。

3 刑務作業費債権、免許料及び手数料債権、授業料債権及び財産利用料債権については、履行期限到来額が0のため記載を省略した。

4 「内閣府」には、内閣府本府のほか、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、防衛庁(現在は防衛省)及び金融庁を含む。

表1-(1)-① 一般会計(歳入)の債権の種類別 履行期限到来額(平成16年度末、今回調査分) その2

(単位:円)

順位	債権の種類	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
1	損害賠償金債権	59,572,282	533,155	55,999,197	53,161,094	8,611,275	2,289,000
2	返納金債権	468,000	274,150,091	961,563,437	60,926,890	2,178,496	6,920
3	物件貸付料債権	0	0	0	0	0	0
4	利息債権	0	78,733	1,474,597	139,301	6,866,299	529,976
5	延滞金債権	0	8,211,129	3,555,400	13,810,187	4,501,607	0
6	費用弁償金債権	0	6,241,907	0	41,244,231	6,084,515	237,995,502
7	諸貸付金債権	0	0	0	0	0	0
8	諸納付金債権	0	0	0	10,012,600	0	0
9	船舶売払代債権	0	0	0	0	0	0
10	帰国費貸付金債権	0	0	0	0	0	0
11	電波利用料債権	0	0	0	0	0	0
12	病院等療養費債権	0	14,628,531	0	0	0	0
13	物件使用料債権	0	0	0	0	296,224	147,198,423
14	不動産売払代債権	0	0	0	0	0	0
15	物件売払代債権	0	13,391,463	0	58,747,815	0	0
16	公団引継債権	0	0	0	0	0	0
17	利得償還金債権	0	0	0	0	42,220,779	0
18	薪炭需給調節特別会計整理債権	0	0	0	0	0	0
19	加算金債権	0	0	0	13,335,819	81,166	0
20	金銭引渡請求権債権	0	0	0	0	0	0
21	立替金返還金債権	0	0	0	3,805,536	0	0
22	弁償金債権	0	2,233,548	0	0	0	0
23	受託手数料債権	0	1,827,110	0	0	0	0
24	製品売払代債権	0	0	0	0	0	0
25	定期貸債権	0	0	0	0	0	0
26	海外滞在費貸出金債権	0	0	0	0	0	0
27	公務員宿舎使用料債権	0	85,512	87,749	0	0	0
28	不用物品売払代債権	0	158,457	0	0	0	0
	総計	60,040,282	321,539,636	1,022,680,380	255,183,473	70,840,361	388,019,821

(注) 1 本表の数値は、当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものである。

2 表中の金額は、徴収停止した額を含んでいる。

3 刑務作業費債権、免許料及び手数料債権、授業料債権及び財産利用料債権については、履行期限到来額が0のため記載を省略した。

4 「内閣府」には、内閣府本府のほか、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、防衛庁(現在は防衛省)及び金融庁を含む。

表1-(1)-② 一般会計(歳入)の債権の種類別 発生額(平成16年度、今回調査分) その1

(単位:円)

順位	債権の種類	総計	内閣府	総務省	法務省	外務省
1	日本中央競馬会納付金債権	308,381,871,548	0	0	0	0
2	独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権	101,284,186,000	0	0	0	0
3	諸納付金債権	94,156,708,947	3,763,150,000	6,388,422,453	0	0
4	不動産売払代債権	81,786,994,199	0	0	0	0
5	返納金債権	76,094,310,931	36,318,778,312	438,413,029	14,855,957	14,640,188,746
6	公共事業費地方負担金債権	57,403,168,425	0	0	0	0
7	日本銀行納付金債権	47,202,954,665	0	0	0	0
8	電波利用料債権	36,390,367,686	0	36,390,367,686	0	0
9	成田国際空港株式会社貸付金債権	14,945,973,472	0	0	0	0
10	病院等療養費債権	14,147,874,021	12,693,586,134	0	0	0
11	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構貸付金債権	13,131,462,218	0	0	0	0
12	公務員宿舎使用料債権	9,120,383,395	2,798,072,593	27,198,502	79,693,955	876,742,910
13	物件貸付料債権	7,365,933,879	38,406	0	107,157,703	13,717,398
14	独立行政法人等恩給負担金債権	5,952,335,253	0	0	0	0
15	損害賠償金債権	4,380,103,992	2,637,163,294	2,030,175	6,408,118	788,584
16	小規模企業者等設備導入資金貸付金債権	4,021,143,005	0	0	0	0
17	金銭引渡請求権債権	3,712,029,769	30,981	0	19,171,349	20,955,100
18	製品売払代債権	2,502,463,204	0	0	510,003	2,668,036
19	物件使用料債権	1,899,815,138	890,198,370	82,835,070	42,371,531	18,493,965
20	原子力損害補償料債権	854,445,118	0	0	0	0
21	母子寡婦福祉貸付金債権	836,602,000	0	0	0	0
22	特殊法人等出資回収金債権	614,649,786	0	0	0	0
23	証券売払代債権	564,193,281	0	0	0	0
24	防衛庁職員等給食費債権	533,504,391	533,504,391	0	0	0
25	災害援護貸付金債権	433,266,332	0	0	0	0
26	独立行政法人造幣局納付金債権	396,683,398	0	0	0	0
27	財産利用料債権	354,900,198	7,080	9,797,500	0	527,968
28	不用物品売払代債権	345,946,484	318,752,741	26,710	954,864	3,095
29	刑務作業費債権	270,165,217	0	0	270,165,217	0
30	受託手数料債権	143,602,951	0	0	0	0
31	立替金返還金債権	142,284,577	140,569,340	0	0	0
32	自衛隊学資貸与金債権	135,080,884	135,080,884	0	0	0
33	独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金債権	110,470,712	0	0	0	0
34	公共事業費受益者等負担金債権	102,685,683	0	0	0	0
35	返還物品売払代債権	96,300,642	96,300,642	0	0	0
36	費用弁償金債権	86,564,947	58,023,352	0	10,080	0
37	船舶売払代債権	76,478,541	67,725,000	0	0	0
38	免許料及び手数料債権	66,737,920	3,260	1,915,780	0	354,160
39	利息債権	54,805,257	323,000	230,189	19,488,068	0
40	加算金債権	47,743,572	0	0	0	0
41	延滞金債権	46,367,270	1,872,759	473,339	20,632	54
42	受託事業費債権	44,022,811	0	0	0	0
43	雑収	39,073,846	0	33,073,846	0	0
44	授業料債権	36,129,500	2,756,300	0	0	0
45	受託調査及び試験手数料債権	23,077,677	22,699,677	0	0	0
46	講習料債権	12,430,744	0	0	0	0
47	入学科及び入学検定料債権	7,142,400	0	0	0	0
48	配当金債権	5,577,857	0	0	0	0
49	農産物等売払代債権	5,277,658	0	0	0	0
50	諸負担金債権	2,229,457	197,118	22,747	0	0
51	帰国費貸付金債権	1,865,462	0	0	0	1,865,462
52	公衆衛生修学資金貸付金債権	1,152,000	0	0	0	0
53	海外滞在費貸出金債権	774,814	0	0	0	774,814
54	弁償金債権	570,487	375,741	0	0	0
55	物件売払代債権	125,959	26,250	0	0	0
56	寄宿料債権	7,757	7,757	0	0	0
57	国家公務員通勤災害一部負担金債権	200	0	0	0	0
	総計	890,373,017,537	60,479,243,382	43,374,807,026	560,807,477	15,577,080,292

- (注) 1 本表の数値は、本省が調査対象とした195機関の計数を積算したものである。
2 諸貸付金債権、利得償還金債権、公団引継債権、新炭需給調節特別会計整理債権、定期貸債権、小企業等経営改善資金貸付金債権、据置貸債権、独立行政法人情報通信研究機構貸付金債権、日本下水道事業団貸付金債権及び埠頭整備資金等貸付金債権については、新規発生額が0のため記載を省略した。
3 「内閣府」には、内閣府本府のほか、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、防衛庁(現在は防衛省)及び金融庁を含む。

表1-(1)-② 一般会計(歳入)の債権の種類別 発生額(平成16年度、今回調査分) その2

(単位:円)

順位	債権の種類	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省
1	日本中央競馬会納付金債権	0	0	0	308,381,871,548	0
2	独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権	0	101,284,186,000	0	0	0
3	諸納付金債権	77,359,558,474	2,604,326,243	505,839,945	920,210,690	1,762,408,132
4	不動産売払代債権	81,786,303,188	0	0	0	0
5	返納金債権	309,648,254	3,296,712,256	9,924,156,908	3,966,221,494	5,555,017,593
6	公共事業費地方負担金債権	0	0	0	1,681,327,335	0
7	日本銀行納付金債権	47,202,954,665	0	0	0	0
8	電波利用料債権	0	0	0	0	0
9	成田国際空港株式会社貸付金債権	0	0	0	0	0
10	病院等療養費債権	0	0	1,454,287,887	0	0
11	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構貸付金債権	0	0	0	0	13,131,462,218
12	公務員宿舎使用料債権	4,580,613,891	986,309	85,902,888	377,642,278	57,979,820
13	物件貸付料債権	7,151,952,268	85,514,269	6,341,897	206,563	0
14	独立行政法人等恩給負担金債権	5,952,335,253	0	0	0	0
15	損害賠償金債権	274,569,858	61,085,968	3,891,223	22,112,048	1,202,922
16	小規模企業者等設備導入資金貸付金債権	0	0	0	0	4,021,143,005
17	金銭引渡請求権債権	136,329,617	18,820	15,610	112,320,572	3,423,183,559
18	製品売払代債権	0	0	2,493,846,311	0	0
19	物件使用料債権	53,083,169	13,518,917	110,273,275	30,442,085	17,660,590
20	原子力損害補償料債権	0	854,445,118	0	0	0
21	母子寡婦福祉貸付金債権	0	0	836,602,000	0	0
22	特殊法人等出資回収金債権	614,649,786	0	0	0	0
23	証券売払代債権	564,193,281	0	0	0	0
24	防衛庁職員等給食費債権	0	0	0	0	0
25	災害援護貸付金債権	0	0	433,266,332	0	0
26	独立行政法人造幣局納付金債権	396,683,398	0	0	0	0
27	財産利用料債権	562,275	24,183,730	2,213,487	48,877	16,357,566
28	不用物品売払代債権	1,482,001	2,033,275	718,814	703,100	16,192,797
29	刑務作業費債権	0	0	0	0	0
30	受託手数料債権	446,960	0	32,345,303	0	0
31	立替金返還金債権	0	0	0	0	28,679
32	自衛隊学資貸与金債権	0	0	0	0	0
33	独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金債権	0	110,470,712	0	0	0
34	公共事業費受益者等負担金債権	0	0	0	1,488,757	0
35	返還物品売払代債権	0	0	0	0	0
36	費用弁償金債権	4,672,980	0	23,747,006	0	0
37	船舶売払代債権	0	0	0	7,927,500	0
38	免許料及び手数料債権	64,111,420	0	61,780	0	233,120
39	利息債権	32,437,711	0	0	2,326,289	0
40	加算金債権	0	31,101,822	0	0	1,477,371
41	延滞金債権	2,274,743	27,175,923	10,300,800	416,417	3,235,570
42	受託事業費債権	0	0	0	0	0
43	雑収	0	6,000,000	0	0	0
44	授業料債権	0	0	33,373,200	0	0
45	受託調査及び試験手数料債権	0	0	378,000	0	0
46	講習料債権	0	0	12,430,744	0	0
47	入学料及び入学検定料債権	0	0	7,142,400	0	0
48	配当金債権	5,577,857	0	0	0	0
49	農産物等売払代債権	0	0	0	5,277,658	0
50	諸負担金債権	0	0	2,009,592	0	0
51	帰国費貸付金債権	0	0	0	0	0
52	公衆衛生修学資金貸付金債権	0	0	1,152,000	0	0
53	海外滞在費貸出金債権	0	0	0	0	0
54	弁償金債権	85,602	0	109,144	0	0
55	物件売払代債権	8,025	0	0	0	0
56	寄宿料債権	0	0	0	0	0
57	国家公務員通勤災害一部負担金債権	200	0	0	0	0
	総計	226,494,534,876	108,401,759,362	15,980,406,546	315,510,543,211	28,007,582,942

(注) 1 本表の数値は、当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものである。

2 諸貸付金債権、利得償還金債権、公団引継債権、薪炭需給調節特別会計整理債権、定期貸債権、小企業等経営改善資金貸付金債権、据置貸債権、独立行政法人情報通信研究機構貸付金債権、日本下水道事業団貸付金債権及び埠頭整備資金等貸付金債権については、新規発生額が0のため記載を省略した。

3 「内閣府」には、内閣府本府のほか、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、防衛庁(現在は防衛省)及び金融庁を含む。

表1-(1)-② 一般会計(歳入)の債権の種類別 発生額(平成16年度、今回調査分) その3

(単位:円)

順位	債権の種類	国土交通省	環境省
1	日本中央競馬会納付金債権	0	0
2	独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権	0	0
3	諸納付金債権	852,793,010	0
4	不動産売払代債権	691,011	0
5	返納金債権	839,302,969	791,015,413
6	公共事業費地方負担金債権	55,721,841,090	0
7	日本銀行納付金債権	0	0
8	電波利用料債権	0	0
9	成田国際空港株式会社貸付金債権	14,945,973,472	0
10	病院等療養費債権	0	0
11	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構貸付金債権	0	0
12	公務員宿舎使用料債権	222,525,556	13,024,693
13	物件貸付料債権	1,005,117	258
14	独立行政法人等恩給負担金債権	0	0
15	損害賠償金債権	1,370,851,802	0
16	小規模企業者等設備導入資金貸付金債権	0	0
17	金銭引渡請求権債権	4,161	0
18	製品売払代債権	5,438,854	0
19	物件使用料債権	184,965,987	455,972,179
20	原子力損害補償料債権	0	0
21	母子寡婦福祉貸付金債権	0	0
22	特殊法人等出資回収金債権	0	0
23	証券売払代債権	0	0
24	防衛庁職員等給食費債権	0	0
25	災害援護貸付金債権	0	0
26	独立行政法人造幣局納付金債権	0	0
27	財産利用料債権	140,856,240	160,345,475
28	不用物品売払代債権	5,079,087	0
29	刑務作業費債権	0	0
30	受託手数料債権	110,810,688	0
31	立替金返還金債権	7,156	1,679,402
32	自衛隊学資貸与金債権	0	0
33	独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金債権	0	0
34	公共事業費受益者等負担金債権	101,196,926	0
35	返還物品売払代債権	0	0
36	費用弁償金債権	111,529	0
37	船舶売払代債権	826,041	0
38	免許料及び手数料債権	45,640	12,760
39	利息債権	0	0
40	加算金債権	15,164,199	0
41	延滞金債権	560,212	36,821
42	受託事業費債権	44,022,811	0
43	雑収	0	0
44	授業料債権	0	0
45	受託調査及び試験手数料債権	0	0
46	講習料債権	0	0
47	入学金及び入学検定料債権	0	0
48	配当金債権	0	0
49	農産物等売払代債権	0	0
50	諸負担金債権	0	0
51	帰国費貸付金債権	0	0
52	公衆衛生修学資金貸付金債権	0	0
53	海外滞在費貸出金債権	0	0
54	弁償金債権	0	0
55	物件売払代債権	0	91,684
56	寄宿料債権	0	0
57	国家公務員通勤災害一部負担金債権	0	0
	総計	74,564,073,558	1,422,178,685

- (注) 1 本表の数値は、当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものである。
 2 諸貸付金債権、利得償還金債権、公団引継債権、新炭需給調節特別会計整理債権、定期貸債権、小企業等経営改善資金貸付金債権、据置貸債権、独立行政法人情報通信研究機構貸付金債権、日本下水道事業団貸付金債権及び埠頭整備資金等貸付金債権については、新規発生額が0のため記載を省略した。
 3 「内閣府」には、内閣府本府のほか、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、防衛庁(現在は防衛省)及び金融庁を含む。

表1-(1)-③ 一般会計(歳入)の債権の種類別 弁済額(平成16年度、今回調査分) その1

(単位:円)

順位	債権の種類	総計	内閣府	総務省	法務省
1	日本中央競馬会納付金債権	308,381,871,548	0	0	0
2	諸納付金債権	94,221,189,719	3,808,616,245	6,388,422,453	0
3	不動産売払代債権	81,477,315,421	0	0	0
4	返納金債権	76,514,372,567	36,384,687,124	571,858,512	18,779,040
5	公共事業費地方負担金債権	57,403,168,425	0	0	0
6	日本銀行納付金債権	47,202,954,665	0	0	0
7	電波利用料債権	36,372,548,684	0	36,372,548,684	0
8	病院等療養費債権	14,146,434,292	12,694,263,810	0	0
9	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構貸付金債権	13,131,462,218	0	0	0
10	公務員宿舍使用料債権	9,120,946,649	2,798,170,794	27,233,192	80,005,955
11	物件貸付料債権	7,285,297,966	38,406	0	107,157,703
12	独立行政法人等恩給負担金債権	5,952,335,253	0	0	0
13	損害賠償金債権	5,032,638,868	3,134,705,041	2,347,813	6,273,951
14	小規模企業者等設備導入資金貸付金債権	4,020,859,206	0	0	0
15	金銭引渡請求権債権	3,716,848,522	30,981	0	19,180,169
16	製品売払代債権	2,502,478,204	0	0	525,003
17	独立行政法人造幣局納付金債権	1,888,926,251	0	0	0
18	物件使用料債権	1,882,411,914	890,146,539	82,835,070	42,371,531
19	成田国際空港株式会社貸付金債権	1,100,000,000	0	0	0
20	原子力損害補償料債権	854,445,118	0	0	0
21	特殊法人等出資回収金債権	614,649,786	0	0	0
22	証券売払代債権	564,193,281	0	0	0
23	防衛庁職員等給食費債権	533,504,391	533,504,391	0	0
24	諸貸付金債権	376,166,626	376,166,626	0	0
25	財産利用料債権	354,985,103	7,080	9,797,500	0
26	不用物品売払代債権	345,938,786	318,745,043	26,710	954,864
27	独立行政法人情報通信研究機構貸付金債権	338,262,600	0	338,262,600	0
28	刑務作業費債権	270,165,217	0	0	270,165,217
29	埠頭整備資金等貸付金債権	218,526,000	0	0	0
30	受託手数料債権	144,167,323	0	0	0
31	立替金返還金債権	142,284,577	140,569,340	0	0
32	自衛隊学資貸与金債権	136,940,884	136,940,884	0	0
33	独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金債権	110,470,712	0	0	0
34	公共事業費受益者等負担金債権	106,447,059	0	0	0
35	返還物品売払代債権	96,300,642	96,300,642	0	0
36	費用弁償金債権	86,981,823	58,204,468	0	10,080
37	日本下水道事業団貸付金債権	83,965,000	0	0	0
38	延滞金債権	80,605,960	2,551,961	1,372,624	293,582
39	船舶売払代債権	76,478,541	67,725,000	0	0
40	免許料及び手数料債権	66,737,920	3,260	1,915,780	0
41	加算金債権	46,406,911	0	0	0
42	受託事業費債権	42,876,211	0	0	0
43	雑収	39,073,846	0	33,073,846	0
44	授業料債権	36,129,500	2,756,300	0	0
45	利息債権	30,179,290	457,000	457,596	20,000
46	災害援護貸付金債権	29,283,334	0	0	0
47	受託調査及び試験手数料債権	23,077,677	22,699,677	0	0
48	講習料債権	12,430,744	0	0	0
49	入学料及び入学検定料債権	7,142,400	0	0	0
50	帰国費貸付金債権	6,241,428	0	0	0
51	配当金債権	5,577,857	0	0	0
52	農産物等売払代債権	5,277,658	0	0	0
53	諸負担金債権	2,229,457	197,118	22,747	0
54	公衆衛生修学資金貸付金債権	1,152,001	0	0	0
55	利得償還金債権	998,229	0	0	0
56	弁償金債権	570,487	375,741	0	0
57	物件売払代債権	478,059	26,250	0	0
58	薪炭需給調節特別会計整理債権	360,000	0	0	0
59	海外滞在費貸出金債権	59,239	0	0	0
60	寄宿料債権	7,757	7,757	0	0
61	国家公務員通勤災害一部負担金債権	200	0	0	0
	総計	777,245,830,006	61,467,897,478	43,830,175,127	545,737,095

- (注) 1 本表の数値は、当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものである。
2 公団引継債権、定期貸債権、小企業等経営改善資金貸付金債権、据置貸債権、独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権及び母子寡婦福祉貸付金債権については、弁済額が0のため記載を省略した。
3 「内閣府」には、内閣府本府のほか、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、防衛庁(現在は防衛省)及び金融庁を含む。

表1-(1)-③ 一般会計(歳入)の債権の種類別 弁済額(平成16年度、今回調査分) その2

(単位:円)

順位	債権の種類	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省
1	日本中央競馬会納付金債権	0	0	0	0
2	諸納付金債権	0	77,359,558,474	2,604,326,243	505,839,945
3	不動産売払代債権	0	81,476,624,410	0	0
4	返納金債権	14,640,294,922	313,947,857	3,348,129,848	9,963,350,604
5	公共事業費地方負担金債権	0	0	0	0
6	日本銀行納付金債権	0	47,202,954,665	0	0
7	電波利用料債権	0	0	0	0
8	病院等療養費債権	0	0	0	1,452,170,482
9	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構貸付金債権	0	0	0	0
10	公務員宿舍使用料債権	876,742,910	4,580,673,670	986,309	85,902,888
11	物件貸付料債権	13,717,398	7,071,316,355	85,514,269	6,341,897
12	独立行政法人等恩給負担金債権	0	5,952,335,253	0	0
13	損害賠償金債権	848,233	295,920,347	188,144,110	3,870,870
14	小規模企業者等設備導入資金貸付金債権	0	0	0	0
15	金銭引渡請求権債権	20,931,524	141,163,126	18,820	15,610
16	製品売払代債権	2,668,036	0	0	2,493,846,311
17	独立行政法人造幣局納付金債権	0	1,888,926,251	0	0
18	物件使用料債権	18,567,773	53,083,169	13,519,017	110,273,275
19	成田国際空港株式会社貸付金債権	0	0	0	0
20	原子力損害補償料債権	0	0	854,445,118	0
21	特殊法人等出資回収金債権	0	614,649,786	0	0
22	証券売払代債権	0	564,193,281	0	0
23	防衛庁職員等給食費債権	0	0	0	0
24	諸貸付金債権	0	0	0	0
25	財産利用料債権	527,968	562,275	24,268,635	2,213,487
26	不用物品売払代債権	3,095	1,482,001	2,033,275	718,814
27	独立行政法人情報通信研究機構貸付金債権	0	0	0	0
28	刑務作業費債権	0	0	0	0
29	埠頭整備資金等貸付金債権	0	0	0	0
30	受託手数料債権	0	446,960	0	32,909,675
31	立替金返還金債権	0	0	0	0
32	自衛隊学資貸与金債権	0	0	0	0
33	独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金債権	0	0	110,470,712	0
34	公共事業費受益者等負担金債権	0	0	0	0
35	返還物品売払代債権	0	0	0	0
36	費用弁償金債権	0	4,656,810	0	23,998,253
37	日本下水道事業団貸付金債権	0	0	0	0
38	延滞金債権	15,602	34,424,573	26,490,680	10,305,900
39	船舶売払代債権	0	0	0	0
40	免許料及び手数料債権	354,160	64,111,420	0	61,780
41	加算金債権	0	0	29,711,341	0
42	受託事業費債権	0	0	0	0
43	雑取	0	0	6,000,000	0
44	授業料債権	0	0	0	33,373,200
45	利息債権	0	29,199,459	0	0
46	災害援護貸付金債権	0	0	0	29,283,334
47	受託調査及び試験手数料債権	0	0	0	378,000
48	講習料債権	0	0	0	12,430,744
49	入学料及び入学検定料債権	0	0	0	7,142,400
50	帰国費貸付金債権	6,241,428	0	0	0
51	配当金債権	0	5,577,857	0	0
52	農産物等売払代債権	0	0	0	0
53	諸負担金債権	0	0	0	2,009,592
54	公衆衛生修学資金貸付金債権	0	0	0	1,152,001
55	利得償還金債権	0	0	0	0
56	弁償金債権	0	85,602	0	109,144
57	物件売払代債権	0	8,025	0	0
58	新炭電給調節特別会計整理債権	0	360,000	0	0
59	海外滞在費貸出金債権	59,239	0	0	0
60	寄宿料債権	0	0	0	0
61	国家公務員通勤災害一部負担金債権	0	200	0	0
	総計	15,580,972,288	227,656,261,826	7,294,058,377	14,777,698,206

(注) 1 本表の数値は、当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものである。
 2 公団引継債権、定期貸債権、小企業等経営改善資金貸付金債権、据置貸債権、独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権及び母子寡婦福祉貸付金債権については、弁済額が0のため記載を省略した。
 3 「内閣府」には、内閣府本府のほか、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、防衛庁(現在は防衛省)及び金融庁を含む。

表1-(1)-③ 一般会計(歳入)の債権の種類別 弁済額(平成16年度、今回調査分) その3

(単位:円)

順位	債権の種類	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
1	日本中央競馬会納付金債権	308,381,871,548	0	0	0
2	諸納付金債権	925,544,690	1,773,584,959	855,296,710	0
3	不動産売払代債権	0	0	691,011	0
4	返納金債権	3,989,051,144	5,631,087,174	862,177,843	791,008,499
5	公共事業費地方負担金債権	1,681,327,335	0	55,721,841,090	0
6	日本銀行納付金債権	0	0	0	0
7	電波利用料債権	0	0	0	0
8	病院等療養費債権	0	0	0	0
9	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構貸付金債権	0	13,131,462,218	0	0
10	公務員宿舍使用料債権	377,700,029	57,979,820	222,526,389	13,024,693
11	物件貸付料債権	206,563	0	1,005,117	258
12	独立行政法人等恩給負担金債権	0	0	0	0
13	損害賠償金債権	22,981,340	2,091,517	1,375,455,646	0
14	小規模企業者等設備導入資金貸付金債権	0	4,020,859,206	0	0
15	金銭引渡請求権債権	112,320,572	3,423,183,559	4,161	0
16	製品売払代債権	0	0	5,438,854	0
17	独立行政法人造幣局納付金債権	0	0	0	0
18	物件使用料債権	30,445,085	17,660,590	184,691,270	438,818,595
19	成田国際空港株式会社貸付金債権	0	0	1,100,000,000	0
20	原子力損害補償料債権	0	0	0	0
21	特殊法人等出資回収金債権	0	0	0	0
22	証券売払代債権	0	0	0	0
23	防衛庁職員等給食費債権	0	0	0	0
24	諸貸付金債権	0	0	0	0
25	財産利用料債権	48,877	16,357,566	140,856,240	160,345,475
26	不用物品売払代債権	703,100	16,192,797	5,079,087	0
27	独立行政法人情報通信研究機構貸付金債権	0	0	0	0
28	刑務作業費債権	0	0	0	0
29	埠頭整備資金等貸付金債権	0	0	218,526,000	0
30	受託手数料債権	0	0	110,810,688	0
31	立替金返還金債権	0	28,679	7,156	1,679,402
32	自衛隊学資貸与金債権	0	0	0	0
33	独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金債権	0	0	0	0
34	公共事業費受益者等負担金債権	5,250,133	0	101,196,926	0
35	返還物品売払代債権	0	0	0	0
36	費用弁償金債権	0	0	112,212	0
37	日本下水道事業団貸付金債権	0	0	83,965,000	0
38	延滞金債権	87,363	3,556,484	620,212	886,979
39	船舶売払代債権	7,927,500	0	826,041	0
40	免許料及び手数料債権	0	233,120	45,640	12,760
41	加算金債権	0	1,477,371	15,218,199	0
42	受託事業費債権	0	0	42,876,211	0
43	雑取	0	0	0	0
44	授業料債権	0	0	0	0
45	利息債権	0	0	45,235	0
46	災害援護貸付金債権	0	0	0	0
47	受託調査及び試験手数料債権	0	0	0	0
48	講習料債権	0	0	0	0
49	入学料及び入学検定料債権	0	0	0	0
50	帰国費貸付金債権	0	0	0	0
51	配当金債権	0	0	0	0
52	農産物等売払代債権	5,277,658	0	0	0
53	諸負担金債権	0	0	0	0
54	公衆衛生修学資金貸付金債権	0	0	0	0
55	利得償還金債権	0	0	998,229	0
56	弁償金債権	0	0	0	0
57	物件売払代債権	0	352,100	0	91,684
58	新炭需給調節特別会計整理債権	0	0	0	0
59	海外滞在費貸出金債権	0	0	0	0
60	寄宿料債権	0	0	0	0
61	国家公務員通勤災害一部負担金債権	0	0	0	0
	総計	315,540,742,937	28,096,107,160	61,050,311,167	1,405,868,345

(注) 1 本表の数値は、当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものである。
 2 公団引継債権、定期貸債権、小企業等経営改善資金貸付金債権、据置貸債権、独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権及び母子寡婦福祉貸付金債権については、弁済額が0のため記載を省略した。
 3 「内閣府」には、内閣府本府のほか、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、防衛庁(現在は防衛省)及び金融庁を含む。

表1-(1)-④ 一般会計(歳入)の債権の種類別 不納欠損額(平成16年度、今回調査分)

(単位:円)

順位	債権の種類	総計	内閣府	総務省	法務省	外務省	財務省
1	返納金債権	475,628,001	0	458,369,292	68,381	0	0
2	物件貸付料債権	51,559,926	0	0	0	0	51,559,926
3	電波利用料債権	50,584,500	0	50,584,500	0	0	0
4	諸納付金債権	37,750,000	37,750,000	0	0	0	0
5	利息債権	5,261,783	0	4,152,376	0	0	0
6	据置貸債権	3,490,759	0	0	0	0	3,490,759
7	延滞金債権	2,473,014	0	0	0	0	0
8	不動産売払代債権	1,469,766	0	0	0	0	1,469,766
9	費用弁償金債権	914,893	0	0	0	0	0
10	損害賠償金債権	267,251	0	0	0	0	249,348
11	病院等療養費債権	184,620	0	0	0	0	0
12	公務員宿舍使用料債権	10	0	10	0	0	0
	総計	629,584,523	37,750,000	513,106,178	68,381	0	56,769,799

(続き)

(単位:円)

順位	債権の種類	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
1	返納金債権	0	12,220,886	3,900,319	0	1,069,123	0
2	物件貸付料債権	0	0	0	0	0	0
3	電波利用料債権	0	0	0	0	0	0
4	諸納付金債権	0	0	0	0	0	0
5	利息債権	0	0	1,109,407	0	0	0
6	据置貸債権	0	0	0	0	0	0
7	延滞金債権	0	0	2,473,014	0	0	0
8	不動産売払代債権	0	0	0	0	0	0
9	費用弁償金債権	0	914,893	0	0	0	0
10	損害賠償金債権	0	0	0	17,903	0	0
11	病院等療養費債権	184,620	0	0	0	0	0
12	公務員宿舍使用料債権	0	0	0	0	0	0
	総計	184,620	13,135,779	7,482,740	17,903	1,069,123	0

(注) 1 本表の数値は、当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものである。

2 「内閣府」には、内閣府本府のほか、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、防衛庁(現在は防衛省)及び金融庁を含む。

表 1-(1)-⑤ 特別会計(歳入)の債権の種類別 履行期限到来額(平成16年度末、今回調査分) その1

(単位:円)

No.	特別会計・ 所管府省 債権の種類	総計	登記特別会計	電源開発促進対策 特別会計	石油及びエネルギー 需給構造高度化対策特別 会計	厚生保険特別 会計(健康勘 定・児童手当勘 定)	船員保険特別 会計
			法務省	財務省、文部科学 省及び経済産業省	財務省、経済産 業省及び環境省	厚生労働省	厚生労働省
1	金銭引渡請求権債権	49,144,449,510				14,100	
2	損害賠償金債権	42,061,057,104	204,467,448		36,407	166,477,206	4,426,962
3	利息債権	32,427,109,596	273,736,176				
4	保険料債権	19,819,455,428				9,967,947,303	681,950,723
5	食糧売払代債権	16,765,497,363					
6	延滞金債権	4,225,844,083	18,189,793				219,934,545
7	返納金債権	1,505,202,262		1,469,000	14,782,180	216,578,068	20,014,445
8	物件使用料債権	1,063,665,889					
9	公共事業費受益者等負担 金債権	251,301,334					
10	立替金返還金債権	146,745,214					146,745,214
11	費用弁償金債権	81,467,423	9,296,718				
12	病院等療養費債権	74,271,044					
13	不動産売払代債権	67,723,910					
14	物件貸付料債権	52,760,937					
15	利得償還金債権	15,083,151					
16	追徴金債権	10,287,931				1,871,299	176,828
17	保険回収金納付金債権	5,671,335					
18	林産物売払代債権	3,391,928					
19	発明実施化試験費貸付金 債権	2,120,404					
20	過怠金債権	765,943					
21	免許料及び手数料債権	113,277					
22	受託手数料債権	66,630					
23	加算金債権	21,563					
24	公務員宿舎使用料債権	16,206					
	総計	167,724,089,465	505,690,135	1,469,000	14,818,587	10,352,887,976	1,073,248,717

(続き)

(単位:円)

No.	特別会計・ 所管府省 債権の種類	国立高度専門医 療センター特別会 計	労働保険特別 会計	食糧管理特別会計	農業経営基盤強 化措置特別会計	国有林野事業 特別会計	国営土地改良 事業特別会計
		厚生労働省	厚生労働省	農林水産省	農林水産省	農林水産省	農林水産省
1	金銭引渡請求権債権						
2	損害賠償金債権		1,463,792,295		147,354,717	166,550,487	934,611
3	利息債権		363,452	11,699,398,271		1,250,009	
4	保険料債権		9,169,557,402				
5	食糧売払代債権			16,765,497,363			
6	延滞金債権		6,989,930	1,121,960,965	24,843,185	4,034,144	
7	返納金債権		879,692,363	2,006,827	6,710		
8	物件使用料債権					73,230,466	5,500
9	公共事業費受益者等負担 金債権						
10	立替金返還金債権						
11	費用弁償金債権						
12	病院等療養費債権	74,271,044					
13	不動産売払代債権				67,723,910		
14	物件貸付料債権				16,377,048	36,383,889	
15	利得償還金債権		14,129,568		953,583		
16	追徴金債権		8,239,804				
17	保険回収金納付金債権						
18	林産物売払代債権					3,391,928	
19	発明実施化試験費貸付金 債権						
20	過怠金債権						
21	免許料及び手数料債権						
22	受託手数料債権	66,630					
23	加算金債権						
24	公務員宿舎使用料債権					16,206	
	総計	74,337,674	11,542,764,814	29,588,863,426	257,259,153	284,857,129	940,111

(注)1 本表の数値は、当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものである。表中の金額は、徴収停止した額を含む。
 2 今回調査した「特別会計」のうち、平成16年度末に履行期限到来額が計上されていない次の「特別会計」は記載を省略した。
 国債整理基金、産業投資、地震再保険、特定国有財産整備、農業共済再保険、漁船再保険及漁業共済保険、森林保険、
 都市開発資金融資
 3 今回調査した「債権の種類」のうち、平成16年度末に履行期限到来額が計上されていないものは記載を省略した。

表 1-(1)-⑤ 特別会計(歳入)の債権の種類別 履行期限到来額(平成16年度末、今回調査分) その2

(単位：円)

No.	特別会計・ 所管府省 債権の種類	貿易再保険特別 会計	特許特別会計	自動車損害賠償保 障事業特別会計	道路整備特別会 計	治水特別会計	港湾整備特別 会計
		経済産業省	経済産業省	国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省
1	金銭引渡請求権債権	49,144,435,410					
2	損害賠償金債権		132,224	39,523,895,596	307,382,044	34,905,723	193,200
3	利息債権	20,437,525,756	106,313		10,523,620	3,437,206	
4	保険料債権						
5	食糧売払代債権						
6	延滞金債権	13,829,355	4,605,362	2,656,837,144			
7	返納金債権			315,299,133	33,812,951	20,429,015	
8	物件使用料債権				59,254,861		
9	公共事業費受益者等負担 金債権				251,176,384	124,950	
10	立替金返還金債権						
11	費用弁償金債権				31,625,232	40,545,473	
12	病院等療養費債権						
13	不動産売払代債権						
14	物件貸付料債権						
15	利得償還金債権						
16	追徴金債権						
17	保険回収金納付金債権	5,671,335					
18	林産物売払代債権						
19	発明実施化試験費貸付金 債権		2,120,404				
20	過怠金債権			765,943			
21	免許料及び手数料債権				113,277		
22	受託手数料債権						
23	加算金債権				21,563		
24	公務員宿舍使用料債権						
	総計	69,601,461,856	6,964,303	42,496,797,816	693,909,932	99,442,367	193,200

(続き)

(単位：円)

No.	特別会計・ 所管府省 債権の種類	自動車 検査登録 特別会計	空港整備 特別会計
		国土交通省	国土交通省
1	金銭引渡請求権債権		
2	損害賠償金債権	798,000	39,710,184
3	利息債権	768,793	
4	保険料債権		
5	食糧売払代債権		
6	延滞金債権		154,619,660
7	返納金債権		1,111,570
8	物件使用料債権		931,175,062
9	公共事業費受益者等負担 金債権		
10	立替金返還金債権		
11	費用弁償金債権		
12	病院等療養費債権		
13	不動産売払代債権		
14	物件貸付料債権		
15	利得償還金債権		
16	追徴金債権		
17	保険回収金納付金債権		
18	林産物売払代債権		
19	発明実施化試験費貸付金 債権		
20	過怠金債権		
21	免許料及び手数料債権		
22	受託手数料債権		
23	加算金債権		
24	公務員宿舍使用料債権		
	総計	1,566,793	1,126,616,476

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数を積み上げたものである。表中の金額は、徴収停止した額を含む。
 2 今回調査した「特別会計」のうち、平成16年度末に履行期限到来額が計上されていない次の「特別会計」は記載を省略した。
 国債整理基金・産業投資・地震再保険・特定国有財産整備・農業共済再保険・漁船再保険及漁業共済保険・森林保険
 都市開発資金融資
 3 今回調査した「債権の種類」のうち、平成16年度末に履行期限到来額が計上されていないものは記載を省略した。

表 1-1-⑥ 特別会計(歳入)の債権の種類別 発生額(平成16年度、今回調査分) その1

(単位:円)

No.	特別会計・所管府省 債権の種類	総計	登記特別会計	国債整理基金 特別会計	産業投資特別会 計	地震再保険特別 会計	電源開発促進対策 特別会計
			法務省	財務省	財務省	財務省	財務省、文部科学 省及び経済産業省
1	公共事業費地方負担金債権	1,023,201,453,788					
2	保険料債権	842,989,216,346					
3	証券売払代債権	610,308,562,000		610,308,562,000			
4	物件使用料債権	220,830,727,457	5,795,097				
5	特殊法人等出資回収金債権	206,406,543,694			206,156,543,694		
6	成田国際空港株式会社貸付金債権	134,707,026,528					
7	公共事業費受益者等負担金債権	79,961,287,771					
8	道路事業資金収益回収特別貸付金債権	69,169,150,000					
9	再保険料債権	68,575,285,247				30,657,388,761	
10	配当金債権	51,244,985,430		12,072,985,430	39,172,000,000		
11	受託事業費債権	43,689,304,262					
12	不動産売払代債権	42,726,830,350	131,250				
13	返納金債権	42,216,633,965	2,699,695		184,390,218	1,163	1,730,503,565
14	国際協力銀行納付金債権	36,547,186,688			36,547,186,688		
15	関西国際空港整備事業資金貸付金債権	27,300,000,000					
16	病院等療養費債権	20,830,032,394					
17	利息債権	20,498,009,760	443,093		587,684,075		
18	日本政策投資銀行貸付金債権	19,110,750,000			19,110,750,000		
19	有料道路整備資金貸付金債権	18,413,750,000					
20	金銭引渡請求債権	15,182,653,951	1,257		1	1	
21	独立行政法人国立病院機構施設整備 資金貸付金債権	13,313,455,914			13,313,455,914		
22	農地保有合理化促進対策資金貸付金債権	12,234,492,000					
23	諸納付金債権	11,783,285,590					238,287,993
24	食糧売払代債権	11,566,519,951					
25	林産物売払代債権	11,050,024,099					
26	都市開発資金貸付金債権	10,746,800,000					
27	免許料及び手数料債権	10,491,818,935	9,687,832,170				258,445,300
28	保険回収金納付金債権	8,991,499,586					
29	日本政策投資銀行納付金債権	7,799,430,000			7,799,430,000		
30	過剰米短期融資資金貸付金債権	7,500,000,000					
31	道路開発資金貸付金債権	7,309,900,000					
32	自動車検査登録印紙売払代債権	6,631,175,000					
33	損害賠償金債権	5,199,048,466	1,984,500				
34	輸入飼料売払代債権	5,138,163,595					
35	自動車損害賠償保障事業賦課金債権	3,014,356,396					
36	公務員宿舍使用料債権	1,523,554,379					11,796,003
37	物件貸付料債権	1,519,383,454					
38	就農支援資金貸付金債権	1,410,566,000					
39	街路事業資金収益回収特別貸付金債権	1,150,000,000					
40	保健衛生施設等施設整備資金貸付金債権	1,057,614,000			1,057,614,000		
41	中心市街地商店街・商業集積活性化施 設整備資金貸付金債権	1,016,448,917			1,016,448,917		
42	宅地開発関連公共施設整備事業資金 収益回収特別貸付金債権	843,870,000			843,870,000		
43	諸貸付金債権	732,161,000					
44	不用物品売払代債権	587,082,336	373,520				
45	物件売払代債権	506,639,626					
46	延滞金債権	494,768,813	586		729		22,070
47	埠頭整備資金等貸付金債権	430,582,000					
48	急傾斜地崩壊対策事業資金収益回収 特別貸付金債権	365,988,625			365,988,625		
49	利得償還金債権	303,400,068					
50	受託調査及び試験手数料債権	220,097,533					
51	農業改良資金貸付金債権	192,180,000					
52	受託手数料債権	187,926,462					
53	商業・サービス業集積関連施設整備資 金貸付金債権	182,400,000			182,400,000		
54	都市計画事業資金収益回収特別貸付 金債権	82,203,000					
55	財産利用料債権	81,616,085					7,138,673
56	独立行政法人産業技術総合研究所施 設整備資金貸付金債権	65,261,649			65,261,649		
57	社会福祉施設等施設整備資金貸付金債権	56,179,000			56,179,000		
58	港湾事業資金収益回収特別貸付金債権	50,000,000					
59	航空機騒音対策事業資金貸付金債権	47,084,000					
60	雑収	42,475,745					18,823,043
61	刊行物売払代債権	41,049,206					
62	追徴金債権	37,136,192					
63	沖縄振興開発金融公庫貸付金債権	37,000,000			37,000,000		
64	諸負担金債権	30,698,850					
65	費用弁償金債権	15,167,227					1,046,298
66	立替金返還金債権	8,102,998					86,030
67	農産物検査印紙売払代債権	6,393,455					
68	価格差益及び価格等割増差額納付金債権	3,717,552					
69	加算金債権	764,164					
70	輸入食糧納付金債権	52,560					
71	弁償金債権	20,600					
72	過怠金債権	536					
	総計	3,740,008,945,195	9,699,261,168	622,381,547,430	326,496,203,510	30,657,389,925	2,266,148,975

(注) 1 本表の数値は、当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものである。
2 新規発生額が0である「債権の種類」については、記載を省略した。

表 1-(1)-⑥ 特別会計(歳入)の債権の種類別 発生額(平成16年度、今回調査分) その2

(単位:円)

No.	特別会計・所管府省 債権の種類	石油及びエネルギー 需給構造高度化対 策特別会計	特定国有財産整 備特別会計	厚生保険特別会 計(健康勘定・児 童手当勘定)	船員保険特別会 計	国立高度専門医療 センター特別会計	労働保険特別会計
		財務省、経済産業省 及び環境省	財務省及び 国土交通省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省
1	公共事業費地方負担金債権						
2	保険料債権			477,825,581,548	14,801,063,819		350,211,218,309
3	証券売払代債権						
4	物件使用料債権				1,677,869	8,371,246	52,559,328
5	特殊法人等出資回収金債権						250,000,000
6	成田国際空港株式会社貸付金債権						
7	公共事業費受益者等負担金債権						
8	道路事業資金収益回収特別貸付金債権						
9	再保険料債権						
10	配当金債権						
11	受託事業費債権						
12	不動産売払代債権		6,874,196,385		74,900,000		78,680,010
13	返納金債権	21,985,412		1,764,126,693	12,668,165	399,434	26,152,879,147
14	国際協力銀行納付金債権						
15	関西国際空港整備事業資金貸付金債権						
16	病院等療養費債権					20,830,032,394	
17	利息債権		233,871	3			9,904,758
18	日本政策投資銀行貸付金債権						
19	有料道路整備資金貸付金債権						
20	金銭引渡請求権債権	167,359,711		21,085,580	3,496		7,798,837,685
21	独立行政法人国立病院機構施設整備 資金貸付金債権						
22	農地保有合理化促進対策資金貸付金債権						
23	諸納付金債権	600,594,665					6,029,875,266
24	食糧売払代債権						
25	林産物売払代債権						
26	都市開発資金貸付金債権						
27	免許料及び手数料債権						
28	保険回収金納付金債権						
29	日本政策投資銀行納付金債権						
30	過剰米短期融資資金貸付金債権						
31	道路開発資金貸付金債権						
32	自動車検査登録印紙売払代債権						
33	損害賠償金債権			265,443,222	2,403,968	2,659,314	553,829,215
34	輸入飼料売払代債権						
35	自動車損害賠償保障事業賦課金債権						
36	公務員宿舍使用料債権				2,871,555	23,546,559	66,773,289
37	物件貸付料債権		31,761,321			5,237,725	
38	就農支援資金貸付金債権						
39	街路事業資金収益回収特別貸付金債権						
40	保健衛生施設等施設整備資金貸付金債権						
41	中心市街地商店街・商業集積活性化施 設整備資金貸付金債権						
42	宅地開発関連公共施設整備事業資金 収益回収特別貸付金債権						
43	諸貸付金債権						
44	不用物品売払代債権	2,256,840				1,226,567	
45	物件売払代債権						
46	延滞金債権			65,640	40,221,500		41,254,730
47	埠頭整備資金等貸付金債権						
48	急傾斜地崩壊対策事業資金収益回収 特別貸付金債権						
49	利得償還金債権						5,195,089
50	受託調査及び試験手数料債権					220,097,533	
51	農業改良資金貸付金債権						
52	受託手数料債権					152,428,035	
53	商業・サービス業集積関連施設整備資 金貸付金債権						
54	都市計画事業資金収益回収特別貸付 金債権						
55	財産利用料債権	1,228,338				149,100	
56	独立行政法人産業技術総合研究所施 設整備資金貸付金債権						
57	社会福祉施設等施設整備資金貸付金債権						
58	港湾事業資金収益回収特別貸付金債権						
59	航空機騒音対策事業資金貸付金債権						
60	雑収	20,168,759					
61	刊行物売払代債権						
62	追徴金債権			31,048	8,592		37,096,552
63	沖縄復興開発金融公庫貸付金債権						
64	諸負担金債権					4,796,978	
65	費用弁償金債権						
66	立替金返還金債権				7,334,528		
67	農産物検査印紙売払代債権						
68	価格差及び価格等割増差額納付金債権						
69	加算金債権						595,157
70	輸入食糧納付金債権						
71	弁償金債権						
72	過怠金債権						
	総計	813,593,725	6,906,191,577	479,876,333,734	14,943,153,492	21,248,944,885	391,288,698,535

(注) 1 本表の数値は、当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものである。
2 新規発生額が0である「債権の種類」については、記載を省略した。

表 1-(1)-⑥ 特別会計(歳入)の債権の種類別 発生額(平成16年度、今回調査分) その3

(単位:円)

No.	特別会計・所管府省 債権の種類	食糧管理特別会計	農業共済再保険 特別会計	森林保険特別会 計	漁船再保険及漁 業共済保険特別 会計	農業経営基盤強化 措置特別会計	国有林野事業特別 会計
		農林水産省	農林水産省	農林水産省	農林水産省	農林水産省	農林水産省
1	公共事業費地方負担金債権						3,120,553,660
2	保険料債権	39,512		151,072,674			
3	証券売払代債権						
4	物件使用料債権	67,039					934,333,407
5	特殊法人等出資回収金債権						
6	成田国際空港株式会社貸付金債権						
7	公共事業費受益者等負担金債権						
8	道路事業資金収益回収特別貸付金債権						
9	再保険料債権		5,699,903,957		466,753,736		
10	配当金債権						
11	受託事業費債権						
12	不動産売払代債権	696,860,100				1,722,925,866	6,583,681,919
13	返納金債権	287,637,802	1,810,229	20,977,951	7,985	3,453,618,006	10,722,093
14	国際協力銀行納付金債権						
15	関西国際空港整備事業資金貸付金債権						
16	病院等療養費債権						
17	利息債権	2,163,047,543					5,232,020
18	日本政策投資銀行貸付金債権						
19	有料道路整備資金貸付金債権						
20	金銭引渡請求権債権		13	3,174,807,901			
21	独立行政法人国立病院機構施設整備 資金貸付金債権						
22	農地保有合理化促進対策資金貸付金債権					12,234,492,000	
23	諸納付金債権						
24	食糧売払代債権	11,566,519,951					
25	林産物売払代債権						11,050,024,099
26	都市開発資金貸付金債権						
27	免許料及び手数料債権						8,397,365
28	保険回収金納付金債権				2,983,249		
29	日本政策投資銀行納付金債権						
30	過剰米短期融資資金貸付金債権	7,500,000,000					
31	道路開発資金貸付金債権						
32	自動車検査登録印紙売払代債権						
33	損害賠償金債権	512,504,733				272,107	335,346,386
34	輸入飼料売払代債権	5,138,163,595					
35	自動車損害賠償保障事業賦課金債権						
36	公務員宿舍使用料債権	1,866,091					342,077,542
37	物件貸付料債権	763,580				138,600,426	1,284,645,362
38	就農支援資金貸付金債権					1,410,566,000	
39	街路事業資金収益回収特別貸付金債権						
40	保健衛生施設等施設整備資金貸付金債権						
41	中心市街地商店街・商業集積活性化施 設整備資金貸付金債権						
42	宅地開発関連公共施設整備事業資金 収益回収特別貸付金債権						
43	諸貸付金債権						
44	不用物品売払代債権	1,005,663					4,422,047
45	物件売払代債権						1,407,712
46	延滞金債権	25,374		1,491		2,719,160	4,205,566
47	埠頭整備資金等貸付金債権						
48	急傾斜地崩壊対策事業資金収益回収 特別貸付金債権						
49	利得償還金債権	121,174,817				17,771	
50	受託調査及び試験手数料債権						
51	農業改良資金貸付金債権					192,180,000	
52	受託手数料債権						34,497,543
53	商業・サービス業集積関連施設整備資 金貸付金債権						
54	都市計画事業資金収益回収特別貸付 金債権						
55	財産利用料債権						65,824,219
56	独立行政法人産業技術総合研究所施 設整備資金貸付金債権						
57	社会福祉施設等施設整備資金貸付金債権						
58	港湾事業資金収益回収特別貸付金債権						
59	航空機騒音対策事業資金貸付金債権						
60	雑収						
61	刊行物売払代債権						
62	追徴金債権						
63	沖縄振興開釜金融公庫貸付金債権						
64	諸負担金債権						371,905
65	費用弁償金債権						
66	立替金返還金債権						155
67	農産物検査印紙売払代債権	6,393,455					
68	価格差益及び価格等割増差額納付金債権					3,717,552	
69	加算金債権	169,007					
70	輸入食糧納付金債権	52,560					
71	弁償金債権						20,600
72	過怠金債権						
	総計	27,996,290,822	5,701,714,199	3,346,860,017	469,744,970	19,159,108,888	23,785,763,600

(注) 1 本表の数値は、当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものである。
2 新規発生額が0である「債権の種類」については、記載を省略した。

表 1-1(1)-⑥ 特別会計(歳入)の債権の種類別 発生額(平成16年度、今回調査分) その4

(単位:円)

No.	特別会計・所管府省 債権の種類	国営土地改良事業 特別会計	貿易再保険特別 会計	特許特別会計	自動車損害賠償 保障事業特別会 計	道路整備特別会計	治水特別会計
		農林水産省	経済産業省	経済産業省	国土交通省	国土交通省	国土交通省
1	公共事業費地方負担金債権	60,708,675,733				655,158,149,687	268,481,377,146
2	保険料債権			240,484			
3	証券売払代債権						
4	物件使用料債権	641,714,419		3,564,549		3,384,410,375	21,374,777
5	特殊法人等出資回収金債権						
6	成田国際空港株式会社貸付金債権						
7	公共事業費受益者等負担金債権					30,431,519,595	46,902,943,054
8	道路事業資金収益回収特別貸付金債権					69,169,150,000	
9	再保険料債権		31,743,893,295		7,345,498		
10	配当金債権						
11	受託事業費債権	2,523,575,529				18,937,442,343	20,754,906,625
12	不動産売払代債権	89,720,803				965,294,827	369,372,192
13	返納金債権	6,007,706	766,913,091	35,326,083	316,144,041	418,147,272	6,959,750,725
14	国際協力銀行納付金債権						
15	関西国際空港整備事業資金貸付金債権						
16	病院等療養費債権						
17	利息債権	600,000	12,851,466,009	349,467	243,841,015	1,312,344,315	77,520
18	日本政策投資銀行貸付金債権						
19	有料道路整備資金貸付金債権					18,413,750,000	
20	金銭引渡請求権債権	81,155	4,020,464,522			1,011	10,101
21	独立行政法人国立病院機構施設整備 資金貸付金債権						
22	農地保有合理化促進対策資金貸付金債権						
23	諸納付金債権	66,697,000		150,795,655		2,231,609	4,664,707,700
24	食糧売払代債権						
25	林産物売払代債権						
26	都市開発資金貸付金債権						
27	免許料及び手数料債権					430,053,650	
28	保険回収金納付金債権		8,988,516,337				
29	日本政策投資銀行納付金債権						
30	過剰米短期融資資金貸付金債権						
31	道路開発資金貸付金債権					7,309,900,000	
32	自動車検査登録印紙売払代債権						
33	損害賠償金債権	12,957,505			2,913,001,134	481,820,360	102,637,576
34	輸入飼料売払代債権						
35	自動車損害賠償保障事業賦課金債権				3,014,356,396		
36	公務員宿舎使用料債権	180,679,841				381,590,439	110,563,007
37	物件貸付料債権	734,367				739,478	188,654
38	就農支援資金貸付金債権						
39	街路事業資金収益回収特別貸付金債権					1,150,000,000	
40	保健衛生施設等施設整備資金貸付金債権						
41	中心市街地商店街・商業集積活性化施 設整備資金貸付金債権						
42	宅地開発関連公共施設整備事業資金 収益回収特別貸付金債権						
43	諸貸付金債権						
44	不用品売払代債権	38,040,713		435,487		344,964,947	40,876,421
45	物件売払代債権					9,628,667	495,112,647
46	延滞金債権	16,708	236,284,868		159,491,187	2,835,045	1,475,174
47	埠頭整備資金等貸付金債権						
48	急傾斜地崩壊対策事業資金収益回収 特別貸付金債権						
49	利得償還金債権					4,030,000	172,982,391
50	受託調査及び試験手数料債権						
51	農業改良資金貸付金債権						
52	受託手数料債権					9,005	
53	商業・サービス業集積関連施設整備資 金貸付金債権						
54	都市計画事業資金収益回収特別貸付 金債権						
55	財産利用料債権					1,072,439	6,203,316
56	独立行政法人産業技術総合研究所施 設整備資金貸付金債権						
57	社会福祉施設等施設整備資金貸付金債権						
58	港湾事業資金収益回収特別貸付金債権						
59	航空機騒音対策事業資金貸付金債権						
60	雑収			90,453			
61	刊行物売払代債権			41,049,206			
62	追徴金債権						
63	沖縄振興開発金融公庫貸付金債権						
64	諸負担金債権					25,529,967	
65	費用弁償金債権					894,819	65,170
66	立替金返還金債権					126,758	217,327
67	農産物検査印紙売払代債権						
68	価格差益及び価格等割増差額納付金債権						
69	加算金債権						
70	輸入食糧納付金債権						
71	弁償金債権						
72	過怠金債権				536		
	総計	64,269,501,479	58,607,538,122	231,851,384	6,654,179,807	808,335,636,608	349,084,841,523

(注) 1 本表の数値は、当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものである。
2 新規発生額が0である「債権の種類」については、記載を省略した。

表 1-1-⑥ 特別会計(歳入)の債権の種類別 発生額(平成16年度、今回調査分) その5

(単位:円)

No.	特別会計・所管府省 債権の種類	港湾整備特別会計	自動車検査登録 特別会計	都市開発資金金融 通特別会計	空港整備特別会 計
		国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省
1	公共事業費地方負担金債権	28,692,088,800			7,040,608,762
2	保険料債権				
3	証券売払代債権				
4	物件使用料債権	6,972,839	2,784,414		215,767,102,098
5	特殊法人等出資回収金債権				
6	成田国際空港株式会社貸付金債権				134,707,026,528
7	公共事業費受益者等負担金債権	2,626,825,122			
8	道路事業資金収益回収特別貸付金債権				
9	再保険料債権				
10	配当金債権				
11	受託事業費債権	1,473,379,765			
12	不動産売払代債権	18,813,200	164,486		25,252,089,312
13	返納金債権	22,721,065	208,561		46,987,863
14	国際協力銀行納付金債権				
15	関西国際空港整備事業資金貸付金債権				27,300,000,000
16	病院等療養費債権				
17	利息債権			3,322,786,071	
18	日本政策投資銀行貸付金債権				
19	有料道路整備資金貸付金債権				
20	金銭引渡請求権債権	283	258		976
21	独立行政法人国立病院機構施設整備 資金貸付金債権				
22	農地保有合理化促進対策資金貸付金債権				
23	諸納付金債権	30,095,702			
24	食糧売払代債権				
25	林産物売払代債権				
26	都市開発資金貸付金債権			10,746,800,000	
27	免許料及び手数料債権				107,090,450
28	保険回収金納付金債権				
29	日本政策投資銀行納付金債権				
30	過剰米短期融資資金貸付金債権				
31	道路開発資金貸付金債権				
32	自動車検査登録印紙売払代債権		6,631,175,000		
33	損害賠償金債権	3,803,051	56,364		10,329,031
34	輸入飼料売払代債権				
35	自動車損害賠償保障事業賦課金債権				
36	公務員宿舍使用料債権	128,505,339	1,979,312		271,305,402
37	物件貸付料債権	39,492			56,673,049
38	就農支援資金貸付金債権				
39	街路事業資金収益回収特別貸付金債権				
40	保健衛生施設等施設整備資金貸付金債権				
41	中心市街地商店街・商業集積活性化施 設整備資金貸付金債権				
42	宅地開発関連公共施設整備事業資金 収益回収特別貸付金債権				
43	諸貸付金債権	732,161,000			
44	不用物品売払代債権	119,726,034	91,133		33,662,964
45	物件売払代債権				490,600
46	延滞金債権	443			6,148,542
47	埠頭整備資金等貸付金債権	430,582,000			
48	急傾斜地崩壊対策事業資金収益回収 特別貸付金債権				
49	利得償還金債権				
50	受託調査及び試験手数料債権				
51	農業改良資金貸付金債権				
52	受託手数料債権				991,879
53	商業・サービス業集積関連施設整備資 金貸付金債権				
54	都市計画事業資金収益回収特別貸付 金債権			82,203,000	
55	財産利用料債権				
56	独立行政法人産業技術総合研究所施 設整備資金貸付金債権				
57	社会福祉施設等施設整備資金貸付金債権				
58	港湾事業資金収益回収特別貸付金債権	50,000,000			
59	航空機騒音対策事業資金貸付金債権				47,084,000
60	雑収				3,393,490
61	刊行物売払代債権				
62	追徴金債権				
63	沖縄振興開発金融公庫貸付金債権				
64	諸負担金債権				
65	費用弁償金債権				13,160,940
66	立替金返還金債権	338,200			
67	農産物検査印紙売払代債権				
68	価格差益及び価格等割増差額納付金債権				
69	加算金債権				
70	輸入食糧納付金債権				
71	弁償金債権				
72	過怠金債権				
	総計	34,336,052,335	6,636,459,528	14,151,789,071	410,664,145,886

(注) 1 本表の数値は、当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものである。
2 新規発生額が0である「債権の種類」については、記載を省略した。

表 1-(1)-⑦ 特別会計(歳入)の債権の種類別 弁済額(平成16年度、今回調査分) その1

(単位:円)

No.	特別会計・所管府省 債権の種類	総計	登記特別会計	国債整理基金特 別会計	産業投資特別 会計	地震再保険特別 会計	電源開発促進対 策特別会計
			法務省	財務省	財務省	財務省	財務省、文部科 学省及び経済産 業省
1	公共事業費地方負担金債権	1,059,425,858.705					
2	保険料債権	843,977,807.739					
3	証券売払代債権	610,308,562.000		610,308,562.000			
4	物件使用料債権	239,011,884.074	5,795,097				
5	特殊法人等出資回収金債権	206,406,543.694			206,156,543.694		
6	公共事業費受益者等負担金債権	82,729,495.693					
7	再保険料債権	79,354,095.421				41,436,198.935	
8	独立行政法人産業技術総合研究所施設整備資 金貸付金債権	79,138,627.149			79,138,627.149		
9	下水道事業資金貸付金債権	74,972,207.842			74,972,207.842		
10	金銭引渡請求債権	72,438,464.171	1,257			1	1
11	都市開発資金貸付金債権	58,854,250.100					
12	配当金債権	51,244,985.430		12,072,985.430	39,172,000.000		
13	街路事業資金貸付金債権	50,991,393.444					
14	受託事業費債権	43,826,669.619					
15	地方道改修資金貸付金債権	42,817,265.349					
16	返納金債権	42,724,028.969	2,743,718		184,390,218	1,163	1,730,503,565
17	不動産売払代債権	42,921,503.448	131,250				
18	一般国道改修資金貸付金債権	41,905,407.953					
19	道路事業資金収益回収償還時貸付金債権	37,393,394.521					
20	国際協力銀行納付金債権	36,547,186.688			36,547,186.688		
21	日本政策投資銀行貸付金債権	28,700,555.000			28,700,555.000		
22	有料道路整備資金貸付金債権	28,447,588.814					
23	日本政策投資銀行償還時貸付金債権	27,130,677.000			27,130,677.000		
24	社会福祉施設等施設整備資金貸付金債権	26,992,604.000			26,992,604.000		
25	道路事業資金収益回収特別貸付金債権	21,966,602.112					
26	病院等療養費債権	20,824,428.606					
27	河川改修資金貸付金債権	20,347,509.524					
28	電気通信格差是正施設整備資金貸付金債権	19,649,458.000			19,649,458.000		
29	道路開発資金貸付金債権	18,270,627.000					
30	情報通信格差是正事業資金貸付金債権	16,613,455.000			16,613,455.000		
31	治山事業資金貸付金債権	16,592,646.092					
32	利息債権	16,220,509.869	133,081		587,684.075		
33	食糧売払代債権	15,707,274.932					
34	地下高速鉄道整備事業資金貸付金債権	14,779,196.100			14,779,196.100		
35	公営住宅建設等事業資金貸付金債権	14,504,195.000			14,504,195.000		
36	砂防事業資金貸付金債権	13,192,187.003					
37	農地保有合理化促進対策資金貸付金債権	12,190,112.462					
38	住宅地関連公共施設整備促進事業資金貸付金債権	12,096,982.975			12,096,982.975		
39	諸納付金債権	11,784,404.250					238,287,993
40	林産物売払代債権	11,141,836.706					
41	免許料及び手数料債権	10,491,829.027	9,687,832,170				258,445,300
42	成田国際空港株式会社貸付金債権	10,000,000.000					
43	都市公園事業資金貸付金債権	9,223,973.309			9,223,973.309		
44	保険回収金納付金債権	8,991,499.586					
45	交通連携推進道路事業資金貸付金債権	8,414,429.220					
46	独立行政法人通信総合研究所施設整備資金貸 付金債権	7,822,566.379			7,822,566.379		
47	日本政策投資銀行納付金債権	7,799,430.000			7,799,430.000		
48	自動車検査登録印紙売払代債権	6,631,175.000					
49	都市河川改修資金貸付金債権	6,181,383.509					
50	交通連携推進街路事業資金貸付金債権	5,840,000.000					
51	住宅市街地整備総合支援事業資金貸付金債権	5,438,579.000			5,438,579.000		
52	河川総合開発事業資金貸付金債権	5,273,338.087					
53	輸入飼料売払代債権	5,138,163.595					
54	市街地再開発事業資金貸付金債権	4,913,907.000			4,913,907.000		
55	公立学校施設整備資金貸付金債権	4,652,065.000			4,652,065.000		
56	急傾斜地崩壊対策事業資金収益回収特別貸付金債権	4,542,548.148			4,542,548.148		
57	海岸保全施設整備事業資金貸付金債権	4,502,205.996			4,502,205.996		
58	街路事業資金収益回収償還時貸付金債権	4,307,672.000					
59	ニュータウン鉄道等整備事業資金貸付金債権	4,230,000.000			4,230,000.000		
60	土地区画整理事業資金貸付金債権	4,167,500.000					
61	統合河川整備事業資金貸付金債権	4,015,593.371					
62	損害賠償金債権	3,509,252.700	1,984,500				
63	交通安全施設等整備事業資金貸付金債権	3,231,783.016					
64	自動車損害賠償保障事業賦課金債権	3,014,356.396					
65	まちづくり総合支援事業資金貸付金債権	2,984,393.000			2,984,393.000		
66	諸貸付金債権	2,976,606.000					
67	地域新事業創出基盤施設整備資金貸付金債権	2,875,489.875			2,875,489.875		
68	幹線鉄道等活性化整備事業資金貸付金債権	2,770,000.000			2,770,000.000		
69	街路事業資金収益回収特別貸付金債権	2,423,375.000					
70	港湾事業資金収益回収償還時貸付金債権	2,273,414.000					
71	港湾改修事業資金貸付金債権	2,255,704.367					
72	沿道環境改善事業資金貸付金債権	2,136,975.781					
73	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機 構貸付金債権	1,849,764.099			1,849,764.099		
74	港湾事業資金収益回収特別貸付金債権	1,848,337.000					
75	保健衛生施設等施設整備資金貸付金債権	1,805,484.000			1,805,484.000		
76	地すべり対策事業資金貸付金債権	1,772,739.551					
77	水道施設整備事業資金貸付金債権	1,763,438.853			1,763,438.853		
78	密集住宅市街地整備促進事業資金貸付金債権	1,753,519.000			1,753,519.000		
79	鉄道駅総合改善事業資金貸付金債権	1,667,622.068			1,667,622.068		

(続き)

(単位:円)

No.	特別会計・所管府省 債権の種類	総計	登記特別会計	国債整理基金特 別会計	産業投資特別 会計	地震再保険特別 会計	電源開発促進対 策特別会計
			法務省	財務省	財務省	財務省	財務省、文部科 学省及び経済産 業省
80	独立行政法人土木研究所施設整備資金貸付金債権	1,594,440,750			1,594,440,750		
81	公務員宿舍使用料債権	1,523,643,874					11,796,003
82	物件貸付料債権	1,519,676,708					
83	都市計画事業資金収益回収償還時貸付金債権	1,471,214,000					
84	河川激甚災害対策特別緊急事業資金貸付金債権	1,425,000,000					
85	雪寒地域道路事業資金貸付金債権	1,280,986,561					
86	軌間可変電車研究開発施設整備資金貸付金債権	1,186,212,474			1,186,212,474		
87	農業改良資金貸付金債権	1,156,744,000					
88	水道水源開発等施設整備事業資金貸付金債権	1,016,000,000			1,016,000,000		
89	都市再生推進事業資金貸付金債権	1,010,000,000			1,010,000,000		
90	廃棄物処理施設整備事業資金貸付金債権	979,999,850					
91	独立行政法人情報通信研究機構貸付金債権	969,935,901			969,935,901		
92	地すべり防止事業資金貸付金債権	932,000,000					
93	環境保全保安林整備事業資金貸付金債権	861,096,000					
94	電線共同溝整備事業資金貸付金債権	854,499,075					
95	宅地開発関連公共施設整備事業資金収益回収償還時貸付金債権	851,044,000			851,044,000		
96	港湾環境整備事業資金貸付金債権	796,984,459					
97	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構貸付金債権	721,600,000			721,600,000		
98	住宅地区改良事業資金貸付金債権	653,674,000			653,674,000		
99	独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備資金貸付金債権	650,000,000			650,000,000		
100	延滞金債権	634,179,239	110,586		729		22,070
101	不用物品売却代債権	587,082,336	373,520				
102	改革推進公共投資事業資金貸付金償還金	520,000,000					
103	物件売却代債権	506,639,626					
104	商業・サービス業集積関連施設整備資金貸付金債権	502,895,000			502,895,000		
105	埠頭整備資金等貸付金債権	463,760,616					
106	海岸環境整備事業資金貸付金債権	447,999,900			447,999,900		
107	都市計画事業資金収益回収特別貸付金債権	388,340,000					
108	宅地開発関連公共施設整備事業資金収益回収特別貸付金債権	378,008,000			378,008,000		
109	河川事業資金収益回収償還時貸付金債権	369,454,000					
110	河川総合開発事業資金収益回収特別貸付金債権	368,108,000					
111	沖繩振興開発金融公庫貸付金債権	358,000,000			358,000,000		
112	独立行政法人建築研究所施設整備資金貸付金債権	329,919,070			329,919,070		
113	独立行政法人国立病院機構施設整備資金貸付金債権	312,780,000			312,780,000		
114	利得償還金債権	312,090,005					
115	堰堤改良資金貸付金債権	290,996,317					
116	道路事業資金貸付金債権	277,991,379					
117	海岸事業資金貸付金債権	276,497,030			276,497,030		
118	沖繩振興開発金融公庫償還時貸付金債権	275,100,000			275,100,000		
119	床上浸水対策特別緊急事業資金貸付金債権	250,000,000					
119	特定緊急砂防事業資金貸付金債権	250,000,000					
121	独立行政法人海上技術安全研究所施設整備資金貸付金債権	243,442,462			243,442,462		
122	治水ダム建設事業資金貸付金債権	229,000,000					
123	受託調査及び試験手数料債権	220,097,533					
124	河川災害復旧等関連緊急事業資金貸付金債権	210,000,000					
125	独立行政法人医薬品医療機器総合機構貸付金債権	189,100,000			189,100,000		
126	受託手数料債権	188,417,251					
127	砂防事業資金収益回収償還時貸付金債権	186,141,000					
128	河川総合開発事業資金収益回収償還時貸付金債権	155,881,000					
129	環境調和型地域振興施設整備資金貸付金債権	150,493,212			150,493,212		
130	航空機騒音対策事業資金貸付金債権	139,189,076					
131	特定緊急地すべり対策事業資金貸付金債権	110,000,000					
132	沿道整備資金貸付金債権	102,250,000					
133	水資源開発公団収益回収償還時貸付金債権	83,143,000					
134	財産利用料債権	80,215,335					7,138,673
135	準用河川改修資金貸付金債権	68,000,000					
136	雑収	42,475,745					18,823,043
137	刊行物売却代債権	41,049,206					
138	国宝重要文化財保存施設整備資金貸付金債権	38,542,000			38,542,000		
139	追徴金債権	35,502,736					
140	公有地造成護岸等整備事業資金貸付金債権	32,800,000			32,800,000		
141	諸負担金債権	31,010,062					
142	私立学校施設整備資金貸付金債権	20,879,000			20,879,000		
143	費用弁償金債権	17,278,716					1,046,298
144	河川事業資金収益回収特別貸付金債権	10,896,000					
145	ダム周辺環境整備事業資金貸付金債権	8,000,000					
146	農産物検査印紙売却代債権	6,393,455					
147	価格差益及び価格等割増差額納付金債権	3,717,552					
148	立替金返還金債権	768,470					86,030
149	加算金債権	764,164					
150	輸入食糧納付金債権	52,560					
151	弁償金債権	20,600					
152	過怠金債権	246					
	総計	4,371,832,707,938	9,699,105,179	622,381,547,430	680,030,111,997	41,436,200,099	2,266,148,975

(注) 1 本表の数値は、当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものである。

2 弁済額が0である「債権の種類」については、記載を省略した。

表 1-(1)-⑦ 特別会計歳入金債権の債権種類別 弁済額(平成16年度、今回調査分) その2

(単位:円)

No.	特別会計・所管府省 債権の種類	石油及びエネルギー供給構造高度化対策特別会計	特定国有財産整備特別会計	厚生保険特別会計(健康勘定・児童手当勘定)	船員保険特別会計	国立高度専門医療センター特別会計	労働保険特別会計
		財務省、経済産業省及び環境省	財務省及び国土交通省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省
1	公共事業費地方負担金債権						
2	保険料債権			477,474,607.914	14,822,731.549		351,529,115.606
3	証券売払代債権						
4	物件使用料債権				1,677,869	8,371,246	52,559,328
5	特殊法人等出資回収金債権						250,000,000
6	公共事業費受益者等負担金債権						
7	再保険料債権						
8	独立行政法人産業技術総合研究所施設整備資金貸付金債権						
9	下水道事業資金貸付金債権						
10	金銭引渡請求権債権	167,359,711		21,071,480	3,496		7,836,233.789
11	都市開発資金貸付金債権						
12	配当金債権						
13	街路事業資金貸付金債権						
14	受託事業費債権						
15	地方道改修資金貸付金債権						
16	返納金債権	158,090,681		1,817,859,913	14,714,115	399,434	26,461,766.756
17	不動産売払代債権		6,878,096.385		74,900,000		141,211,610
18	一般国道改修資金貸付金債権						
19	道路事業資金収益回収償還時貸付金債権						
20	国際協力銀行納付金債権						
21	日本政策投資銀行貸付金債権						
22	有料道路整備資金貸付金債権						
23	日本政策投資銀行償還時貸付金債権						
24	社会福祉施設等施設整備資金貸付金債権						
25	道路事業資金収益回収特別貸付金債権						
26	病院等療養費債権					20,824,428.606	
27	河川改修資金貸付金債権						
28	電気通信格差是正施設整備資金貸付金債権						
29	道路開発資金貸付金債権						
30	情報通信格差是正事業資金貸付金債権						
31	治山事業資金貸付金債権						
32	利息債権		233,871	3			9,904,758
33	食糧売払代債権						
34	地下高速鉄道整備事業資金貸付金債権						
35	公営住宅建設等事業資金貸付金債権						
36	砂防事業資金貸付金債権						
37	農地保有合理化促進対策資金貸付金債権						
38	住宅地関連公共施設整備促進事業資金貸付金債権						
39	諸納付金債権	601,713,325					6,029,875.266
40	林産物売払代債権						
41	免許料及び手数料債権						
42	成田国際空港株式会社貸付金債権						
43	都市公園事業資金貸付金債権						
44	保険回収金納付金債権						
45	交通連携推進道路事業資金貸付金債権						
46	独立行政法人通信総合研究所施設整備資金貸付金債権						
47	日本政策投資銀行納付金債権						
48	自動車検査登録印紙売払代債権						
49	都市河川改修資金貸付金債権						
50	交通連携推進街路事業資金貸付金債権						
51	住宅市街地整備総合支援事業資金貸付金債権						
52	河川総合開発事業資金貸付金債権						
53	輸入飼料売払代債権						
54	市街地再開発事業資金貸付金債権						
55	公立学校施設整備資金貸付金債権						
56	急傾斜地崩壊対策事業資金収益回収特別貸付金債権						
57	海岸保全施設整備事業資金貸付金債権						
58	街路事業資金収益回収償還時貸付金債権						
59	ニュータウン鉄道等整備事業資金貸付金債権						
60	土地区画整理事業資金貸付金債権						
61	統合河川整備事業資金貸付金債権						
62	損害賠償金債権			592,077,642	8,722,304	2,659,314	1,171,536,890
63	交通安全施設等整備事業資金貸付金債権						
64	自動車損害賠償保障事業賦課金債権						
65	まちづくり総合支援事業資金貸付金債権						
66	諸貸付金債権						
67	地域新事業創出基盤施設整備資金貸付金債権						
68	幹線鉄道等活性化整備事業資金貸付金債権						
69	街路事業資金収益回収特別貸付金債権						
70	港湾事業資金収益回収償還時貸付金債権						
71	港湾改修事業資金貸付金債権						
72	沿道環境改善事業資金貸付金債権						
73	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構貸付金債権						
74	港湾事業資金収益回収特別貸付金債権						
75	保健衛生施設等施設整備資金貸付金債権						
76	地すべり対策事業資金貸付金債権						
77	水道施設整備事業資金貸付金債権						
78	密集住宅市街地整備促進事業資金貸付金債権						
79	鉄道駅総合改善事業資金貸付金債権						

(続き)

(単位:円)

No.	特別会計・所管府省 債権の種類	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計	特定国有財産整備特別会計	厚生保険特別会計(健康勘定・児童手当勘定)	船員保険特別会計	国立高度専門医療センター特別会計	労働保険特別会計
		財務省、経済産業省及び環境省	財務省及び国土交通省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省
80	独立行政法人土木研究所施設整備資金貸付金債権						
81	公務員宿舍使用料債権				2,871,555	23,546,559	66,773,289
82	物件貸付料債権		31,765,821			5,237,725	869,400
83	都市計画事業資金収益回収償還時貸付金債権						
84	河川激甚災害対策特別緊急事業資金貸付金債権						
85	雪寒地域道路事業資金貸付金債権						
86	軌間可変電車研究開発施設整備資金貸付金債権						
87	農業改良資金貸付金債権						
88	水道水源開発等施設整備事業資金貸付金債権						
89	都市再生推進事業資金貸付金債権						
90	廃棄物処理施設整備事業資金貸付金債権						
91	独立行政法人情報通信研究機構貸付金債権						
92	地すべり防止事業資金貸付金債権						
93	環境保全保安林整備事業資金貸付金債権						
94	電線共同溝整備事業資金貸付金債権						
95	宅地開発関連公共施設整備事業資金収益回収償還時貸付金債権						
96	港湾環境整備事業資金貸付金債権						
97	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構貸付金債権						
98	住宅地区改良事業資金貸付金債権						
99	独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備資金貸付金債権						
100	延滞金債権			65,640	7,769,400		262,415,824
101	不用物品売払代債権	2,256,840				1,226,567	
102	改革推進公共投資事業資金貸付金償還金						
103	物件売払代債権						
104	商業・サービス業集積関連施設整備資金貸付金債権						
105	埠頭整備資金等貸付金債権						
106	海岸環境整備事業資金貸付金債権						
107	都市計画事業資金収益回収特別貸付金債権						
108	宅地開発関連公共施設整備事業資金収益回収特別貸付金債権						
109	河川事業資金収益回収償還時貸付金債権						
110	河川総合開発事業資金収益回収特別貸付金債権						
111	沖縄振興開発金融公庫貸付金債権						
112	独立行政法人建築研究所施設整備資金貸付金債権						
113	独立行政法人国立病院機構施設整備資金貸付金債権						
114	利得償還金債権						13,162,158
115	堰堤改良資金貸付金債権						
116	道路事業資金貸付金債権						
117	海岸事業資金貸付金債権						
118	沖縄振興開発金融公庫償還時貸付金債権						
119	床上浸水対策特別緊急事業資金貸付金債権						
119	特定緊急砂防事業資金貸付金債権						
121	独立行政法人海上技術安全研究所施設整備資金貸付金債権						
122	治水ダム建設事業資金貸付金債権						
123	受託調査及び試験手数料債権					220,097,533	
124	河川災害復旧等関連緊急事業資金貸付金債権						
125	独立行政法人医薬品医療機器総合機構貸付金債権						
126	受託手数料債権					152,470,545	
127	砂防事業資金収益回収償還時貸付金債権						
128	河川総合開発事業資金収益回収償還時貸付金債権						
129	環境調和型地域振興施設整備資金貸付金債権						
130	航空機騒音対策事業資金貸付金債権						
131	特定緊急地すべり対策事業資金貸付金債権						
132	沿道整備資金貸付金債権						
133	水資源開発公団収益回収償還時貸付金債権						
134	財産利用料債権	1,228,338				149,100	
135	準用河川改修資金貸付金債権						
136	雑収	20,168,759					
137	刊行物売払代債権						
138	国宝重要文化財保存施設整備資金貸付金債権						
139	追徴金債権			606,203	8,931		34,887,602
140	公有地造成護岸等整備事業資金貸付金債権						
141	諸負担金債権						
142	私立学校施設整備資金貸付金債権					4,796,978	
143	費用弁償金債権						
144	河川事業資金収益回収特別貸付金債権						
145	ダム周辺環境整備事業資金貸付金債権						
146	農産物検査印紙売払代債権						
147	価格差益及び価格等割増差額納付金債権						
148	立替金返還金債権						
149	加算金債権						595,157
150	輸入食糧納付金債権						
151	弁償金債権						
152	過怠金債権						
	総計	950,817,654	6,910,096,077	479,906,288,795	14,933,399,219	21,243,383,607	393,860,907,433

(注) 1 本表の数値は、当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものである。
2 弁済額が0である「債権の種類」については、記載を省略した。

表 1-(1)-⑦ 特別会計歳入金債権の債権種類別 弁済額(平成16年度、今回調査分) その3

(単位:円)

No.	特別会計・所管府省 債権の種類	食糧管理特別会計	農業共済再保 険特別会計	森林保険特別会 計	漁船再保険及 漁業共済保険 特別会計	農業経営基盤強 化措置特別会計	国有林野事業特 別会計
		農林水産省	農林水産省	農林水産省	農林水産省	農林水産省	農林水産省
1	公共事業費地方負担金債権						3,120,553,660
2	保険料債権	39,512		151,072,674			
3	証券売払代債権						
4	物件使用料債権	67,039					929,186,348
5	特殊法人等出資回収金債権						
6	公共事業費受益者等負担金債権						
7	再保険料債権		5,699,903,957		466,753,736		
8	独立行政法人産業技術総合研究所施設整備資 金貸付金債権						
9	下水道事業資金貸付金債権						
10	金銭引渡請求権債権		13	3,174,807,901			
11	都市開発資金貸付金債権						
12	配当金債権						
13	街路事業資金貸付金債権						
14	受託事業費債権						
15	地方道改修資金貸付金債権						
16	返納金債権	288,842,923	2,831,773	20,977,951	7,985	3,453,618,006	10,703,033
17	不動産売払代債権	696,860,100				1,752,883,364	6,689,115,919
18	一般国道改修資金貸付金債権						
19	道路事業資金収益回収償還時貸付金債権						
20	国際協力銀行納付金債権						
21	日本政策投資銀行貸付金債権						
22	有料道路整備資金貸付金債権						
23	日本政策投資銀行償還時貸付金債権						
24	社会福祉施設等施設整備資金貸付金債権						
25	道路事業資金収益回収特別貸付金債権						
26	病院等療養費債権						
27	河川改修資金貸付金債権						
28	電気通信格差是正施設整備資金貸付金債権						
29	道路開発資金貸付金債権						
30	情報通信格差是正事業資金貸付金債権						
31	治山事業資金貸付金債権						16,592,646,092
32	利息債権	1,351,656,440					5,596,216
33	食糧売払代債権	15,707,274,932					
34	地下高速鉄道整備事業資金貸付金債権						
35	公営住宅建設等事業資金貸付金債権						
36	砂防事業資金貸付金債権						
37	農地保有合理化促進対策資金貸付金債権					12,190,112,462	
38	住宅宅地関連公共施設整備促進事業資金貸付金債権						
39	諸納付金債権						
40	林産物売払代債権						11,141,836,706
41	免許料及び手数料債権						8,386,890
42	成田国際空港株式会社貸付金債権						
43	都市公園事業資金貸付金債権						
44	保険回収金納付金債権				2,983,249		
45	交通連携推進道路事業資金貸付金債権						
46	独立行政法人通信総合研究所施設整備資金貸 付金債権						
47	日本政策投資銀行納付金債権						
48	自動車検査登録印紙売払代債権						
49	都市河川改修資金貸付金債権						
50	交通連携推進街路事業資金貸付金債権						
51	住宅市街地整備総合支援事業資金貸付金債権						
52	河川総合開発事業資金貸付金債権						
53	輸入飼料売払代債権	5,138,163,595					
54	市街地再開発事業資金貸付金債権						
55	公立学校施設整備資金貸付金債権						
56	急傾斜地崩壊対策事業資金収益回収特別貸付金債権						
57	海岸保全施設整備事業資金貸付金債権						
58	街路事業資金収益回収償還時貸付金債権						
59	ニュータウン鉄道等整備事業資金貸付金債権						
60	土地区画整理事業資金貸付金債権						
61	統合河川整備事業資金貸付金債権						
62	損害賠償金債権	512,585,234				272,107	340,894,067
63	交通安全施設等整備事業資金貸付金債権						
64	自動車損害賠償保障事業賦課金債権						
65	まちづくり総合支援事業資金貸付金債権						
66	諸貸付金債権						
67	地域新事業創出基盤施設整備資金貸付金債権						
68	幹線鉄道等活性化整備事業資金貸付金債権						
69	街路事業資金収益回収特別貸付金債権						
70	港湾事業資金収益回収償還時貸付金債権						
71	港湾改修事業資金貸付金債権						
72	沿道環境改善事業資金貸付金債権						
73	独立行政法人新エネキ-ン・産業技術総合開発機 構貸付金債権						
74	港湾事業資金収益回収特別貸付金債権						
75	保健衛生施設等施設整備資金貸付金債権						
76	地すべり対策事業資金貸付金債権						
77	水道施設整備事業資金貸付金債権						
78	密集住宅市街地整備促進事業資金貸付金債権						
79	鉄道駅総合改善事業資金貸付金債権						

(続き)

(単位:円)

No.	特別会計・所管府省 債権の種類	食糧管理特別会計	農業共済再保 険特別会計	森林保険特別会 計	漁船再保険及 漁業共済保険 特別会計	農業経営基盤強 化措置特別会計	国有林野事業特 別会計
		農林水産省	農林水産省	農林水産省	農林水産省	農林水産省	農林水産省
80	独立行政法人土木研究所施設整備資金貸付金債権						
81	公務員宿舍使用料債権	1,866,091					342,061,336
82	物件貸付料債権	763,580				138,412,246	1,283,993,896
83	都市計画事業資金収益回収償還時貸付金債権						
84	河川激甚災害対策特別緊急事業資金貸付金債権						
85	雪寒地域道路事業資金貸付金債権						
86	軌間可変電車研究開発施設整備資金貸付金債権						
87	農業改良資金貸付金債権					1,156,744,000	
88	水道水源開発等施設整備事業資金貸付金債権						
89	都市再生推進事業資金貸付金債権						
90	廃棄物処理施設整備事業資金貸付金債権						
91	独立行政法人情報通信研究機構貸付金債権						
92	地すべり防止事業資金貸付金債権						932,000,000
93	環境保全保安林整備事業資金貸付金債権						861,096,000
94	電線共同溝整備事業資金貸付金債権						
95	宅地開発関連公共施設整備事業資金収益回収償還時貸付金債権						
96	港湾環境整備事業資金貸付金債権						
97	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構貸付金債権						
98	住宅地区改良事業資金貸付金債権						
99	独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備資金貸付金債権						
100	延滞金債権	25,374		1,491		1,880,755	5,754,818
101	不用物品売却代債権	1,005,663					4,422,047
102	改革推進公共投資事業資金貸付金償還金						
103	物件売却代債権						1,407,712
104	商業・サービス業集積関連施設整備資金貸付金債権						
105	埠頭整備資金等貸付金債権						
106	海岸環境整備事業資金貸付金債権						
107	都市計画事業資金収益回収特別貸付金債権						
108	宅地開発関連公共施設整備事業資金収益回収特別貸付金債権						
109	河川事業資金収益回収償還時貸付金債権						
110	河川総合開発事業資金収益回収特別貸付金債権						
111	沖縄振興開発金融公庫貸付金債権						
112	独立行政法人建築研究所施設整備資金貸付金債権						
113	独立行政法人国立病院機構施設整備資金貸付金債権						
114	利得償還金債権	121,174,817				17,771	
115	堰堤改良資金貸付金債権						
116	道路事業資金貸付金債権						
117	海岸事業資金貸付金債権						
118	沖縄振興開発金融公庫償還時貸付金債権						
119	床上浸水対策特別緊急事業資金貸付金債権						
119	特定緊急砂防事業資金貸付金債権						
121	独立行政法人海上技術安全研究所施設整備資金貸付金債権						
122	治水ダム建設事業資金貸付金債権						
123	受託調査及び試験手数料債権						
124	河川災害復旧等関連緊急事業資金貸付金債権						
125	独立行政法人医薬品医療機器総合機構貸付金債権						
126	受託手数料債権						34,945,822
127	砂防事業資金収益回収償還時貸付金債権						
128	河川総合開発事業資金収益回収償還時貸付金債権						
129	環境調和型地域振興施設整備資金貸付金債権						
130	航空機騒音対策事業資金貸付金債権						
131	特定緊急地すべり対策事業資金貸付金債権						
132	沿道整備資金貸付金債権						
133	水資源開発公社収益回収償還時貸付金債権						
134	財産利用料債権						64,423,469
135	進用河川改修資金貸付金債権						
136	雑収						
137	刊行物売却代債権						
138	国宝重要文化財保存施設整備資金貸付金債権						
139	追徴金債権						
140	公有地造成護岸等整備事業資金貸付金債権						
141	諸負担金債権						371,905
142	私立学校施設整備資金貸付金債権						
143	費用弁償金債権						
144	河川事業資金収益回収特別貸付金債権						
145	ダム周辺環境整備事業資金貸付金債権						
146	農産物検査印紙売却代債権	6,393,455					
147	価格差益及び価格等割増差額納付金債権					3,717,552	
148	立替金返還金債権						155
149	加算金債権	169,007					
150	輸入食糧納付金債権	52,560					
151	弁償金債権						20,600
152	過怠金債権						
	総計	23,826,940,322	5,702,735,743	3,346,860,017	469,744,970	18,697,658,263	42,369,416,691

(注) 1 本表の数値は、当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものである。
2 弁償額が0である「債権の種類」については、記載を省略した。

表 1-(1)-⑦ 特別会計歳入金債権の債権種類別 弁済額(平成16年度、今回調査分) その4

(単位:円)

No.	特別会計・所管府省 債権の種類	国営土地改良事業 特別会計	貿易再保険特 別会計	特許特別会計	自動車損害賠 償保障事業特 別会計	道路整備特別会 計	治水特別会計
		農林水産省	経済産業省	経済産業省	国土交通省	国土交通省	国土交通省
1	公共事業費地方負担金債権	96,933,080,650				655,158,149,687	268,481,377,146
2	保険料債権			240,484			
3	証券売払代債権						
4	物件使用料債権	641,740,059		3,564,549		3,372,917,689	21,374,777
5	特殊法人等出資回収金債権						
6	公共事業費受益者等負担金債権					32,327,804,502	47,774,866,069
7	再保険料債権		31,743,893,295		7,345,498		
8	独立行政法人産業技術総合研究所施設整備資 金貸付金債権						
9	下水道事業資金貸付金債権						
10	金銭引渡請求権債権	81,155	61,238,892,738			1,011	10,101
11	都市開発資金貸付金債権						
12	配当金債権						
13	街路事業資金貸付金債権					50,991,393,444	
14	受託事業費債権	2,523,575,529				18,980,626,800	20,849,087,525
15	地方道改修資金貸付金債権					42,817,265,349	
16	返納金債権	6,293,079	766,913,091	37,743,600	312,974,888	423,249,173	6,954,889,938
17	不動産売払代債権	89,720,803				965,294,827	362,222,192
18	一般国道改修資金貸付金債権					41,905,407,953	
19	道路事業資金収益回収償還時貸付金債権					37,393,394,521	
20	国際協力銀行納付金債権						
21	日本政策投資銀行貸付金債権						
22	有料道路整備資金貸付金債権					28,447,588,814	
23	日本政策投資銀行償還時貸付金債権						
24	社会福祉施設等施設整備資金貸付金債権						
25	道路事業資金収益回収特別貸付金債権					21,966,602,112	
26	病院等療養費債権						
27	河川改修資金貸付金債権						20,347,509,524
28	電気通信格差是正施設整備資金貸付金債権						
29	道路開通資金貸付金債権					18,270,627,000	
30	情報通信格差是正事業資金貸付金債権						
31	治山事業資金貸付金債権						
32	利息債権	600,000	9,386,769,830		243,841,015	1,311,249,776	54,733
33	食糧売払代債権						
34	地下高速鉄道整備事業資金貸付金債権						
35	公営住宅建設等事業資金貸付金債権						
36	砂防事業資金貸付金債権						13,192,187,003
37	農地保有合理化促進対策資金貸付金債権						
38	住宅宅地関連公共施設整備促進事業資金貸付金債権						
39	諸納付金債権	66,697,000		150,795,655		2,231,609	4,664,707,700
40	林産物売払代債権						
41	免許料及び手数料債権					430,074,217	
42	成田国際空港株式会社貸付金債権						
43	都市公園事業資金貸付金債権						
44	保険回収金納付金債権		8,988,516,337				
45	交通連携推進道路事業資金貸付金債権					8,414,429,220	
46	独立行政法人通信総合研究所施設整備資金貸 付金債権						
47	日本政策投資銀行納付金債権						
48	自動車検査登録印紙売払代債権						
49	都市河川改修資金貸付金債権						6,181,383,509
50	交通連携推進街路事業資金貸付金債権					5,840,000,000	
51	住宅市街地整備総合支援事業資金貸付金債権						
52	河川総合開発事業資金貸付金債権						5,273,338,087
53	輸入飼料売払代債権						
54	市街地再開発事業資金貸付金債権						
55	公立学校施設整備資金貸付金債権						
56	急傾斜地崩壊対策事業資金収益回収特別貸付金債権						
57	海岸保全施設整備事業資金貸付金債権						
58	街路事業資金収益回収償還時貸付金債権					4,307,672,000	
59	ニュータウン鉄道等整備事業資金貸付金債権						
60	土地区画整理事業資金貸付金債権					4,167,500,000	
61	総合河川整備事業資金貸付金債権						4,015,593,371
62	損害賠償金債権	13,126,901			209,953,143	536,615,557	103,507,560
63	交通安全施設等整備事業資金貸付金債権					3,231,783,016	
64	自動車損害賠償保障事業賦課金債権				3,014,356,396		
65	まちづくり総合支援事業資金貸付金債権						
66	諸貸付金債権						
67	地域新事業創出基盤施設整備資金貸付金債権						
68	幹線鉄道等活性化整備事業資金貸付金債権						
69	街路事業資金収益回収特別貸付金債権					2,423,375,000	
70	港湾事業資金収益回収償還時貸付金債権						
71	港湾改修事業資金貸付金債権						
72	沿道環境改善事業資金貸付金債権					2,136,975,781	
73	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機 構貸付金債権						
74	港湾事業資金収益回収特別貸付金債権						
75	保健衛生施設等施設整備資金貸付金債権						
76	地すべり対策事業資金貸付金債権						1,772,739,551
77	水道施設整備事業資金貸付金債権						
78	密集住宅市街地整備促進事業資金貸付金債権						
79	鉄道駅総合改善事業資金貸付金債権						

(続き)

(単位:円)

No.	特別会計・所管府省 債権の種類	国営土地改良事業 特別会計	貿易再保険特 別会計	特許特別会計	自動車損害賠 償保障事業特 別会計	道路整備特別会 計	治水特別会計
		農林水産省	経済産業省	経済産業省	国土交通省	国土交通省	国土交通省
80	独立行政法人土木研究所施設整備資金貸付金債権						
81	公務員宿舍使用料債権	180,679,841				381,608,668	110,650,479
82	物件貸付料債権	734,367				739,478	188,654
83	都市計画事業資金収益回収償還時貸付金債権						
84	河川激甚災害対策特別緊急事業資金貸付金債権						1,425,000,000
85	雪寒地域道路事業資金貸付金債権					1,280,986,561	
86	軌間可変電車研究開発施設整備資金貸付金債権						
87	農業改良資金貸付金債権						
88	水道水源開発等施設整備事業資金貸付金債権						
89	都市再生推進事業資金貸付金債権						
90	廃棄物処理施設整備事業資金貸付金債権						
91	独立行政法人情報通信研究機構貸付金債権						
92	地すべり防止事業資金貸付金債権						
93	環境保全保安林整備事業資金貸付金債権						
94	電線共同溝整備事業資金貸付金債権					854,499,075	
95	宅地開発関連公共施設整備事業資金収益回収償還時貸付金債権						
96	港湾環境整備事業資金貸付金債権						
97	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構貸付金債権						
98	住宅地区改良事業資金貸付金債権						
99	独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備資金貸付金債権						
100	延滞金債権	16,708	237,477,874	2,000	84,888,845	23,348,948	1,495,174
101	不用品売却代債権	38,040,713		435,487		344,964,947	40,876,421
102	改革推進公共投資事業資金貸付金償還金					520,000,000	
103	物件売却代債権					9,628,667	495,112,647
104	商業・サービス業集積関連施設整備資金貸付金債権						
105	埠頭整備資金等貸付金債権						
106	海岸環境整備事業資金貸付金債権						
107	都市計画事業資金収益回収特別貸付金債権						
108	宅地開発関連公共施設整備事業資金収益回収特別貸付金債権						
109	河川事業資金収益回収償還時貸付金債権						369,454,000
110	河川総合開発事業資金収益回収特別貸付金債権						368,108,000
111	沖繩振興開発金融公庫貸付金債権						
112	独立行政法人建築研究所施設整備資金貸付金債権						
113	独立行政法人国立病院機構施設整備資金貸付金債権						
114	利得償還金債権					4,752,868	172,982,391
115	堰堤改良資金貸付金債権						290,996,317
116	道路事業資金貸付金債権					277,991,379	
117	海岸事業資金貸付金債権						
118	沖繩振興開発金融公庫償還時貸付金債権						
119	床上浸水対策特別緊急事業資金貸付金債権						250,000,000
119	特定緊急砂防事業資金貸付金債権						250,000,000
121	独立行政法人海上技術安全研究所施設整備資金貸付金債権						
122	治水ダム建設事業資金貸付金債権						229,000,000
123	受託調査及び試験手数料債権						
124	河川災害復旧等関連緊急事業資金貸付金債権						210,000,000
125	独立行政法人医薬品医療機器総合機構貸付金債権						
126	受託手数料債権					9,005	
127	砂防事業資金収益回収償還時貸付金債権						186,141,000
128	河川総合開発事業資金収益回収償還時貸付金債権						155,881,000
129	環境調和型地域振興施設整備資金貸付金債権						
130	航空機騒音対策事業資金貸付金債権						
131	特定緊急地すべり対策事業資金貸付金債権						110,000,000
132	沿道整備資金貸付金債権					102,250,000	
133	水資源開発公団収益回収償還時貸付金債権						83,143,000
134	財産利用料債権					1,072,439	6,203,316
135	準用河川改修資金貸付金債権						68,000,000
136	雑収			90,453			
137	刊行物売却代債権			41,049,206			
138	国宝重要文化財保存施設整備資金貸付金債権						
139	追徴金債権						
140	公有地造成護岸等整備事業資金貸付金債権						
141	諸負担金債権					25,841,179	
142	私立学校施設整備資金貸付金債権						
143	費用弁償金債権					1,965,214	69,944
144	河川事業資金収益回収特別貸付金債権						10,896,000
145	ダム周辺環境整備事業資金貸付金債権						8,000,000
146	農産物検査印紙売却代債権						
147	価格差益及び価格等割増差額納付金債権						
148	立替金返還金債権					126,758	217,327
149	加算金債権						
150	輸入食糧納付金債権						
151	弁償金債権						
152	過怠金債権					246	
	総計	100,494,386,805	112,362,463,165	233,921,434	3,873,360,031	989,652,014,244	404,837,264,456

(注) 1 本表の数値は、当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものである。

2 弁償額が0である「債権の種類」については、記載を省略した。

表 1-(1)-⑦ 特別会計歳入金債権の債権種類別 弁済額(平成16年度、今回調査分) その5

(単位:円)

No.	特別会計・所管府省 債権の種類	港湾整備特別会計	自動車検査登録特別会計	都市開発資金融通特別会計	空港整備特別会計
		国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省
1	公共事業費地方負担金債権	28,692,088,800			7,040,608,762
2	保険料債権				
3	証券売払代債権				
4	物件使用料債権	6,972,839	2,784,414		233,964,872,820
5	特殊法人等出資回収金債権				
6	公共事業費受益者等負担金債権	2,626,825,122			
7	再保険料債権				
8	独立行政法人産業技術総合研究所施設整備資金貸付金債権				
9	下水道事業資金貸付金債権				
10	金銭引渡請求権債権	283	258		976
11	都市開発資金貸付金債権			58,854,250,100	
12	配当金債権				
13	街路事業資金貸付金債権				
14	受託事業費債権	1,473,379,765			
15	地方道改修資金貸付金債権				
16	返納金債権	21,546,182	208,561		52,759,223
17	不動産売払代債権	18,813,200	164,486		25,252,089,312
18	一般国道改修資金貸付金債権				
19	道路事業資金収益回収償還時貸付金債権				
20	国際協力銀行納付金債権				
21	日本政策投資銀行貸付金債権				
22	有料道路整備事業資金貸付金債権				
23	日本政策投資銀行償還時貸付金債権				
24	社会福祉施設等施設整備資金貸付金債権				
25	道路事業資金収益回収特別貸付金債権				
26	病院等療養費債権				
27	河川改修資金貸付金債権				
28	電気通信格差是正施設整備資金貸付金債権				
29	道路開発資金貸付金債権				
30	情報通信格差是正事業資金貸付金債権				
31	治山事業資金貸付金債権				
32	利息債権			3,322,786,071	
33	食糧売払代債権				
34	地下高速鉄道整備事業資金貸付金債権				
35	公営住宅建設等事業資金貸付金債権				
36	砂防事業資金貸付金債権				
37	農地保有合理化促進対策資金貸付金債権				
38	住宅地関連公共施設整備促進事業資金貸付金債権				
39	諸納付金債権	30,095,702			
40	林産物売払代債権				
41	免許料及び手数料債権				107,090,450
42	成田国際空港株式会社貸付金債権				10,000,000,000
43	都市公園事業資金貸付金債権				
44	保険回収金納付金債権				
45	交通連携推進道路事業資金貸付金債権				
46	独立行政法人通信総合研究所施設整備資金貸付金債権				
47	日本政策投資銀行納付金債権				
48	自動車検査登録印紙売払代債権		6,631,175,000		
49	都市河川改修資金貸付金債権				
50	交通連携推進街路事業資金貸付金債権				
51	住宅市街地整備総合支援事業資金貸付金債権				
52	河川総合開発事業資金貸付金債権				
53	輸入飼料売払代債権				
54	市街地再開発事業資金貸付金債権				
55	公立学校施設整備資金貸付金債権				
56	急傾斜地崩壊対策事業資金収益回収特別貸付金債権				
57	海岸保全施設整備事業資金貸付金債権				
58	街路事業資金収益回収償還時貸付金債権				
59	ニュータウン鉄道等整備事業資金貸付金債権				
60	土地区画整理事業資金貸付金債権				
61	統合河川整備事業資金貸付金債権				
62	損害賠償金債権	4,034,127	56,364		11,226,990
63	交通安全施設等整備事業資金貸付金債権				
64	自動車損害賠償保障事業賦課金債権				
65	まちづくり総合支援事業資金貸付金債権				
66	諸貸付金債権	2,976,606,000			
67	地域新事業創出基盤施設整備資金貸付金債権				
68	幹線鉄道等活性化整備事業資金貸付金債権				
69	街路事業資金収益回収特別貸付金債権				
70	港湾事業資金収益回収償還時貸付金債権	2,273,414,000			
71	港湾改修事業資金貸付金債権	2,255,704,367			
72	沿道環境改善事業資金貸付金債権				
73	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構貸付金債権				
74	港湾事業資金収益回収特別貸付金債権	1,848,337,000			
75	保健衛生施設等施設整備資金貸付金債権				
76	地すべり対策事業資金貸付金債権				
77	水道施設整備事業資金貸付金債権				
78	密集住宅市街地整備促進事業資金貸付金債権				
79	鉄道駅総合改善事業資金貸付金債権				

(続き)

(単位:円)

No.	債権の種類	特別会計・所管府省			
		港湾整備特別会計	自動車検査登録特別会計	都市開発資金金融通特別会計	空港整備特別会計
		国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省
80	独立行政法人土木研究所施設整備資金貸付金債権				
81	公務員宿舍使用料債権	128,505,339	1,979,312		271,305,402
82	物件貸付料債権	39,492			56,932,049
83	都市計画事業資金収益回収償還時貸付金債権			1,471,214,000	
84	河川激甚災害対策特別緊急事業資金貸付金債権				
85	雪寒地域道路事業資金貸付金債権				
86	軌間可変電車研究開発施設整備資金貸付金債権				
87	農業改良資金貸付金債権				
88	水道水源開発等施設整備事業資金貸付金債権				
89	都市再生推進事業資金貸付金債権				
90	廃棄物処理施設整備事業資金貸付金債権	979,999,850			
91	独立行政法人情報通信研究機構貸付金債権				
92	地すべり防止事業資金貸付金債権				
93	環境保全保安林整備事業資金貸付金債権				
94	電線共同溝整備事業資金貸付金債権				
95	宅地開発関連公共施設整備事業資金収益回収償還時貸付金債権				
96	港湾環境整備事業資金貸付金債権	796,984,459			
97	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構貸付金債権				
98	住宅地区改良事業資金貸付金債権				
99	独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備資金貸付金債権				
100	延滞金債権	443			8,902,560
101	不用物品売却代債権	119,726,034	91,133		33,662,964
102	改革推進公共投資事業資金貸付金償還金				
103	物件売却代債権				490,600
104	商業・サービス業集積関連施設整備資金貸付金債権				
105	埠頭整備資金等貸付金債権	463,760,616			
106	海岸環境整備事業資金貸付金債権				
107	都市計画事業資金収益回収特別貸付金債権			388,340,000	
108	宅地開発関連公共施設整備事業資金収益回収特別貸付金債権				
109	河川事業資金収益回収償還時貸付金債権				
110	河川総合開発事業資金収益回収特別貸付金債権				
111	沖縄振興開発金融公庫貸付金債権				
112	独立行政法人建築研究所施設整備資金貸付金債権				
113	独立行政法人国立病院機構施設整備資金貸付金債権				
114	利得償還金債権				
115	堰堤改良資金貸付金債権				
116	道路事業資金貸付金債権				
117	海岸事業資金貸付金債権				
118	沖縄振興開発金融公庫償還時貸付金債権				
119	床上浸水対策特別緊急事業資金貸付金債権				
119	特定緊急砂防事業資金貸付金債権				
121	独立行政法人海上技術安全研究所施設整備資金貸付金債権				
122	治水ダム建設事業資金貸付金債権				
123	受託調査及び試験手数料債権				
124	河川災害復旧等関連緊急事業資金貸付金債権				
125	独立行政法人医薬品医療機器総合機構貸付金債権				
126	受託手数料債権				991,879
127	砂防事業資金収益回収償還時貸付金債権				
128	河川総合開発事業資金収益回収償還時貸付金債権				
129	環境調和型地域振興施設整備資金貸付金債権				
130	航空機騒音対策事業資金貸付金債権				139,189,076
131	特定緊急地すべり対策事業資金貸付金債権				
132	沿道整備資金貸付金債権				
133	水資源開発公団収益回収償還時貸付金債権				
134	財産利用料債権				
135	準用河川改修資金貸付金債権				
136	雑収				3,393,490
137	刊行物売却代債権				
138	国宝重要文化財保存施設整備資金貸付金債権				
139	追徴金債権				
140	公有地造成護岸等整備事業資金貸付金債権				
141	諸負担金債権				
142	私立学校施設整備資金貸付金債権				
143	費用弁償金債権				14,197,260
144	河川事業資金収益回収特別貸付金債権				
145	ダム周辺環境整備事業資金貸付金債権				
146	農産物検査印紙売却代債権				
147	価格差益及び価格等割増差額納付金債権				
148	立替金返還金債権	338,200			
149	加算金債権				
150	輸入食糧納付金債権				
151	弁償金債権				
152	過怠金債権				
総計		44,717,171,820	6,636,459,528	64,036,590,171	276,957,713,813

(注)1 本表の数値は、当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものである。

2 弁済額が0である「債権の種類」については、記載を省略した。

表 1-(1)-⑧ 特別会計(歳入)の債権の種類別 不納欠損額(平成16年度、今回調査分)

(単位：円)

No.	特別会計・ 所管府省 債権の種類	総計	厚生保険特別会 計(健康勘定・ 児童手当勘定)	船員保険特別 会計	国立高度専門医 療センター特別 会計	労働保険特別 会計	農業経営基盤強 化措置特別会計
			厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	農林水産省
1	保険料債権	2,122,311,468	1,169,316,725	36,002,166		916,992,577	
2	損害賠償金債権	400,865,545	62,459,460			15,819,211	
3	返納金債権	46,013,834	23,773,516	196,542		15,125,707	
4	公共事業費受益者等 負担金債権	33,115,812					
5	延滞金債権	13,719,982		2,437,980		6,273	206,100
6	物件使用料債権	10,350,490					
7	利得償還金債権	1,586,056				1,586,056	
8	追徴金債権	1,361,058	147,058			1,214,000	
9	病院等療養費債権	1,189,221			1,189,221		
10	利息債権	67,521					
11	過怠金債権	5,667					
	総計	2,630,586,654	1,255,696,759	38,636,688	1,189,221	950,743,824	206,100

(続き)

(単位：円)

No.	特別会計・ 所管府省 債権の種類	国営土地改良 事業特別会計	自動車損害賠償 保障事業特別会 計	道路整備特別 会計	治水特別会計	空港整備特別 会計
		農林水産省	国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省
1	保険料債権					
2	損害賠償金債権		321,266,723	1,148,923		171,228
3	返納金債権				6,918,069	
4	公共事業費受益者等 負担金債権			33,115,812		
5	延滞金債権		11,069,629			
6	物件使用料債権			10,350,490		
7	利得償還金債権					
8	追徴金債権					
9	病院等療養費債権					
10	利息債権	40,150		27,371		
11	過怠金債権		5,667			
	総計	40,150	332,342,019	44,642,596	6,918,069	171,228

(注) 1 本表の数値は、当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものである。

2 不納欠損額が0であった次の「特別会計」については記載を省略した。

登記、国債整理基金、産業投資、地震再保険、電源開発促進対策、石油及びエネルギー険及漁業共済保険、国有林需給構造高度化対策、特定国有財産整備、食糧管理、農業共済再保険、森林保険、漁業再保野、貿易再保険、特許、港湾整備、自動車検査登録、都市開発資金融通

3 不納欠損額が0である「債権の種類」については、記載を省略した。

表1-(2)-④ 一般会計過年度発生債権の回収状況(今回調査分)

総額

(単位:円)

府省名		内閣府	防衛庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
平成 14年度	a 過年度発生 債権繰越額	2,690,386,731	5,443,329,160	756,441,605	242,919,872	2,011,378,777	3,056,915,261	1,884,823,351,523	13,205,432,292	3,113,990,071	426,513,205,533	7,431,880,341	445,986,090
	b 弁済額	466,051,385	2,763,839,033	379,295,968	28,128,908	189,128,056	295,577,685	17,980,241	108,778,333	88,678,973	57,662,156	4,093,678,594	19,176,166
	b/a	17.3%	50.8%	50.1%	11.6%	9.4%	9.7%	0.0%	0.8%	2.8%	0.0%	55.1%	4.3%
15年度	a 過年度発生 債権繰越額	2,238,234,602	12,744,615,366	4,013,843,931	194,419,215	1,850,746,018	3,685,929,271	1,965,557,163,805	13,980,013,189	3,095,908,943	414,197,084,687	3,797,569,831	489,973,648
	b 弁済額	419,390,112	9,521,957,245	847,524,575	9,195,433	16,749,585	299,258,634	27,502,502	107,078,832	51,501,750	2,326,972,694	677,341,392	90,501,838
	b/a	18.7%	74.7%	21.1%	4.7%	0.9%	8.1%	0.0%	0.8%	1.7%	0.6%	17.8%	18.5%
16年度	a 過年度発生 債権繰越額	1,841,921,538	12,669,862,984	3,457,932,732	192,494,186	1,835,406,366	5,612,201,035	2,049,396,444,174	14,776,022,342	4,244,173,199	407,966,907,533	3,343,113,315	371,709,481
	b 弁済額	455,045,899	600,167,298	611,775,412	6,697,136	6,363,570	1,881,878,051	238,670,869	93,208,248	34,240,025	887,336,017	334,138,465	20,096,985
	b/a	24.7%	4.7%	17.7%	3.5%	0.3%	33.5%	0.0%	0.6%	0.8%	0.2%	10.0%	5.4%
3か年単純平均	b/a	20.3%	43.4%	29.6%	6.6%	3.6%	17.1%	0.0%	0.7%	1.8%	0.3%	27.6%	9.4%

損害賠償金債権

(単位:円)

府省名		内閣府	防衛庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
平成 14年度	a 過年度発生 債権繰越額	172,327,232	4,226,409,567	82,587,793	104,868,595	1,651,723,225	202,622,726	1,829,679	11,016,685	56,382,701	55,184,634	10,794,681	2,333,114
	b 弁済額	0	2,072,776,831	473,005	278,474	23,019,490	13,144,519	1,004,780	561,813	383,504	511,450	2,183,191	44,114
	b/a	0.0%	49.0%	0.6%	0.3%	1.4%	6.5%	54.9%	5.1%	0.7%	0.9%	20.2%	1.9%
15年度	a 過年度発生 債権繰越額	177,233,912	11,371,336,155	239,126,762	78,826,388	1,641,305,274	426,888,303	2,594,145	10,835,563	56,548,435	54,270,835	9,854,725	2,409,312
	b 弁済額	0	8,676,444,455	11,550,894	228,267	114,264	13,466,961	1,532,473	1,130,691	549,238	673,042	1,243,235	120,312
	b/a	0.0%	76.3%	4.8%	0.3%	0.0%	3.2%	59.1%	10.4%	1.0%	1.2%	12.6%	5.0%
16年度	a 過年度発生 債権繰越額	72,988,232	12,007,048,005	227,948,922	79,405,840	1,641,250,659	473,551,828	186,630,424	9,704,872	56,868,489	54,067,592	13,215,119	2,289,000
	b 弁済額	10,000	500,055,063	373,054	295,283	59,649	21,514,712	186,630,424	0	869,292	888,595	4,603,844	0
	b/a	0.0%	4.2%	0.2%	0.4%	0.0%	4.5%	100.0%	0.0%	1.5%	1.6%	34.8%	0.0%
3か年単純平均	b/a	0.0%	43.2%	1.9%	0.3%	0.5%	4.7%	71.3%	5.2%	1.1%	1.3%	22.6%	2.3%

返納金債権

(単位:円)

府省名		内閣府	防衛庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
平成 14年度	a 過年度発生 債権繰越額	652,690,029	683,422,280	2,355,722	81,212,136	169,378,133	18,869,622	16,390,337	300,242,629	1,919,280,971	100,866,220	736,914	1
	b 弁済額	790,029	676,451,227	2,055,722	27,391,191	157,559,247	11,749,822	16,390,337	30,925,478	82,785,645	36,643,579	736,914	0
	b/a	0.1%	99.0%	87.3%	33.7%	93.0%	62.3%	100.0%	10.3%	4.3%	36.3%	100.0%	0.0%
15年度	a 過年度発生 債権繰越額	652,192,025	820,426,169	3,126,558,664	59,208,144	24,781,713	47,233,991	25,437,734	493,177,273	1,829,597,219	123,822,064	456,196,251	1
	b 弁済額	292,025	813,502,639	471,705,736	8,527,381	12,962,827	5,353,317	24,969,734	70,395,568	38,787,764	61,666,897	454,918,851	0
	b/a	0.0%	99.2%	15.1%	14.4%	52.3%	11.3%	98.2%	14.3%	2.1%	49.8%	99.7%	0.0%
16年度	a 過年度発生 債権繰越額	653,410,997	76,574,920	2,629,837,213	56,819,678	11,925,062	46,144,345	52,268,203	459,907,884	2,736,451,950	136,996,471	26,130,860	6
	b 弁済額	1,509,577	65,205,597	248,508,526	5,773,083	106,176	4,299,603	51,800,203	59,339,241	24,202,606	76,069,581	22,883,241	0
	b/a	0.2%	85.2%	9.4%	10.2%	0.9%	9.3%	99.1%	12.9%	0.9%	55.5%	87.6%	0.0%
3か年単純平均	b/a	0.1%	94.4%	37.3%	19.4%	48.7%	27.6%	99.1%	12.5%	2.4%	47.2%	95.8%	0.0%

(注) 1 本表の数値は、当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものである。

2 過年度発生債権繰越額は、過年度増減額補正後の額である。

表1-(2)-⑧ 特別会計過年度発生債権の回収状況(今回調査分)

総額

(単位:円)

会計名		登記	国債整理基金	産業投資	地震再保険	電源開発促進 対策	石油及びエネ ルギー需給構 造高度化対策	特定国有財産 整備	厚生保険(健康勘 定・児童手当勘定)	船員保険	国立高度専門 医療センター	労働保険	食糧管理	農業共済再保 険	森林保険
平成 14年度	a 過年度発生 債権繰越額	782,513,574	0	553,490,363,650	9,177,637,001	278,866,049	264,245,088	0	12,120,718,540	1,204,805,214	65,045,923	36,805,387,665	101,078,375,159	225,453	0
	b 弁済額	240,000	0	67,450,563,000	9,177,637,001	277,397,049	249,424,641	0	3,076,842,129	205,562,364	15,615,134	25,209,253,191	4,142,040,603	225,453	0
	b/a	0.0%	—	12.2%	100.0%	99.5%	94.4%	—	25.4%	17.1%	24.0%	68.5%	4.1%	100.0%	—
15年度	a 過年度発生 債権繰越額	1,286,564,655	0	697,554,649,661	9,569,399,662	1,530,754	16,223,516	0	12,722,655,417	1,163,394,415	61,473,714	22,151,484,133	96,205,424,261	2,338,129	0
	b 弁済額	504,531,081	0	79,646,882,000	9,569,399,662	61,754	1,404,929	0	3,179,927,159	213,748,255	17,798,826	10,491,175,013	3,291,259,898	2,338,129	0
	b/a	39.2%	—	11.4%	100.0%	4.0%	8.7%	—	25.0%	18.4%	29.0%	47.4%	3.4%	100.0%	—
16年度	a 過年度発生 債権繰越額	784,070,035	0	924,711,923,548	10,778,810,174	1,469,000	152,042,516	15,604,500	11,639,615,944	1,102,131,132	71,988,772	20,630,979,772	101,078,375,159	1,021,544	0
	b 弁済額	274,023	0	387,781,232,318	10,778,810,174	0	137,223,929	3,904,500	2,793,212,980	170,461,258	24,189,179	8,447,312,910	4,142,040,603	1,021,544	0
	b/a	0.0%	—	41.9%	100.0%	0.0%	90.3%	—	24.0%	15.5%	33.6%	40.9%	4.1%	100.0%	—
30ヶ年単純平均	b/a	13.1%	—	21.8%	100.0%	34.5%	64.4%	—	24.8%	17.0%	28.9%	52.3%	3.9%	100.0%	—

損害賠償金債権

(単位:円)

会計名		登記	国債整理基金	産業投資	地震再保険	電源開発促進 対策	石油及びエネ ルギー需給構 造高度化対策	特定国有財産 整備	厚生保険(健康勘 定・児童手当勘定)	船員保険	国立高度専門 医療センター	労働保険	食糧管理	農業共済再保 険	森林保険
平成 14年度	a 過年度発生 債権繰越額	300,882,468	0	0	0	0	36,407	0	702,877,968	29,833,132	0	2,381,757,238	0	0	0
	b 弁済額	0	0	0	0	0	0	0	467,068,201	28,441,510	0	761,341,908	0	0	0
	b/a	0.0%	—	—	—	—	0.0%	—	66.5%	95.3%	—	32.0%	—	—	—
15年度	a 過年度発生 債権繰越額	300,882,468	0	0	0	0	36,407	0	652,844,484	14,405,772	0	2,166,320,496	0	0	0
	b 弁済額	0	0	0	0	0	0	0	433,726,749	10,430,408	0	744,743,278	0	0	0
	b/a	0.0%	—	—	—	—	0.0%	—	66.4%	72.4%	—	34.4%	—	—	—
16年度	a 過年度発生 債権繰越額	300,510,017	0	0	0	0	36,407	0	555,638,451	10,745,298	0	2,129,470,612	80,501	0	0
	b 弁済額	0	0	0	0	0	0	0	346,103,441	6,346,056	0	850,454,050	80,501	0	0
	b/a	0.0%	—	—	—	—	0.0%	—	62.3%	59.1%	—	39.9%	100.0%	—	—
30ヶ年単純平均	b/a	0.0%	—	—	—	—	0.0%	—	65.1%	75.6%	—	35.4%	—	—	—

返納金債権

(単位:円)

会計名		登記	国債整理基金	産業投資	地震再保険	電源開発促進 対策	石油及びエネ ルギー需給構 造高度化対策	特定国有財産 整備	厚生保険(健康勘 定・児童手当勘定)	船員保険	国立高度専門 医療センター	労働保険	食糧管理	農業共済再保 険	森林保険
平成 14年度	a 過年度発生 債権繰越額	0	0	0	0	1,469,000	14,784,040	0	271,518,553	20,417,998	1,278,292	17,175,818,590	2,252,635	225,453	0
	b 弁済額	0	0	0	0	0	0	0	79,367,985	2,340,879	1,278,292	16,341,802,025	245,808	225,453	0
	b/a	—	—	—	—	0.0%	0.0%	—	29.2%	11.5%	100.0%	95.1%	10.9%	100.0%	—
15年度	a 過年度発生 債権繰越額	4,025	0	0	0	1,469,000	14,819,312	0	289,392,624	19,221,279	143,660	1,378,862,438	2,081,785	2,338,129	0
	b 弁済額	4,025	0	0	0	0	37,132	0	95,489,740	4,169,622	143,660	545,786,122	74,958	2,338,129	0
	b/a	100.0%	—	—	—	0.0%	0.3%	—	33.0%	21.7%	100.0%	39.6%	3.6%	100.0%	—
16年度	a 過年度発生 債権繰越額	44,023	0	0	0	1,469,000	150,887,449	0	295,093,587	22,256,937	0	1,217,859,079	3,211,948	1,021,544	0
	b 弁済額	44,023	0	0	0	0	136,105,269	0	79,561,111	2,677,533	0	372,189,118	1,205,121	1,021,544	0
	b/a	100.0%	—	—	—	0.0%	90.2%	—	27.0%	12.0%	—	30.6%	37.5%	100.0%	—
30ヶ年単純平均	b/a	100.0%	—	—	—	0.0%	30.2%	—	29.7%	15.1%	—	55.1%	17.3%	100.0%	—

(注) 1 本表は、本省が調査対象とした195機関の係数を積み上げたものである。

2 過年度発生債権繰越額は、過年度増減額補正後の額である。

(続き)

総額

(単位:円)

会計名		漁船再保険及 漁業共済保険	農業経営基盤強 化措置	国有林野事業	国営土地改良 事業	貿易再保険	特許	自動車損害賠償 保障事業	道路整備	治水	港湾整備	自動車検 査登録	都市開発資金融 通	空港整備
平成 14年度	a 過年度発生 債権繰越額	0	108,366,423,556	1,783,201,016	602,098,358,882	724,867,259,243	12,232,351	62,644,094,226	1,808,506,123,482	23,658,564,972	98,801,072,276	870,103	479,563,800,140	179,411,179,008
	b 弁済額	0	12,092,008,909	626,485,382	80,464,975,738	41,707,318,073	2,295,094	16,412,372	100,786,811,603	5,299,162,380	11,272,056,199	101,310	69,120,123,554	193,029,950
	b/a	—	11.2%	35.1%	13.4%	5.8%	18.8%	0.0%	5.6%	22.4%	11.4%	11.6%	14.4%	0.1%
15年度	a 過年度発生 債権繰越額	0	111,166,026,832	20,574,838,327	591,875,361,560	580,992,295,123	12,484,136	64,959,311,300	2,121,445,867,695	61,699,825,093	95,463,787,026	1,566,793	429,757,876,586	229,814,787,939
	b 弁済額	0	8,721,162,471	1,075,601,255	84,670,409,029	48,653,899,257	2,546,879	69,471,341	102,405,487,707	5,078,034,398	6,264,567,233	0	63,997,355,354	17,809,728,394
	b/a	—	7.8%	5.2%	14.3%	8.4%	20.4%	0.1%	4.8%	8.2%	6.6%	0.0%	14.9%	7.7%
16年度	a 過年度発生 債権繰越額	0	117,126,453,808	21,513,866,654	542,691,725,833	709,495,518,127	12,354,774	65,251,257,531	2,146,916,359,249	67,707,580,906	90,783,319,385	1,566,793	390,643,818,232	279,133,849,947
	b 弁済額	0	13,399,555,899	18,783,699,733	67,507,647,642	62,836,982,708	2,419,517	90,715,983	280,054,064,961	58,668,772,426	11,595,261,892	0	60,713,804,100	18,410,671,079
	b/a	—	11.4%	—	87.3%	12.4%	—	19.6%	0.1%	13.0%	86.7%	0.0%	15.5%	6.6%
3か年単純平均	b/a	—	10.1%	42.6%	13.4%	7.7%	19.6%	0.1%	7.8%	39.1%	10.2%	3.9%	14.9%	4.8%

損害賠償金債権

(単位:円)

会計名		漁船再保険及 漁業共済保険	農業経営基盤強 化措置	国有林野事業	国営土地改良 事業	貿易再保険	特許	自動車損害賠償 保障事業	道路整備	治水	港湾整備	自動車検 査登録	都市開発資金融 通	空港整備
平成 14年度	a 過年度発生 債権繰越額	0	147,349,252	67,371,057	10,213,614	0	132,224	40,439,191,437	302,051,051	46,084,480	24,852,095	0	0	40,212,512
	b 弁済額	0	0	813,026	1,167,012	0	0	8,536,767	557,222	9,618,008	24,852,095	0	0	521,522
	b/a	—	0.0%	1.2%	11.4%	—	0.0%	0.0%	0.2%	20.9%	100.0%	—	—	1.3%
15年度	a 過年度発生 債権繰越額	0	147,354,717	171,423,471	10,237,874	0	132,224	42,556,274,422	384,159,728	36,931,900	432,037	798,000	0	45,754,485
	b 弁済額	0	0	1,615,572	1,651,660	0	0	35,129,435	17,214,951	805,348	432,037	0	0	6,063,495
	b/a	—	0.0%	0.9%	16.1%	—	0.0%	0.1%	4.5%	2.2%	100.0%	0.0%	—	13.3%
16年度	a 過年度発生 債権繰越額	0	147,354,717	177,737,450	8,755,610	0	132,224	44,948,591,929	394,682,052	36,877,580	424,276	798,000	0	40,838,276
	b 弁済額	0	0	6,890,323	169,396	0	0	82,619,911	58,681,187	869,984	424,276	0	0	1,054,004
	b/a	—	0.0%	3.9%	1.9%	—	0.0%	0.2%	14.9%	2.4%	100.0%	0.0%	—	2.6%
3か年単純平均	b/a	—	0.0%	2.0%	9.8%	—	0.0%	0.1%	6.5%	8.5%	100.0%	—	—	5.7%

返納金債権

(単位:円)

会計名		漁船再保険及 漁業共済保険	農業経営基盤強 化措置	国有林野事業	国営土地改良 事業	貿易再保険	特許	自動車損害賠償 保障事業	道路整備	治水	港湾整備	自動車検 査登録	都市開発資金融 通	空港整備
平成 14年度	a 過年度発生 債権繰越額	0	6,857	0	815,044	0	2,295,094	318,510,852	34,410,368	182,148,942	1,594,566	101,310	0	1,303,181
	b 弁済額	0	0	0	410,636	0	2,295,094	95,001	472,026	8,395,194	1,594,566	101,310	0	330,706
	b/a	—	0.0%	—	50.4%	—	100.0%	0.0%	1.4%	4.6%	100.0%	100.0%	—	25.4%
15年度	a 過年度発生 債権繰越額	0	6,857	0	596,601	0	2,546,879	327,196,580	33,943,362	29,227,115	7,773,786	0	0	3,922,941
	b 弁済額	0	97	0	596,601	0	2,546,879	19,926,738	315,020	2,316,065	7,773,786	0	0	2,811,371
	b/a	—	1.4%	—	100.0%	—	100.0%	6.1%	0.9%	7.9%	100.0%	—	—	71.7%
16年度	a 過年度発生 債権繰越額	0	6,760	0	285,373	0	2,417,517	312,129,980	38,916,652	152,015,068	31,324	0	0	6,882,930
	b 弁済額	0	0	0	285,373	0	2,417,517	1,093,610	5,418,310	7,759,526	31,324	0	0	5,771,360
	b/a	—	0.0%	—	100.0%	—	100.0%	0.4%	13.9%	5.1%	100.0%	—	—	83.9%
3か年単純平均	b/a	—	0.5%	—	83.5%	—	100.0%	2.2%	5.4%	5.9%	100.0%	—	—	60.3%

(注) 1 本表の数値は、当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものである。

2 過年度発生債権繰越額は、過年度増減額補正後の額である。

2 歳入金債権の債権管理事務の問題点等

勸	告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>債権の管理においては、通常、債権者が債務者に請求し、債務者がこれを履行（弁済）し、債権者が受領して債権が消滅する。このような通常の過程による管理のほか、債務者が債務を履行しないときには、履行を督促し、担保を徴したり、場合によっては強制的な措置を講ずるなど、様々な事態に対して管理を実施することになる。国の債権管理機関は、多種多様な種類・態様の債権の特性に応じ、個々の相手方（債務者）との関係の中で、場合によっては長期間にわたり、財政上最も国の利益に適合するように債権管理事務を適切に実施しなければならない。</p> <p>債管法は、歳入金債権について、管理の権限と責任を明確にするとともに、債権の把握、取立て、保全、消滅等に係る手続等を規定しており、各債権管理機関は、債管法を一般的な管理のための法律として管理事務を実施している。また、補助金等の返還金や健康保険の保険料など国税徴収又は国税滞納処分の例により徴収することとされている特定の債権（徴収官庁に自力執行権が与えられている債権。以下「国税徴収等の例による債権」という。）については、債管法の強制履行の請求等、徴収停止、履行延期の特約等の規定は適用せず、国税徴収法（昭和34年法律第147号）等の関連規定に基づき滞納処分等の事務を実施することとされている。</p> <p>主な管理事務の内容は、以下のとおりである。</p> <p>① 債権管理簿への登載</p> <p>歳入徴収官は、債権が発生したときは、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、債権金額、履行期限等を調査確認の上、これを債権管理簿に記載しなければならないこととされている（債管法第11条）。</p> <p>② 督促</p> <p>債権の全部又は一部が履行期限を経過してもなお履行されていない場合には、歳入徴収官は、債務者に対して原則として督促状により督促しなければならないこととされている（債管法第13条、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）第21条）。</p> <p>督促は、一般債権については強制履行の請求等の前提となり、国税徴収等の例による債権については財産差押え等滞納処分の前提となる（債管法第15条、国税徴収法第47条等）。</p> <p>③ 資力調査</p> <p>一般債権の場合、歳入徴収官は、債権が発生したときは、原則として、遅滞なく債務者の資産又は業務の状況に関する事項を調査・確認の上、債権管理簿に記載しなければならないこととされている（債管法第11条、法施行令第10条）。</p> <p>国税徴収等の例による債権の場合、徴収職員に財産調査（滞納者に対する質問又はその者の財産に関する調査。以下同じ。）の権限が与えられている（国税</p>		<p>図2-①</p> <p>表2-②</p> <p>表2-③</p>

徴収法第 141 条等)。

④ 時効中断措置

歳入徴収官は、債権が時効によって消滅するおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置(注)をとらなければならないこととされている(債管法第 18 条)。

(注) 民法が規定する時効中断事由は、「請求」、「差押え、仮差押え又は仮処分」及び「承認」であるが、「請求」については、催告のみでは 6 か月以内に裁判上の請求等をしなれば時効中断の効力が失われるため、一般債権については後述する強制履行の請求等や仮差押え等の措置を、国税徴収等の例による債権については差押え等の措置を改めてとる必要がある。「承認」については、債務確認書の徴求や一部弁済の受入れ等が該当する。

⑤ 強制履行の請求等・滞納処分

一般債権の場合、歳入徴収官は、債務者に対して督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、強制履行の請求等の措置(注)をとらなければならないこととされている(債管法第 15 条)。

(注) 強制履行の請求等の措置としては、担保権の実行(保証人に対する履行の請求を含む)、債務名義のある債権についての強制執行、訴訟又は非訟手続による履行の請求(訴訟提起、調停の申立て)があり、担保権の実行の一部を除き法務大臣に請求して措置をとることになる。

国税徴収等の例による債権の場合、歳入徴収官は、督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、法令の規定によって滞納処分を執行することができる者(例えば、補助金等の返還金にあつては、各省各庁の長)に対し滞納処分の手続(注)をとることを求めなければならないこととされている(令第 16 条)。

(注) 滞納処分においては、財産の差押え、交付要求等を経て、債務者の財産を強制的に換価し、債権の回収を行うことになる。

⑥ 徴収停止・履行延期の特約等・滞納処分執行停止

一般債権の場合、債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合等所定の要件に該当するものについては、徴収停止の整理を行い、以後その債権について積極的な管理を行わないことができることとされている(債管法第 21 条)。また、債務者が無資力又はこれに近い状態であるとき、債務者が債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、資産の状況により履行期限の延長が徴収上有利と認められるときなどは、履行期限の延期の特約等ができることとされている(債管法第 24 条)。

国税徴収等の例による債権の場合、滞納処分を執行できる財産の不存在や滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれといった所定の要件に該当するものについては、滞納処分の執行を停止することができることとされている(国税徴収法第 153 条)。

⑦ みなし消滅・不納欠損処理

国の債権のうち、公法上の債権は、別段の規定がないときは、時効消滅に関

して債務者の援用を要しないとされている（会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 31 条）。また、債権管理事務取扱規則（昭和 31 年大蔵省令第 86 号）第 30 条において、時効消滅につき債務者の援用を要する債権であっても、消滅時効が完成し、かつ、債務者が時効を援用する見込みがある場合や徴収停止の整理が行われ、消滅時効が完成した場合などは、債権を消滅したものとみなして整理すること（以下「みなし消滅」という。）が認められている。みなし消滅は、債務者である法人の清算の結了や破産等による免責の場合にも認められる。

歳入徴収官は、調査決定（注）をした歳入に係る債権が、免除、消滅時効の完成と債務者の援用、みなし消滅等の事由に該当するときは、直ちに歳入が収納できない事由を明らかにした書面を作成し、不納欠損として整理することとされている（歳入徴収官事務規程第 27 条）。

（注） 歳入徴収官事務規程第 3 条において、歳入徴収官は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、当該歳入が法令又は契約に違反していないか、当該歳入の所属年度及び科目に誤りがないかなどを調査し、その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに徴収の決定をしなければならないとされている。

【調査結果】

今回、195 機関について、①債権管理事務の実施体制、②債権管理事務の処理状況及び③実務マニュアルの整備等の状況を調査した結果、次のような問題点等がみられた。

（１）債権管理事務の実施体制

ア 債権管理事務担当職員の状況

調査した国の出先機関、貯金事務センター及び都道府県の 145 機関では、平成 17 年 11 月末現在、457 人の職員（注）が債権管理事務を担当している（以下、債権管理事務を担当している職員を、単に「担当職員」という）。

（注） 担当職員には、債権管理事務以外の事務を兼任しているものを含んでいる。

これらについて、1 機関当たりの担当職員数並びに担当職員の債権管理事務の従事経験の有無・通算従事期間及び債権管理に関する研修の受講状況について調査したところ、次のような状況がみられた。

- ① 債権管理事務に初めて従事した担当職員が 8 割弱を占め、また、担当職員のすべてが債権管理事務に初めて従事した職員となっている機関が半数を超える。
- ② 債権管理事務に関する研修の受講実績がない担当職員が 6 割弱を占め、債権管理事務に初めて従事した担当職員の 6 割弱が研修の受講実績がない。

（ア）1 機関当たりの担当職員数

1 機関当たりの担当職員数の状況は、表 11 のとおりであり、担当職員が 1 名のみという機関も 35 機関（145 機関の 24.1%）みられる。

表 2 - (1) -
① - a

表 11 国の出先機関等 145 機関の債権管理担当職員数

1 機関あたりの担当職員数 (人)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
該当する機関数 (機関)	35	42	22	15	13	6	2	4	2	3
1 機関あたりの担当職員数 (人)	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20 以上
該当する機関数 (機関)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0

調査した債権管理機関ごとにみると、担当職員数が比較的多いのは、労働局 7.6 人（8 機関の平均）、地方整備局 6.5 人（6 機関の平均）、社会保険事務所 5.2 人（18 機関の平均）となっており、比較的少ない機関は、地方入国管理局 1.0 人（1 機関）、刑務所 1.0 人（1 機関）、運輸局 1.0 人（1 機関）、地方航空局 1.0 人（2 機関の平均）となっている。

(イ) 担当職員の従事経験の有無・通算従事期間及び研修の受講状況

457 人の債権管理事務の過去の従事経験・通算従事期間及び研修の受講状況は、表 12 のとおりである。

表 12 債権管理事務担当職員の過去の従事経験・通算従事期間及び研修の受講状況
(単位:人、%)

通算従事期間 過去の 従事経験と 研修受講の有無	6 か月 未満	6 か月 以上 12 か月未 満	12 か月 以上 18 か月未 満	18 か月 以上 24 か月未 満	24 か月 以上 30 か月未 満	30 か月 以上 36 か月未 満	36 か月 以上	計
以前に従事経験有り	1	0	3	6	8	14	70	102
研修受講実績有り	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100.0)	2 (33.3)	4 (50.0)	8 (57.1)	35 (50.0)	52 (51.0)
初めて従事	33	126	38	101	15	23	19	355
研修受講実績有り	20 (60.6)	39 (31.0)	19 (50.0)	39 (38.6)	11 (73.3)	8 (34.8)	9 (47.4)	145 (40.8)
計	34	126	41	107	23	37	89	457
計	20 (58.8)	39 (31.0)	22 (53.7)	41 (38.3)	15 (65.2)	16 (43.2)	44 (49.4)	197 (43.1)

(注) 1 従事期間は、以前に従事経験がある場合はその期間を通算して計上した。

2 カッコ内は、各区分における「研修受講実績有り」の者の割合である。

債権管理事務に以前に従事した経験がある職員は 457 人中 102 人（22.3 %）となっており、初めて従事したという職員が、457 人中 355 人（77.7 %）を占めている。

また、担当職員のすべてが債権管理事務に初めて従事した職員となっている機関は、145 機関中 80 機関（55.2%）(注) を占めている。うち 25 機関の担当職員数は 1 人である。

(注) 80 機関の内訳は、沖縄総合事務局等(2 機関)、防衛施設局等(6 機関)、総合通信局(4 機関)、法務局(3 機関)、検察庁(3 機関)、刑務所(1 機関)、財務局(1 機関)、財務事務所(1 機関)、国税局(3 機関)、労働局(3 機関)、国立身体障害者リハビリテーションセンター等(4 機関)、社会保険事務所(3 機関)、農政局(2 機関)、森林管理局(2 機関)、経済産業局(4 機関)、地方整備局(3 機関)、国

表 2 - (1) -
① - b

道事務所(10 機関)、北海道開発局等(3 機関)、運輸局(1 機関)、地方航空局(2 機関)、管区气象台(1 機関)、海上保安本部(1 機関)、貯金事務センター(7 機関)、都道府県(10 機関)となっている。

債権管理事務に関する研修の受講実績がある職員は 457 人中 197 人(43.1%) (注1) となっており、受講実績がない職員が、457 人中 260 人(56.9%) を占めている。また、債権管理事務の従事期間が2年以上の職員(457 人のうち 149 人)でも 75 人(149 人の 50.3%) が、また、従事期間が3年以上の職員(457 人のうち 89 人)でも 44 人(89 人の 49.4%) が、研修の受講実績がない。

債権管理事務の過去の従事経験と研修の受講状況との関係では、初めて従事した職員 355 人中 210 人(59.2%) が研修の受講実績がなく、担当職員のすべてが債権管理事務に初めて従事した職員となっている 80 機関中、研修の受講実績がある職員が一人もいない機関は、57 機関(145 機関の 39.3%) (注2) を占めている。

(注1) 研修受講実績がある職員の割合が高い債権管理機関は、財務事務所 100.0% (5 機関 8 人中 8 人)、運輸局 100.0% (1 機関 1 人中 1 人)、財務局 93.8% (6 機関 16 人中 15 人)、総合通信局 86.2% (9 機関 29 人中 25 人)、社会保険事務所 82.8% (18 機関 93 人中 77 人)、北海道開発局等 57.1% (3 機関 7 人中 4 人)、労働局 55.7% (8 機関 61 人中 34 人) 及び保護観察所 50.0% (1 機関 2 人中 1 人) となっている。

(注2) 57 機関の内訳は、沖縄総合事務局等(2 機関)、防衛施設局等(5 機関)、法務局(3 機関)、検察庁(3 機関)、刑務所(1 機関)、国税局(3 機関)、国立身体障害者リハビリテーションセンター等(4 機関)、農政局(2 機関)、森林管理局(2 機関)、経済産業局(4 機関)、地方整備局(3 機関)、国道事務所(10 機関)、北海道開発局等(2 機関)、地方航空局(2 機関)、管区气象台(1 機関)、海上保安本部(1 機関)、貯金事務センター(6 機関)、都道府県(3 機関)となっている。

イ 徴収職員の任命状況

国税徴収等の例による債権については、財産調査や差押えなど滞納処分の特権を有する徴収職員(国税徴収法第2条第11号の規定による職員)を任命し、当該事務に従事させることとされている。

今回調査した 195 機関のうち 77 機関においては、電波利用料債権、保険料債権、道路占有による物件貸付料債権、公共事業費受益者等負担金債権など国税徴収等の例による債権を恒常的に取り扱うため、滞納処分の対象がいつでも発生し得る。滞納処分を適時・適切に実施するためにも、これらの機関においては、あらかじめ徴収職員を任命しておく必要がある。

77 機関について、平成 17 年 11 月末現在の徴収職員の任命状況を調査したところ、次のような状況がみられた。(注)

滞納処分のノウハウがないなどとして、あるいは、管理している債権が国税徴収等の例による債権であるとの認識がないために徴収職員を任命していない事例あり。

(ア) 公正取引委員会(課徴金に係る諸納付金債権を管理)、10 総合通信局(電波利用料債権を管理)並びに 8 労働局、7 社会保険事務局及び 18 社会保険事務所(保険料債権、不正受給による返納金債権等を管理)において

表 2 - (1) -

②

は、すべての機関で徴収職員が任命されていた。

(イ) 沖縄総合事務局、沖縄総合事務局南部国道事務所、調査した 7 地方整備局のすべて、調査した 20 国道事務所のすべて、札幌開発建設部及び旭川開発建設部（公共事業費受益者等負担金債権及び物件使用料債権を管理。以下、これらの機関を総称して、「国道事務所等」という。）では、上部機関から特段の指示もなく滞納処分ノウハウもないなどとして徴収職員が任命されていなかった。また、国立武蔵野学院（児童入所に係る費用弁償金債権を管理）では、管理している債権が国税徴収等の例による債権であるとの認識がなかったために徴収職員が任命されていなかった。

(注) その他の機関でも、補助金の不正受給による返納金債権や行政代執行による費用弁償金債権など各機関の業務上恒常的には発生しない国税徴収等の例による債権を、今回の調査時点で管理している機関が 10 機関みられたが、関東経済産業局（補助金の返納金債権を管理）において徴収職員が任命されていたほかは、現時点では滞納処分を実施する状況にないとの理由で、徴収職員は任命されていなかった。

(2) 債権管理事務の処理状況

ア 債権の取立てと保全

(ア) 督促

履行期限が到来しても弁済がない債権については、適時・適切に督促を実施することが債権回収の基本である。督促の遅延は、債務者の弁済意欲を損ない、債権の回収を困難にする。また、督促の内容が不適切であれば、強制的な措置をとる場合に適正な手続が確保されていないとの問題等が生じることにもなる。

調査した 195 機関の中には、次のように、督促を実施していない事例や督促の実施が不適切な事例がみられた。

a 延滞金の発生が回収を困難にするとして法律に基づく督促状を送付していない事例

道路法の規定では、負担金や占用料を納付しない者については、督促状によって督促しなければならないとされているが、督促状を发出することにより延滞金が発生し、債務者の納付意欲を損なうとして督促状を送付しないこととしているところ（仙山河川国道事務所、長野国道事務所、高田河川国道事務所、新潟国道事務所、金沢河川国道事務所、熊本河川国道事務所、札幌開発建設部及び旭川開発建設部の公共事業費受益者等負担金債権等）や、弁済の意思がある者に対して督促状の送付を保留しているところ（大宮国道事務所及び松山河川国道事務所の公共事業費受益者等負担金債権等）がある。

b 歳入徴収官名による正式な督促状を送付していない事例

督促状については、歳入徴収官名で发出しなければならないが、社会保険庁作成のマニュアル「収入事務取扱要領」（平成 17 年 3 月）では、保険料以外の一般債権について、歳入徴収官名での督促状を送付すべき旨の記述はあるものの、その実施時期の記述がないため、文書や電話に

表 2 - (2) -
ア-①

表 2 - (2) -
ア-②

<p>よる督促が行われているのみで、歳入徴収官名による督促状を送付していない（金沢南社会保険事務所の返納金債権等）。</p> <p>c マニュアルに定められた方法や基準どおりに督促を実施していない事例</p> <p>日本郵政公社作成の「恩給等返還金債権の管理に係る事務取扱手続」（平成17年3月）は、督促状送付、再督促、再々督促、その後の督促、訴訟を検討する旨を記載した内容証明郵便による督促等について実施時期を細かく定めて規定している。しかし、実際には、全く督促をしていない、4年以上督促していない、内容証明郵便による督促を実施していないなど、マニュアルに定められた方法や基準どおりに督促を実施していない（貯金事務センター8機関中7機関の返納金債権）。</p>	<p>表2-(2)-ア-③</p>
<p>他方、次のような効果的な取組事例がみられた。</p> <p>○ 無人電話応答システムを導入している事例</p> <p>督促状の発出等に加え、平成17年8月から、無人で督促できる電話応答システムを活用し、アマチュア無線局を対象に夜間督促を実施して納付実績を上げている（中国総合通信局の電波利用料債権）。</p>	<p>表2-(2)-ア-④</p>
<p>(イ) 資力調査</p> <p>債務者の弁済の意思を確認するとともに、資力調査により債務者の資産や業務の状況を把握することは、債権管理機関として回収方針（強制的な措置をとるか、緩和的な措置をとるか）を適時・適切に策定し、回収方策の実施を判断していく上で不可欠である。資力調査が不十分なために、こうした判断が先送りされたり、不適切であれば、債権の消滅時効の中断措置等にも支障が生じることになる。</p> <p>（注） 債権管理事務取扱規則第9条の2により、i) 債権の発生の原因となる契約その他の行為により発生する債権以外の債権（法令に定める一定の事由が発生すれば直ちに当該法令に基づき発生する債権）、ii) 同一債務者に対する債権金額の合計額が10万円未満の少額の債権、iii) 調査確認しようとする日から20日以内に履行させる短期の債権等については、債務者の資産又は業務の状況に関する事項の記載等を省略することができることとされている。ただし、この場合であっても、強制履行の請求等、徴収停止、履行延期の特約等の措置をとる必要があるときは、遅滞なく債務者の資産又は業務の状況について調査確認等を行わなければならないこととされている。</p>	
<p>調査した195機関の中には、次のように、資力調査を実施していない事例や、資力調査の取組が不適切な事例がみられた。</p> <p>a 市町村等の回答拒否を理由に資力調査を実施していない事例</p> <p>債務者の課税状況に係る情報の照会に対する回答を個人情報保護や守秘義務を理由に市町村等に拒否されて以降、臨戸訪問による債務者の現況確認等他の方法も含め資力調査を実施していない（東京法務局の損害賠償金債権、関東経済産業局の返納金債権等）。</p>	<p>表2-(2)-ア-⑤</p>
<p>b 上部機関からマニュアルが示されていないこと等から、十分な資力調査を実施していない事例</p>	<p>表2-(2)-ア-⑥</p>

<p>完済しない債務者に対しては、資力調査を行い、一括返済を求めるか分納とするかを判断する必要があるが、資力調査の具体的な方法に関するマニュアル等が上部機関から示されていないとして、十分な資力調査を行わず、債務者の主張どおりの分納を受け入れている（国立長寿医療センターの病院等療養費債権、仙台河川国道事務所及び新潟国道事務所の公共事業費受益者等負担金債権等）。</p>	
<p>c 差押えは債務者の経営破綻につながるとして資力調査を実施していない事例</p> <p>厚生労働省労働基準局作成のマニュアル「徴収関係事務取扱手引Ⅱ」（平成12年3月）では、徴収職員は徴収金の強制徴収に関する事務を行い、独立して財産の調査を行う権限と責任があるとされているが、差押えは債務者の経営破綻につながるのを回避するとの考えが労働局にあるために差押えの前提となる資力調査も実施せず、結局、資力調査未実施のまま不納欠損に至っている（宮城労働局の保険料債権）。</p>	<p>表2-(2)-ア-⑦</p>
<p>d 臨戸訪問による資力調査が有効であるにもかかわらず同調査を実施していない事例</p> <p>最近4年間全く物件貸付料の納付がない債務者について、臨戸訪問を実施していたならば家屋や自家用車の保有状況から相当の資力があると容易に推定できたにもかかわらず、臨戸訪問も実施せず資力調査を実施していない（関東農政局の物件貸付料債権）。</p>	<p>表2-(2)-ア-⑧</p>
<p>(ウ) 時効中断措置</p> <p>督促、資力調査、後述する強制的な措置等については、いずれの取組が不適切であっても、時効の中断における支障が生じ得るところであるが、調査した195機関の中には、次のように、時効中断措置自体に関する取組が適切に行われていない事例もみられた。</p>	
<p>a 時効中断の方法を認識しておらず時効中断に取り組んでいない結果、消滅時効完成により不納欠損処理している事例</p> <p>上部機関である関東地方建設局が作成した「債権・歳入マニュアル」（平成6年）では、「債務確認書の徴求」が時効中断事由に該当する旨が記載されているにもかかわらず、このことを認識していないために、債務確認書の徴求に取り組んでいない。このため、消滅時効が完成し不納欠損処理している（大宮国道事務所の公共事業費受益者等負担金債権）。</p>	<p>表2-(2)-ア-⑨</p>
<p>b 少額の滞納債権について債務確認書の徴求等による時効中断に取り組んでいない結果、消滅時効完成により不納欠損処理している事例</p> <p>差押え以外には債務確認書の徴求等による時効中断に取り組んでいないことから、少額の滞納債権を中心に時効が中断されることなく進行し、それに係る債権の消滅時効が完成し、不納欠損処理している（沖縄総合通信事務所の電波利用料債権）。</p>	<p>表2-(2)-ア-⑩</p>
<p>c 文書督促は行うものの債務確認書の徴求等による時効中断に取り組んでいない結果、消滅時効の期日が到来している事例</p>	<p>表2-(2)-ア-⑪</p>

<p>年 1 回機械的に文書による督促を行っているだけで、債務確認書の徴求や履行延期の特約等をするにとり組んでおらず、平成 17 年 11 月末時点で、453 件の債権について消滅時効の期日が到来しており、債務者の援用があれば時効消滅する状態となっている（外務省本省の帰国費貸付金債権）。</p> <p>d 債務者に対する過信等から時効中断に取り組まなかった結果、消滅時効の期日が到来している事例</p> <p>第三者行為災害に係る損害賠償金債権について、債務者が損害保険会社である上、8 件の債権のうち 5 件が弁済されているという経緯や、債務者から 20 年以上一部納付が続いていたという経緯から、残債務に係る債務承認を得るための取組等が行われず、消滅時効の期日が到来している（長野労働局の損害賠償金債権）。</p>	<p>表 2 - (2) - ア - ⑫</p>
<p>他方、次のような効果的な取組事例がみられた。</p> <p>○ 定期的な会議を開催し、債権の回収方策や差押えについてのルールを定めて時効中断に取り組んでいる事例</p> <p>年 1 回債権管理事務担当職員が参加する「固定化債権会議」を実施し、過去 3 年間にわたり滞納が継続している債権を対象に回収方策や滞納処分実施の是非を検討しているほか、差押え・参加差押え又は債務確認書の徴求のタイミングについてのルールを定め、時効中断措置が適切にとられている（沖縄県農林水産部の不動産売払代債権）。</p>	<p>表 2 - (2) - ア - ⑬</p>
<p>イ 弁済について誠意のない債務者に対する強制的な措置</p> <p>債権管理に関する事務は、債権の発生原因や内容、債務者の資力状況や弁済の誠意などの事情に応じながら、終局的には、財政上最も国の利益に適合するように処理を行わなければならない。資力がありながら弁済について誠意のない債務者に対しては、債権管理機関は、強制履行の請求等や滞納処分の執行といった強制的な措置を検討・実施し、国の財政的利益が損なわれないように、また、債務者の間の不公平や債務者のモラルの低下を招かないように、債権の回収を図る必要がある。</p> <p>また、債権管理機関として、督促、資力調査、債務確認書の徴求（時効中断措置）、履行延期の特約等など債権管理事務全般を、個々の債務者の状況等に応じて的確に実施していくためにも、強制履行の請求等や滞納処分の執行といった強制的な措置という最後の選択肢を適時・適切に講じ得るノウハウを備えていることは重要である。</p>	
<p>(ア) 強制履行の請求等</p> <p>調査した 195 機関（注）の中には、次のように、強制履行の請求等に関する取組が適切に行われていない事例がみられた。</p> <p>（注）平成 15 年 4 月から 17 年 11 月末までの期間に強制履行の請求等の実績（法務大臣への請求）があるのは、22 機関（合計請求件数 443 件）である。</p>	<p>表 2 - (2) - イ - ①</p>

<p>22 機関及び 443 件の内訳は、沖縄総合事務局（2 件）、警察庁（1 件）、防衛庁本庁（2 機関 12 件）、総務省本省（5 件）、地方法務局（1 機関 1 件）、入国管理局（1 機関 16 件）、財務局（5 機関 31 件）、財務事務所（2 機関 22 件）、国税局（1 機関 2 件）、文部科学省本省（6 件）、農政局（1 機関 3 件）、森林管理局（2 機関 6 件）、国土交通省本省（333 件）、地方航空局（1 機関 1 件）、管区气象台（1 機関 2 件）となっている。</p>	
<p>a 強制履行の請求等のノウハウがないとして請求等を実施していない事例</p> <p>自力執行権のある保険料債権と異なり、一般債権については強制履行の請求等の方法がマニュアルに規定されていないこと、あるいは全国的にも実績がないことなどからノウハウがないとして、強制履行の請求等を実施していない（熊本社会保険事務局、長野北社会保険事務所、難波社会保険事務所及び熊本社会保険事務局熊本西社会保険事務室の返納金債権等、長野労働局の損害賠償金債権）。</p>	<p>表 2 - (2) - イ - ②</p>
<p>b 強制履行の請求等をマニュアルの規定どおりに実施していない事例</p> <p>日本郵政公社作成の「恩給等返還金債権の管理に係る事務取扱手続」では、納付期限後に裁定庁（総務省、厚生労働省）へ訴訟検討依頼を行うまでの経過期間を明確に規定しているが、当該期間が経過しているにもかかわらず、裁定庁への訴訟検討依頼が行われていない（横浜貯金事務センターの返納金債権）。</p> <p>他方、次のような効果的な取組事例がみられた。</p>	<p>表 2 - (2) - イ - ③</p>
<p>○ 独自のマニュアルを作成し、積極的に強制履行の請求等を実施している事例</p> <p>北海道財務局では、独自に作成した「債権管理徴収事務マニュアル」（平成 16 年 12 月）に基づき、債務者の未納債権額、支払状況等を検討し、優先順位を付して計画的な対応を行った上で、悪質な債務者については、国の債権に関する訴訟等を担当する法務局への強制履行の請求を積極的に行っている（北海道財務局の物件貸付料債権）。</p>	<p>表 2 - (2) - イ - ④</p>
<p>(イ) 滞納処分の執行</p> <p>調査した 195 機関のうち、平成 15 年 4 月から 17 年 11 月末までの期間に国税徴収等の例による債権の発生又は残高があった 89 機関（注）の中には、次のように、滞納処分に関する取組が適切に行われていない事例がみられた。</p> <p>（注） 89 機関のうち、平成 15 年 4 月から 17 年 11 月末までの期間に差押えの実施実績があるのは、38 機関（合計差押え件数 7,199 件）である。 38 機関及び 7,199 件の内訳は、公正取引委員会（7 件）、総合通信局（8 機関 1,067 件）、労働局（8 機関 169 件）及び社会保険事務局・社会保険事務所（21 機関 5,956 件）となっている。</p>	<p>表 2 - (2) - イ - ⑤</p>
<p>a 滞納処分のノウハウもないなどとして徴収職員を任命していない事例</p> <p>道路法では、負担金や占用料等について督促しても納付期限までに履行がない者については、国税滞納処分の例により強制徴収することとさ</p>	<p>表 2 - (2) - イ - ⑥</p>

<p>れているが、上部機関からの特段の指示もなく、また、滞納処分を実施するためのノウハウもないとして徴収職員を任命していない（注）（国道事務所等 31 機関のすべての公共事業費受益者等負担金債権等）。</p> <p>（注） 徴収職員の任命状況は、平成 17 年 11 月末現在 愛知国道事務所では、弁済により 17 年 11 月末現在の残高はない。</p>	
<p>b 管理している債権が国税徴収等の例による債権であるとの認識がないために徴収職員を任命していない事例</p> <p>管理している債権が国税徴収等の例による債権であることの認識がなかったために、徴収職員を任命すべきであるにもかかわらず任命していない（国立武蔵野学院の児童入所に係る費用弁償金債権）。</p>	表 2 - (2) - イ - ⑦
<p>c 事業所に与える経済的な影響が危惧されるとして差押え等の実施を検討していない事例</p> <p>厚生労働省労働基準局作成の「徴収関係事務取扱手引Ⅱ」及び愛媛労働局作成の「徴収事務実施要領」（平成 14 年 3 月）では、財産調査、差押え、財産の換価等の措置により滞納債権の回収を進めることとされているにもかかわらず、差押えの実施により事業所に与える経済的影響等が危惧されるとして、徴収職員は任命されているものの、支払能力ありとみられる債務者についても財産調査を実施せず、差押え等の実施を検討していない（愛媛労働局及び宮城労働局の保険料債権）。</p> <p>他方、次のような効果的な取組事例がみられた。</p>	表 2 - (2) - イ - ⑧
<p>○ 独自のマニュアルを作成し、積極的に滞納処分を実施している事例</p> <p>平成 15 年度までは財産調査や滞納処分の実績がなかったが、他の労働局や税務署から関係資料の提供を受けて、独自の「金融機関調査・預金差押えマニュアル」（16 年 12 月）を作成し、以降は積極的に滞納処分を実施し、実績を上げている（京都労働局の保険料債権）。</p>	表 2 - (2) - イ - ⑨
<p>ウ その他</p> <p>（ア）債権管理簿への登載</p> <p>上記の取立て及び保全措置並びに強制的な措置を適切に実施するためには、発生した債権を的確に把握して債権管理簿に登載し、債権管理機関としての組織的管理の対象とすることが前提となる。</p> <p>債管法では、債権が発生した場合、遅滞なく、債権の内容等を調査・確認の上、債権管理簿に記載することとされており、例えば債務者名や債権金額など、内容の一部が確認できないという理由で管理を放棄することはできない。</p> <p>調査した 195 機関の中には、次のように、債権管理簿の登載に関し、適切に行われていない事例や検討の余地がある事例がみられた。</p> <p>a マニュアルの規定に反し、債権発生の原因者不明の債権を債権管理簿に登載していない事例</p>	表 2 - (2) - ウ - ①

<p>林野庁の「国有林野事業特別会計債権管理等事務取扱細則」（昭和 53 年 3 月）では、森林盗伐等の原因者が不明であっても被害報告時に債権発生通知を行うこととなっているにもかかわらず、原因者が判明する見込みがなく不良債権が増えるだけであるとして、債権発生通知を行わず債権管理簿に登載していない（中部森林管理局の損害賠償金債権）。</p> <p>なお、北海道森林管理局、近畿中国森林管理局、九州森林管理局では、原因者不明であっても同様の債権を債権管理簿に登載している。</p> <p>b 原因者不明の段階では債権が発生しないため、債権管理簿に登載されていない事例</p> <p>当て逃げによる道路損傷については、道路管理上の必要から緊急に道路管理者自らが復旧し、原因者が判明した段階で道路法第 58 条第 1 項に基づく負担命令を発することとされており、原因者不明の段階では公共事業費受益者等負担金債権等が発生しないため、債権管理簿に登載されていない（沖縄総合事務局南部国道事務所、20 国道事務所、札幌開発建設部及び旭川開発建設部（計 23 機関）のうち、23 機関の公共事業費受益者等負担金債権等）。</p> <p>(イ) 延滞金の取扱い</p> <p>延滞金とは、債務の履行の遅延に係る損害賠償金その他の徴収金をいい、元本債権が千円未満の場合、延滞金が百円未満の場合、教育施設の授業料債権や故意又は重過失によらない不当利得の返還金債権の元本全額弁済の場合等については、延滞金の全部又は一部を免除できるとされている（債管法第 33 条、令第 34 条）。</p> <p>調査した 195 機関の中には、次のように、延滞金の取扱いが不適切な事例がみられた。</p> <p>a マニュアルの記述が不適切なため延滞金を徴収していない事例</p> <p>故意又は重過失による不当利得の返還金債権については、債管法上延滞金の免除規定がないにもかかわらず、厚生労働省労働基準局作成の「債権管理事務取扱手引」（平成 13 年 3 月）において、不正受給による返納金債権に係る延滞金を不徴収としていることから、労災保険給付では、不正受給に係る返納金債権であっても延滞金を不徴収としている（労働局 8 機関すべての不正受給に係る返納金債権の延滞金債権）。</p> <p>b マニュアルの規定に反し、あるいは、マニュアルの記述が不明確なため延滞金を徴収していない事例</p> <p>本省で作成しているマニュアルにおいて第三者行為災害による損害賠償金債権等に係る延滞金を徴収することとされているにもかかわらず、延滞金を徴収していない。</p> <p>あるいは、マニュアルにおいて延滞金の徴収についての明確な記述がないことから、損害賠償金債権や不正受給に係る返納金債権等の延滞金を徴収していない。</p> <p>（労働局 8 機関中 6 機関の第三者行為災害による損害賠償金債権の延滞</p>	<p>表 2 - (2) - ウー②</p> <p>表 2 - (2) - ウー③</p> <p>表 2 - (2) - ウー④</p>
---	--

金債権。国道事務所、札幌開発建設部及び旭川開発建設部（計 22 機関）中 13 機関の物件使用料債権等の延滞金債権。社会保険事務局・社会保険事務所 25 機関中 20 機関の損害賠償金債権等の延滞金債権。

(ウ) 債務者の転居等に伴う管理の引継ぎ

債務者の住所・事業所所在地等の変更、担保となっている財産の移動などが行われた場合、変更後の債務者の住所等を管轄区域とする同一府省の他の債権管理機関に債権管理を引き継ぐことが効率的と認められることがある。各省各庁の長は、債務者の住所の変更その他の事由により必要があると認めるときは、当該債権に係る歳入徴収官等の事務を他の歳入徴収官等に引き継がせることとされている（令第 7 条）。

調査した 195 機関の中には、次のように、債権管理の引継ぎが検討されていない事例がみられた。

a 遠方の債務者について債権管理の引継ぎを検討せず、有効な取立てが行われていない事例

債権管理の引継ぎについて上部機関からの指導等がないとして、遠方の債務者について、債権管理の引継ぎを検討せず、臨戸督促等を行わないまま、消滅時効が完成し不納欠損処理を行っている（札幌北社会保険事務所及び愛知社会保険事務局の返納金債権等、大洲河川国道事務所及び福岡国道事務所の公共事業費受益者等負担金債権等）。

b 遠方の債務者について債権管理の引継ぎを検討せず、非効率な管理となっている事例

遠方の債務者について、当該債権に係る臨戸督促のための度重なる出張の旅費等の費用が債権額を上回っているなど、事務の効率性が検証されていない（名古屋高等検察庁の損害賠償金債権）。

他方、次のように、債権管理の引継ぎを積極的に活用している事例がみられた。

○ マニュアルに基づき引継ぎが積極的に行われている事例

日本郵政公社作成の「恩給等返還金債権の管理に係る事務取扱手続」の規定に基づき、原則として、債務者が管轄区域外に所在することが確認されたすべての債権について、債権管理の引継ぎが行われている（貯金事務センターの返納金債権）。

(エ) 徴収停止、みなし消滅及び不納欠損等の事務処理

債務者の所在が不明で差押え可能な財産もないなど所定の要件に該当する回収見込みのない債権について、徴収停止（一般債権の場合）や滞納処分執行停止（国税徴収等の例による債権の場合）を行って事務処理を合理的なものとするなど、また、経済的な価値が消滅している債権について、不納欠損処理の事務を遅滞なく進め、手続を踏んだ上で管理の対象から外すべきものは外すことなど、債権管理機関の業務が、管理する債権の実態

表 2 - (2) -
ウ-⑤

表 2 - (2) -
ウ-⑥

表 2 - (2) -
ウ-⑦

表 2 - (2) -
ウ-⑧

を的確に反映した形で実施されることは、事務を効果的・効率的に執行するという観点ばかりではなく、国の債権の状況を国民に情報開示していくという観点からも重要である。

調査した 195 機関 (注) の中には、次のように、徴収停止、みなし消滅及び不納欠損に向けた事務処理が進められていない事例がみられた。

(注) 平成 15 年 4 月から 17 年 11 月末までの間に徴収停止実績があるのは、14 機関 (合計件数 167 件) である。

14 機関及び 167 件の内訳は、防衛施設局等 (1 機関 1 件)、財務局 (2 機関 4 件)、財務事務所 (1 機関 1 件)、森林管理局 (1 機関 6 件)、国土交通省本省 (49 件)、地方整備局 (1 機関 3 件)、貯金事務センター (7 機関 103 件) となっている。

また、平成 15 年 4 月から 17 年 11 月末までの間に滞納処分執行停止の実績実績があるのは、30 機関 (合計件数 11,263 件) である。

30 機関及び 11,263 件の内訳は、公正取引委員会 (38 件)、労働局 (8 機関 3,799 件)、社会保険事務局・社会保険事務所 (19 機関 7,423 件)、経済産業省本省 (2 件)、経済産業局 (1 機関 1 件) となっている。

a 徴収停止に向けた事務処理が進められていない事例

債権発生から相当の期間を経過しても債務者が明らかでなく将来も回収の見込みがない、あるいは、債務者の所在が不明で、かつ、差押えが可能な財産の価額が強制執行の費用を超えないなど、徴収停止の要件に該当することが見込まれるにもかかわらず、現況の確認など徴収停止に向けた事務処理が進められていない(福岡保護観察所及び福岡地方検察庁の損害賠償金債権、近畿農政局の物件貸付料債権等)。

表 2 - (2) -
ウ-⑨

b みなし消滅及び不納欠損に向けた事務処理が進められていない事例

死亡した債務者に係る相続人の相続放棄を確認済みである、あるいは、消滅時効が完成し時効援用の見込みがあるなど、みなし消滅の要件に該当することが見込まれるにもかかわらず、マニュアルが整備されていないこと等を理由に、現況の確認などみなし消滅及び不納欠損に向けた事務処理が進められていない(特許庁の発明実施化試験費貸付金債権、東北地方整備局の損害賠償金債権等、防衛医科大学校の病院等療養費債権)。

表 2 - (2) -
ウ-⑩

c マニュアルの規定に反し、不納欠損に向けた事務処理が進められていない事例

厚生労働省労働基準局作成のマニュアル(「徴収関係事務取扱手引 I」又は「債権管理事務取扱手引」)において、消滅時効の期限が到来した債権については不納欠損処理をすることとされているにもかかわらず、これらの債権について不納欠損に向けた事務処理が進められていない(労働局 8 機関のうち 6 機関の保険料債権等)。

表 2 - (2) -
ウ-⑪

d 過去の債権管理が不十分であったとして、上部機関に不納欠損処理することが認められず、処理が中断したままとなっている事例

消滅時効が完成している債権について不納欠損処理等の事務処理を進めることを上部機関に申し出たところ、有効な時効中断措置がとられていないなど過去の債権管理が不十分であったことが本省の基準を満たし

表 2 - (2) -
ウ-⑫

ていない等の理由から不納欠損処理が認められず、処理が中断したままとなっている（宮城県産業経済部（現在は農林水産部）の不動産売払代債権、埼玉県農林部の物件貸付料債権）。

このほか、債権管理機関として、「消滅時効が完成していても、債務者からの時効援用のない債権については、みなし消滅の処理は行わず、引き続き債権回収を進めていく」との方針を有しているため、結果的に、消滅時効完成後何十年も経過している債務者について毎年度機械的に督促を継続している例（外務省本省の帰国費貸付金債権）もみられた。

表 2 - (2) -
ウ-⑬

(3) 実務マニュアルの整備等の状況

手数料、負担金など歳入金債権の種類は多岐にわたること、また、一般債権と国税徴収等の例による債権では強制的な措置等についての管理の手続が異なることについては、前述したところであるが、このほかにも、「契約に基づく債権か基づかない債権か」、「債務者が明確かどうか」、「債務者が個人か法人か」、「債権 1 件あたりの債権額の大小」、「担保の有無」、「債務者が換価が容易な資産を有するかどうか」、「債務者が生活困窮者であるかどうか」など、歳入金債権の態様は多種多様であり、とるべき管理上の措置は一律ではない。弁済についての誠意のない債務者や行方不明の債務者など、管理事務上一定の困難を伴う事例も多い。民事執行法や破産法等についての専門的な知識を要する場面もある。

国の出先機関を含むすべての債権管理機関に債権管理の実務経験が豊富な職員を配置することは困難であり、また、債管法等法令レベルの規定では、債権管理の各段階における判断基準や事務処理の方法・タイミング、年間の債権回収計画の策定や案件の重要度等に応じた機関決定のルールなど、債権管理事務の実務上の規範・ノウハウは示されていない。

調査した 195 機関について、債権管理事務の実務上の規範・ノウハウを定めた実務マニュアル（注）の整備状況及び記載内容並びに弁護士等専門家の活用及びブロック機関等上部機関による府県単位機関等への支援の取組の状況について調査したところ、次のような状況がみられた。

表 2 - (3) -
①

（注） ここでいう実務マニュアルは、「細則」、「手引」、「要綱」など例規集の形をとるものだけでなく、事務処理の基準等を示した上部機関からの通達等も含んでいる。

ア 実務マニュアルの整備

- ① 国税徴収等の例による債権について、実務マニュアルの整備が低調な債権管理機関が存在する。
- ② 一般債権について、実務マニュアルの内容が充実していると認められるのは、一部の債権管理機関に限られている。
- ③ 一つの債権管理機関の中で、国税徴収等の例による債権についての実務マニュアルは整備されていても、一般債権についての実務マニュアルが整備されていないという状況が存在する。

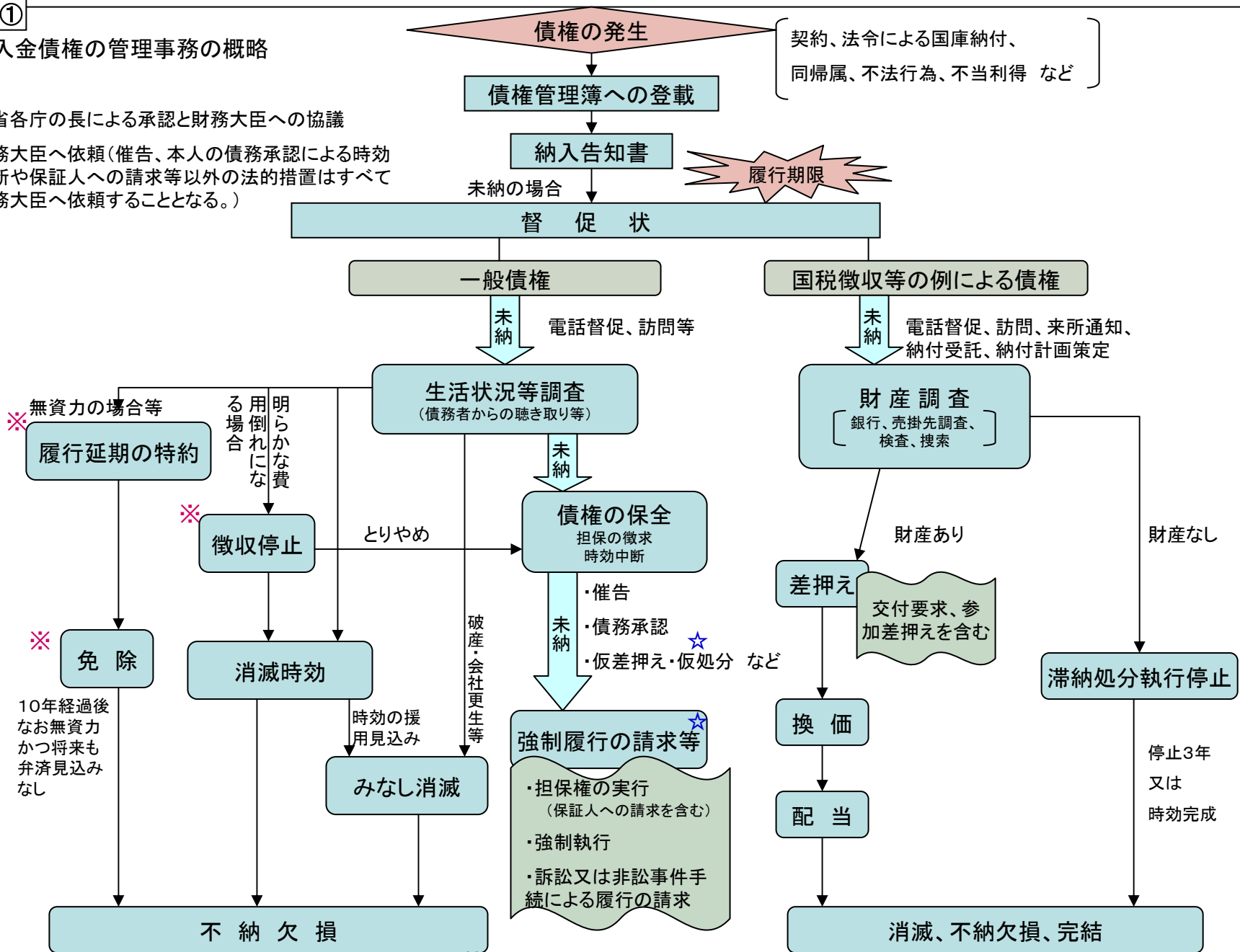
<p>(ア) 各府省は、訓令等により、債権管理事務の基本的事項を規定した債権管理事務取扱細則や徴収停止及び履行延期の特約等の実施基準を定めている。これらは各府省の債権管理機関全体に適用されているが、滞納している債務者の資力調査の方法など実務上の実践的ノウハウを示すまでの内容とはなっていない。また、強制履行の請求等の手続についての規定がないもの、あるいは不十分なものも多い。</p> <p>なお、法務省は債権管理事務に係る細則を定めておらず、外務省は徴収停止等の実施基準を定めていない。</p> <p>(イ) 各府省の本省庁の一部又は出先機関の一部では管理する債権の特性を踏まえた実務マニュアルを作成している一方で、作成していない機関や内容が十分とはいえない機関も多い。</p> <p>a 国税徴収等の例による債権については、総務省総合通信基盤局（電波利用料債権）、厚生労働省労働基準局（労働保険特別会計徴収勘定の保険料債権）及び社会保険庁（厚生保険特別会計健康勘定の保険料債権）等は、財産調査の方法や滞納処分の実施方法などを規定した実践的な内容の実務マニュアルを本省庁で作成し、出先機関がこれを活用している。さらに、出先機関である総合通信局、労働局、社会保険事務局・社会保険事務所でも、複数の機関が独自のマニュアルを作成し、本省庁作成のマニュアルを補強している。</p> <p>これに対し、国道事務所等の公共事業費受益者等負担金債権等の場合、国土交通省本省では実務マニュアルを作成していない。複数の地方整備局が独自に実務マニュアルを作成しているが、その内容をみると、滞納処分を行うための財産調査の方法や差押えの実施方法等の規定がなく、実務を行う上で十分な内容にはなっていない。</p> <p>b 一般債権については、財務省理財局（物件貸付料債権）、厚生労働省労働基準局（労災保険給付等の過誤払いの返納金債権等）、林野庁（損害賠償金債権等）及び日本郵政公社（恩給等の過誤払いの返納金債権）は、本省庁等で実務マニュアルを作成し、出先機関がこれを活用している。また、出先機関である北海道財務局（返納金債権等）は、独自のマニュアルを作成している。</p> <p>ただし、資力調査の方法や、強制履行の請求等の法務省への依頼等手続について、内容が比較的充実していると認められるのは、林野庁のマニュアルと北海道財務局のマニュアルのみである。</p> <p>労働局、社会保険事務局・社会保険事務所の場合、国税徴収等の例による債権である保険料債権については、前述のように、実践的な内容のマニュアルが作成されているが、返納金債権等の一般債権については、実務マニュアルは作成されていない。</p> <p>c 厚生労働省労働基準局の事務取扱手引（不正受給に係る返納金債権の延滞金まで不徴収としている。）のように、法令の規定に照らして内容に疑問があるマニュアルもみられた（前述（2）ウ(イ)参照）。</p>	<p>表 2 - (3) - ②</p> <p>表 2 - (3) - ③</p>
---	---

<p>(ウ) このほか、他の債権管理機関の参考となるマニュアルの記載内容として、次のような事例がみられた。</p> <p>a 財務局・財務事務所に対する平成 17 年の財務省理財局通知では、債務者の支払意思の有無、債権額の多寡、滞納期間の長短の区分に応じて、督促、催告、即決和解、支払督促、訴訟提起等のとるべき対応措置の基準が示されている（財務局・財務事務所の物件貸付料債権等）。</p> <p>b 出先機関等に対する昭和 43 年の建設省会計課通知では、時効消滅において債務者の援用を要する私法上の債権について、みなし消滅に向けた事務処理の手続が規定されている（地方整備局等の損害賠償金債権等）。</p>	<p>表 2 - (3) - ④</p> <p>表 2 - (3) - ⑤</p>
<p>イ 弁護士等専門家の活用及びブロック機関等上部機関による府県単位機関等の支援</p>	
<p>多数の債権者がかかわる民事執行、破産等の事案への対応や資力調査が困難な債務者に対する取立てなどは、債権管理上高度なノウハウと経験を必要とする。</p>	
<p>一部の債権管理機関で、次のような効果的な取組事例がみられたが、債権管理機関で広く行われるものとはなっていない。</p>	
<p>a 厚生労働省労働基準局が定めた「求償債権の回収業務委託実施要綱」（平成 17 年 7 月）で、債権回収業務の一部を弁護士に委託できる仕組みが設けられ、実際に運用されている（労働局の損害賠償金債権）。</p>	<p>表 2 - (3) - ⑥</p>
<p>b 弁護士や税理士と契約を締結し、債権管理に関する法律相談、助言、指導、研修会を行っている（北陸総合通信局の電波利用料債権、近畿地方整備局の損害賠償金債権等、熊本社会保険事務局の損害賠償金債権等）。</p>	<p>表 2 - (3) - ⑦</p>
<p>c 法務省本省と法務局訟務部付の検事、訟務官を招いて、法律相談会（2 日間）を開催し、貸付料収納未済事案に係る賃貸借契約の解除及び債権回収や貸付相手方が死亡し相続人が不明となっている財産の処理等をテーマに、法律相談と現地調査を行っている（毎年、財務局と財務事務所が合同で開催）。平成 17 年度は、財務局と管内財務事務所の管財担当職員 35 名が受講している（近畿財務局の物件貸付料債権等）。</p>	<p>表 2 - (3) - ⑧</p>
<p>d 労働基準監督署が担当している郡部の債権のうち一定期間以上の滞納債権については、専門的に対応できる労働局本局に管理・徴収が引き継がれている（熊本労働局の保険料債権等）。</p>	<p>表 2 - (3) - ⑨</p>
<p>e 上部機関である社会保険事務局が開催する「保険料合同対策会議」において、長期かつ大口の滞納事業所への個別の対応方針について社会保険事務局の指示・指導を社会保険事務局が受けている（金沢南社会保険事務所、石川社会保険事務局金沢北社会保険事務室、小松社会保険事務所の保険料債権）。</p>	<p>表 2 - (3) - ⑨</p>

図2-①

歳入金債権の管理事務の概略

- ※ 各省各庁の長による承認と財務大臣への協議
- ★ 法務大臣へ依頼(催告、本人の債務承認による時効中断や保証人への請求等以外の法的措置はすべて法務大臣へ依頼することとなる。)



(注) 当省で概略図として作成した。

表 2-② 国税徴収又は国税滞納処分の例によって徴収する公課の例

所管省庁	公課の内容	根拠規定	区分	徴収主体
各省共通	行政代執行の費用	行政代執行法第 6 条	滞納	行政庁
	補助金等の返還金又はこれに係る加算金若しくは延滞金	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 21 条	滞納	各省各庁の長
	国民生活安定緊急措置法に基づく課徴金	国民生活安定緊急措置法第 12 条 3	滞納	主務大臣
内閣府	不正手段により受けた犯罪被害者等給付金	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第 15 条	国税	国家公安委員会
	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく課徴金	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 64 条の 2 (旧法)、第 70 条の 9 (新法)	滞納	公正取引委員会
総務省	地方公務員共済の掛金、負担金その他の徴収金	地方公務員等共済組合法第 144 条の 16	国税	地方職員共済組合
	地方職員共済組合が徴収する地方公務員等共済組合法に基づく掛金又は負担金	地方公務員等共済組合法第 144 条の 14 の 2	滞納	地方職員共済組合、市町村
	電波利用料及び延滞金	電波法第 103 条の 2 の 23	滞納	総務大臣
	引揚者等に対する特別交付金の返還金	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律第 14 条 3	滞納	総務大臣
	慰労金の返還金	独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律第 30 条 3	滞納	総務大臣
	政党交付金の返還金又はこれに係る加算金若しくは延滞金	政党助成法第 33 条 12	滞納	総務大臣
	公衆電気通信役務の料金	有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法第 23 条	滞納	日本電信電話株式会社
財務省	価格差益納付金及び割増金	物価統制令第 23 条	国税	財務大臣
文部科学省	私立学校教職員共済の掛金その他の徴収金	私立学校教職員共済法第 33 条	国税	日本私立学校振興・共済事業団
	私立学校教職員共済組合法に基づく掛金	私立学校教職員共済法第 31 条 2	滞納	日本私立学校振興・共済事業団、市町村
	補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金	文化財保護法第 42 条 4	滞納	文化庁長官
厚生労働省	健康保健の保険料その他の徴収金	健康保険法第 183 条	国税	保険者 (社会保険庁長官、健康保険組合)
	健康保険の保険料その他の徴収金	健康保険法第 180 条	滞納	保険者 (社会保険庁長官、市町村又は健康保険組合)
	船員保険の保険料その他の徴収金	船員保険法第 14 条	国税	社会保険庁長官

所管省庁	公課の内容	根拠規定	区分	徴収主体
厚生労働省	船員保険の保険料その他の徴収金	船員保険法第12条の2	滞納	社会保険庁長官、市町村
	厚生年金保険の保険料その他の徴収金	厚生年金保険法第89条	国税	社会保険庁長官
	厚生年金保険の保険料その他の徴収金	厚生年金保険法第86条5	滞納	社会保険庁長官、市町村、厚生年金基金
	国民年金の保険料その他の徴収金	国民年金法第95条	国税	社会保険庁長官
	国民年金の保険料その他の徴収金	国民年金法第96条4	滞納	社会保険庁長官、市町村、国民年金基金
	労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく保険料その他の徴収金	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第29条	国税	政府
	労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく保険料その他の徴収金	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第26条3	滞納	政府
	老人保健拠出金	老人保健法第81条	国税	社会保険診療報酬支払基金
	老人保健拠出金	老人保健法第60条4	滞納	厚生労働大臣又は都道府県知事
	障害者雇用促進納付金その他の徴収金	障害者の雇用の促進等に関する法律第62条	国税	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構
	障害者雇用納付金その他の徴収金	障害者の雇用の促進等に関する法律第59条3	滞納	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構
	不正手段により支給を受けた特別障害給付金	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第22条	国税	社会保険庁長官
	不正手段により支給を受けた補償金	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第10条	国税	厚生労働大臣
	不正手段により受けた給付	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第47条	国税	厚生労働大臣
	不正手段により受けた手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第24条	国税	都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長
	不正手段により受けた手当	児童扶養手当法第23条	国税	都道府県知事
	不正手段により受けた給付	予防接種法第15条	国税	市町村長
	石炭鉱業年金基金の掛金その他の徴収金	石炭鉱業年金基金法第22条2	滞納	石炭鉱業年金基金
	地域水道原水水質保全事業又は河川水道原水水質保全事業負担金及び延滞金	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第16条3	滞納	国の行政機関の長、地方公共団体の長又は地方公共団体
	介護保険納付金	介護保険法第156条4	滞納	厚生労働大臣又は都道府県知事

所管省庁	公課の内容	根拠規定	区分	徴収主体
厚生労働省	副作用拠出金、感染拠出金又は安全対策等拠出金	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 25 条 3	滞納	独立行政法人医薬品医療機器総合機構
	児童福祉施設の利用費等の徴収金	児童福祉法第 56 条	滞納	厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長
農林水産省	農林漁業団体職員共済の掛金その他の徴収金	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律第 28 条	国税	農林漁業団体職員共済組合
	農業者年金の保険料その他の徴収金	独立行政法人農業者年金基金法第 54 条	国税	独立行政法人農業者年金基金
	農業者年金の保険料その他の徴収金	独立行政法人農業者年金基金法第 55 条 6	滞納	市町村、独立行政法人農業者年金基金
	換地処分清算金、一時利用地指定による受益者負担金及び延滞金	土地改良法第 89 条の 3 の 3	滞納	国
	保安林指定による受益者負担金	森林法第 36 条 4	滞納	農林水産大臣又は都道府県知事
	農地、採草放牧地の売渡し対価及び延滞金	農地法第 43 条 3	滞納	国、市町村
	農水産業協同組合貯金保険法に基づく保険料及び延滞金	農水産業共同組合貯金保険法第 52 条 5	滞納	市町村、農水産業協同組合貯金保険機構
	経済産業省	鉱業権取り消しによる受益者負担金	鉱業法第 189 条の 2 の 3	滞納
経済産業省	補助金を受けたガス採取鉱業権者等の納付金及び延滞金	石油及び可燃性天然ガス資源開発法第 21 条 3	滞納	経済産業大臣
	航空機開発助成事業交付金、開発助成金又は開発促進基金の返還納付金又はこれに係る加算金若しくは延滞金	航空機工業振興法第 25 条	滞納	経済産業大臣
	公害防止事業基金拠出金及び延滞金	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 12 条の 2 の 3	滞納	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
	緑地等設置事業負担金及び延滞金	石油コンビナート等災害防止法第 35 条 3	滞納	地方公共団体の長
	最終処分業務拠出金	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第 15 条 3	滞納	原子力発電環境整備機構
	アルコールの譲渡等伴う納付金及び延滞金	アルコール事業法第 37 条 4	滞納	経済産業大臣

所管省庁	公課の内容	根拠規定	区分	徴収主体
国土交通省	砂防工事等の負担金及び過料	砂防法第 38 条	滞納	行政庁
	埋立免許料及び裁定のための鑑定費用	公有水面埋立法第 38 条	滞納	都道府県知事
	港湾工事等の負担金及び延滞金	港湾法第 56 条の 6 の 3	滞納	国土交通大臣
	土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代行及び代執行費用	土地収用法第 128 条 5	滞納	市町村長
	道路法に基づく負担金、占用料、駐車料金、割増金及び料金並びに手数料及び延滞金	道路法第 73 条 3	滞納	道路管理者（国土交通大臣、都道府県）
	換地処分清算金並びに督促手数料及び延滞金	土地区画整理法第 110 条 5	滞納	施行者（都道府県又は市町村、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社）
	自動車損害賠償保障事業賦課金又は過怠金	自動車損害賠償保障法第 80 条 4	滞納	国土交通大臣
	占用料、土石採取料及び海岸保全施設工事等負担金及び延滞金	海岸法第 35 条 3	滞納	海岸管理者
	ダム建設負担金等、ダム使用権納付金又は特別納付金及び延滞金	特定多目的ダム法第 36 条 3	滞納	国土交通大臣又は都道府県知事
	地すべり防止工事等の負担金及び延滞金	地すべり等防止法第 38 条 3	滞納	都道府県知事
	都市計画事業による受益者負担金及び延滞金	都市計画法第 75 条 5	滞納	国、都道府県又は市町村
	市街地再開発事業の特定事業参加者負担金、土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代執行及び移転の代行費用、施設建築物の一部等の価値等の確定清算金及び延滞金	都市再開発法第 56 条の 3 の 3、同法第 99 条 5、同法第 106 条	滞納	地方公共団体、市町村長、機構等（独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社）
	海洋汚染防除措置の原因者負担金及び延滞金	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 41 条の 3 の 5	滞納	関係行政機関の長等、独立行政法人海上災害防止センター
	防災街区整備事業の特定事業参加者負担金、土地又は物件の引渡し等の代行及び代執行費用、防災施設建築物の一部等の価額等の確定精算金及び延滞金	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 186 条 3、同法第 234 条 5、同法第 250 条	滞納	地方公共団体、市町村長、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社
	物件引渡し等費用	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 35 条 7	滞納	市町村長
特定施設、水資源開発施設の新築等負担金及び延滞金	独立行政法人水資源機構法第 28 条 3	滞納	都道府県知事又は独立行政法人水資源機構	

所管省庁	公課の内容	根拠規定	区分	徴収主体
国土交通省	河川法に基づく負担金又は流水占有料等及び延滞金	独立行政法人水資源機構法施行令第14条2	滞納	独立行政法人水資源機構
	利子補給契約に係る納付金及び延滞金	外航船舶建造融資利子補給臨時措置法第12条3	滞納	運輸大臣（国土交通大臣）
環境省	汚染賦課量賦課金その他の徴収金	公害健康被害の補償等に関する法律第60条	国税	独立行政法人環境再生保全機構
	不正手段により受けた補償給付	公害健康被害の補償等に関する法律第15条	国税	都道府県知事
	汚染賦課量賦課金その他の徴収金	公害健康被害の補償等に関する法律第57条6	滞納	市町村、独立行政法人環境再生保全機構
	公園事業等の負担金及び延滞金	自然公園法第54条3	滞納	環境大臣
	公害防止事業の事業者負担金及び延滞金	公害防止事業費事業者負担法第12条3	滞納	施行者（国の行政機関又は地方公共団体の長）
	保全事業工事等原因者負担金等及び延滞金	自然環境保全法第40条3	滞納	環境大臣又は地方公共団体の長

(注) 区分欄の「国税」は、国税徴収の例により徴収する公課、「滞納」は、国税滞納処分の例により徴収する公課をいう。

表 2-③ 国の債権（歳入金債権）の管理の概要

債管法：国の債権の管理等に関する法律（昭和 31 年 5 月 22 日法律第 114 号）
債管法施行令：国の債権管理等に関する法律施行令（昭和 31 年 11 月 10 日政令第 337 号）
規則：債権管理事務取扱規則（昭和 31 年 12 月 29 日大蔵省令第 86 号）
規程：歳入徴収官事務規程（昭和 27 年 11 月 29 日大蔵省令第 141 号）
国税通則法：国税通則法（昭和 37 年 4 月 2 日法律第 66 号）
国税徴収法：国税徴収法（昭和 34 年 4 月 20 日法律第 147 号）
会計法：会計法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 35 号）

1 債権管理の基本的原則

債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上、もっとも国の利益に適合するように処理しなければならない。（債管法第 10 条）

2 債権の発生、債権管理簿への登載

(1) 債権の発生通知

債権の発生を知り得る立場にある特定の職員（契約担当官等）は、歳入徴収官等に債権が発生又は国に帰属したことを通知しなければならない。（債管法第 12 条）

(2) 債権管理簿への登載

歳入徴収官等は、原則として債権が発生し、又は国に帰属したときは、遅滞なく、債務者の住所氏名、債権金額、履行期限等を調査確認の上、債権管理簿に記載しなければならない。（債管法第 11 条）

3 債権の取立て

(1) 納入告知

歳入徴収官等は、所掌に属する債権について履行期限が到来することとなるときは、原則として、債務者に対して履行の請求をしなければならない。歳入金債権については、会計法第 6 条の規定に基づき、原則納入告知書により納入の告知をしなければならない。（債管法第 13 条）

(2) 督促

債権の全部又は一部が履行期限を経過してもなお履行されない場合には、債務者に対して原則督促状により督促しなければならない。（債管法第 13 条、規程第 21 条）

国税徴収又は国税滞納処分の例により徴収することとされている債権の場合は、納期限から 50 日以内に督促しなければならない。（国税通則法第 37 条）

(3) 資力調査

歳入徴収官等は、原則として、債務者の資産又は業務の状況に関する事項を調査確認の上、帳簿に記載しなければならない。（債管法第 11 条、債管法施行令第 10 条）

(4) 時効中断措置

歳入徴収官等は、債権が時効によって消滅するおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置をとらなければならない。(債管法第 18 条)

民法第 147 条に定める時効中断事由は、①請求(裁判上の請求、催告)、②差押え、仮差押え又は仮処分(債管法第 15 条の強制履行の請求等、債管法第 18 条 2 項の仮差押え又は仮処分の手続として実施)、③債務者の承認(証書の書換え、債権の一部弁済、支払い猶予の申出、利息の支払等)

[消滅時効期間と時効の援用]

国を当事者とする金銭債権の消滅時効の期間については、当該債権が私法上のものか公法上ものかによって取扱いが異なり、私法上のものであれば民商法の規定が適用され、公法上のものであれば会計法第 30 条の規定が適用される。

私法上の債権については、債務者による時効の援用が必要であるが、公法上の債権については、債務者による時効の援用を要さない。

会計法

第 30 条 金銭の給付を目的とする国の権利で、時効に関し他の法律に規定がないものは、5 年間これを行わないときは、時効に因り消滅する。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

第 31 条 金銭の給付を目的とする国の権利の時効による消滅については、別段の規定がないときは、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする国の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項(前項に規定する事項を除く。)に関し、適用すべき他の法律の規定がないときは、民法の規定を準用する。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

第 32 条 法令の規定により、国がなす納入の告知は、民法第 153 条(前条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

他の主な法律による消滅時効期間の規定

債権の種類	時効	法的根拠
保険料徴収権(健康保険)	2 年	健康保険法第 193 条
保険料徴収権(労働保険)	2 年	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 41 条
失業等給付の返還を受ける権利	2 年	雇用保険法第 74 条
不法行為の損害賠償請求権	3 年	民法第 724 条
国税の徴収権	5 年	国税通則法第 72 条
負担金等及び延滞金の徴収権	5 年	特定多目的ダム法第 36 条第 5 項
負担金等、手数料及び延滞金の徴収権	5 年	道路法第 73 条第 5 項
契約上の債権	10 年	民法第 167 条
判決で確定した権利	10 年	民法第 174 条の 2
不法行為の損害賠償請求権(加害者不明)	20 年	民法第 724 条

(5) 強制的な措置

ア 一般債権

歳入徴収官等は、債務者に対して督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。(債管法第15条)

- ① 担保権の附されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）について、債権の内容に従い、担保を処分し、若しくは法務大臣に対して競売その他の担保権の実行の手続をとることを求め、又は保証人に対して履行を請求すること。
- ② 債務名義のある債権について、法務大臣に対し、強制執行の手続をとることを求めること。
- ③ 法務大臣に対し、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求することを求めること。

イ 国税徴収又は国税滞納処分の例により徴収することとされている債権

歳入徴収官等は、督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、法令の規定により滞納処分を執行することができる機関に滞納処分（徴収権者である国が、滞納者の意思にかかわらず債権を強制的に実現する手続で、差押え、交付要求（参加差押えを含む。）、換価、配当等を総称していう。）の手続を求めなければならない。(債管法施行令第16条)

4 その他

(1) 延滞金

延滞金とは、金銭債権の履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金をいう（債管法第24条第2項かっこ書）。延滞金は、法令又は契約の定めるところにより、履行期限の翌日から元本完納の日までの期間に応じ未納元本額に対する一定の割合により付されるものである。この「金銭債権の履行の遅滞に係る損害賠償金」とは、いわゆる遅延利息をいい、「その他の徴収金」とは、これと同じ性質のものではあるが、特別の法令に基づいて付されるものである。

特別の法令に基づいて付される延滞金の例

根拠法令	年率
健康保険法（大正11年法律第70号）第181条 船員保険法（昭和14年法律第73号）第12条第4項 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第87条第1項 国民年金法（昭和34年法律第141号）第97条第1項 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第27条第1項 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第23条第2項	14.6%
公衆衛生修学資金貸与法（昭和32年法律第65号）第11条	14.5%
特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第36条第2項 道路法（昭和27年法律第180号）第73条第2項	14.5%以内
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第2項	10.95%
債管法第35条第1項、債管法施行令第36条、債管法第26条第1項、債管法施行令第29条 民法（明治29年法律第89号）第404条	5%

不法行為あるいは不当利得（悪意のものに限る。）による元本債権に付される延滞金は、不法行為又は不当利得の時に遡って付される。（民法第 704 条、大正 3 年 6 月 24 日大審院判例）

延滞金債権（利息を付することになっている債権等を除く。）については、主として債権の履行遅滞に対する損害賠償の目的をもつものであることにかんがみ、元本債権が 1,000 円未満の場合は国の会計事務簡素化のために延滞金を付さないほか、次の場合には、延滞金相当額の債権金額の全部又は一部を免除することができる。（債管法第 33 条、債管法施行令第 34 条）

- ① 元本相当額の納付があり、そのときまでに付される延滞金が百円未満の場合
- ② 国が設置する教育施設の授業料債権その他政令で定めるもの（国が設置する医療施設における療養費債権、債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得返還金に係る債権等）について元本相当額の納付があった場合

(2) 債権管理の引継

各省各庁の長は、債務者の住所の変更その他の事情により必要があると認めるときは、当該債権に係る歳入徴収官等の事務を他の歳入徴収官等に引き継がせるものとする。（債管法施行令第 7 条）

(3) 徴収停止（一般債権）

歳入徴収官等の管理する債権が、履行期限経過後相当の期間を経過してもなお完全に履行されず、

- ① 法人である債務者が事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差押え可能財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合、
- ② 債務者の所在が不明であり、かつ、差押え可能財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合、
- ③ 債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないと認められる場合、

又は、歳入徴収官等が債権の発生等の事実を確認して債権管理簿に登載した後、相当の期間を経過してもなお債務者が明らかでなく、かつ、将来これを取り立てることができる見込みがないと認められる場合には、徴収停止の整理をすることができる（積極的な取立て及び保全措置をすることを要しないものとする）こととされている（徴収停止は、債権について積極的な管理を行わないこととする国の内部的な整理手続であり、債権の対外的な効力には影響せず、滞納者にも通知されない。）。（債管法第 21 条）

(4) 滞納処分執行停止（国税徴収等の例による債権）

国税徴収等の例による債権が滞納となった場合には、原則として督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納されなければ、滞納処分が執行されることとなっているが（国税徴収法第 47 条）、滞納者につき、滞納処分を執行することができる財産がない場合、滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるときには、滞納処分の執行が停止される（滞納処分執行停止は、債務者に対する徴収緩和制度であり、措置をとった旨を滞納者に通知される。）。

(国税徴収法第 153 条)

(5) みなし消滅

歳入徴収官等の管理する債権が法律的にはまだ消滅したものとはいえないが、特別な事由により請求権の行使が著しく困難となっている等、実質的に債権としての経済価値が完全に消滅していると認められる場合においては、ことの経緯を明らかにした書類を作成し、当該債権の全部または一部が消滅したものとみなして処理することが認められている。(規則第 30 条)

特別な事由としては、①債権の消滅時効が完成し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあること、②債務者である法人の清算が終了したこと、③債務者が死亡し、相続人が限定承認をした場合において相続財産の価額が強制執行をした場合の費用等を超えないと見込まれること、④破産法、会社更生法その他の法令の規定により債務者が債権につき責任を免れたこと、⑤債権の存在について法律上の争いがあり、法務大臣が勝訴の見込みがないものと決定したことが該当する

また、消滅時効の完成につき債務者の援用を要する債権が徴収停止中の場合においては、債務者に対して督促するなどの措置は行われず、債務者の時効の援用の意思を確認する適切な機会がないため、みなし消滅の処理をすることとなる。

(6) 不納欠損

歳入徴収官等は、消滅時効の完成（援用が必要な債権については援用したこと）、国税滞納処分の停止 3 年経過、みなし消滅の場合には直ちに、不納欠損の整理をしなければならない（規程第 27 条）。

不納欠損の整理とは、歳入徴収官等が調査し決定した金額（徴収決定済額）で、まだ収納済とならないもののうち、免除、消滅時効の完成等の事由により、その収納すべき権利が消滅したもの又は消滅したようにみなしうる状態にあるものについて、これを徴収決定済額から除去するための記帳計算上の処理をいう。

表2-(1)-①-a 債権管理事務を担当する職員数

(単位：機関、人)

府省名	機関名	機関数	担当職員数	1機関あたりの 平均担当職員数
内閣府	沖縄総合事務局等	2	4	2.0
防衛庁	防衛施設局等	8	19	2.4
総務省	総合通信局	9	29	3.2
法務省	法務局	3	4	1.3
	高等・地方検察庁	3	6	2.0
	地方入国管理局	1	1	1.0
	刑務所	1	1	1.0
	保護観察所	1	2	2.0
財務省	財務局	6	16	2.7
	財務事務所	5	8	1.6
	国税局	4	16	4.0
厚生労働省	労働局	8	61	7.6
	国立高度医療センター等	4	12	3.0
	社会保険事務局	7	20	2.9
	社会保険事務所	18	93	5.2
農林水産省	農政局	4	14	3.5
	森林管理局	4	6	1.5
経済産業省	経済産業局	4	7	1.8
国土交通省	地方整備局	6	39	6.5
	国道事務所	20	28	1.4
	北海道開発局等	3	7	2.3
	運輸局	1	1	1.0
	地方航空局	2	2	1.0
	管区气象台	1	2	2.0
	海上保安本部	2	4	2.0
日本郵政公社	貯金事務センター	8	11	1.4
都道府県	都道府県	10	44	4.4
計		145	457	3.2

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 担当職員数は、平成17年11月30日現在、調査対象機関に配置されている歳入金債権の債権管理事務を担当する職員について記載した。
 他業務を兼務している職員を含むが、管理職・非常勤職員を除く実質的な担当者に限定し、調査対象機関の出先機関の職員は除いた。
 3 中国四国管区行政評価局の管轄区域内に所在する国の出先機関（6機関：広島防衛施設局、中国総合通信局、広島高等検察庁、中国財務局、中国経済産業局及び中国地方整備局）については、平成16年度に同局が実施した行政評価・監視の対象としたため、これらの機関の数字は含んでいない。

表2-(1)-①-b 債権管理事務の過去の従事経験、通算従事期間及び研修の受講状況

1 沖縄総合事務局等(2機関4人)

(単位:人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
沖縄総合事務局 2人 南部国道事務所 2人	以前に従事経験有り a	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち研修受講実績有り b	0	0	0	0	0	0	0	0
	b/a	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	初めて従事 c	0 (0.0)	3 (75.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)
	うち研修受講実績有り d	0	0	0	0	0	0	0	0
	d/c	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	担当職員数 計 e	0 (0.0)	3 (75.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)
	うち研修受講実績有り計 f	0	0	0	0	0	0	0	0
f/e	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 担当職員数は、平成17年11月30日現在、調査対象機関に配置されている歳入金債権の債権管理事務を担当する職員について記載した。他業務を兼務している職員を含むが、管理職・非常勤職員を除く実質的な担当者に限定し、調査対象機関の出先機関の職員は除いた。
 3 従事期間は、過去の従事経験の期間を通算して計上した。()内は、6か月単位の従事期間ごとの担当職員数の分布の割合である。
 4 研修は、民間主催を含めた債権管理に関連する研修である。ただし、アダムス(官庁会計事務データ通信システム)の操作に係る研修等は除き、債権管理の実務についての研修に限定した。
 5 中国四国管区行政評価局の管轄区域内に所在する国の出先機関(6機関:広島防衛施設局、中国総合通信局、広島高等検察庁、中国財務局、中国経済産業局及び中国地方整備局)については、平成16年度に同局が実施した行政評価・監視の対象としたため、これらの機関の数字は含んでいない。

<(注)は以下同じ>

2 防衛施設局等(8機関19人)

(単位:人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
陸自北部方面総監部 2人	以前に従事経験有り a	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	2 (100.0)
	うち研修受講実績有り b	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	2 (100.0)
陸自東部方面総監部 3人	b/a	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0
海自須賀地方総監部 2人	初めて従事 c	1 (5.9)	6 (35.3)	0 (0.0)	7 (41.2)	2 (11.8)	1 (5.9)	0 (0.0)	17 (100.0)
海自舞鶴地方総監部 1人	うち研修受講実績有り d	1 (50.0)	0 (50.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)
中部航空方面隊司令部 2人	d/c	100.0	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	11.8
防衛医科大学校 4人	担当職員数 計 e	1 (5.3)	6 (31.6)	0 (0.0)	7 (36.8)	2 (10.5)	2 (10.5)	1 (5.3)	19 (100.0)
横浜防衛施設局 1人	うち研修受講実績有り計 f	1 (25.0)	0 (11.1)	0 (0.0)	1 (25.0)	0 (11.1)	1 (25.0)	1 (25.0)	4 (100.0)
那覇防衛施設局 4人	f/e	40.0	7.1	0.0	18.2	50.0	25.0	100.0	21.1

3 総合通信局(9機関29人)

(単位：人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
北海道総合通信局 4人	以前に従事経験有り a	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (50.0)	0 (0.0)	2 (50.0)	4 (100.0)
東北総合通信局 3人	うち研修受講実績有り b	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)
信越総合通信局 3人	b / a	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	50.0
東海総合通信局 4人	初めて従事 c	7 (28.0)	2 (8.0)	6 (24.0)	3 (12.0)	6 (24.0)	0 (0.0)	1 (4.0)	25 (100.0)
北陸総合通信局 2人	うち研修受講実績有り d	7 (30.4)	2 (8.7)	5 (21.7)	2 (8.7)	6 (26.1)	0 (0.0)	1 (4.3)	23 (100.0)
近畿総合通信局 4人	d / c	100.0	100.0	83.3	66.7	100.0	0.0	100.0	92.0
四国総合通信事務所 2人	担当職員数 計 e	7 (24.1)	2 (6.9)	6 (20.7)	3 (10.3)	8 (27.6)	0 (0.0)	3 (10.3)	29 (100.0)
九州総合通信局 4人	うち研修受講実績有り計 f	7 (28.0)	2 (8.0)	5 (20.0)	2 (8.0)	8 (32.0)	0 (0.0)	1 (4.0)	25 (100.0)
沖縄総合通信局 3人	f / e	100.0	100.0	44.4	66.7	100.0	0.0	33.3	86.2

4 法務局(3機関4人)

(単位：人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
東京法務局 2人	以前に従事経験有り a	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋法務局 1人	うち研修受講実績有り b	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡法務局 1人	b / a	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	初めて従事 c	1 (25.0)	3 (75.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)
	うち研修受講実績有り d	0	0	0	0	0	0	0	0
	d / c	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	担当職員数 計 e	1 (25.0)	3 (75.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)
	うち研修受講実績有り計 f	0	0	0	0	0	0	0	0
	f / e	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

5 高等・地方検察庁(3機関6人)

(単位：人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
東京地方検察庁 2人	以前に従事経験有り a	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち研修受講実績有り b	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋高等検察庁 2人	b / a	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福岡地方検察庁 2人	初めて従事 c	0 (0.0)	5 (83.3)	0 (0.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (100.0)
	うち研修受講実績有り d	0	0	0	0	0	0	0	0
	d / c	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	担当職員数 計 e	0 (0.0)	5 (83.3)	0 (0.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (100.0)
	うち研修受講実績有り計 f	0	0	0	0	0	0	0	0
	f / e	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

6 地方入国管理局(1機関1人)

(単位：人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
東京入国管理局 1人	以前に従事経験有り a	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
	うち研修受講実績有り b	0	0	0	0	0	0	0	0
	b / a	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	初めて従事 c	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0
	うち研修受講実績有り d	0	0	0	0	0	0	0	0
	d / c	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	担当職員数 計 e	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
	うち研修受講実績有り計 f	0	0	0	0	0	0	0	0
	f / e	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

7 刑務所(1機関1人)

(単位:人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
府中刑務所 1人	以前に従事経験有り a	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち研修受講実績有り b	0	0	0	0	0	0	0	0
	b/a	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	初めて従事 c	0	0	0	0	0	0	1 (100.0)	1 (100.0)
	うち研修受講実績有り d	0	0	0	0	0	0	0	0
	d/c	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	担当職員数 計 e	0	0	0	0	0	0	1 (100.0)	1 (100.0)
	うち研修受講実績有り計 f	0	0	0	0	0	0	0	0
	f/e	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

8 保護観察所(1機関2人)

(単位:人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
福岡保護観察所 2人	以前に従事経験有り a	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)
	うち研修受講実績有り b	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)
	b/a	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	初めて従事 c	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
	うち研修受講実績有り d	0	0	0	0	0	0	0	0
	d/c	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	担当職員数 計 e	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	2 (100.0)
	うち研修受講実績有り計 f	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)
	f/e	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0

9 財務局(6機関16人)

(単位:人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
北海道財務局 2人	以前に従事経験有り a	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (33.3)	1 (16.7)	1 (16.7)	0 (0.0)	2 (33.3)	6 (100.0)
東北財務局 2人	うち研修受講実績有り b	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (33.3)	1 (16.7)	1 (16.7)	0 (0.0)	2 (33.3)	6 (100.0)
北陸財務局 2人	b / a	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0
東海財務局 3人	初めて従事 c	4 (40.0)	1 (10.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (100.0)
近畿財務局 4人	うち研修受講実績有り d	4 (44.4)	1 (11.1)	2 (22.2)	2 (22.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (100.0)
九州財務局 3人	d / c	100.0	100.0	66.7	100.0	0.0	0.0	0.0	90.0
	担当職員数 計 e	4 (25.0)	1 (6.3)	5 (31.3)	3 (18.8)	1 (6.3)	0 (0.0)	2 (12.5)	16 (100.0)
	うち研修受講実績有り計 f	4 (26.7)	1 (6.7)	4 (26.7)	3 (20.0)	1 (6.7)	0 (0.0)	2 (13.3)	15 (100.0)
	f / e	100.0	100.0	80.0	100.0	100.0	0.0	100.0	93.8

10 財務事務所(5機関8人)

(単位:人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
横浜財務事務所 2人	以前に従事経験有り a	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (66.6)	3 (100.0)
新潟財務事務所 1人	うち研修受講実績有り b	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (66.6)	3 (100.0)
長野財務事務所 1人	b / a	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
京都財務事務所 2人	初めて従事 c	2 (40.0)	0 (0.0)	3 (60.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (100.0)
松山財務事務所 2人	うち研修受講実績有り d	2 (40.0)	0 (0.0)	3 (60.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (100.0)
	d / c	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	担当職員数 計 e	2 (25.0)	0 (0.0)	4 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (25.0)	8 (100.0)
	うち研修受講実績有り計 f	2 (25.0)	0 (0.0)	4 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (25.0)	8 (100.0)
	f / e	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0

11 国税局(4機関16人)

(単位:人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
仙台国税局 6人	以前に従事経験有り a	0	0	0	0	0	0	1 (100.0)	1 (100.0)
大阪国税局 4人	うち研修受講実績有り b	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本国税局 3人	b / a	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
沖縄国税事務所 3人	初めて従事 c	6 (40.0)	0 (0.0)	6 (40.0)	2 (13.3)	1 (6.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (100.0)
	うち研修受講実績有り d	0	0	0	0	0	0	0	0
	d / c	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	担当職員数 計 e	6 (37.5)	0 (0.0)	6 (37.5)	2 (12.5)	1 (6.3)	0 (0.0)	1 (6.3)	16 (100.0)
	うち研修受講実績有り計 f	0	0	0	0	0	0	0	0
	f / e	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

12 労働局(8機関61人)

(単位:人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
宮城労働局 5人	以前に従事経験有り a	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (12.5)	0 (0.0)	1 (12.5)	6 (75.0)	8 (100.0)
新潟労働局 8人	うち研修受講実績有り b	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	4 (100.0)
長野労働局 6人	b / a	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	33.3	50.0
石川労働局 10人	初めて従事 c	0	24 (45.3)	1 (1.9)	23 (43.4)	0 (0.0)	2 (3.8)	3 (5.7)	53 (100.0)
京都労働局 7人	うち研修受講実績有り d	0	11 (36.7)	1 (3.3)	15 (50.0)	0 (0.0)	2 (6.7)	1 (3.3)	30 (100.0)
愛媛労働局 5人	d / c	0.0	45.8	100.0	65.2	0.0	100.0	33.3	56.6
熊本労働局 3人	担当職員数 計 e	0	24 (39.3)	1 (1.6)	24 (39.3)	0 (0.0)	3 (4.9)	9 (14.8)	61 (100.0)
沖縄労働局 17人	うち研修受講実績有り計 f	0	11 (32.4)	1 (2.9)	16 (47.1)	0 (0.0)	3 (8.8)	3 (8.8)	34 (100.0)
	f / e	0.0	45.8	100.0	66.7	0.0	100.0	33.3	55.7

13 国立高度医療センター等(4機関12人)

(単位：人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
国立身体障害者 リハビリテーションセンター 5人	以前に従事経験有り a	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (100.0)
	うち研修受講実績有り b	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (100.0)
国立武蔵野学院 2人	b / a	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国立循環器病センター 3人	初めて従事 c	1 (8.3)	1 (8.3)	2 (16.7)	6 (50.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	1 (8.3)	12 (100.0)
	うち研修受講実績有り d	0	0	0	0	0	0	0	0
国立長寿医療センター 2人	d / c	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	担当職員数 計 e	1 (8.3)	1 (8.3)	2 (16.7)	6 (50.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	1 (8.3)	12 (100.0)
	うち研修受講実績有り計 f	0	0	0	0	0	0	0	0
	f / e	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

14 社会保険事務局(7機関20人)

(単位：人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
北海道社会保険事務局 3人	以前に従事経験有り a	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (12.5)	14 (87.5)	16 (100.0)
	うち研修受講実績有り b	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (0.0)	7 (100.0)
宮城社会保険事務局 1人	b / a	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	43.8
愛知社会保険事務局 2人	初めて従事 c	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	2 (50.0)	0 (0.0)	4 (100.0)
大阪社会保険事務局 3人	うち研修受講実績有り d	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
	d / c	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0
福岡社会保険事務局 5人	担当職員数 計 e	1 (5.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	4 (20.0)	14 (70.0)	20 (100.0)
熊本社会保険事務局 5人	うち研修受講実績有り計 f	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (12.5)	7 (87.5)	8 (100.0)
	f / e	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	50.0	40.0
沖縄社会保険事務局 1人									

15 社会保険事務所(18機関93人)

(単位：人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
札幌北8人 京橋 9人	以前に従事経験有り a	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.9)	2 (1.9)	7 (13.0)	25 (79.6)	35 (100.0)
新潟東8人 長岡 3人	うち研修受講実績有り b	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.3)	6 (14.0)	20 (83.7)	27 (100.0)
長野4人 名古屋 7人	b / a	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	85.7	83.7	79.6
金沢北6人 金沢南4人	初めて従事 c	6 (8.3)	19 (37.5)	8 (12.5)	15 (25.0)	4 (8.3)	4 (5.6)	2 (2.8)	58 (100.0)
小松 3人 難波 8人	うち研修受講実績有り d	6 (10.0)	15 (33.3)	7 (13.3)	13 (26.7)	4 (8.3)	3 (5.0)	2 (3.3)	50 (100.0)
舞鶴 2人 下京 5人	d / c	100.0	74.1	88.9	88.9	83.3	75.0	100.0	83.3
松山西5人 今治 4人	担当職員数 計 e	6 (47.6)	19 (21.4)	8 (7.9)	16 (15.1)	6 (6.3)	11 (8.7)	27 (35.7)	93 (100.0)
宇和島3人 八幡 4人	うち研修受講実績有り計 f	6 (5.8)	15 (19.4)	7 (7.8)	13 (15.5)	5 (5.8)	9 (8.7)	22 (36.9)	77 (100.0)
熊本西6人 浦添 4人	f / e	100.0	74.1	80.0	84.2	75.0	81.8	84.4	81.7

16 農政局(4機関14人)

(単位：人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
東北農政局 3人	以前に従事経験有り a	(0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)	4 (100.0)
関東農政局 3人	うち研修受講実績有り b	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0	0
近畿農政局 3人	b / a	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
九州農政局 5人	初めて従事 c	2 (20.0)	4 (40.0)	0 (0.0)	3 (30.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	10 (100.0)
	うち研修受講実績有り d	0	0	0 (0.0)	0	0 (0.0)	0 (0.0)	0	0
	d / c	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	担当職員数 計 e	2 (14.3)	4 (28.6)	0 (0.0)	3 (21.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (35.7)	14 (100.0)
	うち研修受講実績有り計 f	0	0	0	0	0	0	0	0
	f / e	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

17 森林管理局(4機関6人)

(単位:人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
北海道森林管理局 2人	以前に従事経験有り a	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (75.0)	4 (100.0)
中部森林管理局 1人	うち研修受講実績有り b	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (100.0)
近畿中国森林管理局 2人	b / a	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
九州森林管理局 1人	初めて従事 c	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	2 (100.0)
	うち研修受講実績有り d	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (100.0)
	d / c	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	担当職員数 計 e	1 (16.7)	0 (0.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (66.7)	6 (100.0)
	うち研修受講実績有り計 f	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (100.0)
	f / e	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

18 経済産業局(4機関7人)

(単位:人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
東北経済産業局 2人	以前に従事経験有り a	0	0	0	0	0	0	0	0
関東経済産業局 2人	うち研修受講実績有り b	0	0	0	0	0	0	0	0
中部経済産業局 2人	b / a	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
九州経済産業局 1人	初めて従事 c	1 (14.3)	2 (28.6)	2 (28.6)	2 (28.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (100.0)
	うち研修受講実績有り d	0	0	0	0	0	0	0	0
	d / c	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	担当職員数 計 e	1 (14.3)	2 (28.6)	2 (28.6)	2 (28.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (100.0)
	うち研修受講実績有り計 f	0	0	0	0	0	0	0	0
	f / e	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

19 地方整備局(6機関39人)

(単位:人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
東北地方整備局 9人	以前に従事経験有り a	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	2 (66.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100.0)
関東地方整備局 10人	うち研修受講実績有り b	0	0	0	0	0	0	0	0
北陸地方整備局 3人	b/a	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
中部地方整備局 2人	初めて従事 c	0 (0.0)	19 (52.8)	1 (2.8)	12 (33.3)	0 (0.0)	4 (11.1)	0 (0.0)	36 (100.0)
近畿地方整備局 5人	うち研修受講実績有り d	0	0	0	0	0	0	0	0
九州地方整備局 10人	d/c	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	担当職員数 計 e	0 (0.0)	19 (48.7)	1 (2.6)	13 (33.3)	2 (5.1)	4 (10.3)	0 (0.0)	39 (100.0)
	うち研修受講実績有り計 f	0	0	0	0	0	0	0	0
	f/e	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

20 国道事務所(20機関28人)

(単位:人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
仙台2人 大宮1人 新潟1人	以前に従事経験有り a	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	1 (8.3)	2 (16.7)	8 (66.7)	12 (100.0)
長岡1人 高田1人 長野1人	うち研修受講実績有り b	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (100.0)
飯田3人 愛知3人 金沢1人	b/a	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大阪1人 京都1人	初めて従事 c	0 (0.0)	8 (50.0)	0 (0.0)	4 (25.0)	1 (6.3)	0 (0.0)	3 (18.8)	16 (100.0)
福知山1人 広島1人	うち研修受講実績有り d	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (100.0)
福山2人 三次1人 松山2人	d/c	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大洲1人 福岡2人	担当職員数 計 e	0 (0.0)	8 (28.6)	0 (0.0)	5 (17.9)	2 (7.1)	2 (7.1)	11 (39.3)	28 (100.0)
北九州1人 熊本1人	うち研修受講実績有り計 f	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (100.0)
	f/e	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

21 北海道開発局等(3機関7人)

(単位:人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
札幌開発建設部 3人 北海道開発局 2人 旭川開発建設部 2人	以前に従事経験有り a	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち研修受講実績有り b	0	0	0	0	0	0	0	0
	b/a	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	初めて従事 c	0 (0.0)	2 (28.6)	1 (14.3)	1 (14.3)	0 (0.0)	3 (42.9)	0 (0.0)	7 (100.0)
	うち研修受講実績有り d	0 (0.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)
	d/c	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	57.1
担当職員数 計	e	0 (0.0)	2 (28.6)	1 (14.3)	1 (14.3)	0 (0.0)	3 (42.9)	0 (0.0)	7 (100.0)
	うち研修受講実績有り計 f	0 (0.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)
	f/e	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	57.1

22 運輸局(1機関1人)

(単位:人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
中部運輸局 1人	以前に従事経験有り a	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち研修受講実績有り b	0	0	0	0	0	0	0	0
	b/a	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	初めて従事 c	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
	うち研修受講実績有り d	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
	d/c	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
担当職員数 計	e	0	0	0	1 (100.0)	0	0	0	1 (100.0)
	うち研修受講実績有り計 f	0	0	0	1 (100.0)	0	0	0	1 (100.0)
	f/e	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

23 地方航空局(2機関2人)

(単位:人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
大阪航空局 1人	以前に従事経験有り a	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち研修受講実績有り b	0	0	0	0	0	0	0	0
	b/a	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東京航空局 1人	初めて従事 c	1 (50.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)
	うち研修受講実績有り d	0	0	0	0	0	0	0	0
	d/c	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	担当職員数 計 e	1 (50.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)
	うち研修受講実績有り計 f	0	0	0	0	0	0	0	0
	f/e	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

24 管区气象台(1機関2人)

(単位:人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
東京管区气象台 2人	以前に従事経験有り a	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち研修受講実績有り b	0	0	0	0	0	0	0	0
	b/a	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	初めて従事 c	0	1 (50.0)	0	1 (50.0)	0	0	0	2 (100.0)
	うち研修受講実績有り d	0	0	0	0	0	0	0	0
	d/c	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	担当職員数 計 e	0	1 (50.0)	0	1 (50.0)	0	0	0	2 (100.0)
	うち研修受講実績有り計 f	0	0	0	0	0	0	0	0
	f/e	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

25 海上保安本部(2機関4人)

(単位:人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
第一管区海上保安本部 2人	以前に従事経験有り a	0	0	0	0	0	0	1 (100.0)	1 (100.0)
	うち研修受講実績有り b	0	0	0	0	0	0	0	0
第三管区海上保安本部 2人	b/a	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	初めて従事 c	0	2 (66.7)	0	1 (33.3)	0	0	0	3 (100.0)
	うち研修受講実績有り d	0	0	0	0	0	0	0	0
	d/c	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	担当職員数 計 e	0	2 (50.0)	0	1 (25.0)	0	0	1 (25.0)	4 (100.0)
	うち研修受講実績有り計 f	0	0	0	0	0	0	0	0
	f/e	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

26 貯金事務センター(8機関11人)

(単位:人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
小樽貯金事務センター 2人	以前に従事経験有り a	0	0	0	0	0	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
	うち研修受講実績有り b	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台貯金事務センター 1人	b/a	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
横浜貯金事務センター 1人	初めて従事 c	0 (0.0)	4 (40.0)	0 (0.0)	3 (30.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (30.0)	10 (100.0)
長野貯金事務センター 1人	うち研修受講実績有り d	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100.0)	3 (100.0)
金沢貯金事務センター 1人	d/c	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	50.0	100.0	30.0
大阪貯金事務センター 1人	担当職員数 計 e	0 (0.0)	4 (36.4)	0 (0.0)	3 (27.3)	0 (0.0)	1 (9.1)	3 (27.3)	11 (100.0)
広島貯金事務センター 2人	うち研修受講実績有り計 f	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100.0)	3 (100.0)
福岡貯金事務センター 2人	f/e	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	27.3

27 都道府県(10機関44人)

(単位：人、%)

過去の 従事経験と 研修受講の有無		通算従事期間							計
		6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 30か月未満	30か月以上 36か月未満	36か月以上	
宮城県5人 埼玉県6人	以前に従事経験有り a	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち研修受講実績有り b	0	0	0	0	0	0	0	0
	b / a	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新潟県5人 長野県4人	初めて従事 c	0	19 (43.2)	3 (6.8)	12 (27.3)	1 (2.3)	6 (13.6)	3 (6.8)	44 (100.0)
	うち研修受講実績有り d	0	8 (47.1)	0 (0.0)	4 (23.5)	1 (5.9)	2 (11.8)	2 (11.8)	17 (100.0)
	d / c	0.0	42.1	0.0	33.3	100.0	33.3	66.6	38.6
広島県2人 愛媛県5人	担当職員数 計 e	0	19 (43.2)	3 (6.8)	12 (27.3)	1 (2.3)	6 (13.6)	3 (6.8)	44 (100.0)
	うち研修受講実績有り計 f	0	8 (47.1)	0 (0.0)	4 (23.5)	1 (5.9)	2 (11.8)	2 (11.8)	17 (100.0)
	f / e	0.0	42.1	0.0	33.3	100.0	33.3	66.6	38.6
福岡県2人 沖縄県4人	担当職員数 計 e	0	19 (43.2)	3 (6.8)	12 (27.3)	1 (2.3)	6 (13.6)	3 (6.8)	44 (100.0)
	うち研修受講実績有り計 f	0	8 (47.1)	0 (0.0)	4 (23.5)	1 (5.9)	2 (11.8)	2 (11.8)	17 (100.0)
	f / e	0.0	42.1	0.0	33.3	100.0	33.3	66.6	38.6

表2-(1)-② 徴収職員の任命等の状況(平成17年11月末現在)

府省名	機関名	今回調査した機関数	国税徴収等の例による債権を恒常的に取り扱う機関数		徴収職員を任命している機関の数	国税徴収等の例による債権を平成15年度～17年11月末にかけて保有したことがある機関数
			主な国税徴収等の例による債権名			
内閣府 (防衛庁を除く)	本府等	2	0	該当なし	0	0
	沖縄総合事務局等	2	2	公共事業費受益者等負担金債権 物件使用料債権	0	2
	官内庁	1	0	該当なし	0	0
	公正取引委員会	1	1	諸納付金債権 延滞金債権	1	1
	警察庁	1	0	該当なし	0	0
	金融庁	1	0	該当なし	0	0
防衛庁	本庁等	6	0	該当なし	0	0
	防衛施設局等	9	0	該当なし	0	1
総務省	本省等	2	0	該当なし	0	0
	総合通信局	10	10	電波利用料債権	10	10
法務省	本省等	2	0	該当なし	0	0
	検察庁	4	0	該当なし	0	0
	地方法務局	3	0	該当なし	0	0
	刑務所	1	0	該当なし	0	0
	保護観察所	1	0	該当なし	0	0
	入国管理局	1	0	該当なし	0	0
外務省	本省	1	0	該当なし	0	0
財務省	本省	1	0	該当なし	0	0
	財務局	7	0	該当なし	0	0
	財務事務所	5	0	該当なし	0	0
	国税局	4	0	該当なし	0	0
文部科学省	本省	2	0	該当なし	0	1
厚生労働省	本省等	6	0	該当なし	注2	1
	労働局	8	8	保険料債権 返納金債権(不正受給) 追徴金債権 延滞金債権	8	8
	国立武蔵野学院	1	1	費用弁償金債権	0	1
	国立身体障害者リハビリテーションセンター等	3	0	該当なし	0	0
	社会保険事務局	7	7	保険料債権 返納金債権(不正受給) 追徴金債権 延滞金債権	7	4
	社会保険事務所	18	18	保険料債権 返納金債権(不正受給) 追徴金債権 延滞金債権	18	18
農林水産省	本省等	6	0	該当なし	0	2
	農政局	4	0	該当なし	0	4
	森林管理局	4	0	該当なし	0	0
経済産業省	本省等	6	0	該当なし	0	1
	経済産業局	5	0	該当なし	注3	2
国土交通省	本省等	5	1	過怠金債権	0	2
	地方整備局	7	7	公共事業費受益者等負担金債権 物件使用料債権	0	7
	国道等事務所	20	20	公共事業費受益者等負担金債権	0	20
	北海道開発局等	3	2	物件使用料債権 公共事業費受益者等負担金債権	0	2
	運輸局	1	0	該当なし	0	0
	地方航空局	2	0	該当なし	0	0
	管区气象台	1	0	該当なし	0	0
	海上保安本部	2	0	該当なし	0	1
環境省	本省	1	0	該当なし	0	1
日本郵政公社	貯金事務センター	8	0	該当なし	0	0
都道府県	都道府県	10	0	該当なし	0	0
合計		195	77		44	89

(注1) 当省の調査結果による。

(注2) 社会保険庁が任命しているもので、大臣官房の返納金債権のための徴収職員ではない。

(注3) 関東経済産業局で発生した補助金の返納金債権のために任命

表 2 - (2) - ア - ① 延滞金の発生が回収を困難にするとして法に基づく督促状を送付していない事例

	新潟国道事務所等の公共事業費受益者等負担金債権等 [国税徴収等の例による債権]
内 容	<p>道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 73 条第 1 項では、「道路損傷に伴う受益者負担金、道路占用料等については、納期限までに弁済されない場合、道路管理者は、督促状により督促しなければならない。」と規定されているが、国道事務所等では、法に基づく督促状を送付していない例がみられた。</p> <p>○ 新潟国道事務所の例</p> <p>北陸地方整備局は、「道路法に係る債権事務の取扱いについて」（平成 8 年 12 月 26 日付け建北会第 196 号。以下「道路債権事務取扱通知」という。）において、督促事務について次のとおり規定している。</p> <p>(1) 電話督促</p> <p>① 納入告知書の納付期限を経過したら速やかに電話による督促を行うこと。</p> <p>② 電話による督促は、督促状を発行するまでの間に 2 回以上行うこと。</p> <p>(2) 督促状の発行</p> <p>① 督促状の発行は、原則として納入告知書による納付期限経過後 50 日以内とする。</p> <p>② 督促状の発行回数は 1 回とし、督促状に指定する納付期限は督促状発行の日から 30 日とする。</p> <p>(3) 臨戸督促</p> <p>① 督促状を発行して期間内に収納されない場合には、随時、臨戸督促を行うこと。</p> <p>② 臨戸督促を行っても収納とならないものは、時効中断の措置として支払確約書を徴すること。</p> <p>しかし、新潟国道事務所について今回抽出調査した 17 件のうち、平成 17 年 11 月末以降に保険会社が弁済した 2 件を除いた 15 件における督促の実施状況をみると、道路債権事務取扱通知に基づいた督促事務を実施しておらず、また、督促状を発行している例もみられなかった。</p> <p>新潟国道事務所は、道路債権事務取扱通知の督促事務に関する規定について、業務を行う際の参考となるものであるが、必ずしもこれに沿った督促を実施しなければならないものではないと考えており、履行期限が到来している債務者への督促については、担当者（歳入係長）が債務者の状況等に基づき、原則として電話及び催促文書（「<u>督促状</u>」と異なり、<u>延滞金は発生しないもの</u>）により行っているとしている。</p> <p>また、督促状の発行のみで債権の回収率が向上するとは考えられず、その後の滞納処分の体制が整備されていない状況においては、督促状を発行して延滞金を発生させたとしても、債務者の支払意思を喪失させることになり、債権回収がより困難になると考え</p>

られることから督促状の発行には消極的であるとしている。

なお、15 件のうち 1 件については平成 14 年度以降に臨戸督促を実施しているが、この事例について、新潟国道事務所は、会社が倒産したという債務者の主張と法人登記簿の記載状況が異なっていたことから、現状を確認するために実施した例外的なものであるとしている。

表2-(2)-ア-② 歳入徴収官名による正式な督促状を送付していない事例

金沢南社会保険事務所の返納金債権等 [一般債権]																			
内容	<p>金沢南事務所における履行期限が到来している債務者への督促の状況は、次のとおりである。</p> <p>1 国税徴収等の例による債権である保険料債権については、社会保険庁作成のマニュアル「収入事務取扱要領」(平成17年3月24日庁保発第0324001号)第58において、「保険料その他の徴収金を滞納する者があるときは、債権管理簿に基づいて督促状を作成し、督促状発行伺により決裁を受けて滞納者に送付すること」、「督促状を送付する時期は、納期限後おおむね7日を経過したときとすること」と規定されている。</p> <p>また、社会保険庁作成の「滞納処分事務の手引き」(平成15年4月7日付事務連絡)においては、「履行期限到来後10日程度で督促を実施すること」とされている。</p> <p>納期限までに納付がみられない事業所に対しては、オンラインシステムにおいて自動的に督促状が作成、発行される仕組みとなっており、金沢南事務所では、発行された督促状について、実際に納付がないことを確認した上で送付することとしており、今回抽出調査した保険料滞納18事業所についても、マニュアルの規定に従い督促状が送付されていた。</p> <p>2 他方、返納金債権等の一般債権については、「収入事務取扱要領」第67において、「納期限までに完納しないときは、債権管理簿に基づいて歳入徴収官事務規程第3号書式を作成し、決裁を受けて納入者に送付すること」とされているのみで、督促の実施時期が明示されていないため、納入告知を行った後は文書や電話による督促が行われているのみであるとしている。</p> <p>今回抽出調査した返納金等債務者11名についても、債管法第13条第2項及び歳入徴収官事務規程別紙第4号書式に基づく歳入徴収官名による督促状は送付されておらず、金沢南事務所の担当課と電話番号が記された納付を促す文書が11名に、電話による督促が3名に対して行われているのみであった。</p> <p>金沢南事務所における返納金等債務者に対する督促、督促の実施状況は下表のとおりであり、債管法第13条の2の規定に基づく歳入徴収官名による督促は行われておらず、文書や電話による督促が行われているのみである。</p> <p style="text-align: center;">金沢南事務所における返納金等債務者に対する督促等の実施状況 (単位：人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">歳入徴収官名による督促状</th> <th colspan="2">督促の実施状況</th> </tr> <tr> <th>文書</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>返納金債務者</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>損害賠償金債務者</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>金沢南事務所では、返納金等債務者に対する督促方法等についてのマニュアル等の規定がないためとしており、債管法に基づく督促というものをどのように行えばよいか承知していないとしている。</p>	区分	歳入徴収官名による督促状	督促の実施状況		文書	電話	返納金債務者	0	8	1	損害賠償金債務者	0	3	2	計	0	11	3
区分	歳入徴収官名による督促状			督促の実施状況															
		文書	電話																
返納金債務者	0	8	1																
損害賠償金債務者	0	3	2																
計	0	11	3																

表2-(2)-ア-③ マニュアルに定められた方法や基準どおりに督促を実施していない事例

貯金事務センターの返納金債権 [一般債権]																	
内容	<p>債管法第13条第2項の規定に基づき、歳入徴収官等は、履行期限等が経過してもなお履行されない場合には、債務者に対しその履行を督促しなければならないとされている。</p> <p>また、各貯金事務センターが使用しているマニュアル「恩給等返還金債権の管理に係る事務取扱手続」(平成17年3月以下「事務取扱手続」という。)においては、「納入がないものについては、定期的な督促を実施すること」(第11条)、「履行期限から〇年〇か月経過しても納付がなければ、法的措置を検討する旨を記載した内容証明郵便による督促を実施すること」(第12条)が規定されている(下表参照)。</p> <p style="text-align: center;">「事務取扱手続」における督促等に係る規定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">実 施 時 期 、 方 法 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◇ 督 促</td> <td>・ 納入告知書の発送後、履行期限から1月を経過しても納付されない場合、督促状を送付</td> </tr> <tr> <td>◇ 再督促</td> <td>・ 督促状の送付後、1か月を経過しても納付されない場合、再督促</td> </tr> <tr> <td>◇ 再々督促</td> <td>・ 再督促後1か月を経過しても納付されない場合、再々督促</td> </tr> <tr> <td>◇ 再々督促後2か月を経過しても納付されない場合</td> <td>・ 納入告知書の履行期限から〇年間は、2か月に1回の割合で督促 ・ 納入告知書の履行期限から〇年間は、4か月に1回の割合で督促</td> </tr> <tr> <td>◇ 履行期限から〇年〇か月を経過しても納付されない場合</td> <td>・ 内容証明郵便による督促</td> </tr> <tr> <td>◇ 内容証明による督促後、2か月を経過しても納付されない場合</td> <td>・ 内容証明郵便による再督促</td> </tr> <tr> <td>◇ 納付期限から〇年〇か月経過しても納付されない場合</td> <td>・ 裁定庁への訴訟検討依頼</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省がマニュアルの記載内容を要約した。</p>	区 分	実 施 時 期 、 方 法 等	◇ 督 促	・ 納入告知書の発送後、履行期限から1月を経過しても納付されない場合、督促状を送付	◇ 再督促	・ 督促状の送付後、1か月を経過しても納付されない場合、再督促	◇ 再々督促	・ 再督促後1か月を経過しても納付されない場合、再々督促	◇ 再々督促後2か月を経過しても納付されない場合	・ 納入告知書の履行期限から〇年間は、2か月に1回の割合で督促 ・ 納入告知書の履行期限から〇年間は、4か月に1回の割合で督促	◇ 履行期限から〇年〇か月を経過しても納付されない場合	・ 内容証明郵便による督促	◇ 内容証明による督促後、2か月を経過しても納付されない場合	・ 内容証明郵便による再督促	◇ 納付期限から〇年〇か月経過しても納付されない場合	・ 裁定庁への訴訟検討依頼
区 分	実 施 時 期 、 方 法 等																
◇ 督 促	・ 納入告知書の発送後、履行期限から1月を経過しても納付されない場合、督促状を送付																
◇ 再督促	・ 督促状の送付後、1か月を経過しても納付されない場合、再督促																
◇ 再々督促	・ 再督促後1か月を経過しても納付されない場合、再々督促																
◇ 再々督促後2か月を経過しても納付されない場合	・ 納入告知書の履行期限から〇年間は、2か月に1回の割合で督促 ・ 納入告知書の履行期限から〇年間は、4か月に1回の割合で督促																
◇ 履行期限から〇年〇か月を経過しても納付されない場合	・ 内容証明郵便による督促																
◇ 内容証明による督促後、2か月を経過しても納付されない場合	・ 内容証明郵便による再督促																
◇ 納付期限から〇年〇か月経過しても納付されない場合	・ 裁定庁への訴訟検討依頼																
□ 小樽貯金事務センターの例	<p>しかし、今回、債務者に対し納入告知が行われている債権41件を抽出調査したところ、表2のとおり、1年以上督促を行っていないものが38件(92.7%) (恩給返納金債権30件、援護年金返納金債権8件)あり、このうち、督促を全く行っていないものが8件(恩給返納金債権6件、援護年金返納金債権2件)ある。</p> <p>また、1年以上督促を行っていない債権38件のうち、15件(恩給返納金債権12件、援護年金返納金債権3)については4年以上督促を行わず、そのうち14件(恩給返納金債権11件、援護年金返納金債権3件)については消滅時効により不能欠損処理している。</p> <p>さらに、1年以上督促を行っていない債権38件のうち、事務取扱手続第12条の規定に基づき内容証明郵便による督促を行っていないものが25件(恩給返納金債権19件、援護年金返納金債権6件)ある。</p> <p>小樽貯金事務センターでは、①貯金関係債権については債権管理を電算システムによるデータベース化し、債権管理が容易なのに対し、恩給又は援護年金返納金債権は、紙の債権管理簿</p>																

により手作業で債権管理を実施しているため、督促実施の管理が十分ではなかった、②道内2事務センターの吸収統合（平成15年1月）及び支社所管債権の引継（平成15年6月）に伴う事務処理に忙殺され、督促の時期を逸した、③支払に納得していない債務者等に対して「事務取扱手続」に基づく督促を機械的に実施した場合、債務者の感情を逆なでし、さらに回収が困難になると考えた、④定期的な督促が行われないまま、訴訟を検討する旨を記載した内容証明郵便による督促を実施すれば、債務者とのトラブルになりかねないとの理由により、内容証明郵便による督促を実施していないとしている。

また、債務者が返納に応じない理由については、債務者に資力がないこと、裁定庁の裁定に不満をもっており返納に納得していないこと、相続手続等が円滑に行われていないこと等によるものであるとしている。

小樽貯金事務センターにおける督促等の実施状況 (単位：件、%)

区 分	抽出数 (納入告知 が行われて いる債 権)	1年以上 督促せず 放置して いるもの	全く督促を 行っていな いもの	4年以上督 促せず放置 しているも の	不能欠損処 理している もの	内容証明郵便 による督促を 行っていない もの
恩給返納金債権	33	30	6	12	11	19
援護年金返納金債権	8	8	2	3	3	6
計	41(100.0)	38(92.7)	8(19.5)	15(36.6)	14(34.1)	25(61.0)

(注) 当省の調査結果による。

なお、小樽貯金事務センターでは、現在、裁定庁からの依頼を受け、同センターが管理している債権についてデータ入力作業を実施していることから、将来的には本債権のシステム化が行われ、督促時期等の確認が不十分なことによる督促の未実施等の状況は少なくなるとしている。

表2-(2)-ア-④ 無人電話応答システムを導入している事例

中国総合通信局の電波利用料債権 [国税徴収等の例による債権]																																			
内容	<p>平成17年度に総合無線局監理システム(PARTNER)が全面改修されたことに伴い、電話応答システムの改修が行われ、無人で電波利用料の督促が実施できることとなった。</p> <p>このため、中国総合通信局では、平成17年8月から、催促状を送付して間もないアマチュア無線局を対象に夜間(午後7時30分以降、30分程度で終了)同システムを活用した督促を開始しており、下表のとおり納付実績もみられる。</p> <p>なお、総合無線局監理システムによる督促にもかかわらず未収納の場合は、従前と同様有人による電話指導のほか文書指導、訪問指導で対応している。</p>																																		
	<p style="text-align: center;">無人電話応答システムによる電話督促等の状況 (単位: 件、円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>督促月(平成17年)</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話した件数</td> <td>157</td> <td>89</td> <td>159</td> <td>74</td> <td>68</td> <td>547</td> </tr> <tr> <td>電話が繋がった件数</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>26</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>納付件数</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>15</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td>5,000</td> <td>3,000</td> <td>7,500</td> <td>2,000</td> <td>1,000</td> <td>18,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>	督促月(平成17年)	8月	9月	10月	11月	12月	合計	電話した件数	157	89	159	74	68	547	電話が繋がった件数	25	15	26	11	8	85	納付件数	10	6	15	4	2	37	納付額	5,000	3,000	7,500	2,000	1,000
督促月(平成17年)	8月	9月	10月	11月	12月	合計																													
電話した件数	157	89	159	74	68	547																													
電話が繋がった件数	25	15	26	11	8	85																													
納付件数	10	6	15	4	2	37																													
納付額	5,000	3,000	7,500	2,000	1,000	18,500																													

表2-(2)-ア-⑤ 市町村等の回答拒否を理由に資力調査を実施していない事例

	東京法務局の損害賠償金債権 [一般債権]
内容	<p>債務者ほか2名による詐欺目的の不法行為の被害者から国家賠償を求められ、和解に基づき国が損害賠償金として9,000万円を支払ったことにより、原因者である債務者に対し、国が求償権を取得したものである。</p> <p>東京法務局では、督促等に応じない債務者の資力（資産・収入等の状況）の把握・確認については、市区町村に対し住民票の交付等について調査を依頼しているが、その具体的な範囲や方法を規定したマニュアルは整備されていない。</p> <p>本件の債務者の資力調査について、東京法務局では、歳入徴収官名の調査表により、C都税事務所及びD都税事務所に対し調査を依頼したところ、D都税事務所からは回答があったが、C都税事務所からは、地方税法第22条に規定する守秘義務に抵触するとして回答を拒否されている。</p> <p>その結果、債務者の資力調査に支障を来たしているにもかかわらず、東京法務局としてのその後の対処方針が明確ではなく、特に法務本省にも協議していない。</p>
	関東経済産業局の返納金債権等 [国税徴収等の例による債権]
内容	<p>関東経済産業局（総務企画部会計課）では、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）に基づく補助金の交付決定の取消、確定に伴う返還金や補助金の補助対象物件の財産処分による納付金など国税徴収等の例による債権を管理している。</p> <p>関東経済産業局では、資力調査の一環として、債務者の課税状況を税務署や都区市町村に、法人・個人の住所等を法務局や都区市町村に照会することとしている。</p> <p>課税状況の調査については、①国税関係では、E、F、G、H及びIの5税務署から、②地方税関係では、J市から、それぞれ「守秘義務のため回答できない」と交付を拒否されている例がみられた。</p> <p>これについて関東経済産業局総務企画部会計課では、「確かに当局からの債務者の資力調査依頼等に対する回答拒否を行う行政機関は多い。今後、調査依頼等を行うときは、依頼文書に『国税徴収又は滞納処分の例により徴収する債権』であることを明記する等、関係行政機関の協力を得るよう努めていく。」としている。</p>

表2-(2)-ア-⑥ 上部機関からマニュアルが示されていないこと等から、十分な資力調査を実施していない事例

国立長寿医療センターの病院等療養費債権 [一般債権]																																	
内容	<p>国立長寿医療センターでは、債務者（連帯保証人を含む）の収入・勤務先・自動車や不動産等の資産保有状況、家族構成等の生活実態など、取立てに必要な基礎的な情報収集を統一に行っていないため、滞納が続いているにもかかわらず、臨戸督促しても、相手の言い分（返済できるだけ収入がない。）に押され、効果的な資力調査ができていない。この原因は、市町村等に対する資力調査が困難となってきた状況の中で、厚生労働省から特に資力調査の実施方法等について示されておらず、資力調査のノウハウも有していないことによるものとみられる。</p> <p>国立長寿医療センターでは、「完済しない債務者に対しては、資力調査を行い、一括返還を求めるか否かを判断する必要があるが、市町村等から資力調査の回答を得ることが困難な状況にあること等から、資力調査を行っていない。その結果、債務者の言いなりになって、効果的な資力調査ができていないのが実情である。」としている。</p>																																
仙台河川国道事務所の公共事業費受益者等負担金債権等 [国税徴収等の例による債権]																																	
内容	<p>仙台河川国道事務所における履行期限到来債権である公共事業費受益者等負担金債権、物件使用料債権並びに免許料及び手数料債権の3債権はいずれも、道路法第73条第5項の規定に基づき、国税徴収の例により徴収できるものとされている。</p> <p>しかし、仙台河川国道事務所では、徴収職員も任命しておらず、滞納処分を視野に入れた資産調査も実施していないため、分割納付額を債務者の希望額とせざるを得ない状況となっている。具体的には、平成17年11月末現在で、履行期限が到来している債権387件のうち、抽出調査した19件の中で分割納付している7件の分割納付額は、毎月3,000円から2万円となっているが（下表参照）、平成17年11月末現在の債権額を1回当たりの分割納付額で割り戻した場合でも、弁済に15年以上要するものが3件、中には約95年を要するものもみられる。平成17年12月以降に発生する延滞金を考慮すれば、更に長期に及ぶことになる。</p> <p style="text-align: center;">完納までの支払い年月 (単位：万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>事例</th> <th>債権額(H17.11.30現在)</th> <th>毎月の納付額</th> <th>弁済に要する年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1,137</td> <td>1.0</td> <td>94年6か月</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>704</td> <td>2.0</td> <td>29年3か月</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>91</td> <td>0.5</td> <td>15年2か月</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>24</td> <td>1.0</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>43</td> <td>0.5</td> <td>7年1か月</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>1</td> <td>1.5</td> <td>1か月</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>10</td> <td>0.3</td> <td>2年9か月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>	事例	債権額(H17.11.30現在)	毎月の納付額	弁済に要する年月	1	1,137	1.0	94年6か月	2	704	2.0	29年3か月	3	91	0.5	15年2か月	4	24	1.0	2年	5	43	0.5	7年1か月	6	1	1.5	1か月	7	10	0.3	2年9か月
事例	債権額(H17.11.30現在)	毎月の納付額	弁済に要する年月																														
1	1,137	1.0	94年6か月																														
2	704	2.0	29年3か月																														
3	91	0.5	15年2か月																														
4	24	1.0	2年																														
5	43	0.5	7年1か月																														
6	1	1.5	1か月																														
7	10	0.3	2年9か月																														

仙台河川国道事務所では、滞納処分を行うのであれば資力調査は必要になると思う。本来なら資力調査は分任歳入徴収官自ら行うべきものであるが、現在のところ、東北地方整備局から実施方法等を示されていないことなどから滞納処分は行っておらず、また、マニュアルもなく、全国的にも実施していないことなどから、資産調査の実施について検討していないとしている。

新潟国道事務所の公共事業費受益者等負担金債権等 [国税徴収等の例による債権]

新潟国道事務所が取り扱っている公共事業費受益者等負担金債権及び物件使用料債権は、道路法第73条第5項の規定に基づく国税徴収等の例による債権であり、滞納処分を執行するに当たり、債務者が差押えの対象となる財産を有しているか、債務者の現に有する財産が価格、換価性その他差し押さえることを適当とするものであるかについて調査する権限が与えられている。

しかし、新潟国道事務所では、債務者の資力の把握・確認の方針・方法等に関するマニュアル等を策定していない。

また、資力把握の方針・方法等については、「道路法に係る債権事務の取扱いについて」（平成8年12月26日付建北会第196号。以下「道路債権事務取扱通知」という。）や「国土交通省所管債権管理事務取扱規則」（平成13年国土交通省訓令第62号）にも規定されていない。

今回、17件における資力調査の実施状況を抽出調査したところ、督促の際に債務者から口頭で資力の状況の申告を受けている以外に、特段の資力調査を実施している例はみられなかった。

公共事業費受益者等負担金債権については、道路債権事務取扱通知の「債務者から納付金額の一部について納付を受けたときは、債権確保の見地から収納を行うものとする。」という規定を広く解釈することで分納を認めており、17件のうち、9件において分納を受け入れている。

平成17年11月末現在の債権額を、1回当たりの分割納付額で単純に割り戻した場合でも、下表のとおり、弁済に10年以上要する債務者が2名みられた。

完納までの支払年月 (単位：万円)

事例	債権額(H17.11.30現在)	毎月の納付額	弁済に要する年月
1	140	10.0	1年2か月
2	140	10.0	1年2か月
3	126	2.0	5年3か月
4	80	0.5	13年3か月
5	38	0.3	10年5か月
6	3	1.0	4か月
7	8	5.5	2か月
8	50	0.5	8年4か月
9	6	0.4	1年4か月

(注) 当省の調査結果による。

新潟国道事務所では、①督促等に応じない債務者に対しては、資力調査を行った上で滞納処

分を実施することになるが、現在、徴収職員の任命等滞納処分の体制が整備されておらず、滞納処分を実施していないため、資力調査を行っても債権回収に効果があるとは考えられないこと、②個人情報保護が重視されている現状においては、どこまで資力調査ができるか不明であることからこれを実施していないとしている。

また、分納については、仮に分納を認めないとした場合、滞納処分が実施できない現状においては、消滅時効の成立を早めることとなってしまう、債権回収に効果的とは考えられないことから、債務者の申告に基づいて分納を認めている状況であるとしている。

表2-(2)-ア-⑦ 差押えは債務者の経営破綻につながるとして資力調査を実施していない事例

宮城労働局の保険料債権 [国税徴収等の例による債権]																																																																																									
内 容	<p>労働基準局作成のマニュアル「徴収関係事務取扱手引Ⅱ」（昭和61年5月31日付け労徴発第34号）によれば、「徴収法（注）の規定による徴収金（労働保険料等）の滞納処分は、徴収法第26条第3項の規定により、国税徴収法に規定する国税滞納処分の例によって行うこととされており、したがって徴収職員は徴収金の強制徴収に関する事務を行い、独立して財産の調査を行う権限と責任がある。」とされている。</p> <p>（注）労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）</p> <p>また、「滞納処分の執行については、まず、滞納処分の対象となる財産を所有しているか等について調査する必要があることから、財産調査は、財産の差押え等次の段階の処分を円滑に進めるもの」とされている。</p> <p>宮城労働局（徴収勘定）において、今回抽出調査した平成17年11月末現在で保険料債権の履行期限が到来している債務者20件をみると、下表のとおり、滞納処分の実施を検討するために必要となる債務者の収入・資産の把握を行っていない状況となっている。</p> <p style="text-align: center;">履行期限が到来している債務者に対する資力調査の実施状況及び時効中断措置等の状況 (単位：万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事例</th> <th>債権額</th> <th>資力調査の有無</th> <th>時効中断措置等</th> <th>事例</th> <th>債権額</th> <th>資力調査の有無</th> <th>時効中断措置等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>4,971</td> <td>無</td> <td>平 16.4 納付確認 17.11 文書督促</td> <td>11</td> <td>487</td> <td>無</td> <td>平 14.11 納付確認</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,283</td> <td>無</td> <td>17.3 債務承認</td> <td>12</td> <td>116</td> <td>無</td> <td>5.2 納入確認 13.11 文書督促</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3,668</td> <td>無</td> <td>17.6 納付誓約書 17.8 文書督促</td> <td>13</td> <td>310</td> <td>無</td> <td>8.10 債務承認</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>4,591</td> <td>無</td> <td>17.7 約束手形持参</td> <td>14</td> <td>756</td> <td>無</td> <td>13.4 内金領収</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>4,145</td> <td>無</td> <td>17.11 文書督促</td> <td>15</td> <td>1,342</td> <td>無</td> <td>17.11 文書督促</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>4,758</td> <td>無</td> <td>13.8 納付誓約書</td> <td>16</td> <td>191</td> <td>無</td> <td>4.12 債務承認</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>3,265</td> <td>無</td> <td>18.1 小切手持参</td> <td>17</td> <td>124</td> <td>無</td> <td>4.12 債務承認</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>2,584</td> <td>無</td> <td>17.6 納付誓約書</td> <td>18</td> <td>1,990</td> <td>無</td> <td>9.12 債務承認 17.11 文書督促</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>3,914</td> <td>無</td> <td>16.2 債務承認</td> <td>19</td> <td>106</td> <td>無</td> <td>16.12 債務承認</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>3,124</td> <td>無</td> <td>13.3 約束手形持参</td> <td>20</td> <td>328</td> <td>無</td> <td>16.8 内金領収</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）当省の調査結果による。債権額は、平成17年11月末現在</p> <p>宮城労働局では、資力調査は差押えを実施するために行うものと考えており、差押えの実施に伴って経営破綻することで労働者が解雇され雇用の確保ができなくなることがより重要な問題となると考えていることから、時効中断措置である債務承認、分割納付に全力を挙げているとしている。</p> <p>しかしながら、平成16年4月1日から17年11月末までに消滅時効が完成し不納欠損処理を行っている保険料債権のうち、今回抽出調査した10件についてみても、下表のとおり、結局、差押え等滞納処分の検討やその前提となる財産調査も行われていない。</p>	事例	債権額	資力調査の有無	時効中断措置等	事例	債権額	資力調査の有無	時効中断措置等	1	4,971	無	平 16.4 納付確認 17.11 文書督促	11	487	無	平 14.11 納付確認	2	5,283	無	17.3 債務承認	12	116	無	5.2 納入確認 13.11 文書督促	3	3,668	無	17.6 納付誓約書 17.8 文書督促	13	310	無	8.10 債務承認	4	4,591	無	17.7 約束手形持参	14	756	無	13.4 内金領収	5	4,145	無	17.11 文書督促	15	1,342	無	17.11 文書督促	6	4,758	無	13.8 納付誓約書	16	191	無	4.12 債務承認	7	3,265	無	18.1 小切手持参	17	124	無	4.12 債務承認	8	2,584	無	17.6 納付誓約書	18	1,990	無	9.12 債務承認 17.11 文書督促	9	3,914	無	16.2 債務承認	19	106	無	16.12 債務承認	10	3,124	無	13.3 約束手形持参	20	328	無	16.8 内金領収
事例	債権額	資力調査の有無	時効中断措置等	事例	債権額	資力調査の有無	時効中断措置等																																																																																		
1	4,971	無	平 16.4 納付確認 17.11 文書督促	11	487	無	平 14.11 納付確認																																																																																		
2	5,283	無	17.3 債務承認	12	116	無	5.2 納入確認 13.11 文書督促																																																																																		
3	3,668	無	17.6 納付誓約書 17.8 文書督促	13	310	無	8.10 債務承認																																																																																		
4	4,591	無	17.7 約束手形持参	14	756	無	13.4 内金領収																																																																																		
5	4,145	無	17.11 文書督促	15	1,342	無	17.11 文書督促																																																																																		
6	4,758	無	13.8 納付誓約書	16	191	無	4.12 債務承認																																																																																		
7	3,265	無	18.1 小切手持参	17	124	無	4.12 債務承認																																																																																		
8	2,584	無	17.6 納付誓約書	18	1,990	無	9.12 債務承認 17.11 文書督促																																																																																		
9	3,914	無	16.2 債務承認	19	106	無	16.12 債務承認																																																																																		
10	3,124	無	13.3 約束手形持参	20	328	無	16.8 内金領収																																																																																		

不納欠損処理をした債務者に対する資力調査の実施状況及び時効中断措置等の状況

(単位：万円)

事例	債権額	資力調査の有無	時効中断措置等
1	1,189	無	平 13. 9 納入確認
2	958	無	14. 8 債務承認 15.10 臨戸訪問
3	903	無	10.10 納付誓約書 13.10 出頭要求
4	809	無	13. 1 督促により納付
5	732	無	15. 9 臨戸訪問 16. 3 電話督促

事例	債権額	資力調査の有無	時効中断措置等
6	693	無	平 12. 2 内金納入 13.10 内金納入 債務承認
7	49	無	12. 2 内金納入 13. 4 債務承認
8	93	無	13. 8 債務承認
9	130	無	9. 7 文書督促 11.12 臨戸訪問
10	17	無	11. 2 納入確認

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 債権額は、不納欠損額

表2-(2)-ア-⑧ 臨戸訪問による資力調査が有効であるにもかかわらず実施していない事例

	関東農政局の物件貸付料債権 [一般債権]
内容	<p>関東農政局が管理する物件貸付料債権について、債務者9人が、未墾地（開拓財産）又は既墾地（国有農地）の賃貸借料を滞納しているが、そのうち、5人については、現在でも使用している。</p> <p>関東農政局では、債務者の資力調査として、市区町村に対し「課税証明書」の交付を依頼し、給与及び年金収入金額を把握しているものの、臨戸訪問についての具体的な範囲や、方法を規定したマニュアルが整備されていないことから、臨戸訪問による資力調査を実施していない。</p> <p>今回、平成12年度使用料約65万円を一括納付したが、その後4年間分を全く納付していない債務者A（債権額約133万円）について、当局と関東農政局で現地確認したところ、現地には車庫付きで2階建ての住宅が建築され、その車庫には乗用車1台が駐車しているなど、少なくとも相当の資力を有している債務者であることが容易に推定できる状況にあった。</p>

表2-(2)-ア-⑨ 時効中断の方法を認識しておらず時効中断に取り組んでいない結果、消滅時効完成により不納欠損処理している事例

大宮国道事務所の公共事業費受益者等負担金債権 [国税徴収等の例による債権]					
内容	<p>時効の中断については、「債権・歳入マニュアル」(1994年、関東地方建設局会計課歳入係)において、①時効の到来前に時効を中断し、債権の保全を図ること、②時効中断事由として、i) 元本又は延滞金の一部収納、ii) 納付委託の応諾、iii) 債務確認書・支払確約書の徴収が該当することと記載されている。</p> <p>今回、大宮国道事務所における時効中断の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>大宮国道事務所では、一部支払が時効中断事由に該当することについては認識していたが、債務者からの債務確認書の提出が時効中断事由に該当することを認識していなかったため、債務者に、債務確認書の提出を促す措置(債務者に納付書を送付する際における債務確認書の同封等)を講じていない。</p> <p>平成16年度から17年度(11月末)までに不納欠損処理が実施された債権の債務者148人から13人(債権額が多い順に10人、債権発生時期が古い順に10人を抽出した場合の合計実人数)を抽出したところ、電話督促に対して「生活に余裕がないため支払えない」等との回答があったが債務の存在自体は認めている債務者からも債務確認書を徴求しておらず、消滅時効(時効期間は、道路法(昭和27年法律第180号)第73条第5項により5年)の完成により不能欠損処理をしている例がみられた。</p> <p>「生活に余裕がないため支払えない」等としている債務者から債務確認書を徴求しておらず、消滅時効完成により不納欠損処理をしている例</p> <p style="text-align: right;">(単位:万円)</p>				
	事例	債権の種類	債権額(元本)	履行期限年月	債権管理等の状況
1	公共事業費受益者等負担金債権	10	平成11.10	ガードレール・支柱等の損傷に伴う原因者負担金の債務者は、電話督促の際に、「払わないといけないのは分かるが、現在、払う余裕がない。」(平成14年10月)、「一時仕事に就いたが現在失業中で、余裕が全くないので支払うことができない。」(平成16年3月)等としているが、この債務者から、債務確認書を徴収していない。	平成16.10
2	公共事業費受益者等負担金債権	4	10.4	道路施設損傷に伴う原因者負担金債務者は、平成11年11月を最後に支払が滞った。その後、この債務者は、電話督促の際に、「今仕事がなく、支払えない。」(平成14年10月)等としているが、この債務者から、債務確認書を徴収していない。	16.11
<p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 債権額は、不納欠損額 3 消滅時効完成による不納欠損処理は、いずれも平成17年3月に実施されている。</p>					

表 2 - (2) - ア - ⑩ 少額の滞納債権について債務確認書の徴求等による時効中断に取り組んでいない結果、消滅時効完成により不納欠損処理している事例

	沖縄総合通信事務所の電波利用料債権 [国税徴収等の例による債権]
内容	<p>債権管理法第 18 条第 5 項においては、「歳入徴収官等は、その所掌に属する債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置をとらなければならない。」と規定されている。</p> <p>今回、沖縄総合通信事務所における時効中断措置に関する取組状況を調査したところ、訪問指導の対象者に対して財産差押えを行っている以外には、債権管理実務に当たり活用しているマニュアル（「電波利用料徴収手続」、「電波利用料滞納処分手続」：いずれも総務省総合通信基盤局作成）には時効中断措置の方法等に係る規定がないこと、債権管理実務を担当する職員数が事務所全体の予決算など他業務を兼務していることもあって、債務確認書の徴求などの時効中断に取り組んでいないことから、少額の滞納債権を中心に時効が中断されることなく進行し、結果として、それらに係る債権が時効到来により消滅し、不納欠損処理されている状況がみられた。</p>

表2-(2)-ア-⑪ 文書督促は行うものの債務確認書の徴求等による時効中断に取り組んでいない結果、消滅時効の期日が到来している事例

外務省本省の帰国費貸付金債権 [一般債権]																																																																							
内容	<p>外務省では、国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律（昭和 28 年法律第 236 号）による帰国費貸付金債権について、履行期限が到来しても返納がない債務者に対して、年一回機械的に文書による督促を行っているだけで、債務確認書の徴求や履行延期の特約などの時効中断に取り組んでいないため、平成 17 年 11 月末現在で、消滅時効の期日が到来している債務者が 453 人（453 件）、債権額 1 億 3,484 万円となっている。</p> <p style="text-align: center;">発生時期が古い帰国費貸付金債権の例（消滅時効期間：10 年）</p> <p style="text-align: right;">（単位：万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事例</th> <th>発生年月</th> <th>納入告知</th> <th>履行期限</th> <th>債権額（元本）</th> <th>債権管理等の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>昭和 28.11</td> <td>昭和 29.3</td> <td>昭和 29.4</td> <td>1</td> <td>債務者本人は生活保護受給中 親族に対し返済督促中</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>28.11</td> <td>29.3</td> <td>29.4</td> <td>1</td> <td>債務者本人は行方不明 親族に対し返済督促中</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>29.1</td> <td>29.3</td> <td>29.4</td> <td>12</td> <td>債務者本人、その親族から全く返答なし 転居先不明</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>30.5</td> <td>30.12</td> <td>30.12</td> <td>16</td> <td>債務者本人、その親族から全く返答なし</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>30.9</td> <td>30.12</td> <td>30.12</td> <td>13</td> <td>債務者本人、その親族から全く返答なし</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>30.9</td> <td>30.10</td> <td>30.11</td> <td>21</td> <td>債務者本人は死亡 親族に対し返済督促（平成9.8督促）</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>30.10</td> <td>30.5</td> <td>30.5</td> <td>23</td> <td>債権発生当時から返済の意思がないため 回収困難</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>30.10</td> <td>30.5</td> <td>30.5</td> <td>23</td> <td>債権発生当時から返済の意思がないため 回収困難</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>30.10</td> <td>30.5</td> <td>30.5</td> <td>19</td> <td>債権発生当時から返済の意思がないため 回収困難</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>30.10</td> <td>30.5</td> <td>30.5</td> <td>19</td> <td>債権発生当時から返済の意思がないため 回収困難</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 債権額は、平成 17 年 11 月末現在</p>					事例	発生年月	納入告知	履行期限	債権額（元本）	債権管理等の状況	1	昭和 28.11	昭和 29.3	昭和 29.4	1	債務者本人は生活保護受給中 親族に対し返済督促中	2	28.11	29.3	29.4	1	債務者本人は行方不明 親族に対し返済督促中	3	29.1	29.3	29.4	12	債務者本人、その親族から全く返答なし 転居先不明	4	30.5	30.12	30.12	16	債務者本人、その親族から全く返答なし	5	30.9	30.12	30.12	13	債務者本人、その親族から全く返答なし	6	30.9	30.10	30.11	21	債務者本人は死亡 親族に対し返済督促（平成9.8督促）	7	30.10	30.5	30.5	23	債権発生当時から返済の意思がないため 回収困難	8	30.10	30.5	30.5	23	債権発生当時から返済の意思がないため 回収困難	9	30.10	30.5	30.5	19	債権発生当時から返済の意思がないため 回収困難	10	30.10	30.5	30.5	19	債権発生当時から返済の意思がないため 回収困難
事例	発生年月	納入告知	履行期限	債権額（元本）	債権管理等の状況																																																																		
1	昭和 28.11	昭和 29.3	昭和 29.4	1	債務者本人は生活保護受給中 親族に対し返済督促中																																																																		
2	28.11	29.3	29.4	1	債務者本人は行方不明 親族に対し返済督促中																																																																		
3	29.1	29.3	29.4	12	債務者本人、その親族から全く返答なし 転居先不明																																																																		
4	30.5	30.12	30.12	16	債務者本人、その親族から全く返答なし																																																																		
5	30.9	30.12	30.12	13	債務者本人、その親族から全く返答なし																																																																		
6	30.9	30.10	30.11	21	債務者本人は死亡 親族に対し返済督促（平成9.8督促）																																																																		
7	30.10	30.5	30.5	23	債権発生当時から返済の意思がないため 回収困難																																																																		
8	30.10	30.5	30.5	23	債権発生当時から返済の意思がないため 回収困難																																																																		
9	30.10	30.5	30.5	19	債権発生当時から返済の意思がないため 回収困難																																																																		
10	30.10	30.5	30.5	19	債権発生当時から返済の意思がないため 回収困難																																																																		

表2-(2)-ア-⑫ 債務者に対する過信等から時効中断に取り組まなかった結果、消滅時効の期日が到来している事例

	長野労働局の損害賠償金債権 [一般債権]
内容	<p>時効中断措置については、「債権管理事務取扱手引」(平成13年3月労働基準局)付録4において、その事由として、①裁判上の請求(支払督促、即決和解等)、②催告、③納入告知、④債務者の承認が挙げられている。</p> <p>長野労働局(労災勘定)において、第三者行為災害に係る損害賠償金債権(時効3年)を抽出調査したところ、納入告知以降、積極的な時効中断措置を講じないまま消滅時効期限が到来している例が、次のとおりみられた。</p> <p>なお、当該債権は、時効消滅のためには債務者の時効の援用を要する債権であり、いずれも時効完成の援用がないことから時効消滅はしていない。</p> <p>① 債務者 a</p> <p>i) 債権額： 約370万円(平成17年11月末現在) ii) 納入告知： 14年9月 iii) 履行期限： 14年9月 iv) 督促年月日：実施されているが、日付不明(14年度の督促状綴りを紛失したため。) v) 経緯</p> <p>ア 債務者(保険会社)に対し8回にわたって発生した債権のうち、1回目の分と5回目から8回目までの分は納付されているが、2回目から4回目までの分が未納となっている。督促状は発行済み。</p> <p>イ 債務者は督促があつたにもかかわらず当該債権を放置しており、労働局も督促以降、保険会社なら確実に支払うだろうと過信していたことから、時効中断措置を講じていない。</p> <p>長野労働局では、債務者が保険会社であることから、今回の調査を契機に、早急に回収を行うとしている。</p> <p>なお、このようなケースが発生した背景には、保険会社の担当者が納入告知書を放置していたことにも原因があつたため、従来まで納入告知書を保険会社の担当者あてに送付していたものを、保険会社のセンター長あてに送付するよう事務を改めている。</p> <p>② 債務者 b</p> <p>i) 債権額： 約3万円(平成17年11月末現在) ii) 納入告知： 昭和54年8月 iii) 履行期限： 54年8月 iv) 督促年月日： 不明 v) 経緯 : 一部納入96回 最終一部納付日：平成14年3月</p> <p>臨戸訪問等を行っているものの、最終一部納入以降、債務承認を取っていない。</p> <p>長野労働局では、時効中断措置が講じられないまま消滅時効期限が到来しているが、残額が少額であることから、臨戸訪問により回収するとしている。</p>

表2-(2)-ア-⑬ 定期的な会議を開催し、回収方策や差押えについての基準を定めて時効中断に取り組んでいる事例

	沖縄県農林水産部の不動産売払代債権 [国税徴収等の例による債権]
内容	<p>沖縄県（農林水産部）では、毎年1回（年度末）、農政経済課及び宮古・八重山支庁の債権管理担当職員を参集して「固定化債権会議」を実施している。</p> <p>ここでは、農業経営基盤強化措置特別会計法に基づく自作農創設特別措置によって売却された農地の売払代債権のうち、過去3年間にわたり滞納が継続している債権を対象に、個別の債権ごとに以後の回収方策や滞納処分実施の是非などを検討している。</p> <p>沖縄県（農林水産部）では、実際の回収業務に際しては、次の時効中断措置をとることとしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 滞納処分の対象となった債権については、差押えなどの法的手続をとることにより時効中断措置を実施 ② ①以外の債権については、おおむね3年ごとに債務承認書を徴収 <p>沖縄県（農林水産部）では、原則としてすべての債務者に対し数か月ごとに電話又は訪問による督促を行うとともに、債務者が不在で接触できない場合には夜間に再訪したり就業先の農地を訪問するなど、様々な手段をとることによって債務者と接触するよう努めていることもあって、保有するほぼすべての債権について適時に時効中断措置がとられている。このため、平成15年度以降において、時効中断措置がとられずに時効消滅が成立したのは、債務者が転居により行方不明となった1事例にとどまっている。</p> <p>今回、抽出調査した19人の債務者に係る債権の時効中断措置の実施状況をみると、すべての債権について差押え・参加差押え又は債務承認書の徴収による時効中断が適切にとられており、既に時効が完成している又は時効完成まで1年未満である債権は認められなかった。</p>

表 2 - (2) - イ - ① 強制履行の請求等の実施状況

府省名	機関名	今回の評価監視の調査対象となった機関数(注)	強制履行の法務大臣(法務局)への請求																								
			担保権の実行(保証人に対する履行の請求を含む。)(b)						強制執行の実績のある機関数(c)	強制執行(d)						訴訟又は非訟事件手続による履行の請求の実績のある機関数(e)	訴訟又は非訟事件手続による履行の請求(f)										
			15年度		16年度		17年度(注)	15年度		16年度		17年度(注)	15年度		16年度		17年度(注)										
			件数	債権者数	件数	債権者数	件数	債権者数		件数	債権者数	件数	債権者数	件数	債権者数		件数	債権者数	件数	債権者数							
内閣府 (防衛庁を除く)	本府等	2	0					0								0											
	沖縄総合事務局等	2	0					0								1			2	2							
	宮内庁	1	0					0								0											
	公正取引委員会	1	0					0								0											
	警察庁	1	0					0								1	1	1									
	金融庁	1	0					0								0											
防衛庁	本庁等	6	0					0								2			1	1	11	11					
	防衛施設局等	9(1)	0					0								0											
総務省	本省等	2	0					0								1								5	1		
	総合通信局	10(1)	0					0								0											
法務省	本省	2	0					0								0											
	検察庁	4(1)	0					0								0											
	地方法務局	3	0					0								1			1	1							
	刑務所	1	0					0								0											
	保護観察所	1	0					0								0											
	入国管理局	1	0					0								1			16	1							
外務省	本省	1	0					0								0											
財務省	本省	1	0					0								0											
	財務局	7(1)	0					1			1	1				5	6	6	15	15	9	9					
	財務事務所	5	0					1			2	2				2	6	6	14	14							
	国税局	4	0					1				2	2			0											
文部科学省	本省	2	0				0								1	6	1										
厚生労働省	本省等	6	0					0								0											
	労働局	8	0					0								0											
	国立武蔵野学院	1	0					0								0											
	国立身体障害者リハビリテーションセンター等	3	0					0								0											
	社会保険事務局	7	0					0								0											
	社会保険事務所	18	0					0								0											
農林水産省	本省等	6	0					0								0											
	農政局	4	0					0								1			3	1							
	森林管理局	4	0					0								2			4	1	2	2					
経済産業省	本省等	6	0					0								0											
	経済産業局	5(1)	0					0								0											
国土交通省	本省等	5	0					1			1	1	4	4		1	105	114	116	126	107	118					
	地方整備局	7(1)	0					0								0											
	国道等事務所	20	0					0								0											
	北海道開発局等	3	0					0								0											
	運輸局	1	0					0								0											
	地方航空局	2	0					1					1	11		1						1	5				
	管区气象台	1	0					1			1	11				1			1	5							
	海上保安本部	2	0					0								0											
環境省	本省	1	0					0								0											
日本郵政公社	貯金事務センター	8	0					0								0											
都道府県	都道府県	10	0					0								0											
	合計	195(6)	0	0	0	0	0	0	6	0	0	5	15	7	17	21	124	128	173	167	135	146					

(注) 1 当省の調査結果による。

2 カッコ書きで再掲した機関(広島防衛施設局、中国総合通信局、広島高等検察庁、中国財務局、中国経済産業局及び中国地方整備局)については、中国四国管区行政評価局が平成16年度に実施した行政評価・監視の対象となったため、今回は(a)～(f)の数字の提出を求めなかったことから、本表の(a)～(f)の数字には含まれていない。

3 平成17年度は11月末までである。

表2- (2) -イ-② 強制履行の請求等のノウハウがないとして請求等を実施していない事例

熊本社会保険事務局、長野北社会保険事務所等の返納金債権等 [一般債権]	
内容	<p>債管法第15条においては、歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（国税徴収等の例による債権を除く。）で履行期限を経過したものについて、その全部又は一部が債管法第13条第2項の規定による督促があった後、相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、法務大臣に対し、訴訟手続により履行を請求することを求めることなどが定められている。しかし、社会保険庁作成のマニュアル「収入事務取扱要領」（平成17年3月24日庁保発第0324001号）では、特に強制履行の請求についての規定はない。</p> <p>1 熊本社会保険事務局（船員保険特別会計）の例</p> <p>今回抽出調査した返納金債権、立替金返還金債権及び損害賠償金債権の全5債務者の納入状況をみると、次の状況がみられた。</p> <p>i) 債権発生後1度も納入がないもの</p> <p>：立替金返還金債権の4債務者（債権額：187万円～494万円 平成17年11月末現在。最も発生が古いのは平成11年12月）</p> <p>ii) 分割納入を約束しているにもかかわらず、一部納入後長期間納入がないもの</p> <p>：損害賠償金債権の1債務者（債権額28万円 平成17年11月末現在）</p> <p>平成16年2月の債権発生後、分割納入を約束しているにもかかわらず、同年3月の一部納入（1万円）のみとなっている。</p> <p>これらの債務者について、法務局への強制履行の請求の検討やそのための事前相談を行った経緯はない。</p> <p>熊本社会保険事務局では、これらの債権は、①保険料債権と比較すると少額の債権が多く、徴収業務においては保険料徴収を優先している、②保険料債権と異なり、社会保険庁から通知等での収納強化の指示がない、③徴収マニュアル等がなく、債務者の資力調査後に行うべき法務局へ強制履行の請求、履行延期の特約、債務の免除等を含め、その実施方法、実施時期、手続等が分からないとしている。</p> <p>2 長野北社会保険事務所（厚生保険特別会計健康勘定）の例</p> <p>長野北社会保険事務所では、返納金債権及び損害賠償金債権について、強制履行の請求等の積極的な措置は講じていない。</p>

強制履行の請求等をしていない例

(単位：万円)

事例	債権額	納入告知	履行期限	債権管理等の状況
1	73	平成12. 5	平成 12. 6	臨戸訪問4回、電話督促6回
2・3	10	11. 5	11. 5	臨戸訪問8回、電話督促2回
4	13	12. 2	12. 2	臨戸訪問5回、電話督促3回、市役所にて住民票取得1回
5	47	12. 5	12. 6	臨戸訪問4回、電話督促6回

- (注) 1 当省の調査による。
2 債権額は平成17年11月末現在

長野北社会保険事務所では、特別会計収支に関わる保険料債権を優先していること及び強制履行の請求等の具体的な実施方法が分からないためであるとしている。

長野労働局の損害賠償金債権 [一般債権]

内容 労働基準局作成のマニュアル「債権管理事務取扱手引」(平成13年3月)第5章において、裁判上の請求によって時効中断を行おうとするときなど訴訟手続による債権の保全、強制履行の請求等を行う場合は、法務大臣への依頼が必要であるとして、訴訟事務の手順等が定められている。

しかし、今回抽出調査した第三者行為災害に係る損害賠償金債権20事例についてみると、長野労働局において法務局への強制履行の請求の検討が行われた経緯はない。

長野労働局では、強制履行の請求等を行っていない理由について、①全国的に実施例がないこと、②任意保険に未加入で事故を起こす者(債務者)には財産がない者が多くみられるため、差押え等ができないとみられること、③強制履行の請求等のノウハウがないことを挙げている。

また、今回の調査を契機として、不誠実な債務者に対する強制履行の請求等の有効性に期待を持ったとしているものの、単独で当該請求を行うことは、ノウハウ的にも無理であることから、厚生労働省からの指示を待ちたいとしている。

表2-2-1-3 強制履行の請求等をマニュアルの規定どおりに実施していない事例

横浜貯金事務センターの返納金債権 [一般債権]																																															
内 容	<p>督促等については、下表のとおり、郵政公社作成のマニュアル「恩給等返還金債権の管理に係る事務取扱手続」(平成17年3月)第11条及び第12条に、督促、再督促等の実施時期、方法等が規定されている。</p> <p>また、「事務取扱手続」第13条には、納付期限から〇年〇か月経過しても納付されない場合は、裁定庁に訴訟検討依頼を行うことが規定されている。</p> <p style="text-align: center;">「事務取扱手続」における督促等に係る規定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">区 分</th> <th style="width: 60%;">実 施 時 期 、 方 法 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◇ 督 促</td> <td>・納入告知書の発送後、履行期限から1月を経過しても納付されない場合、督促状を送付</td> </tr> <tr> <td>◇ 再督促</td> <td>・督促状の送付後、1か月を経過しても納付されない場合、再督促</td> </tr> <tr> <td>◇ 再々督促</td> <td>・再督促後1か月を経過しても納付されない場合、再々督促</td> </tr> <tr> <td>◇ 再々督促後2か月を経過しても納付されない場合</td> <td>・納入告知書の履行期限から〇年間は、2か月に1回の割合で督促</td> </tr> <tr> <td>◇ 履行期限から〇年〇か月を経過しても納付されない場合</td> <td>・納入告知書の履行期限から〇年間は、4か月に1回の割合で督促</td> </tr> <tr> <td>◇ 内容証明による督促後、2か月を経過しても納付されない場合</td> <td>・内容証明郵便による督促</td> </tr> <tr> <td>◇ 納付期限から〇年〇か月経過しても納付されない場合</td> <td>・裁定庁への訴訟検討依頼</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省がマニュアルの記載内容を要約した。</p> <p>しかし、横浜貯金事務センターにおける裁定庁への訴訟検討依頼等の実施状況をみると、訴訟検討依頼の前提となる督促や内容証明郵便による督促などが事務取扱手続の規定どおり実施されていないため、これまで裁定庁への訴訟検討依頼が行われた実績はない。</p> <p>また、今回、平成17年11月末現在における援護年金の返納金債権38件のうち、平成18年12月末までに消滅時効の期限が到来する5件を抽出して督促等の実施状況を調査したところ、下表のとおり、これまで事務取扱手続の規定どおりに督促や内容証明郵便による督促等が実施されておらず、これらの債権についても、裁定庁への訴訟検討依頼は予定されていない。</p> <p style="text-align: center;">平成18年12月までに時効の期限が到来する援護年金に係る督促等の実施状況 (単位：万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事例</th> <th>平成17年11月末 債権額</th> <th>納入告知年月</th> <th>消滅時効の期日</th> <th>債権管理等の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>353</td> <td>昭和56.1</td> <td>平成18.3</td> <td>昭和59.6に分納承認 平成13.2と15.5に債務者に督促するも転居先不明で返送</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>49</td> <td>平成13.3</td> <td>18.4</td> <td>平成12.12と13.1に折衝局に指示。14.5まで折衝を続けるが、返納拒否のため、他の相続人5人に通知</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>147</td> <td>13.12 (口頭での請求のみ)</td> <td>18.4 (注)</td> <td>平成14.2折衝局に指示。14.5、14.6、14.7に折衝局に電話指示 (注)平成18.3に納入告知書発行(履行期限18.3)したので、消滅時効の期日が23.3まで延ばされている。</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>49</td> <td>13.6</td> <td>18.7</td> <td>平成14.6分納申請書送付するも申請手続なし。</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>97</td> <td>13.8</td> <td>18.9</td> <td>平成13.12と14.2に折衝局に指示。平成14.10と14.11に債務者に督促</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>	区 分	実 施 時 期 、 方 法 等	◇ 督 促	・納入告知書の発送後、履行期限から1月を経過しても納付されない場合、督促状を送付	◇ 再督促	・督促状の送付後、1か月を経過しても納付されない場合、再督促	◇ 再々督促	・再督促後1か月を経過しても納付されない場合、再々督促	◇ 再々督促後2か月を経過しても納付されない場合	・納入告知書の履行期限から〇年間は、2か月に1回の割合で督促	◇ 履行期限から〇年〇か月を経過しても納付されない場合	・納入告知書の履行期限から〇年間は、4か月に1回の割合で督促	◇ 内容証明による督促後、2か月を経過しても納付されない場合	・内容証明郵便による督促	◇ 納付期限から〇年〇か月経過しても納付されない場合	・裁定庁への訴訟検討依頼	事例	平成17年11月末 債権額	納入告知年月	消滅時効の期日	債権管理等の状況	A	353	昭和56.1	平成18.3	昭和59.6に分納承認 平成13.2と15.5に債務者に督促するも転居先不明で返送	B	49	平成13.3	18.4	平成12.12と13.1に折衝局に指示。14.5まで折衝を続けるが、返納拒否のため、他の相続人5人に通知	C	147	13.12 (口頭での請求のみ)	18.4 (注)	平成14.2折衝局に指示。14.5、14.6、14.7に折衝局に電話指示 (注)平成18.3に納入告知書発行(履行期限18.3)したので、消滅時効の期日が23.3まで延ばされている。	D	49	13.6	18.7	平成14.6分納申請書送付するも申請手続なし。	E	97	13.8	18.9	平成13.12と14.2に折衝局に指示。平成14.10と14.11に債務者に督促
区 分	実 施 時 期 、 方 法 等																																														
◇ 督 促	・納入告知書の発送後、履行期限から1月を経過しても納付されない場合、督促状を送付																																														
◇ 再督促	・督促状の送付後、1か月を経過しても納付されない場合、再督促																																														
◇ 再々督促	・再督促後1か月を経過しても納付されない場合、再々督促																																														
◇ 再々督促後2か月を経過しても納付されない場合	・納入告知書の履行期限から〇年間は、2か月に1回の割合で督促																																														
◇ 履行期限から〇年〇か月を経過しても納付されない場合	・納入告知書の履行期限から〇年間は、4か月に1回の割合で督促																																														
◇ 内容証明による督促後、2か月を経過しても納付されない場合	・内容証明郵便による督促																																														
◇ 納付期限から〇年〇か月経過しても納付されない場合	・裁定庁への訴訟検討依頼																																														
事例	平成17年11月末 債権額	納入告知年月	消滅時効の期日	債権管理等の状況																																											
A	353	昭和56.1	平成18.3	昭和59.6に分納承認 平成13.2と15.5に債務者に督促するも転居先不明で返送																																											
B	49	平成13.3	18.4	平成12.12と13.1に折衝局に指示。14.5まで折衝を続けるが、返納拒否のため、他の相続人5人に通知																																											
C	147	13.12 (口頭での請求のみ)	18.4 (注)	平成14.2折衝局に指示。14.5、14.6、14.7に折衝局に電話指示 (注)平成18.3に納入告知書発行(履行期限18.3)したので、消滅時効の期日が23.3まで延ばされている。																																											
D	49	13.6	18.7	平成14.6分納申請書送付するも申請手続なし。																																											
E	97	13.8	18.9	平成13.12と14.2に折衝局に指示。平成14.10と14.11に債務者に督促																																											

<p>横浜貯金事務センターでは、これまで業務多忙等の理由から規定どおり督促を実施しておらず、訴訟検討依頼も行っていなかったが、これからは規定どおり督促を実施し、訴訟検討依頼も行いたいとしている。</p>

表2-2-イ-④ 独自のマニュアルを作成し、積極的に強制履行の請求等を実施している事例

	北海道財務局の物件貸付料債権 [一般債権]
内容	<p>北海道財務局では、財務省本省が定めた「法的措置を前提とした貸付料債権に係る収納未済事案の処理について」（平成17年6月17日付理財局国有財産審理室長通知）及び北海道財務局が、債権管理業務の円滑な実施を図ることを目的として昭和51年4月に定めた「債権管理徴収事務マニュアル」（平成16年12月改定）等により、収納未済債権の回収方策等を具体的に定め、債権管理を行っている。</p> <p>弁済について誠意のない債務者に対する対応については、「債権管理徴収事務マニュアル」に、次のとおり、対応方針が定められている。</p> <p style="text-align: center;">「債権管理徴収事務マニュアル」における大口延滞先、弁済に誠意のない債務者等への対応方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">大口延滞先、悪質な債務者等への対応方針</p> <p>督促状の送付、電話・臨戸による督促等については、ややもすると機械的・画一的な対応となり、効果的な方策が採られないまま債権額が大口化し、回収が懸念されるケースもみられる。</p> <p>こうした未納債権については、債務者サイドに経済的な問題や複雑な事情を抱えている場合が多いこと、故意に支払いを逃れるなど悪質な債務者も多く、回収にあたっては多大な時間と労力を必要とすることから、より効果的かつ効率的な管理・回収事務を行うため、当面(1)～(3)の点に留意しながら対応する。</p> <p>(1) 未納債権の回収優先順位の決定 収納未済額A万円以上の大口先については、債務者の態様、支払状況等実態を勘案しながら、①支払方法、②債権総額、③支払状況、④増加金額、⑤契約種別を検討の上、優先順位を付して計画的に対応する。優先順位を付した収納未済債権については、四半期ごとに上位B件程度について回収方針を策定の上対応する。</p> <p>(2) 債務者の現況把握と回収方策 ① 回収方策の検討にあたっては、相手方と直接面談の上、現況の把握、相手方の意向等の確認を行う。 ② 方針策定にあたっては、面談により把握した相手方の現況のほか、相手方の対応状況（誠意が見られるか否か）等を参考にしながら策定する。 ③ 漫然と「督促」を継続するのではなく、相手方の現況を考慮しながら、長期・多額の延滞で一時に納付させることが困難な場合等には、できるだけ支払誓約書等を徴求して「納付誓約中」とするなど、さらに一歩踏み込んだ対策を行う。 ④ 回収策の検討にあたっては、既存債務の解消と同時に、今後、新たな債務の発生をいかに抑制するかを考慮する必要がある。 ⑤ 方針の検討にあたっては、管理処分担当課の職員との意思疎通を密にし、十分な打合せを行った上、決定する。 ⑥ 相手方との折衝（督促）にあたって、可能な限り返済額の上積みを要請する。 ⑦ 単に債権の回収のみならず、自力での対応が困難と判断される債務者に対しては、市町村の福祉担当等への相談をアドバイスするなどの対応も必要である。</p> <p>(3) 法的な措置の検討 ① (1)及び(2)の対応の結果、なお回収の見込みがないか、あるいは悪質な先で通常の回収策では効果がないと認められる先については、積極的に法的措置を執ることを検討する。 ② 相手方との折衝（督促）の結果、履行に応じない者に対しては、訴訟前の最終的な督促として、「催告状」を配達証明付内容証明郵便で送付する。 ③ 上記の通知後、なお進展がみられない場合は、法務局に対し「支払督促」の申立てを依頼する。 ④ 「支払督促」に異議申し立てをするなど、特に悪質と認められる先には、直接「訴訟提起」する。 ※ 法的措置を行うにあたっては、管轄する法務局（地方法務局）に対して、事前の相談又は法律意見照会を行う必要がある。</p> </div> <p>(注) 当省がマニュアルの記載内容を要約した。</p> <p>平成15年度以降の法務局への強制履行の請求状況は、16年度2件、17年度（11月末まで）2</p>

件の支払督促申立ての実績がみられる（15年度は実施なし）。

今回、抽出調査した債権 20 件における対応状況をみると、次のとおり、強制執行の実施又はその実施を検討中のものが2件（事例6、事例7）、支払命令確定のものが1件（事例5）、訴訟等を検討中のものが4件（事例1から4）であり、積極的に法的措置の実施又はその検討を行っている。

法的措置の実施又はその検討を行っている債権の例

事例	債権の種類	督促状	債権管理等の状況
1	物件貸付料債権	有	文書督促2回、電話督促1回、臨戸督促3回、面談1回、催告書送付1回、この間、一部収納1回 現在、法務局に意見照会し、訴訟等を検討中
2	〃	有	電話督促5回、臨戸督促4回、催告状送付1回 債務者に誠意がみられないため、現在、訴訟等を検討中
3	〃	有	電話督促1回、文書督促4回、催告状送付2回 現在、法務局に意見照会し、訴訟等を検討中
4	〃	有	文書督促1回、臨戸督促7回、債務確認書徴収1回、訪問等による一部収納1回 今後、債務者の対応如何では、訴訟等を検討する。
5	〃	有	文書督促2回、臨戸督促4回、催告状送付2回 法務局に支払督促申立て依頼（平成17年7月）、支払命令確定（平成17年12月）
6	〃	有	支払命令確定（一部収納）（昭和60年4月）、訴訟依頼（建物収去土地明渡等請求）（平成15年3月）、催告状送付（平成15年3月）、契約解除通知送付（平成15年6月）、判決確定（平成15年11月）、強制執行申立て（平成17年8月）、現在に至る。
7	〃	有	催告状送付（平成16年7月）、法務局に支払督促申立て依頼（平成17年1月）、支払命令確定（平成17年4月）、債務者から債務確認書及び支払計画書を受領（平成17年5月）、債務者が来局し支払約束（平成17年9月）、その後、連絡不能 今後、債務者の対応如何では、強制執行を検討する。

（注）当省の調査結果による。

表2-(2)-イ-⑤ 滞納処分の執行及び執行停止の実施状況

府省名	機関名	今回の評価監視の調査対象となった機関数(注)	国税徴収等の例による債権を平成15年度～17年11月末にかけて保有したことがある機関数	滞納処分の執行の実績のある機関数(a)	滞納処分の執行(b)						滞納処分の執行停止の実績のある機関数(c)	滞納処分執行停止(d)						
					15年度		16年度		17年度(注)			15年度		16年度		17年度(注)		
					件数	債権者数	件数	債権者数	件数	債権者数		件数	債権者数	件数	債権者数	件数	債権者数	
内閣府 (防衛庁を除く)	本府等	2	0	0							0							
	沖縄総合事務局等	2	2	0							0							
	宮内庁	1	0	0							0							
	公正取引委員会	1	1	1	7	7					1	13	12	12	7	13	13	
	警察庁	1	0	0							0							
	金融庁	1	0	0							0							
防衛庁	本庁等	6	0	0							0							
	防衛施設局等	9(1)	1	0							0							
総務省	本省等	2	0	0							0							
	総合通信局	10(1)	10(1)	8	219	39	608	115	240	48	0							
法務省	本省	2	0	0							0							
	検察庁	4(1)	0	0							0							
	地方法務局	3	0	0							0							
	刑務所	1	0	0							0							
	保護観察所	1	0	0							0							
	入国管理局	1	0	0							0							
外務省	本省	1	0	0							0							
財務省	本省	1	0	0							0							
	財務局	7(1)	0	0							0							
	財務事務所	5	0	0							0							
	国税局	4	0	0							0							
文部科学省	本省	2	1	0							0							
厚生労働省	本省等	6	1	0							0							
	労働局	8	8	8	17	14	31	18	121	35	8	1,538	521	1,912	632	349	136	
	国立武蔵野学院	1	1	0							0							
	国立身体障害者リハビリテーションセンター等	3	0	0							0							
	社会保険事務局	7	4	3	15	4	2	8	4	3	2	2	2	6	6	1	1	
	社会保険事務所	18	18	18	1,801	614	2,083	710	2,051	453	17	2,243	635	3,518	662	1,653	279	
農林水産省	本省等	6	2	0							0							
	農政局	4	4	0							0							
	森林管理局	4	0	0							0							
経済産業省	本省等	6	1	0							1		1	1	1	1		
	経済産業局	5(1)	2	0							1		1	1				
国土交通省	本省等	5	2	0							0							
	地方整備局	7(1)	7(1)	0							0							
	国道等事務所	20	20	0							0							
	北海道開発局等	3	2	0							0							
	運輸局	1	0	0							0							
	地方航空局	2	0	0							0							
	管区气象台	1	0	0							0							
	海上保安本部	2	1	0							0							
環境省	本省	1	1	0							0							
日本郵政公社	貯金事務センター	8	0	0							0							
都道府県	都道府県	10	0	0							1							
合計		195(6)	89(2)	38	2,059	678	2,724	851	2,416	539	31	3,796	1,170	5,450	1,309	2,017	430	

(注)1 当省の調査結果による。

2 ()書きで再掲した機関(広島防衛施設局、中国総合通信局、広島高等検察庁、中国財務局、中国経済産業局及び中国地方整備局)については、中国四国管区行政評価局が平成16年度に実施した行政評価・監視の対象となったため、今回は(a)～(d)の数字の提出を求めなかったことから、本表の(a)～(d)の数字には含まれていない。

3 平成17年度は11月末までである。

4 網掛けは、国税徴収等の例による債権を恒常的に取り扱う機関である。ただし、「北海道開発局等」の3機関のうち北海道開発局は国税徴収等の例による債権を有していない。

表2-(2)-イ-⑥ 滞納処分のノウハウもないなどとして徴収職員を任命していない事例

国道事務所等の公共事業費受益者等負担金債権等 [国税徴収等の例による債権]																					
内容	<p>1 金沢河川国道事務所の例</p> <p>金沢河川国道事務所においては、資力があっても弁済意思のない不誠実な債務者に対する取扱い等を定めたマニュアル等はない。</p> <p>金沢河川国道事務所において履行期限到来額がみられる公共事業費受益者等負担金債権及び物件使用料債権は、国税徴収等の例による債権であるが、これまでに滞納処分が行われた実績はなく、徴収職員の任命も行われていない。</p> <p>今回、抽出調査した13件についてその弁済状況等をみると、再三の督促等にもかかわらず3年以上全く弁済のない事例で、債務者の生活振り等から金沢河川国道事務所でも資力ありと判断（推測）しているものが1件みられる。</p> <p style="text-align: center;">長期間弁済に応じない事例で債務者に資力があるとみられるものの例（単位：万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">債権の種類</th> <th style="width: 15%;">債権額</th> <th style="width: 15%;">発生年月</th> <th style="width: 15%;">納入告知年月</th> <th style="width: 20%;">履行期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共事業費受益者等負担金債権</td> <td style="text-align: center;">54.8</td> <td style="text-align: center;">平成 14. 3</td> <td style="text-align: center;">平成 14. 3</td> <td style="text-align: center;">平成 14. 4</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">債権発生の原因</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">督促等の状況</td> </tr> <tr> <td colspan="2">国道の工事用防護柵等を損壊させ、その復旧工事費等が債権として発生したもの</td> <td colspan="3">平成 14. 3～17. 8の間 ○電話督促 10回 ○臨戸督促 7回 ○支払計画書の手交1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 債権額は、平成 17 年 11 月末現在</p> <p>金沢河川国道事務所では、①全国的に滞納処分の実績がみられず、上部機関から特段の指示もないこと、②滞納処分の手続等に関するマニュアルやノウハウがないこと、③債権管理の実務担当者は1人であり、徴収職員も任命されていないなど、滞納処分を行うための体制等が整備されていないこと、④地方公共団体など他の道路管理者においても滞納処分は行われておらず、滞納処分を行っていく場合は他の道路管理者とも協調した対応が必要とみられること等の理由から、現状において積極的に滞納処分を実施していくことは困難であり、不誠実な債務者に対しても督促回数を多くするなどの対応により弁済に係る理解を求めていくことになるとしている。</p>	債権の種類	債権額	発生年月	納入告知年月	履行期限	公共事業費受益者等負担金債権	54.8	平成 14. 3	平成 14. 3	平成 14. 4	債権発生の原因		督促等の状況			国道の工事用防護柵等を損壊させ、その復旧工事費等が債権として発生したもの		平成 14. 3～17. 8の間 ○電話督促 10回 ○臨戸督促 7回 ○支払計画書の手交1回		
	債権の種類	債権額	発生年月	納入告知年月	履行期限																
公共事業費受益者等負担金債権	54.8	平成 14. 3	平成 14. 3	平成 14. 4																	
債権発生の原因		督促等の状況																			
国道の工事用防護柵等を損壊させ、その復旧工事費等が債権として発生したもの		平成 14. 3～17. 8の間 ○電話督促 10回 ○臨戸督促 7回 ○支払計画書の手交1回																			
	<p>2 広島国道事務所の例</p> <p>広島国道事務所が管理する公共事業費受益者等負担金債権及び物件使用料債権は、国税徴収等の例による債権であり、任命された徴収職員により、自力で財産調査や差押え等の滞納処分が行うことができる。</p> <p>しかし、広島国道事務所では、国土交通省本省において、徴収職員の任命規程が整備され</p>																				

ていないことなどを理由に徴収職員の任命は行っていない。また、資力調査の実施等の滞納処分についてのマニュアルは策定されておらず、未納である公共事業費受益者等負担金債権や物件使用料債権について、債務者の資力調査を行っていない。

このため、広島国道事務所では、これまでに未納である公共事業費受益者等負担金債権や物件使用料債権について強制徴収を行った実績はなく、不能欠損処理した債権中には、債務者に弁済資力があると思われるものがみられる。

資力はあると思われるものの不納欠損処理がされている例 (単位：万円)

債権の種類	発生年月	債権額	債権管理等の状況
物件使用料債権	平成9.12	12	建物に設置した突出看板の占有料であり、債務者は当初から支払の意思はなく、広島国道事務所が督促しても話し合いに応じることがなく、時効期間（5年間）の経過により平成17年3月、不納欠損処理をしている。

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 債権額は、不納欠損額

広島国道事務所では、公共事業費受益者等負担金債権及び物件使用料債権等は、国税徴収等の例による債権であるが、徴収職員の任命規程の未整備や事務所の体制が十分でないこと、また、債権管理に係る研修も十分でないことにより、資力調査等が行われていないものであり、国土交通省全体の課題と考えるとしている。

表 2 - (2) - イ - ⑦ 国税徴収等の例による債権との認識がないために徴収職員を任命していない事例

国立武蔵野学院の費用弁償金債権 [国税徴収等の例による債権]	
内 容	<p>児童自立支援施設である国立武蔵野学院における平成 13 年度末以降の履行期限到来債権は、入所児童の親権者等から徴収する徴収金に係る費用弁償金債権のみであるが、債権額は、平成 17 年 11 月末現在では、債務者 51 人 (319 件) 297 万円となっている。</p> <p>(注) 児童自立支援施設とは、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 44 条に基づく児童福祉施設であり、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。</p> <p>当該債権は、児童福祉法第 56 条第 11 項の規定により、国税徴収等の例による債権とされている。</p> <p>しかし、武蔵野学院においては、当該債権が国税徴収の例による債権とは認識していなかったため、徴収職員の任命は行われていない。</p> <p>また、履行期限が経過しても徴収金を支払わない債務者 (児童の親権者等) に対し、年 1 回、督促状による督促と時効中断のための債務確認書を送付しているが、電話督促等は実施していない。</p>

表2-(2)-イ-⑧ 事業所に与える経済的な影響が危惧されるとして差押え等の実施を検討していない事例

愛媛労働局及び宮城労働局の保険料債権 [国税徴収等の例による債権]						
内容	<p>1 愛媛労働局（徴収勘定）の例</p> <p>労働保険料の督促を受けた者が、その指定期限までに納付しないときは、国は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第26条第3項の規定に基づき、国税滞納処分の例によってこれを処分するものとされている。</p> <p>このため、厚生労働省労働基準局作成の「徴収関係事務取扱手引Ⅱ」（平成12年3月）及び愛媛労働局作成の「徴収事務実施要領」（平成14年3月）では、財産調査、差押え、交付要求及び参加差押、財産の換価等の措置により、滞納債権の回収を進めることとしている。</p> <p>今回、抽出調査した保険料債権の履行期限が到来している債務者20人について、差押えの実施状況をみると、下表のとおり、経済的な困窮等の事情がみられないにもかかわらず、全く弁済がない又は一部弁済が債権額に対して著しく少額となっているものが3件ある。</p> <p>これらの債務者については、愛媛労働局でも、「債務の支払能力あり」とみているが、差押えの検討は行われていない。</p> <p style="text-align: center;">差押えの検討が必要とみられる債務者の例</p> <p style="text-align: right;">(単位：万円)</p>					
	事例	滞納保険料の法定納期	平成17年11月末債権額	最終弁済日	収入・資産の状況	返済能力の有無
1	平成11.11～17.11	3,540	平成17.1136万円	未把握	有	債務者は他県に赴任し、愛媛には年数回しか立ち寄ることがない。このため、他県への電話督促若しくは訪問により、約束手形による保険料の納付を行ってきた。 平成16.3債務承認書徴求 以後も、約束手形による納付を継続督促している。 また、財産状況についても調査する予定
2	15.5～17.11	1,846	納付なし。	未把握	有	再三電話及び訪問督促するも債務者が不在であることが多く、伝言依頼するも連絡なし。 平成17.9債務承認書を郵送し、作成提出依頼するも提出なし。 財産状況調査を実施の上、債務者と面談し、具体的納付計画等を策定する予定
3	5.5～17.5	186	納付なし。	未把握	有	訪問督促するも不在が多く面談できない。伝言依頼しても応答なし。 事業は継続しており、財産状況調査を実施の上、具体的納付計画等を策定する予定
<p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>また、平成15年度以降の財産差押え実績は、16年度に社会保険事務所の差押え財産の残価に対する差押え1債務者（2件）にとどまっている。</p>						

愛媛労働局では、これまで、差押えの実施が事業所に与える経済的な影響や事業所の労働者の雇用に与える影響を危惧し、差押えの実施に慎重であった経緯があり、滞納処分の経験を有する職員も養成されていないが、平成 18 年度からは、必要に応じて積極的に差押えを実施することを目指し、国税専門官を講師に招いた滞納処分に関する部内研修を開催し、職員の実務能力向上を図るなどの対策を講じているとしている。

- 2 宮城労働局（徴収勘定）の例
〔表 2－(2)－ア－⑦〕に同じ。

表2-(2)-イ-⑨ 独自のマニュアルを作成し、積極的に滞納処分を実施している事例

	京都労働局の保険料債権 [国税徴収等の例による債権]
内容	<p>京都労働局の労働保険徴収課では、平成15年度までは財産調査や滞納処分を実施してこなかったが、社会保険庁に対する批判の高まりから同じ保険料を徴収する機関として危機感を持ち、16年度に税務署職員を講師とした滞納処分等に関する講習会の開催や、財産調査や滞納処分に関する独自マニュアルの作成を行い、同年度から滞納処分を実施している。</p> <p>具体的には、平成15年度までは厚生労働省労働基準局の債権管理事務取扱手引Ⅰ（平成15年3月）、同Ⅱ（平成12年3月）以外にはマニュアルはなかったが、16年12月に大阪労働局や府下の税務署から提供された資料を基に独自マニュアルとして「金融機関調査・預金差押えマニュアル」を作成している。</p> <p>上記マニュアルは、金融機関調査や預貯金差押えの実施方法等を内容としており、労働保険徴収課では、マニュアルの作成により、滞納処分等の実施に当たってのノウハウの提供はもちろんのことであるが、積極的な滞納処分等の実施に関する職員の気運が高まったとしている。</p> <p>本マニュアル作成以降滞納処分の実績は8件（平成16年度6件、17年度2件）となっている。</p> <p>なお、徴収職員の任命状況についてみると、労働保険徴収課の徴収職員（30名）のほか、各労働基準監督署の職員7～16名（府下で計72名）及び各社会保険事務所の職員3ないし4名（府下で計19名、社会保険事務所の徴収職員は、労働保険と社会保険の滞納事業所が重なることが多いため、それらの滞納事業所に合同で対応するため、京都労働局から併任発令されている者）が、徴収職員に任命されている。</p> <p>債権回収業務は、労働保険徴収課の職員が行い、労働基準監督署等の職員は、同課職員の補助的な業務を担っている。</p>

表2-(2)-ウ-① マニュアルの規定に反し、原因者不明の債権を債権管理簿に登録していない事例

中部森林管理局の損害賠償金債権 [一般債権]																									
内容	<p>林野庁が定めた「国有林野事業特別会計債権管理等事務取扱細則」(昭和53年3月。以下「細則」という。)では、①森林窃盗等の不法行為による損害賠償金債権については、被害報告があったときに発生通知を行う(第12条)、②損害賠償金債権等であって債務者の氏名が判明しないものについては、債権金額が確定したときをもってADAMS端末(官庁会計事務データ通信システム)に登録する(第13条)とされている。</p> <p>中部森林管理局では、国有林の盗伐等が発見された場合、森林管理署等から同局国有林野管理課に被害報告を、同局経理課に債権の発生通知が行われている。しかしながら、原因者不明の場合については、債権の発生通知が行われていない。</p> <p>平成16年4月から17年11月までの間に、被害報告はされているが債権発生通知が行われていないものが3件みられる。</p> <p>なお、中部森林管理局は、原因者が不明の場合は、独自に警察署、県等の関係機関に連絡し原因者に係る情報収集を行っており、当該3件のうち1件については警察署に被害届を提出している。</p> <p style="text-align: center;">被害報告はされているが債権発生通知が行われていない例 (単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事例</th> <th>被害を認知(発見)した年月</th> <th>認知の経緯</th> <th>被害金額</th> <th>被害内容</th> <th>警察署への被害届の提出状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>平成16.4</td> <td>住民からの通報</td> <td>750</td> <td>火災</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>16.8</td> <td>森林官が巡視中に発見</td> <td>1,000</td> <td>立木の伐採</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>17.5</td> <td>市職員からの情報連絡</td> <td>30,000</td> <td>木の幹の樹皮の剥離</td> <td>あり</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>中部森林管理局では、原因者不明の盗伐等について債権発生通知を行わない理由として、原因者が判明しなければ不納欠損額が増えるだけであるとしている。</p> <p>なお、今回調査した他の3森林管理局(北海道森林管理局、近畿中国森林管理局、九州森林管理局)においては、原因者が判明しないものであっても債権管理簿にすべて登録されていた。</p>	事例	被害を認知(発見)した年月	認知の経緯	被害金額	被害内容	警察署への被害届の提出状況	1	平成16.4	住民からの通報	750	火災	なし	2	16.8	森林官が巡視中に発見	1,000	立木の伐採	なし	3	17.5	市職員からの情報連絡	30,000	木の幹の樹皮の剥離	あり
事例	被害を認知(発見)した年月	認知の経緯	被害金額	被害内容	警察署への被害届の提出状況																				
1	平成16.4	住民からの通報	750	火災	なし																				
2	16.8	森林官が巡視中に発見	1,000	立木の伐採	なし																				
3	17.5	市職員からの情報連絡	30,000	木の幹の樹皮の剥離	あり																				

表2-(2)-ウ-② 原因者不明の段階では債権が発生しないため、債権管理簿に登載されていない事例

	<p>沖縄総合事務局南部国道事務所、20 国道事務所、札幌開発建設部及び旭川開発建設部の公共事業費受益者等負担金債権 [国税徴収等の例による債権]</p>
<p>内容</p>	<p>当て逃げによる道路損傷については、道路法の規定により原因者に復旧させる又は復旧に要する費用を負担させることとなっているが、原因者が特定できない場合も多い。この場合、復旧命令又は復旧費の費用負担命令は行えないが、道路管理上の必要から緊急に道路管理者自らが復旧する必要がある。</p> <p>また、費用負担命令を行う場合には道路附属物等復旧費負担金債権（現在の公共事業費受益者等負担金債権）が発生する。</p> <p>国土交通省の道路附属物等復旧費負担金債権の具体的な取扱いについては、「道路整備特別会計における道路付属物等復旧工事の取扱いについて」（昭和45年4月18日付道一発第15号道路局国道第一課長から北海道開発局建設部長、各地方建設局道路部長あて）により、i）原因者が判明している場合は、道路付属物等復旧費として復旧工事を行い、道路付属物等復旧費負担金債権として管理すること、ii）原因者が不明の場合の復旧工事は、直轄道路維持修繕費で行うこととすること、原因者不明として復旧工事を行ったもののうち、当該年度内において原因者が判明した場合は、科目更正の手続をとることとされている。</p> <p>また、関東地方整備局道路損傷処理事務取扱要領（平成14年1月9日国関整道政第723号）では、同要領第3条による復旧工事が行われた場合の費用については、同要領第5条による原因者に対する費用負担命令が発出された時点で債権発生を行うこととされている。</p> <p>これらの通達等に基づき、各国道事務所等では、道路損傷復旧費について、原因者が判明したものしか債権として管理しておらず、当て逃げによる道路損傷であっても原因者が判明しないものは債権として管理していない。</p>

表2-(2)-ウ-③ マニュアルの記述が不適切なため延滞金を徴収していない事例

	労働局の不正受給に係る返納金債権の延滞金債権 [国税徴収等の例による債権]
内容	<p>労働局の労働保険特別会計（労災勘定）では、厚生労働省労働基準局作成の「債権管理事務取扱手引」（平成13年3月）第3章-3-(1)において、不正受給に係る返納金債権に係る延滞金は「<u>不徴収</u>」としているため、延滞金を徴収していない。</p> <p>労働基準局では、この延滞金を不徴収としている理由として、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第12条の3が労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第27条（延滞金）の規定を準用していないことによる。」としている。</p> <p>他方、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条の4（返還命令等）が労働保険の保険料の徴収等に関する法律第27条（延滞金）を準用していないにもかかわらず、労働保険特別会計（雇用勘定）では、厚生労働省職業安定局作成の「債権管理事務・徴収関係事務取扱要領」（平成15年4月）の債権管理事務取扱要領-第3の1(2)-②及び③において、「不正受給返納金債権には、民法第704条（悪意の受益者の返還義務）の規定により民法404条に定める法定利率年5分の<u>延滞金が発生する。</u>」としており、各労働局では、雇用勘定の不正受給による返納金債権については、延滞金を徴収している。</p> <p>このように、労働保険特別会計（労災勘定）と労働保険特別会計（雇用勘定）の間に運用の不一致がみられる。</p> <p>なお、債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金の場合は、弁済された金額の合計額が元本債権金額の全額に達することとなった場合には延滞金の全部又は一部を免除することができるが（債管法第33条及び債管法施行令第34条）、不正受給に係る債権は、多くが債務者の故意又は重大な過失による不当利得に係る返納金債権に該当すると考えられ、この場合は、債管法施行令第34条に基づく延滞金の免除もできない。</p>

(注) 下線は当省が付したものである。

表2-(2)-ウ-④ マニュアルの規定に反し、あるいはマニュアルの記述が不明確なため延滞金を徴収していない事例

労働局の第三者行為災害による損害賠償金債権の延滞金債権 [一般債権]																																
内容	<p>労働局の労働保険特別会計（労災勘定）の第三者行為災害による損害賠償金債権の延滞金については、厚生労働省労働基準局作成のマニュアル「債権管理事務取扱手引」（平成13年3月）第3章の4(3)ハ-トにおいて、延滞金は、履行期限の日より履行の日又は履行延期の特約の日までの期間について法定利率（年5分）により算定し徴収することとされている。</p> <p>また、旧労働省労働基準局作成の「第三者行為災害事務取扱手引」第2章第2節8「延滞金」でも、延滞金は、法定利率（年5%）により算定し、徴収することとされている。</p> <p>なお、労働基準局では、「労災保険における第三者行為災害の損害賠償金債権に係る延滞金の取扱について」（平成12年10月16日事務連絡）等において各労働局に対して、第三者行為災害の損害賠償金債権に係る延滞金の適正な徴収について指導している。</p> <p>しかし、今回調査した8労働局のうちマニュアルどおりに延滞金を徴収しているのは2労働局のみとなっており、6労働局では不徴収あるいは債務者が保険会社か個人かによって延滞金の徴収、不徴収の取扱が区々となっている。</p> <p style="text-align: center;">労働保険特別会計（労災勘定）における第三者行為災害による損害賠償金債権の延滞金の取扱い</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">対保険会社</th> <th style="width: 35%;">対個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城労働局</td> <td>不徴収</td> <td>不徴収</td> </tr> <tr> <td>新潟労働局</td> <td>徴収</td> <td>不徴収</td> </tr> <tr> <td>長野労働局</td> <td>徴収</td> <td>不徴収</td> </tr> <tr> <td>石川労働局</td> <td>不徴収</td> <td>不徴収</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">対保険会社</th> <th style="width: 35%;">対個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都労働局</td> <td>徴収</td> <td>徴収</td> </tr> <tr> <td>愛媛労働局</td> <td>徴収</td> <td>区々</td> </tr> <tr> <td>熊本労働局</td> <td>徴収</td> <td>徴収</td> </tr> <tr> <td>沖縄労働局</td> <td>不徴収</td> <td>不徴収</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。 保険会社：加害者が損害保険に加入していた場合の損害保険会社、個人：加害者個人</p>			対保険会社	対個人	宮城労働局	不徴収	不徴収	新潟労働局	徴収	不徴収	長野労働局	徴収	不徴収	石川労働局	不徴収	不徴収		対保険会社	対個人	京都労働局	徴収	徴収	愛媛労働局	徴収	区々	熊本労働局	徴収	徴収	沖縄労働局	不徴収	不徴収
	対保険会社	対個人																														
宮城労働局	不徴収	不徴収																														
新潟労働局	徴収	不徴収																														
長野労働局	徴収	不徴収																														
石川労働局	不徴収	不徴収																														
	対保険会社	対個人																														
京都労働局	徴収	徴収																														
愛媛労働局	徴収	区々																														
熊本労働局	徴収	徴収																														
沖縄労働局	不徴収	不徴収																														
	<p>1 新潟労働局の例</p> <p>① 損害保険会社</p> <p>ADAMS（官庁会計事務データ通信システム）導入前の平成14年度以前は、延滞金を徴収しないこととしていたが、ADAMS導入後の15年度以降は、徴収することとしており、滞納債権の納付時には延滞金から先に充当することとしている。</p> <p>② 損害保険に未加入の加害者</p> <p>ADAMS導入前の平成14年度以前は、延滞金を徴収しないこととしていたが、ADAMS導入後の15年度以降は、徴収することとし、滞納債権の納付時には延滞金から先に充当することとしていたが、再び17年度からは徴収しないこととしている。</p> <p>新潟労働局では、延滞金を徴収し、延滞金から先に充当した場合、次のようなおそれがあるとしている。</p> <p>i) 損害賠償金債権が高額の場合は、債務者からの一部納付があっても、延滞金のみを充当となり元本が一向に減らない。</p>																															

ii) 損害賠償金債権が少額の場合でも、元本額のみ納入であった場合、延滞金相当の元本が残り、更にその額に対して延滞金が発生する。これが更に続くようであると、事務処理が煩雑になり、費用倒れになる可能性がある。

また、延滞金相当の元本が滞納者から納付されず消滅時効を迎えた場合、例え数百円程度であっても不能欠損の処理を行わざるを得なくなり事務処理が煩雑になる。

2 石川労働局の例

これまで第三者行為災害の損害賠償金債権に係る延滞金を徴収していない。

石川労働局では、次のとおり説明している。

- ① 延滞金を課すことになると、一部納付があっても延滞金に先に充当されることとなり、元本部分がなかなか減らないこととなる。自主納付の推進、徹底を図るためにも元本充当が第一と考え、従来から延滞金の徴収を見合わせてきたものである。
- ② 本省からの指導もあり、今後は、まず、法人債務者（実際には損害保険会社が対象となる。）に対する延滞金を徴収する方向で検討したいと考えている。

個人債務者については、これまで延滞金を課してこなかった経緯もあり、また、支払い能力に乏しい者も少なくないことから、今すぐ延滞金を徴収することは難しいと考えている。

国道事務所、札幌開発建設部及び旭川開発建設部の公共事業費受益者等負担金債権等の延滞金債権 [国税徴収等の例による債権]

内容 河川法（昭和39年法律第167号）第74条第1項及び道路法（昭和27年法律第180号）第73条第1項では、「受益者負担金、道路占用料等については、納期限までに弁済されない場合、管理者は、督促状により督促しなければならない。」と規定されている。この督促状は、国税徴収法に基づくものであり、延滞金を徴収することとなる。

しかし、今回調査した沖縄の南部国道事務所並びに北海道の札幌開発建設部及び旭川開発建設部の3事務所を含む23国道事務所等のうち、法律に基づき督促状を发出し延滞金を徴収することとしているのは9事務所のみであり、債務者の支払い意思などにより取扱が区々となっているのが7事務所、督促状を发出せず延滞金を発生させないとしているのが6事務所となっている。なお、残る1事務所は、調査時点で該当する債権を有していなかった。

公共事業費受益者等負担金債権及び物件使用料債権の延滞金の取扱い

延滞金の取扱い	国道事務所等
督促状を发出の上延滞金を徴収 9事務所	沖縄総合事務局南部国道事務所、飯田国道事務所、福知山河川国道事務所、広島国道事務所、福山河川国道事務所、三次河川国道事務所、大洲河川国道事務所、福岡国道事務所、北九州国道事務所
債権（債務者）によって取扱いが区々 7事務所	札幌開発建設部、仙台海川国道事務所、大宮国道事務所、大阪国道事務所、京都国道事務所、松山河川国道事務所、熊本河川国道事務所
督促状を发出せず延滞金を発生させない 6事務所	旭川開発建設部、新潟国道事務所、長岡国道事務所、高田河川国道事務所、長野国道事務所、金沢河川国道事務所

(注) 当省の調査結果による。愛知国道事務所では調査時点において該当する債権を有していなかった。

	<p>督促状を發出せず延滞金を徴収しないこととしている国道事務所等は、その理由として、「督促状を發出すると延滞金を徴収することとなり、納付指導上、円滑な債権回収が行うことができなくなるおそれがある。」としている。</p>
	<p>社会保険事務局・社会保険事務所の損害賠償金債権等の延滞金債権〔一般債権〕〔国税徴収等の例による債権〕</p>
<p>内 容</p>	<p>社会保険庁作成の「収入事務取扱要領」（平成 17 年 3 月 24 日庁保発第 0324001 号）では、延滞金の徴収について、第 60 において、<u>保険料その他の徴収金</u>については、健康保険法、船員保険法等の関係法令の規定に基づき、督促状発行後、その指定期限までに完納されない場合、年 14.6%の延滞金を徴収することが明記されている。</p> <p>(注) 「その他の徴収金」について、例えば、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）では、第 58 条において「偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、保険者は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。」と規定されており、同法第 183 条において国税徴収等の例による債権である旨規定されている。</p> <p>一方、上記要領第 67 の②において、「保険料その他の徴収金以外の歳入金については、債管法に基づく延滞金が付される」と規定し、保険料その他の徴収金以外の一般債権についても履行の遅延により当然に延滞金が付されることを明記している。</p> <p>さらに、上記要領第 67 の②において、債管法第 33 条及び令第 34 条を受け、「債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返納金に係る延滞金は免除されるものであること」を規定し、一部の返納金債権（債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返納金債権）に係る延滞金については、例外的に免除できることとしている。</p> <p>(注) 債管法第 33 条及び債管法施行令第 34 条は、元本債権が千円未満の場合、延滞金が百円未満の場合、教育施設の授業料債権や故意・重過失によらない不当利得の返還金債権の元本全額弁済の場合等については、延滞金の全部又は一部を免除できる旨規定している。</p> <p>しかし、上記要領では「偽りその他不正の行為」や「債務者の故意又は重大な過失」について、「不正の行為」がどのような場合に、同要領の第 60 保険料その他の徴収金（国税徴収等の例による債権）に該当し、あるいは、「過失」の程度がどの程度までであれば「故意又は重大な過失によらない」として延滞金の免除が可能となるのかは明示されていない。</p> <p>また、損害賠償金債権の場合、債管法上、返納金債権のように延滞金の免除に係る規定はないが、収入事務取扱要領では、延滞金の徴収について明示されていない。</p> <p>このため、次のとおり、延滞金の徴収がされていない状況がみられる。</p> <p>1 損害賠償金債権の延滞金の取扱い</p> <p>今回調査した社会保険事務局・社会保険事務所 25 機関中 18 機関で損害賠償金債権（例えば、交通事故等第三者の行為による被保険者の傷病について保険給付を行い、国が加害者に求償するもの）を管理している。</p>

これら 18 機関では、債管法その他の関係法令には免除規定がないにもかかわらず、上記要領第 67 の②の規定を根拠に延滞金を徴収していない。

2 不正受給による返納金債権の延滞金の取扱い

今回調査した社会保険事務局・社会保険事務所 25 機関の返納金債権において、次のように、「債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得」とは認められない返納金債権について延滞金を徴収していない機関が 2 機関みられた。

① 北海道社会保険事務局

毛蟹漁のアルバイトの事実を申告せずに休職登録・失業保険の申請を行い、失業保険金を不正に受給したことによる返納金債権について、延滞金を徴収していない。

② 福岡社会保険事務局

医療機関の不正請求や薬局の無資格調剤による返納金債権について、延滞金を徴収していない。

なお、今治社会保険事務所及び松山西社会保険事務所では、不正受給による返納金債権について、「保険料その他の徴収金」に該当するものとして保険料債権と同等の延滞金を徴収している。

社会保険事務局・社会保険事務所における延滞金の取扱い

延滞金の取扱い	不正受給の返納金債権	損害賠償金債権
徴収	今治社会保険事務所、 松山西社会保険事務所 2 機関	0 機関
不徴収	北海道社会保険事務局、 福岡社会保険事務局 2 機関	札幌北社会保険事務所、京橋社会保険事務所、新潟社会保険事務局新潟東社会保険事務室、長岡社会保険事務所、金沢南社会保険事務所、石川社会保険事務局金沢北社会保険事務室、小松社会保険事務所、長野北社会保険事務所、名古屋北社会保険事務所、舞鶴社会保険事務所、京都社会保険事務局下京社会保険事務室、難波社会保険事務所、松山西社会保険事務所、今治社会保険事務所、宇和島社会保険事務所、八幡社会保険事務所、熊本社会保険事務局、熊本社会保険事務局熊本西社会保険事務室、浦添社会保険事務所 19 機関

(注) 1 当省の調査結果による。

2 北海道社会保険事務局、宮城社会保険事務局、愛知社会保険事務局、大阪社会保険事務局、福岡社会保険事務局及び沖縄社会保険事務局では、調査時点において損害賠償金債権を管理していなかった。

表2- (2) -ウ-⑤ 遠方の債務者について管理の引継を検討せず、有効な取立てができていない事例

札幌北社会保険事務所及び愛知社会保険事務所の返納金債権等 [一般債権]																																																	
内容	<p>債権管理法施行令第7条では、「債務者の住所の変更その他の事情により必要があると認めるときは、財務省令で定めるところにより、当該債権に係る歳入徴収官等の事務を他の歳入徴収官等に引き継がせるものとする」とされている。</p> <p>厚生保険特別会計（健康勘定）や船員保険特別会計における返納金債権は、被保険者の資格喪失後の受診等により発生するものが多く、また、損害賠償金債権も、第三者の行為（交通事故、障害事件等）による被保険者の傷病について保険給付を行ったことにより発生するものが多いが、被保険者（損害賠償金債権の場合は被害者）が勤務している（勤務していた）事業所を管轄する社会保険事務所が債権管理機関となることから、既に債権の発生時点で債務者の住所が債権管理機関の管轄外の地域である場合もある。</p> <p>しかし、社会保険事務局・社会保険事務所（健康勘定等）では、債務者の転居等に伴う債権管理事務の引継ぎが検討されず臨戸督促等の有効な取立てができないままとなっている例がみられる。</p> <p>1 札幌北社会保険事務所の例</p> <p>今回抽出調査した17件のうち、債務者が札幌北社会保険事務所の管轄外（市内の他の社会保険事務所の管轄のもの2件を除く）のものが、下表のとおり7件あり、うち4件（事例1, 3, 6, 7）は納入がないにもかかわらず債務者の住所を管轄する社会保険事務所への引継ぎが検討された経緯はない。</p> <p>札幌北社会保険事務所は、返納金債権の場合、管内に居住する債務者に対しては、文書による納付督促では効果が低いとして呼出しを行い、債務者の資力状況を聴取しながら納付誓約を徴しているが、管外に居住する債務者については出頭が望めないとして、呼出し等を行っていない。</p> <p>前述の4件はいずれも文書督促に対する反応がなく、うち1件は面談や臨戸督促等が行われないうちに消滅時効の期限が到来し不納欠損処理となっている。</p> <p style="text-align: center;">札幌北社会保険事務所の返納金債権等で債務者の住所が札幌市外のものの例（単位：万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事例</th> <th>債務者の住所</th> <th>債権の種類</th> <th>納入告知年月</th> <th>債権額</th> <th>債権管理等の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>新潟県</td> <td>返納金</td> <td>平成7.6</td> <td>2.1</td> <td>平成12年に1回、13年に1回分割納入以後、年に2回文書督促するも反応なし</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>北海道</td> <td>損害賠償金</td> <td>11.10</td> <td>0.4</td> <td>(分割納入中)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>北海道</td> <td>損害賠償金</td> <td>12.12</td> <td>3.5</td> <td>16年8月まで分割納入以後、年に2回文書督促するも反応なし</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>北海道</td> <td>損害賠償金</td> <td>13.6</td> <td>58.0</td> <td>(分割納入中)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>北海道</td> <td>返納金</td> <td>17.4</td> <td>0.1</td> <td>(その後納入完結)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>東京都</td> <td>返納金</td> <td>16.6</td> <td>0.1</td> <td>年に2回文書督促するも反応なし</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>北海道</td> <td>返納金</td> <td>8.9</td> <td>31.0</td> <td>8年2回、9年2回、12年3回の分割納入以後、年に2回文書督促するも反応なし 消滅時効の期限到来により不納欠損処理</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 債権額は平成17年11月末現在（事例7については、不納欠損額）</p>	事例	債務者の住所	債権の種類	納入告知年月	債権額	債権管理等の状況	1	新潟県	返納金	平成7.6	2.1	平成12年に1回、13年に1回分割納入以後、年に2回文書督促するも反応なし	2	北海道	損害賠償金	11.10	0.4	(分割納入中)	3	北海道	損害賠償金	12.12	3.5	16年8月まで分割納入以後、年に2回文書督促するも反応なし	4	北海道	損害賠償金	13.6	58.0	(分割納入中)	5	北海道	返納金	17.4	0.1	(その後納入完結)	6	東京都	返納金	16.6	0.1	年に2回文書督促するも反応なし	7	北海道	返納金	8.9	31.0	8年2回、9年2回、12年3回の分割納入以後、年に2回文書督促するも反応なし 消滅時効の期限到来により不納欠損処理
事例	債務者の住所	債権の種類	納入告知年月	債権額	債権管理等の状況																																												
1	新潟県	返納金	平成7.6	2.1	平成12年に1回、13年に1回分割納入以後、年に2回文書督促するも反応なし																																												
2	北海道	損害賠償金	11.10	0.4	(分割納入中)																																												
3	北海道	損害賠償金	12.12	3.5	16年8月まで分割納入以後、年に2回文書督促するも反応なし																																												
4	北海道	損害賠償金	13.6	58.0	(分割納入中)																																												
5	北海道	返納金	17.4	0.1	(その後納入完結)																																												
6	東京都	返納金	16.6	0.1	年に2回文書督促するも反応なし																																												
7	北海道	返納金	8.9	31.0	8年2回、9年2回、12年3回の分割納入以後、年に2回文書督促するも反応なし 消滅時効の期限到来により不納欠損処理																																												

札幌北社会保険事務所では、債権管理事務の引継ぎについては、①上部機関による規程、指示もないため、実施を検討したことはない、②返納金債権及び損害賠償金債権の債務者の住所が管轄外のものは多いので、引継ぎを実施した場合、引継ぎ資料の作成等の事務量が増加して事務負担が大きいのではないかとしている。

2 愛知社会保険事務局の例

船員保険料等の債権は、船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づき、i）現職の場合は船舶所有者の住所地を管轄する社会保険事務局、ii）退職後の任意継続の場合は被保険者の住所地を管轄する社会保険事務局において、それぞれ管理することとされている。

愛知社会保険事務局では、これまで、債務者が遠隔地に居住し債権管理に支障がある場合でも債権管理事務の引継ぎが検討された例はない。

今回調査した3債務者（5件）のうち、次の2債務者（3件）については、面談や臨戸督促等が行われないうちに消滅時効が完成し、不納欠損処理に至った、あるいは至ろうとしている（調査時点）。

債権管理事務引継ぎにより効果的な債権回収が可能と思われる例（返納金債権）
（単位：万円）

債務者	住所	債務者の就労状況等	債権額	返済事由及び発見経緯	債権管理等の状況	備考
1	～平成5.2 愛知県 5.2～ 福島県	～平成10.12 愛知県内所在の船舶所有者に勤務	4	○被保険者資格喪失(平成10.12)後の家族受診	納入告知(平成11.4) 以降、催告状を6回発送。 弁済実績なし。	不納欠損処理(平成17.3)
			2	○被保険者資格喪失(10.12)後の本人受診		
			合計 6	※愛知社保局は、資格喪失者一覧表により、被保険者資格喪失後の受診を把握		
2	～12.3 愛知県 12.3～16.3 新潟県 16.3～ 茨城県	①10.10 石川県所在の船舶所有者の職場を退職し任意継続被保険者の資格取得(愛知県内在住) ②11.6～ 茨城県所在の船舶所有者勤務	15	○傷病手当金取消に伴う返納金 支給期間 10.10～10.11 ※愛知社保局は、失業保険支給者リスト(中部運輸局から受領)により、傷病手当金と失業保険の重複支給を把握	納入告知(11.1) 以降、催告状計10回発送 なお、愛知県在住時(12.3)に臨場しているが、債務者不在 最終一部弁済(13.8)	18.8 消滅時効完成予定

(注) 1 当省の調査結果による。

2 債権者1の債権額、不納欠損額、債務者2の債権額は、平成17年11月末現在

愛知社会保険事務局では、①「本庁の指示・指針のない中で、債権管理事務の引継ぎを行うことは引継先となる社会保険事務局に不良債権の押し付けとの感を与え、踏み切れない、②現状で

	<p>は、出張督促しても債権が確実に回収できる保証はなく、費用倒れになる確率が高いことから、多額の旅費を要する出張督促は不可能、③本件のように債権管理事務を引き継がない限り、不納欠損処理に至るケースについては、債権管理事務引継ぎに関する指示・指針等を明示してほしいとしている。</p>
	<p>大洲河川国道事務所及び福岡国道事務所の公共事業費受益者等負担金債権等〔国税徴収等の例による債権〕</p>
<p>内容</p>	<p>国土交通省所管債権管理事務取扱規則（平成13年国土交通省訓令第62号。以下「国土交通省規則」という。）第10条において、歳入徴収官等は、i）歳入徴収官等の所掌に属する債権の債務者が他の歳入徴収官等の管轄する区域に住所を移した場合、ii）債権の管理に属する事務を他の歳入徴収官等に引き継ぐことが当該債権の管理上有利と認められる場合等には、当該債権の管理に関する事務を他の歳入徴収官等に引き継ぐことと規定している。</p> <p>1 大洲河川国道事務所の例</p> <p>今回、抽出調査した30件の中には、納入告知時点から、債務者が県外に居住しており、債権管理の引継ぎの検討対象となるとみられるものが次のとおり3件みられる。このうち1件は、消滅時効の到来により不納欠損処理を行っている。</p> <p>[事例1]・債権の種類：公共事業費受益者等負担金債権 ・債権元本額：18万円 ・債務者は、納入告知時点は東京都に居住しており、債務者に対し、電話3回、催告状送付5回行ったものの、調査日現在、弁済されていない。</p> <p>[事例2]・債権の種類：物件使用料債権 ・債権元本額：5万円（平成11年度分及び12年度分の合計額） ・債務者は法人で大阪府に本社があり、本社が道路占用許可申請者となっている。本社に対し、電話を9回、催告状送付を11回行っているものの、消滅時効の到来により、平成16年5月及び17年5月に不納欠損処理が行われている。</p> <p>[事例3]・債権の種類：物件使用料債権 ・債権元本額：2万円 ・債務者は法人で大阪府に本社があり、本社が道路占用許可申請者となっている。本社に対し、電話を5回、催告状送付を13回行っているものの、調査日現在、弁済されていない。</p> <p>大洲国道事務所では、「全国的にも債権管理の引継ぎが行われた例がなく、上部機関からの指示もないこと、また、四国地方整備局が策定したマニュアル等では引継ぎについて記載されておらず、引き継ぐことが適当な案件の具体的な基準や実施方法が不明あることから、他の歳入徴収官等へ債権管理の引継ぎを行ったことも受けたこともない。」としている。</p> <p>2 福岡国道事務所の例</p> <p>今回、抽出調査した32件の中には、次表のとおり、債務者の住所が遠方（大阪府内）となっているものがあるが、これら債務者の住所地を管轄する歳入徴収官等への引継ぎを検討した経緯</p>

はなく、面談や臨戸督促は行われていない。この2件については、平成17年3月に不納欠損処理が行われている。

管理事務の引継ぎの検討がされていない例

(単位：万円)

債務者	債務者の住所	債権の種類	債権額	債権発生年月 (不納欠損整理年月)	経過
1	大阪府	公共事業費受益者等負担金債権	26	平11.1 (17.3)	旧住所は福岡県 13年4月愛知県へ転居 その後、大阪府へ転居
2	大阪府	公共事業費受益者等負担金債権	22	11.3 (17.3)	債務者(行為者)の住所は変わらず。 不真正連帯債務者(使用者)は、12年2月に四国から大阪府に移転

(注) 当省の調査結果による。

福岡国道事務所では、国土交通省規則の規定は承知しているものの、国土交通省本省又は九州地方整備局から債務者の転居に伴う債権管理の引継ぎ等について具体的な指示がない状況において、当該債務者の住所地を管轄する歳入徴収官等に当該債権を引き継ぎにくいことから、当該債権については、その管理を引き継ぐに至っていないとしている。

表2-(2)-ウ-⑥ 遠方の債務者について管理の引継を検討せず、非効率な管理となっている事例

名古屋高等検察庁の損害賠償金債権 [一般債権]																																																									
内容	<p>債権管理法施行令第7条において、「債務者の住所の変更その他の事情により必要があると認めるときは、財務省令で定めるところにより、当該債権に係る歳入徴収官等の事務を他の歳入徴収官等に引き継がせるものとする。」とされている。</p> <p>名古屋高等検察庁は、庁舎損壊による損害賠償金債権（元本12万円、元本の支払済に至るまでの年5%の延滞金）を管理しているが、同庁では、債権管理のため、関東のA刑務所に収監中の債務者に対し、下表のとおり、3年3か月の間に面談のために5回の訪問を行い、その都度、債務承認書（本人自筆、拇印の申出書）を提出させている。</p> <p>A刑務所への出張は、毎回、事務官2人で訪問しており、1回の訪問に出張旅費が約7万円必要なことから、5回分で計35万円に上ったものと推計され、債権元本額12万円を大きく上回っている。</p> <p style="text-align: center;">債権管理のための出張状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">債権管理のためのA刑務所への出張状況</th> <th rowspan="2">債権管理業務の内容</th> </tr> <tr> <th>出張日</th> <th>出張者数(人)</th> <th>出張旅費(2人分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 13. 2</td> <td>2</td> <td>未調査</td> <td>債務承認書の徴収</td> </tr> <tr> <td>13. 9</td> <td>2</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>15. 2</td> <td>2</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>16. 2</td> <td>2</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>16. 5</td> <td>2</td> <td>69,880円</td> <td>口頭による債務承認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>※ 上記事例の債務者は、中国四国管区行政評価局が平成16年度に実施した国の債権の管理の適正化に関する行政評価・監視において、庁舎損壊により発生した損害賠償金債権の管理事務が非効率であるとして広島高等検察庁に所見表示している事例（下記2表参照）の債務者と同一人物である。</p> <p style="text-align: center;">広島高等検察庁の債権管理経費</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>債権額</th> <th colspan="5">4万円</th> </tr> <tr> <th rowspan="5">債権管理に要した費用 (出張旅費)</th> <th>内容</th> <th>時期</th> <th>行き先</th> <th>出張者数(人)</th> <th>経費(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">債務者に面会して督促や時効中断のための債務承認書の徴収と債務者の資産状況、債務の支払見込み等の調査を行う。</td> <td>平成 13. 1</td> <td>B拘置所</td> <td>2</td> <td>65,580</td> </tr> <tr> <td>15. 2</td> <td>A刑務所</td> <td>1</td> <td>34,580</td> </tr> <tr> <td>16. 2</td> <td>A刑務所</td> <td>1</td> <td>34,580</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>134,740</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 平成16年度に中国四国管区行政評価局が実施した地域計画調査結果による。</p>	債権管理のためのA刑務所への出張状況			債権管理業務の内容	出張日	出張者数(人)	出張旅費(2人分)	平成 13. 2	2	未調査	債務承認書の徴収	13. 9	2	〃	〃	15. 2	2	〃	〃	16. 2	2	〃	〃	16. 5	2	69,880円	口頭による債務承認	債権額	4万円					債権管理に要した費用 (出張旅費)	内容	時期	行き先	出張者数(人)	経費(円)	債務者に面会して督促や時効中断のための債務承認書の徴収と債務者の資産状況、債務の支払見込み等の調査を行う。	平成 13. 1	B拘置所	2	65,580	15. 2	A刑務所	1	34,580	16. 2	A刑務所	1	34,580	計	—	4	134,740
債権管理のためのA刑務所への出張状況			債権管理業務の内容																																																						
出張日	出張者数(人)	出張旅費(2人分)																																																							
平成 13. 2	2	未調査	債務承認書の徴収																																																						
13. 9	2	〃	〃																																																						
15. 2	2	〃	〃																																																						
16. 2	2	〃	〃																																																						
16. 5	2	69,880円	口頭による債務承認																																																						
債権額	4万円																																																								
債権管理に要した費用 (出張旅費)	内容	時期	行き先	出張者数(人)	経費(円)																																																				
	債務者に面会して督促や時効中断のための債務承認書の徴収と債務者の資産状況、債務の支払見込み等の調査を行う。	平成 13. 1	B拘置所	2	65,580																																																				
		15. 2	A刑務所	1	34,580																																																				
		16. 2	A刑務所	1	34,580																																																				
		計	—	4	134,740																																																				

調査結果と広島高等検察庁の回答

調査結果		回答	
通知年月日	平成 17 年 3 月 2 日	回答年月日	平成 17 年 3 月 22 日
所見表示要旨	<p>○債権管理の効率化</p> <p>広島高等検察庁は、債権管理の効率化を図る観点から、①債権の回収が見込まれるときは、債務者が所在する場所を管轄する歳入徴収官へ債権を引き継ぐこと、②債権の回収が見込めないときは、文書による督促の実施や債務承認書の徴収を図ることなど債権管理に係る経費の節減について検討する必要がある。</p>	回答要旨	<p>今後、債務者の所在が判明し、その所在地が遠隔地である場合は、債権の回収が見込まれるときは債権の引継ぎ、債権の回収が見込めないときは文書による督促の実施等を検討して、債権管理に係る経費の節減に努めることとしたい。</p>

(注) 平成 16 年度に中国四国管区行政評価局が実施した地域計画調査の回答対照表による。

表2-(2)-ウ-⑦ マニュアルに基づき引継ぎが積極的に行われている事例

貯金事務センターの返納金債権 [一般債権]				
内容	<p>○ 横浜貯金事務センターの例</p> <p>債務者の所在地が他の貯金事務センターの管轄区域内にある場合は、日本郵政公社作成のマニュアル「恩給等返還金債権の管理に係る事務取扱手続」(平成17年3月)第35条に基づき、当該貯金事務センターに債権の管理を引き継ぐこととされており、これに従って引継ぎを受けている。</p> <p>今回、他の貯金事務センターから横浜貯金事務センター(担当区域:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県)に引き継がれた事案7件を抽出し、引継ぎ後の債権回収状況を調査したところ、既に返済を完了しているものが2件、履行延期の特約等の承認を受け返済中のものが1件となっている。まったく返済が行われていないものも4件となっているが、引継ぎ後の期間は最も長いものでも約5か月(平成18年1月末現在)であり、引継ぎから長期間が経過しているものはみられない。</p>			
	<p>横浜貯金事務センターにおける債権管理引継ぎ事案の処理状況</p>			
	引継元 (引継年月) <引継債権額:万円>	郵便局への調査 依頼状況	郵便局における対応状況等	平成18年1月末 時点での納付状況
	金沢 (平成17.9) <6>	平成17.9 埼玉県A郵便局 に調査依頼	その後、A郵便局からの連絡なし(早急に、 横浜貯金事務センターから照会の予定)	支払いなし
	長野 (17.8) <5>	17.8 千葉県B郵便局 に調査依頼	平成17.8 B郵便局が自宅訪問 17.12 横浜貯金事務センターから督 促状送付	支払いなし
	長野 (17.8) <23>	17.8 埼玉県C郵便局 に調査依頼	17.9 C郵便局が債務者に納入告知書送付 その後の督促状送付等なし	支払いなし
	仙台 (17.9) <4>	17.9 債務者より分納申請。 17.10 債務者無収入とのことで分納承認	(分納期間:17.11~18.4)	平成17.11、17.12 及び18.1の3回に ついては納付済
	仙台 (17.9) <49>	17.10 神奈川県D郵便 局に調査依頼	D郵便局が債務者へ納入告知書を交付、 17.10 D郵便局に納付あり	17.10 に債務を一 括弁済
	仙台 (17.10) <16>	17.10 埼玉県E郵便局 に調査依頼	17.10 債務者より分納申請したいとの連 絡があり、関係書類送付したが、現 時点ではまだ申請なし	支払いなし
	小樽 (16.12) <5>	16.12 神奈川県F郵便 局に調査依頼	F郵便局が債務者へ納入告知書を交付、 17.1 F郵便局に納付あり	17.1 に債務を一 括弁済
(注) 当省の調査結果による。				

表2-(2)-ウ-⑨ 徴収停止に向けた事務処理が進められていない事例

	福岡保護観察所及び福岡地方検察庁の損害賠償金債権 [一般債権]
内容	<p>1 福岡保護観察所の例</p> <p>福岡保護観察所では、昭和 58 年の交通事故による被害者（保護司）の医療費を国費で支弁したことに伴い発生した加害者への求償権（損害賠償金債権。債権額：7 万円）を管理している。</p> <p>加害者（債務者）が明らかでないため発生から 22 年経過した現在まで納入告知も行っていない。</p> <p>債管法第 21 条第 2 項に規定する徴収停止の整理ができる場合に該当（歳入徴収官等が…相当の期間を経過してもなおその債務者が明らかでなく、かつ将来これを取り立てることができる見込みがないと認められるとき）するとみられるが、法務省から債権管理に係るマニュアル等が示されていないこと、債権管理に係る研修も十分でないこと等により、徴収停止の制度や手続方法等が会計担当者に周知されていなかったため、徴収停止に向けた事務処理は進められていない。</p> <p>2 福岡地方検察庁の例</p> <p>福岡地方検察庁では、平成 9 年 11 月に発生した庁外保管証拠品の盗難に関し、所有者へ補償を行ったことに伴う窃盗犯に対する損害賠償金債権（債権額：68 万円）を管理している。</p> <p>福岡地方検察庁では本債権の発生年月日を所有者への補償を行った平成 10 年 9 月としており、本債権の債務者（窃盗犯）が明らかでないため、納入告知も行えないまま現在に至っているが、徴収停止に向けた事務処理は進められていない。</p> <p>なお、福岡地方検察庁では、窃盗の公訴時効の 7 年も経過したことから徴収見込みも立たないとして、今後は法務本省と協議しながら徴収停止を行い、民法による不法行為の消滅時効 20 年（平成 30 年 9 月）が完成するのを待って不納欠損処理を行う方針であるとしている。</p>
	近畿農政局の物件貸付料債権等 [一般債権]
内容	<p>債管法第 21 条第 1 項において、①法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合、②債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合その他これに類する政令で定める場合、③債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められる場合については、徴収停止の整理をすることができる」とされている。</p> <p>近畿農政局（農業経営基盤強化措置特別会計）では、農地貸付による物件貸付料債権（8 件）、貸付契約解除により不法占有となり発生した損害賠償金債権（1 件）を保有しているが、債務者</p>

(法人の場合、代表者を含む。)が事業の休止や所在不明となっているものが4件(下表の債務者A、B、D及びE)、納付を一貫して拒否しているものが2件となっており、納付を拒否している2件のうち1件(次表の債務者H)は、債権額が0.3万円(元本0.1万円)と少額である。

農林水産省の徴収停止の実施基準でも、債務者の所在が3年以上継続して不明であり、一定の調査をしてもその所在が不明な場合に、徴収停止できることになっているが、法令やマニュアルに従った徴収停止に向けた事務処理は進められていない。

なお、納付を拒否している残りの1件(下表の債務者C)についても消滅時効の完成から20年を経過しており、債権管理事務取扱規則第30条のみなし消滅の検討対象となるものと考えられる。

近畿農政局(農業経営基盤強化措置特別会計)の履行期限到来債権の状況 (単位:万円)

債務者	債権の種類	納入告知(年月)	債権額(平成17年11月末)	債権管理等の状況	時効期間
A	物件貸付料債権	昭和46.12 ～57.11	708	昭和48.9(～53.2)督促 平成3.3 臨戸訪問 6.4 債務者死亡 ○ 債務者の相続人が所在不明であるため、相続の状況が確認できない。	5年 (民法第169条)
B	物件貸付料債権	昭和63.11 ～平成11.12	476	平成7.1(～12.2)督促 7.10 債権承認書徴収 11.8 簡裁に支払督促の申立 11.12 地裁に強制競売の申立、強制競売開始決定 14.11 地裁から訴訟事件の終了について通知。 特別売却配当金は手続費用として地方 法務局に配当され、近畿農政局は債権回収できず。 14.12 商法第406条ノ3第1項の規定により 解散(みなし解散)	10年 (民法第174条の2)
	損害賠償金債権(貸付契約解除による不法占有)	平成14.11	116		
C	物件貸付料債権	昭和51.11 ～57.11	153	昭和52.9(～53.2)督促 平成7.3 臨戸訪問 ○ 債務者は第三者を通じて貸付料を納付していると主張しており、債務の承認を拒否している。	5年 (民法第169条)
D	物件貸付料債権	昭和51.11 ～56.3	125	昭和52.9(～53.2)督促 54.12 商法第406条ノ3の規定による解散 55.10 債務承認書提出 平成11.3 登記用紙の閉鎖確認 13.11 登記簿情報確認(存続に関する登記なし) ○ 法人の解散後、清算人が行方不明となり精算手続が未了となっている。	5年 (民法第169条)
E	物件貸付料債権	昭和57.11	27	昭和56.7、63.4、平成1.4、1.10、1.11 臨戸訪問 法人の代表者が精算手続をせずに行方不明となっている。 平成8.6 平成2年法律第64号附則第6条第1項の規定により解散(みなし解散)	5年 (民法第169条)

F	物件貸付料債権	平成12.12	17	平成 12. 8 民事再生手続開始を申立、予納金が払えず取下げ（休眠状態） 平成 13. 3、13. 9、14. 1 督促状及び臨戸訪問 ○ 法人登記を調査したところ、定期的に役員が選任されているため、事業再開の見込みがないと断定できない。電話による督促を試みているが、担当者とは接触できない状況となっている。	5年 (民法第169条)
G	物件貸付料債権	平成13.12	5	平成 14. 3、15. 6 臨戸訪問及び督促状 15. 6 債務承認書の提出 15.10 債務者死亡。相続人の一人が支払う意思を見せるも、収入が年金しかない状態 16. 8 3万円納付 ○ 電話による督促を随時行っているが、相続人は生活苦を理由に納付は困難としている。	5年 (民法第169条)
H	物件貸付料債権	平成3. 6	0.3	平成 5.3、6.3、7.3、7.12、8.7 臨戸訪問 ○ 債務者は、当初から納付を拒否している。	5年 (民法第169条)
(注) 当省の調査結果による。					

表2-(2)-ウ-⑩ みなし消滅及び不納欠損に向けた事務処理が進められていない事例

	特許庁の発明実施化試験費貸付金債権 [一般債権]																										
内容	<p>特許庁（特許特別会計）では、昭和27年度から29年度に貸し付けた発明実施化試験費貸付金債権で、長期にわたり弁済がなく、この間、督促も行われていなかった5件について、平成15年度及び16年度に相続放棄の有無を調査した。その結果1件（事例D）については平成5年に死亡しており、平成6年にすべての相続人から、相続放棄申述が家庭裁判所に提出されていることを確認したが、みなし消滅に向けた事務処理は進められていない。</p> <p>また、事例Eについては、平成5年に死亡し、一部の相続人を除き相続放棄申述が家庭裁判所に提出されたことを確認したが、残る相続人の状況についての調査など徴収停止やみなし消滅などを念頭に置いた事務処理は進められていない。</p> <p style="text-align: center;">特許庁における長期延滞債権の状況</p> <p style="text-align: right;">(単位：万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事例</th> <th>納入告知年月</th> <th>債権額（平成17年11月末）</th> <th>債権管理等の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>昭和54.8</td> <td>205</td> <td>平成15年度及び16年度中に弁護士に状況調査並びに以後の対応について相談。弁護士の調査で相続放棄の手続がとられていないことを確認 連帯保証人の状況調査を行い、引き続き弁護士に相談</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>53.3</td> <td>151</td> <td>会社倒産、債務者行方不明。昭和48.3～53.1の間分割弁済あり。連帯保証人が昭和55.9に死亡し、5名が限定相続人 平成15年度及び16年度中に弁護士に状況調査並びに以後の対応について相談 引き続き弁護士に相談</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>53.3</td> <td>126</td> <td>昭和34年会社倒産、昭和37.4債務者死亡。昭和47.11～52.9の間分割弁済あり。平成9.12連帯保証人死亡。平成10年遺族を訪問したが返済の意思なしとの回答。その後、行方不明 平成15年度及び16年度中に弁護士に状況調査並びに以後の対応について相談。弁護士の調査で相続放棄の手続がとられていないことを確認 引き続き弁護士に相談</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>57.3</td> <td>104</td> <td>平成15年度及び16年度中に弁護士に状況調査並びに以後の対応について相談。弁護士の調査により、平成5.12に債務者が死亡していること、平成6.3に債務者の相続人すべてから相続放棄申述が家庭裁判所に提出されていることが判明 徴収停止の手続を行いたいところ</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>57.1</td> <td>97</td> <td>昭和42年住宅競売により元本分80万円の配当あり（利息、延滞金が残った）。平成15年度及び16年度中に弁護士に状況調査並びに以後の対応について相談。弁護士の調査により、平成5.9に債務者が死亡していること、債務者の一部の相続人以外すべて相続放棄申述が家庭裁判所に提出されていることが判明 徴収停止の手続を行いたいところ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>			事例	納入告知年月	債権額（平成17年11月末）	債権管理等の状況	A	昭和54.8	205	平成15年度及び16年度中に弁護士に状況調査並びに以後の対応について相談。弁護士の調査で相続放棄の手続がとられていないことを確認 連帯保証人の状況調査を行い、引き続き弁護士に相談	B	53.3	151	会社倒産、債務者行方不明。昭和48.3～53.1の間分割弁済あり。連帯保証人が昭和55.9に死亡し、5名が限定相続人 平成15年度及び16年度中に弁護士に状況調査並びに以後の対応について相談 引き続き弁護士に相談	C	53.3	126	昭和34年会社倒産、昭和37.4債務者死亡。昭和47.11～52.9の間分割弁済あり。平成9.12連帯保証人死亡。平成10年遺族を訪問したが返済の意思なしとの回答。その後、行方不明 平成15年度及び16年度中に弁護士に状況調査並びに以後の対応について相談。弁護士の調査で相続放棄の手続がとられていないことを確認 引き続き弁護士に相談	D	57.3	104	平成15年度及び16年度中に弁護士に状況調査並びに以後の対応について相談。弁護士の調査により、平成5.12に債務者が死亡していること、平成6.3に債務者の相続人すべてから相続放棄申述が家庭裁判所に提出されていることが判明 徴収停止の手続を行いたいところ	E	57.1	97	昭和42年住宅競売により元本分80万円の配当あり（利息、延滞金が残った）。平成15年度及び16年度中に弁護士に状況調査並びに以後の対応について相談。弁護士の調査により、平成5.9に債務者が死亡していること、債務者の一部の相続人以外すべて相続放棄申述が家庭裁判所に提出されていることが判明 徴収停止の手続を行いたいところ
事例	納入告知年月	債権額（平成17年11月末）	債権管理等の状況																								
A	昭和54.8	205	平成15年度及び16年度中に弁護士に状況調査並びに以後の対応について相談。弁護士の調査で相続放棄の手続がとられていないことを確認 連帯保証人の状況調査を行い、引き続き弁護士に相談																								
B	53.3	151	会社倒産、債務者行方不明。昭和48.3～53.1の間分割弁済あり。連帯保証人が昭和55.9に死亡し、5名が限定相続人 平成15年度及び16年度中に弁護士に状況調査並びに以後の対応について相談 引き続き弁護士に相談																								
C	53.3	126	昭和34年会社倒産、昭和37.4債務者死亡。昭和47.11～52.9の間分割弁済あり。平成9.12連帯保証人死亡。平成10年遺族を訪問したが返済の意思なしとの回答。その後、行方不明 平成15年度及び16年度中に弁護士に状況調査並びに以後の対応について相談。弁護士の調査で相続放棄の手続がとられていないことを確認 引き続き弁護士に相談																								
D	57.3	104	平成15年度及び16年度中に弁護士に状況調査並びに以後の対応について相談。弁護士の調査により、平成5.12に債務者が死亡していること、平成6.3に債務者の相続人すべてから相続放棄申述が家庭裁判所に提出されていることが判明 徴収停止の手続を行いたいところ																								
E	57.1	97	昭和42年住宅競売により元本分80万円の配当あり（利息、延滞金が残った）。平成15年度及び16年度中に弁護士に状況調査並びに以後の対応について相談。弁護士の調査により、平成5.9に債務者が死亡していること、債務者の一部の相続人以外すべて相続放棄申述が家庭裁判所に提出されていることが判明 徴収停止の手続を行いたいところ																								
	東北地方整備局の損害賠償金債権等 [一般債権]																										
内容	<p>東北地方整備局では、今回調査した履行期限到来債権10件のうち、6件については、下表のとおり、既に消滅時効期日到来から大幅な年月が経過している。（時効完成時期は昭和50年代が4件、平成6年と11年が各1件となっている。）</p>																										

昭和 50 年代に時効が完成している 4 件（事例 1～4）については、時効完成後も平成 4 年に至るまで督促を長期間にわたって繰り返していたもの（事例 1、2）もみられる。時効が完成したのちも督促を繰り返していることについて、東北地方整備局では、「当時の歳入徴収官の判断で行ったとも考えられるが、詳細は今となっては不明である。」としている。

事例 3 については、債務者死亡により相続人への督促を行っているが、相続人から弁済がないまま、消滅時効が完成している。

なお、平成 6 年と 11 年に時効が完成している 2 件（事例 5 及び 6）については、それぞれ平成 3 年と 8 年に一部弁済があった後、消滅時効が完成しているが、この間督促が行われていないという債権管理上の問題が存在する。

東北地方整備局では、上記 6 件の債権について、平成 17 年度以降に不納欠損処理を行いたいとしている。

消滅時効期日到来から長期間経過している事例の状況

(単位：万円)

会計	事例	債権の種類	履行期限	債権額	消滅時効の期日	時効完成前の債権管理等の状況	時効完成後の債権管理等の状況
道路整備特別会計	1	損害賠償金債権	昭和 40. 12	1, 748	昭和 50. 6 (時効期間 10 年)	昭和 45. 6 一部弁済 44. 5 督促状 47. 2 臨戸督促	昭和 60. 3 文書督促 (配達証明返送される) 60. 9 臨戸督促 (転居しており、不在) 60. 9 臨戸督促 60. 10 文書督促 平成 3. 1 文書督促 4. 4 文書督促
	2	損害賠償金債権	昭和 50. 3	1, 101	昭和 53. 4 (同 3 年)	昭和 47. 8 文書督促 47. 9 文書督促 47. 10 文書督促 48. 1 臨戸督促 48. 3 臨戸督促 52. 11 文書督促 53. 3 臨戸督促	昭和 60. 3 文書督促 60. 9 臨戸督促 60. 10、 63. 3 文書督促 平成 3. 1 文書督促 4. 4 文書督促
	3	費用弁済金債権	昭和 47. 1	13	昭和 55. 9 (同 5 年)	昭和 46. 12 文書督促 47. 11 臨戸督促 47. 1 文書督促 48. 7 臨戸督促 50. 9 現地調査 (一部弁済、債務者本人 50. 5 死亡) 50. 12 臨戸督促 (親族に督促したところ、相続人が決まっていないとのこと) 52. 11 臨戸督促 52. 11 文書督促 55. 7 臨戸督促 (転居後で、転居先調査するも不明)	
治水特別会計	4	費用弁済金債権	昭和 54. 6	76	昭和 59. 6 (同 5 年)	昭和 55. 7 文書督促 57. 2 文書督促 57. 12 文書督促	昭和 60. 3 文書督促(配達証明不在で返送) 60. 10 文書督促

	(治水勘定)					59. 1 文書督促 (配達証明不在で返送)	61. 3 臨戸督促 (居住していない。時折郵便物を取りにくる様子) 61. 3 文書督促 62. 4 文書督促 (配達証明不在で返送) 63. 4 文書督促 (配達証明不在で返送) 平成元. 2 文書督促 (配達証明不在で返送)
	5	損害賠償金債権	昭和59. 5	154	平成 6. 3 (同 3 年)	昭和 62. 7 債務承認書 63. 4 文書督促 一部弁済 (親族) 平成元. 2 文書督促 2. 2 文書督促 3. 3 一部弁済 (親族)	
	6	損害賠償金債権	昭和59. 5	45	平成 11. 3 (同 3 年)	昭和 62. 7 債務承認書 63. 4 文書督促 一部弁済 (親族) 平成元. 2 文書督促 2. 2 文書督促 3. 3 一部弁済 (親族) 8. 3 一部弁済 (親族)	

(注) 当省の調査結果による。

防衛医科大学校の病院等療養費債権 [一般債権]

内容 防衛医科大学病院の病院等療養費債権は、私法上の債権であるため、時効による消滅につき債務者の援用を要する債権である。

債権管理事務取扱規則 (昭和 31 年大蔵省令第 86 号) 第 30 条第 1 号及び歳入徴収官事務規程 (昭和 27 年大蔵省令第 141 号) 第 27 条第 1 項第 4 号において、「当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があること」の要件を満たすことにより、みなし消滅の処理及び不納欠損処理を行うことができるとされている。

しかし、みなし消滅による不納欠損処理の実施時期、手順、債務者の援用見込みの判断基準について、内閣府、防衛庁、防衛医科大学病院では、マニュアルは作成されていない。

平成 17 年 11 月末現在で病院等療養費債権の履行期限が到来している債務者 1, 054 人から抽出調査した 19 人のうち、14 人の債務者については、同月末時点で消滅時効の期日が到来しているが、防衛医科大学病院では、これらの債務者について、現況確認による時効援用見込みの検証などみなし消滅を念頭に置いた事務処理が進められていない。

防衛医大病院事務部では、「平成 17 年度に、消滅時効の期日が到来していた債務者 3 人 (履行期限は、平成 2 年度、4 年度及び 8 年度) が突然来院し、未払いの医療費自己負担分を支払った例があるため、消滅時効の期日が到来しても、安易にみなし消滅による不納欠損処理ができないが、みなし消滅による不納欠損処理の実施時期、手順等の規程の策定について、関係者で協議を進めている。」としている。

表2-2-ウ-⑪ マニュアルの規定に反し、不能欠損に向けた事務処理が進められていない事例

労働局の保険料債権等 [国税徴収等の例による債権][一般債権]																																																								
内 容	京都労働局の例																																																							
	<p>1 徴収勘定</p> <p>京都労働局労働保険徴収課では、消滅時効の期限が到来した債権は、厚生労働省労働基準局作成のマニュアル「徴収関係事務取扱手引Ⅰ」（平成15年3月）第4節第4に基づいて不能欠損処理するとしているが、今回抽出調査した25件のうち消滅時効の期日が到来している7件については、下表のとおり不能欠損に向けた事務処理が行われていない。</p> <p style="text-align: center;">消滅時効の期日が到来している債権で不納欠損処理が行われていない例 (単位：万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事例</th> <th colspan="2">債権の種類</th> <th>債権額 (元本)</th> <th>消滅時効期間</th> <th>時効完成期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td rowspan="2">保険料債権</td> <td>平5～7年度分保険料</td> <td>120</td> <td rowspan="2">2年</td> <td>平9.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9～10年度分保険料</td> <td>56</td> <td>12.10</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>保険料債権</td> <td>5～10年度分保険料</td> <td>12</td> <td>2年</td> <td>12.8</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>保険料債権</td> <td>5～13年度分保険料</td> <td>105</td> <td>2年</td> <td>16.1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>保険料債権</td> <td>5～13年度分保険料</td> <td>40</td> <td>2年</td> <td>15.12</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>保険料債権</td> <td>5～11年度分保険料</td> <td>229</td> <td>2年</td> <td>14.8</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>保険料債権</td> <td>5～11年度分保険料</td> <td>140</td> <td>2年</td> <td>14.10</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>保険料債権</td> <td>5～15年度分保険料</td> <td>108</td> <td>2年</td> <td>17.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 公法上の債権である保険料債権は、消滅時効の期日到来により債務者の援用を要せずに債権が消滅する。 3 「時効完成期日」は、消滅した債権のうち、最終分の債権が消滅した月</p> <p>労働保険徴収課では、不納欠損処理を行っていないことについて、①これまで債権回収業務に重点的に取り組んでいたため、不納欠損処理まで十分手が回らなかった、②当課では他にも処理が行われていない債権が多数あり、古い債権から順に処理を進めているところである、③現在、1日2件を目標として不納欠損処理に努めているところであるとしている。</p>					事例	債権の種類		債権額 (元本)	消滅時効期間	時効完成期日	1	保険料債権	平5～7年度分保険料	120	2年	平9.8		9～10年度分保険料	56	12.10	2	保険料債権	5～10年度分保険料	12	2年	12.8	3	保険料債権	5～13年度分保険料	105	2年	16.1	4	保険料債権	5～13年度分保険料	40	2年	15.12	5	保険料債権	5～11年度分保険料	229	2年	14.8	6	保険料債権	5～11年度分保険料	140	2年	14.10	7	保険料債権	5～15年度分保険料	108	2年
事例	債権の種類		債権額 (元本)	消滅時効期間	時効完成期日																																																			
1	保険料債権	平5～7年度分保険料	120	2年	平9.8																																																			
		9～10年度分保険料	56		12.10																																																			
2	保険料債権	5～10年度分保険料	12	2年	12.8																																																			
3	保険料債権	5～13年度分保険料	105	2年	16.1																																																			
4	保険料債権	5～13年度分保険料	40	2年	15.12																																																			
5	保険料債権	5～11年度分保険料	229	2年	14.8																																																			
6	保険料債権	5～11年度分保険料	140	2年	14.10																																																			
7	保険料債権	5～15年度分保険料	108	2年	17.8																																																			
内 容	2 労災勘定																																																							
	<p>京都労働局労災補償課では、消滅時効の期日が到来した債権は、厚生労働省労働基準局作成のマニュアル「債権管理事務取扱手引」（平成13年3月）第4章4に基づいて不能欠損処理するとしているが、今回抽出調査した23件のうち消滅時効の期日が到来している17件は、下表のとおり不納欠損に向けた事務処理が行われていない。</p> <p style="text-align: center;">消滅時効の期日が到来している債権で不納欠損処理が行われていない例 (単位：万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事例</th> <th>債権の種類</th> <th>債権額 (元本)</th> <th>減時効期間</th> <th>時効完成期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>返納金債権 (過誤払い)</td> <td>1,696</td> <td>5年</td> <td>平17.1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>返納金債権 (不正受給)</td> <td>1,388</td> <td>2年</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>返納金債権 (不正受給)</td> <td>1,346</td> <td>2年</td> <td>9.1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>返納金債権 (不正受給)</td> <td>985</td> <td>2年</td> <td>2.12</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>返納金債権 (不正受給)</td> <td>603</td> <td>2年</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>返納金債権 (不正受給)</td> <td>484</td> <td>2年</td> <td>7.6</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>返納金債権 (不正受給)</td> <td>459</td> <td>2年</td> <td>8.6</td> </tr> </tbody> </table>					事例	債権の種類	債権額 (元本)	減時効期間	時効完成期日	1	返納金債権 (過誤払い)	1,696	5年	平17.1	2	返納金債権 (不正受給)	1,388	2年	3.3	3	返納金債権 (不正受給)	1,346	2年	9.1	4	返納金債権 (不正受給)	985	2年	2.12	5	返納金債権 (不正受給)	603	2年	4.8	6	返納金債権 (不正受給)	484	2年	7.6	7	返納金債権 (不正受給)	459	2年	8.6											
事例	債権の種類	債権額 (元本)	減時効期間	時効完成期日																																																				
1	返納金債権 (過誤払い)	1,696	5年	平17.1																																																				
2	返納金債権 (不正受給)	1,388	2年	3.3																																																				
3	返納金債権 (不正受給)	1,346	2年	9.1																																																				
4	返納金債権 (不正受給)	985	2年	2.12																																																				
5	返納金債権 (不正受給)	603	2年	4.8																																																				
6	返納金債権 (不正受給)	484	2年	7.6																																																				
7	返納金債権 (不正受給)	459	2年	8.6																																																				

8	返納金債権 (不正受給)	66	2年	昭56.7
9	返納金債権 (不正受給)	133	2年	61.7
10	返納金債権 (不正受給)	3	2年	平元.5
11	返納金債権 (不正受給)	92	2年	昭63.8
12	返納金債権 (不正受給)	10	2年	58.6
13	返納金債権 (不正受給)	94	2年	59.8
14	返納金債権 (不正受給)	8	2年	60.1
15	返納金債権 (不正受給)	401	2年	60.1
16	返納金債権 (不正受給)	190	2年	60.10
17	返納金債権 (不正受給)	79	2年	62.4

(注) 1 当省の調査結果による。

2 公法上の債権である返納金債権は、消滅時効の期日到来により債務者の援用を要せずに債権が消滅する。

京都労働局労災補償課では、不納欠損処理を行っていない理由について、不納欠損処理に当たって本省の内諾を求められており、特に不正受給に係る返納金債権については、本省が処理に難色を示しているためであるとしている。

表2-(2)-ウ-⑫ 過去の債権管理が不十分であったとして、上部機関に不納欠損処理することが認められず、処理が中断したままとなっている事例

	宮城県産業経済部（現在は農林水産部）の不動産売払代債権 [国税徴収等の例による債権]
内容	<p>宮城県農業振興課では、農業経営基盤強化措置特別会計に帰属する農地売渡代金債権について、時効消滅により回収不能となっていることから、当該部分の不納欠損処理を認めるよう、平成13年度から上部機関である東北農政局に要望している。東北農政局は、昭和55年に滞納が発生してから平成4年2月までの間、文書督促等の有効な時効中断措置が講じられていなかったことは、農林水産省本省が示した不納欠損処理の基準を満たしていないとして、宮城県の要望を認めていない。</p> <p>当該債権は現在（平成17年11月末）も債権管理簿に計上され、これに基づき債権現在額が、毎年、農林水産省に報告されている。</p> <p>(1) 債権の発生経緯</p> <p>債務者は、昭和54年に農地法第36条による国有農地の売渡しを受けた。農地売渡代金については15年の年賦払としたが、債務者は、昭和55年からの年賦金を滞納した（平成17年11月末現在の未払年賦金の総額は、元本と利子の合計で181万円）。</p> <p>(2) 督促の実施状況等</p> <p>県農業振興課は平成4年2月に、時効中断措置をとるべく督促状を発行したが、それ以前は、本人への口頭での事情聴取等を行うにとどまり、法律上有効な時効中断措置をとっていなかった（文書督促等、有効な時効中断措置をとらなかった理由については、記録がなく、不明であるが、県は、当時の事務担当者の事務処理が不適切だったとしか説明できないとしている。）。</p> <p>なお、平成4年2月の督促後は、債務者又はその承継人による弁済、債務承認等が行われているが、未払年賦金の一部については、消滅時効が完成している。</p> <p>(3) 東北農政局の指導等の状況</p> <p>平成17年6月に「自作農財産管理及び処分等事務担当者会議」を開催し、その中で、「平成14年度農業経営基盤強化措置特別会計経理事務担当者会議」（農林水産本省主催）で配付された「既に消滅時効完成期間が経過している債権の不納欠損の可否について」を配付し、消滅時効が完成した債権の取扱いの基本方針を次のとおり説明している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>[既に消滅時効完成期間が経過している債権の不納欠損の可否についての基本方針]</p> <p>既に消滅時効完成期間が経過し、債務者が時効を援用している一般債権の場合、①関係法令（債権管理法等）に反していないこと、②債権保全措置等の証拠書類の整理がされていること、③債権管理法第18条に規定されているその他保全措置を執ることが困難であったこと、の判断基準を満たしていないものは、消滅債権ではあっても債権管理簿から抹消できない。</p> </div>

	<p>東北農政局は、宮城県が文書督促を行っていなかったことが、上記(3)の基本方針の判断基準の①（関係法令の違反）に該当するとして、不納欠損処理は認められないと回答している。</p>
	<p>埼玉県農林部の物件貸付料債権 [一般債権]</p>
<p>内容</p>	<p>埼玉県農林部では、農業経営基盤強化措置特別会計に帰属する物件貸付料債権のうち、平成10年までに債務者本人と相続人すべてが死亡している事例1件を管理している。</p> <p>上部機関である関東農政局からの平成17年4月1日付け事務連絡で、「債務者別調書」の作成の依頼を受け、埼玉県農林部では、同調書に、当該債権の処理方針として、「債管法第21条に基づく徴収停止及び不納欠損処理を検討する。」と報告している。その後、関東農政局から、同報告に対して、「債管法第18条（時効の中断）、第35条第4号（債務者についての調査）、及び第13条第2項（督促）が行われていない若しくは不明確であることから、債権の適正な管理が行われていないものと判断され、徴収停止も不納欠損の処理も行えない」との回答を受けている。</p> <p>当該債権1件の経緯は、以下のとおりである。</p> <p>（債務者A 債権総額 約1万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権発生原因：農地法第9条等継続貸付による ・債権発生年月日：昭和58年1月、12月 ・納入告知年月日：58年1月、12月 ・当初の履行期限：58年1月、12月 ・督促状発行年月：59年3月、60年10月、61年5月、62年9月 （督促状については、発送したことが明確になる資料が残っていないので、確実性はない。また、臨戸訪問を行った実績はない。） <p>埼玉県農林部農業政策課では、債権金額よりも取立てその他の管理に要する費用が上回ると見込んでおり、債管法第21条の規定により徴収停止の措置を執り、みなし消滅とし、5年後不納欠損とすることを検討している。</p> <p>関東農政局生産経営流通部構造改善課では、債管法第18条（時効の中断）、第35条第4号（債務者についての調査）、及び第13条第2項（督促）が行われていない若しくは不明確であることから、債権の適正な管理が行われていないものと判断されるとしている。</p>

表2-(2)-ウ-⑬ みなし消滅の処理は行わないとの方針を有しているため、結果的に、毎年度機械的に督促を継続している事例

外務省本省の帰国費貸付金債権 [一般債権]					
内容	<p>外務省では、国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律（昭和28年法律第236号）（以下「国援法」という。）による帰国費貸付金債権について、履行期限が到来しても返納がない債務者に対し、年一回機械的に文書による督促を行っているだけで、債務確認書の徴求や履行延期の特約などの時効中断措置に取り組んでいない。平成17年11月末現在で、消滅時効の期日が到来している債務者が453人（453件）、債権額1億3,484万円となっている。</p>				
	<p>発生時期が古い帰国費貸付金債権の例（消滅時効期間：10年）（単位：万円）</p>				
事例	発生年月	納入告知年月	履行期限	債権額（元本）	債権管理等の状況
1	昭和28.11	昭和29.3	昭和29.4	1	債務者本人は生活保護受給中 親族に対し返済督促中
2	28.11	29.3	29.4	1	債務者本人は行方不明 親族に対し返済督促中
3	29.1	29.3	29.4	12	債務者本人、その親族から全く返答なし 転居先不明
4	30.5	30.12	30.12	16	債務者本人、その親族から全く返答なし
5	30.9	30.12	30.12	13	債務者本人、その親族から全く返答なし
6	30.9	30.10	30.11	21	債務者本人は死亡 親族に対し返済督促中（平9.8督促）
7	30.10	30.5	30.5	23	債権発生当時から返済の意思がないため 回収困難
8	30.10	30.5	30.5	23	債権発生当時から返済の意思がないため 回収困難
9	30.10	30.5	30.5	19	債権発生当時から返済の意思がないため 回収困難
10	30.10	30.5	30.5	19	債権発生当時から返済の意思がないため 回収困難
<p>外務省では、国援法による帰国費の貸付金を債務者が償還しない場合は、配偶者若しくは扶養義務者に請求することができること、また、時効消滅のためには債務者の援用が必要であることから、みなし消滅の処理は行わず、所在の判明している債務者については、毎年一回の文書による督促を続けていくとしている。</p>					

表2-(3)-① マニュアルの整備状況

所管府省等	債権の種類	マニュアル作成機関	マニュアル掲載債権種類		マニュアルの内容	マニュアルの内容																	
			マニュアル通し番号	国税徴収等の例による債権		マニュアルの名称	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
							債権の発生又は帰属等の通知	債権の調査確認及び納入の告知等の通知	督促	債務者の資力の把握	強制履行等の請求等の手続	自力執行(滞納処分)の手続	延滞金の取扱い	時効中断の方法	消滅時効期限到来債権の取扱い	徴収停止(滞納処分執行停止)の手続	履行延期の特約(納付の猶予)等の手続	免除の手続	みなし消滅の手続	債務者の住所変更等に伴う引継ぎの手続	回収方針・計画		
内閣府	債権全般	内閣府	1	○	内閣府債権管理事務取扱細則(平成13年内閣府令第37号)	○	○	△	×	△	△	△	×	×	○	○	○	○	○	○	—		
			2	○	内閣府における債権の管理事務のうち国の債権の管理等に関する法律第38条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定による徴収停止及び履行延期の特約又は処分に関する基準について(平成13年12月12日府令第1233号)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	
			3	○	内閣府における国の債権の管理等に関する事務の取扱いについて(平成13年12月11日)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	—	—	
		【総合評価】(内1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	0	2	2	2	2	2	2	0	
		日本学術会議																					
		【総合評価】(内1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	0	2	2	2	2	2	2	0	
		公正取引委員会																					
		【総合評価】(内1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	0	2	2	2	2	2	2	0	
		宮内庁																					
		【総合評価】(内1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	0	2	2	2	2	2	2	0	
		警察庁																					
		【総合評価】(内1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	0	2	2	2	2	2	2	0	
		防衛庁																					
		【総合評価】(内1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	0	2	2	2	2	2	2	0	
		防衛施設庁																					
		【総合評価】(内1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	0	2	2	2	2	2	2	0	
		横浜防衛施設局																					
		【総合評価】(内1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	0	2	2	2	2	2	2	0	
		広島防衛施設局																					
		【総合評価】(内1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	0	2	2	2	2	2	2	0	
		那覇防衛施設局																					
		【総合評価】(内1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	0	2	2	2	2	2	2	0	
		陸上自衛隊			4	○	陸上自衛隊債権管理事務取扱規則(昭和46年2月陸上自衛隊達第16-1号)	○	△	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	△	—	
					5	○	陸上自衛隊訴訟実施手続規則(昭和34年陸上自衛隊達第34-1号)	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		【総合評価】(内1・2・3・4・5)					4	3	1	0	3	1	1	0	0	2	2	2	2	3	0		
		北部方面総監部																					
		【総合評価】(内1・2・3・4・5)					4	3	1	0	3	1	1	0	0	2	2	2	2	3	0		
		東部方面総監部																					
		【総合評価】(内1・2・3・4・5)					4	3	1	0	3	1	1	0	0	2	2	2	2	3	0		
		海上自衛隊			6	○	海上自衛隊債権管理事務取扱規則(昭和51年6月海上自衛隊達第21号)	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	△	—	
					7	○	海上自衛隊訴訟実施規則(平成15年3月26日海上幕僚長)	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
					8	○	債権管理事務処理要領について(通達)(昭和51年6月7日海幕経第2342号)	○	△	×	×	×	—	×	×	×	×	×	×	×	△	—	
		【総合評価】(内1・2・3・6・7・8)					4	3	1	0	3	1	1	0	0	2	2	2	2	3	0		
		横須賀地方総監部																					
		【総合評価】(内1・2・3・6・7・8)					4	2	1	0	3	1	1	0	0	2	2	2	2	3	0		
		舞鶴地方総監部																					
【総合評価】(内1・2・3・6・7・8)					4	2	1	0	3	1	1	0	0	2	2	2	2	3	0				

所管府省等	債権の種類	マニュアル作成機関	マニュアル掲載債権種類		マニュアルの名称	マニュアルの内容																
			マニュアル通し番号	国税徴収等の例による債権		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
						債権の発生又は帰属等の通知	債権の調査確認及び納入の告知等の手続	督促	債務者の資力の把握	強制履行等の請求等の手続	自力執行(滞納処分)の手続	延滞金の取扱い	時効中断の方法	消滅時効期限到来債権の取扱い	徴収停止(滞納処分執行停止)の手続	履行延期の特約(納付の猶予)等の手続	免除の手続	みなし消滅の手続	債務者の住所変更等に伴う引継ぎの手続	回収方針・計画		
		航空自衛隊	9	○	航空自衛隊債権管理事務取扱規則(昭和49年10月航空自衛隊達34号)	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	△	—			
			10	○	(航空自衛隊)債権歳入業務の参考(平成14年3月航空幕僚監部会計課)	○	△	×	×	×	—	○	×	×	×	×	×	△	×	—		
			11	○	航空自衛隊争訟手続規則(平成15年8月8日航空幕僚長)	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			【総合評価】(内1・2・3・9・10・11)					4	3	1	0	3	1	3	0	0	2	2	2	3	3	0
			中部航空方面隊司令部					4	3	1	0	3	1	3	0	0	2	2	2	3	3	0
			防衛医科大学校					4	3	1	0	3	1	3	0	0	2	2	2	3	3	0
			【総合評価】(内1・2・3・9・10・11)					4	3	1	0	3	1	3	0	0	2	2	2	3	3	0
			【総合評価】(内1・2・3・9・10・11)					4	3	1	0	3	1	3	0	0	2	2	2	3	3	0
			【総合評価】(内1・2・3・9・10・11)					4	3	1	0	3	1	3	0	0	2	2	2	3	3	0
			【総合評価】(内1・2・3・9・10・11)					4	3	1	0	3	1	3	0	0	2	2	2	3	3	0
			諸納付金	公正取引委員会	12	○	課徴金の徴収及び収納手続(執務要領)(昭和54年12月官房審判官室)	△	△	△	×	—	×	△	×	×	×	×	×	×	—	—
13	○	課徴金の納付の猶予等の取扱要領(昭和55年2月官房審判官室)			—	—	—	△	—	—	△	—	—	△	△	—	—	—	—			
14	○	課徴金の徴収に関する財産調査要領(昭和55年12月官房審判官室)			—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
15	○	課徴金の滞納処分手続(昭和58年3月官房審判官室)			—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
【総合評価】(内1・2・3・12・13・14・15)					3	3	2	1	1	2	2	0	0	3	3	2	2	2	0			
総務省	債権全般	総務省	1	○	総務省債権管理事務取扱規程(平成13年総務省訓令第51号)	○	○	△	×	△	△	△	×	×	○	○	○	○	—			
			2	○	総務省における債権の管理事務のうち国の債権の管理等に関する法律第38条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定による徴収停止及び履行延期の特約又は処分に関する基準について(平成14年8月5日総官会第1062号)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—		
			【総合評価】(総1・2)					2	2	1	0	1	1	1	0	0	2	2	2	2	2	0
	電波利用料	総合通信基盤局	3	○	電波利用料徴収手続(平成17年5月版総合通信基盤局)	○	○	○	×	—	△	○	×	○	×	×	×	△	○	—		
			4	○	電波利用料滞納処分手続(平成17年5月版)	—	—	—	○	—	○	—	—	—	○	○	—	—	—	○		
			【総合評価】(総1・2・3・4)					4	4	3	2	1	3	3	0	2	4	4	2	3	4	2
			北海道総合通信局	5	○	電波利用料滞納処分等事務処理要領(平成10年3月17日北総財第40743号)	—	—	○	△	—	○	—	—	—	×	×	—	—	—	—	
				6	○	未納債務者の動向調査及び臨戸指導の実施要領(平成13年3月29日北総財第40685号)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	
			【総合評価】(総1・2・3・4・5・6)					4	4	5	3	1	5	3	0	2	4	4	2	3	4	4
			東北総合通信局					4	4	3	2	1	2	3	0	2	4	4	2	3	4	2
			信越総合通信局					4	4	3	2	1	2	3	0	2	4	4	2	3	4	2
			東海総合通信局					4	4	5	3	1	4	3	0	2	4	4	2	3	4	4
			北陸総合通信局					4	4	5	2	1	3	3	0	2	4	4	2	3	4	4
			近畿総合通信局					4	4	5	3	1	4	3	0	2	4	4	2	3	4	4
			中国総合通信局					4	4	5	2	1	2	3	0	2	4	4	2	3	4	4
四国総合通信局					4	4	3	2	1	2	3	0	2	4	4	2	3	4	2			

所管府省等	債権の種類	マニュアル作成機関	マニュアル掲載債権種類		マニュアルの名称	マニュアルの内容															
			マニュアル通し番号	国徴収等の例による債権		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
						債権の発生又は帰属等の通知	債権の調査確認及び納入の告知等の手続	督促	債務者の資力の把握	強制履行等の請求等の手続	自力執行(滞納処分)の手続	延滞金の取扱い	時効中断の方法	消滅時効期限到来債権の取扱い	徴収停止(滞納処分執行停止)の手続	履行延期の特約(納付の猶予)等の手続	免除の手続	みなし消滅の手続	債務者の住所変更等に伴う引継ぎの手続	回収方針計画	
		九州総合通信局																			
					【総合評価】(総1・2・3・4)	4	4	3	2	1	2	3	0	2	4	4	2	3	4	2	
			11	○	平成17年度電波利用料納付指導等年間計画(平成17年7月7日沖通情第158号)	—	—	○	△	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
					【総合評価】(総1・2・3・4・11)	4	4	5	3	1	3	3	0	2	4	4	2	3	4	4	
		消防庁																			
					【総合評価】(総1・2)	2	2	1	0	1	1	1	0	0	2	2	2	2	2	0	
法務省	債権全般	法務省	1	○	国の債権の管理等に関する法律第38条第1項ただし書の基準(訓令)(昭和46年3月22会甲第1179号)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	
					【総合評価】(法1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	
			(法務局)	2	○	法務局及び地方法務局会計事務章程(訓令)(昭和24年5月31日会甲第3567号)	△	△	△	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—
			東京法務局																		
					【総合評価】(法1・2)	1	1	1	0	1	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	
			名古屋法務局																		
					【総合評価】(法1・2)	1	1	1	0	1	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	
			福岡法務局																		
					【総合評価】(法1・2)	1	1	1	0	1	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	
			(入国管理局)	3	○	入国者収容所及び地方入国管理局会計事務章程(訓令)(昭和30年8月19日経甲(主)第3618号)	△	△	△	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—
			東京入国管理局																		
					【総合評価】(法1・3)	1	1	1	0	1	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	
			(保護観察所)	4	○	地方更生保護委員会及び保護観察所会計事務章程(訓令)(昭和27年9月10日経甲第415号)	△	△	△	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—
			福岡保護観察所																		
					【総合評価】(法1・4)	1	1	1	0	1	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	
(検察庁)	5		検察庁会計事務章程(昭和22年8月1日会甲第2481号)	△	△	△	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—			
名古屋高等検察庁																					
		【総合評価】(法1・5)	1	1	1	0	1	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0				
広島高等検察庁																					
		【総合評価】(法1・5)	1	1	1	0	1	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0				
(刑務所)	6	○	刑務所、少年刑務所及び拘置所会計事務章程(訓令)(昭和24年11月1日経甲第1038号)	△	△	△	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—			
製品売払代・刑務作業費	法務省	府中刑務所	7	○	刑務作業事務取扱規程(平成9年12月12日矯正訓3007法務大臣訓令)	△	×	×	×	×	—	×	×	×	×	×	×	×	—		
				【総合評価】(法1・6・7)	2	1	1	0	1	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0		
外務省	債権全般	外務省	1	○	外務省所管債権管理事務取扱規程(昭和33年外務省訓令第5号)	○	○	△	×	×	×	△	×	×	○	○	○	○	—		
					【総合評価】(外1)	2	2	1	0	0	0	1	0	0	2	2	2	2	0	0	
財務省	債権全般	財務省	1	○	財務省所管債権管理事務取扱細則(大蔵省訓令第2号)	○	○	△	×	△	△	△	×	×	○	○	○	○	—		
			2	○	財務省所管債権に係る国の債権の管理等に関する法律第21条第1項の措置及び履行延期の特約又は処分に関する実施基準について(昭和38年10月14日蔵会第2899号)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—		
			3	○	財務省所管債権に係る国の債権の管理等に関する法律第32条の免除に関する実施基準について(昭和52年4月28日蔵会第1211号)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
					【総合評価】(財1・2・3)	2	2	1	0	1	1	1	0	0	2	2	2	2	2	0	
		北海道	4	○	債権管理徴収事務マニュアル(平成16年12月改定北海道財務局管財部審理課)	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	○		

所管府省等	債権の種類	マニュアル作成機関	マニュアル掲載債権種類		マニュアルの内容	マニュアルの内容															
			マニュアル通し番号	国税徴収等の特例による債権		マニュアルの名称	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
							債権の発生又は帰属等の通知	債権の調査確認及び納入の告知等の手続	督促	債権者の資力の把握	強制履行等の請求等の手続	自力執行(滞納処分)の手続	延滞金の取扱い	時効中断の方法	消滅時効期限到来債権の取扱い	徴収停止(滞納処分執行停止)の手続	履行延期の特約(納付の猶予)等の手続	免除の手続	みなし消滅の手続	債務者の住所変更等に伴う引継ぎの手続	回収方針・計画
		財務局			【総合評価】(財1・2・3・4)	4	4	3	2	3	1	3	2	0	2	2	2	2	2	2	
		東北財務局			【総合評価】(財1・2・3)	2	2	1	0	1	1	1	0	0	2	2	2	2	2	0	
		北陸財務局			【総合評価】(財1・2・3)	2	2	1	0	1	1	1	0	0	2	2	2	2	2	0	
		東海財務局			【総合評価】(財1・2・3)	2	2	1	0	1	1	1	0	0	2	2	2	2	2	0	
		近畿財務局			【総合評価】(財1・2・3)	2	2	1	0	1	1	1	0	0	2	2	2	2	2	0	
		中国財務局			【総合評価】(財1・2・3)	2	2	1	0	1	1	1	0	0	2	2	2	2	2	0	
		九州財務局			【総合評価】(財1・2・3)	2	2	1	0	1	1	1	0	0	2	2	2	2	2	0	
		仙台国税局			【総合評価】(財1・2・3)	2	2	1	0	1	1	1	0	0	2	2	2	2	2	0	
		大阪国税局			【総合評価】(財1・2・3)	2	2	1	0	1	1	1	0	0	2	2	2	2	2	0	
		熊本国税局			【総合評価】(財1・2・3)	2	2	1	0	1	1	1	0	0	2	2	2	2	2	0	
		沖縄国税事務所			【総合評価】(財1・2・3)	2	2	1	0	1	1	1	0	0	2	2	2	2	2	0	
(管財関係)	物件貸付料債権等	財務省	5	○	収納未済債権の整理及び管理について(平成11年6月24日蔵理第2506号)	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	
			6	○	管財関係債権等の管理の引継ぎについて(昭和52年5月28日蔵理第1917号)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	
			7	○	管財関係債権の徴収停止及び履行延期の特約等の上申に関する事務取扱要領について(昭和35年3月16日蔵管第576号)	—	—	—	○	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	
			8	○	管財関係債権の免除の上申に関する事務取扱要領について(昭和52年6月16日蔵理第2554号)	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
			9	○	管財関係債権の訟務事務処理要領について(昭和41年11月12日蔵国有第2776号)	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			10	○	継続的不法行為による損害賠償金債権に係る納入告知の方法について(昭和34年4月1日蔵管第753号)	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	
			11	○	法的措置を前提とした貸付料債権に係る収納未済事案の処理について(平成17年6月17日理財局国有財産審査室長事務連絡)	—	—	△	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	
			12	○	時効による債権消滅の防止について(平成17年6月21日理財局国有財産業務課課長補佐事務連絡)	—	—	—	—	△	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	
					【総合評価】(財1・2・3・5・6・7・8・9・10・11・12)	0	2	3	2	3	0	3	1	0	4	4	4	2	4	4	
		北海道財務局			【総合評価】(財1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12)	4	6	5	4	5	0	5	3	0	4	4	4	2	4	4	
		東北財務局			【総合評価】(財1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12)	0	2	3	2	3	0	3	1	0	4	4	4	2	4	4	
		北陸財務局			【総合評価】(財1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12)	0	2	3	2	3	0	3	1	0	4	4	4	2	4	4	

所管府省等	債権の種類	マニュアル作成機関	マニュアル掲載債権種類		マニュアルの名称	マニュアルの内容																							
			マニュアル通し番号	国税徴収等の例による債権		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15									
						債権の発生又は帰属等の通知	債権の調査確認及び納入の告知等の手続	督促	債務者の資力の把握	強制履行等の請求等の手続	自力執行(滞納処分)の手続	延滞金の取扱い	時効中断の方法	消滅時効期限到来債権の取扱い	徴収停止(滞納処分執行停止)の手続	履行延期の特約(納付の猶予)等の手続	免除の手続	みなし消滅の手続	債務者の住所変更等に伴う引継ぎの手続	回収方針・計画									
			13	○		管財業務フローチャート(平成15年12月東海財務局管財部)	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
						【総合評価】(財1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13)	0	2	3	3	3	0	3	1	0	4	4	4	2	4	4								
						近畿財務局	【総合評価】(財1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12)	0	2	3	2	3	0	3	1	0	4	4	4	2	4	4							
							【総合評価】(財1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12)	0	2	3	2	3	0	3	1	0	4	4	4	2	4	4							
						中国財務局	【総合評価】(財1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12)	0	2	3	2	3	0	3	1	0	4	4	4	2	4	4							
							【総合評価】(財1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12)	0	2	3	2	3	0	3	1	0	4	4	4	2	4	4							
						九州財務局	【総合評価】(財1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12)	0	2	3	2	3	0	3	1	0	4	4	4	2	4	4							
							【総合評価】(財1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12)	0	2	3	2	3	0	3	1	0	4	4	4	2	4	4							
						文部科学省	債権全般	文部科学省	1	○		文部科学省債権管理事務取扱規程(平成13年文部科学省令第21号)	×	△	×	×	○	×	△	×	×	△	×	△	○	○	—		
												2	○		—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—		
												【総合評価】(文1・2)	0	1	0	0	2	0	1	0	0	1	0	1	2	2	0		
												研究開発局	【総合評価】(文1・2)	0	1	0	0	2	0	1	0	0	1	0	1	2	2	0	
【総合評価】(文1・2)	0	1	0	0	2								0	1	0	0	1	0	1	2	2	0							
厚生労働省	債権全般	厚生労働省	1	○	○	厚生労働省所管債権管理事務取扱規程(平成13年厚生労働省訓令第28号)	△	△	△	△	×	×	△	×	×	×	○	○	×	×	—								
						2	○		—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—								
						【総合評価】(厚1・2)	1	1	1	1	0	0	1	0	0	2	2	2	0	0	0								
						医政局	【総合評価】(厚1・2)	1	1	1	1	0	0	1	0	0	2	2	2	0	0	0							
							【総合評価】(厚1・2)	1	1	1	1	0	0	1	0	0	2	2	2	0	0	0							
						国立循環器病センター	【総合評価】(厚1・2)	1	1	1	1	0	0	1	0	0	2	2	2	0	0	0							
							【総合評価】(厚1・2)	1	1	1	1	0	0	1	0	0	2	2	2	0	0	0							
						国立長寿医療センター	【総合評価】(厚1・2)	1	1	1	1	0	0	1	0	0	2	2	2	0	0	0							
							【総合評価】(厚1・2)	1	1	1	1	0	0	1	0	0	2	2	2	0	0	0							
						国立武蔵野学院	【総合評価】(厚1・2)	1	1	1	1	0	0	1	0	0	2	2	2	0	0	0							
							【総合評価】(厚1・2)	1	1	1	1	0	0	1	0	0	2	2	2	0	0	0							
						国立身体障害者リハビリテーションセンター	【総合評価】(厚1・2)	1	1	1	1	0	0	1	0	0	2	2	2	0	0	0							
							【総合評価】(厚1・2)	1	1	1	1	0	0	1	0	0	2	2	2	0	0	0							
						病院等療養費外		国立循環器病センター				【総合評価】(厚1・2)	1	1	1	1	0	0	1	0	0	2	2	2	0	0	0		
												3	○		×	×	○	×	×	—	×	×	×	×	×	×	×	—	
												【総合評価】(厚1・2・3)	1	1	3	1	0	0	1	0	0	2	2	2	0	0	0		
						児童扶養手当の返納金		雇用均等・児童家庭局	4	○		児童扶養手当債権管理の手引(平成元年4月厚生省大臣官房会計課監査指導室)	○	○	○	×	×	—	×	○	○	×	○	×	×	×	—		
												【総合評価】(厚1・2・4)	3	3	3	1	0	0	1	2	2	2	4	2	0	0	0		
												5	○		○	×	△	△	×	—	○	×	×	×	○	△	×	○	—
												【総合評価】(厚1・2・5)	3	1	2	2	0	0	3	0	0	2	4	3	0	2	0		

所管省等	債権の種類	マニュアル作成機関	マニュアル掲載債権種類		マニュアルの名称	マニュアルの内容																			
			マニュアル番号	国税徴収等の例による債権		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15					
						債権の発生又は帰属等の通知	債権の調査確認及び納入の告知等の手続	督促	債務者の資力の把握	強制履行等の請求等の手続	自力執行(滞納処分)の手続	延滞金の取扱い	時効中断の方法	消滅時効期限到来債権の取扱い	徴収停止(滞納処分執行停止)の手続	履行延期の特約(納付の猶予)等の手続	免除の手続	みなし消滅の手続	債務者の住所変更等に伴う引継ぎの手続	回収方針・計画					
労働基準局	返納金、延滞金、利得償還金、損害賠償金外	労働基準局	6	○	債権管理事務取扱手引(平成13年3月労働基準局)	○	○	△	×	○	—	×	○	○	○	○	×	○	×	—					
			7	○	第三者行為災害事務取扱手引(平成8年10月労働基準局)	○	○	△	×	○	—	○	△	×	○	△	×	×	×	—					
			【総合評価】(厚1・2・6・7)					3	3	2	1	2	0	3	2	2	4	4	2	2	0	0			
			宮城労働局					3	3	2	1	2	0	3	2	2	4	4	2	2	0	0			
			新潟労働局					3	3	2	1	2	0	3	2	2	4	4	2	2	0	0			
			長野労働局					3	3	2	1	2	0	3	2	2	4	4	2	2	0	0			
			石川労働局					3	3	2	1	2	0	3	2	2	4	4	2	2	0	0			
			8	○	平成17年度における労災勘定に係る債権回収計画(平成17年11月)	×	×	△	×	×	—	×	×	△	×	×	×	△	×	○					
			【総合評価】(厚1・2・6・8)					3	3	3	1	2	0	3	2	3	4	4	2	3	0	0			
			愛媛労働局					3	3	2	1	2	0	3	2	2	4	4	2	2	0	0			
			熊本労働局					3	3	2	1	2	0	3	2	2	4	4	2	2	0	0			
			沖縄労働局					3	3	2	1	2	0	3	2	2	4	4	2	2	0	0			
			労働基準局	保険料、延滞金、追徴金、返納金外	労働基準局	9	○	徴収関係事務取扱手引ⅠⅡ(労働基準局労働保険徴収課)	×	○	△	○	×	○	○	△	○	×	○	×	×	×	—		
						【総合評価】(厚1・2・9)					1	3	2	3	0	2	3	1	2	2	4	2	0	0	0
						宮城労働局					1	3	2	3	0	2	3	1	2	2	4	2	0	0	0
						新潟労働局					1	3	2	3	0	2	3	1	2	2	4	2	0	0	0
						10	○	滞納処分の実務(長野労働局総務部労働保険徴収室)	×	×	○	○	—	○	○	×	×	×	—	—	—	—	—		
						11	○	平成17年度労働保険適用徴収業務実施要綱(長野労働局総務部労働保険徴収室)	×	×	△	△	—	×	×	△	×	×	—	×	×	×	○		
						【総合評価】(厚1・2・9・10・11)					1	3	4	5	0	4	5	1	2	2	4	2	0	0	2
						12	○	平成17年度労働保険適用徴収業務実施要領(石川労働局労働保険徴収室)	×	×	×	×	—	△	×	△	×	△	×	×	×	×	×	△	
【総合評価】(厚1・2・9・12)						1	3	2	3	0	3	3	2	2	3	4	2	0	0	0					
13	○	金融機関調査 預金差押えマニュアル(平成16年12月京都労働局労働保険徴収課)				×	×	×	○	—	○	×	×	×	×	—	—	—	—	—					
【総合評価】(厚1・2・9・13)						1	3	2	5	0	4	3	1	2	2	4	2	0	0	0					
14	○	徴収事務実施要領(平成14年3月愛媛労働局)				×	×	×	○	—	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	—				
【総合評価】(厚1・2・6・9)						1	3	2	5	0	4	5	3	2	2	4	2	0	0	0					
熊本労働局						1	3	2	3	0	2	3	1	2	2	4	2	0	0	0					
15	○	労働保険料等滞納整理実施要領(労働保険徴収室)				—	—	△	—	—	△	—	—	△	△	—	—	×	—	○					
【総合評価】(厚1・2・9・15)						1	3	3	3	0	3	3	1	3	3	4	2	0	0	0					

所管省等	債権の種類	マニュアル作成機関	マニュアル掲載債権種類		マニュアルの名称	マニュアルの内容																								
			マニュアル番号	国徴収等による債権		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15										
						債権の発生又は帰属等の通知	債権の調査確認及び納入の告知等の手続	督促	債務者の資力の把握	強制履行等の請求等の手続	自力執行(滞納処分)の手続	延滞金の取扱い	時効中断の方法	消滅時効期限到来債権の取扱い	徴収停止(滞納処分執行停止)の手続	履行の特約(納付の猶予)等の手続	免除の手続	みなし消滅の手続	債務者の住所変更等に伴う引継ぎの手続	回収方針・計画										
職業安定局	返納金、延滞金、利得償還金外	職業安定局	16	○	○	債権管理事務・徴収関係事務取扱要領(職業安定局雇用保険課)	○	○	△	×	○	○	○	△	○	○	○	×	×	○	×									
			17	○	○	返納金等の滞納整理強化期間の設定について(平成17年10月21日職保発第1021001号 職業安定局雇用保険課長)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○								
			【総合評価】(厚1・2・16・17)						3	3	2	1	2	2	3	1	2	4	4	2	0	2	0							
			宮城労働局						【総合評価】(厚1・2・16・17)						3	3	2	1	2	2	3	1	2	4	4	2	0	2	0	
			新潟労働局						【総合評価】(厚1・2・16・17)						3	3	2	1	2	2	3	1	2	4	4	2	0	2	0	
			長野労働局						18	○	○	債権管理の実務(平成10年7月長野県雇用保険課)	○	○	○	△	×	○	○	○	○	○	×	×	×	○	—			
			【総合評価】(厚1・2・16・17・18)						5	5	4	2	2	4	5	3	4	6	4	2	0	4	0							
			石川労働局						19	○	○	雇用勘定 債権管理事務のしおり(新任分任収入官吏研修会資料)	×	×	△	△	×	×	○	×	×	△	×	×	×	×	—			
			【総合評価】(厚1・2・16・17・19)						3	3	3	2	2	2	5	1	2	5	4	2	0	2	0							
			京都労働局						20	○	○	返納金等の滞納整理強化期間の設定について(平成17年11月1日京労安発第453号 職業安定部長)	×	×	△	×	—	×	×	×	×	×	—	×	×	×	○			
			【総合評価】(厚1・2・16・17・20)						3	3	3	1	2	2	3	1	2	4	4	2	0	2	2							
			愛媛労働局						【総合評価】(厚1・2・16・17)						3	3	2	1	2	2	3	1	2	4	4	2	0	2	0	
			熊本労働局						21	○	○	労働保険特別会計雇用勘定返納金債権管理事務取扱要領(平成12年度熊本労働局職業安定部職業安定課)	×	○	△	○	△	○	○	○	○	○	×	×	○	○				
			【総合評価】(厚1・2・16・17・21)						3	5	3	3	3	4	5	3	4	6	6	2	0	4	2							
			沖縄労働局						22	○	○	不正受給金返納金債権の取扱いに係る申し合わせ(平成12年12月)	×	△	○	×	—	△	○	△	△	×	—	△	×	×	—			
			【総合評価】(厚1・2・16・17・22)						3	4	4	1	2	3	5	2	3	4	4	3	0	2	0							
			社会保険庁	債権全般	社会保険庁	23	○	○	収入事務取扱要領(昭和43年3月20日庁保発第4号)	×	○	△	×	×	×	○	△	○	×	×	×	×	×	×	—					
						【総合評価】(厚1・2・23)						1	3	2	1	0	0	3	1	2	2	2	2	0	0	0				
						社会保険庁						24	○	○	社会保険滞納処分の実務(社会保険庁経理課)	—	—	—	○	—	○	×	○	×	○	○	—	—	—	—
						25						○	○	滞納処分事務の手引き(社会保険庁)	—	—	△	○	—	○	△	○	△	○	△	—	—	—	—	
						【総合評価】(厚1・2・23・24・25)						1	3	3	3	0	2	4	3	3	4	4	2	0	0	0				
						北海道社会保険事務局						26	○	○	滞納処分実施要綱・要領(平成16年8月改定北海道社会保険事務局)	—	—	—	△	—	△	×	△	△	△	—	—	—	—	○
【総合評価】(厚1・2・23・24・25・26)						1	3	3	4	0	3	4	4	4	5	4	2	0	4	2										
宮城社会保険事務局						【総合評価】(厚1・2・23・24・25)						1	3	3	3	0	2	4	3	3	4	4	2	0	0	0				
愛知社会保険事務局						【総合評価】(厚1・2・23・24・25)						1	3	3	3	0	2	4	3	3	4	4	2	0	0	0				
石川社会保険事務局						27	○	○	平成17年度健康保険・厚生年金保険料等の徴収方針	×	×	△	△	—	△	△	△	△	△	—	×	×	×	○						
【総合評価】(厚1・2・23・24・25・27)						1	3	4	4	0	3	5	4	4	5	4	2	0	0	2										
金沢南社会保険事務所						28	○	○	平成17年度保険料等徴収計画	×	×	△	△	—	△	△	△	△	△	—	×	×	×	○						
【総合評価】(厚1・2・23・24・25・27・28)						1	3	5	5	0	4	6	5	5	6	4	2	0	0	4										
金沢北社会保険事務所						29	○	○	平成17年度保険料徴収目標の設定及び徴収計画の策定	×	×	△	△	—	△	△	△	△	△	—	×	×	×	○						
【総合評価】(厚1・2・23・24・25・27・29)						1	3	5	5	0	4	6	5	5	6	4	2	0	0	4										
小松社会保険事務所						30	○	○	平成17年度保険料徴収計画	×	×	△	△	—	△	△	△	△	△	—	×	×	×	○						
【総合評価】(厚1・2・23・24・25・27・30)						1	3	5	5	0	4	6	5	5	6	4	2	0	0	4										
大阪社会保						【総合評価】(厚1・2・23・24・25・27・30)						1	3	5	5	0	4	6	5	5	6	4	2	0	0	4				

所管府省等	債権の種類	マニュアル作成機関	マニュアル掲載債権種類		マニュアルの内容	マニュアルの内容																
			マニュアル番号	国徴収等による債権		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
						債権の発生又は帰属等の通知	債権の調査確認及び納入の告知等の手続	督促	債務者の資力の把握	強制履行等の請求等の手続	自力執行(滞納処分)の手続	延滞金の取扱い	時効中断の方法	消滅時効期限到来債権の取扱い	徴収停止(滞納処分執行停止)の手続	履行延期の特約(納付の猶予)等の手続	免除の手続	みなし消滅の手続	債務者の住所変更等に伴う引継ぎの手続	回収方針・計画		
			愛媛社会保険事務局	○	滞納処分マニュアル(平成13年4月愛媛社会保険事務局)	1	3	3	3	0	2	4	3	3	4	4	2	0	0	0		
			【総合評価】(厚1・2・23・24・25)																			
			愛媛社会保険事務局	○	滞納処分マニュアル(平成13年4月愛媛社会保険事務局)	—	—	—	○	—	○	×	○	×	△	△	—	—	—	—	—	
			【総合評価】(厚1・2・23・24・25・31)																			
			松山西社会保険事務所	○	平成17年度滞納処分の方針(松山西社会保険事務所)	—	—	—	×	—	○	×	△	×	×	×	—	—	—	—	○	
			【総合評価】(厚1・2・23・24・25・31・32)																			
			今治社会保険事務所	○	平成17年度保険料等収納確保対策実施要綱(今治社会保険事務所)	×	×	×	×	—	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	○	
			【総合評価】(厚1・2・23・24・25・31・32)																			
			熊本社会保険事務局	○	平成17年度 保険料等収納対策要綱	×	×	×	△	—	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	○	
			【総合評価】(厚1・2・23・24・25・34)																			
			沖縄社会保険事務局	○	沖縄社会保険滞納整理基本方針(沖縄社会保険事務局)	×	×	○	×	—	○	×	△	○	×	×	×	×	×	×	○	
			【総合評価】(厚1・2・23・24・25・35)																			
			浦添社会保険事務所	○	平成17年度保険料徴収推進月間実施計画書(年末)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
			【総合評価】(厚1・2・23・24・25・36)																			
返納金損害賠償金		沖縄社会保険事務局	○	返納金債権等整理事務処理要領(平成14年4月1日沖縄社会保険事務局)	×	×	○	×	—	×	×	△	×	×	×	×	×	×	○			
【総合評価】(厚1・2・23)																						
農林水産省	債権全般	農林水産省	1	○	農林水産省債権管理事務取扱規程(昭和45年農林省訓令第48号)	△	△	×	×	△	×	△	×	×	○	○	○	×	○	—		
			2	○	国の債権の管理等に関する事務取扱について(昭和32年1月23日32経厚課第128号)	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—
			3	○	国の債権の管理等に関する法律第38条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定による基準の制定について(昭和34年10月23日34経厚第443号)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—
			【総合評価】(農1・2・3)																			
			総合食料局																			
			【総合評価】(農1・2・3)																			
			経営局																			
			【総合評価】(農1・2・3)																			
			農村振興局																			
			【総合評価】(農1・2・3)																			
			東北農政局																			
			【総合評価】(農1・2・3)																			
			関東農政局																			
			【総合評価】(農1・2・3)																			
			近畿農政局																			
			【総合評価】(農1・2・3)																			
			九州農政局																			
			【総合評価】(農1・2・3)																			

所管府省等	債権の種類	マニュアル作成機関	マニュアル掲載債権種類		マニュアルの名称	マニュアルの内容																
			マニュアル通し番号	国税徴収等の例による債権		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
						債権の発生又は帰属等の通知	債権の調査確認及び納入の告知等の手続	督促	債務者の資力の把握	強制履行等の請求等の手続	自力執行(滞納処分)の手続	延滞金の取扱い	時効中断の方法	消滅時効期限到来債権の取扱い	徴収停止(滞納処分執行停止)の手続	履行延期の特約(納付の猶予)等の手続	免除の手続	みなし消滅の手続	債務者の住所変更等に伴う引継ぎの手続	回収方針・計画		
農業経営基盤強化措置特会	債権全般	農林水産省	4	○	農業経営基盤強化措置特別会計 債権管理及び歳入徴収事務の手引き(平成10年2月構造改善局農政部農地課農地業務室)	×	△	△	×	△	○	○	○	△	○	△	△	△	×	—		
			【総合評価】(農1・2・3・4)					1	2	1	0	2	2	3	2	1	4	3	3	1	2	0
	農地保有合理化促進対策資金貸付金	農林水産省	5	○	農業経営基盤強化措置特別会計に属する農地保有合理化促進対策資金貸付金の債権の管理、歳入の徴収及び歳出等の事務取扱要領(平成5年10月20日付け5構改B第789号)	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	○	—		
			【総合評価】(農1・2・3・5)					3	4	1	0	2	2	5	2	1	4	3	5	1	4	0
	就農支援資金貸付金	農林水産省	6	○	農業経営基盤強化措置特別会計に所属する就農支援資金貸付金関係の債権の管理、歳入の徴収及び歳出等の事務取扱要領(平成7年2月15日7農蚕第991号)	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	○	×		
			【総合評価】(農1・2・3・6)					3	4	1	0	2	2	5	2	1	4	5	3	1	4	0
	農業改良資金政府貸付金	農林水産省	7	○	農業経営基盤強化措置特別会計に所属する農業改良資金政府貸付金関係の債権の管理及び歳入の徴収等の事務処理要領(昭和60年9月6日付け60農蚕第4180号)	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	○	—		
			【総合評価】(農1・2・3・7)					3	4	1	0	2	2	5	2	1	4	3	5	1	4	0
	林野庁	債権全般	林野庁	8	○	債権管理マニュアル(平成14年1月林野庁管理課会計調達班)	×	×	○	○	○	×	○	○	×	×	×	△	○	×	—	
				9	○	森林管理署等における初心者のための経理事務マニュアル(平成13年3月林野庁管理課)	○	△	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	—
		【総合評価】(農1・2・3・7・8)					3	1	2	2	3	0	3	2	0	2	2	3	2	2	0	
		北海道森林管理局	【総合評価】(農1・2・3・7・8)					3	1	2	2	3	0	3	2	0	2	2	3	2	2	0
中部森林管理局			【総合評価】(農1・2・3・7・8)					3	1	2	2	3	0	3	2	0	2	2	3	2	2	0
			近畿中国森林管理局	【総合評価】(農1・2・3・7・8)					3	1	2	2	3	0	3	2	0	2	2	3	2	2
九州森林管理局				【総合評価】(農1・2・3・7・8)					3	1	2	2	3	0	3	2	0	2	2	3	2	2
		国有林野事業特会	林野庁	10	○	国有林野事業特別会計債権管理事務取扱細則(昭和53年3月28日付け53林野経第126号)	○	×	△	×	○	×	×	×	×	○	○	×	×	○	—	
【総合評価】(農1・2・3・10)					3	1	1	0	3	0	3	0	0	4	4	2	0	4	0			
水産庁		債権全般	水産庁	【総合評価】(農1・2・3)					1	1	0	0	1	0	1	0	0	2	2	2	0	2
	【総合評価】(農1・2・3)					1	1	0	0	1	0	1	0	0	2	2	2	0	2	0		
経済産業省	債権全般	経済産業省	1	○	経済産業省所管債権管理事務取扱規程(昭和32年32会第178号)	○	○	△	×	×	×	△	×	×	○	○	○	△	○	—		
			2	○	国の債権の管理等に関する法律第38条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定による徴収停止及び履行延期の特約又は処分に関する実施基準(昭和35年3月29日34会第736号)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—		
	【総合評価】(経1・2)					2	2	1	0	0	0	1	0	0	2	2	2	1	2	0		
	貿易経済協力局	【総合評価】(経1・2)					2	2	1	0	0	0	1	0	0	2	2	2	1	2	0	
		東北経済産業局	【総合評価】(経1・2)					2	2	1	0	0	0	1	0	0	2	2	2	1	2	0
	関東経済産業局		【総合評価】(経1・2)					2	2	1	0	0	0	1	0	0	2	2	2	1	2	0
		中部経済産業局	【総合評価】(経1・2)					2	2	1	0	0	0	1	0	0	2	2	2	1	2	0
	【総合評価】(経1・2)					2	2	1	0	0	0	1	0	0	2	2	2	1	2	0		

所管府省等	債権の種類	マニュアル作成機関	マニュアル掲載債権種類		マニュアルの内容	マニュアルの内容																	
			マニュアル通し番号	国税徴収等の例による債権		マニュアルの名称	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
							債権の発生又は帰属等の通知	債権の調査確認及び納入の告知等の手続	督促	債務者の資力の把握	強制履行等の請求等の手続	自力執行(滞納処分)の手続	延滞金の取扱い	時効中断の方法	消滅時効期限到来債権の取扱い	徴収停止(滞納処分執行停止)の手続	履行延期の特約(納付の猶予)等の手続	免除の手続	みなし消滅の手続	債務者の住所変更等に伴う引継ぎの手続	回収方針・計画		
		中国経済産業局																					
			【総合評価】(経1・2)					2	2	1	0	0	0	1	0	0	2	2	2	1	2	0	
		九州経済産業局																					
			【総合評価】(経1・2)					2	2	1	0	0	0	1	0	0	2	2	2	1	2	0	
		資源エネルギー庁																					
			【総合評価】(経1・2)					2	2	1	0	0	0	1	0	0	2	2	2	1	2	0	
		原子力安全・保安院																					
			【総合評価】(経1・2)					2	2	1	0	0	0	1	0	0	2	2	2	1	2	0	
特許庁																							
	【総合評価】(経1・2)					2	2	1	0	0	0	1	0	0	2	2	2	1	2	0			
中小企業庁																							
	【総合評価】(経1・2)					2	2	1	0	0	0	1	0	0	2	2	2	1	2	0			
補助金の返納金債権等		関東経済産業局	3	○	○	債権管理マニュアル(平成13年10月関東経済産業局会計課決算債権係)	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	—			
			【総合評価】(経1・2・3)					4	4	2	2	2	2	3	2	2	4	4	2	3	2	0	
国土交通省	債権全般	国土交通省	1	○	○	国土交通省所管債権管理事務取扱規則(平成13年国土交通省訓令第62号)	○	○	△	×	△	△	△	×	×	○	○	○	○	○	—		
			2	○		国土交通省の所管債権に係る国の債権の管理等に関する法律第38条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定による徴収停止及び履行延期の特約又は処分に関する基準の制定について(平成16年12月22日付け国官会第1340号)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—		
			3	○		消滅時効が完成した収納未済金等の取扱いについて(昭和43年12月7日付け建設省会発第953号)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	○	—	—	
			【総合評価】(国1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	2	2	2	2	2	2	2	0
		自動車交通局																					
			【総合評価】(国1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	2	2	2	2	2	2	2	0
		中部運輸局																					
			【総合評価】(国1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	2	2	2	2	2	2	2	0
		航空局																					
			【総合評価】(国1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	2	2	2	2	2	2	2	0
			東京航空局																				
				【総合評価】(国1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	2	2	2	2	2	2	0
		大阪航空局																					
			【総合評価】(国1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	2	2	2	2	2	2	2	0
		北海道局																					
			【総合評価】(国1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	2	2	2	2	2	2	2	0
		北海道開発局																					
			【総合評価】(国1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	2	2	2	2	2	2	2	0
		東北地方整備局																					
			【総合評価】(国1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	2	2	2	2	2	2	2	0
関東地方整備局	4	○	○	債権・歳入マニュアル(1994(旧)関東地方建設局会計課歳入係)	×	△	×	×	×	△	○	△	×	×	×	×	×	×	×	△			
	5	○		債権が消滅したものとみなして整理する場合の取扱いについて(昭和43年12月17日建関会第585号)	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	—				
	【総合評価】(国1・2・3・4・5)					2	3	1	0	1	2	3	1	4	2	2	2	4	2	1			
北陸地方整備局																							
	【総合評価】(国1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	2	2	2	2	2	2	2	0		

所管府省等	債権の種類	マニュアル作成機関	マニュアル掲載債権種類		マニュアルの内容	マニュアルの内容																	
			マニュアル番号	国徴収等による債権		マニュアルの名称	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
							債権の発生又は帰属等の通知	債権の調査確認及び納入の告知等の手続	督促	債権者の資力の把握	強制履行等の請求等の手続	自力執行(滞納処分)の手続	延滞金の取扱い	時効中断の方法	消滅時効期限到来債権の取扱い	徴収停止(滞納処分執行停止)の手続	履行延期の特約(納付の猶予)等の手続	免除の手続	みなし消滅の手続	債権者の住所変更等に伴う引継ぎの手続	回収方針・計画		
		中部地方整備局	6	○	債権管理事務取扱要領(平成15年10月1日中部地方整備局通知第10号)	△	×	△	×	×	×	△	×	△	×	×	×	△	×	—			
			【総合評価】(国1・2・3・6)					3	2	2	0	1	1	2	0	3	2	2	2	3	2	0	
			近畿地方整備局	【総合評価】(国1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	2	2	2	2	2	2	0
				7		不納欠損の整理の取扱いについて(平成15年3月13日国中整会第317号)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	—	
			【総合評価】(国1・2・3・7)					2	2	1	0	1	1	1	0	3	2	2	2	2	2	2	0
			四国地方整備局	8	○	○	債権管理実務参考(平成13年12月四国地方整備局会計課)	○	△	△	×	△	△	×	△	○	○	○	○	○	×	—	
				9	○	○	歳入徴収事務参考(平成13年12月四国地方整備局会計課)	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	—	
				【総合評価】(国1・2・3・8・9)					4	4	2	0	2	2	1	1	4	4	4	4	4	2	0
			九州地方整備局	【総合評価】(国1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	2	2	2	2	2	2	0
				【総合評価】(国1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	2	2	2	2	2	2	2
			東京管区気象台	【総合評価】(国1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	2	2	2	2	2	2	0
				【総合評価】(国1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	2	2	2	2	2	2	0
			第一管区海上保安本部	【総合評価】(国1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	2	2	2	2	2	2	0
				【総合評価】(国1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	2	2	2	2	2	2	0
第三管区海上保安本部	【総合評価】(国1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	2	2	2	2	2	2	0			
	【総合評価】(国1・2・3)					2	2	1	0	1	1	1	0	2	2	2	2	2	2	0			
自動車損害賠償金債権、過怠金債権等	自動車交通局	10	○	○	自動車損害賠償保障法の政府保障事業に係る債権回収事務について(平成16年9月16日国自保第965号)	×	×	○	△	○	—	△	×	×	△	○	×	×	×	—			
		【総合評価】(国1・2・3・10)					2	2	3	1	3	1	2	0	2	3	4	2	2	2	0		
中部運輸局	【総合評価】(国1・2・3・10)					2	2	3	1	3	1	2	0	2	3	4	2	2	2	0			
	【総合評価】(国1・2・3・10)					2	2	3	1	3	1	2	0	2	3	4	2	2	2	0			
物件使用料公共事業費受益者等負担金	関東地方整備局	11		○	未納債権の事務処理について(昭和49年建開会第547号)	×	×	×	×	—	×	×	△	○	×	×	×	○	×	—			
		12		○	道路占用料徴収事務等の取扱いについて(昭和42年10月27日建開会第711号)	×	○	△	×	—	×	○	×	×	×	×	×	×	×	—			
		13		○	道路法第73条第1項に規定する督促について(平成9年4月1日(関東)文書番号不明)	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		14		○	関東地方整備局道路損傷処理事務取扱要領について(平成14年1月9日国関東道政第723号)	△	△	×	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—		
		【総合評価】(国1・11・12・13・14)					4	4	2	0	1	1	3	1	2	2	2	2	4	2	0		
北陸地方整備局	15		○	道路法に係る債権事務の取扱いについて(平成8年12月26日建北会第196号)	×	×	○	×	—	×	△	×	×	×	×	×	×	×	○	—			
	16		○	債権消滅の確認及び不能欠損事務について(昭和51年3月29日建北会第59号)	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—			
	【総合評価】(国1・15・16)					2	2	3	0	1	1	2	0	0	2	2	2	2	4	0			
中部地方整備局	17		○	未納債権の事務処理について(通知)(昭和57年1月6日建部会第2号)	×	×	△	×	—	×	×	○	○	×	—	×	○	×	—				
	【総合評価】(国1・17)					2	2	2	0	1	1	1	2	2	2	2	4	2	0				
中国地方整備局	18		○	未納債権の事務取扱いについて(平成15年9月26日国中整会第131号)	×	×	×	×	—	×	×	△	×	×	×	×	×	×	—				
	19		○	未納債権の事務取扱いについての運用について(平成15年9月26日中国地方整備局会計課事務連絡)	×	×	△	×	—	×	×	△	△	×	×	×	×	×	—				
	【総合評価】(国1・18・19)					2	2	2	0	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	0			
九州地方整備局	20		○	道路整備特別会計における道路附属物等復旧工事の事務取扱要領(昭和46年6月7日建九達第13号)	△	×	×	×	—	×	×	×	×	×	—	×	×	×	—				
	21		○	未納債権の事務取扱いについて(昭和53年1月11日建九会第17号)	×	×	×	×	—	×	×	○	○	×	—	×	×	×	—				
	22		○	債権保全の適正化及び収納促進について	×	×	×	×	—	×	×	△	×	×	—	×	×	×	○				
	【総合評価】(国1・20・21・22)					3	2	1	0	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2			

所管府省等	債権の種類	マニュアル作成機関	マニュアル掲載債権種類		マニュアルの内容	マニュアルの内容															
			マニュアル番号	国徴収等による債権		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
内閣府	物件使用料、公共事業費受益者等負担金	沖縄総合事務局	23	○	沖縄総合事務局道路損傷処理事務取扱要領(昭和49年10月15日開建行第204号)	△	×	×	×	—	×	×	×	×	×	—	×	×	×	—	
			24	○	道路附属物等復旧費負担金の収納未済金に関する事務の取扱いについて(昭和54年8月16日開管理第643号)	—	—	○	×	—	×	×	△	○	×	×	×	×	×	×	—
			【総合評価】(国1・2・23・24)					3	2	3	0	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2
環境省	債権全般	環境省	1	○	環境省債権管理事務取扱規則(平成13年環境省訓令第24号)	○	○	△	×	△	×	△	×	×	○	○	○	○	○	—	
			2	○	環境省における債権の管理事務のうち国の債権の管理等に関する法律第38条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定による徴収停止及び履行延期の特約又は処分に関する基準について(平成13年1月6日環境会第20号)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—
			【総合評価】(環1)					2	2	1	0	1	0	1	0	0	2	2	2	2	2
日本郵政公社	返納金債権	日本郵政公社貯金事務センター	1	○	恩給等返還金債権の管理に係る事務取扱手続(平成17年3月貯金事務センター編)	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○	○	×	○	○	—	
			【総合評価】(郵1)					2	2	2	0	2	0	2	0	2	2	2	0	2	2
		小樽貯金事務センター	2	○	返納金債権事務処理マニュアル(平成18年1月通常貯金計画係)	△	△	△	×	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—
			【総合評価】(郵1・2)					3	3	3	0	2	0	2	0	2	2	2	0	2	2
		仙台貯金事務センター				【総合評価】(郵1)	2	2	2	0	2	0	2	0	2	2	2	0	2	2	0
			横浜貯金事務センター				【総合評価】(郵1)	2	2	2	0	2	0	2	0	2	2	2	0	2	2
		長野貯金事務センター					【総合評価】(郵1)	2	2	2	0	2	0	2	0	2	2	2	0	2	2
			金沢貯金事務センター				【総合評価】(郵1)	2	2	2	0	2	0	2	0	2	2	2	0	2	2
		大阪貯金事務センター					【総合評価】(郵1)	2	2	2	0	2	0	2	0	2	2	2	0	2	2
			広島貯金事務センター	3	○	債権管理マニュアル(仮称)	×	△	△	×	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		【総合評価】(郵1)					2	3	3	0	2	0	2	0	2	2	2	0	2	2	0
		福岡貯金事務センター				【総合評価】(郵1)	2	2	2	0	2	0	2	0	2	2	2	0	2	2	0

- (注) 1 当省の調査結果による。調査対象機関等から入手した債権管理に関するマニュアル(規程類含む)のうち、債権の種類別に、主なものについて評価した。
- 2 各マニュアルごとの評価は、債管法の規定等やマニュアルの実例に基づき当省で設定した15項目について、次のとおり行った。
- 実施方法等について具体的な記載がある。
 - △ 実施方法等について記載があるが、具体性に欠ける、又は不十分である。
 - × 記載がない、不適切な記載がある。
 - 項目として該当せず(例 一般債権の管理マニュアルについては、「6 自力執行(滞納処分)の手続」は該当しない。)
- 3 【総合評価】は、○を2点、△を1点、×を0点とした上で、次により行った。
- ① 債権の種類と債権管理機関に着目し、債権管理機関が債権の種類に応じたマニュアルをどの程度有しているかをとりまとめた。
 - ② 同じ種類の債権について、上部機関と下部機関がマニュアルを作成している場合は、各項目ごとに、上部機関と下部機関のマニュアルの点数を合計した(例えば、上下2機関の合計の場合、各項目の最高点は○二つの4点となる。)
 - ③ 例えば、同じ種類の債権について複数のブロック機関がマニュアルを作成している場合は、複数のマニュアルの点数を合計せず、各項目ごとに一番高い点数を採用した(この場合、各項目の最高点は○の2点となる。)
 - ④ 「債権全般」を対象としたマニュアルの点数は、特定の種類の債権の管理にも適用されるものとして合計している。

表2- (3)-② 滞納処分の実施方法が具体的に示されているマニュアルの事例

滞納処分に関するマニュアルの構成例 (内容省略)			
徴収関係事務取扱手引Ⅱ (抄) (厚生労働省労働基準局労働保険徴収課)		社会保険滞納処分の実務 (抄) (社会保険庁経理課)	
第3章	差押え	第2章	差押え
第1節	差押えの通則	第1節	差押えの通則
第1	差押えの意義	1	差押えの意義
第2	差押えの行為	2	差押えを行うことができる職員
第3	差押えの執行	3	差押えを行うにあたっての留意事項
第2節	差押財産	4	差押えができる場合
第1	差押え対象財産の一般的要件	5	差押えができない場合
第2	差押え対象財産が特殊財産である場合	6	差押えの時期
第3	差押財産の選択	7	差押えの手続
第3節	差押禁止財産	8	差押調書の作成
第1	差押えが禁止されている財産	9	差押調書の謄本の交付
第4節	財産別の差押え手続	10	差押財産搬出調書の作成及び交付
第1	動産又は有価証券の差押	11	差押書の作成及び交付
第2	債権の差押	12	差押えの登記等
第3	不動産の差押	13	質権者、仮差押えをした執行裁判所等に対する差押えの通知
第4	船舶又は航空機の差押	14	担保のための仮登記の権利者に対する差押えの通知
第5	自動車の差押	15	保険者又は共済事業者に対する差押えの通知
第6	建設機械の差押	16	内部事務
第7	電話加入権の差押	第2節	差押えの効力
第8	第三債務者等がない無体財産権の差押	1	処分禁止の効力
第9	第三債務者等がある無体財産権の差押	2	時効中断の効力
第5節	差押換え	3	従物に対する差押えの効力
第1	一般の差押換え	4	果実に対する差押えの効力
第2	相続人が行う差押換えの請求	5	保険に付されている財産に対する差押えの効力
第6節	差押えの解除及び取消し	6	継続的な収入に対する差押えの効力
第1	差押え解除の意義	7	相続等があった場合の滞納処分の効力
第2	参加差押えを受けている場合の差押え解除	8	仮差押え又は仮処分がされた財産に対する滞納処分の効力
第3	差押えの取消し		
第4章	交付要求及び参加差押	第3節	差押えの対象となる財産
第1節	交付要求	1	差押えの対象となる財産の一般的要件
第1	交付要求の意義	2	差押対象財産が特殊財産である場合
第2	交付要求をする場合	3	差し押える財産の選択
第3	交付要求の効力	第4節	差押えを禁止されている財産
第4	特殊な場合の交付要求		

第5	債権現在額申立書を提出すべき旨の催告を受けた場合	1	絶対に差押えができない財産
		2	特別法により差押えが禁止されている財産
第6	交付要求の解除	3	給与、賞与及び退職手当の差押禁止
第7	交付要求解除の請求を受けた場合	4	社会保障制度に基づく給付の差押禁止
第8	交付要求を受けた場合	5	条件付で差押えができない財産
第2節	参加差押え	第5節	財産別の差押手続
第1	参加差押えの意義	第1款	動産及び有価証券の差押え
第2	参加差押えをする場合	第2款	債権の差押え
第3	参加差押えの効力	第3款	不動産の差押え
第4	特殊な場合の参加差押え	第4款	船舶又は航空機の差押え
第5	参加差押え解除の請求及び請求を受けた場合	第5款	自動車の差押え
		第6款	建設機械の差押え
第6	換価の催告等	第7款	特許権等(第三債務者等がない無体財産権等)の差押え
第7	参加差押えの基因となっている差押えが解除された場合	第8款	電話加入権の差押え
第8	参加差押えの解除	第9款	合名会社の社員の持分等(第三債務者等がある無体財産権等)の差押え
第9	参加差押えを受けた場合	第6節	差押換え
第5章	財産の換価	1	一般の差押換え
第1節	換価処分	2	相続人が行う差押換えの請求
第1	換価の意義	第7節	差押えの解除
第2	換価	1	差押えの解除の要件
第3	換価手続	2	差押えの解除の手続
第4	売却決定手続	3	参加差押えを受けている場合の差押えの解除
第5	売却決定の取消	4	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律との関係
第2節	換価代金等の配当	5	差押えの取消し
第1	配当の意義	第7章	参加差押え及び交付要求
第2	配当の手続	第1節	参加差押え
第3	換価代金の交付と供託	1	参加差押えをする場合
		2	参加差押えを受けた場合
		第2節	交付要求
		1	交付要求をする場合
		2	交付要求を受けた場合

表2-③-③ 強制履行の請求等の手続が具体的に示されているマニュアルの事例

債権管理マニュアル（抄）（平成14年1月林野庁管理課会計調達班）〔一般債権〕	
内 容	<p>第4</p> <p>3. ○ヶ月経過（法務局等との協議）</p> <p>細則（当省注1）第25条第2項において、「<u>履行期限を○ヶ月経過しても履行のない債権（以下「不良債権」という。）については、法務局長等と十分協議の上、緊密な連絡をとる</u>」と規定されている。</p> <p>これは、後述「4. ○ヶ月経過（強制履行の請求等）」の手続きが可及的速やかに行われるよう、早い段階から法務局等と密接な関係を持つことを規定しているものである。</p> <p>4. ○ヶ月経過（強制履行の請求等）</p> <p>債権管理法第15条において「督促があった後、<u>相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、・・・</u>」と強制履行の請求等について規定しているところであるが、「相当の期間」については細則第25条第1項において、「原則として<u>履行期限を○ヶ月経過したとき</u>」（第1号）及び「<u>債務者の動向等により必要と認めるとき</u>」（第2号）と規定している。</p> <p>実務的には、請求する森林管理局等の所在地を管轄する法務局長等に対して強制執行等の手続きを請求（注）（債権管理法第15条、第18条及び第28条）し、請求を受けた法務局等は「<u>国の債権についての訟務事務処理要領</u>」（以下「<u>訟務事務要領</u>」という。）（当省注2）に基づき、①即決和解、②支払督促、③本訴提起の順で解決を行い、若しくは強制執行により手続きを行うこととなる。</p> <p>この法的手続きについては「法務大臣の権限における行為」であり、基本的には法務局の職員が「指定代理人」として対応することとなるが、事例によっては請求した森林管理局等の職員も「指定代理人」として対応する場合もある。</p> <p>また、法務局長等から、訟務事務について「<u>終了通知</u>」があった場合には、その結果に基づき<u>再度債権管理を行うこととなり、「処理打切通知」があった場合には、法的手続きを講じることなく、消滅時効の完成を待つこととなる。</u></p> <p>なお、和解が成立した場合は、「<u>旧債権が消滅し、和解条項に基づく新債権が発生した</u>」ものとして取り扱うこととなる。（歳入入出力事例Q&A P-191）</p> <p>（注） 法務局長等に対して請求する場合の担当窓口は基本的に「訟務部訟務課」であるが、公文書による請求を行う前に法務局等に出向き、請求に係る記載内容、準備資料等について十分打合わせを行うことが重要である。</p> <p>（1）即決和解</p> <p>即決和解は、「<u>債権の存在については認めるものの、なんらかの理由により履行しない（できない）債務者</u>」に対して履行期限を延長したり、分割弁済を認める等、いわゆる「履行</p>

延期の特約」(債権管理法第24条)に代わる措置であり、「起訴前の和解」とも言われている。

即決和解について法的な解釈をすると、「訴訟を起こす前に、簡易裁判所に対して和解の申立てを行い、裁判所の勧告により成立した和解の内容を調書に記載してもらう手続き」であり、国の債権においては、債権管理法第28条に「履行延期の特約に代わる和解」として規定され、履行延期の特約をしようとする場合において、併せて「債務名義」(参考)を取得して執行力を確保することにより、債権管理の実効性を確保(速やかに強制執行等を行うことが出来る。)するための措置である。

国の手続きにおける具体例を挙げると、「債務者に支払い意志があるものの、1回で弁済できないが、分割では弁済できる。」等の場合に、歳入徴収官と債務者との間で支払方法等について折衝し、「履行延期の特約等に関する合意」が成立すると見込まれる場合において、法務局等に即決和解の手続きの請求をすることにより、裁判所は和解調書を作成し、併せて債務名義も取得することとなる。

(参考) 債務名義

債務名義とは、「一定の私法上の請求権の存在と範囲を証する書面であって、かつ、その請求権の内容を実現するために、法律によって執行力が認められた公正証書(公証人が法令の定めるところに従い、法律行為その他私権に関する事実について作成した証書)をいう。

強制執行をするためには、必ず必要となる。(民事執行法第22条)

債務名義の主なものは、(1)確定判決(民執法22①)、(2)仮執行宣言付判決(同②)、(3)仮執行宣言付支払督促(同④)、(4)執行証書(同⑤)、(5)確定判決と同一の効力を有するもの(同⑦。和解調書・認諾証書・調停調書等)がある。

(2) 支払督促

支払督促とは、民事訴訟法第382条において規定されている債権(金銭債権等)に限り、債権者(国)が裁判所に申立てを行うことにより、債務者の審尋をせずに、裁判所が債務者に支払督促を行うとともに、債権者に債務名義を付与する手続きであり、時間も費用もそれほど掛からない利点がある。

また、債務者に対する支払督促送達後2週間以内に「督促異議の申立てがない」及び「督促異議の申立てが却下された」場合に、債権者(国)からの申立てによって「仮執行宣言」が発せられ(民事訴訟法第391条)、「確定判決と同一の効力を有する。」(民事訴訟法第396条)ことから、執行力が付与され、直ちに強制執行の申立てが出来ることとなる。

なお、債務者から「督促異議の申立てがあった場合」は、申立てについて裁判所が審査し、却下されない場合には「訴訟」へ移行することとなる。

国の手続きでは、歳入徴収官が法務局等に対して強制執行の請求を行う場合で、債務者

が前述の即決和解の折衝に応じなかった場合であって、「債務の存在・金額等につき争う意志が明らかでないとき」に行うのが支払督促であり、債務者が債務の存在等について争う意志がある場合においては、下記（３）の「訴訟の提起」を行うこととなる。

(参考) 支払督促（民事訴訟法）

第 382 条 金銭その他の代替物又は有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求については、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、支払督促を発することができる。ただし、日本において公示送達によらないでこれを送達することができる場合に限る。

第 391 条第 1 項 債務者が支払督促の送達を受けた日から二週間以内に督促異議の申立てをしないときは、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、支払督促に手続の費用額を付記して仮執行の宣言をしなければならない。ただし、その宣言前に督促異議の申立てがあった場合には、この限りでない。

第 396 条 仮執行の宣言を付した支払督促に対し督促異議の申立てがないとき、又は督促異議の申立てを却下する決定が確定したときは、支払督促は、確定判決と同一の効力を有する。

(3) 訴訟提起

歳入徴収官から法務局等に対して強制履行の請求を行った場合で、即決和解及び支払督促における解決がなされなかった場合、または、上記支払督促における「異議の申立てが却下されなかった場合」において、債務者を相手として訴訟の提起を行うこととなる。

国の債権に関する訴訟については、

①債務者が国に対して申立てる・・・「債務の存在等の否認」など

②国が債務者に対して申立てる・・・「支払い請求」など

があり、訴訟により立件を行う場合においては、基本的に法務局等が事務手続きを行うこととなるが、前述のとおり、請求する森林管理局等においても「指定代理人」となる場合もあるので、法務局等と打ち合わせを行う必要がある。

また、訴訟案件となった場合には、証拠書類及び事件の経過報告等について提出することとなることから、証拠書類等については債権の発生時点から順次整理を行う必要がある、訴訟の提起等を行う時点で「慌てて整理」することの無いよう、日頃から心掛けておくこと。

(4) 強制執行

強制執行とは、「判決等により認められた私法上の請求権（「債務名義」。上記（１）参考）を実際の「お金」として手に入れるために、執行機関（民事執行法第 2・3 条）が債務者の財産を強制的に差押えて換価し、その代金を債権者に引渡しをする」ことであり、金銭

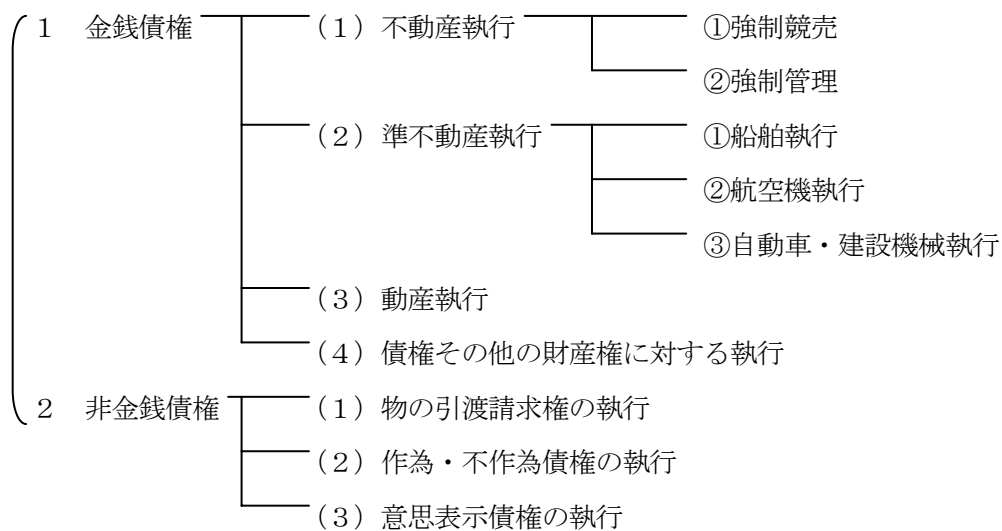
債権の代表的な強制執行手順について示すと、

- ①債務者の財産の差押え
- ②入札・競売による換価
- ③債権者へ配当

のようになり、「国」も「一般人」と対等な立場で手続を行うこととなります。

また、執行機関が執行する場合は、「請求権の存在を調査しないで執行する」ことから、民事執行法第 22 条において「強制執行は、次に掲げるもの（債務名義）により行う。」とし、また、同法第 25 条において「強制執行は、執行文の付された債務名義の正本に基づいて実施する。」と規定し、執行の基礎となる請求権の存在を、「債務名義」により行うこととしている。

強制執行は、実現される請求権の性質等により次のとおり分類される。



国の手続では、歳入徴収官が法務局等に対して強制執行の申立の依頼を行い、法務局等は「強制執行の目的とする財産の所在を管轄する裁判所等」に対して依頼し、執行官が執行することとなる。

この場合の「管轄する裁判所等」については、

- ①不動産・・・不動産の所在地を管轄する地方裁判所
- ②動産・・・動産の所在地の執行官
- ③債権及びその他財産権・・・債務者の所在地の地方裁判所

である。

(参考) 民事執行法

第 2 条 民事執行は、申立てにより、裁判所又は執行官が行う。

第 3 条 裁判所が行う民事執行に関してはこの法律の規定により執行処分を行うべき裁判所をもって、執行官が行う執行処分に関してはその執行官の所属する地方裁判所をもって執行裁判所とする。

第22条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。

- 一 確定判決
- 二 仮執行の宣言を付した判決
- 三 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判（確定しなければその効力を生じない裁判にあつては、確定したものに限る。）
- 四 仮執行の宣言を付した支払督促
- 四の二 訴訟費用若しくは和解の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分又は第42条第4項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める裁判所書記官の処分（後者の処分にあつては、確定したものに限る。）
- 五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの（以下「執行証書」という。）
- 六 確定した執行判決のある外国裁判所の判決又は仲裁判断
- 七 確定判決と同一の効力を有するもの（第3号に掲げる裁判を除く。）

第23条 執行証書以外の債務名義による強制執行は、次に掲げる者に対し、又はその者のためにすることができる。

- 一 債務名義に表示された当事者
 - 二 債務名義に表示された当事者が他人のために当事者となった場合のその他人
 - 三 前2号に掲げる者の債務名義成立後の承継人（前条第1号、第2号又は第6号に掲げる債務名義にあつては、口頭弁論終結後の承継人）
- 2 執行証書による強制執行は、執行証書に表示された当事者又は執行証書作成後のその承継人に対し、若しくはこれらの者のためにすることができる。
- 3 第1項に規定する債務名義による強制執行は、同項各号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者に対しても、することができる。

第25条 強制執行は、執行文の付された債務名義の正本に基づいて実施する。ただし、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促により、これに表示された当事者に対し、又はその者のためにする強制執行は、その正本に基づいて実施する。

(当省注1) 国有林野事業特別会計債権管理等事務取扱細則（昭和53年3月28日 53林野経第126号）

(当省注2) 国の債権についての訟務事務処理要領（平成16年1月16日 法務省訟財第50号）

表2-③-④ 債務者や債権の態様等に応じた対応措置のルールが定められたマニュアルの事例

	財務局・財務事務所の物件貸付料債権等 [一般債権]																																							
内容	<p>財務省では、近年、普通財産の貸付料債権に係る収納未済額が累積している状況から、その解消を図ることを目的として、平成17年に審理室長事務連絡を各財務局あて通知している。</p> <p>上記事務連絡では、以下のとおり、支払意思のない債務者等を「誠意なき債務者」として、その延滞金額、延滞期間に応じて、支払督促、支払計画の徴求、即決和解又は調停、訴訟提起などの措置を講ずることとされている。</p> <p style="text-align: center;">誠意なき債務者及び対応措置等に関する規程の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">内 容 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">誠意なき債務者の区分方法</td> <td colspan="4"> 大口債務者の場合（平成15年度末時点において延滞債権がA万円以上の債務者） 1次判定 ○ 債務者に対し督促状を送付し、期日までに納付困難な場合、支払計画等についての相談を要請する ○ 支払計画等について相談意思を表明したもの以外を「誠意なき債務者」に区分 2次判定 ○ 履行期限5年以内の即決和解等の合意又は支払計画の提出折衝を行い、5年以内の完済が不可能な者のうち「無資力又はこれに近い状態」にあると判断できない者は「誠意なき債務者」に区分 その他の債務者 大口債務者に準じて区分 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対応措置等</td> <td colspan="4"> 法的措置 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">延滞年数</th> <th colspan="2">誠意なき債務者</th> <th colspan="2">誠意ある債務者</th> </tr> <tr> <th>大口債務者</th> <th>その他</th> <th>大口債務者</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a年以上</td> <td>訴訟提起</td> <td>訴訟提起</td> <td>即決和解又は調停</td> <td>即決和解又は調停</td> </tr> <tr> <td>b年以上 a年未満</td> <td>訴訟提起</td> <td>支払督促</td> <td>即決和解又は調停</td> <td>支払計画の徴求</td> </tr> <tr> <td>c年以上 b年未満</td> <td>支払督促</td> <td>支払督促</td> <td>支払計画の徴求</td> <td>支払計画の徴求</td> </tr> </tbody> </table> 法的措置の手順 [誠意なき債務者の場合] ○ 督促状の送付 ○ 催告状の送付 ○ 契約解除の通知 ○ 訴訟又は支払督促の依頼開始 [誠意ある債務者の場合] ○ 即決和解又は調停の依頼開始 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省で通知内容を要約した。</p> <p>また、法的措置の実施に係る法務省への請求手続等については、「管財関係の債権にかかる訴務事務について」（昭和34年8月4日蔵理第1680号）、「管財関係債権の訴務事務処理要領について」（昭和41年11月12日蔵国有第2776号）等により定められている。</p> <p>[北陸財務局の例]</p> <p>平成14年度以降平成17年11月末までで、督促に応じず弁済にいたっていない履行期限到来債権は、1件のみである。</p> <p>当該事例は、平成13年10月以降の国有地貸付料に係る物件貸付料債権が未弁済で、貸付</p>	内 容 等					誠意なき債務者の区分方法	大口債務者の場合（平成15年度末時点において延滞債権がA万円以上の債務者） 1次判定 ○ 債務者に対し督促状を送付し、期日までに納付困難な場合、支払計画等についての相談を要請する ○ 支払計画等について相談意思を表明したもの以外を「誠意なき債務者」に区分 2次判定 ○ 履行期限5年以内の即決和解等の合意又は支払計画の提出折衝を行い、5年以内の完済が不可能な者のうち「無資力又はこれに近い状態」にあると判断できない者は「誠意なき債務者」に区分 その他の債務者 大口債務者に準じて区分				対応措置等	法的措置 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">延滞年数</th> <th colspan="2">誠意なき債務者</th> <th colspan="2">誠意ある債務者</th> </tr> <tr> <th>大口債務者</th> <th>その他</th> <th>大口債務者</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a年以上</td> <td>訴訟提起</td> <td>訴訟提起</td> <td>即決和解又は調停</td> <td>即決和解又は調停</td> </tr> <tr> <td>b年以上 a年未満</td> <td>訴訟提起</td> <td>支払督促</td> <td>即決和解又は調停</td> <td>支払計画の徴求</td> </tr> <tr> <td>c年以上 b年未満</td> <td>支払督促</td> <td>支払督促</td> <td>支払計画の徴求</td> <td>支払計画の徴求</td> </tr> </tbody> </table> 法的措置の手順 [誠意なき債務者の場合] ○ 督促状の送付 ○ 催告状の送付 ○ 契約解除の通知 ○ 訴訟又は支払督促の依頼開始 [誠意ある債務者の場合] ○ 即決和解又は調停の依頼開始				延滞年数	誠意なき債務者		誠意ある債務者		大口債務者	その他	大口債務者	その他	a年以上	訴訟提起	訴訟提起	即決和解又は調停	即決和解又は調停	b年以上 a年未満	訴訟提起	支払督促	即決和解又は調停	支払計画の徴求	c年以上 b年未満	支払督促	支払督促	支払計画の徴求	支払計画の徴求
内 容 等																																								
誠意なき債務者の区分方法	大口債務者の場合（平成15年度末時点において延滞債権がA万円以上の債務者） 1次判定 ○ 債務者に対し督促状を送付し、期日までに納付困難な場合、支払計画等についての相談を要請する ○ 支払計画等について相談意思を表明したもの以外を「誠意なき債務者」に区分 2次判定 ○ 履行期限5年以内の即決和解等の合意又は支払計画の提出折衝を行い、5年以内の完済が不可能な者のうち「無資力又はこれに近い状態」にあると判断できない者は「誠意なき債務者」に区分 その他の債務者 大口債務者に準じて区分																																							
対応措置等	法的措置 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">延滞年数</th> <th colspan="2">誠意なき債務者</th> <th colspan="2">誠意ある債務者</th> </tr> <tr> <th>大口債務者</th> <th>その他</th> <th>大口債務者</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a年以上</td> <td>訴訟提起</td> <td>訴訟提起</td> <td>即決和解又は調停</td> <td>即決和解又は調停</td> </tr> <tr> <td>b年以上 a年未満</td> <td>訴訟提起</td> <td>支払督促</td> <td>即決和解又は調停</td> <td>支払計画の徴求</td> </tr> <tr> <td>c年以上 b年未満</td> <td>支払督促</td> <td>支払督促</td> <td>支払計画の徴求</td> <td>支払計画の徴求</td> </tr> </tbody> </table> 法的措置の手順 [誠意なき債務者の場合] ○ 督促状の送付 ○ 催告状の送付 ○ 契約解除の通知 ○ 訴訟又は支払督促の依頼開始 [誠意ある債務者の場合] ○ 即決和解又は調停の依頼開始				延滞年数	誠意なき債務者		誠意ある債務者		大口債務者	その他	大口債務者	その他	a年以上	訴訟提起	訴訟提起	即決和解又は調停	即決和解又は調停	b年以上 a年未満	訴訟提起	支払督促	即決和解又は調停	支払計画の徴求	c年以上 b年未満	支払督促	支払督促	支払計画の徴求	支払計画の徴求												
延滞年数	誠意なき債務者		誠意ある債務者																																					
	大口債務者	その他	大口債務者	その他																																				
a年以上	訴訟提起	訴訟提起	即決和解又は調停	即決和解又は調停																																				
b年以上 a年未満	訴訟提起	支払督促	即決和解又は調停	支払計画の徴求																																				
c年以上 b年未満	支払督促	支払督促	支払計画の徴求	支払計画の徴求																																				

契約書の更新手続もとられていない。平成15年3月の納入告知以降、督促状の発行、面談、電話督促、面談要請等の文書発出にもかかわらず、債務者に弁済の姿勢がないことから、北陸財務局では、平成17年5月から地方法務局と協議を開始している。さらに、平成17年審理室長事務連絡を受け、17年12月にも地方法務局と協議を行い、対応措置に着手している。

表2-③-⑤ みなし消滅に向けた事務処理の手続が規定されているマニュアルの事例

	地方整備局等の損害賠償金債権等 [一般債権] [国税徴収等の例による債権]
内容	<p>旧建設省主(所)管の債権については、「消滅時効が完成した収納未済金等の取扱いについて」(昭和43年12月7日付け建設省会発第953号、総括債権管理官から債権管理官あて。以下「収入未済金取扱通知」という。)において、消滅時効が完成した債権の処理の手続等が規定されている。</p> <p>i) 河川敷又は道路敷の占用料、砂利又は砂の採取料等の公法上の債権は、5年の時効期間が満了し、消滅時効が完成すれば、債務者の援用を待たず消滅する。</p> <p>ii) 民法第145条の規定により当事者の援用を必要とする私法上の債権については、改めて督促をし、債務者から何ら意思表示がないものについては、援用の見込みがあるものとする。</p> <p>iii) 消滅時効の進行中に「差押、仮差押え又は仮処分」や「承認」の措置を執ったものは、時効が中断されるので注意する。なお、「請求」は、6か月以内に裁判上の請求、和解のための呼出し若しくは任意出頭、破算手続参加、差押、仮差押又は仮処分をしたものでなければ、時効中断の効力がなく、また、裁判上の請求その他の手続をとっても、これが取り消されたり却下された場合は、同様に時効中断の効力が生じない。</p> <p>(注1) 消滅時効が完成し、かつ、債務者が時効を援用する見込みがある場合は、経過を明らかにした書類を作成し、債権のみなし消滅の処理をすることが認められている(債権管理事務取扱規則第30条)。</p> <p>ただし、収入未済金取扱通知は、消滅時効完成後に改めて督促をかける時期や、督促後、債務者からの意思表示がない期間がどの程度あれば時効の援用の見込み有りとするかについては規定していない。</p> <p>(注2) 当省で通知内容を要約した。</p> <p>なお、収入未済金取扱通知を受けてのブロック機関の通知(「債権が消滅したものとみなして整理する場合の取扱いについて」(昭和43年12月7日付け建関会第585号、債権管理官から分任債権管理官あて)では、債権の取り立て等の措置については、積極的に管理を行い、十分な措置を講じなかったことにより時効が完成し、みなし消滅の整理をするといった取扱いの生じないように常に留意し、適正な管理事務を行うことを要求している。</p>

表 2 - (3) - ⑥ 回収業務の一部を弁護士に委託できる仕組みが設けられ、実際に運用されている事例

	労働局の損害賠償金債権 [一般債権]
内容	<p>厚生労働省労働基準局では、第三者行為災害に係る求償債権の効果的回収を図るため、債権回収業務に精通する弁護士又は弁護士法人に回収業務の一部を委託できるよう「求償債権の回収業務委託実施要綱」を定め、「求償債権の回収業務の業務委託の実施について」（平成 17 年 7 月 19 日付け基発第 0719002 号厚生労働省労働基準局長）により都道府県労働局長宛通知している。</p> <p>「求償債権の回収業務委託実施要綱」の概要</p> <p>i) 委託対象事案</p> <p>求償債権額が A 万円以上で、行政と債務者の見解に相違点が存する等の理由から、回収に当たって困難を伴うと見込まれるもの。ただし、A 万円を下回る場合であっても、回収に当たって特に困難が伴うと見込まれ、回収債権の額と報酬額を勘案して、委託する効果が高いものはこの限りではない。</p> <p>ii) 業務内容</p> <p>イ 折衝前の準備調査（過失割合や不動産評価証明等の資産調査など）、ロ 債務者に対する内容証明郵便の送付、ハ 内容証明郵便送付後に債務者から連絡がない場合の再送付、ニ 債務者との折衝、ホ 債務承認書の作成、へ 終了報告書の提出、ト その他債権回収のために必要な業務、チ 回収に至らなかった場合は経緯報告、回収業務で知り得た債務者の資産状況、勤務先、住所などの資料提出</p> <p>iii) 報酬額</p> <p>請求額と報酬上限額の比較を行い、低い額を報酬額とする。</p> <p>報酬上限額の算出方法は、B 万円を最低保証額とし回収額比例額を回収額の大きさに応じて率を改定し合算する。なお、回収額比例額は積み上げ方式とする。</p> <p>(注) 当省で通知内容を要約した。</p> <p>今回、当省が調査した時点で、次のとおり本通知に基づき弁護士に回収業務を委託している事例がみられた。</p> <p>1 石川労働局の例</p> <p>平成 17 年 10 月、第三者行為災害に係る求償債権のうち、回収困難な事案 2 件について労災法務専門員である弁護士に回収業務を委託している。</p> <p>委託した債権は、①債務者が学生であり、返済能力が乏しい上、保護者が返済等を拒否していたもの、②債務者（保険会社）が被害者と寄与率で合意せず、保険金の支払いがないものである。</p> <p>石川労働局労災補償課では、「弁護士への回収業務の委託は、始まったばかりでまだ結果が</p>

でていない状況ではあるが、非常に助かる制度である。今後、委託件数は増えていくものと考えている。」としている。

2 新潟労働局の例

平成 17 年 11 月、新潟労働局の法務専門員である弁護士に第三者行為災害による損害賠償債権の回収業務を委託している。

表 2 - (3) - ⑦ 弁護士や税理士と契約し債権管理に関する法律相談、助言、指導、研修会を行っている事例

	<p>北陸総合通信局の電波利用料債権 [国税徴収等の例による債権]</p> <p>北陸総合通信局では、平成 14 年度から滞納処分の実施に際しての専門家の助言、指導等を得ることを目的として、税理士 1 名とコンサルタントとしての年間委託契約を締結している。このコンサルタントは、2 か月に 1 回程度通信局に来局することとしているほか、電話等で個別事案に関する助言・指導を行っている。</p> <p>なお、これまでに北陸総合通信局における滞納処分の実績もある程度上がり、知識や経験もある程度十分な蓄積ができたことから、このコンサルタント契約は平成 17 年度限りで終了する予定である。</p> <p>北陸総合通信局財務室では、「滞納処分に関する知識や実績がほとんどない状態から、税理士であるコンサルタントによるこれまでの助言、指導によって現在のよう滞納処分実績を上げることができるまでになった。コンサルタントに対しては、必要が生じた都度、電話で助言を求めたり、来局の際には、個別事案に対するケーススタディなどを実施してきた。現在、当局が行っている預金口座の差押えに関してはある程度十分な知識と経験を蓄積でき、このコンサルタントの委嘱については、一定の成果が得られたと考えており、本年度限りで委嘱契約を終了することとしている。」としている。</p>
	<p>近畿地方整備局の損害賠償金債権等 [一般債権]</p> <p>近畿地方整備局では、弁護士と契約を行い、整備局の業務全般で発生する法律問題について相談を行っている。</p> <p>本相談は、整備局で発生する法律問題全般について相談できる契約となっており、債権管理に関しては、損害賠償金債権及び費用弁償金債権について相談を行っている。</p>
	<p>熊本社会保険事務局の損害賠償金債権等 [一般債権] [国税徴収等の例による債権]</p> <p>熊本社会保険事務局では、顧問弁護士及び徴収業務アドバイザーを委嘱している。</p> <p>① 顧問弁護士：昭和 60 年度から、政府管掌健康保険における第三者行為に係る求償事務等の適正化を目的とし、被保険者や事業所その他とのトラブルに備え委嘱。徴収業務その他行政面での各種法律相談及び相手弁護士との交渉を行う（県下 1 名）。</p> <p>② 徴収業務アドバイザー：平成 15 年度から、管内各社会保険事務所の保険料収納対策を支援することを目的とし、収納強化のためアドバイザーとして税理士に委嘱。徴収に関する相談及び指導を行う（県下 1 名）。</p>

表2-(3)-⑧ 法務省等とも協力し、ブロック機関が府県単位機関も参加させて債権管理に関する研修を開催している事例

	近畿財務局の物件貸付料債権等 [一般債権]
内容	<p>近畿財務局における債権管理の事務体制は、審理課の課長（1人）、上席国有財産管理官（1人）と債権管理班（2人）及び徴収班（2人及び非常勤職員1人）の合計7人となっている。</p> <p>（※非常勤職員は平成16年9月から配置。60歳未満の金融機関勤務経験者との条件で公募。担当業務は電話、文書、戸別訪問による督促、分納返済中の債務者への債務残額の通知など。）</p> <p>研修については、次のとおり本省の主催や企画に基づき債権管理、徴収業務、訴訟事務、事例研究などの研修が行われている。</p> <p>i) ADAMS（官庁会計事務データ通信システム）操作研修 1～2日間 債権管理班と徴収班の5人の全員が受講</p> <p>ii) 財務総合政策研究所研修部（本部・支所）の債権管理・徴収業務・訴訟事務などの専門研修や初任者研修 1～5日間 上記5人が受講</p> <p>iii) 法律相談会（法務本省及び大阪法務局訟務部付検事、並びに同局訟務官等が来局し、貸付料収納未済事案、相続人不明の財産処理などの事案について実施。） 2日間 上記法務省職員のほか近畿財務局管内の管財担当職員35人が受講</p> <p>平成17年度近畿財務局法律相談会の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開催場所 近畿財務局（1日目）、神戸財務事務所（2日目） 2 参加者 法務省本省（検事、法務専門官）、大阪法務局（検事ほか2名）、神戸地方法務局（上席訟務官）、財務省本省（課長補佐）、近畿財務局管内の管財系統職員（約35名）、北陸、中国及び四国財務局管財系統職員（5名） 3 日程 1日目（午後）法律相談検討会（近畿財務局） 2日目（午前）神戸財務事務所管内事案の調査 （午後）法律相談検討会（神戸財務事務所） 4 主な検討課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付料収納未済事案に係る賃貸借契約の解除及び債権回収について ・ 貸付相手方が死亡し、相続人が不明となっている財産の処理について ・ 国有地内の放置車両の処理について

表2-(3)-⑨ 上部機関による支援の事例

	<p>熊本労働局の保険料債権等 [国税徴収等の例による債権]</p>																				
<p>内容</p>	<p>熊本労働局管内において、労働基準監督署が債権管理・徴収を担当している郡部（熊本労働局本局が所管している熊本市内、八代市内、玉名市内、菊池市内、人吉市内、本渡市内を除く。）の債権のうち、一定の期間（注）以上滞納している債権については本局（労働保険徴収室）に管理・徴収が引き継がれている。この理由は、徴収に専門的に対応できる労働保険徴収室が担当することにより、債権徴収を円滑に行うためとしている。</p> <p>（注） 具体的期間が、ルールとして定められている。</p>																				
	<p>石川社会保険事務局金沢北社会保険事務室等の保険料債権等 [国税徴収等の例による債権]</p>																				
<p>内容</p>	<p>石川社会保険事務局は、管内社会保険事務所が参加する「保険料合同対策会議」を実施し、長期大口の滞納事業所への個別の対応方針について指示・指導を行っている。</p> <p>保険料合同対策会議は、毎年7月から12月を中心に、事務局保険課職員が管内4社会保険事務所へ出張し、長期（滞納が累計で〇か月以上続いている）かつ大口（滞納金額がA万円以上）滞納事業所に対する対応状況について報告を受けるとともに、今後の対応方針について指示・指導を行うもので、景気後退の影響で保険料徴収率に低下がみられた平成8年度から実施されている。</p> <p>石川社会保険事務局金沢北社会保険事務室では、この効果について、①長期かつ大口滞納事業所に対する対応状況を定期的に報告しなければならないため曖昧な対応をすることができないという職員の意識の向上につながる、②指示・指導は類似業種の他事業所への対応にも応用でき、実践的効果があるとしている。</p> <p style="text-align: center;">平成17年度における保険料合同対策会議の実施状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>実施月日</th> <th>指導事務所・室</th> <th>実施月日</th> <th>指導事務所・室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月10日</td> <td>七尾、金沢北</td> <td>10月5日</td> <td>金沢北</td> </tr> <tr> <td>7月7日</td> <td>金沢南、小松</td> <td>11月29日</td> <td>金沢南、小松</td> </tr> <tr> <td>8月10日</td> <td>金沢北、七尾</td> <td>12月14日</td> <td>金沢北</td> </tr> <tr> <td>9月9日</td> <td>金沢南、小松</td> <td>2月14日</td> <td>金沢南、金沢北</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 当省の調査結果による。</p>	実施月日	指導事務所・室	実施月日	指導事務所・室	6月10日	七尾、金沢北	10月5日	金沢北	7月7日	金沢南、小松	11月29日	金沢南、小松	8月10日	金沢北、七尾	12月14日	金沢北	9月9日	金沢南、小松	2月14日	金沢南、金沢北
実施月日	指導事務所・室	実施月日	指導事務所・室																		
6月10日	七尾、金沢北	10月5日	金沢北																		
7月7日	金沢南、小松	11月29日	金沢南、小松																		
8月10日	金沢北、七尾	12月14日	金沢北																		
9月9日	金沢南、小松	2月14日	金沢南、金沢北																		

3 債権管理業務の効果的かつ適切な実施

勸告	説明図表番号
<p>(1) 国の債権に係る情報開示の充実</p> <p>歳入・歳出一体改革が国の最重要課題と位置付けられている中、国の財政状況についての情報を開示し、行政として説明責任を履行していくことが強く求められている。また、情報開示と説明責任の履行は、国民によるチェック機能を高めるとともに、行政府自身の業務管理を向上させ、財政活動の効率化・適正化に資するところとなる。</p> <p>国の債権は国の財産の一部であり、その額も多額に上ることから、国の債権の現状についての情報は、国の財政状況に関する重要な情報の一つである。</p> <p>国の債権に係る開示資料としては、毎年度、財務省において、各府省等から送付された「債権現在額報告書」を取りまとめて「債権現在額総計算書」を作成し、これに基づき、内閣が歳入歳出決算とともに国会に提出している「国の債権の現在額総報告」（債管法第 39 条及び第 40 条）がある（以下、これらの報告をまとめて「債権現在額総報告等」という。）。債権現在額総報告等は、財務省のホームページで一括して公表されている。</p> <p>また、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 37 条に基づき、財務省が作成し、歳入歳出決算に添付して国会に提出されている「歳入決算明細書」等も、財務省のホームページで公表されている。</p> <p>これら既存の開示資料の内容をみると、債権現在額総報告等は、歳入金債権のほか、歳入外債権、積立金及び資金も含む各年度末現在の国の債権額を、一般会計にあつては府省等ごとに、特別会計にあつては会計ごとに、債権の種類、債権の発生時期（前年度以前発生債権、当該年度発生債権）、履行期限到来状況（履行期限到来額、履行期限未到来額）等を区分して掲載している。</p> <p>歳入決算明細書は、各府省所管の一般会計や各特別会計について、収納済歳入額、不納欠損額等を掲載している。</p> <p>ただし、債権現在額総報告等が債権の種類など債権に着目した区分に従って作成されているのに対し、歳入決算明細書は歳入歳出予算の区分に従って作成されていることから、2つの書類を組み合わせても、国の債権の動向をより深く読み取ることは困難となっている。</p> <p>このほか、管理する債権の現状について各府省が独自に公表している例も特に見受けられない。</p> <p>「1 国の歳入金債権の動向からみた課題」で示したように、一般会計及び特別会計の全般において、各年度末の現在額の数字からは読み取ることができないが、毎年度、多額の歳入金債権が発生し、弁済等によって消滅している。また、「年度末の現在額」の額の大きい府省、特別会計、債権種類と「年度中の発生額」・「年度中の弁済額」や「不納欠損額」の額の大きい府省、特別会計、債権種類とは異なっている。このように、国の債権や債権管理の現状は、年度末一時点の現在額の数字だけから読み取ることはできない。年度末の現在額の数字と年度中の発生額、消滅額、さらに消滅原因ごとの額等の数字を組み合わせ、国の債権が、どのような分野で、どのような種類のものが、どれだけ発生</p>	

し、管理回収されているか、履行期限が到来しても回収されないもの、不納欠損処理となっているものがどれくらいあるか等を一覧性の高い形で国民に対して情報開示していくことが必要であるが、前述のように、現在は行われていない。

また、「1 国の歳入金債権の動向からみた課題」で示したように、履行期限が到来した債権の回収が進んでいない状況が、一般会計及び特別会計の随所にうかがわれるほか、「2 歳入金債権の債権管理事務の問題点等」で示したように、債権管理機関の債権管理には、事務の各段階を通じて問題点がみられる。このような状況に対しては、債権管理機関が、債権の発生から消滅に至る全体の動向を常に視野に置き、債権管理事務をより効果的・効率的なものとしていくことが必要であり、情報開示と説明責任の履行はこれを促す意味でも重要である。

債管法第9条において、財務大臣は、債権管理事務の総括機関として位置付けられ、債権の管理の適正を期するため、債権の管理に関する制度を整え、債権の管理に関する事務の処理手続を統一し、及び当該事務の処理について必要な調整をするものとされている。

【所見】

したがって、財務省は、国の債権及び債権管理の現状についての透明性を確保し、国の債権の効果的かつ効率的な管理を推進する観点から、国の債権に係る情報開示の充実を図るため、国の年度末の債権現在額と年度中の債権発生額及び消滅額並びに消滅の内容等が一覧性のある形で開示されるよう、各府省の情報開示の方法等を検討し、調整を行う必要がある。

4 滞納の拡大防止対策等の的確な実施

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>給付金、助成金等について、受給者側の受給資格違反や届出義務違反、あるいは、行政機関側の事務処理の誤り等による過誤払いがあった場合には、返納金債権が発生する。こうした債権は、発生そのものが望ましくないものである上、発生の発見が遅れば、過誤払いされた金銭が費消されて回収が困難となったり、再度の過誤払いが発生して債権額が累積（法律的には追加的な債権が発生）する。</p> <p>また、物件使用料債権等について使用料等の支払いが滞った場合も、当該使用の許可等が取り消されずに継続・更新されれば債権額が累積する。このような債権額の累積により、滞納が拡大する。さらに、弁済についての誠意がない債務者との関係では、更に弁済意欲を損なう結果ともなる。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、調査した 195 機関について、返納金債権の発生原因となる受給者側の違反の早期発見対策等の実施状況、物件使用料債権等の滞納がある場合の使用の許可等の状況を調査した結果は、次のとおりである。</p> <p>(1) 返納金債権の発生等防止対策</p> <p>労働者災害補償保険年金の支給業務では、受給者等の生存確認について住民基本台帳ネットワークシステムの活用が進んでいない。</p> <p>総務省の恩給支給業務では、遺族からの死亡失権届の提出がない場合でも、恩給の支給期ごとに、住民基本台帳ネットワークシステムとのデータ突合により受給者等の生存確認を行い、過誤払いによる返納金債権の発生防止に努めている。また、データ突合後に受給者が死亡し、恩給が支給された場合でも次の支給期（3か月後）の前に再度のデータ突合があるため、再度の過誤払いが防止されるほか、当初の過誤払いが早期に発見され、返納金債権の効果的な回収につながっている。</p> <p>しかしながら、厚生労働省の労働者災害補償保険年金の支給業務では、労災年金受給者が死亡した場合の把握は、遺族から提出される死亡届により行っている。このため、死亡届の未提出等により年金の過誤払いが発生し、場合によっては、年に一回の定期報告書の未提出による支給停止までの間、過誤払いが繰り返されることになる。</p> <p>(注) 社会保険庁の国民年金及び厚生年金の支給業務については、平成 18 年 10 月から住民基本台帳ネットワークシステムを活用して年金受給者の現況確認が行われており、これにより現況届は、原則提出不要となったところである。今後、両年金については、年金受給者の現況届は廃止される予定である。</p>	<p>表 4 - (1) - ①</p>

(2) 物件使用料債権等の滞納拡大防止対策

法律に基づく許可の取消等を行うことが可能であるが、滞納者に対して一律に許可の更新が行われている事例あり。

- a 道路占用許可に伴う占用料が未納の場合、道路法に基づく処分に違反することとなるため監督処分(占用許可取消、原状回復の命令等)を行うことが法律上可能となるにもかかわらず、国道事務所等では、「占用料の納付は更新許可の要件ではない」として、滞納者の許可の更新を行っている例が広くみられる(松山河川国道事務所、広島国道事務所、仙山河川国道事務所、大宮国道事務所、新潟国道事務所、長岡国道事務所、札幌開発建設部及び旭川開発建設部の物件使用料債権)。
- b 電波利用料が未納の場合、電波法違反となるため、期限を定めて無線局の運用停止の命令を行い、さらに、同命令に従わない場合は免許の取消も法律上可能であるが、これらを実際に運用する際の基準等が定められていなかったこと、滞納処分を優先的に実施してきたことなどの理由で、電波利用料滞納者の免許の更新を行っている(総合通信局 10 機関すべての電波利用料債権)。

【所見】

したがって、厚生労働省、国土交通省及び総務省は、国の債権の滞納の拡大防止と債務者の置かれた事情も踏まえた効果的な債権回収を推進する観点から、次の措置を講ずること。

- ① 厚生労働省は、死亡による失権者に対する労働者災害補償保険年金の過誤払いによる返納金債権の発生を防止し、発生した場合も早期に発見するため、受給者等の生存確認に当たっては、住民基本台帳ネットワークシステムを活用すること。
- ② 国土交通省は、物件使用料債権の弁済が滞っている債務者について、占用許可を取り消す、あるいは、更新しない等の措置を検討すること。
- ③ 総務省は、電波利用料債権の弁済が滞っている債務者について、無線局の運用停止の命令を行う、免許を取り消す、あるいは更新しない等の措置を講ずる際の運用基準等を検討すること。

表 4 - (2) -

①

表 4 - (2) -

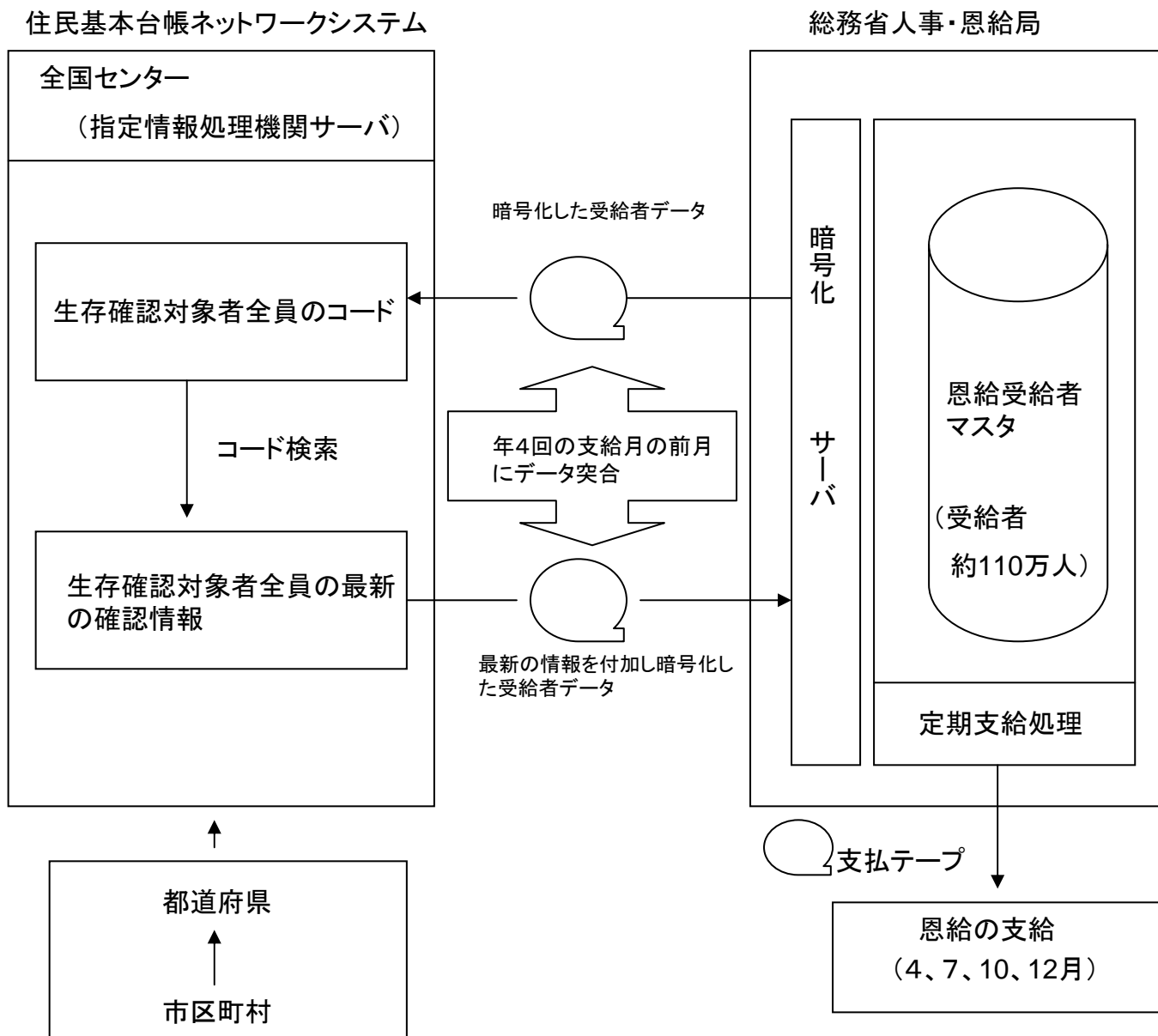
②

図4 - (1)-① 過誤払い防止のため住民基本台帳ネットワークシステムを利用している事例

総務省の恩給支給業務では、受給者データと住民基本台帳ネットワークシステムのデータを突合させて死亡失権による過誤払いの防止を行っている。

- ・ 受給者についての最新の情報を基に定期支給処理（年4回）を行うことにより、遺族等から死亡失権の連絡がない場合でも、支払いを差し止めることができ、過誤払いの防止を行っている。
- ・ また、従来、年一回受給者に提出を求めていた受給権調査を廃止し、受給者の負担軽減を図ることにもなっている。

概略図



(注) 当省の調査結果による。

表4-2-1 道路占用料滞納でも占用許可を更新している事例

松山河川国道事務所等の物件使用料債権 [国税徴収等の例による債権]									
内容	<p>道路の占用については、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項により、道路管理者の許可を受けなければならないとされており、また、同法第39条第1項により、道路の占用につき占用料を徴収することができることとされている。</p> <p>さらに、道路法第71条第1項（道路管理者等の監督処分）は、道路管理者は、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者等に対し、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によって与えた許可又は承認の取消や道路を現状に回復することの命令ができる旨規定している。</p> <p>道路占用料の徴収は、行政手続法上の処分にあたることから、占用料の未納者は道路法に基づく処分に違反していることになり、法律上は監督処分が可能である。</p> <p>なお、占用許可の取消後も占用が継続すれば、物件使用料債権ではなく損害賠償金債権が発生することになる。また、行政代執行により原状回復を行った場合、費用弁償金債権が発生することになる。</p> <p>○ 松山河川国道事務所の例</p> <p>松山河川国道事務所では、道路占用許可（最長5年）を受けた者に対し、道路占用許可書とともに、「占用許可に伴う一般条件」を記した書面を交付しており、この書面では、占用料について、「占用料を納入告知書により定められた期間内に納めること。」としているが、占用料の未納を理由に占用許可を取り消した実績はない。</p> <p>また、長期間（1年以上）に渡る占用者に対しては、占用許可期間満了の前に「道路占用許可申請（協議）書（更新）」を往復はがきにより送付し、引き続き占用の意思を有していることが確認できれば、更新許可を行うとしている。この際、過年度分の占用料の未納の有無は考慮しておらず、未納者に対する納付指導も行っていない。</p> <p>今回、抽出調査した物件使用料債権（道路占用料に係る債権）は12件あり、このうち、占用料の未納があるにもかかわらず、道路占用許可が更新されているものが1件みられた。</p> <p>当該事例では、平成11年度分の占用料が未納であったが、平成12年5月に占用許可が更新され、さらにその後3年間の許可期間中、占用料の納付が全くないにもかかわらず、15年3月に許可の更新がされている。</p> <p style="text-align: center;">占用料の未納があるにもかかわらず、道路占用許可が更新されている例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">未納の状況</th> <th style="width: 20%;">未納額</th> <th style="width: 20%;">更新許可年月</th> <th style="width: 40%;">債権管理等の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成11年度～17年度</td> <td>元本合計額 約1万円</td> <td>平成12.5 15.3</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成11年度分は、消滅時効の到来により、不納欠損処理（平成16.5） ○ 12年度分は、消滅時効の到来により、不納欠損処理（平成17.6） ○ 13～17年度分は、平成17.12全額弁済 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>	未納の状況	未納額	更新許可年月	債権管理等の状況	平成11年度～17年度	元本合計額 約1万円	平成12.5 15.3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成11年度分は、消滅時効の到来により、不納欠損処理（平成16.5） ○ 12年度分は、消滅時効の到来により、不納欠損処理（平成17.6） ○ 13～17年度分は、平成17.12全額弁済
未納の状況	未納額	更新許可年月	債権管理等の状況						
平成11年度～17年度	元本合計額 約1万円	平成12.5 15.3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成11年度分は、消滅時効の到来により、不納欠損処理（平成16.5） ○ 12年度分は、消滅時効の到来により、不納欠損処理（平成17.6） ○ 13～17年度分は、平成17.12全額弁済 						

松山河川国道事務所（道路管理第一課）では、道路占用許可は、道路法第 32 条から第 39 条等に定める占用許可基準に従って審査しており、この審査基準上、特に問題がなければ、占用許可を与えなければならない、また、仮に過年度分の占用料の未納を理由に占用許可の取消、期間の短縮等を行ったとしても、占用物件が撤去されるとは考えにくく、不法占用を増加させるだけであるとしている。

○ 広島国道事務所の例

広島国道事務所では、道路占用許可の更新を担当する管理第 1 課は、更新許可申請者の道路占用料の納付状況は把握していない。また、債権管理事務を担当する経理課は、管理第 1 課に対し、道路占用料の未納状況の資料は提供していない。

今回、物件使用料債権（道路占用料に係る債権）の未納者（平成 17 年 11 月末現在 88 人）の中で滞納時期が古いものから 20 人を抽出し、更新許可（道路占用許可期間は 5 年）の状況を調査したところ、以下の事例を含む 5 人について、更新許可前に未納額がある状況で許可が更新されていた。

占用料の未納があるにもかかわらず、道路占用許可が更新されている事例

事例	占用物件	区分	許可時期	未納の状況
1	出看板	前許可	平成 10 年 6 月(10～14 年度)	平成 13 年度、14 年度の合計約 4 万円が未納
		現許可	15 年 5 月(15～19 年度)	15～17 年度の合計約 7 万円が未納
2	投光器 日よけ	前許可	10 年 2 月(9～13 年度)	13 年度の占用料約 2 万円が未納
		現許可	14 年 4 月(14～18 年度)	14～17 年度の合計約 6 万円が未納

(注) 当省の調査結果による。

広島国道事務所（道路管理第 1 課）では、道路占用料の未納がないことが更新許可の要件にされていないので、未納を理由に更新許可しないことはできないとしている。

表 4 - (2) - ② 電波利用料滞納でも免許を更新している事例

総合通信局の電波利用料債権 [国税徴収等の例による債権]																
内 容	<p>電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 103 条の 2 において、免許人は、電波利用料を国に収めなければならないと規定されている。したがって、電波利用料が未納の場合は同法に違反することとなるため、3 か月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命令することができ、この運用停止命令に従わない場合には免許の取消も可能となっている（電波法第 76 条第 1 項及び第 3 項）。</p> <p>今回調査した 10 総合通信局では、未納による無線局の運用停止命令等の運用する場合の基準等が定められていないこと、滞納処分が優先的に実施されてきたことなどから、電波利用料滞納者に対して無線局の運用停止命令等を行っていない。</p> <p>○ 近畿総合通信局の例</p> <p>近畿総合通信局における 3 種類の無線局について、平成 17 年度の再免許申請時の再免許の状況を見ると、表のとおり、再免許申請無線局については、すべて再免許が行われている。</p> <p style="text-align: center;">再免許申請時における電波利用料未納の再免許の状況 (単位：局)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>再免許申請無線局数</th> <th>再免許無線局数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アマチュア局</td> <td style="text-align: center;">7,573</td> <td style="text-align: center;">7,573</td> </tr> <tr> <td>簡易無線局</td> <td style="text-align: center;">10,998</td> <td style="text-align: center;">10,998</td> </tr> <tr> <td>特定船舶局</td> <td style="text-align: center;">824</td> <td style="text-align: center;">824</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">19,395</td> <td style="text-align: center;">19,395</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>他方、アマチュア無線局の免許の更新時における納付指導実績をみると、平成 15 年度から 17 年度までに毎年約 300 人程度が電波利用料滞納による納付指導を受けており、その中には、その後も電波利用料を納付しない者もみられる。</p>	種 類	再免許申請無線局数	再免許無線局数	アマチュア局	7,573	7,573	簡易無線局	10,998	10,998	特定船舶局	824	824	計	19,395	19,395
種 類	再免許申請無線局数	再免許無線局数														
アマチュア局	7,573	7,573														
簡易無線局	10,998	10,998														
特定船舶局	824	824														
計	19,395	19,395														

勸告	説明図表番号
<p>(2) 適切かつ効果的な債権管理事務の推進</p> <p>「2 歳入金債権の債権管理事務の問題点等」の「(2) 債権管理事務の処理状況」で示したように、債権管理事務の各段階を通じ、法令等で定められた事務が適切に実施されていないなどの事例が幅広くみられる。</p> <p>上記事例には、債管法に規定する「債権管理簿への登載」や「督促の実施」を行っていないなど基本的な事務処理手続の実施に問題があるものもみられるが、債務者との関係で「資力調査」や「強制的な措置」を適切に実施できていないなど国の財産の善良な管理者としての判断に問題があるものもみられる。</p> <p>特に、「マニュアルがない」、「ノウハウがない」として資力調査や強制的な措置に消極的となっている債権管理機関が数多くみられたが(注)、前述のとおり、不十分な資力調査からは債権回収に関する適時・適切な方針と判断は生まれにくい。また、強制的な措置についてのノウハウは、債権管理機関が債権管理事務全般を的確に実施していく上で重要である。</p> <p>さらに、「債権管理事務の引継ぎ」や「みなし消滅による不納欠損処理」について「マニュアルがないために実施していない」という疎明がみられるほか、「督促」、「延滞金の取扱い」についても、マニュアルの記載内容に問題があり、事務処理が不適切となっている事例がみられるなど、債権管理事務の各段階において、実務マニュアルの不備やノウハウの不足に起因する問題が存在する。</p> <p>(注) 「資力調査」については、国立長寿医療センターの病院等療養費債権、仙台河川国道事務所及び新潟国道事務所の公共事業費受益者等負担金債権等の事例(2(2)ア(イ)b)、</p> <p>「強制的な措置」については、社会保険事務局・社会保険事務所の返納金債権等、長野労働局の損害賠償金債権の事例(2(2)イ(ア)a)及び国道事務所等の公共事業費受益者等負担金債権等の事例(2(2)イ(イ)a)、</p> <p>「債権管理事務の引継ぎ」については、札幌北社会保険事務所及び愛知社会保険事務局の返納金債権等の事例(2(2)ウ(ウ)a)、</p> <p>「みなし消滅による不納欠損処理」については、防衛医科大学校の病院等療養費債権の事例(2(2)ウ(エ)b)、</p> <p>「督促」については、金沢南社会保険事務所の返納金債権等の事例(2(2)ア(ア)b)、</p> <p>「延滞金の取扱い」については、労働局の不正受給に係る返納金債権の延滞金債権の事例(2(2)ウ(イ)a)及び社会保険事務局・社会保険事務所の損害賠償金債権等の延滞金債権の事例(2(2)ウ(イ)b)をそれぞれ参照のこと。</p> <p>他方、実務マニュアルを整備し、「法務局への強制履行の請求」、「滞納処分」、「債権管理事務の引継ぎ」を積極的に実施している事例もみられ、「マニュアルの作成により、滞納処分等の実施に当たってのノウハウの向上は勿論のことであるが、積極的な滞納処分等の実施に関する職員の気運が高まった」との自己評価(京都労働局の保険料債権)もみられた。</p> <p>(注) 「強制履行の請求」については、北海道財務局の物件貸付料債権の事例(2(2)イ(ア))、</p> <p>「滞納処分の実施」については、京都労働局の保険料債権の事例(2(2)イ</p>	

(イ)、
「債権管理事務の引継ぎ」については、貯金事務センターの返納金債権の事例（2
（2）ウ（ウ））
をそれぞれ参照のこと。

以上のことから、実務マニュアルの整備が、各債権管理機関の実務能力の向上にとって必要かつ効果的であると考えられる。

しかしながら、「2 歳入金債権の債権管理事務の問題点等」の「（3）実務マニュアルの整備等の状況」で示したように、国税徴収等の例による債権について、実務マニュアルの整備が低調な債権管理機関が存在し、一般債権について、実務マニュアルの内容が充実していると認められるのは一部の債権管理機関に限られており、また、一つの債権管理機関の中で、国税徴収等の例による債権についての実務マニュアルは整備されていても一般債権についての実務マニュアルが整備されていないという状況が存在する。さらに、既に実務マニュアルの整備が行われている債権管理機関についても、個人情報保護など関連する社会経済制度・環境の変化に対応し、マニュアルの内容を適時かつ的確に改定していく必要がある。

「2 歳入金債権の債権管理事務の問題点等」の「（1）債権管理事務の実施体制」で示したように、出先機関では債権管理事務担当職員のうち債権管理事務に初めて従事した担当職員が8割弱を占め、担当職員のすべてが債権管理事務に初めて従事した担当職員である機関も半数を超える。研修の受講実績がない担当職員も6割弱を占めている。こうした状況の中で適切かつ効果的な債権管理事務の遂行を図るためにも、実務マニュアルの必要性は極めて大きい。

加えて、実務マニュアルの整備と改善によって研修の内容の充実と計画的実施を図ることや内部監査の実効性を高めることが可能となり、また、マニュアル整備等の一環としてブロック機関等上部機関による専門的対応の導入も検討することができる。

各省各庁の長は、その所掌事務に係る債権の管理を歳入徴収官等に行わせ（債管法第5条）、歳入徴収官等の一定の行為に対する承認を行う（債管法第38条）など、各省各庁の内部における債権の管理を総括する立場にある。まずは、各府省の本省庁が主体となって、債権管理機関や債権の種類（特に一般債権と国税徴収等の例による債権の別）に応じた実務マニュアルの内容を工夫し、改善を積み重ねていく必要がある。

その一方で、債管法に規定する基本的な事務処理手続の実施に問題がある事例が存在することや、法務省への強制履行の請求等についてのノウハウ不足など異なる行政分野の債権管理に共通する課題が存在することを踏まえれば、債管法等の基本的なルールを徹底し、実績を有する分野の機関のノウハウを他の分野の機関に活かしていく取組も必要である。

財務大臣は、債権管理事務の総括機関として位置付けられ、債権の管理の適正を期するため、債権の管理に関する制度を整え、債権の管理に関する事務の処理手続を統一し、及び当該事務の処理について必要な調整をするものとされている（債管法第9条）。また、強制履行の請求等については、国を当事者とす

る訴訟事件等を代表する法務大臣の関与が不可欠となる（債管法第2条第2項第1号、第15条等）。

【所見】

したがって、関係府省は、国の債権の適切かつ効果的な管理を推進する観点から、債権管理機関の実務能力の向上のため、次の措置を講ずる必要がある。

① 各府省は、債権管理事務の組織的实施と債権管理事務担当職員の実務能力向上のため、今回の調査により明らかとなった債権管理の各段階の事務処理上の問題点等を踏まえ、それぞれの債権管理機関が管理する債権の種類・態様に沿った具体的な事務手順、手続を進める上での判断基準等を内容とする実務マニュアルを、必要に応じ財務省及び法務省に助言を求めつつ整備すること。

また、既存の実務マニュアルについても同様の視点から必要な見直しを行うこと。

さらに、債権管理事務担当職員に対する研修を計画的に実施し、実務マニュアルの内容の周知徹底を図るとともに、内部監査を活用し債権管理機関の事務の適切な実施を推進すること。

(全府省)

② 財務省は、国の債権管理事務を総括する立場から、各府省がマニュアルの整備を行う際に必要な助言を行うとともに、各府省が実施する研修について必要な協力を行い、引き続き財務省が実施する研修において、債管法の基本的なルールの一層の徹底を図ること。

③ 法務省は、国の債権に関する訴訟又は非訟手続を担当する立場から、各府省が強制履行の請求等の手続を進める上で必要な助言を行うとともに、各府省が実施する研修について必要な協力を行うこと。

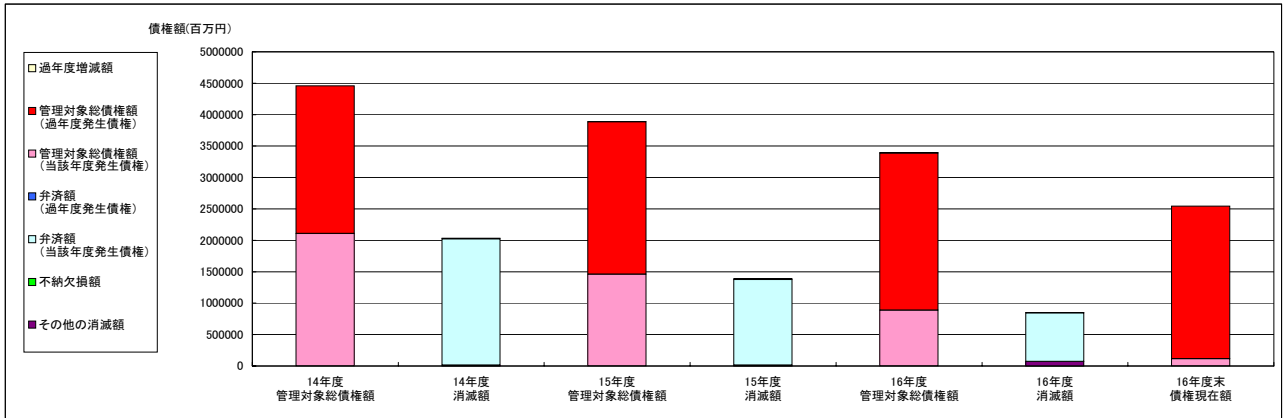
歳入金債権額の推移

図1－(2)－①	一般会計府省別債権額（全債権種類）の推移（今回調査分）	193
図1－(2)－②	一般会計府省別損害賠償金債権額の推移（今回調査分）	206
図1－(2)－③	一般会計府省別返納金債権額の推移（今回調査分）	219
図1－(2)－⑤	特別会計別債権額（全債権種類）の推移（今回調査分）	232
図1－(2)－⑥	特別会計別損害賠償金債権額の推移（今回調査分）	260
図1－(2)－⑦	特別会計別返納金債権額の推移（今回調査分）	288

- (注) 1 以下の図の数字は、当省が調査対象とした195機関の計数を積算したものであり、府省別、債権種類別等の全体を表すものではない。
- 2 調査対象とした機関で一部のデータを入手できなかったものがあるため、以下の図の中には、発生債権額・消滅額と繰越額・現在額について数字が一致しない部分がある。
- 3 各グラフは、見やすいように目盛りの幅（単位）を調整している。

図1-(2)-① 一般会計府省別債権額(全債権種類)の推移(今回調査分)

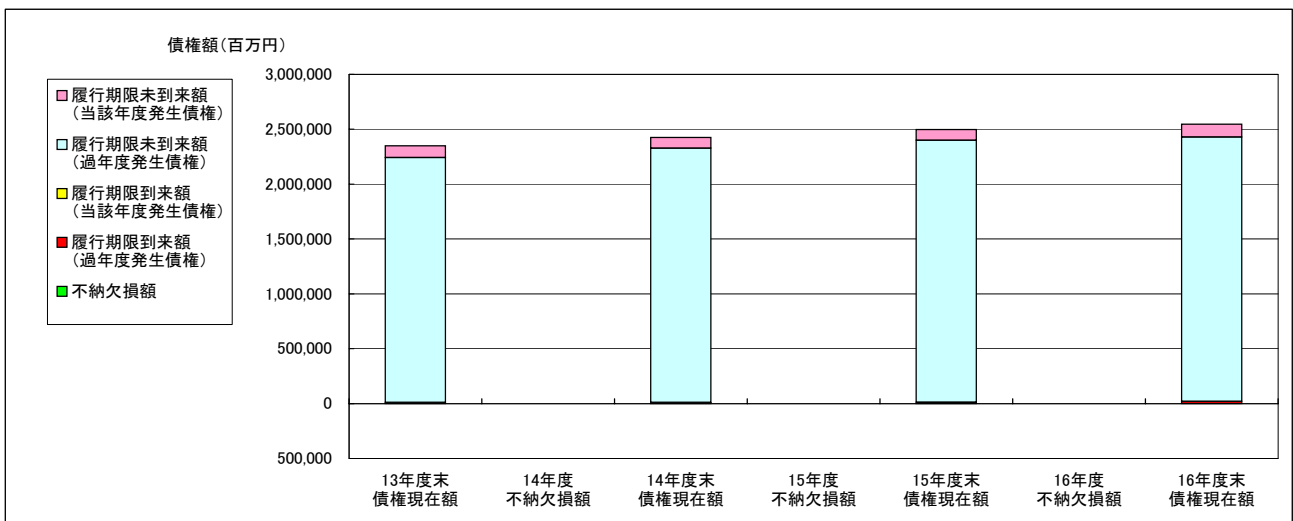
全府省 一般会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	2,107,573	2,009,682	26	1	2,009,709	1,462,528	1,364,334	30	4	1,364,368	890,373	772,076	5	1	772,082	117,407
b 過年度発生債権繰越額	2,349,592	8,508	190	14,374	23,072	2,424,528	14,395	1,038	11,519	26,951	2,497,065	5,170	625	72,488	78,282	2,428,320
c 過年度増減額	143					1,328				26,951	8,654					
a+b	4,457,165					3,887,056				3,887,056	3,387,438					2,545,727
b+c	2,349,735					2,425,856				2,505,719	3,396,092					2,545,727
a + b + c	4,457,308	2,018,190	216	14,375	2,032,780	3,893,384	1,378,729	1,067	11,523	1,391,319	3,396,092	777,246	630	72,489	850,365	2,545,727

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増額の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

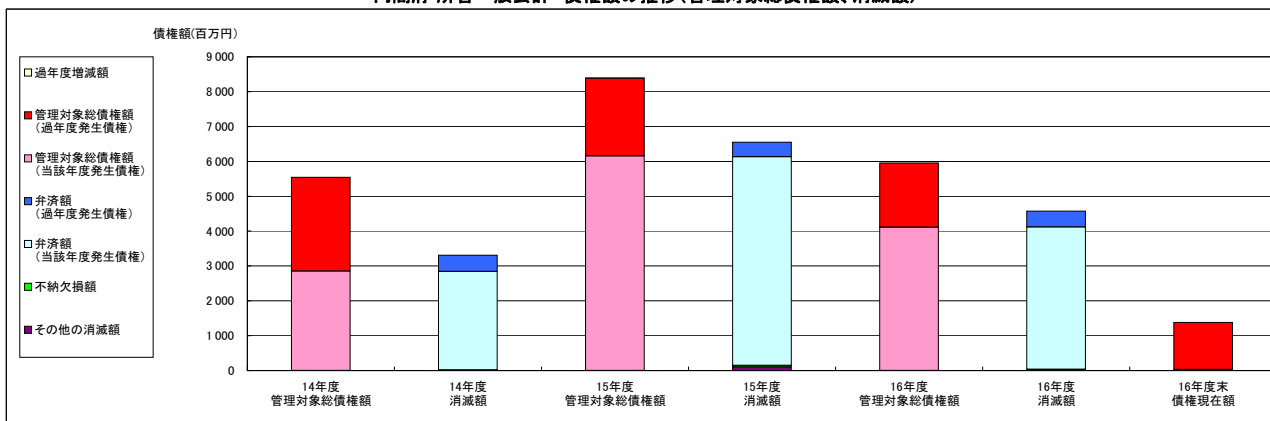
全府省 一般会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	518		846		1,334		374		5				
	履行期限未到来額	108,980	26	96,951	30	96,827		117,033						
過年度発生債権	履行期限到来額	10,835		9,365		12,030		20,947						
	履行期限未到来額	2,229,258	190	2,317,366	1,038	2,386,874	625	2,407,373						
計	2,349,592	216	2,424,528	1,067	2,497,065	630	2,545,727							

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

内閣府 所管一般会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	2,854	2,824	0	0	2,824	6,155	5,985	0	0	5,985	4,113	4,080	0	0	4,080	32
b 過年度発生債権繰越額	2,688	466	21	0	487	2,233	419	44	104	568	1,841	455	38	0	493	1,350
c 過年度増減額	3					5					1					
a+b	5,542				8,388					8,388	5,953				5,953	1,382
b+c	2,690				2,338					2,338	1,842				1,842	
a + b + c	5,544	3,290	21	0	3,311	8,393	6,404	44	104	6,553	5,955	4,535	38	0	4,573	1,382

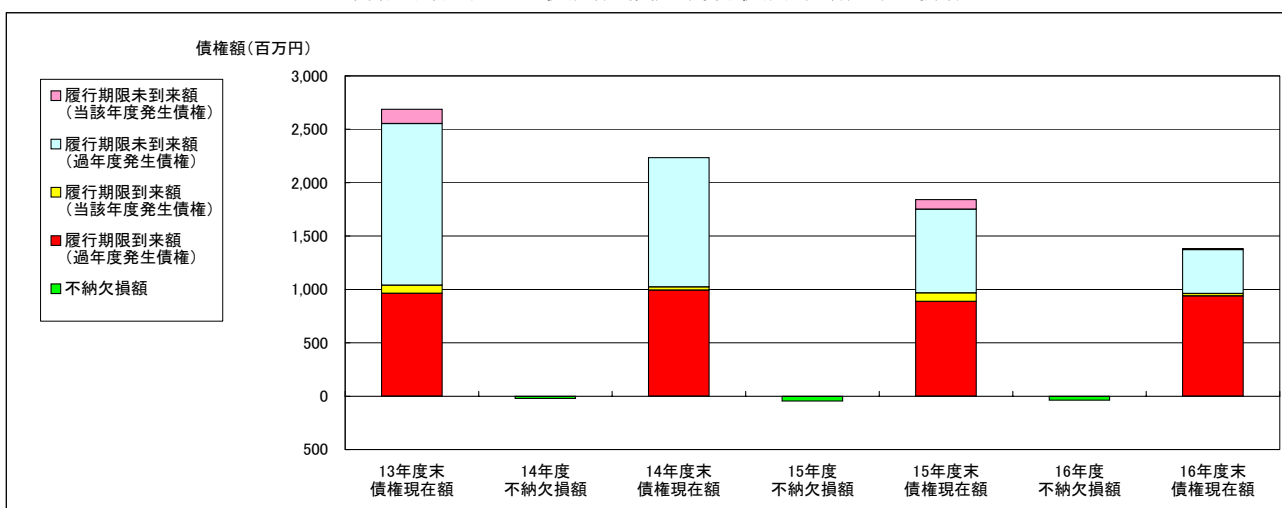
- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、内閣府所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等

平成15年度消滅額中「その他」は、警察庁の損害賠償金債権が、訴訟敗訴により減額されたことによるものである。

平成14年度から16年度の各年度の消滅額中「不納欠損額」は、公正取引委員会の諸納付金債権(独占禁止法による多数の課徴金)が、徴収可能な財産がないために滞納処分執行停止となったことによるものである。

内閣府 所管一般会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



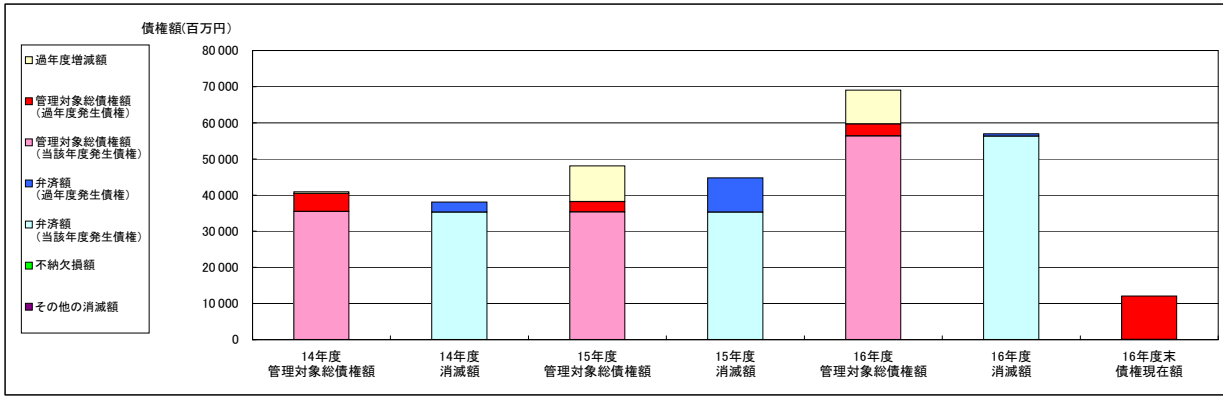
		13年度末債権現在額	14年度不納欠損額	14年度末債権現在額	15年度不納欠損額	15年度末債権現在額	16年度不納欠損額	16年度末債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	78	0	30	0	80	0	23
	履行期限未到来額	135		0		90		9
過年度発生債権	履行期限到来額	962	21	993	44	886	38	939
	履行期限未到来額	1,513		1,210		784		411
計		2,688	21	2,233	44	1,841	38	1,382

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、内閣府所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限到来額は、主に警察庁の返納金債権に係るものである(債務者による清算手続中)。

防衛庁 所管一般会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)

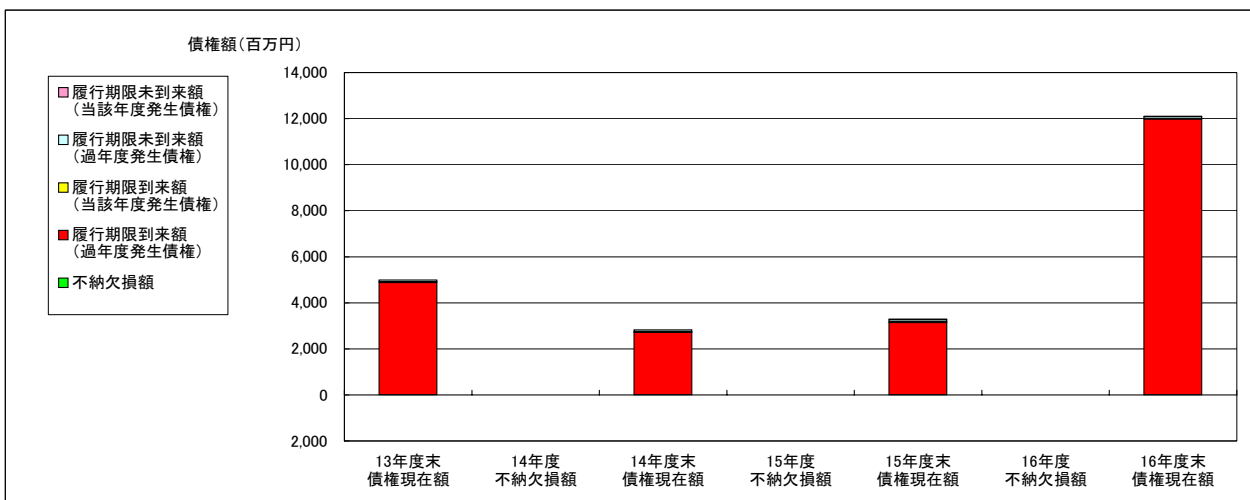


	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	35,466	35,317	0	0	35,317	35,344	35,273	0	0	35,273	56,367	56,333	0	0	56,333	
b 過年度発生債権繰越額	4,995	2,764	1	0	2,765	2,827	9,522	0	1	9,523	3,293	600	0	4	604	
c 過年度増減額	448					9,918					9,376					
a+b	40,461				38,111	48,171				44,795	59,660				56,937	
b+c	5,443	38,081	1	0	38,083	12,745	44,795	0	1	44,795	12,670	56,933	0	4	56,937	
a+b+c	40,908				48,089	48,089				44,795	68,037				12,100	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、防衛庁所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増額の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成15年度過年度増減額は、主に契約本部の損害賠償金債権の増額によるものである(15年度に全て弁済)。
平成16年度過年度増減額は、主に契約本部の損害賠償金債権の増額(不当利得による損害賠償金債権を請求)や海上自衛隊地方総監部の損害賠償金債権の減額(和解・調停)によるものである。

防衛庁 所管一般会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)

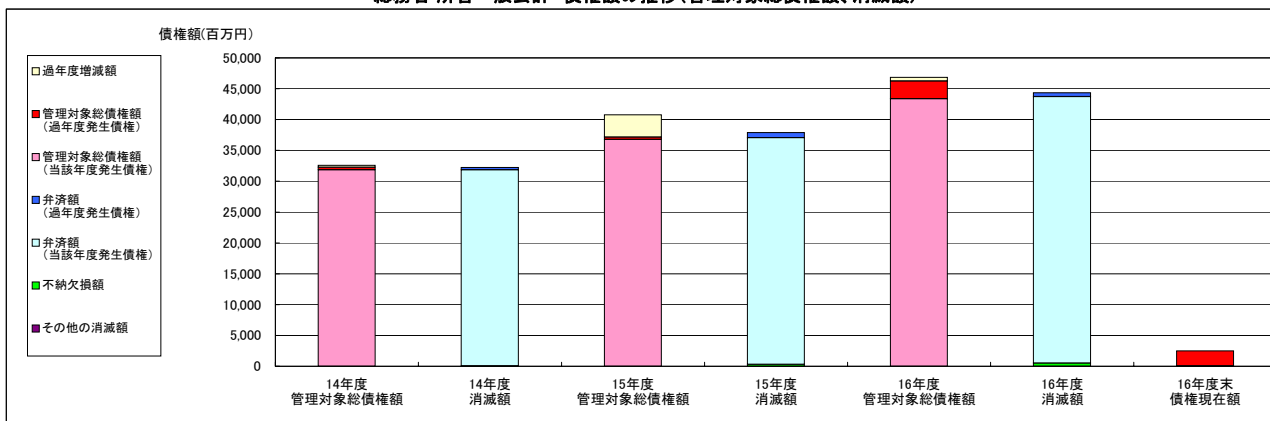


		13年度末 債権現在額	14年度 不納欠損額	14年度末 債権現在額	15年度 不納欠損額	15年度末 債権現在額	16年度 不納欠損額	16年度末 債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	35	0	39	0	60	0	28
	履行期限未到来額	2		2		12		6
過年度発生債権	履行期限到来額	4,882	1	2,710	0	3,139	0	11,980
	履行期限未到来額	76		76		83		86
計		4,995	1	2,827	0	3,293	0	12,100

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、防衛庁所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等 平成15年度末から16年度末にかけての過年度発生債権履行期限到来額の増は、主に契約本部の損害賠償金債権(不当利得による損害賠償金債権を請求)によるものである。

総務省 所管一般会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	31,842	31,777	0	0	31,777	36,773	36,735	0	0	36,735	43,375	43,218	5	0	43,223	67
b 過年度発生債権繰越額	434	-	-	-	434	377	366	11	0	377	2,681	612	508	0	1,120	2,422
c 過年度増減額	322	-379	64	0	444	3,636	848	324	0	1,171	577	-	-	-	-	-
a+b	32,277	-	-	-	32,277	37,150	37,150	-	-	37,150	46,256	46,256	-	-	46,256	2,489
b+c	756	-	-	-	756	4,014	4,014	-	-	4,014	3,458	3,458	-	-	3,458	-
b+c	32,599	32,157	64	0	32,221	40,787	37,582	324	0	37,906	48,833	43,830	513	0	44,343	2,489

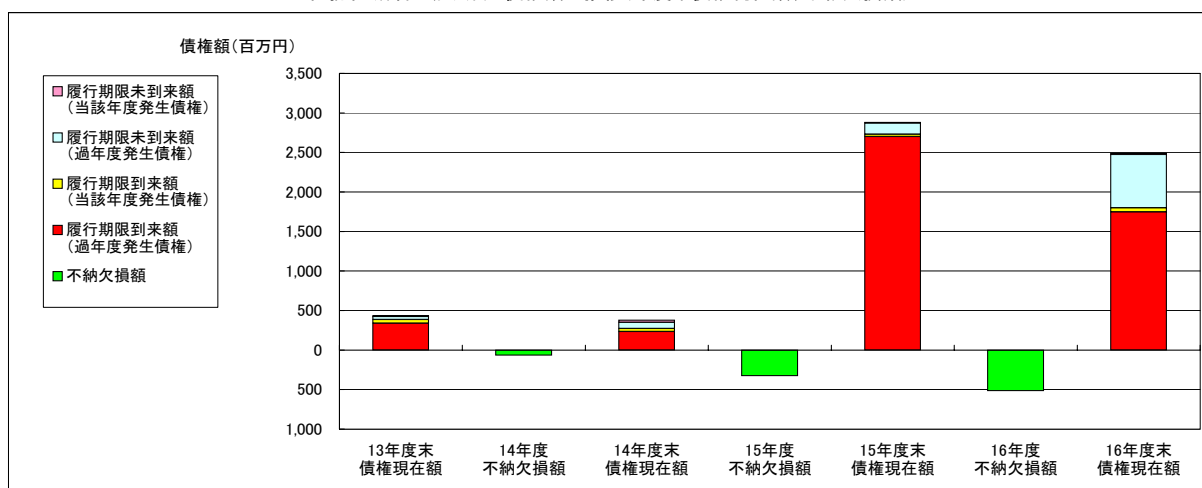
- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、総務省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等

平成15年度過年度増減額は、主に総務省本省の返納金債権の増額(郵政公社発足に伴い、郵政事業特別会計の恩給業務に係る返納金を15年度より組入れ)によるものである。

平成14年度から16年度の各年度の消滅額中「不納欠損額」は、総務省本省の恩給等の返納金債権や総合通信局等の電波利用料債権に係るものである。

総務省 所管一般会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



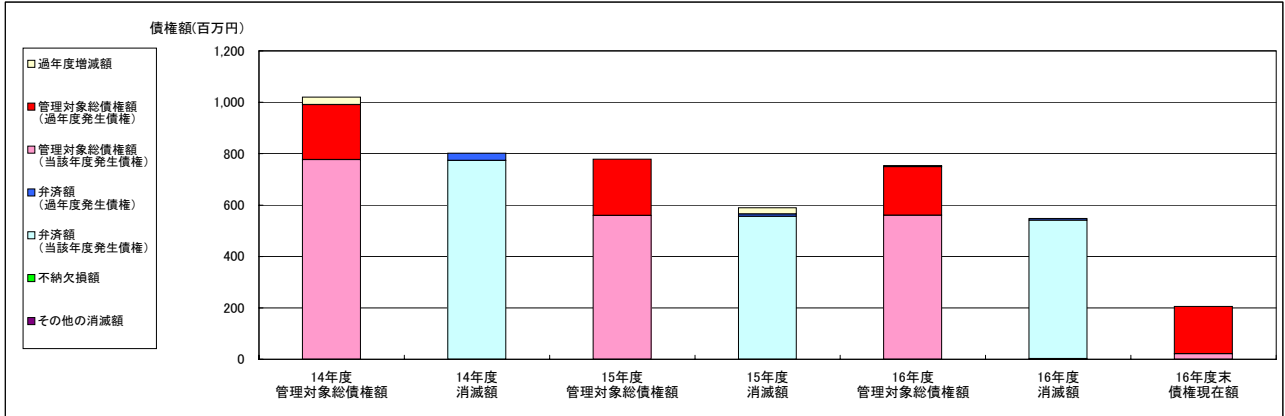
		13年度末債権現在額	14年度不納欠損額	14年度末債権現在額	15年度不納欠損額	15年度末債権現在額	16年度不納欠損額	16年度末債権現在額
当該年度発生債権	履行期限未到来額	46	0	39	0	31	5	53
	履行期限未到来額	11	-	26	-	8	-	14
過年度発生債権	履行期限未到来額	340	64	234	324	2,701	508	1,747
	履行期限未到来額	38	-	79	-	141	-	675
計		434	64	377	324	2,881	513	2,489

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、総務省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成14年度末から15年度末にかけての過年度発生債権履行期限未到来額の増は、主に総務省本省の返納金債権(郵政公社発足に伴い、郵政事業特別会計の恩給業務に係る返納金を15年度より組入れ)によるものである。

法務省 所管一般会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)

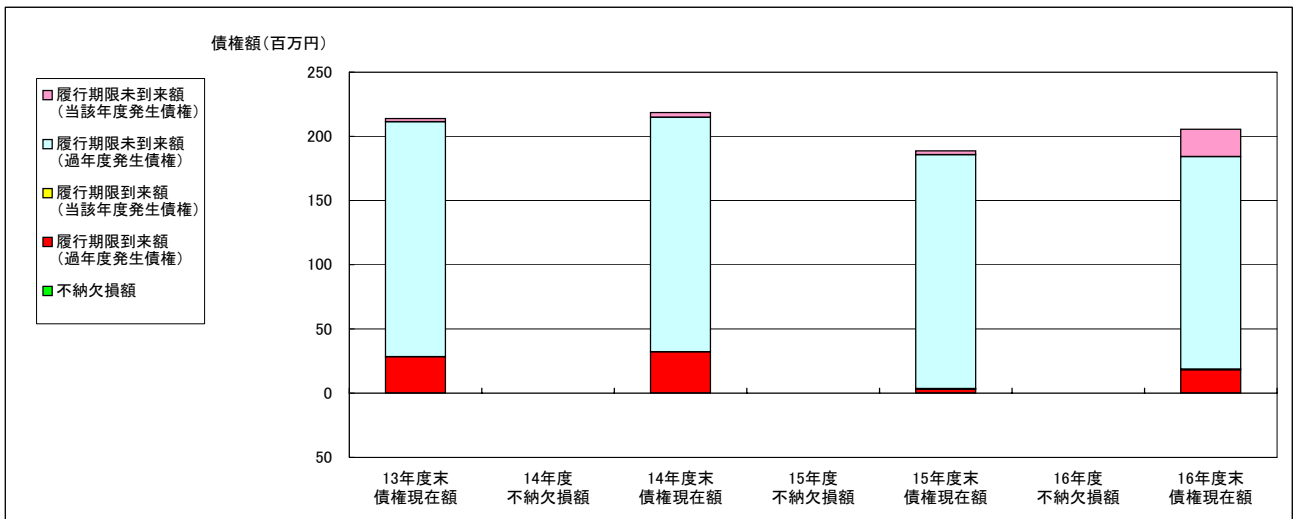


項目	14年度 消滅額					15年度 消滅額					16年度 消滅額					16年度末 債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	777	774	0	0	774	560	556	0	0	556	561	539	0	0	539	22
b 過年度発生債権 繰越額	214	28	0	0	28	218	9	0	0	9	189	7	0	2	9	184
c 過年度増減額	29	0	0	0	29	24	0	0	0	24	4	0	0	0	4	0
a+b	991	802	0	0	802	778	66	0	0	66	749	46	0	2	47	205
b+c	243	28	0	0	271	194	9	0	0	103	193	7	0	2	202	0
a + b + c	1,020	830	0	0	830	784	75	0	0	75	753	53	0	2	205	0

- (注) 1 本表は、本省が調査対象とした195機関の係数のうち、法務省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成15年度過年度増減額は、主に地方検察庁の損害賠償金債権の減額(訴訟敗訴により消滅)によるものである。

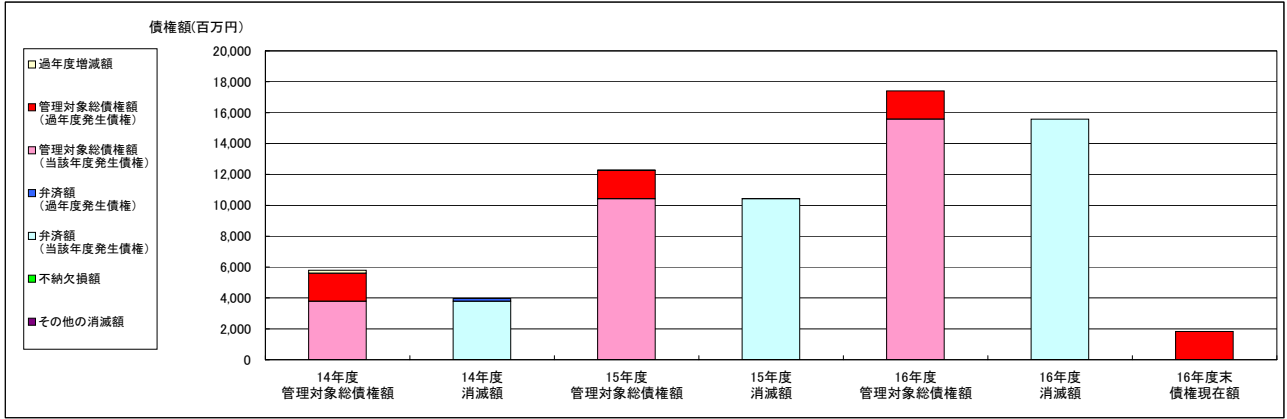
法務省 所管一般会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



項目	13年度末 債権現在額		14年度 不納欠損額		14年度末 債権現在額		15年度 不納欠損額		15年度末 債権現在額		16年度 不納欠損額		16年度末 債権現在額	
	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額
当該年度発生債権	0	28	0	28	0	32	0	32	0	3	0	3	18	
過年度発生債権	2	183	0	183	4	183	0	183	3	182	0	182	166	
計	2	214	0	214	4	218	0	218	3	189	0	189	205	

- (注) 1 本表は、本省が調査対象とした195機関の係数のうち、法務省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

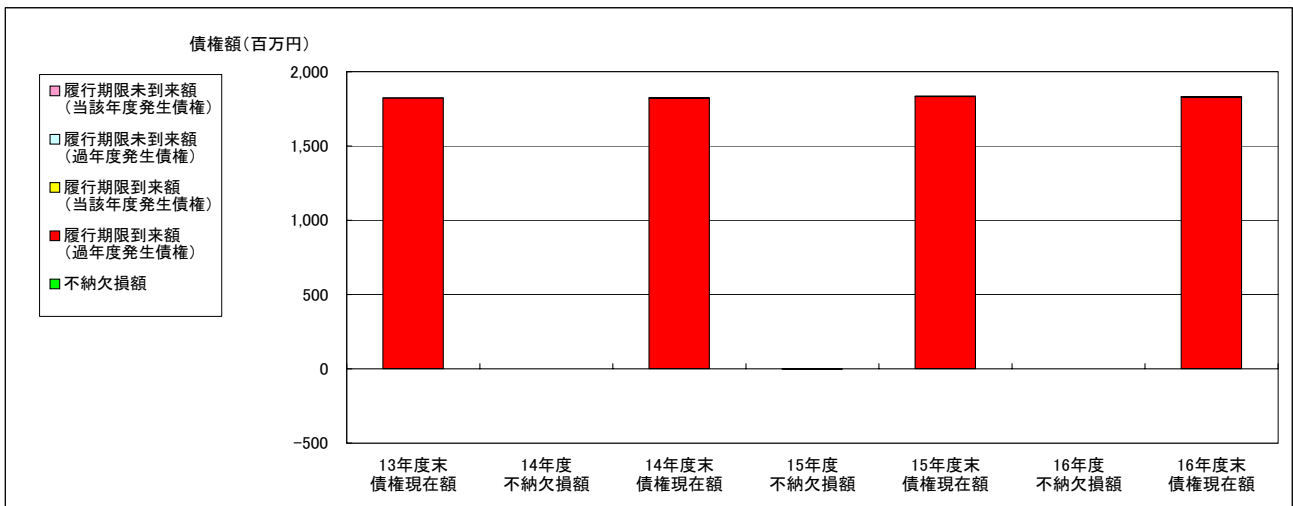
外務省 所管一般会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	3,780	3,777	0	0	3,777	10,422	10,420	0	0	10,420	15,577	15,575	0	0	15,575	2
b 過年度発生債権繰越額	1,825	189	1	0	190	1,825	17	1	0	18	1,835	6	0	0	6	1,829
c 過年度増減額	187					26					0					
a+b	5,605					12,247					17,412					1,832
b+c	2,011					1,851					1,835					1,832
a + b + c	5,791	3,966	1	0	3,967	10,437	10,437	1	0	10,438	17,412	15,581	0	0	15,581	1,832

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、外務省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増額の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

外務省 所管一般会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



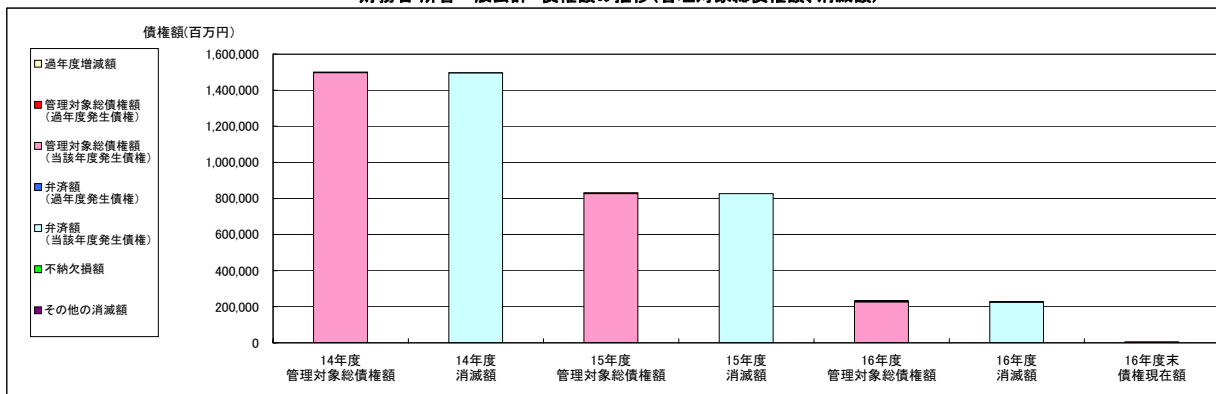
		13年度末債権現在額	14年度不納欠損額	14年度末債権現在額	15年度不納欠損額	15年度末債権現在額	16年度不納欠損額	16年度末債権現在額
当該年度発生債権	履行期限未到来額	2	0	3	0	2	0	2
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限未到来額	1,822	1	1,822	1	1,833	0	1,829
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
計		1,825	1	1,825	1	1,835	0	1,832

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、外務省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限未到来額は、主に外務省本省の損害賠償金債権(ハイジャック事件による損害賠償で債務者服役中)に係るものである。

財務省 所管一般会計 債権額の推移(管理対象債権額、消滅額)



項目	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	1,496,850	1,495,941	3	0	1,495,944	827,267	826,598	17	0	826,616	226,495	225,774	0	0	225,774	720
b 過年度発生債権繰越額	2,975	296	6	0	3,011	3,662	299	8	0	3,070	4,030	1,882	57	41	1,980	3,632
c 過年度増減額	82					24					1,582					4,352
a+b	1,499,825	1,496,237	9	0	1,496,245	830,929	826,898	25	0	826,923	230,524	227,656	57	41	227,754	4,352
b+c	3,057					3,686					5,612					4,352
a+b+c	1,499,907					830,952				826,923	232,107					4,352

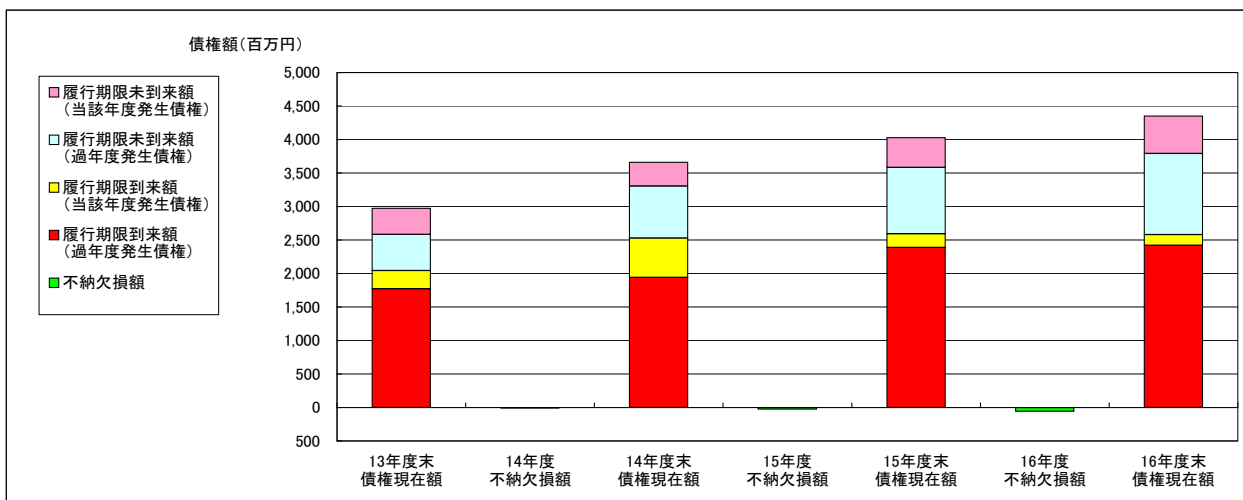
- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、財務省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額とは前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増額の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等

平成16年度過年度増減額は、主に財務省本省の独立行政法人造幣局納付金債権の増額(通貨の単位及び貨幣の発行等による法律施行令(昭和63年政令第50号)第6条に基づき、15年度の納付金見込額に係る手続を16年4月に実施)によるものである。

平成16年度消滅額中「その他」は、主に財務局の損害賠償金債権が、民事再生手続により消滅したことによるもの(調査決定前部分)である。

財務省 所管一般会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



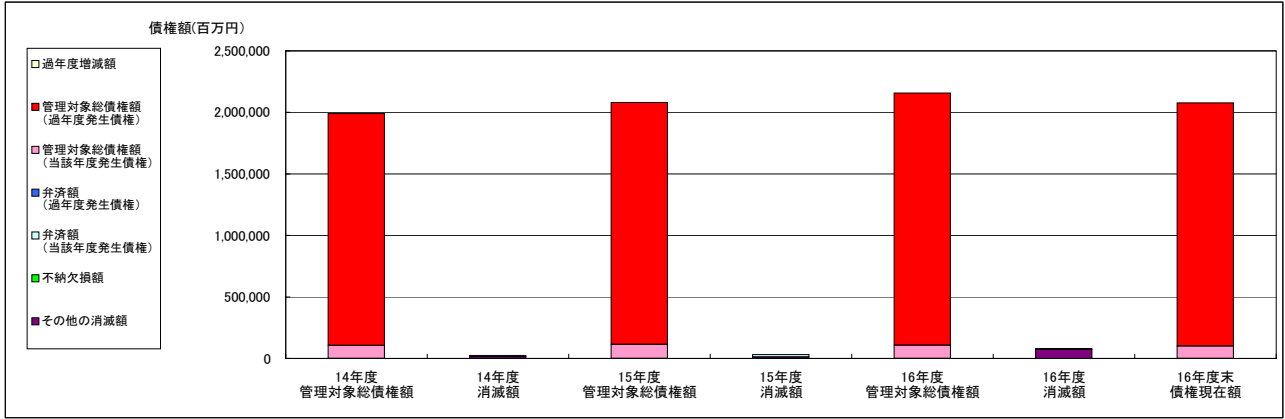
項目	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額
当該年度発生債権	274	1,771	3	1,942	586	1,942	17	2,388	206	2,388	0	2,421	161	2,421
過年度発生債権	393	1,771	3	1,942	355	1,942	17	2,388	445	2,388	57	2,421	559	2,421
計	2,975	1,771	9	1,942	3,662	1,942	25	4,030	4,030	4,030	57	4,352	4,352	4,352

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、財務省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限到来額は、財務省本省の諸貸付金債権(旧日本軍占領地域に本店を有する会社に対する債権で、外地財産となることから回収整理ができないもの)に係るものを含んでいる。

文部科学省 所管一般会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



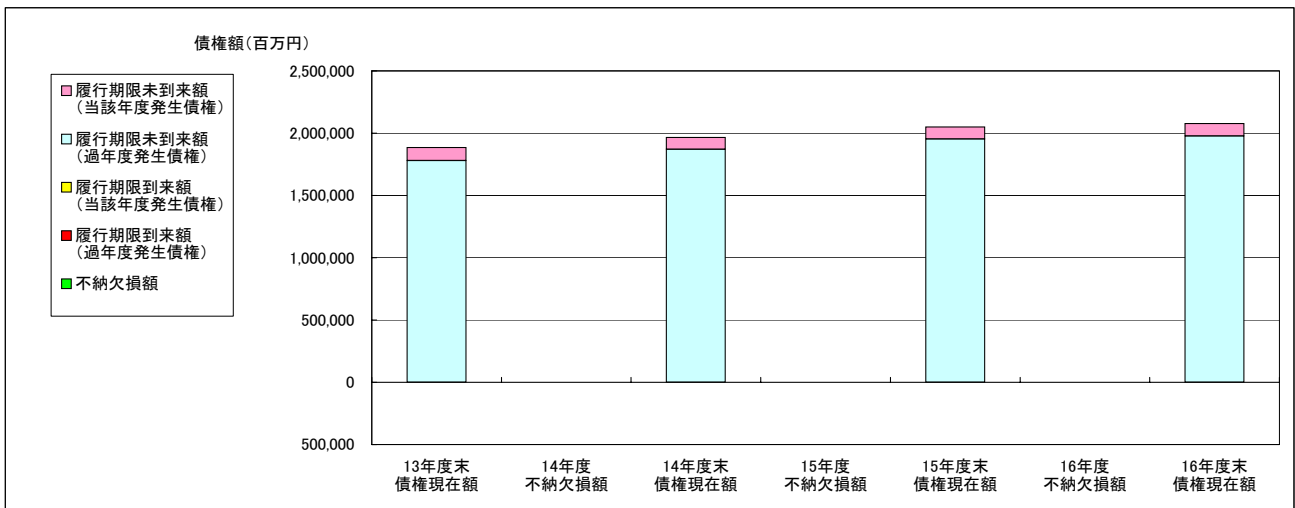
	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	105,605	10,510	0	0	10,510	114,544	19,517	0	0	19,517	108,402	7,055	0	0	7,055	101,346
b 過年度発生債権繰越額	1,884,806	0	0	0	1,884,806	1,965,531	0	0	0	1,965,531	2,049,159	0	0	0	2,049,159	1,976,745
c 過年度増減額	18	18	0	14,370	14,388	26	28	0	11,398	11,425	238	239	0	0	239	72,651
a+b	1,990,411	0	0	0	1,990,411	2,080,074	0	0	0	2,080,074	2,157,561	0	0	0	2,157,561	2,078,092
b+c	1,884,823	18	0	14,370	1,917,571	1,965,557	28	0	11,398	1,987,483	2,049,398	239	0	0	2,049,637	1,976,745
a + b + c	1,990,429	18	0	14,370	2,015,207	2,080,101	28	0	11,398	2,091,527	2,157,799	239	0	0	2,158,038	2,078,092

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、文部科学省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額とは前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増額の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等

平成14年度及び15年度の消滅額中「その他」は、主に文部科学省本省の独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権(15年度以前は日本育英会貸付金債権)が、独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号。以下「機構法」という。)第22条第2項(15年度以前は日本育英会法(昭和59年法律第64号)第40条第2項)に基づき、奨学生等が死亡又は障害によって第一種奨学金を返還できなくなった場合等の機構(育英会)による返還免除額相当額について免除されたことによるものである。平成16年度の消滅額中「その他」は、主に同債権が、機構法第22条第2項に基づき免除されたことに加え、機構法附則第11条及び独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成16年政令第2号)第10条に基づき、日本育英会の解散及び独立行政法人日本学生支援機構の成立に際して免除されたことによるものである。

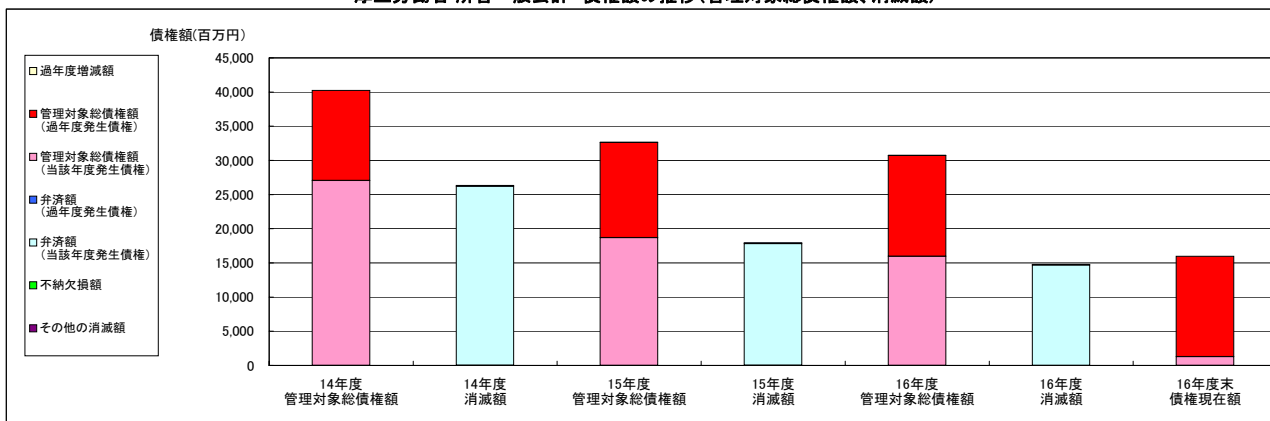
文部科学省 所管一般会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
		債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額		
当該年度発生債権	履行期限到来額		1		0		1		0		0		0		60
	履行期限未到来額		104,637		0		95,095		0		95,027		0		101,287
過年度発生債権	履行期限到来額		1		0		1		0		2		0		0
	履行期限未到来額		1,780,167		0		1,870,434		0		1,954,130		0		1,976,745
計		1,884,806	0	2,078,092	0	2,078,092	0	2,157,561	0	2,157,561	0	2,078,092	0	2,078,092	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、文部科学省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

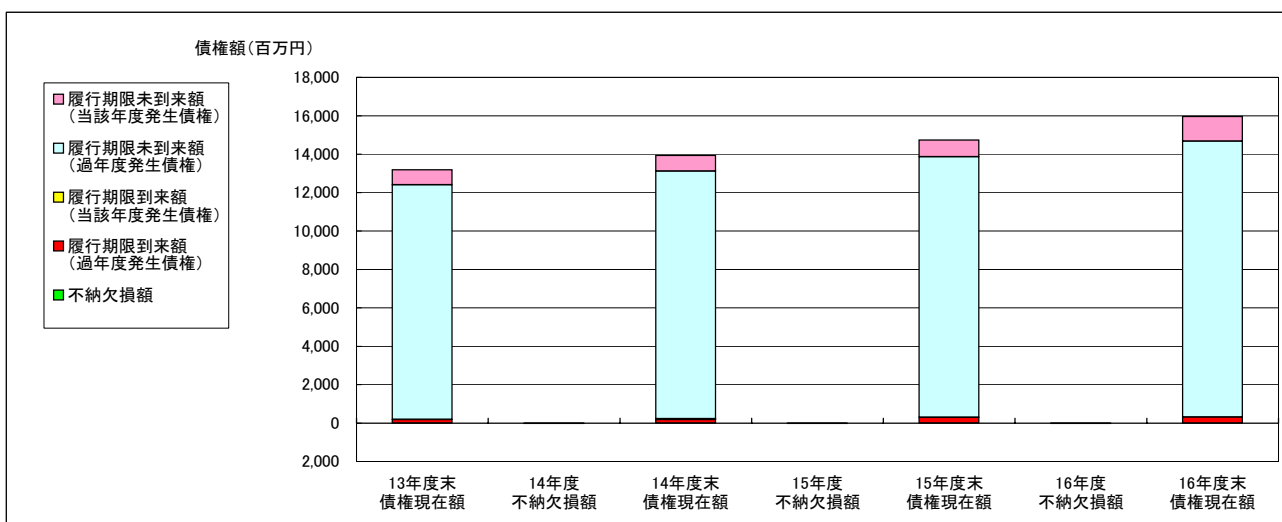
厚生労働省 所管一般会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	27,050	26,196	0	0	26,196	18,692	17,809	0	0	17,809	15,980	14,684	0	0	14,684	1,296
b 過年度発生債権繰越額	13,185	109	18	0	127	13,933	107	20	0	127	14,736	93	13	0	106	14,670
c 過年度増減額	20					47					40					
a+b	40,235					32,625					30,717					15,966
b+c	13,205					13,980					14,776					15,966
a + b + c	40,235	26,304	18	0	26,323	32,672	17,916	20	0	17,936	30,756	14,778	13	0	14,791	15,966

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、厚生労働省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

厚生労働省 所管一般会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



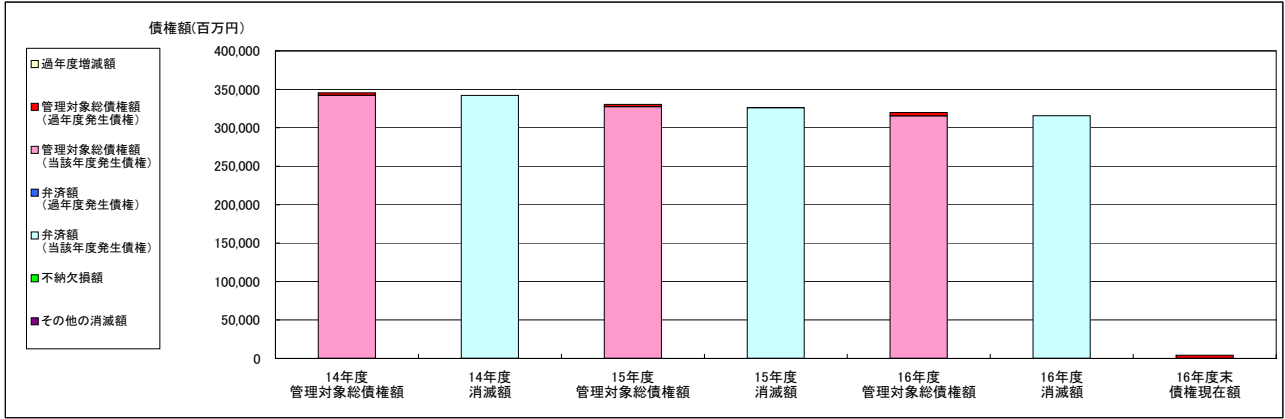
	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限未到来額	19		46		8		8		9				
	履行期限未到来額	776	0	814	0	875	0	875	0	1,286				
過年度発生債権	履行期限未到来額	180	18	184	20	301		301	13	312				
	履行期限未到来額	12,210		12,889		13,552		13,552		14,358				
計		13,185	18	13,933	20	14,736	13	14,736	13	15,966				

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、厚生労働省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限未到来額は、主に厚生労働省本省の返納金債権(旧軍関係の債権)に係るものである。

農林水産省 所管一般会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



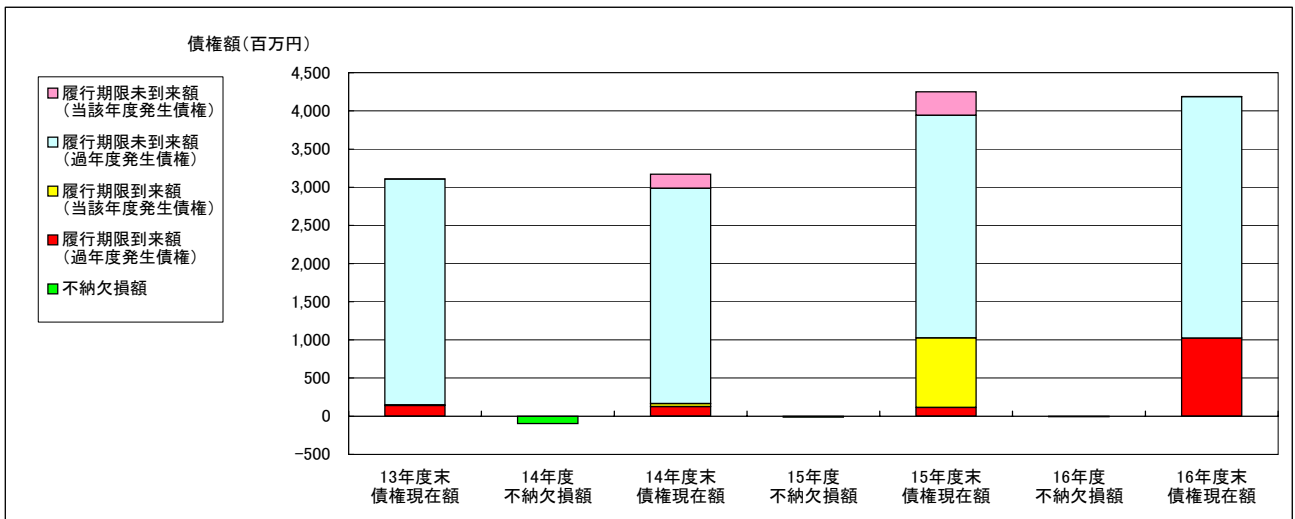
	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	342,240	341,992	23	1	342,016	327,211	325,983	5	4	325,992	315,511	315,507	0	1	315,508	3
b 過年度発生債権繰越額	3,110	-	-	-	3,110	3,171	-	-	-	3,171	4,250	-	-	-	4,250	4,185
c 過年度増減額	4	89	74	4	167	65	51	8	16	75	4	34	7	29	70	
a+b	345,351	-	-	-	345,351	330,382	-	-	-	330,382	319,761	-	-	-	319,761	4,187
b+c	3,114	-	-	-	3,114	3,106	-	-	-	3,106	4,255	-	-	-	4,255	4,187
a + b + c	348,465	342,080	97	5	342,183	326,035	12	20	326,067	319,765	315,541	7	30	315,578	4,187	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、農林水産省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等

平成14年度から16年度の各年度の消滅額中「その他」は、農政局の返納金債権が、相続放棄等や債務者破産免責により消滅したことによるものである。

農林水産省 所管一般会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



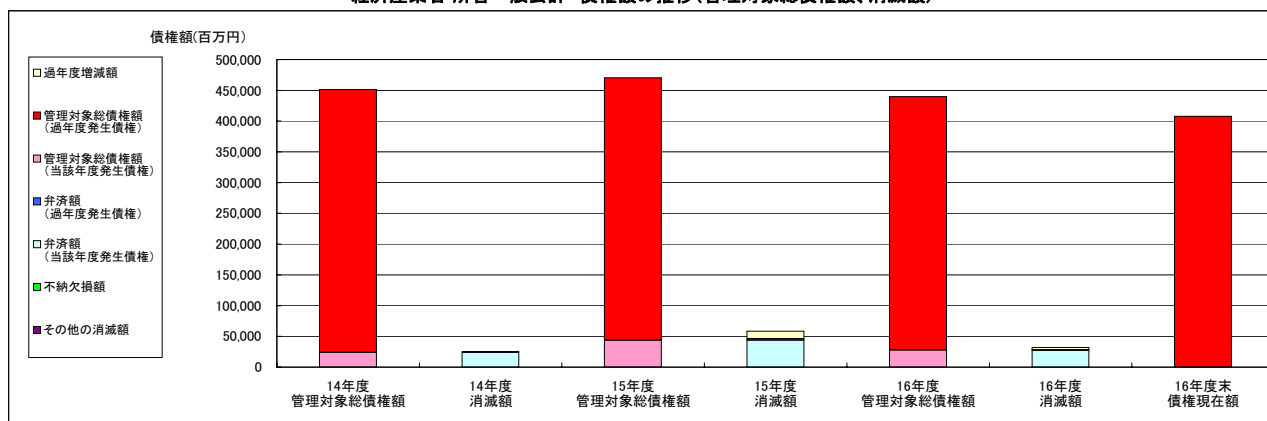
	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	7	-	38	-	5	-	912	-	0	-	0	-	
	履行期限未到来額	3	23	187	-	5	-	307	-	0	-	2	-	
過年度発生債権	履行期限到来額	140	74	126	-	8	-	113	-	7	-	1,022	-	
	履行期限未到来額	2,960	-	2,821	-	8	-	2,918	-	7	-	3,162	-	
計	3,110	97	3,171	12	4,250	7	4,187	1,022						

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、農林水産省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成15年度末の当該年度発生債権履行期限到来額は、主に林野庁の返納金債権(補助金の返還)に係るものである。

経済産業省 所管一般会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



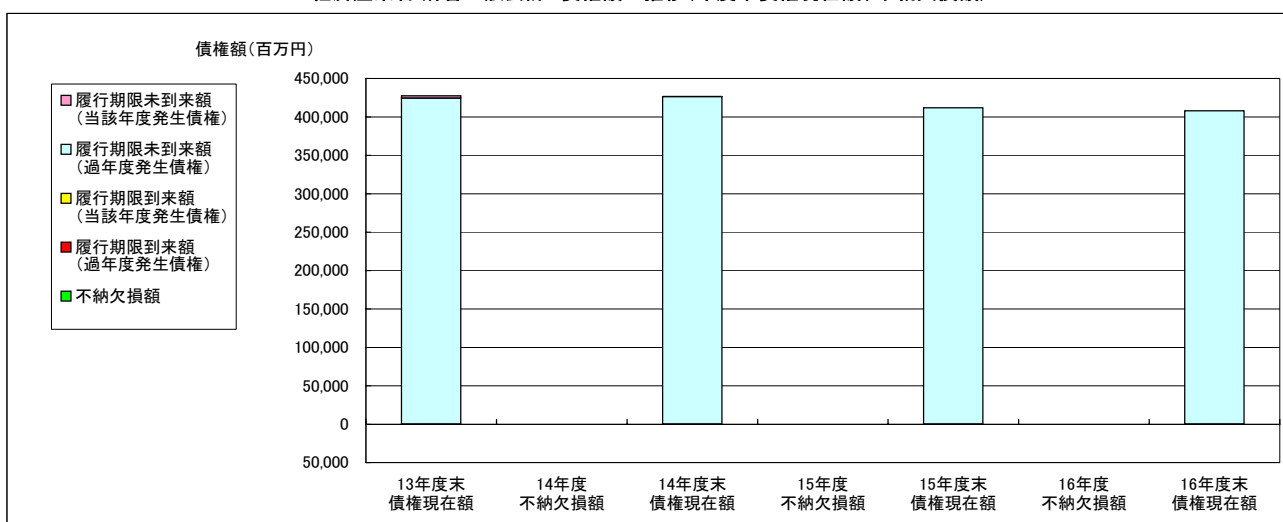
項目	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	23,945	23,929	0	0	23,929	43,985	43,949	0	0	43,949	28,008	27,209	0	0	27,209	0
b 過年度発生債権繰越額	427,478	0	0	0	427,478	426,470	2,327	6	0	2,333	411,901	887	0	0	887	407,878
c 過年度増減額	965	58	2	0	60	12,273	2,327	6	0	2,333	3,934	0	0	0	3,934	0
a+b	451,423	23,929	2	0	23,989	470,455	46,276	6	0	46,281	439,909	28,096	0	0	28,096	407,878
b+c	428,513	0	0	0	428,513	414,197	0	0	0	414,197	407,967	0	0	0	407,967	0
a + b + c	450,459	23,986	2	0	23,989	458,182	46,276	6	0	46,281	435,924	28,096	0	0	28,096	407,878

- (注) 1 本表は、本省が調査対象とした195機関の係数のうち、経済産業省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等

平成14年度から16年度の各年度の過年度増減額は、主に経済産業局の小規模企業者等設備導入資金貸付金債権の減額(貸付金の減額変更等)によるものである。

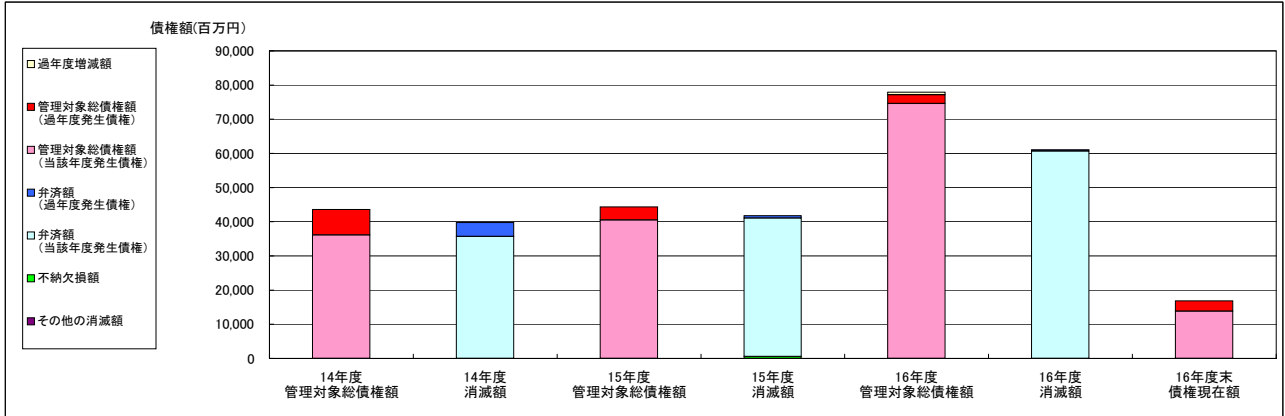
経済産業省 所管一般会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



項目	履行期限未到来額	13年度末	14年度	14年度末	15年度	15年度末	16年度	16年度末
		債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額
当該年度発生債権	履行期限未到来額	24	0	0	1	0	0	0
	履行期限未到来額	3,000	0	16	0	35	0	0
過年度発生債権	履行期限未到来額	237	2	260	6	256	0	255
	履行期限未到来額	424,216	2	426,194	6	411,608	0	407,623
計		427,478	2	426,470	6	411,901	0	407,878

- (注) 1 本表は、本省が調査対象とした195機関の係数のうち、経済産業省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

国土交通省 所管一般会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



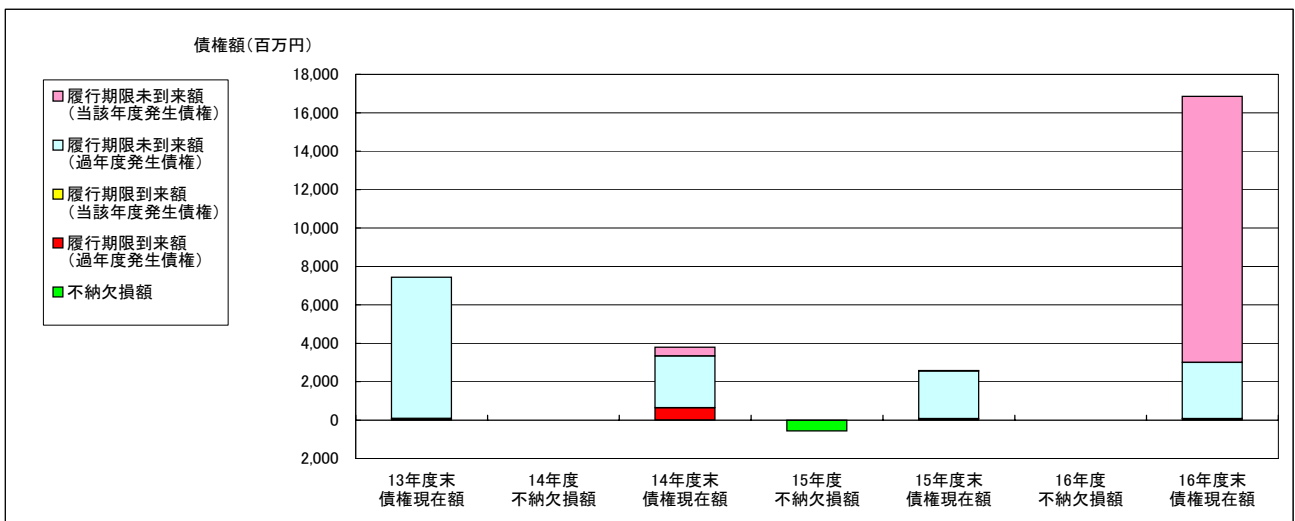
	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	36,154	35,699	0	0	35,699	40,537	40,513	0	0	40,513	74,564	60,716	0	0	60,716	13,848
b 過年度発生債権繰越額	7,438	4,094	0	0	4,094	3,793	677	565	0	1,243	2,579	334	1	0	335	3,008
c 過年度増減額	7					5				1,243	764					
a+b	43,592				44,330	44,330				41,756	77,143				61,051	16,856
b+c	7,432				3,798	3,793				41,756	77,907				61,051	16,856
a + b + c	43,596	39,793	0	0	39,793	44,335	41,191	565	0	41,756	77,907	61,050	1	0	61,051	16,856

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国土交通省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等

平成15年度消滅額中「不納欠損額」は、主に海上保安庁の海上災害防止センター貸付金債権が、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第185号)附則第3条及び独立行政法人海上災害防止センターの設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成15年政令第297号)第11条に基づき、認可法人海上災害防止センターの解散及び独立行政法人海上災害防止センターの成立に際して免除されたことによるものである。

国土交通省 所管一般会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末 債権現在額	14年度 不納欠損額	14年度末 債権現在額	15年度 不納欠損額	15年度末 債権現在額	16年度 不納欠損額	16年度末 債権現在額
当該年度発生債権	6	0	2	0	0	0	0
	0	0	453	0	24	0	13,848
過年度発生債権	74	0	635	565	71	1	71
	7,358	0	2,703	0	2,484	1	2,937
計	7,438	0	3,793	565	2,579	1	16,856

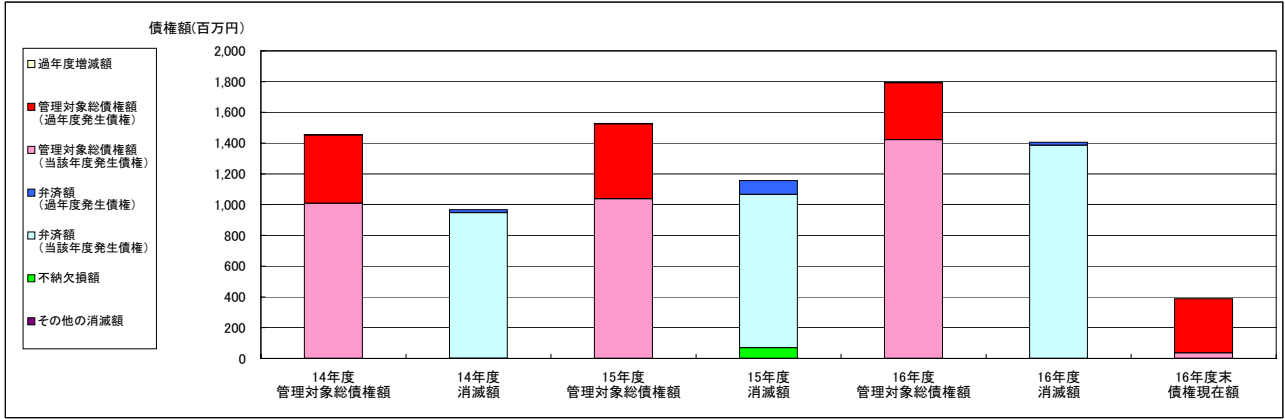
- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国土交通省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成14年度末の過年度発生債権履行期限未到来額は、主に海上保安庁の海上災害防止センター貸付金債権に係るものである。

平成16年度末の当該年度発生債権履行期限未到来額は、主に国土交通省本省の成田国際空港株式会社貸付金債権に係るものである。

環境省 所管一般会計 債権額の推移(管理対象債権額、消滅額)



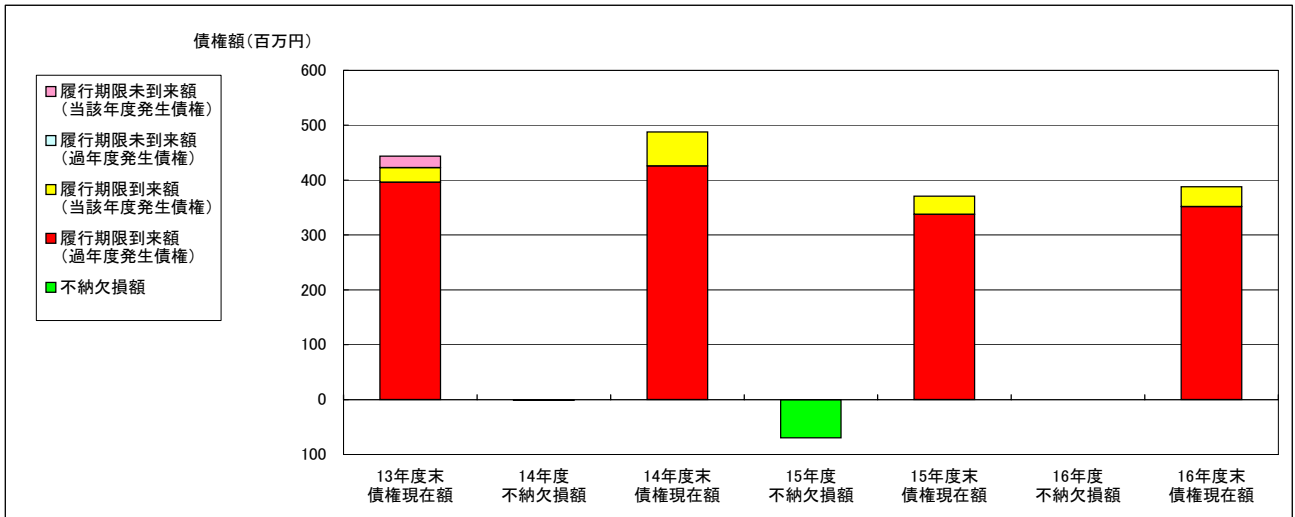
	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	1,009	947	0	0	947	1,038	997	8	0	1,005	1,422	1,386	0	0	1,386	36
b 過年度発生債権繰越額	444	-	-	-	444	488	-	-	-	488	371	-	-	-	371	352
c 過年度増減額	2	19	1	0	20	2	91	62	0	153	1	20	0	0	20	388
a+b	1,453	-	-	-	1,453	1,526	-	-	-	1,493	1,793	-	-	-	1,793	-
b+c	446	-	-	-	446	490	-	-	-	490	372	-	-	-	372	-
a + b + c	1,455	966	1	0	968	1,528	1,088	70	0	1,157	1,794	1,406	0	0	1,406	388

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、環境省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増額の場合、図中では、管理対象債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等

平成15年度消滅額中「不納欠損額」は、環境省本省の物件使用料債権が、債務者破産により消滅したことによるものである。

環境省 所管一般会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末債権現在額	14年度不納欠損額	14年度末債権現在額	15年度不納欠損額	15年度末債権現在額	16年度不納欠損額	16年度末債権現在額
当該年度発生債権	27	0	62	8	33	0	36
履行期限未到来額	21	-	0	-	0	-	0
過年度発生債権	396	1	426	62	337	0	352
履行期限未到来額	0	-	0	-	0	-	0
計	444	1	488	70	371	0	388

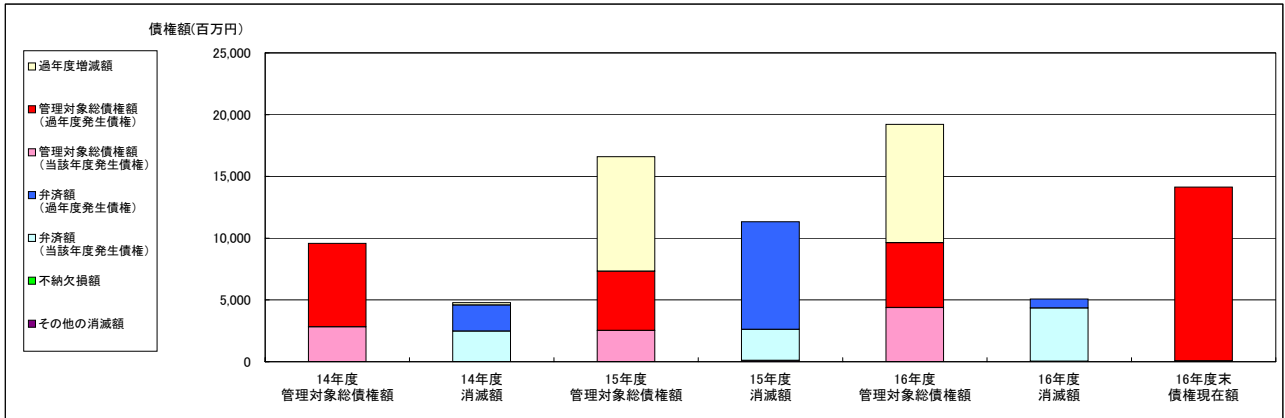
- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、環境省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限未到来額は、主に環境省本省の費用弁償債権(廃棄物の不法投棄に係る行政代執行)に係るものである。

図1-(2)-② 一般会計府省別損害賠償金債権額の推移(今回調査分)

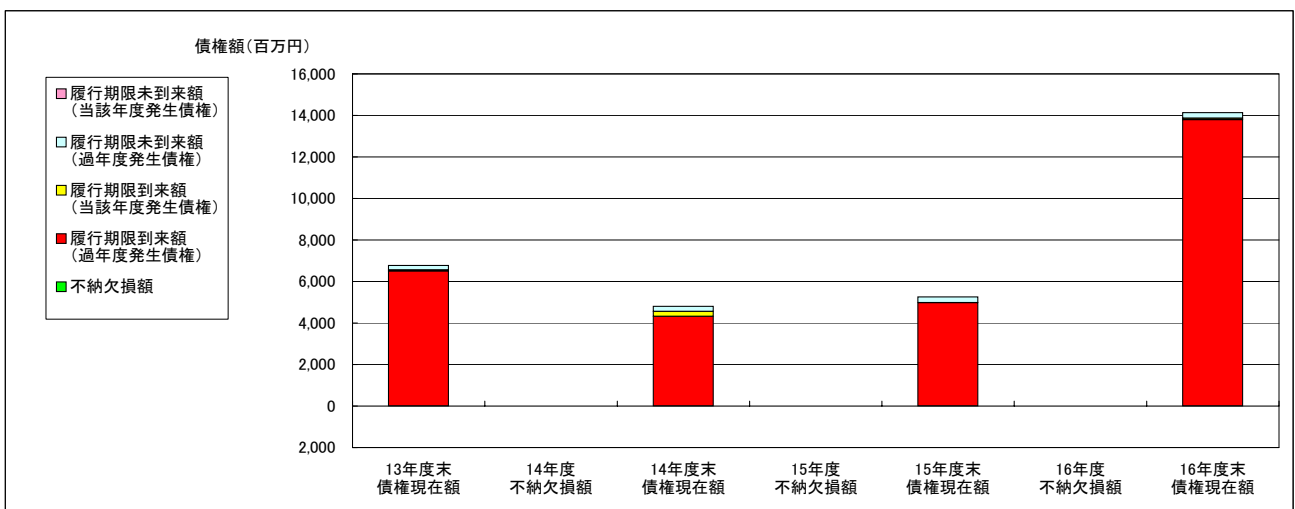
全府省 所管一般会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	2,818	2,477	0	0	2,477	2,521	2,520	0	0	2,520	4,380	4,317	0	0	4,317	62
b 過年度発生債権繰越額	6,770	2,114	2	0	2,116	4,803	6,707	0	104	8,811	5,261	715	0	37	752	14,073
c 過年度増減額	192					9,268					9,564					
a+b	9,588				7,324	14,071				11,332	9,641				14,825	14,135
b+c	6,576				14,071	16,583				11,332	14,825				19,205	14,135
a + b + c	9,396	4,591	2	0	4,593	11,227	0	104	11,332	19,205	5,033	0	37	5,070	14,135	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増額の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

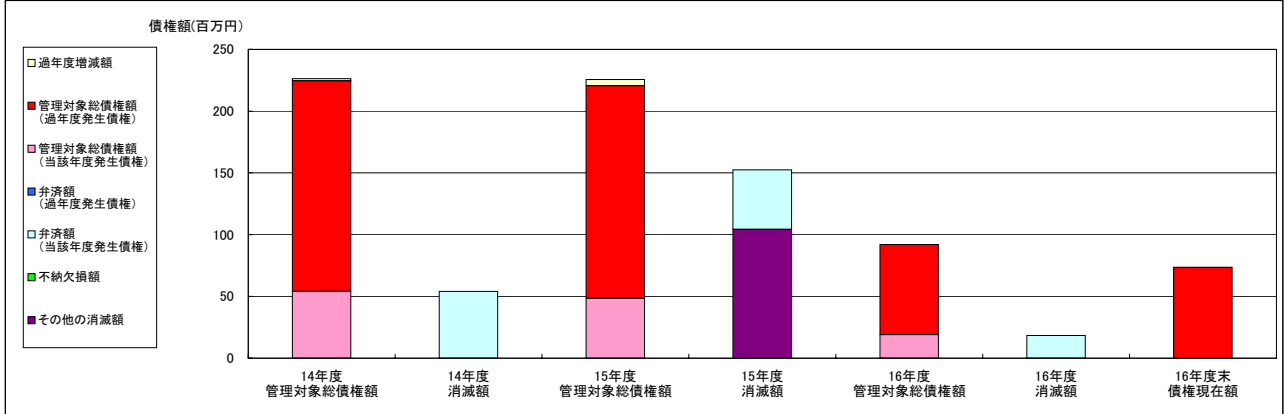
全府省 所管一般会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末	14年度	14年度末	15年度	15年度末	16年度	16年度末
		債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	55	0	234	0	1	0	62
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	6,502	2	4,320	0	4,982	0	13,799
	履行期限未到来額	213	0	250	0	278	0	274
計		6,770	2	4,803	0	5,261	0	14,135

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

内閣府 所管一般会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



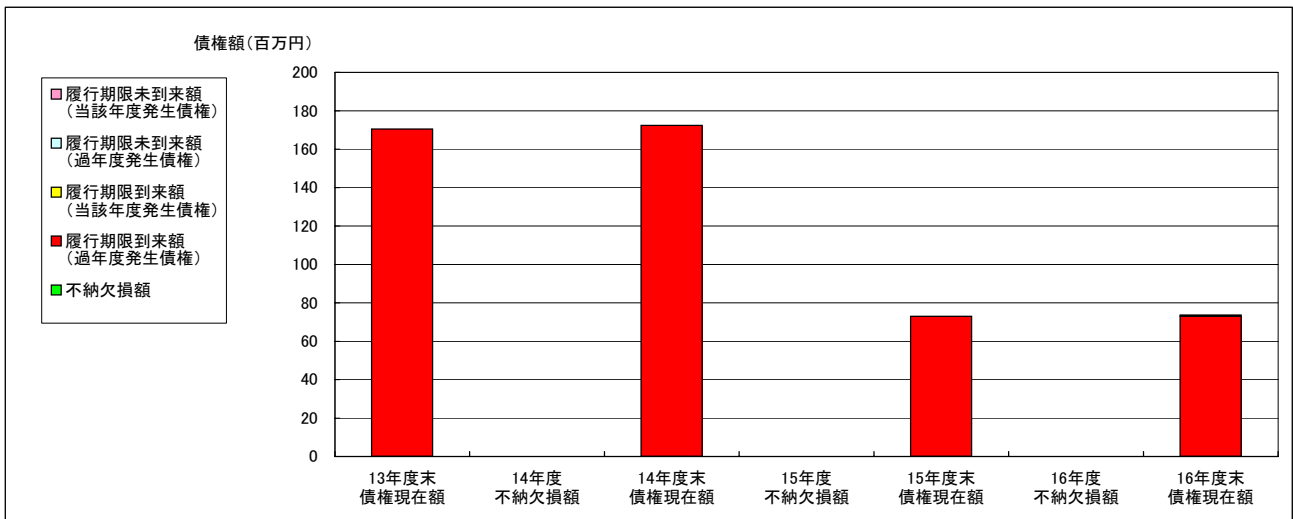
	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	54	54	0	0	54	48	48	0	0	48	19	18	0	0	18	0
b 過年度発生債権 繰越額	171	0	0	0	171	172	0	0	104	104	73	0	0	0	0	74
c 過年度増減額	2	0	0	0	2	5	0	0	104	104	0	0	0	0	0	74
a+b	225	54	0	0	221	177	48	0	104	153	92	18	0	0	18	74
b+c	172	0	0	0	172	177	48	0	104	153	73	18	0	0	18	74
a+b+c	226	54	0	0	226	226	48	0	104	153	92	18	0	0	18	74

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、内閣府所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額とは前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増額の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等

平成15年度消滅額中「その他」は、警察庁の損害賠償金債権が、訴訟敗訴により減額されたことによるものである。

内閣府 所管一般会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



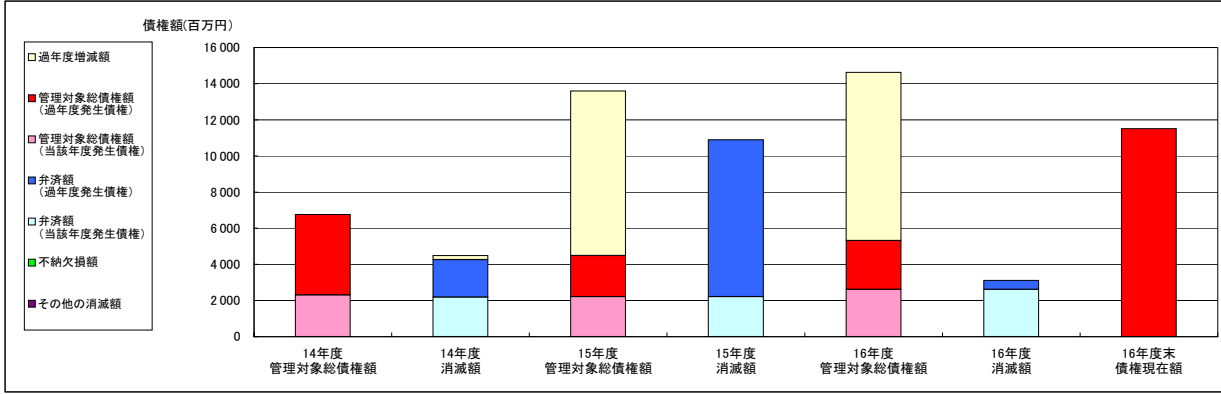
	13年度末 債権現在額		14年度 不納欠損額		14年度末 債権現在額		15年度 不納欠損額		15年度末 債権現在額		16年度 不納欠損額		16年度末 債権現在額	
	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額
当該年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過年度発生債権	171	0	172	0	73	0	0	0	73	0	0	0	73	
計	171	0	172	0	73	0	0	0	73	0	0	0	74	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、内閣府所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限到来額は、警察庁の損害賠償金債権(犯罪被害者給付金等の求償による損害賠償金債権)に係るものを含んでいる。

防衛庁 所管一般会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	消滅額	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	消滅額	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	消滅額	計	
a 当該年度発生債権額	2,308	2,193	0	0	2,193	2,220	2,220	0	0	2,220	2,618	2,616	0	0	2,616	
b 過年度発生債権繰越額	4,451	2,073	0	0	2,073	2,268	8,676	0	0	8,676	2,695	500	0	0	500	
c 過年度増減額	225	0	0	0	0	9,103	0	0	0	9,103	9,312	0	0	0	9,312	
a+b	6,759	4,266	0	0	4,266	4,488	10,896	0	0	10,896	5,313	3,116	0	0	3,116	
b+c	4,226	0	0	0	0	11,371	0	0	0	11,371	12,007	0	0	0	12,007	
a+b+c	6,834	4,266	0	0	4,266	13,591	10,896	0	0	10,896	14,625	3,116	0	0	3,116	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、防衛庁所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

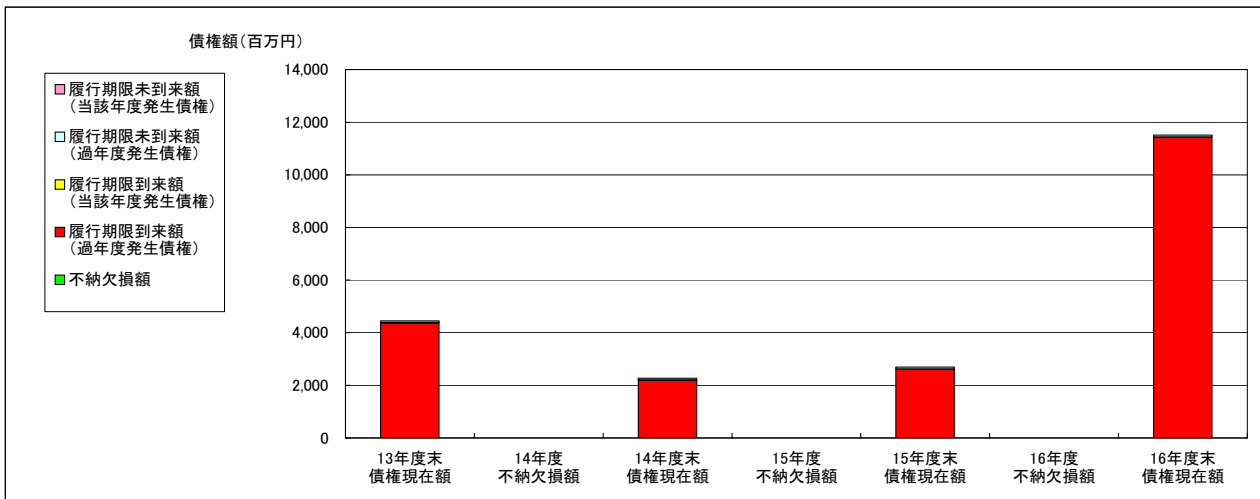
主たる要因等

平成14年度過年度増減額は、主に陸上自衛隊中央会計の損害賠償金債権の減額(和解)によるものである。

平成15年度過年度増減額は、主に契約本部の損害賠償金債権の増額によるものである(15年度に全て弁済)。

平成16年度過年度増減額は、主に契約本部の損害賠償金債権の増額(不当利得による損害賠償金債権を請求)や海上自衛隊地方総監部の損害賠償金債権の減額(和解・調停)によるものである。

防衛庁 所管一般会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末	14年度	14年度末	15年度	15年度末	16年度	16年度末
		債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	14	0	8	0	0	0	2
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	4,371	0	2,195	0	2,622	0	11,434
	履行期限未到来額	66	0	66	0	73	0	73
計		4,451	0	2,269	0	2,695	0	11,509

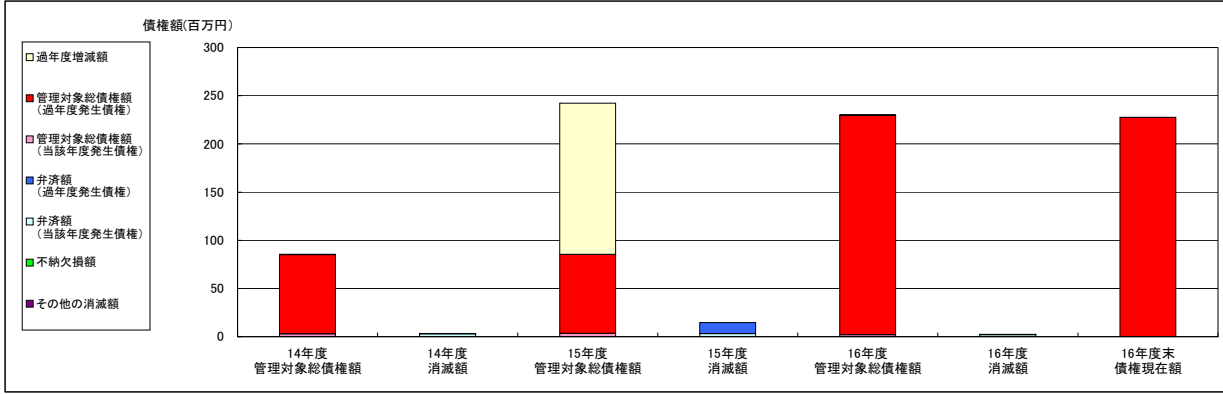
- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、防衛庁所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成15年度末から16年度末にかけての過年度発生債権履行期限到来額の増は、主に契約本部の損害賠償金債権(不当利得による損害賠償金債権を請求)によるものである。

平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限未到来額は、航空幕僚監部の損害賠償金債権に係る履行延期特約(12年度から16年度に実施)によるものを含んでいる。

総務省 所管一般会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



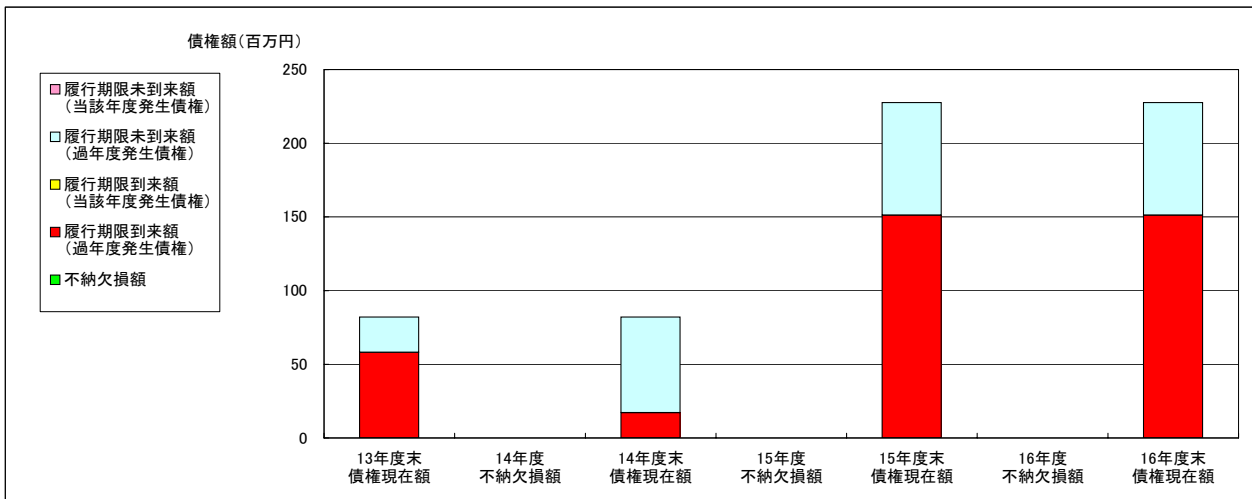
	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損額	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損額	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損額	その他	計	
a 当該年度発生債権額	3	3	0	0	3	3	3	0	0	3	2	2	0	0	2	0
b 過年度発生債権繰越額	82	0	0	0	0	82	12	0	0	0	228	0	0	0	0	228
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	157	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0
a+b	85	3	0	0	3	85	15	0	0	15	230	2	0	0	2	228
b+c	82	0	0	0	0	239	0	0	0	12	228	0	0	0	2	228
a+b+c	88	3	0	0	3	242	15	0	0	15	230	2	0	0	2	228

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、総務省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等

平成15年度過年度発生債権増減額は、総務省本省の損害賠償金債権の増額(統計調査事務地方公共団体委託費の不適正執行)によるものである。

総務省 所管一般会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
		債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額		
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	58	0	17	0	17	0	151	0	151	0	0	0	151	0
	履行期限未到来額	24	0	65	0	65	0	76	0	76	0	0	0	76	0
計		82	0	82	0	82	0	228	0	228	0	0	0	228	0

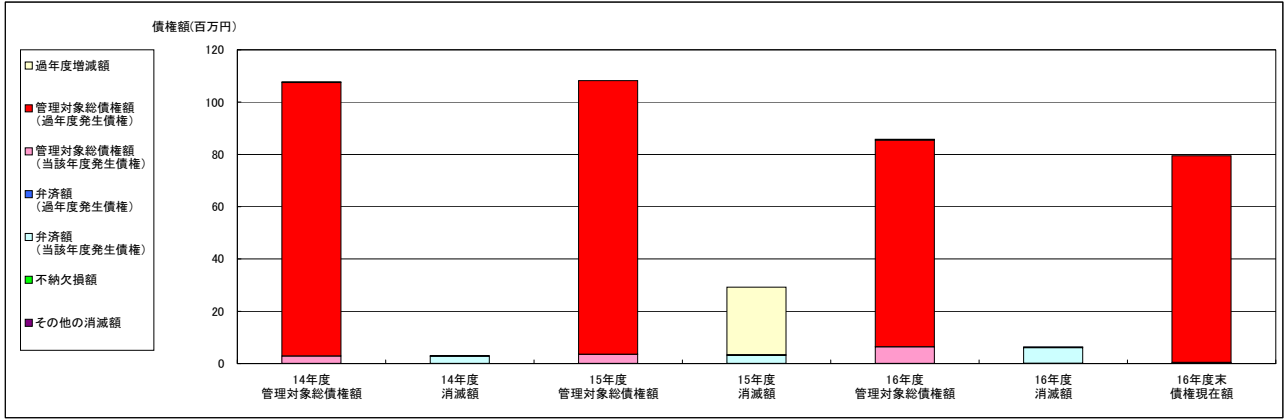
- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、総務省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成14年度末から15年度末にかけての過年度発生債権履行期限到来額の増は、主に総務省本省の損害賠償金債権(統計調査事務地方公共団体委託費の不適正執行)によるものである。

平成14年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限未到来額は、総務省本省の損害賠償金債権(恩給給与金の不正受給)に係る履行延期特約(14年度、15年度に実施)によるものを含んでいる。

法務省 所管一般会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)

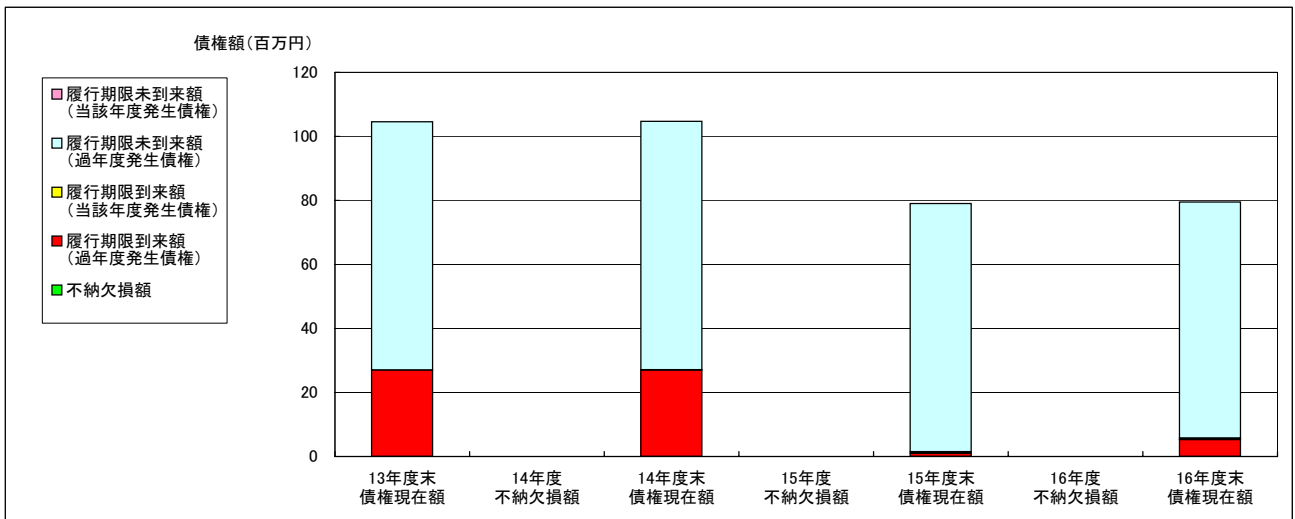


	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	3	3	0	0	3	4	3	0	0	3	6	6	0	0	6	0
b 過年度発生債権繰越額	105	0	0	0	0	105	0	0	0	0	79	0	0	0	0	79
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	107	3	0	0	3	109	3	0	0	3	85	6	0	0	6	79
b+c	105	0	0	0	0	79	0	0	0	0	79	0	0	0	0	79
a + b + c	108	3	0	0	3	82	3	0	0	3	86	6	0	0	6	79

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、法務省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成15年度過年度増減額は、主に地方検察庁の損害賠償金債権の減額(訴訟敗訴により消滅)したことによるものである。

法務省 所管一般会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)

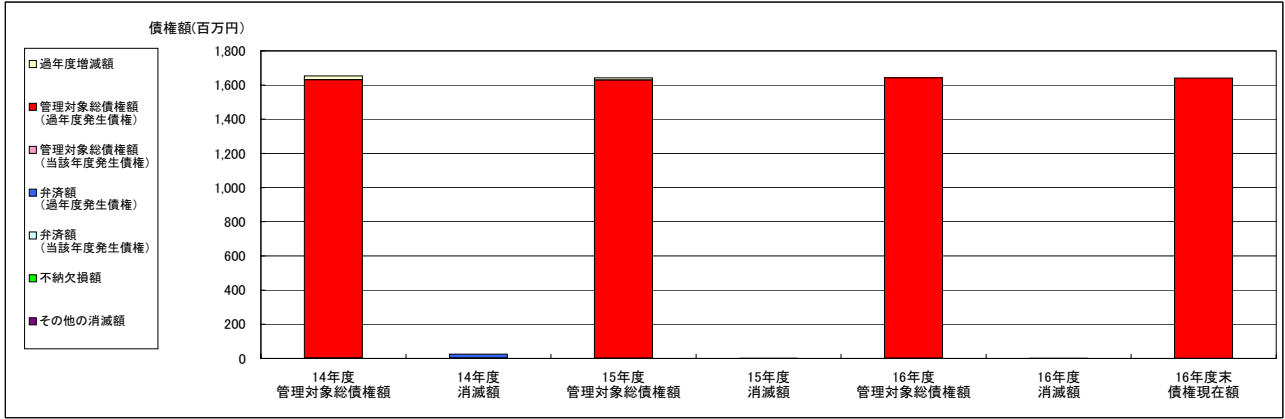


	13年度末債権現在額		14年度末債権現在額		15年度末債権現在額		16年度末債権現在額	
	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額
当該年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	78	27	78	27	78	1	74	5
計	78	27	78	27	79	1	79	5

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、法務省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等 平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限未到来額は、法務局の損害賠償金債権に係る履行延期特約(11年度、16年度に実施)によるものを含んでいる。

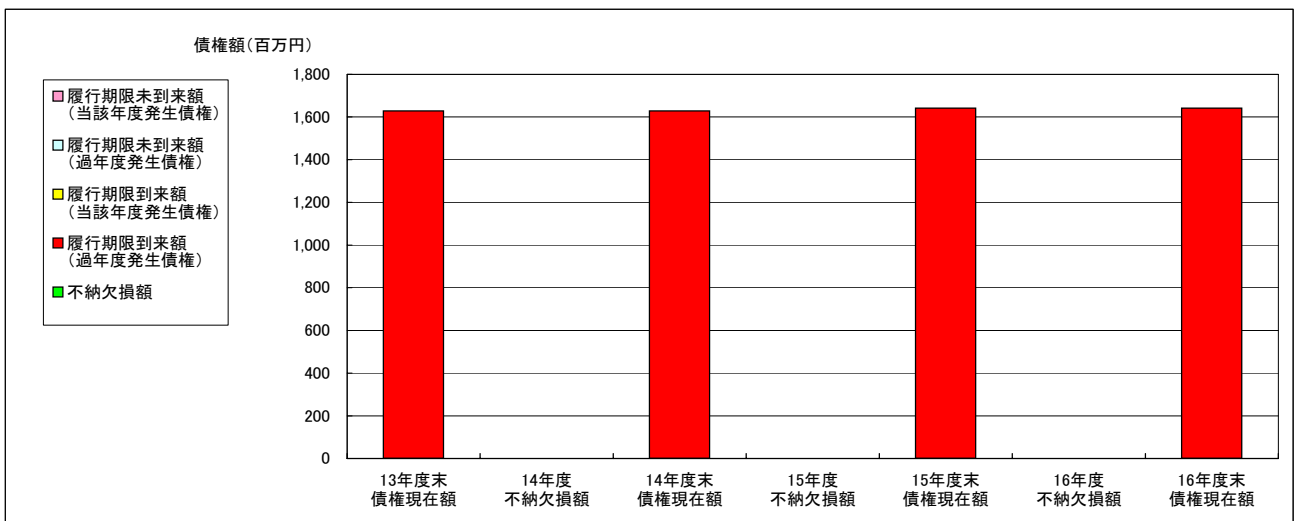
外務省 所管一般会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	2	2	0	0	2	1	1	0	0	1	1	1	0	0	1	0
b 過年度発生債権繰越額	1,629	0	0	0	1,629	1,629	0	0	0	1,629	1,641	0	0	0	1,641	1,641
c 過年度増減額	23	23	0	0	23	13	0	0	0	13	0	0	0	0	13	0
a+b	1,631	0	0	0	1,631	1,630	0	0	0	1,630	1,642	0	0	0	1,642	1,641
b+c	1,652	23	0	0	1,675	1,642	1	0	0	1,643	1,641	1	0	0	1,642	1,641
a + b + c	1,654	25	0	0	1,679	1,643	1	0	0	1,644	1,642	1	0	0	1,643	1,641

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、外務省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

外務省 所管一般会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



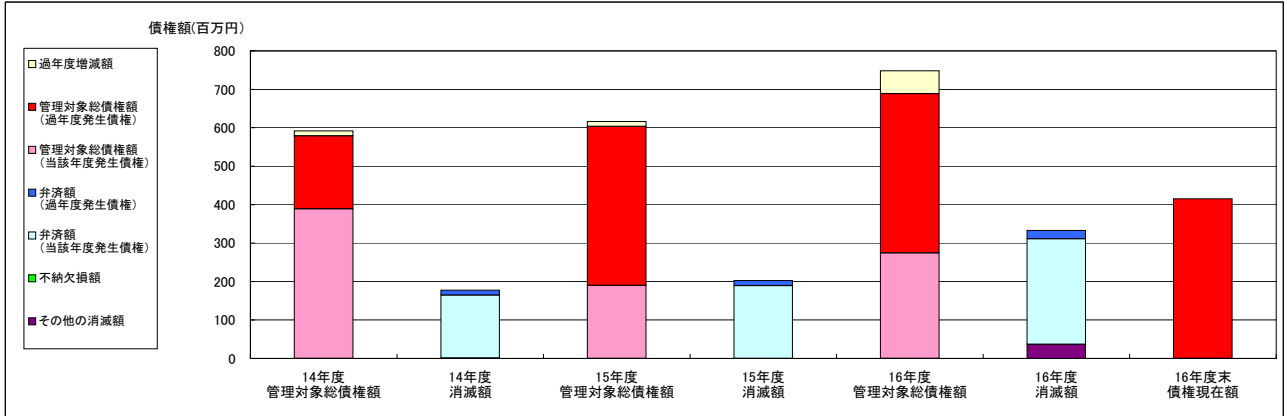
	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額
当該年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	1,629	0	1,629	0	1,641	0	1,641	0	1,641	0	0	1,641	0	1,641
計	1,629	0	1,629	0	1,641	0	1,641	0	1,641	0	0	1,641	0	1,641

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、外務省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限到来額は、主に外務省本省の損害賠償金債権(ハイジャック事件による損害賠償で債務者服役中)に係るものである。

財務省 所管一般会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



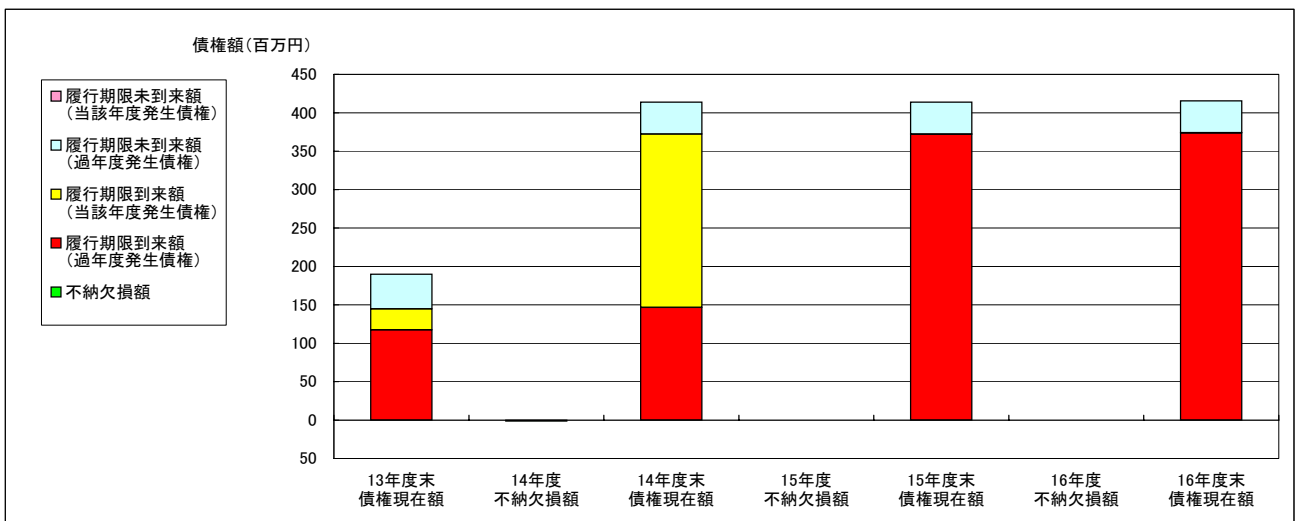
	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	389	163	0	0	163	190	189	0	0	189	275	274	0	0	274	0
b 過年度発生債権繰越額	190	0	0	0	190	414	0	0	0	414	414	0	0	0	414	415
c 過年度増減額	13	13	1	0	14	13	13	0	0	13	60	22	0	37	58	58
a+b	579	163	0	0	579	603	189	0	0	603	688	274	0	37	688	415
b+c	203	13	1	0	217	427	13	0	0	427	474	22	0	37	333	415
a + b + c	592	177	1	0	592	616	203	0	0	616	748	296	0	37	415	415

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、財務省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等

平成16年度消滅額中「その他」は、財務局の損害賠償金債権が、民事再生手続により消滅したことによるもの(調査決定前の部分)である。

財務省 所管一般会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	27	0	226	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	118	1	147	0	372	0	41	0	374	0	41	0	374	41
計	190	1	414	0	414	0	414	0	414	0	415	0	415	41

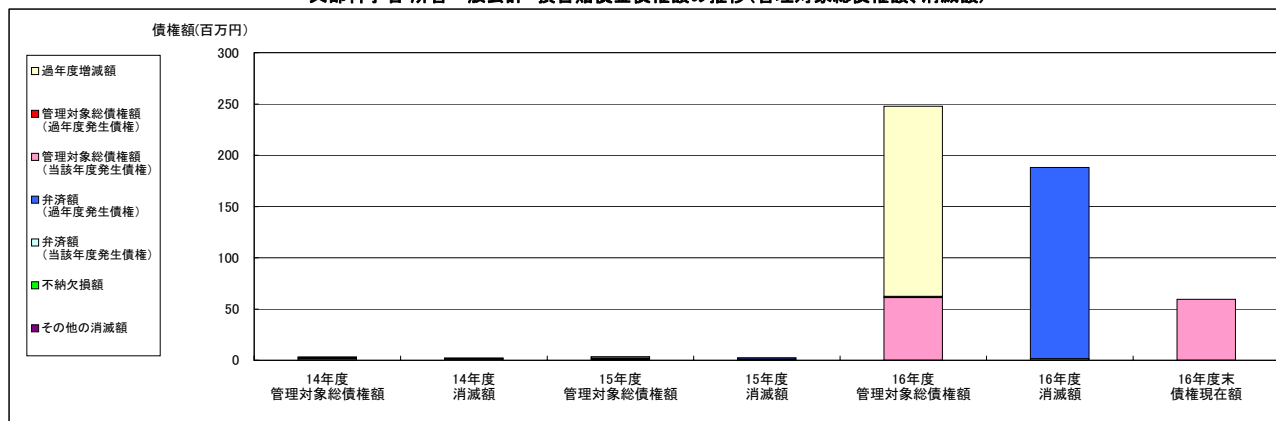
- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、財務省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成14年度末の当該年度発生債権履行期限到来額は、主に財務事務所の損害賠償金債権に係るものである。

平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限到来額は、主に国税局の損害賠償金債権に係る履行延期特約(13年度、14年度、16年度に実施)によるものである。

文部科学省 所管一般会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)

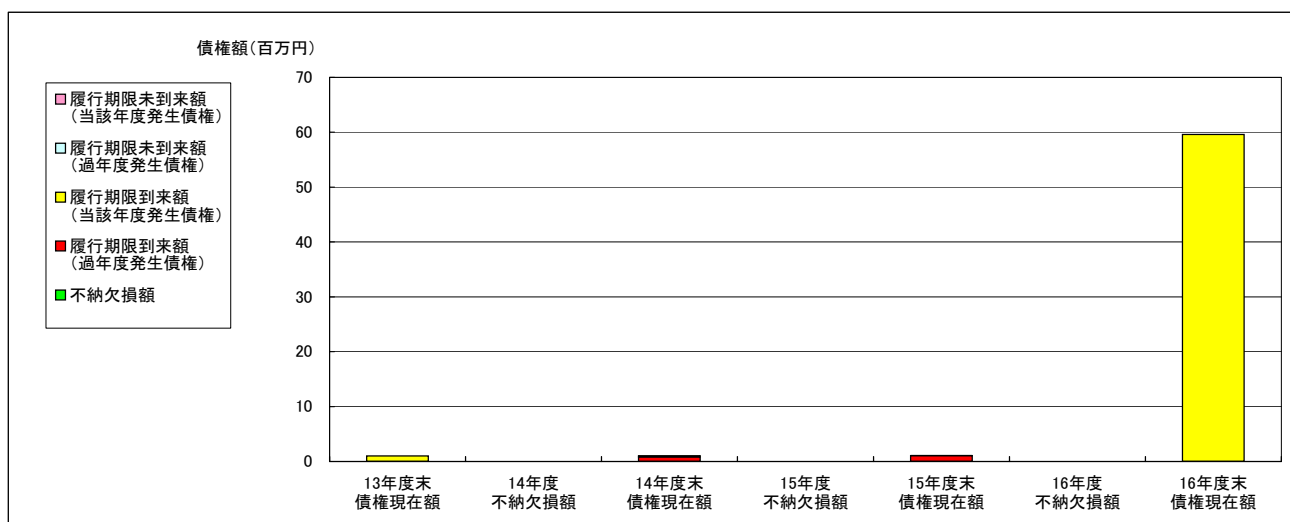


項目	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	1,548	1,307	0	0	1,307	1,057	1,039	0	0	1,039	61,086	1,514	0	0	1,514	59,572
b 過年度発生債権繰越額	1,015	0	0	0	1,015	1,065	0	0	0	1,065	1,080	0	0	0	1,080	0
c 過年度増減額	815	1,005	0	0	1,005	1,529	1,532	0	0	1,532	185,551	186,630	0	0	186,630	0
a+b	2,563	1,307	0	0	2,312	2,122	1,039	0	0	2,122	62,166	1,514	0	0	1,514	59,572
b+c	1,830	0	0	0	1,830	2,594	1,532	0	0	2,571	186,630	188,144	0	0	188,144	0
a+b+c	3,378	1,307	0	0	2,312	3,651	2,571	0	0	2,571	247,716	188,144	0	0	188,144	59,572

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、文部科学省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成16年度過年度増減額は、主に文部科学省本省の損害賠償金債権の増額(請負契約の契約違反)によるものである。

文部科学省 所管一般会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)

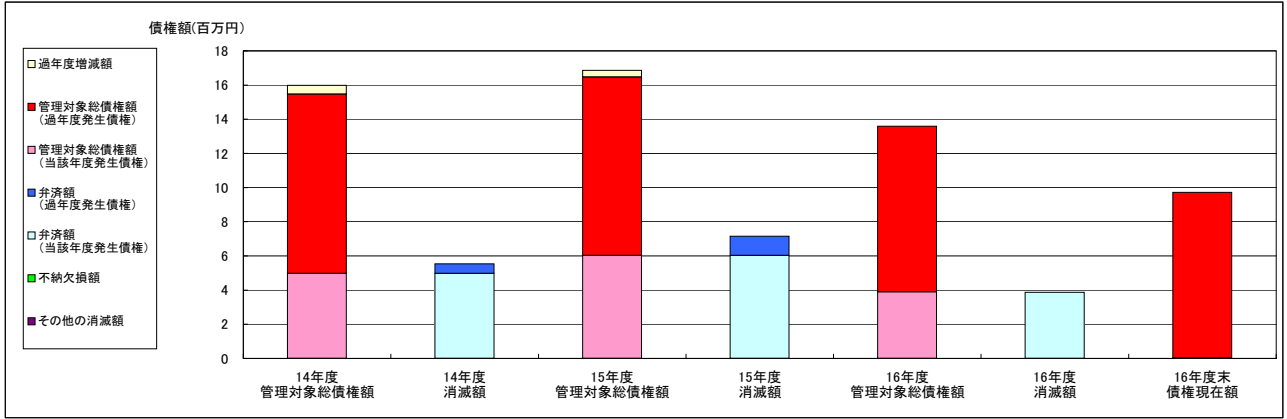


項目	13年度末		14年度		15年度末		16年度		16年度末債権現在額
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	
当該年度発生債権	1,015	0	1,065	0	1,080	18	0	0	59,572
過年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,015	0	1,065	0	1,080	18	0	0	59,572

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、文部科学省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等 平成16年度末の当該年度発生債権履行期限到来額は、主に文部科学省本省の損害賠償金債権に係るものである。

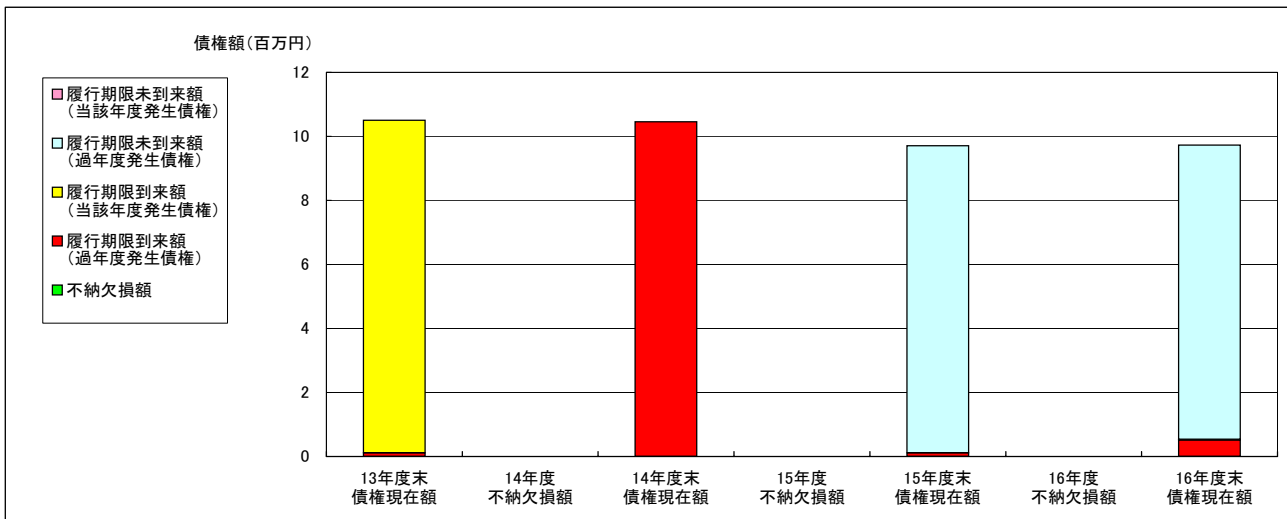
厚生労働省 所管一般会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	4,972	4,972	0	0	4,972	6,023	6,023	0	0	6,023	3,891	3,871	0	0	3,871	20
b 過年度発生債権繰越額	10,501	562	0	0	562	10,455	1,131	0	0	1,131	9,705	0	0	0	0	9,705
c 過年度増減額	516					381					0					
a+b	15,473				16,478	16,478				13,596					13,596	9,725
b+c	11,017				10,836	10,836				9,705					9,705	
a + b + c	13,989	5,534	0	0	5,534	7,154	0	0	0	7,154	3,871	0	0	0	3,871	9,725

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、厚生労働省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増額の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

厚生労働省 所管一般会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



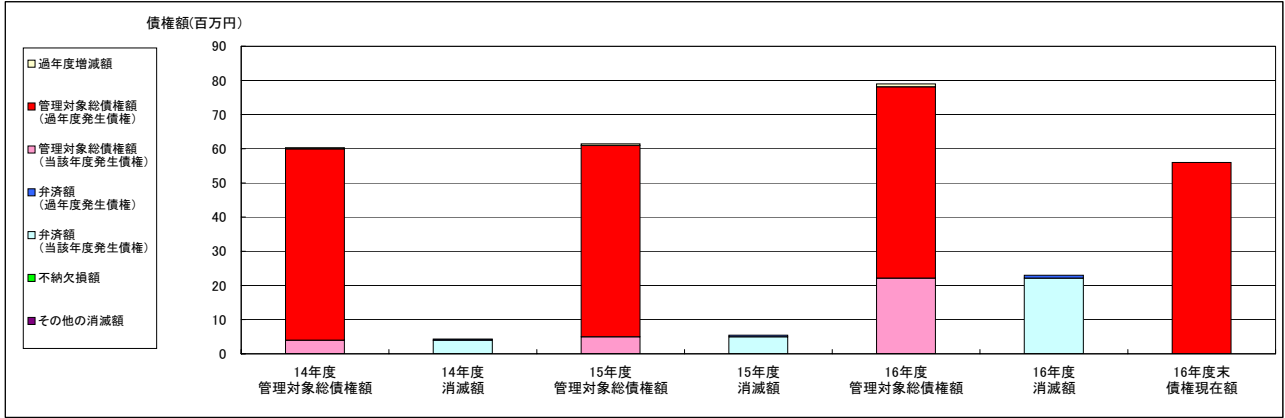
	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額
当該年度発生債権	10,388	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	
過年度発生債権	113	0	10,455	0	113	0	9,592	0	113	0	0	0	513	
計	10,501	0	10,455	0	9,705	0	9,705	0	9,725	0	0	0	9,725	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、厚生労働省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成13年度末の当該年度発生債権履行期限到来額は、主に厚生労働省本省の損害賠償金債権に係るものであり、15年度末及び16年度末の過年度発生債権履行期限未到来額は、主に同債権に係る履行延期特約(15年度に実施)によるものである。

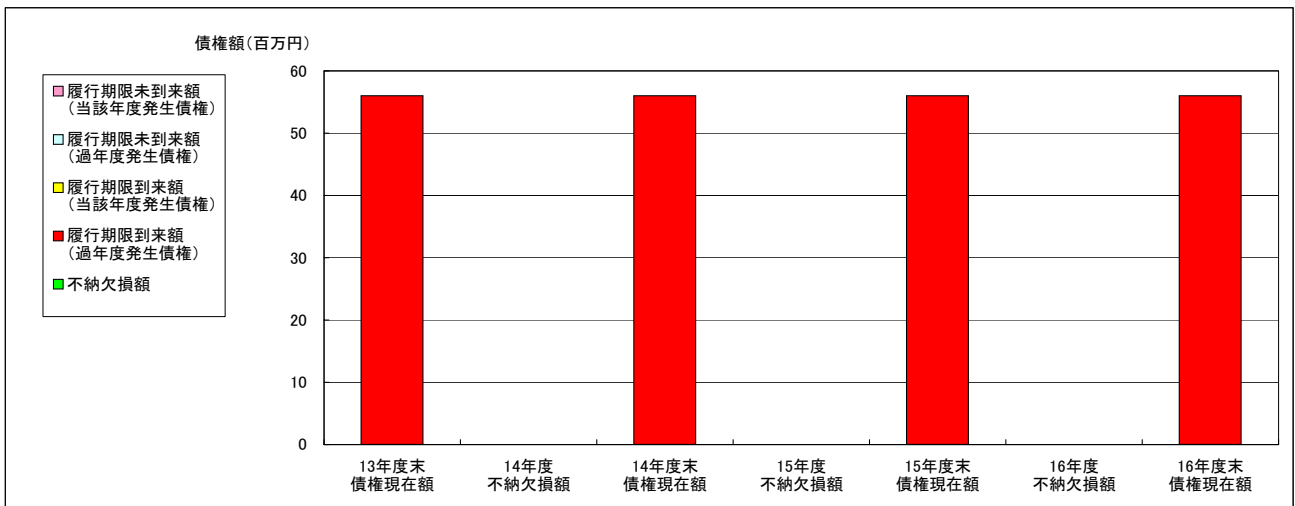
農林水産省 所管一般会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	3,948	3,948	0	0	3,948	4,920	4,920	0	0	4,920	22,112	22,112	0	0	22,112	
b 過年度発生債権繰越額	55,999	0	0	0	55,999	55,999	0	0	0	55,999	55,999	0	0	0	55,999	
c 過年度増減額	384	384	0	0	384	549	549	0	0	549	869	869	0	0	869	
a+b	59,948	0	0	0	60,919	60,919	0	0	0	60,919	78,111	78,111	0	0	78,111	
b+c	56,383	0	0	0	56,383	56,548	0	0	0	56,548	56,868	869	0	0	57,737	
a + b + c	60,331	4,332	0	0	64,663	61,468	5,469	0	0	66,937	79,881	22,981	0	0	102,862	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、農林水産省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

農林水産省 所管一般会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



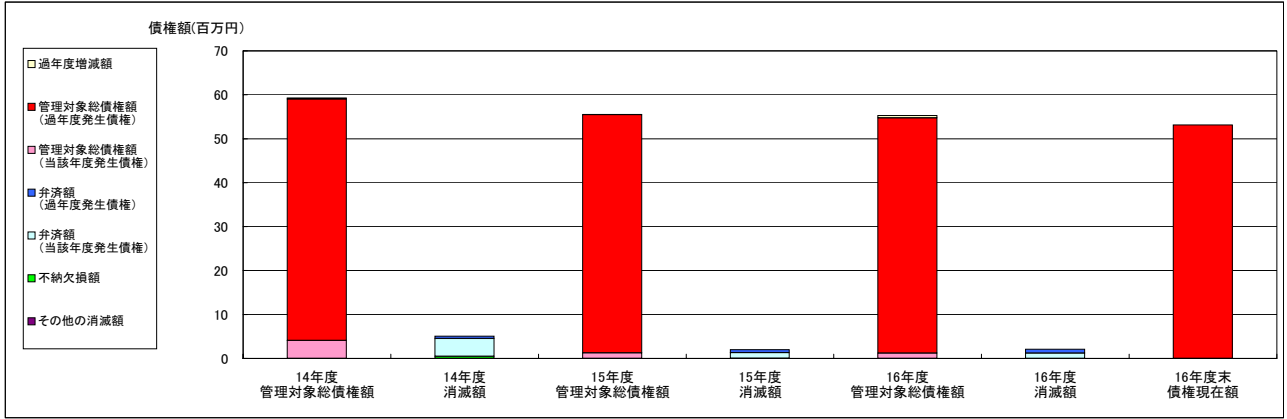
		13年度末 債権現在額	14年度 不納欠損額	14年度末 債権現在額	15年度 不納欠損額	15年度末 債権現在額	16年度 不納欠損額	16年度末 債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	55,999	0	55,999	0	55,999	0	55,999
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
計		55,999	0	55,999	0	55,999	0	55,999

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、農林水産省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限到来額は、農政局の損害賠償金債権(債務者不明)に係るものを含んでいる。

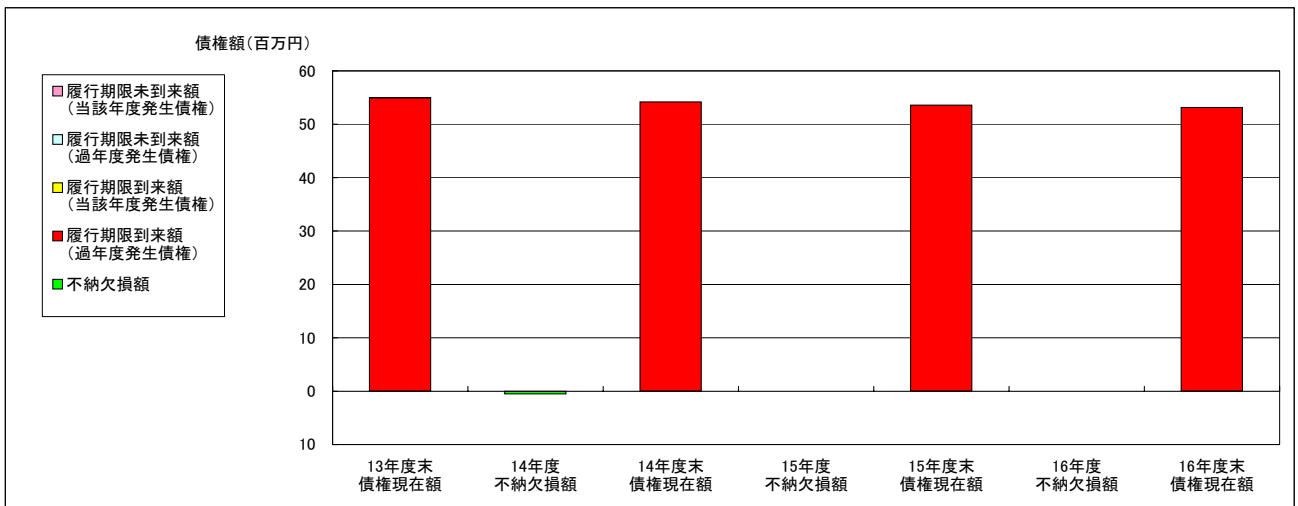
経済産業省 所管一般会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	4 077	4 049	0	0	4 049	1 285	1 285	0	0	1 285	1 203	1 203	0	0	1 203	4
b 過年度発生債権 繰越額	54 986	511	499	0	1 010	54 202	673	27	0	700	53 571	889	18	0	906	53 157
c 過年度増減額	199					69				700	497					
a+b	59 063					55 487				1 985	54 774					53 161
b+c	55 185					54 271				1 985	54 068					53 161
a + b + c	59 262	4 561	499	0	5 060	55 556	1 958	27	0	1 985	55 271	2 092	18	0	2 109	53 161

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、経済産業省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

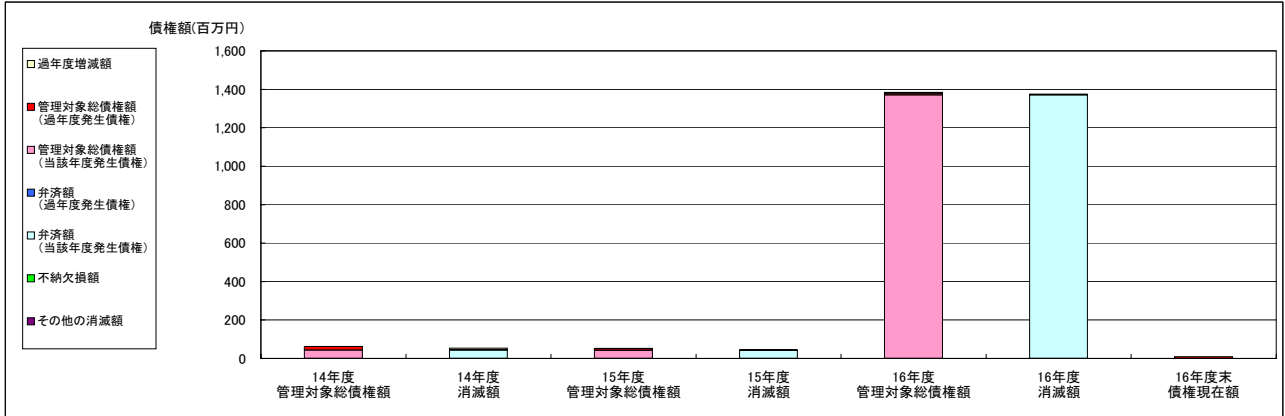
経済産業省 所管一般会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末 債権現在額	14年度 不納欠損額	14年度末 債権現在額	15年度 不納欠損額	15年度末 債権現在額	16年度 不納欠損額	16年度末 債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	28	0	28	0	0	0	4
	履行期限未到来額	0		0		0		0
過年度発生債権	履行期限到来額	54 958	499	54 174	27	53 571	18	53 157
	履行期限未到来額	0		0		0		0
計		54 986	499	54 202	27	53 571	18	53 161

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、経済産業省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

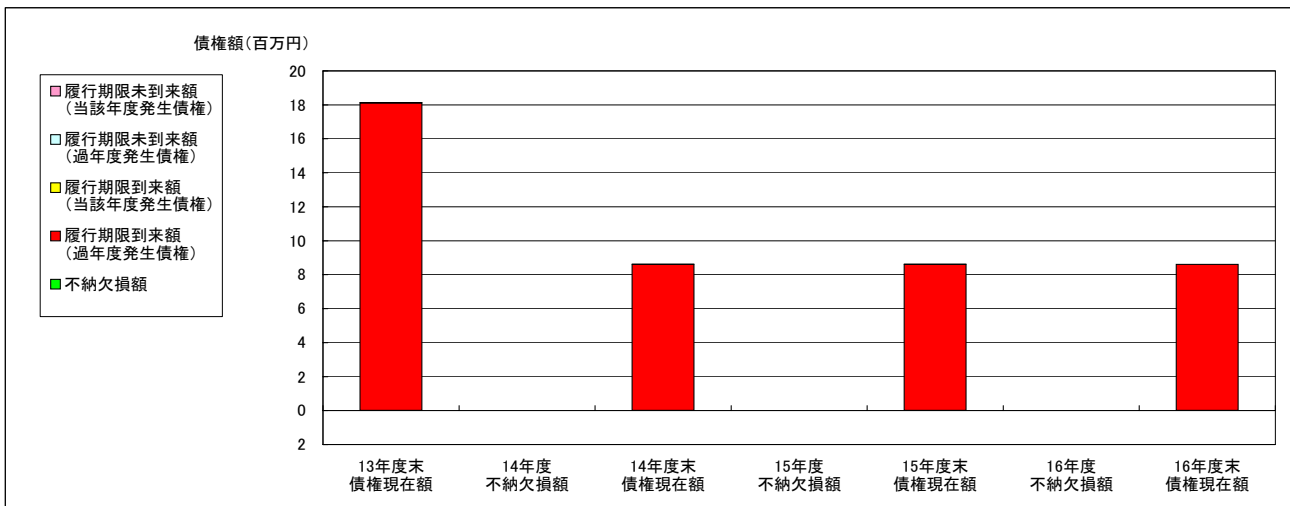
国土交通省 所管一般会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	44	44	0	0	44	43	43	0	0	43	1371	1371	0	0	1371	0
b 過年度発生債権 繰越額	18	2	0	0	2	9	1	0	0	1	9	5	0	0	5	9
c 過年度増減額	7					1					5					
a+b	62					51					1379					9
b+c	11					10					13					9
a + b + c	55	46	0	0	46	53	44	0	0	44	1384	1375	0	0	1375	9

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国土交通省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

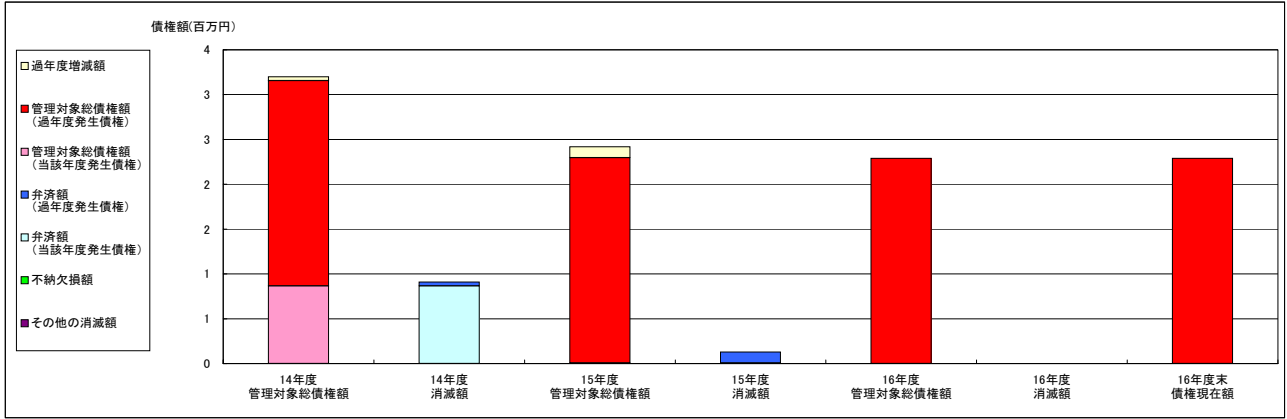
国土交通省 所管一般会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末 債権現在額	14年度 不納欠損額	14年度末 債権現在額	15年度 不納欠損額	15年度末 債権現在額	16年度 不納欠損額	16年度末 債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	18	0	9	0	9	0	9
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
計		18	0	9	0	9	0	9

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国土交通省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

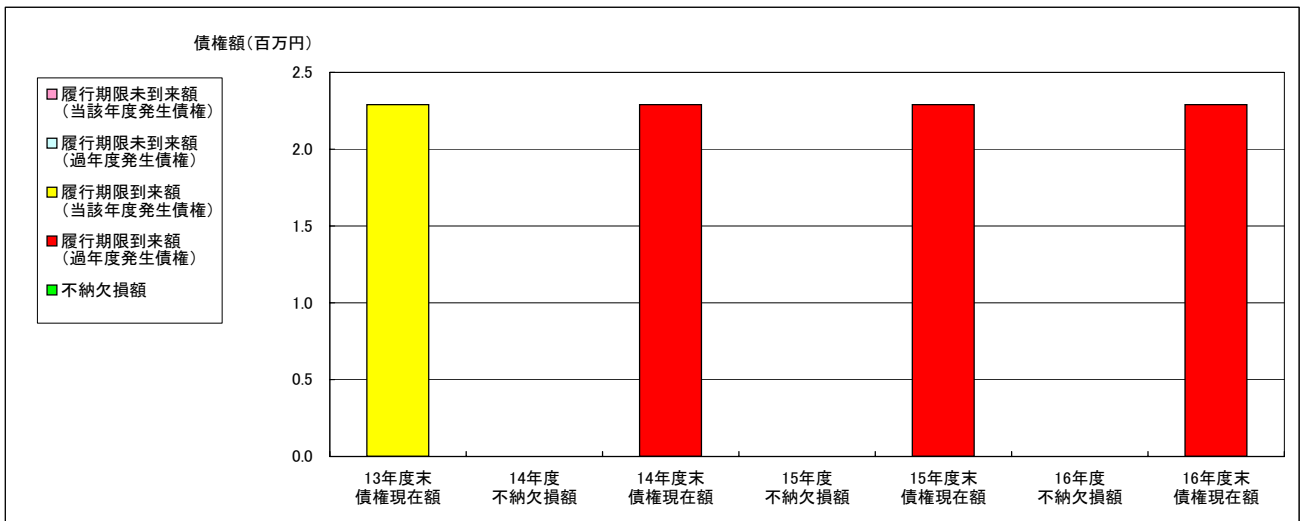
環境省 所管一般会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	866	866	0	0	866	8	8	0	0	8	0	0	0	0	0	0
b 過年度発生債権繰越額	2,289	0	0	0	2,289	2,289	0	0	0	2,289	2,289	0	0	0	2,289	
c 過年度増減額	44	44	0	0	44	120	120	0	0	120	0	0	0	0	0	
a+b	3,155	0	0	0	3,155	2,297	0	0	0	2,297	2,289	0	0	0	2,289	
b+c	2,333	0	0	0	2,333	2,409	0	0	0	2,409	2,289	0	0	0	2,289	
a + b + c	3,199	910	0	0	3,199	2,417	128	0	0	2,417	2,289	0	0	0	2,289	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、環境省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

環境省 所管一般会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	不納欠損額
当該年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過年度発生債権	2,289	0	2,289	0	2,289	0	2,289	0	2,289	0	0	2,289	0	
計	2,289	0	2,289	0	2,289	0	2,289	0	2,289	0	0	2,289	0	

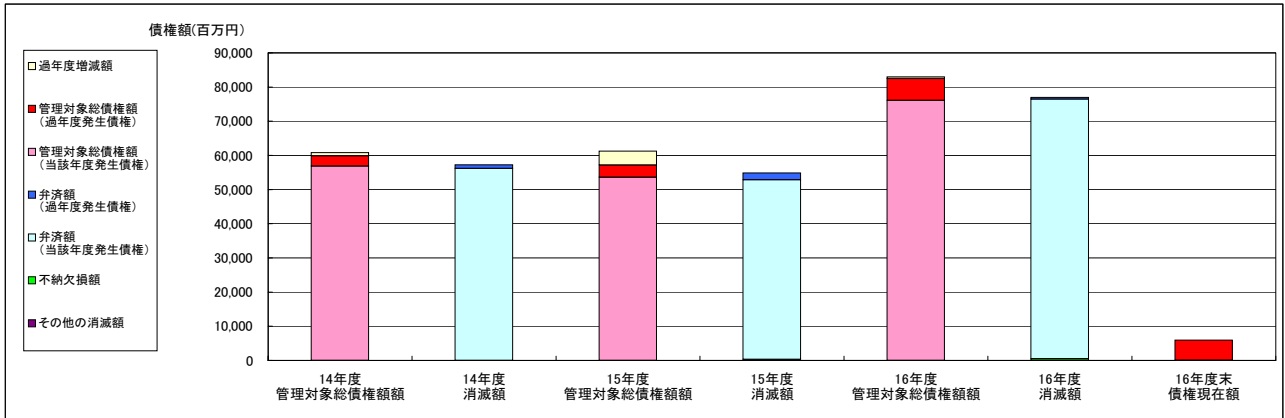
- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、環境省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成13年度末の当該年度発生債権履行期限未到来額は、地方整備局の損害賠償金債権に係るものである。

図1-(2)-③ 一般会計省別返納金債権額の推移(今回調査分)

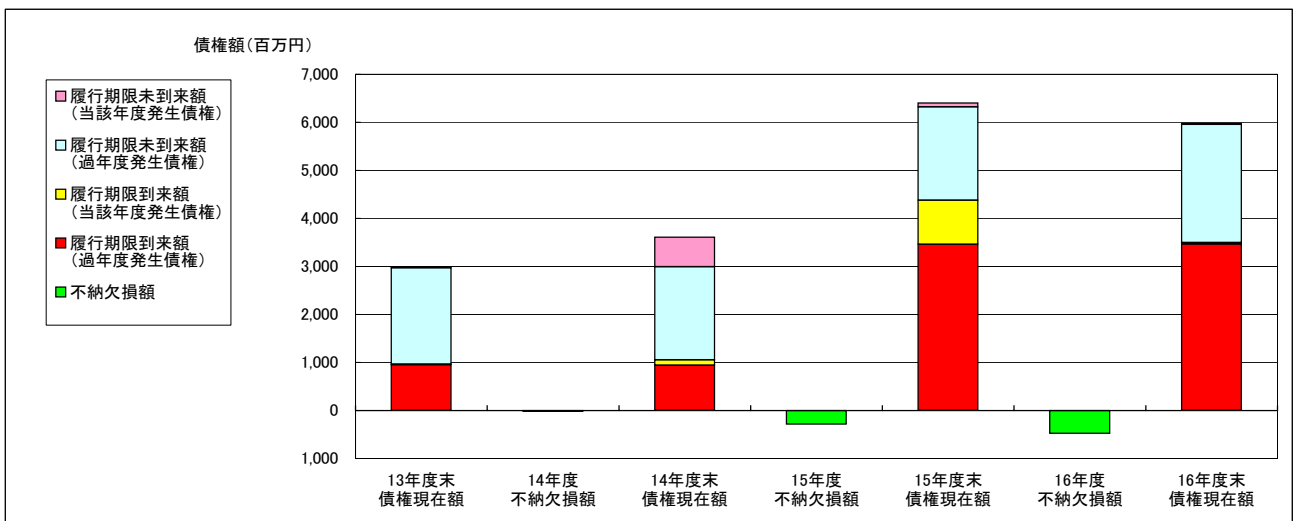
全府省 所管一般会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	56,880	56,156	0	0	56,156	53,588	52,594	0	0	52,594	76,094	75,955	0	0	75,955	50
b 過年度発生債権繰越額	2,983	-	-	-	3,610	3,610	-	-	-	4,049	6,401	-	-	-	5,977	5,927
c 過年度増減額	963	1,043	15	1	1,060	4,049	1,963	282	7	2,252	485	560	476	13	1,049	-
a+b	59,862	-	-	-	57,188	57,198	-	-	-	56,846	82,496	-	-	-	59,974	5,977
b+c	3,945	-	-	-	7,659	7,659	-	-	-	6,299	6,886	-	-	-	7,026	-
a + b + c	60,825	57,199	15	1	57,215	61,247	54,557	282	7	54,845	82,981	76,514	476	13	77,003	5,977

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増額の場合、図中では、管理対象総債権額額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

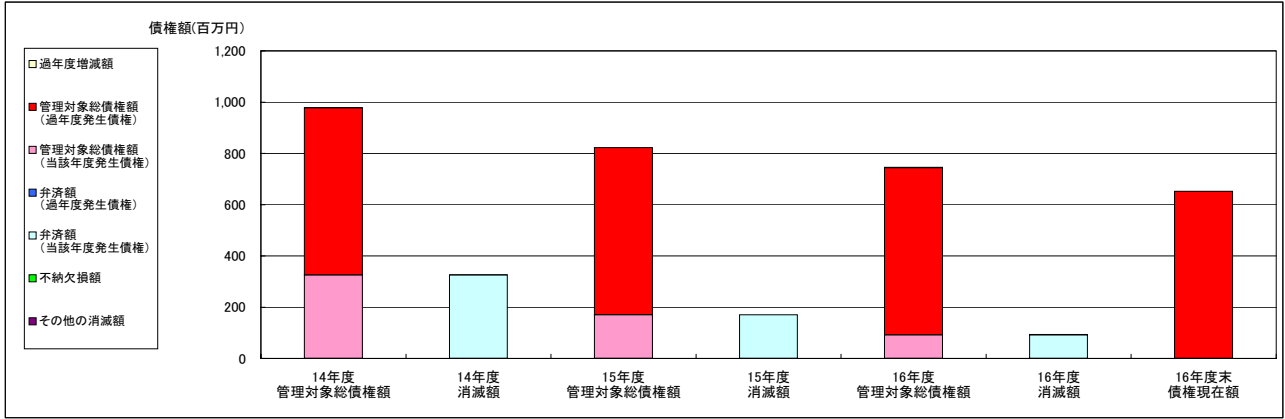
全府省 所管一般会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	9	0	111	0	915	0	79	0	30	21	3,467	2,461	
	履行期限未到来額	13	0	619	0	79	0	79	0	21	21	2,461	2,461	
過年度発生債権	履行期限到来額	954	15	945	282	3,462	476	1,945	476	3,467	2,461	2,461	2,461	
	履行期限未到来額	2,006	15	1,935	282	1,945	476	1,945	476	2,461	2,461	2,461	2,461	
計	2,983	15	3,610	282	6,401	476	5,927	-	5,927	-	5,927	-		

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

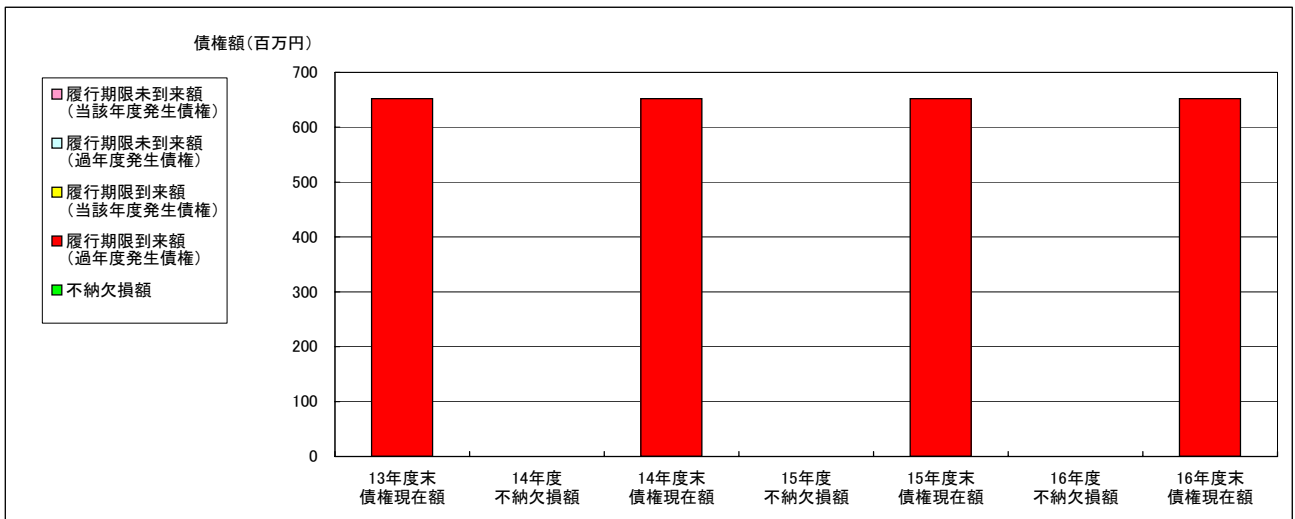
内閣府 所管一般会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	326	326	0	0	326	170	170	0	0	170	92	92	0	0	92	0
b 過年度発生債権繰越額	652	-	0	0	652	652	0	0	0	652	652	2	0	0	652	652
c 過年度増減額	1	-	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	2	2
a+b	978	-	0	0	978	822	0	0	0	822	744	0	0	0	744	652
b+c	653	-	0	0	653	652	0	0	0	652	653	2	0	0	652	652
a + b + c	979	327	0	0	327	823	171	0	0	171	745	93	0	0	93	652

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、内閣府所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

内閣府 所管一般会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



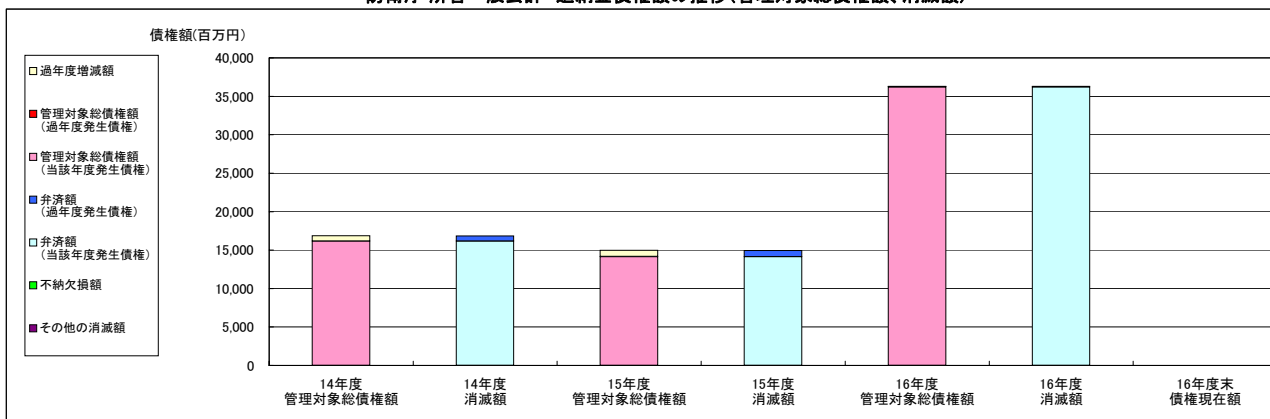
	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	652	0	652	0	652	0	652	0	652	0	652	0	652
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	652	0	652	0	652	0	652	0	652	0	652	0	652	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、内閣府所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限到来額は、警察庁の返納金債権に係るものである(債務者による清算手続中)。

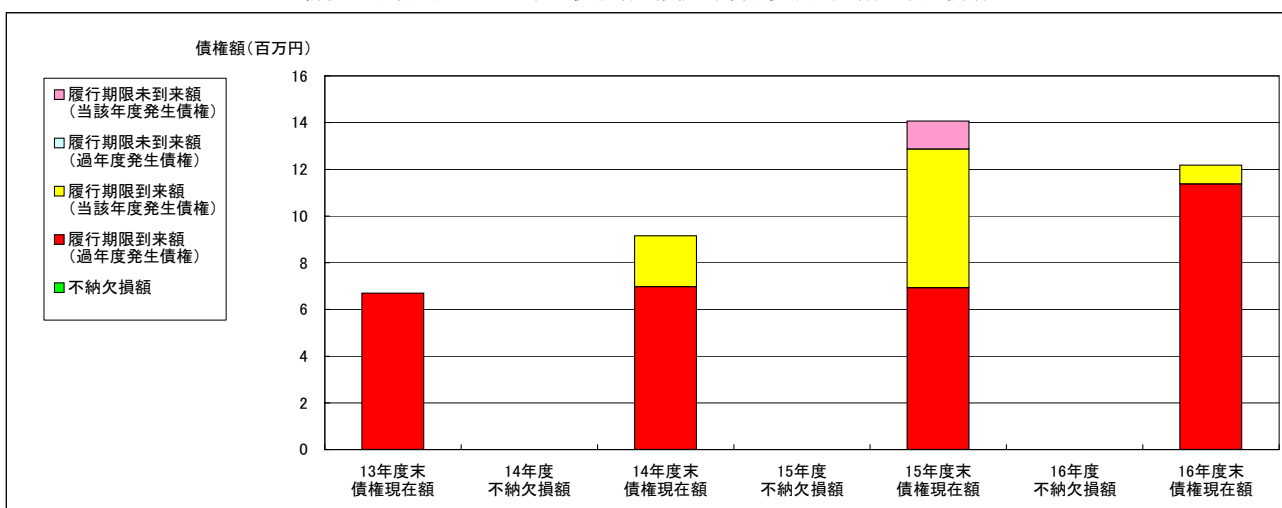
防衛庁 所管一般会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	16 174	16 172	0	0	16 172	14 147	14 140	0	0	14 140	36 227	36 226	0	0	36 226	1
b 過年度発生債権繰越額	7	676	0	0	676	9	814	0	0	814	14	65	0	0	65	11
c 過年度増減額	677					811					63					
a+b	16 181				16 849	14 156				14 156	36 241					12
b+c	683				18 849	820				14 953	77				36 291	12
a + b + c	18 858				18 849	14 967				14 953	36 303				36 291	12

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、防衛庁所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

防衛庁 所管一般会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



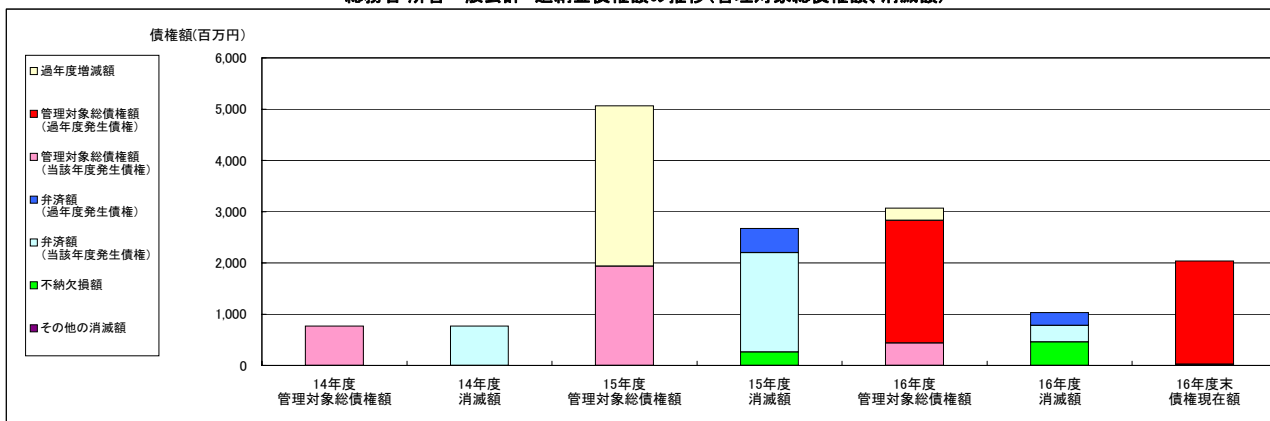
		13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
		債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額		
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	2	0	6	0	1	0	1	0	1	0		
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
過年度発生債権	履行期限到来額	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0		
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計		7	0	9	0	14	0	14	0	14	0	12	0		

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、防衛庁所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成14年度末及び15年度末の当該年度発生債権履行期限到来額は、主に防衛施設局の返納金債権(住居手当、扶養手当等の過払い)に係るものである。

総務省 所管一般会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



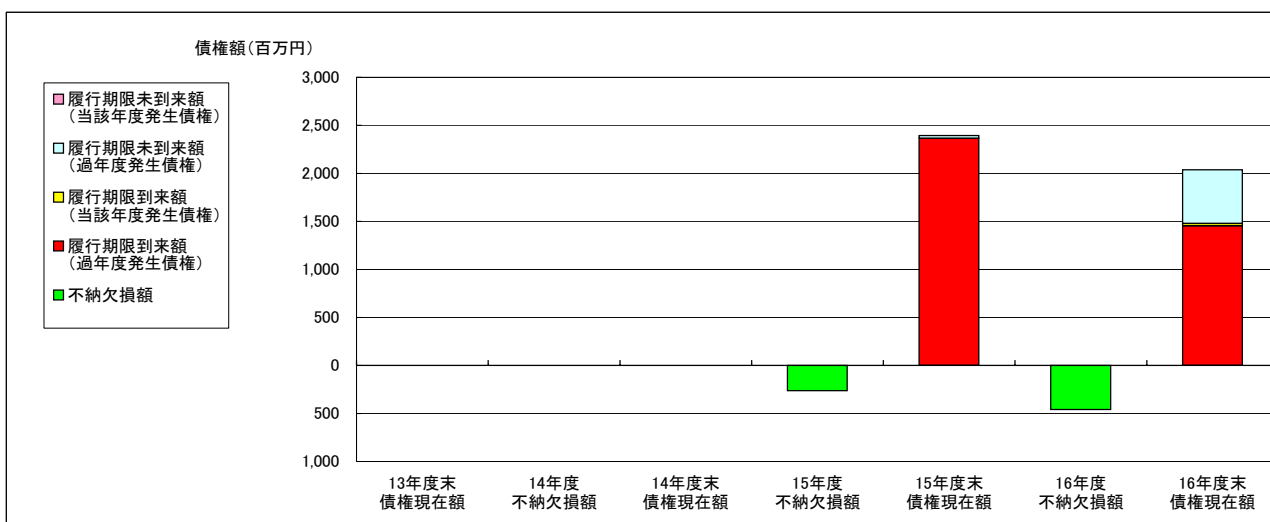
	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	767	767	0	0	767	1,938	1,938	0	0	1,938	438	323	0	0	323	26
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,393	249	458	0	707	2,012
c 過年度増減額	2	2	0	0	2	3,127	472	262	0	733	237	249	458	0	707	2,038
a+b	767	767	0	0	769	1,938	1,938	262	0	2,672	2,832	572	458	0	1,030	2,038
b+c	2	2	0	0	2	3,127	472	262	0	733	237	249	458	0	707	2,038
a + b + c	769	769	0	0	769	5,065	2,410	262	0	2,672	3,068	572	458	0	1,030	2,038

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、総務省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成15年度過年度増減額は、主に総務省本省の返納金債権の増額(郵政公社発足に伴い、郵政事業特別会計の恩給業務に係る返納金を15年度より組入れ)によるものである。

平成15年度及び16年度の消滅額中「不納欠損」は、総務省本省の恩給等の返納金債権に係るものである。

総務省 所管一般会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)

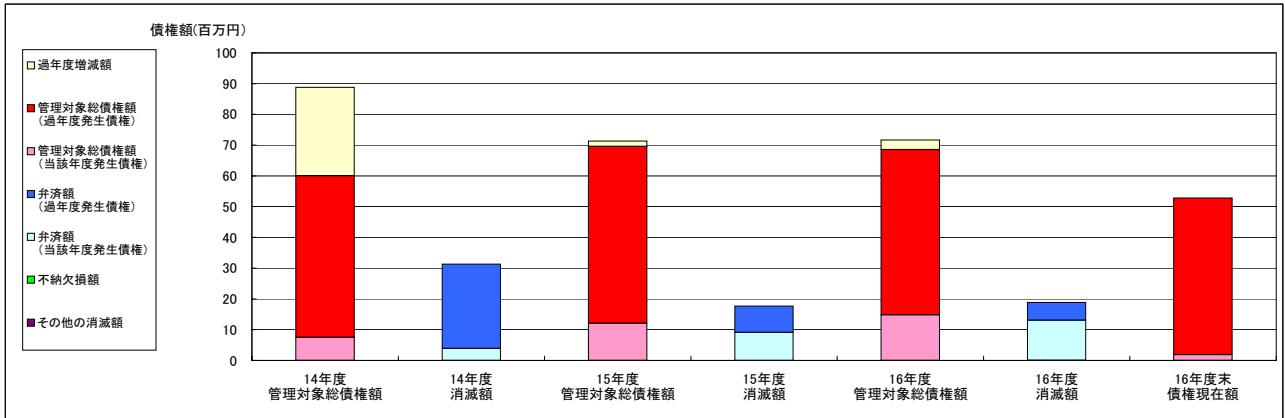


	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0
過年度発生債権	0	0	0	0	0	262	2,364	29	458	0	0	0	1,453	559
計	0	0	0	0	0	262	2,393	29	458	0	0	0	2,012	2,038

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、総務省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等 平成14年度末から15年度末にかけての過年度発生債権履行期限到来額の増は、主に総務省本省の返納金債権(郵政公社発足に伴い、郵政事業特別会計の恩給業務に係る返納金を15年度より組入れ)によるものである。

法務省 所管一般会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



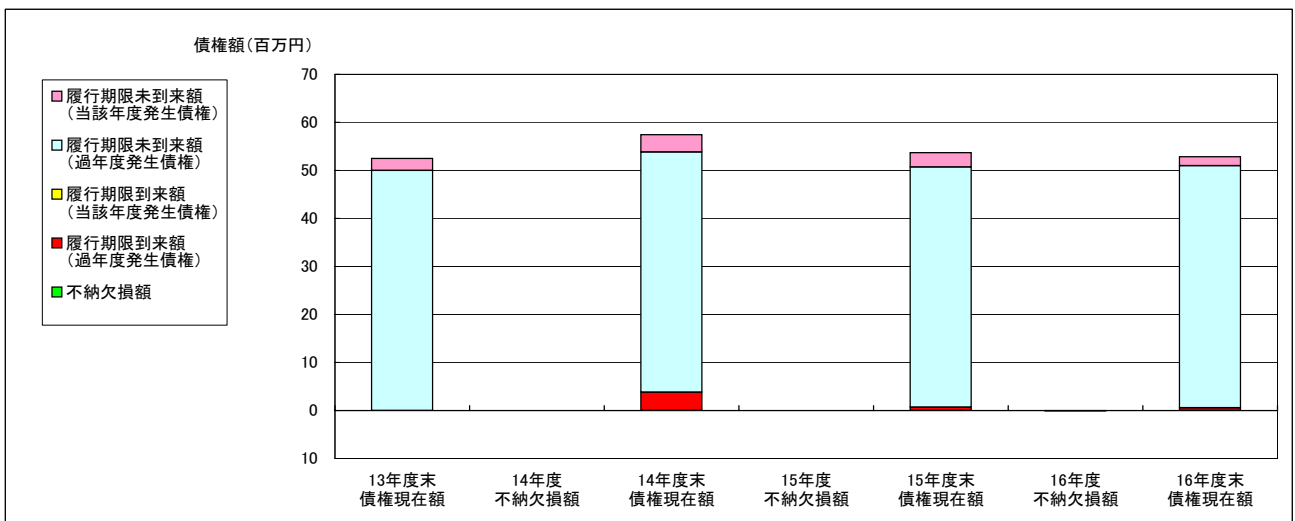
	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	8	4	0	0	4	12	9	0	0	9	15	13	0	0	13	2
b 過年度発生債権繰越額	52	0	0	0	52	54	0	0	0	54	54	0	0	0	54	51
c 過年度増減額	29	27	0	0	27	2	0	0	0	2	3	6	0	0	6	6
a+b	60	0	0	0	60	70	0	0	0	70	69	0	0	0	69	53
b+c	81	0	0	0	81	56	0	0	0	56	57	0	0	0	57	53
a + b + c	89	31	0	0	31	71	18	0	0	18	72	19	0	0	19	53

- (注) 1 本表は、本省が調査対象とした195機関の係数のうち、法務省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等

平成14年度過年度増減額は、主に法務省本省の返納金債権及び入国管理局の返納金債権の増額(法務省本省の債権は国有資産等所在地市町村交付金の過払い、入国管理局の債権は通動手当の過払いが判明)によるものである。

法務省 所管一般会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



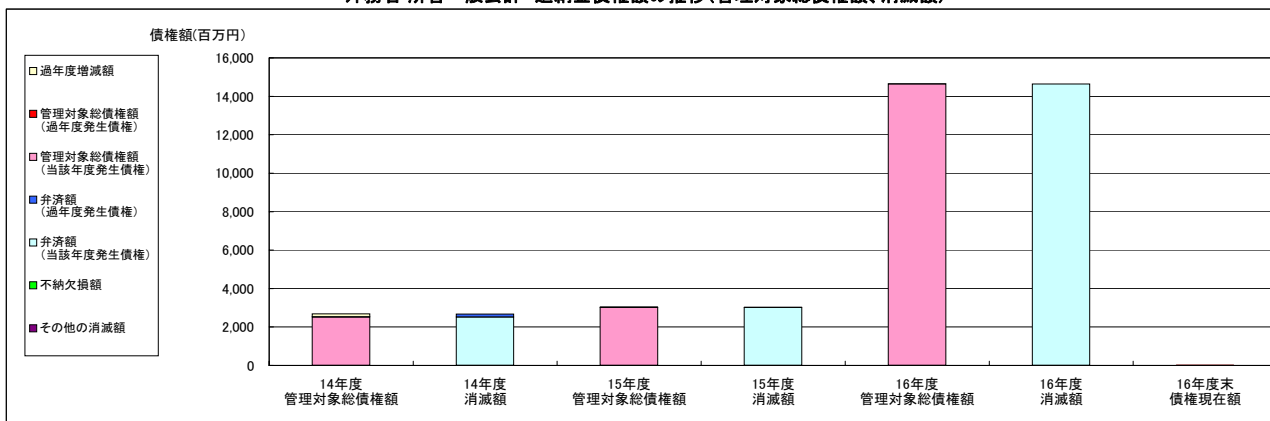
	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	2	0	4	0	3	0	3	0	2	0	2	0	2
過年度発生債権	履行期限到来額	0	0	4	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
	履行期限未到来額	50	0	50	0	50	0	50	0	50	0	50	0	50
計	52	0	57	0	54	0	54	0	53	0	53	0	53	

- (注) 1 本表は、本省が調査対象とした195機関の係数のうち、法務省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成16年度末の過年度発生債権履行期限未到来額は、法務省本省の返納金債権に係る履行延期特約によるものを含んでいる。

外務省 所管一般会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)

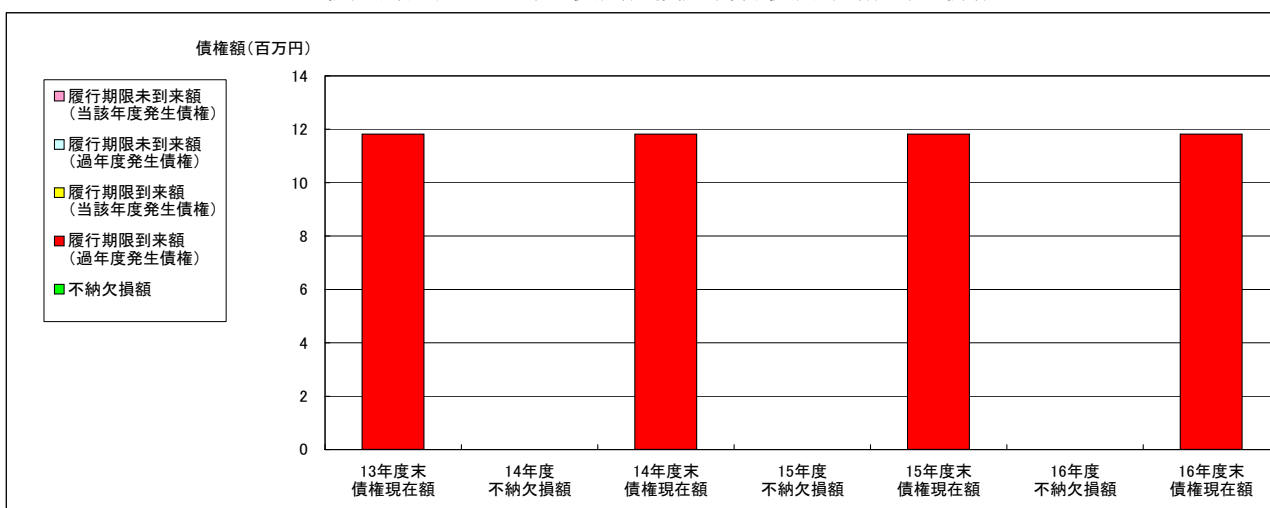


	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	2,518	2,518	0	0	2,518	3,018	3,018	0	0	3,018	14,640	14,640	0	0	14,640	0
b 過年度発生債権繰越額	12	0	0	0	12	13	0	0	0	13	12	0	0	0	12	12
c 過年度増減額	158	158	0	0	158	13	13	0	0	13	0	0	0	0	0	0
a+b	2,530	2,518	0	0	2,518	3,029	3,018	0	0	3,018	14,652	14,640	0	0	14,640	12
b+c	169	158	0	0	158	25	13	0	0	12	12	0	0	0	12	12
a + b + c	2,697	2,675	0	0	2,675	3,042	3,031	0	0	3,031	14,652	14,640	0	0	14,640	12

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、外務省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成16年度当該年度発生債権額は、外務省本省の返納金債権(ロシア支援委員会残余財産清算等)によるものである。

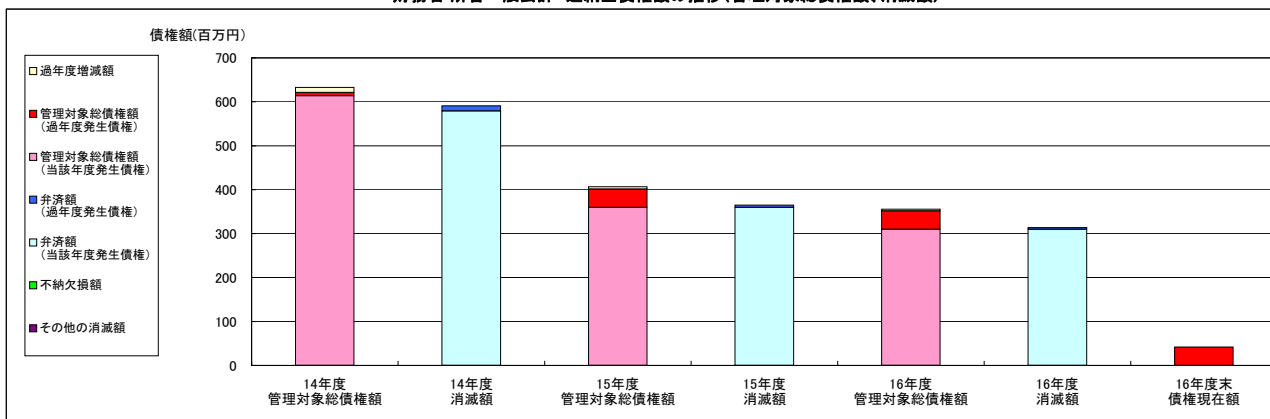
外務省 所管一般会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末 債権現在額	14年度 不納欠損額	14年度末 債権現在額	15年度 不納欠損額	15年度末 債権現在額	16年度 不納欠損額	16年度末 債権現在額
当該年度発生債権	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限未到来額	12	0	12	0	12	0	12
	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0
計		12	0	12	0	12	0	12

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、外務省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

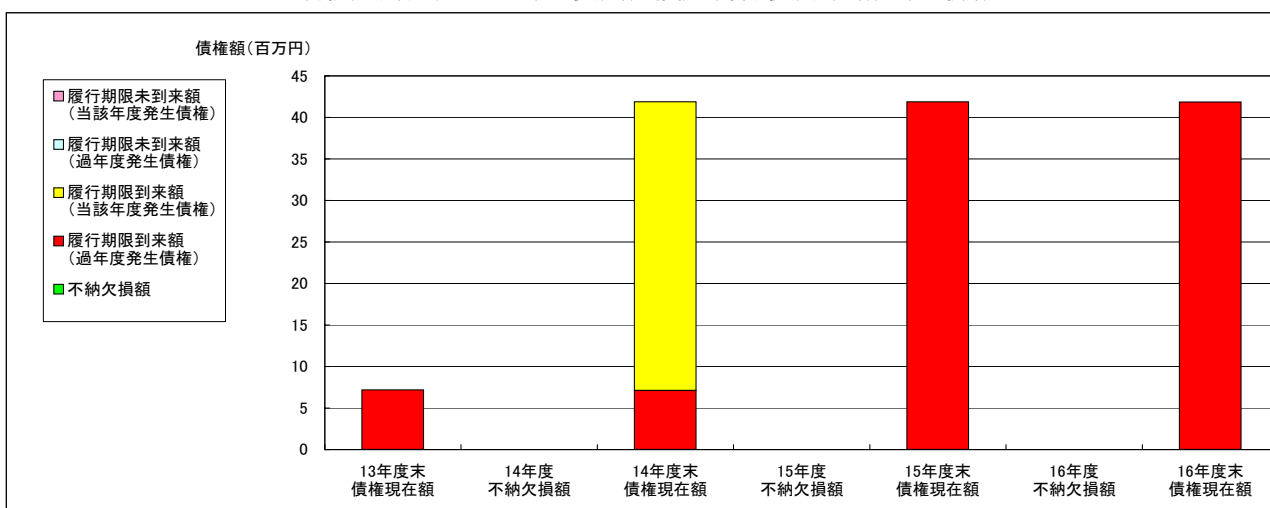
財務省 所管一般会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	614	579	0	0	579	359	359	0	0	359	310	310	0	0	310	0
b 過年度発生債権繰越額	7	0	0	0	7	42	0	0	0	42	42	0	0	0	42	42
c 過年度増減額	12	12	0	0	12	5	5	0	0	5	4	4	0	0	4	4
a+b	621	579	0	0	591	401	365	0	0	365	352	314	0	0	314	42
b+c	19	0	0	0	19	47	0	0	0	47	46	0	0	0	46	42
a + b + c	633	591	0	0	591	407	365	0	0	365	356	314	0	0	314	42

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、財務省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増額の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

財務省 所管一般会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)

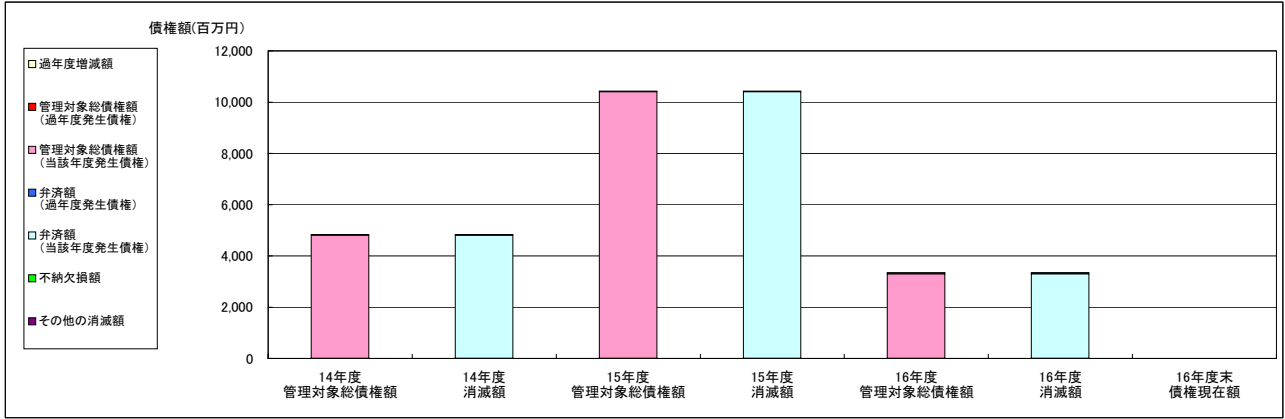


		13年度末 債権現在額	14年度 不納欠損額	14年度末 債権現在額	15年度 不納欠損額	15年度末 債権現在額	16年度 不納欠損額	16年度末 債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	35	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	7	0	7	0	42	0	42
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
計		7	0	42	0	42	0	42

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、財務省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等 平成14年度末の当該年度発生債権履行期限到来額は、国税局の返納金債権に係るものである。

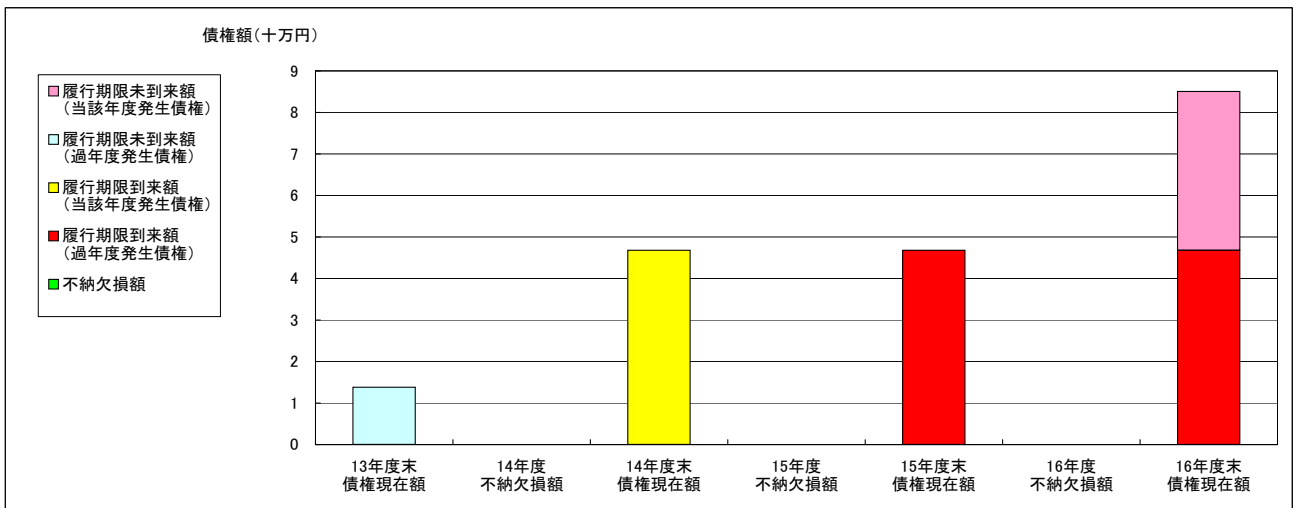
文部科学省 所管一般会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	4 812 129	4 811 661	0	0	4 811 661	10 406 881	10 406 881	0	0	10 406 881	3 296 712	3 296 330	0	0	3 296 330	383
b 過年度発生債権繰越額	138	16 390	0	0	16 390	468	24 970	0	0	24 970	468	51 800	0	0	51 800	468
c 過年度増減額	16 252	0	0	0	16 390	24 970	0	0	0	24 970	51 800	0	0	0	51 800	851
a+b	4 812 267	4 828 052	0	0	4 828 052	10 407 349	10 431 851	0	0	10 431 851	3 297 180	3 348 130	0	0	3 348 130	851
b+c	16 390	0	0	0	16 390	25 438	0	0	0	25 438	52 268	0	0	0	52 268	851
a + b + c	4 828 657	4 828 052	0	0	4 828 052	10 432 787	10 431 851	0	0	10 431 851	3 349 448	3 348 130	0	0	3 348 130	851

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、文部科学省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

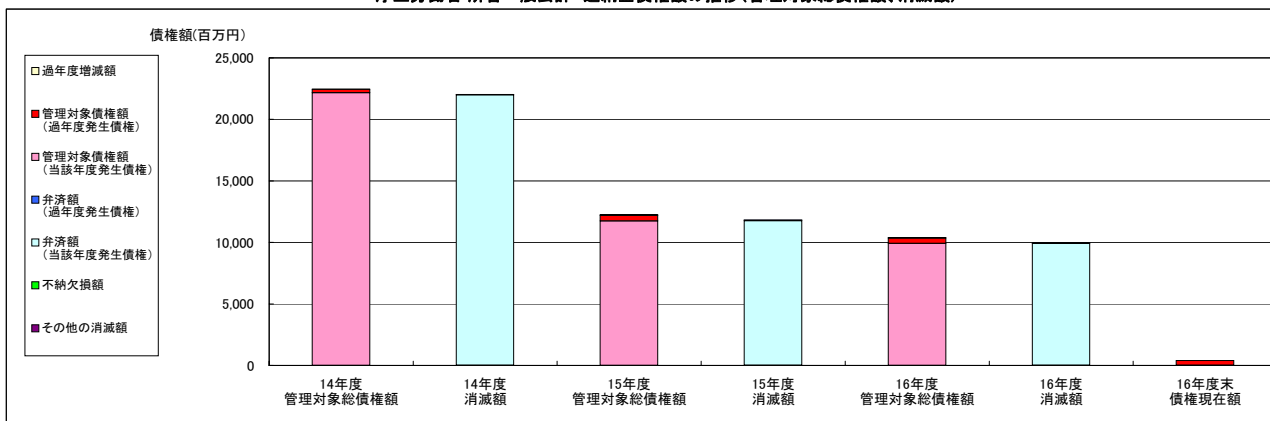
文部科学省 所管一般会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末 債権現在額	14年度 不納欠損額	14年度末 債権現在額	15年度 不納欠損額	15年度末 債権現在額	16年度 不納欠損額	16年度末 債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	468	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	383
過年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	468	0	468
	履行期限未到来額	138	0	138	0	0	0	0
計		138	0	468	0	468	0	851

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、文部科学省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

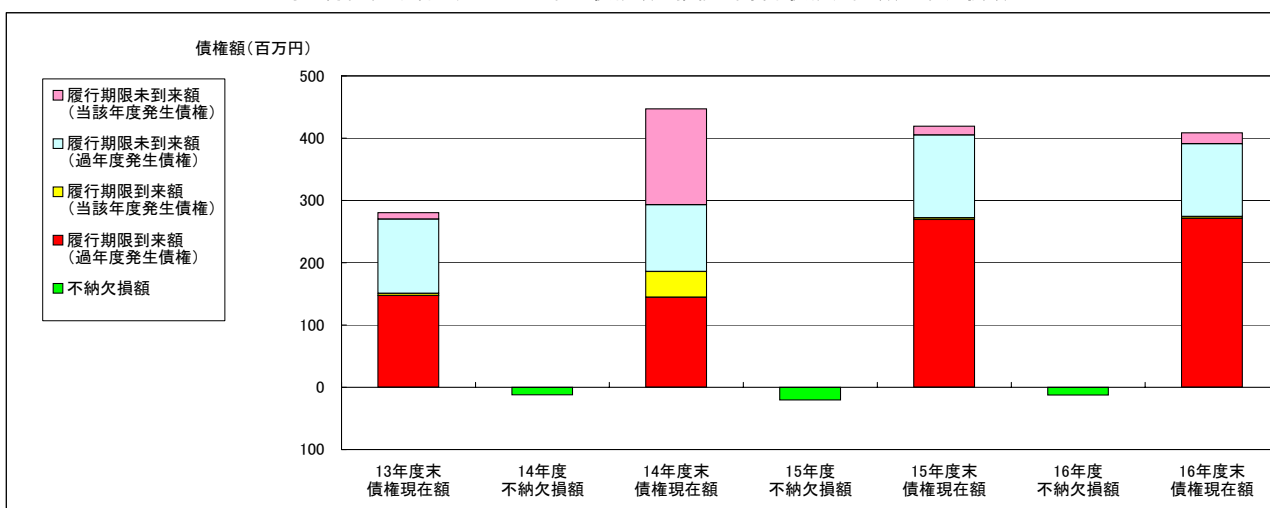
厚生労働省 所管一般会計 返納金債権額の推移(管理対象債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	22 165	21 976	0	0	21 976	11 749	11 732	0	0	11 732	9 924	9 904	0	0	9 904	20
b 過年度発生債権繰越額	280					447	70				419					388
c 過年度増減額	20	31	12	0	43	46		20		91	41	59	12	0	72	408
a+b	22 446					12 196					10 344					408
b+c	300					493					460					408
a + b + c	22 466	22 007	12	0	22 019	12 242	11 803	20	0	11 823	10 384	9 963	12	0	9 976	408

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、厚生労働省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

厚生労働省 所管一般会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末 債権現在額	14年度 不納欠損額	14年度末 債権現在額	15年度 不納欠損額	15年度末 債権現在額	16年度 不納欠損額	16年度末 債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	3	0	41	0	3	0	3
	履行期限未到来額	10		154		14		17
過年度発生債権	履行期限到来額	147	12	145	20	269	12	271
	履行期限未到来額	119		107		133		117
計		280	12	447	20	419	12	408

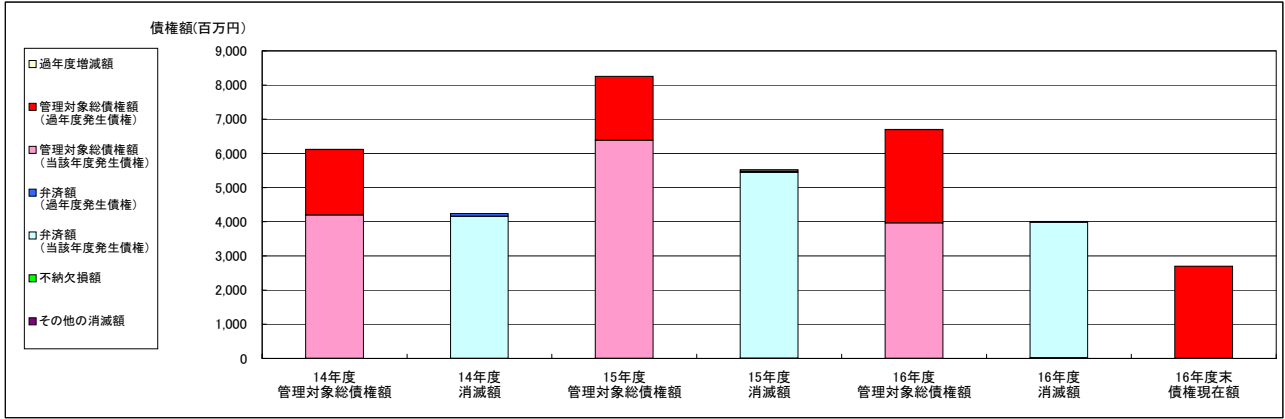
- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、厚生労働省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限到来額は、主に厚生労働省本省の返納金債権(旧軍関係の債権)に係るものである。

平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限未到来額は、主に厚生労働省本省及び都道府県の返納金債権に係る履行延期特約によるものである。

農林水産省 所管一般会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



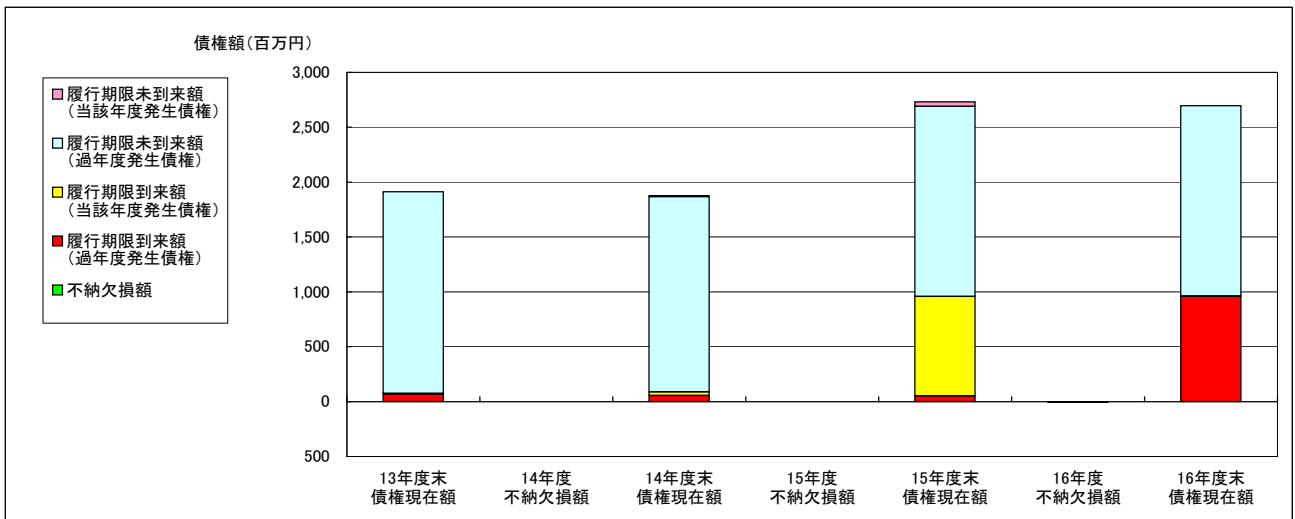
	14年度 消滅額					15年度 消滅額					16年度 消滅額					16年度末 債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	4,199	4,158	0	0	4,158	6,381	5,435	0	0	5,435	3,966	3,965	0	0	3,965	1
b 過年度発生債権繰越額	1,912	0	0	0	1,912	1,875	0	0	1,875	2,730	0	0	0	0	2,730	2,696
c 過年度増減額	8	83	1	1	85	45	39	0	7	45	6	24	4	13	41	41
a+b	6,110	4,158	1	1	4,243	8,256	5,435	0	7	5,480	6,697	3,989	4	13	4,006	2,696
b+c	1,919	83	1	1	4,243	1,920	39	0	7	45	6,703	3,989	4	13	4,006	2,696
a + b + c	8,118	4,241	1	1	4,243	8,210	5,473	0	7	5,480	6,703	3,989	4	13	4,006	2,696

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、農林水産省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成15年度過年度増減額は、主に農政局の返納金債権の減額(債務者が死亡し、相続人に対する当該年度発生債権となったことによる減)によるものである。

平成14年度から16年度の各年度の消滅額中「その他」は、農政局の返納金債権が、相続放棄等や債務者破産免責により消滅したことによるものである。

農林水産省 所管一般会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



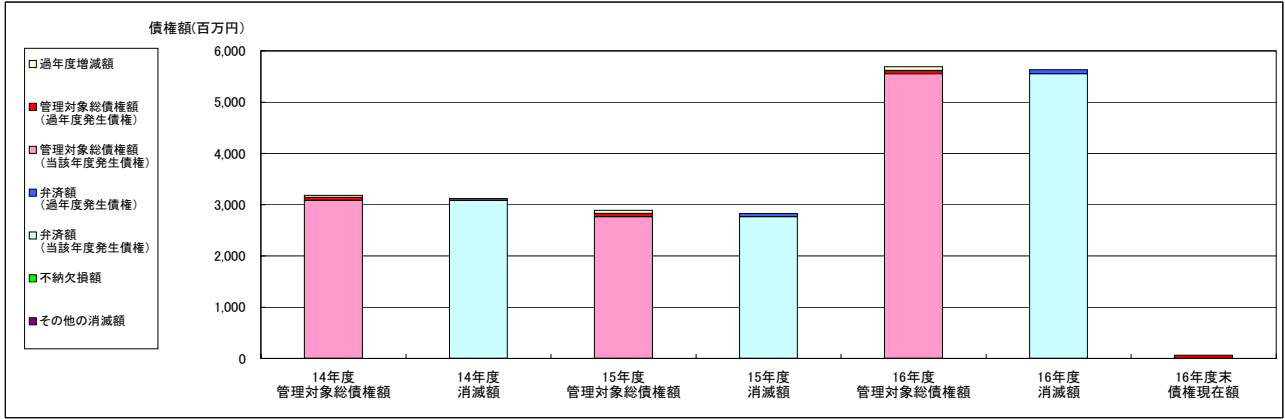
	13年度末 債権現在額		14年度 不納欠損額		14年度末 債権現在額		15年度 不納欠損額		15年度末 債権現在額		16年度 不納欠損額		16年度末 債権現在額	
	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額
当該年度発生債権	6	0	0	0	32	8	0	0	906	40	0	0	1	
過年度発生債権	69	1,837	1	1,837	56	1,778	0	0	52	1,732	4	1,734	961	
計	1,912	1,837	1	1,837	1,875	1,778	0	0	2,730	1,732	4	1,734	2,696	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、農林水産省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等 平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限未到来額は、主に農政局の返納金債権に係る履行延期特約(8~11年度に実施)によるものである。

平成15年度末の当該年度発生債権履行期限到来額は、主に林野庁の返納金債権(補助金の返還)に係るものである。

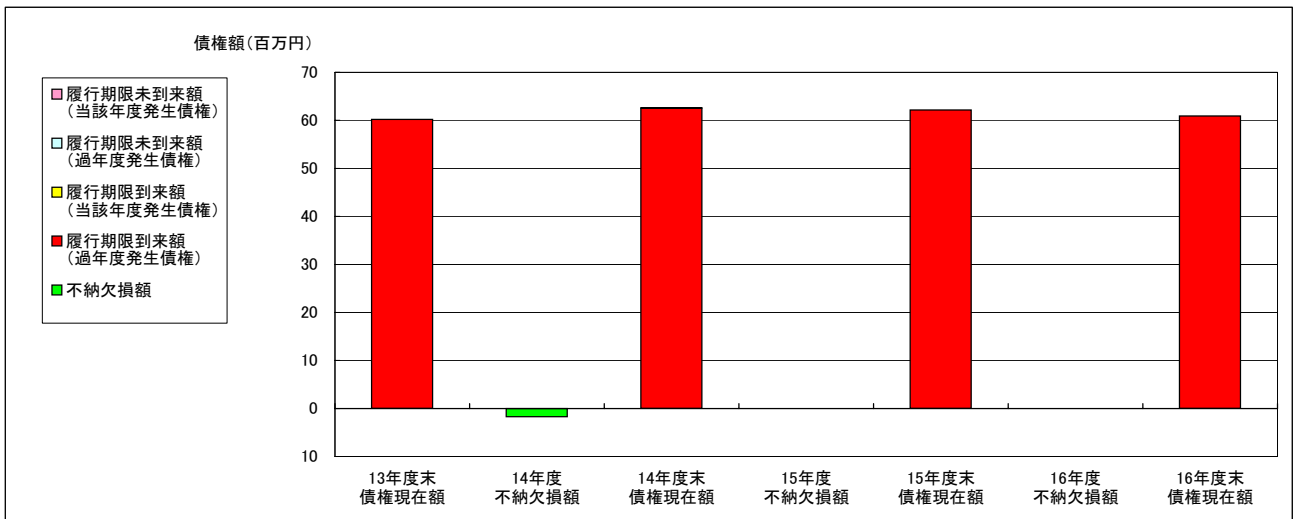
経済産業省 所管一般会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	3,082	3,082	0	0	3,082	2,764	2,764	0	0	2,764	5,555	5,555	0	0	5,555	0
b 過年度発生債権繰越額	60	0	0	0	60	63	0	0	0	63	62	0	0	0	62	61
c 過年度増減額	41	37	2	0	38	61	62	0	0	62	75	76	0	0	76	61
a+b	3,142	3,082	0	0	3,120	2,827	2,826	0	0	2,826	5,617	5,631	0	0	5,631	61
b+c	101	37	2	0	124	124	124	0	0	124	137	137	0	0	137	61
a + b + c	3,183	3,118	2	0	3,120	2,888	2,826	0	0	2,826	5,692	5,631	0	0	5,631	61

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、経済産業省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

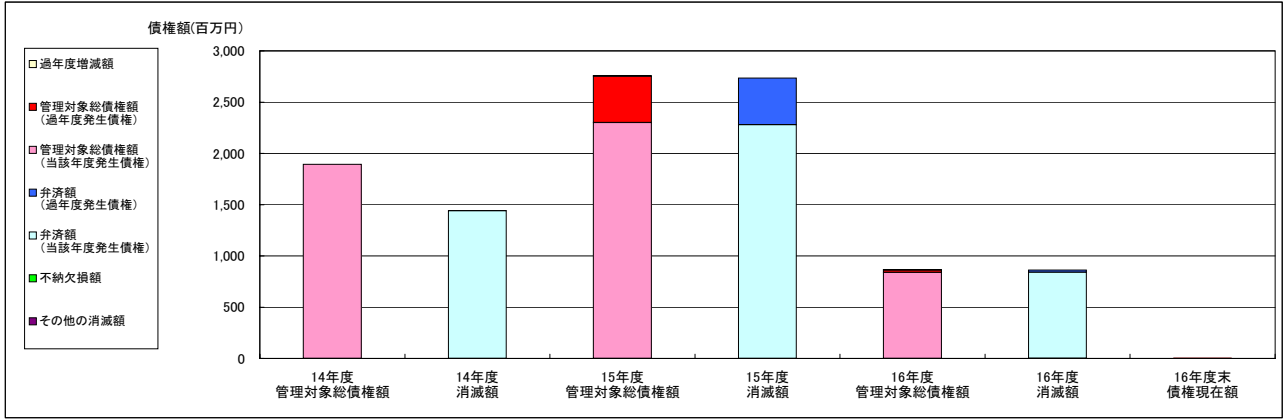
経済産業省 所管一般会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額
当該年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過年度発生債権	60	0	63	0	62	0	62	0	61	0	0	61	0	
計	60	0	63	0	62	0	62	0	61	0	0	61	0	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、経済産業省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

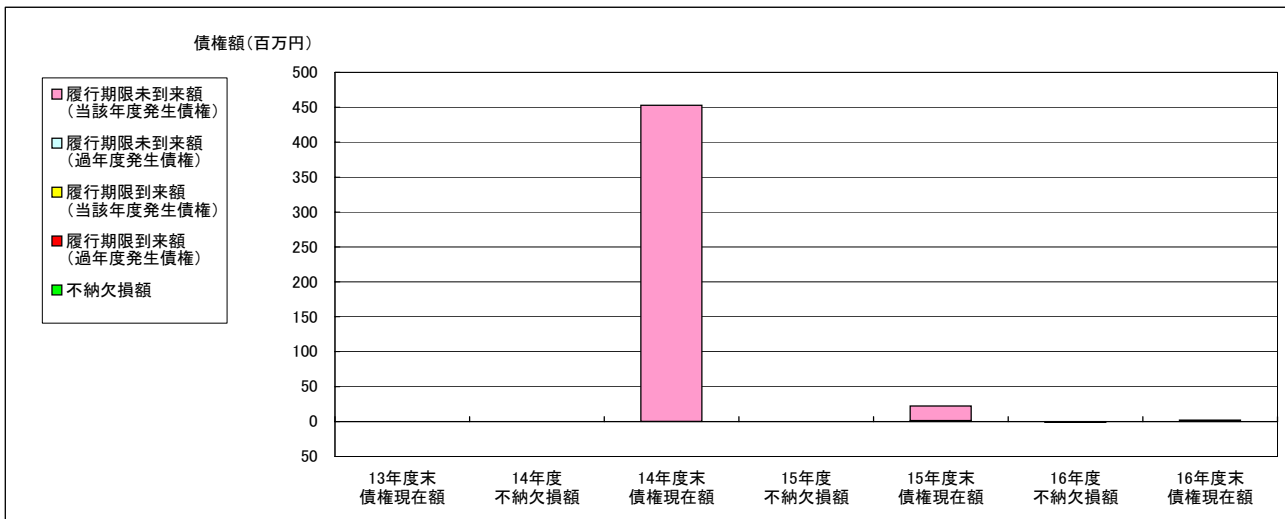
国土交通省 所管一般会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	1,894	1,441	0	0	1,441	2,302	2,281	0	0	2,281	839	839	0	0	839	0
b 過年度発生債権繰越額	0	-	0	0	0	453	0	0	0	453	22	23	1	0	24	2
c 過年度増減額	1	-	0	0	1	3	455	0	0	455	4	4	0	0	8	2
a+b	1,894	1,440	0	0	1,440	2,754	2,281	0	0	2,281	862	862	1	0	863	2
b+c	1	-	0	0	1	456	0	0	0	456	26	26	0	0	52	2
a + b + c	1,895	1,442	0	0	1,442	2,758	2,281	0	0	2,281	865	862	1	0	863	2

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国土交通省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。当省の調査結果による。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

国土交通省 所管一般会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



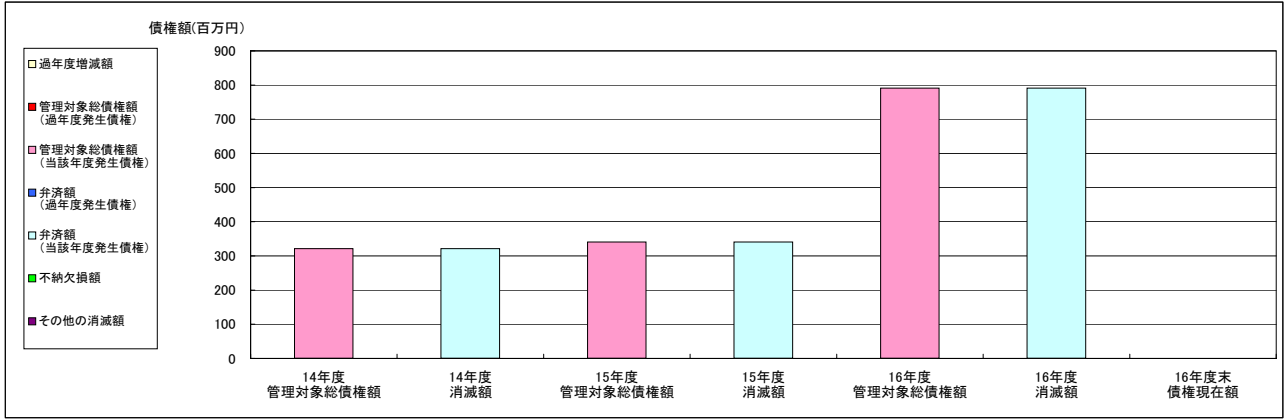
	13年度末債権現在額		14年度不納欠損額		14年度末債権現在額		15年度不納欠損額		15年度末債権現在額		16年度不納欠損額		16年度末債権現在額	
	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額
当該年度発生債権	0	0	0	0	0	453	0	0	0	21	0	0	0	
過年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	
計	0	0	0	0	453	0	0	0	22	1	1	2	0	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国土交通省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成14年度当該年度発生債権履行期限未到来額は、国土交通省本省の返納金債権(流出油災害に係る交付金の交付先府県に、船主等からの賠償金等の2分の1相当額を納付させる)に係るものである。

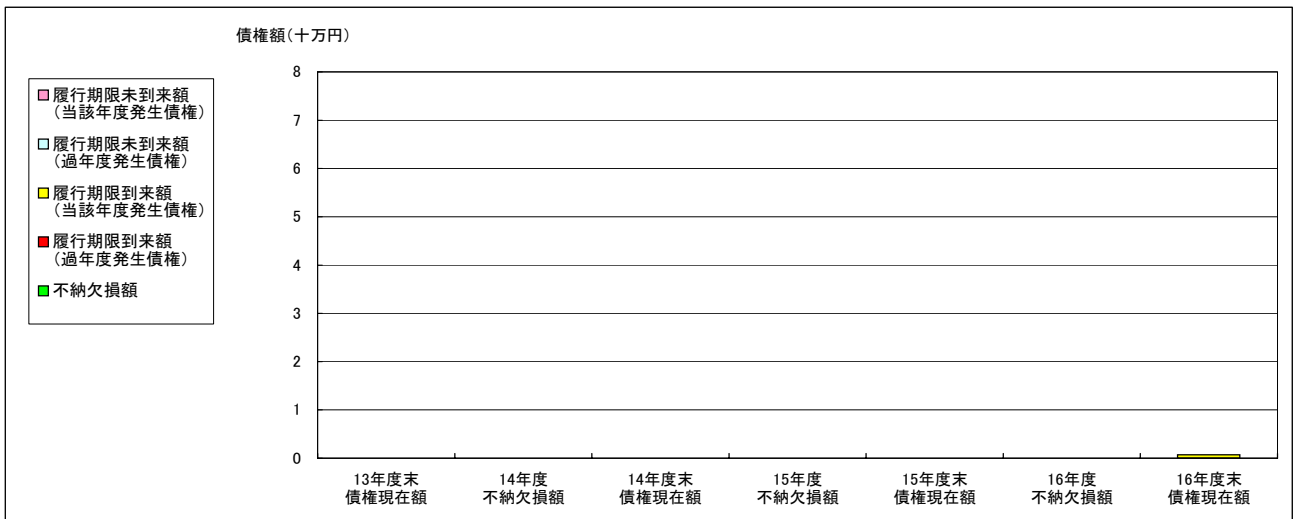
環境省 所管一般会計 返納金債権額の推移(管理対象債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	321 554	321 554	0	0	321 554	340 852	340 852	0	0	340 852	791 015	791 008	0	0	791 008	7
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	321 554	321 554	0	0	321 554	340 852	340 852	0	0	340 852	791 015	791 008	0	0	791 008	7
b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a + b + c	321 554	321 554	0	0	321 554	340 852	340 852	0	0	340 852	791 015	791 008	0	0	791 008	7

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、環境省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

環境省 所管一般会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)

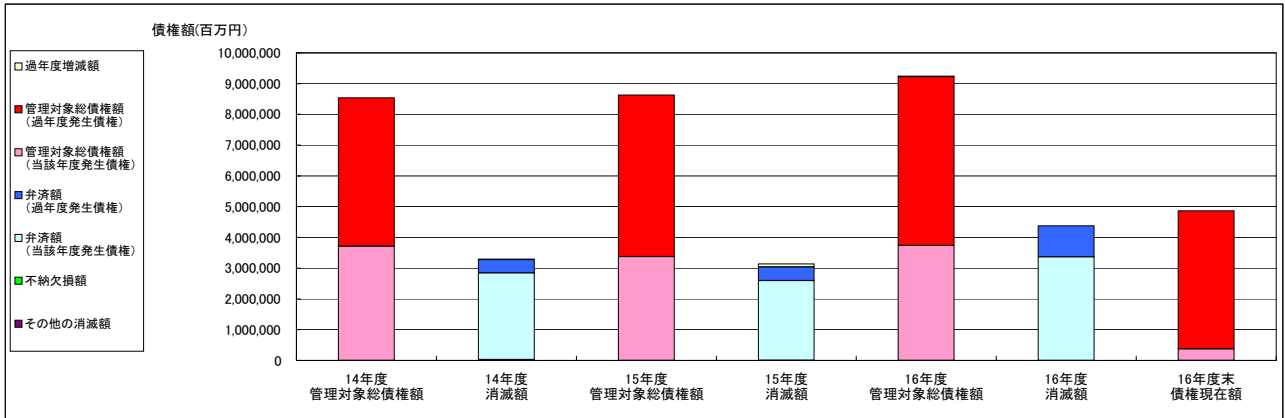


	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、環境省所管一般会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

図1-(2)-⑤ 特別会計別債権額(全債権種類)の推移(今回調査分)

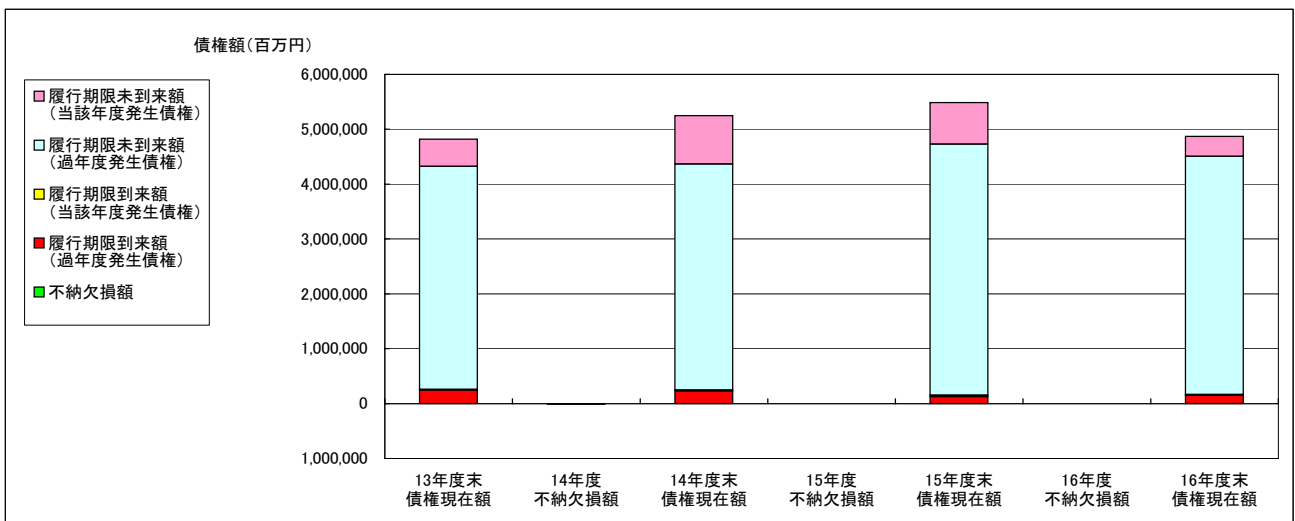
総計 特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	3,719,126	2,817,885	417	0	2,818,302	3,376,912	2,588,111	8	0	2,588,119	3,740,009	3,365,489	9	184	3,365,683	374,969
b 過年度発生債権繰越額	4,819,742	431,386	3,669	21,402	456,457	5,248,801	445,667	2,301	2,371	450,340	5,487,138	1,006,343	2,621	175	1,009,140	4,482,465
c 過年度増減額	14,760					100,302				450,340	15,107					
a+b	8,538,867					8,625,712				8,625,712	9,227,147					4,867,435
b+c	4,804,981					5,148,499				5,148,499	5,502,246					
a + b + c	8,524,107	3,249,270	4,086	21,402	3,274,759	8,625,411	3,033,778	2,309	2,372	3,038,458	9,242,255	4,371,833	2,631	360	4,374,823	4,867,435

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

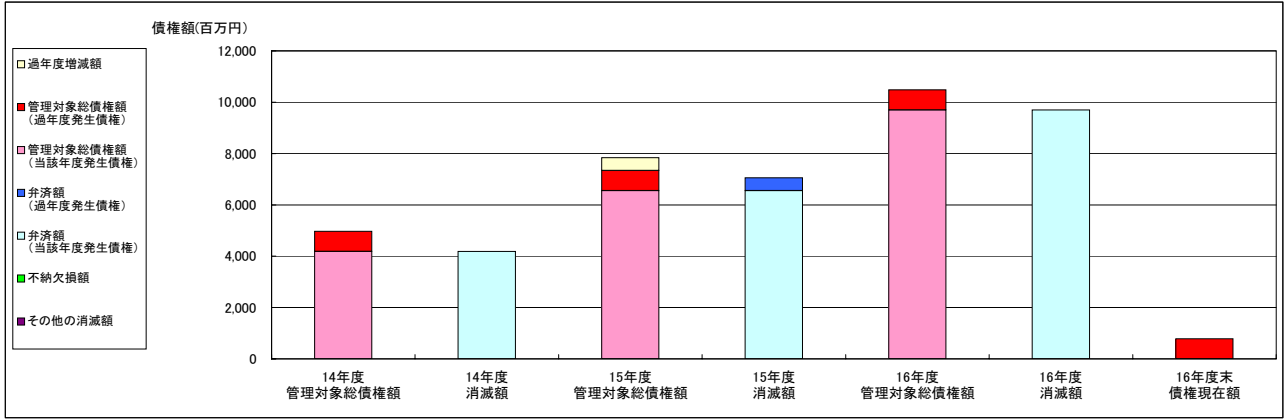
総計 特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	13,638			15,672			30,125			15,380			
	履行期限未到来額	496,071	417		883,441	8		758,839	9		359,590			
過年度発生債権	履行期限到来額	247,690			232,700			125,428			152,345			
	履行期限未到来額	4,062,341	3,669		4,116,987	2,301		4,572,747	2,621		4,340,121			
計	4,819,742	4,086		5,248,801	2,309		5,487,138	2,631		4,867,435				

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

登記特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損額	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損額	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損額	その他	計	
a 当該年度発生債権額	4,189	4,189	0	0	4,189	6,554	6,554	0	0	6,554	9,699	9,699	0	0	9,699	0
b 過年度発生債権繰越額	783	0	0	0	783	782	0	0	0	782	782	0	0	0	784	784
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	504	505	0	0	505	2	0	0	0	0	0
a+b	4,971	4,189	0	0	4,971	7,337	7,059	0	0	7,337	10,481	9,699	0	0	10,481	784
b+c	783	0	0	0	783	1,287	0	0	0	1,287	784	0	0	0	784	784
a + b + c	4,971	4,189	0	0	4,971	7,841	7,059	0	0	7,841	10,483	9,699	0	0	10,483	784

(注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、登記特別会計に帰属するものを積み上げたものである。

2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

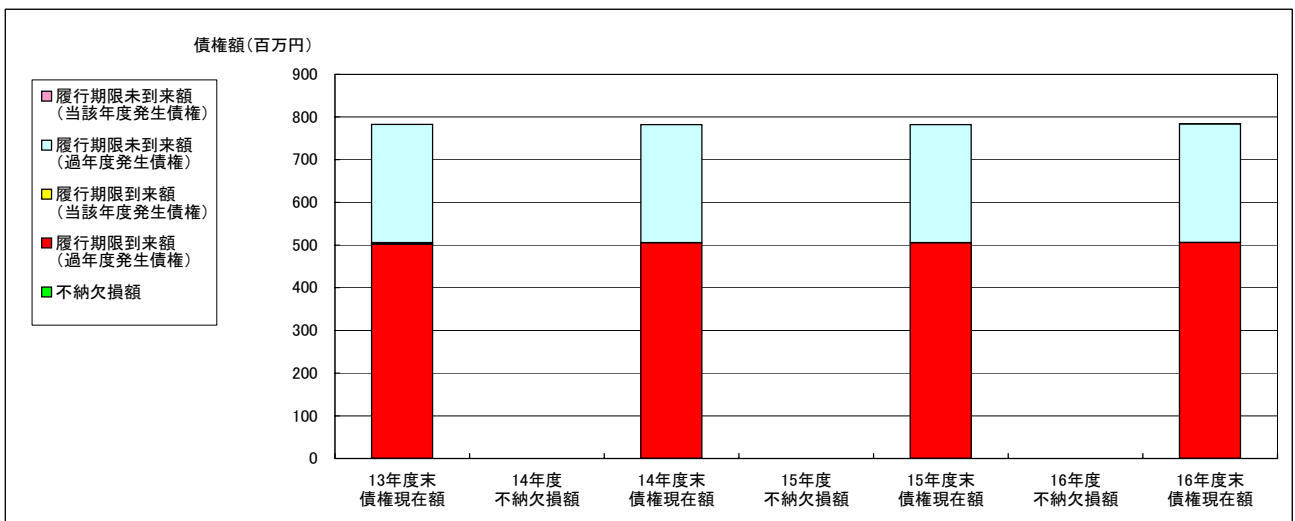
3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。

4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。

5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成15年度過年度増減額は、主に法務省本省の免許料及び手数料債権の増額によるものである。

登記特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)

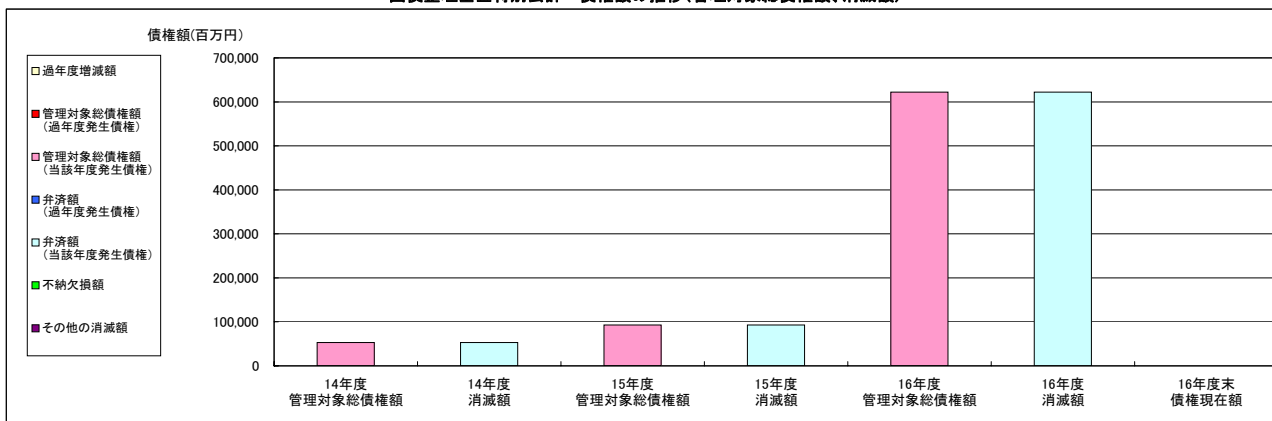


	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	502	0	506	0	506	0	506	0	506	0	0	506	0
	履行期限未到来額	277	0	277	0	277	0	276	0	276	0	0	278	0
計	783	0	782	0	782	0	782	0	782	0	782	0	784	0

(注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、登記特別会計に帰属するものを積み上げたものである。

2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

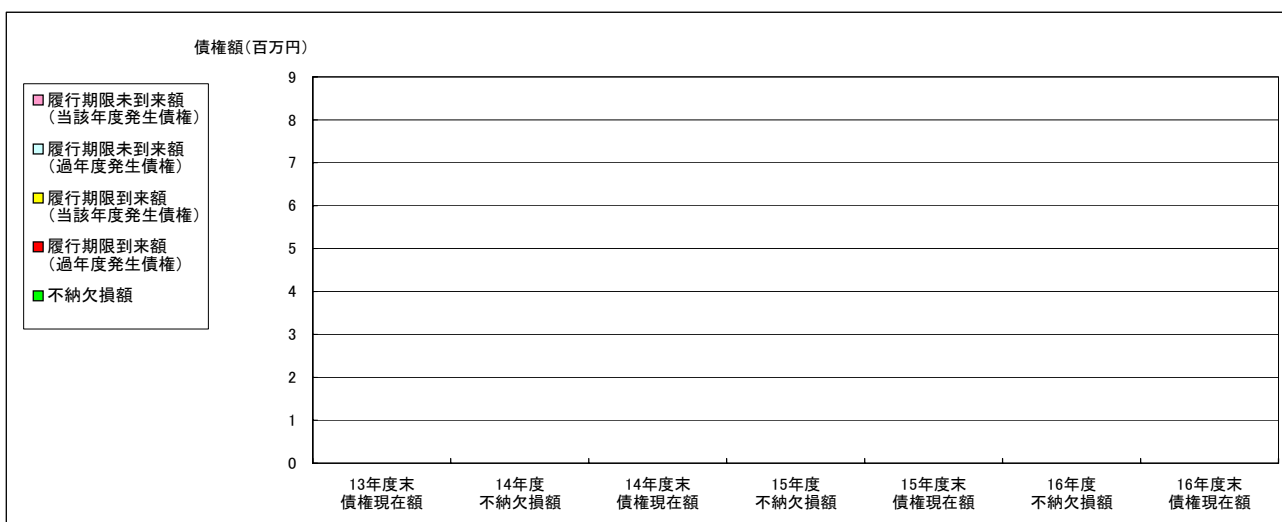
国債整理基金特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	52,792	52,792	0	0	52,792	92,881	92,881	0	0	92,881	622,382	622,382	0	0	622,382	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	52,792	52,792	0	0	52,792	92,881	92,881	0	0	92,881	622,382	622,382	0	0	622,382	0
b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a + b + c	52,792	52,792	0	0	52,792	92,881	92,881	0	0	92,881	622,382	622,382	0	0	622,382	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国債整理基金特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

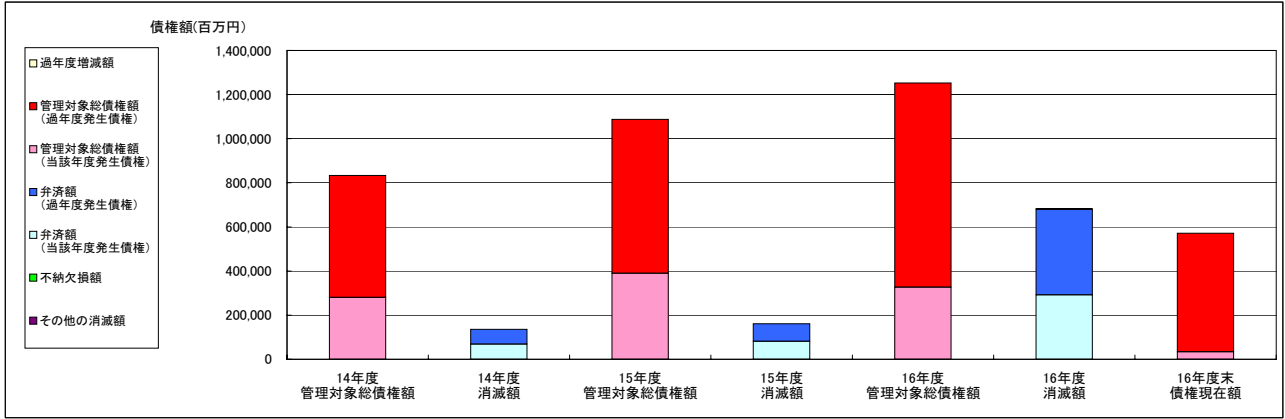
国債整理基金特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末 債権現在額	14年度 不納欠損額	14年度末 債権現在額	15年度 不納欠損額	15年度末 債権現在額	16年度 不納欠損額	16年度末 債権現在額
当該年度発生債権	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国債整理基金特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

産業投資特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)

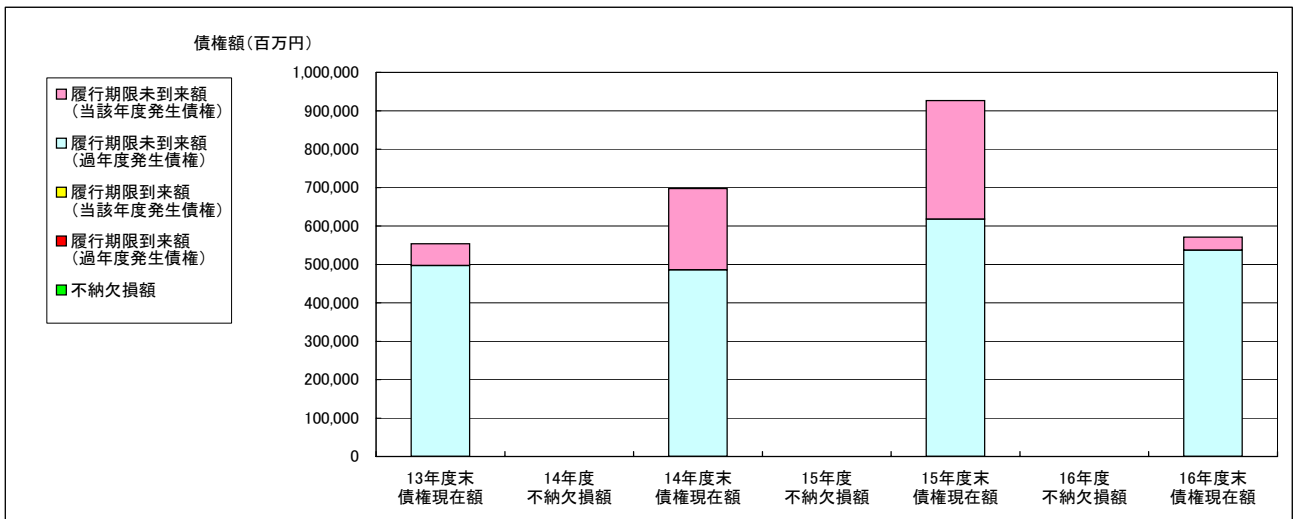


項目	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	279,909	68,457	0	0	68,457	390,079	81,526	0	0	81,526	326,496	292,249	0	182	292,431	34,065
b 過年度発生債権繰越額	553,491	-67,451	0	0	67,451	697,492	79,647	0	0	79,647	926,461	387,781	0	0	387,781	538,680
c 過年度増減額																
a+b	833,400				1,087,571					1,087,571					1,251,208	570,996
b+c	553,490				1,087,571					1,087,571					1,251,208	570,996
a + b + c	833,400	135,908	0	0	1,087,571	1,087,571	161,172	0	0	1,611,722	680,030	0	182	680,213	570,996	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、産業投資特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成16年度消滅額中「その他」は、経済産業局の商業・サービス業集積関連施設整備資金貸付金債権に係る繰上償還金を補助金と相殺処理したことによるものである。

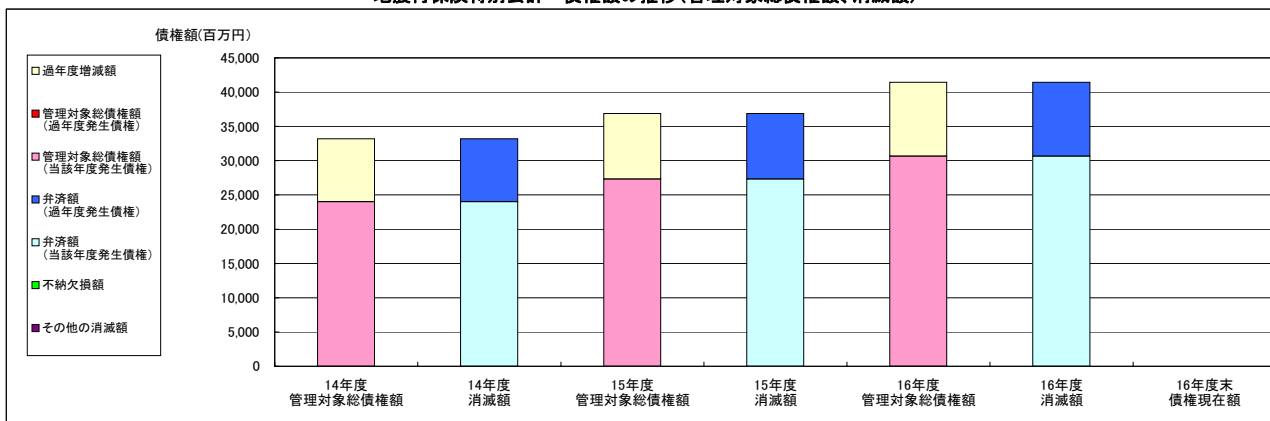
産業投資特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



項目	13年度末		14年度		15年度		16年度	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	279,909	68,457	390,079	81,526	326,496	292,249	34,065	0
過年度発生債権	553,491	0	697,492	0	926,461	0	538,680	0
計	553,491	68,457	697,492	81,526	926,461	292,249	571,178	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、産業投資特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

地震再保険特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)

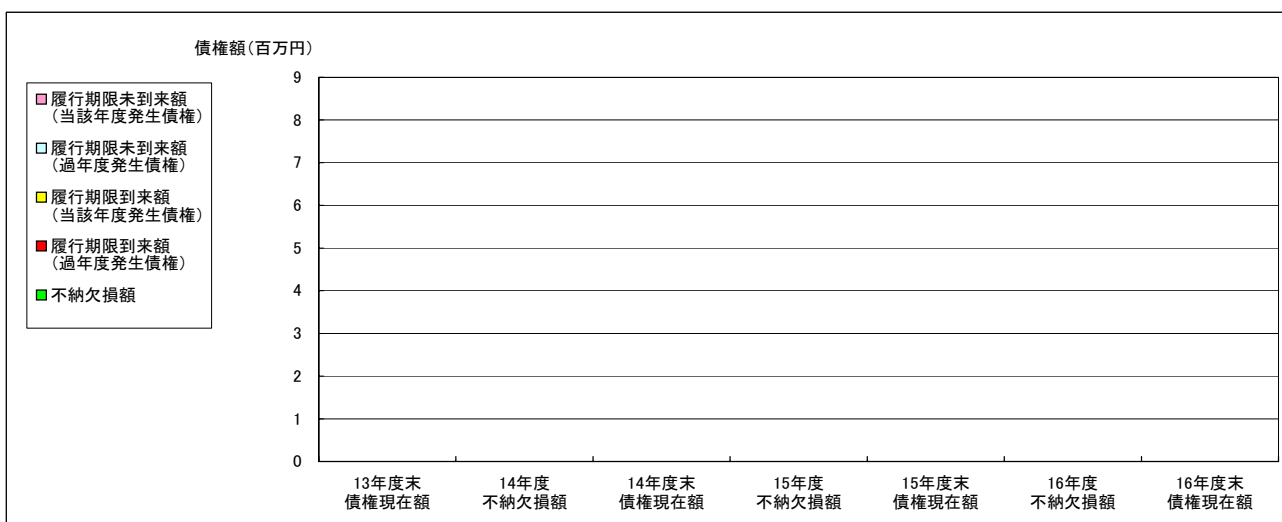


	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	24,004	24,004	0	0	24,004	27,310	27,310	0	0	27,310	30,657	30,657	0	0	30,657	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	9,178	9,178	0	0	9,178	9,569	9,569	0	0	9,569	10,779	10,779	0	0	10,779	0
a+b	24,004	24,004	0	0	24,004	27,310	27,310	0	0	27,310	30,657	30,657	0	0	30,657	0
b+c	9,178	9,178	0	0	9,178	9,569	9,569	0	0	9,569	10,779	10,779	0	0	10,779	0
a + b + c	33,182	33,182	0	0	33,182	36,880	36,880	0	0	36,880	41,436	41,436	0	0	41,436	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、地震再保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成14年度から16年度の各年度の過年度増減額は、財務省本省の再保険料債権の増額(1から3月の再保険料に係る債権発生通知は翌年度となる)によるものである。

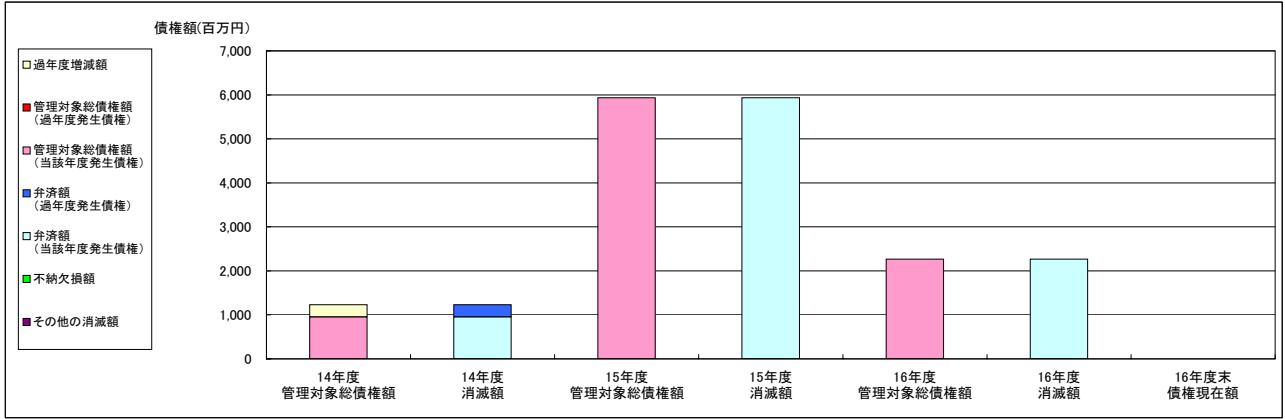
地震再保険特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、地震再保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

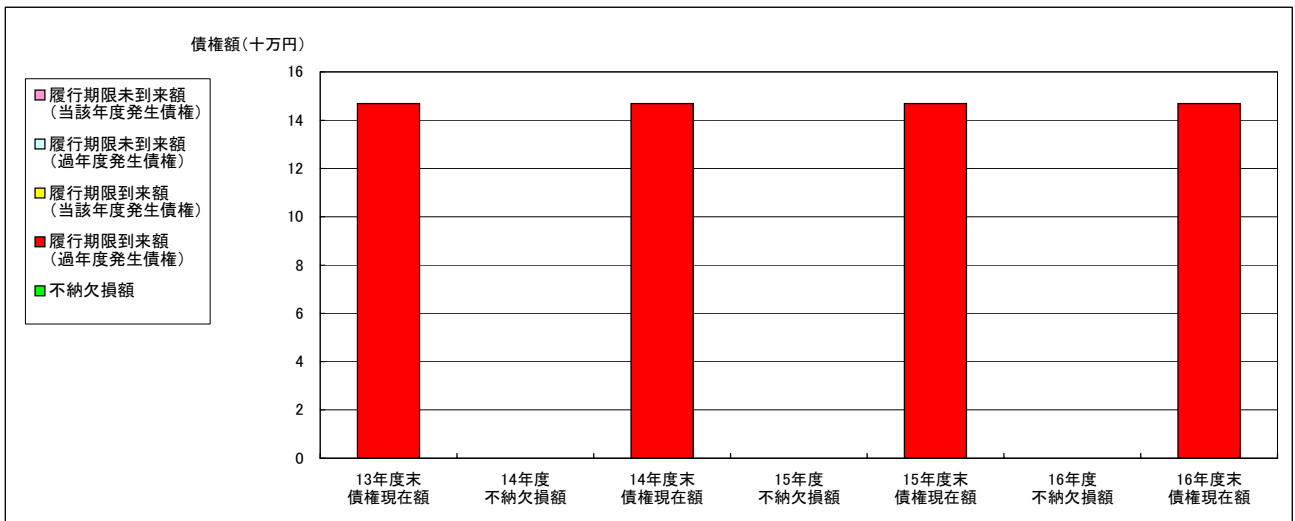
電源開発促進対策特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	952	952	0	0	952	5,935	5,935	0	0	5,935	2,266	2,266	0	0	2,266	0
b 過年度発生債権繰越額	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
c 過年度増減額	277	-277	0	0	277	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	953	675	0	0	953	5,935	5,935	0	0	5,935	2,266	2,266	0	0	2,266	1
b+c	279	-277	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
a + b + c	1,231	1,229	0	0	1,229	5,937	5,935	0	0	5,935	2,268	2,266	0	0	2,268	1

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、電源開発促進対策特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

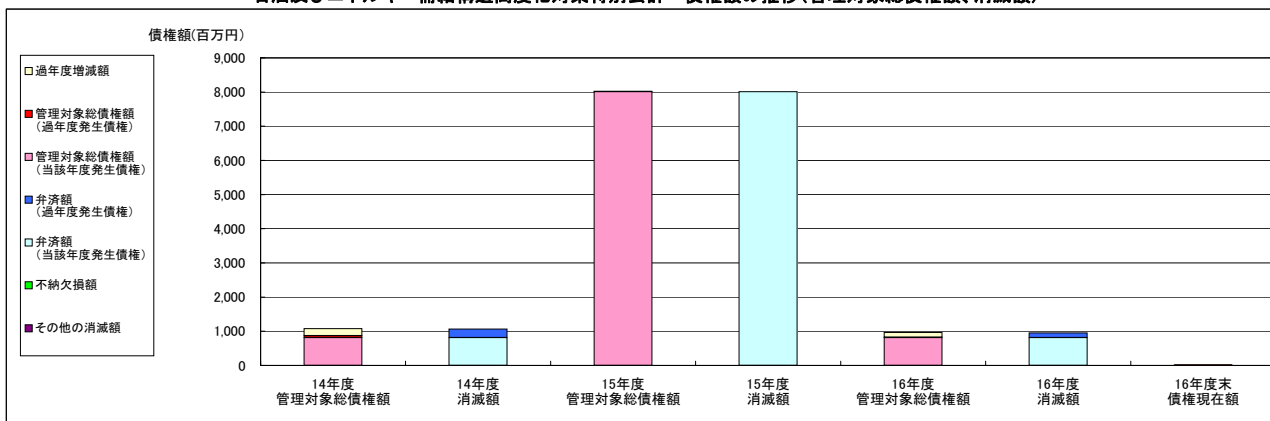
電源開発促進対策特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末債権現在額	14年度不納欠損額	14年度末債権現在額	15年度不納欠損額	15年度末債権現在額	16年度不納欠損額	16年度末債権現在額
当該年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	1,469	0	1,469	0	1,469	0	1,469
計	1,469	0	1,469	0	1,469	0	1,469

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、電源開発促進対策特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)

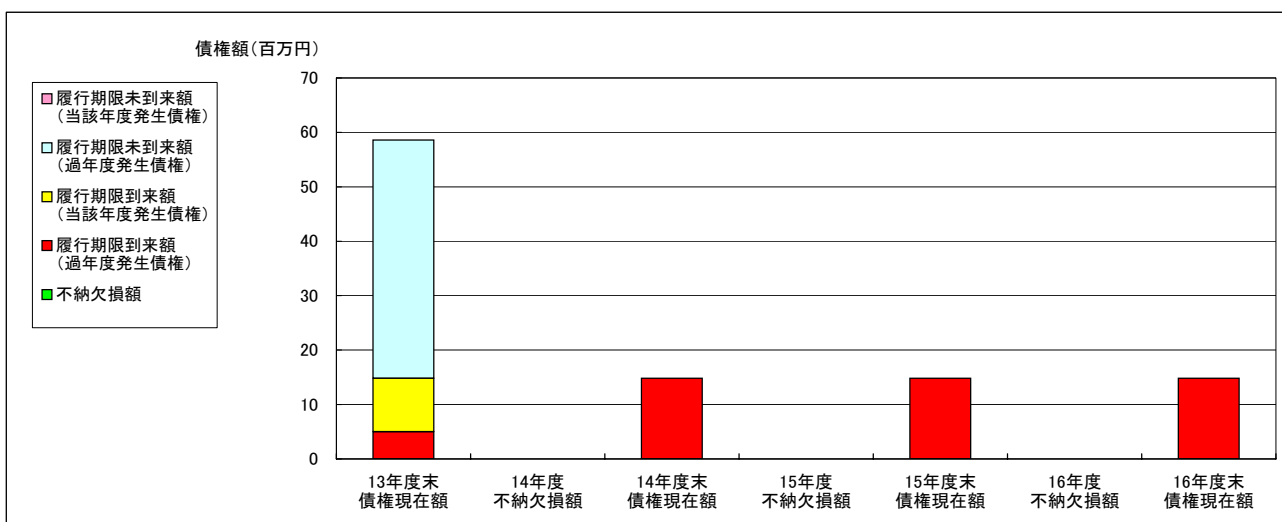


	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	814	814	0	0	814	8,009	8,009	0	0	8,009	814	814	0	0	814	0
b 過年度発生債権繰越額	59	249	0	0	249	15	1	0	0	1	15	137	0	0	137	15
c 過年度増減額	206	0	0	0	206	1	0	0	0	1	137	0	0	0	137	15
a+b	873	264	0	0	1,137	8,024	8,010	0	0	8,010	828	951	0	0	951	15
b+c	264	0	0	0	264	16	0	0	0	16	152	0	0	0	152	15
a + b + c	1,078	1,063	0	0	1,063	8,023	8,010	0	0	8,010	966	951	0	0	951	15

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、石油及びエネルギー需給高度化対策特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成15年度当該年度発生債権額は、主に経済産業省本省の金銭引渡請求権債権(特殊法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が独立行政法人に移行した際に、国に承継した資産)によるものである。

石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)

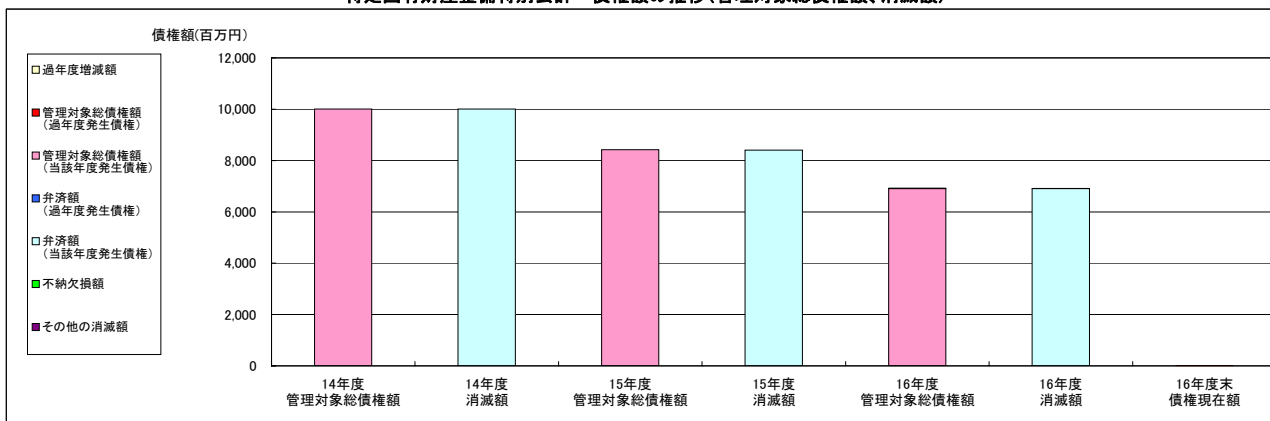


	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	5	0	15	0	15	0	15	0	0	0	0	15	0
	履行期限未到来額	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	59	0	15	0	15	0	15	0	15	0	0	15	0	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、石油及びエネルギー需給高度化対策特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等 平成13年度末の当該年度発生債権履行期限到来額は、経済産業省本省の返納金債権(補助金の返還)及び資源エネルギー庁の返納金債権(補助金の返還)に係るものである。

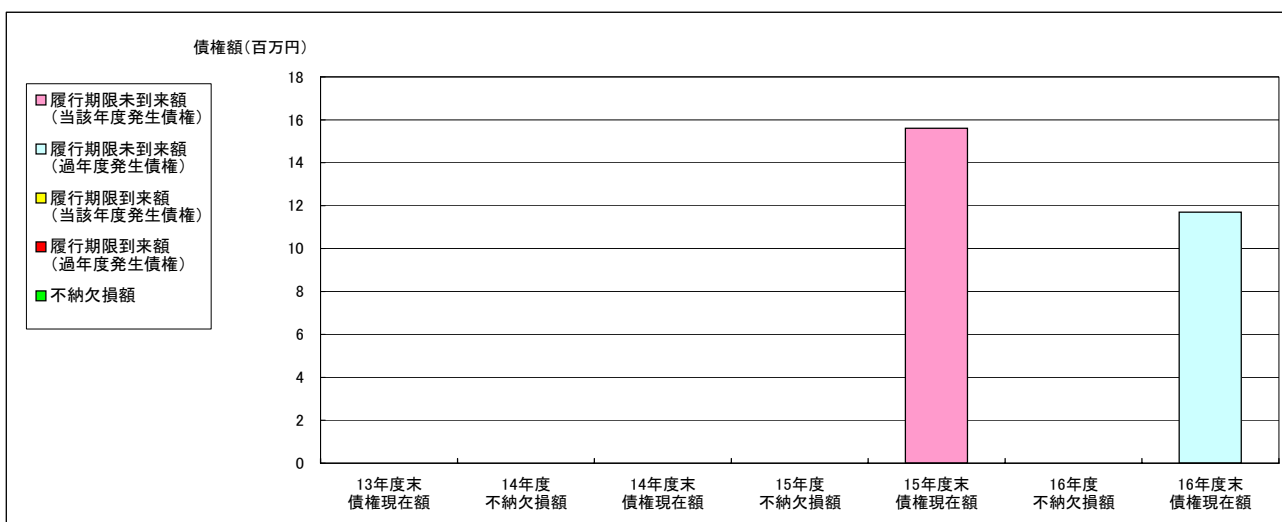
特定国有財産整備特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	10,006	10,006	0	0	10,006	8,419	8,404	0	0	8,404	6,906	6,906	0	0	6,906	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	4	0	0	4	12
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	10,006	10,006	0	0	10,006	8,419	8,404	0	0	8,404	6,922	6,910	0	0	6,910	12
b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	4	0	0	20	12
a + b + c	10,006	10,006	0	0	10,006	8,419	8,404	0	0	8,404	6,922	6,910	0	0	6,910	12

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、特定国有財産整備特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

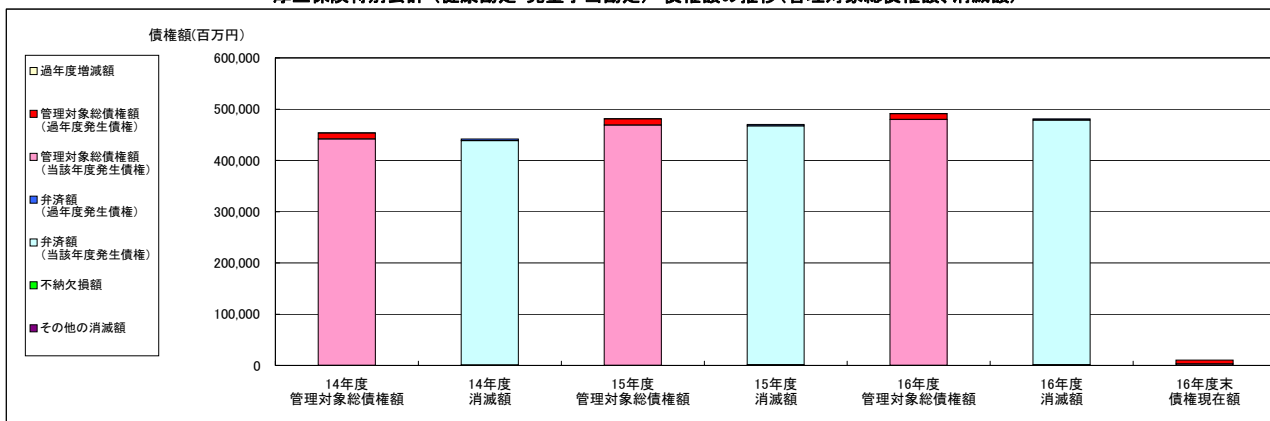
特定国有財産整備特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	12	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、特定国有財産整備特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

厚生保険特別会計（健康勘定・児童手当勘定）債権額の推移（管理対象総債権額、消滅額）

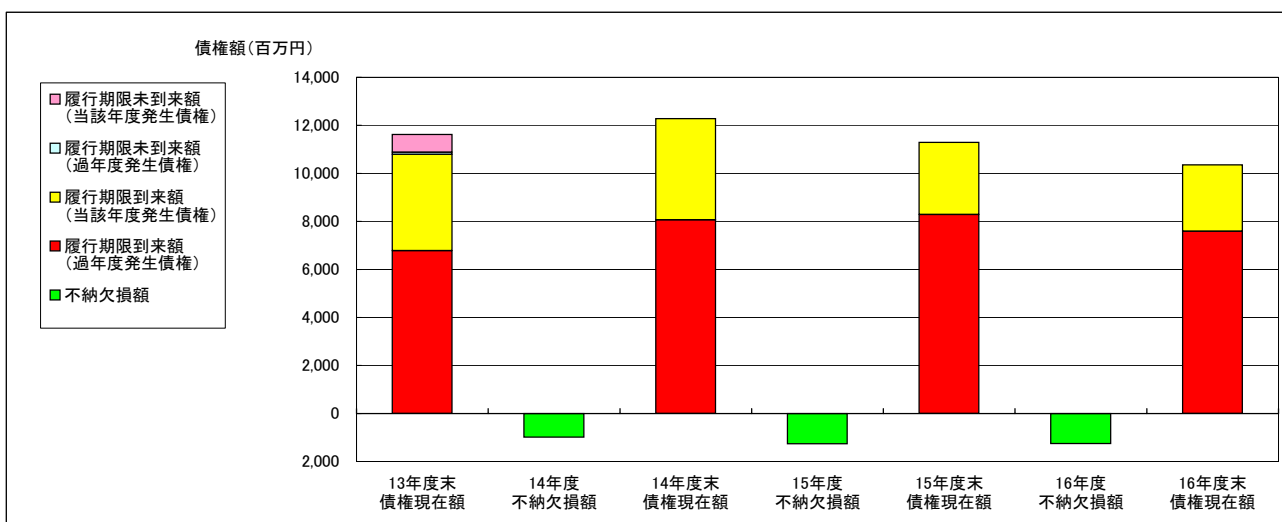


	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	441 827	437 604	3	0	437 608	468 810	465 800	7	0	465 806	479 876	477 113	2	0	477 115	2 761
b 過年度発生債権繰越額	11 620	3 077	982	0	4 059	12 281	3 180	1 255	0	4 435	11 291	2 793	1 253	0	4 047	7 593
c 過年度増減額	500				4 059	441				4 435	349				4 047	
a+b	453 447				481 667	481 092				491 167	491 167				481 162	10 354
b+c	12 121				491 533	12 723				491 533	11 640				481 162	10 354
a + b + c	453 948	440 681	985	0	441 666	468 980	468 980	1 262	0	470 242	479 906	479 906	1 256	0	481 162	10 354

(注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、厚生保険特別会計（健康勘定・児童手当勘定）に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額（前年度末債権現在額）であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成14年度から16年度の各年度の消滅額中「不納欠損額」は、社会保険事務所の保険料債権等に係るものである。

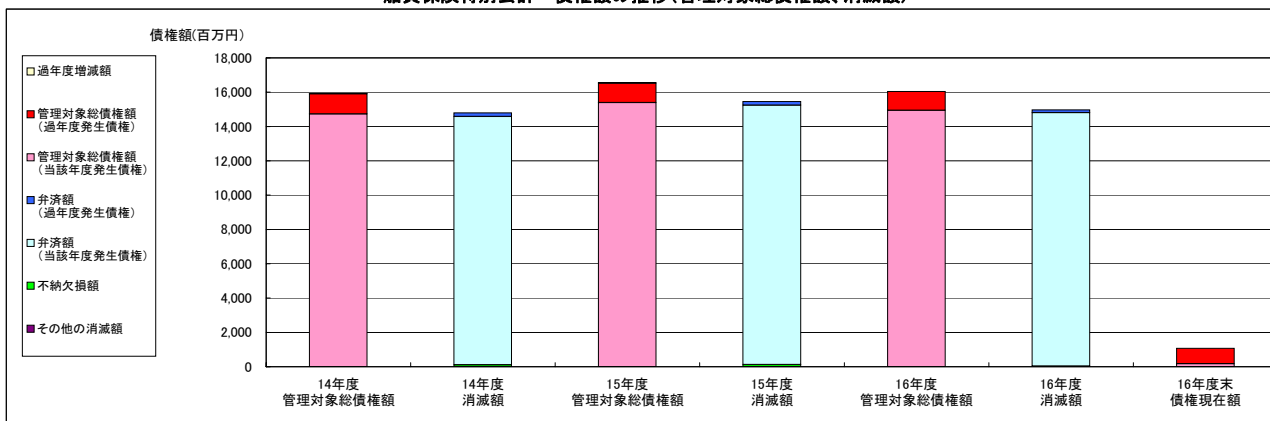
厚生保険特別会計（健康勘定・児童手当勘定）債権額の推移（年度末債権現在額、不納欠損額）



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	4,014		履行期限到来額	4,219		履行期限到来額	3,004		履行期限到来額	2,760		履行期限到来額	2,760
	履行期限未到来額	744	3	履行期限未到来額	0	7	履行期限未到来額	0	2	履行期限未到来額	1		履行期限未到来額	1
過年度発生債権	履行期限到来額	6,780	982	履行期限到来額	8,062	1,255	履行期限到来額	8,287	1,253	履行期限到来額	7,593		履行期限到来額	7,593
	履行期限未到来額	82		履行期限未到来額	0		履行期限未到来額	0		履行期限未到来額	0		履行期限未到来額	0
計		11,620	985		12,281	1,262		11,291	1,256		10,354			

(注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、厚生保険特別会計（健康勘定・児童手当勘定）に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

船員保険特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)

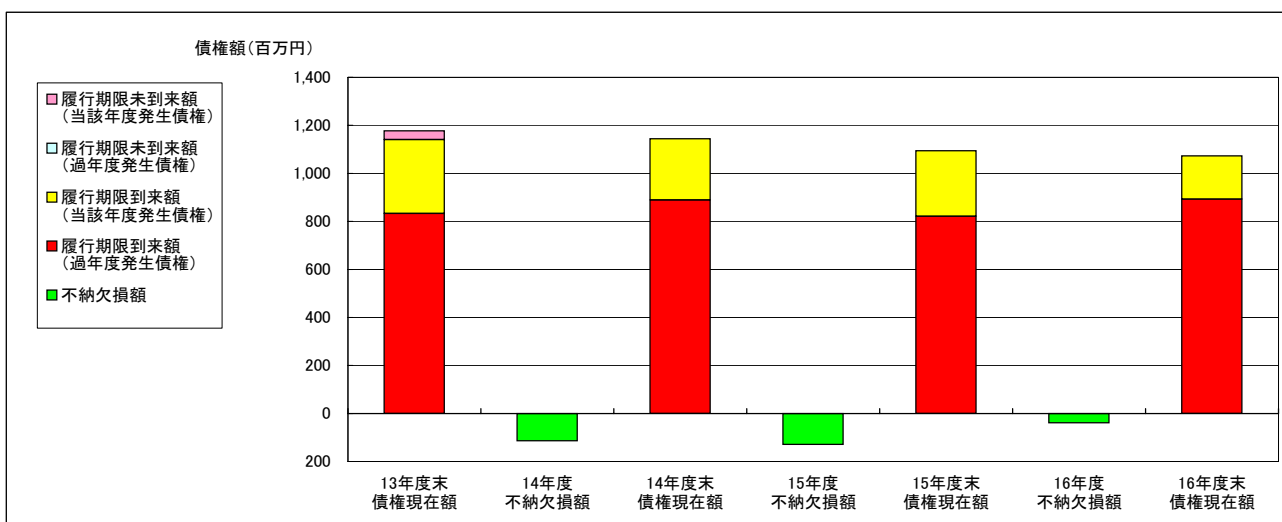


	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	14,730	14,471	3	0	14,475	15,387	15,114	0	0	15,114	14,943	14,763	0	0	14,763	180
b 過年度発生債権繰越額	1,177	-206	110	0	315	1,144	214	128	0	342	1,095	170	39	0	209	893
c 過年度増減額	27	-	-	-	-	19	-	-	-	-	8	-	-	-	-	1,073
a+b	15,907	-	-	-	16,531	16,531	-	-	-	16,038	-	-	-	-	1,102	-
b+c	1,205	-	-	-	1,163	1,163	-	-	-	1,102	-	-	-	-	1,073	-
a + b + c	13,934	14,677	113	0	14,790	16,550	15,327	128	0	15,456	16,045	14,933	39	0	14,972	1,073

- (注) 1 本表は、本省が調査対象とした195機関の係数のうち、船員保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成14年度から16年度の各年度の消滅額中「不納欠損額」は、社会保険事務局・所の保険料債権等に係るものである。

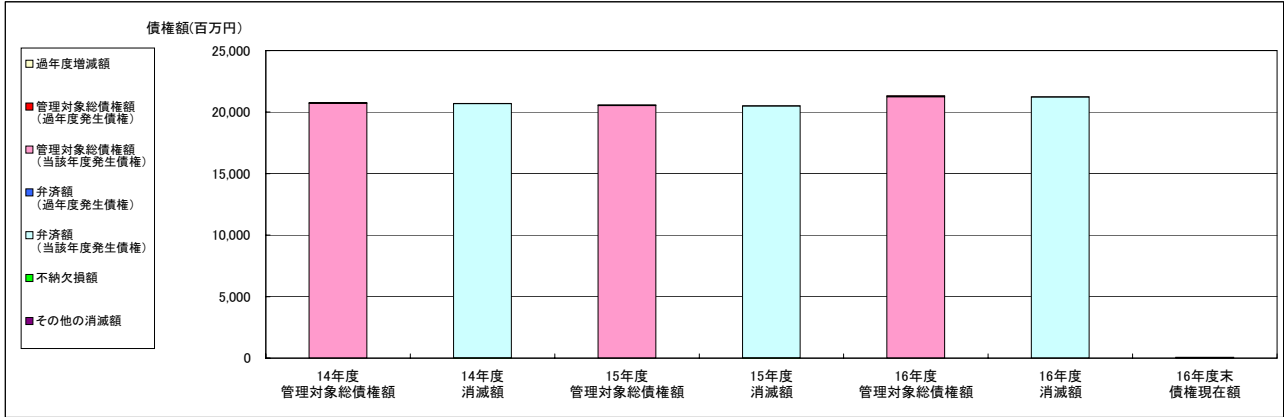
船員保険特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末債権現在額	14年度不納欠損額	14年度末債権現在額	15年度不納欠損額	15年度末債権現在額	16年度不納欠損額	16年度末債権現在額
当該年度発生債権	履行期限未到来額	308	255	0	273	0	180
	履行期限未到来額	37	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限未到来額	833	889	128	821	39	893
	履行期限未到来額	0	0	-	0	-	0
計	1,177	113	1,144	128	1,095	39	1,073

- (注) 1 本表は、本省が調査対象とした195機関の係数のうち、船員保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

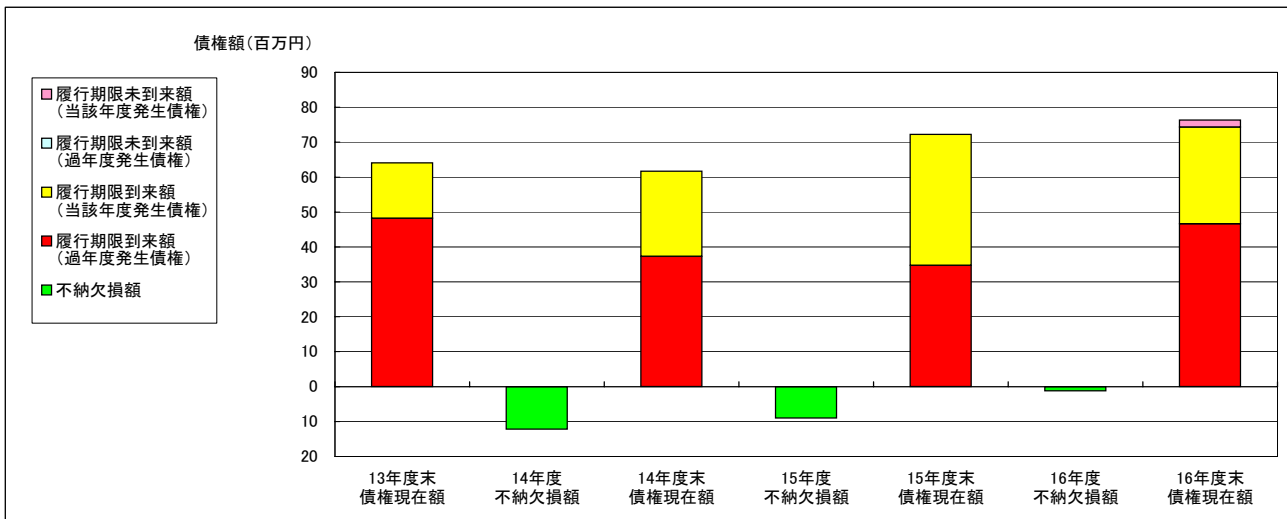
国立高度専門医療センター特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	20,702	20,677	0	0	20,677	20,522	20,484	0	0	20,484	21,249	21,219	0	0	21,219	30
b 過年度発生債権繰越額	64	16	12	0	28	62	18	9	0	27	72	24	1	0	25	47
c 過年度増減額	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76
a+b	20,766	20,693	12	0	20,705	20,583	20,502	9	0	20,511	21,321	21,243	1	0	21,245	76
b+c	65	16	12	0	20,705	61	18	9	0	20,511	72	24	1	0	21,245	76
a + b + c	20,767	20,693	12	0	20,705	20,583	20,502	9	0	20,511	21,321	21,243	1	0	21,245	76

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国立高度専門医療センター特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増額の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

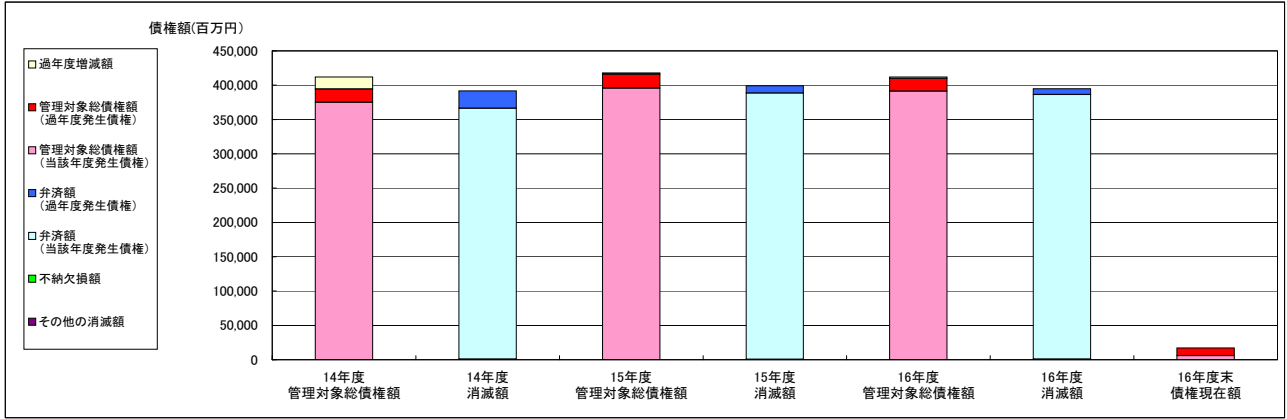
国立高度専門医療センター特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額
当該年度発生債権	16	0	24	0	38	0	38	0	38	0	28	2	28	
過年度発生債権	48	0	37	9	35	0	35	1	35	0	47	0	47	
計	64	0	62	9	72	9	72	1	72	1	76	0	76	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国立高度専門医療センター特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

労働保険特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



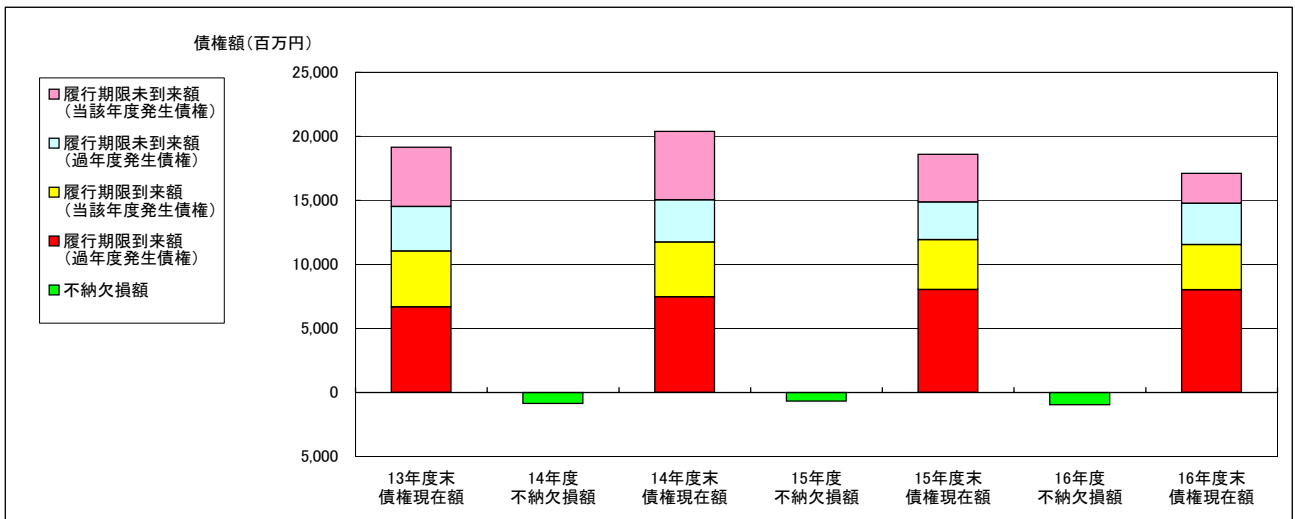
項目	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	375,193	365,545	0	0	365,545	395,665	388,037	1	0	388,038	391,289	385,414	7	0	385,420	5,872
b 過年度発生債権繰越額	19,159	25,208	851	0	26,060	20,393	10,491	678	0	11,169	18,606	8,447	944	0	9,391	11,240
c 過年度増減額	17,647	20,393	1,759	0	26,060	1,759	10,491	678	0	11,169	2,026	8,447	944	0	9,391	17,112
a+b	394,351	390,753	851	0	391,605	416,058	398,528	678	0	399,207	409,894	393,861	951	0	394,812	17,112
b+c	36,805	36,805	0	0	36,805	22,151	20,393	678	0	22,151	20,631	20,631	0	0	20,631	17,112
a + b + c	411,998	390,753	851	0	391,605	417,817	398,528	678	0	399,207	411,920	393,861	951	0	394,812	17,112

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、労働保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成14年度過年度増減額は、主に厚生労働省本省の返納金債権に係るものである。

平成14年度から16年度の各年度の消滅額中「不納欠損額」は、労働局の保険料債権等に係るものである。

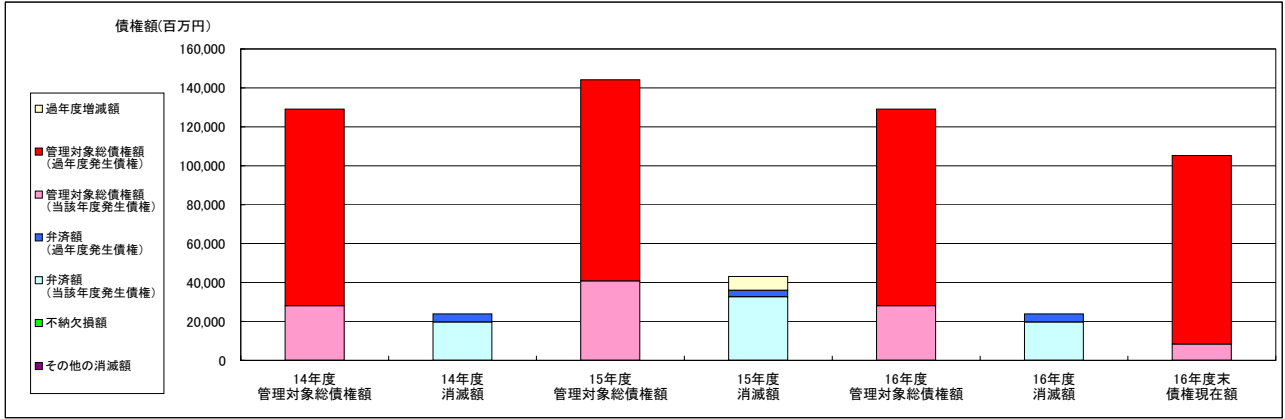
労働保険特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



項目	13年度末	14年度	14年度末	15年度	15年度末	16年度	16年度末
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	4,365	0	4,286	1	3,901	7
	履行期限未到来額	4,646	0	5,350	0	3,727	0
過年度発生債権	履行期限到来額	6,674	851	7,460	678	8,033	944
	履行期限未到来額	3,474	0	3,297	0	2,945	0
計	19,159	851	20,393	678	18,606	951	17,112

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、労働保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

食糧管理特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)

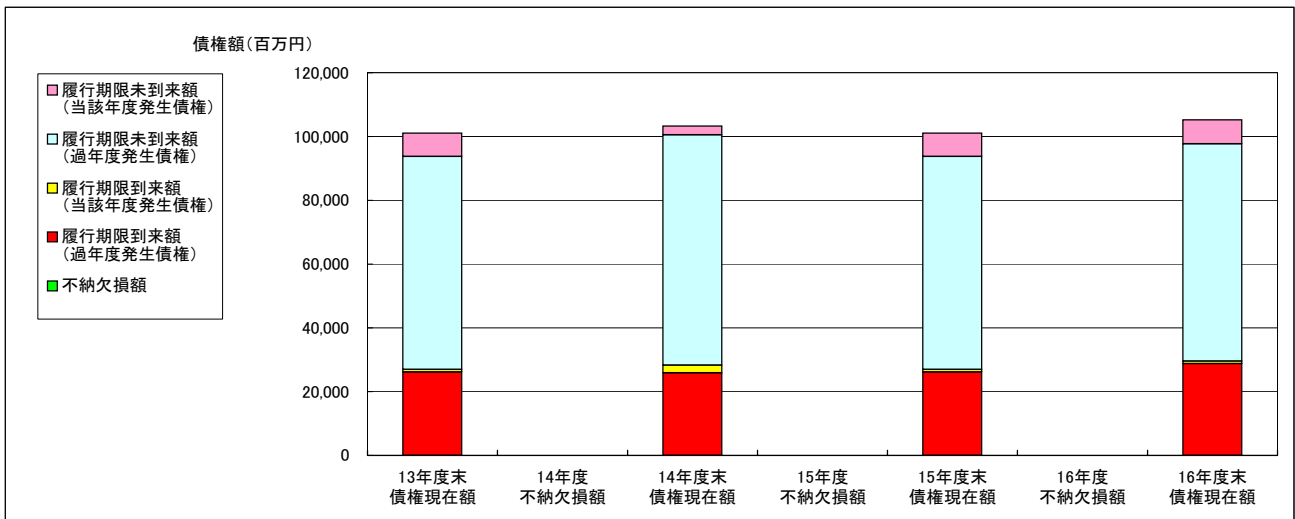


	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	27,996	19,685	0	0	19,685	40,832	32,668	0	0	32,668	27,996	19,685	0	0	19,685	8,311
b 過年度発生債権繰越額	101,078	4,142	0	0	4,142	103,316	3,291	0	0	3,291	101,078	4,142	0	0	4,142	96,936
c 過年度増減額	1	0	0	0	0	7,111	0	0	0	0	1	0	0	0	0	105,248
a+b	129,074	23,827	0	0	23,827	144,148	35,960	0	0	35,960	129,074	23,827	0	0	23,827	105,248
b+c	101,078	0	0	0	0	96,205	0	0	0	0	101,078	0	0	0	0	105,248
a + b + c	129,075	23,827	0	0	23,827	137,037	35,960	0	0	35,960	129,075	23,827	0	0	23,827	105,248

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、食糧管理特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成15年度過年度増減額は、主に農林水産省本省の食糧売払代債権、金銭引渡請求権債権及び利息債権の減額(対外債務返済困難国に対する公的債権回収の国際的な枠組みであるパリクラブ合意を受けた我が国と債務国との交換公文締結による契約更改)によるものである。

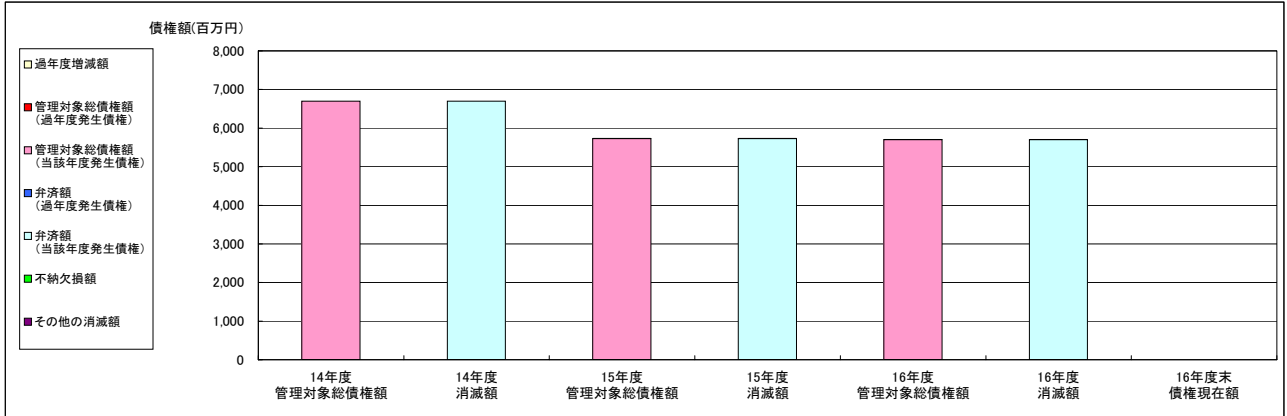
食糧管理特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末 債権現在額	14年度 不納欠損額	14年度末 債権現在額	15年度 不納欠損額	15年度末 債権現在額	16年度 不納欠損額	16年度末 債権現在額
当該年度発生債権	履行期限未到来額 819	0	2,451	0	819	0	811
	履行期限未到来額 7,344	0	2,767	0	7,344	0	7,500
過年度発生債権	履行期限未到来額 26,178	0	25,875	0	26,178	0	28,777
	履行期限未到来額 66,736	0	72,223	0	66,736	0	68,159
計	101,078	0	103,316	0	101,078	0	105,248

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、食糧管理特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

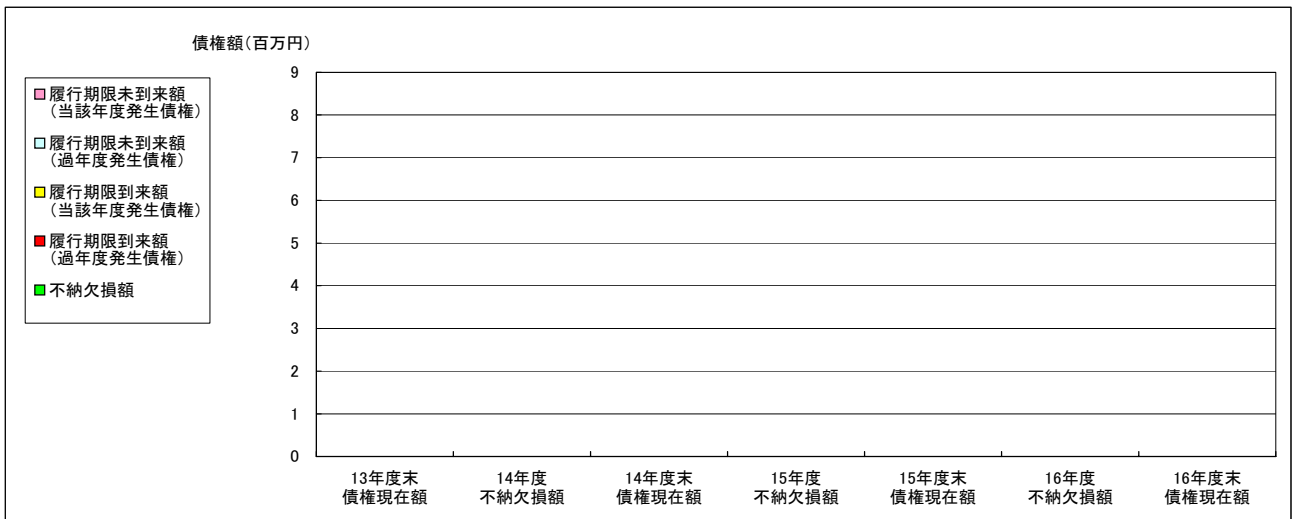
農業共済再保険特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	6,697	6,697	0	0	6,697	5,729	5,729	0	0	5,729	5,702	5,702	0	0	5,702	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	2	2	0	0	2	1	1	0	0	1	0
a+b	6,697	6,697	0	0	6,697	5,729	5,729	0	0	5,729	5,702	5,702	0	0	5,702	0
b+c	0	0	0	0	0	2	2	0	0	2	1	1	0	0	1	0
a + b + c	6,697	6,697	0	0	6,697	5,732	5,732	0	0	5,732	5,703	5,703	0	0	5,703	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、農業共済再保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

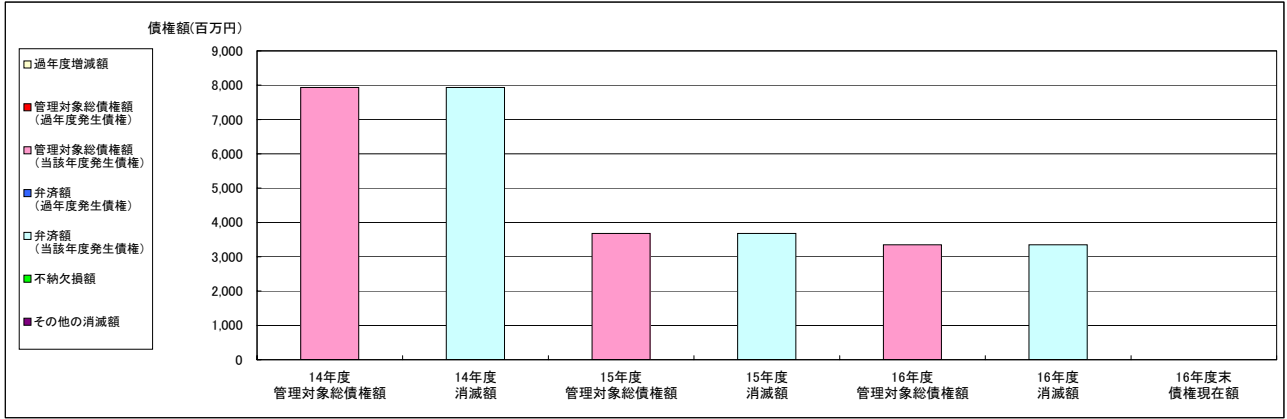
農業共済再保険特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額
当該年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、農業共済再保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

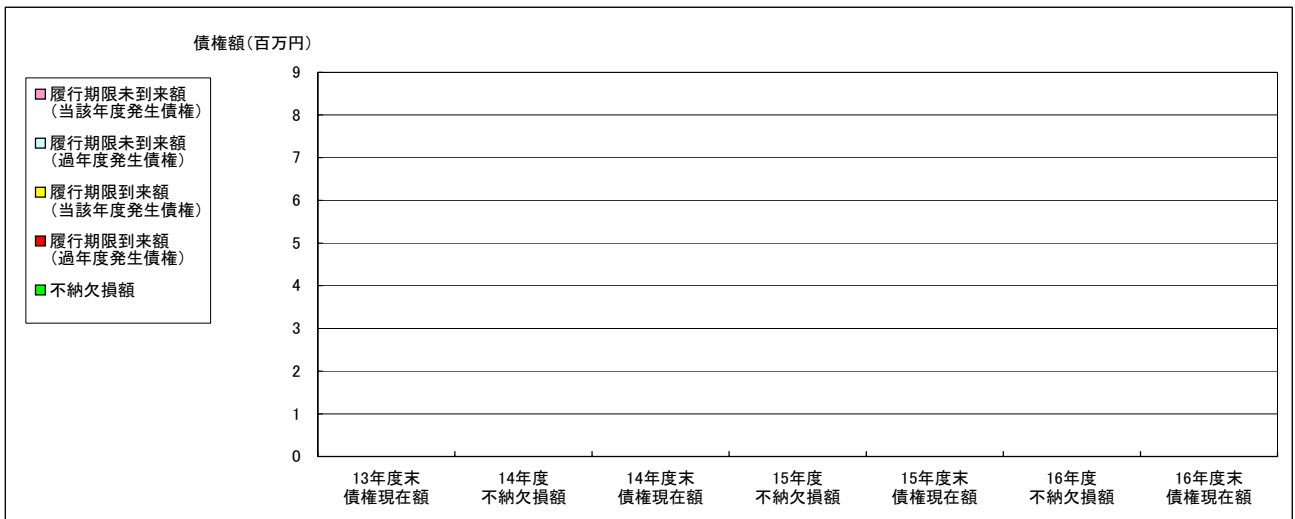
森林保険特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	7,935	7,935	0	0	7,935	3,682	3,682	0	0	3,682	3,347	3,347	0	0	3,347	0
b 過年度発生債権 繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	7,935	7,935	0	0	7,935	3,682	3,682	0	0	3,682	3,347	3,347	0	0	3,347	0
b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a + b + c	7,935	7,935	0	0	7,935	3,682	3,682	0	0	3,682	3,347	3,347	0	0	3,347	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、森林保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

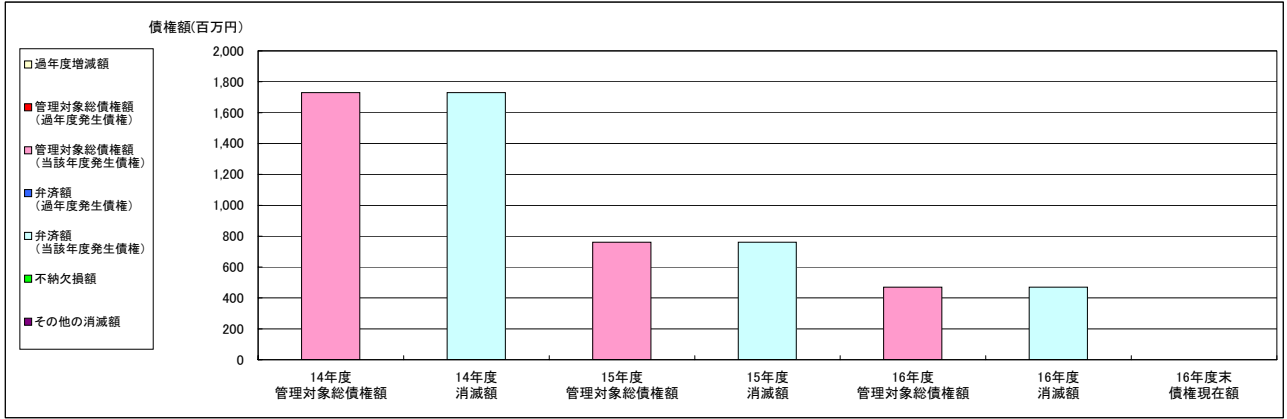
森林保険特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末 債権現在額	14年度 不納欠損額	14年度末 債権現在額	15年度 不納欠損額	15年度末 債権現在額	16年度 不納欠損額	16年度末 債権現在額
当該年度発生債権	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	3,347	3,347

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、森林保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

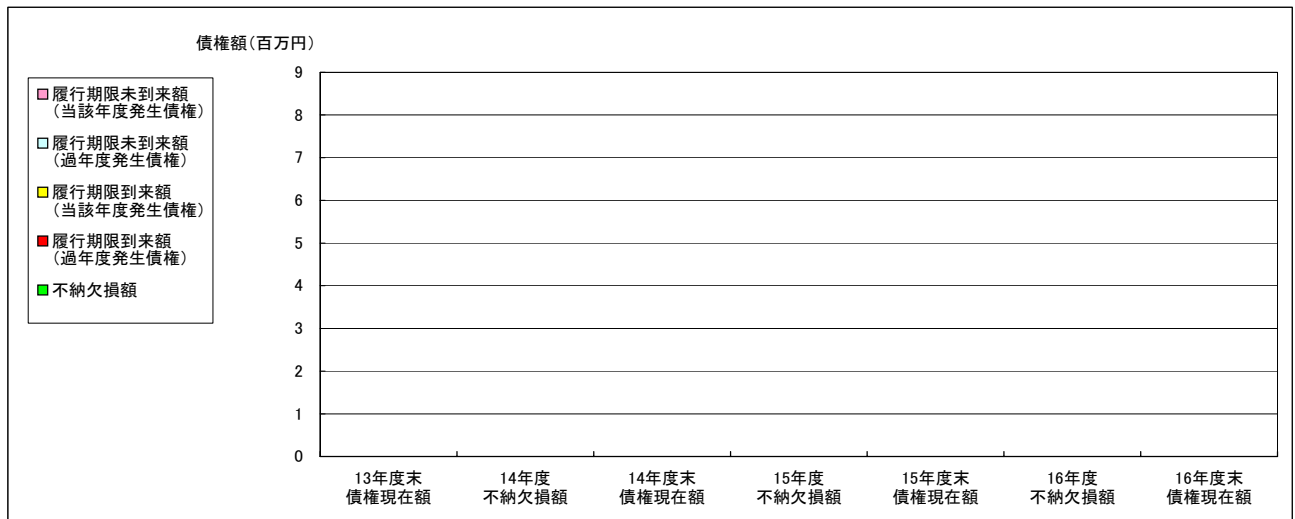
漁船再保険及漁業共済保険特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	1,730	1,730	0	0	1,730	761	761	0	0	761	470	470	0	0	470	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	1,730	1,730	0	0	1,730	761	761	0	0	761	470	470	0	0	470	0
b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a + b + c	1,730	1,730	0	0	1,730	761	761	0	0	761	470	470	0	0	470	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

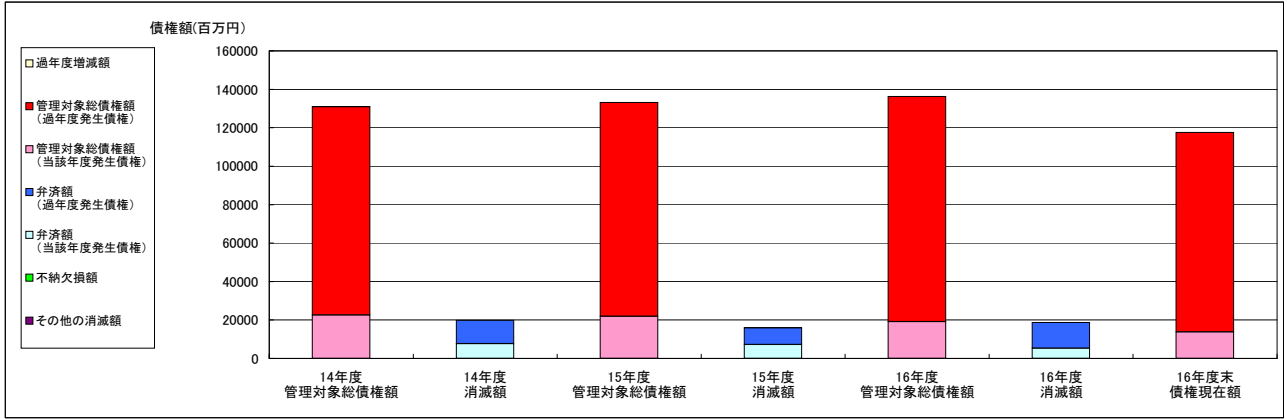
漁船再保険及漁業共済保険特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額
当該年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	761	761	761	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

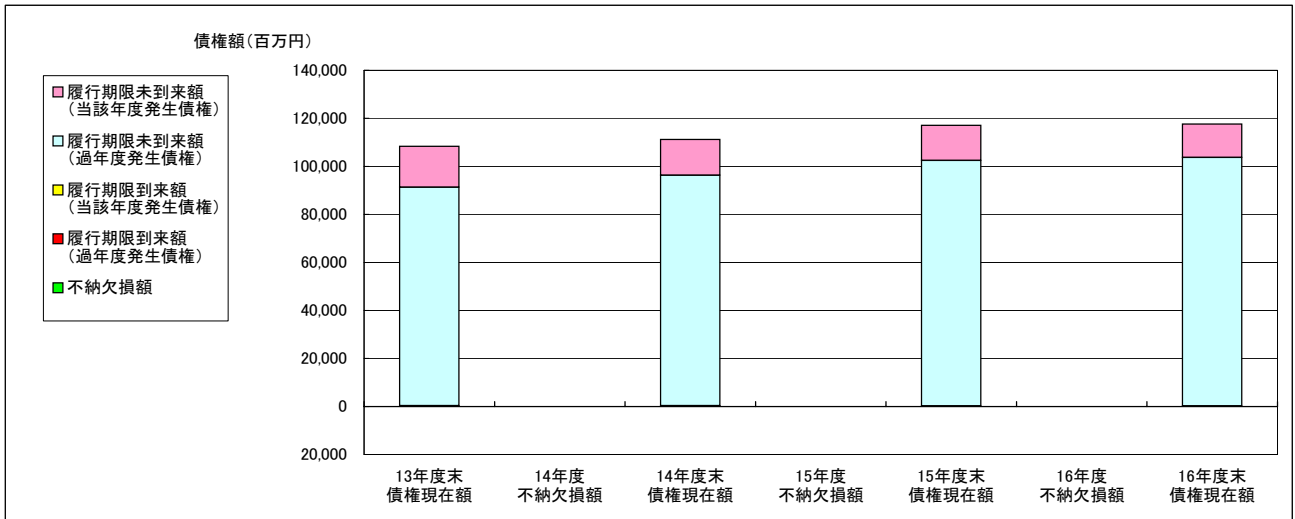
農業経営基盤強化措置特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	22,647	7,696	0	0	7,696	21,893	7,228	0	0	7,228	19,159	5,298	0	0	5,298	13,861
b 過年度発生債権繰越額	108,343	12,092	1	0	12,093	111,225	8,721	0	0	8,721	117,110	13,400	0	0	13,400	103,712
c 過年度増減額	23					59					17					
a+b	130,990				133,117	133,117				133,117	136,269				136,269	117,588
b+c	108,366				111,166	111,166				117,126					117,126	117,588
a + b + c	131,014	19,788	1	0	19,789	15,949	0	0	0	15,949	18,698	0	0	0	18,698	117,588

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、農業経営基盤強化措置特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

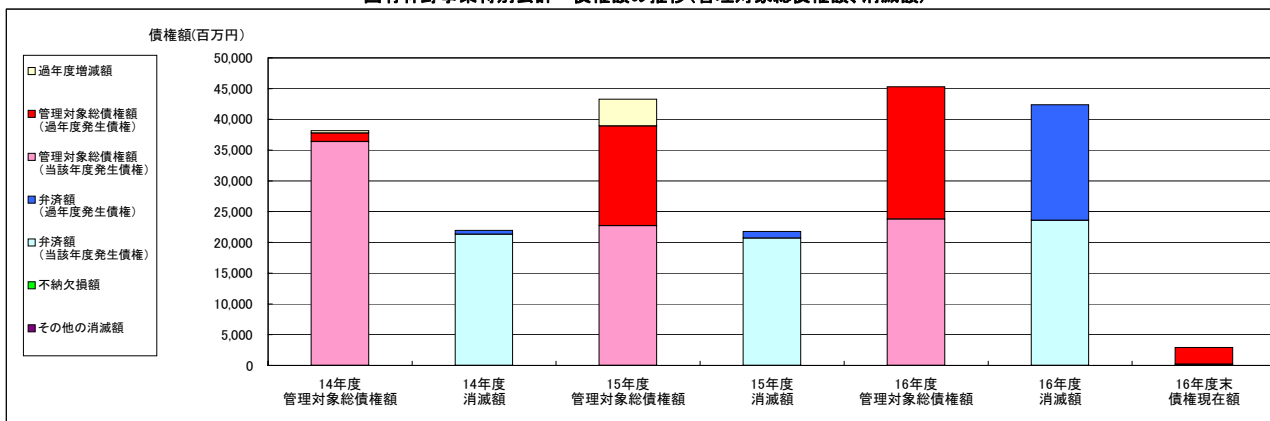
農業経営基盤強化措置特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	47		0	78		0	6		0	4		0	
	履行期限未到来額	17,045			14,874			14,659			13,857			
過年度発生債権	履行期限到来額	258		1	267		0	255		0	254			
	履行期限未到来額	90,993			96,006			102,190			103,473			
計	108,343		1		111,225		0		117,110		0		117,588	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、農業経営基盤強化措置特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

国有林野事業特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



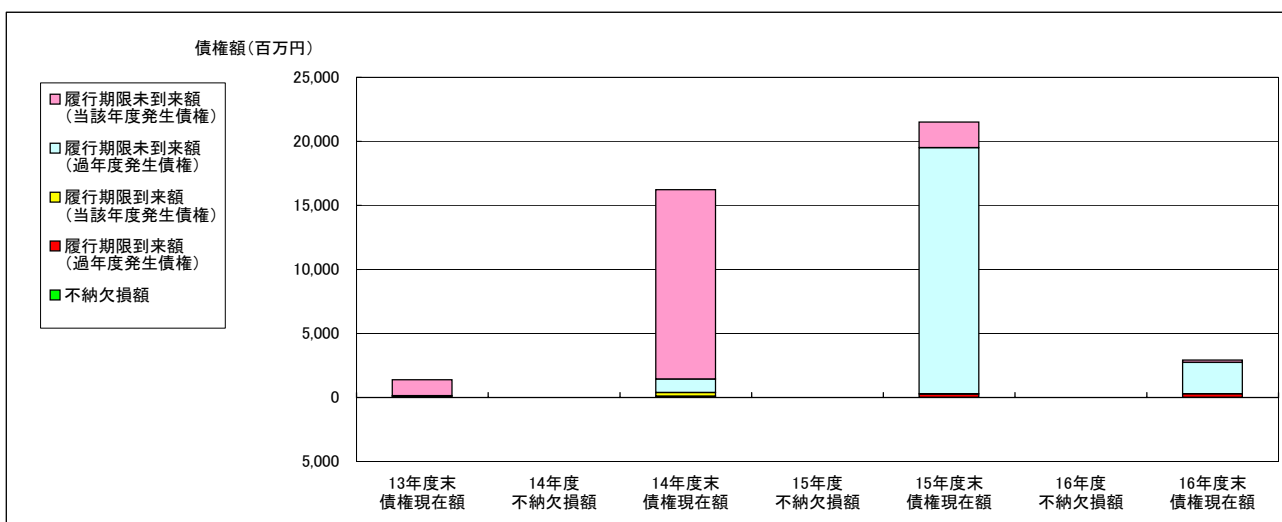
項目	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	36,394	21,328	0	0	21,328	22,714	20,707	0	0	20,707	23,786	23,586	0	1	23,587	199
b 過年度発生債権繰越額	1,381	626	3	0	629	16,220	1,076	0	0	1,076	21,507	18,784	0	0	18,784	2,730
c 過年度増減額	402					4,355					7					
a+b	37,775					38,935					45,292					2,929
b+c	1,783					20,575					21,514					2,929
a + b + c	38,177	21,954	3	0	21,957	43,289	21,782	0	0	21,783	45,300	42,369	0	1	42,371	2,929

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国有林野事業特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成15年度過年度増減額は、主に林野庁の治山事業資金貸付金債権の増によるものである。

平成16年度消滅額中「その他」は、森林管理局の林産物売払代債権が、契約の解除に伴い徴収決定の取消しとなったことによるものである。

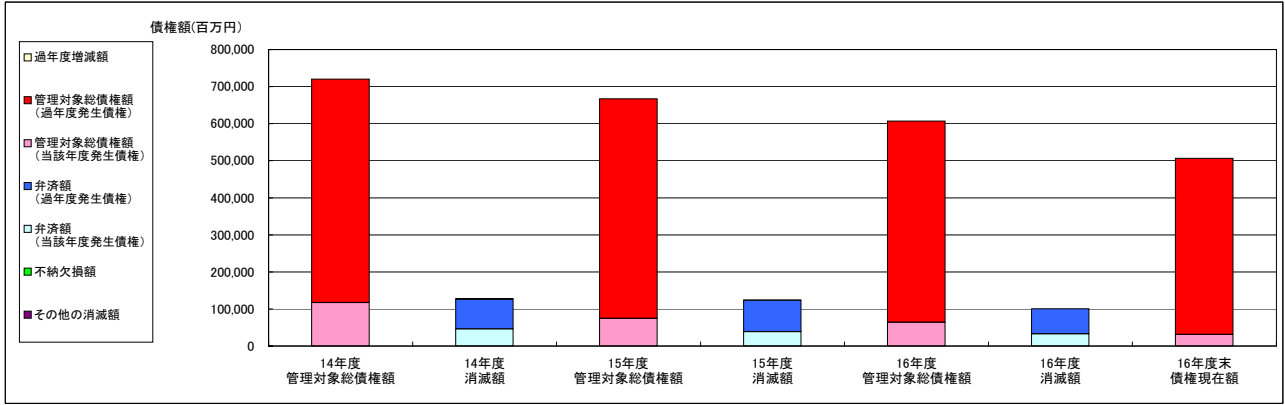
国有林野事業特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



項目	13年度末	14年度	14年度末	15年度	15年度末	16年度	16年度末
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	34	0	289	0	9	10
	履行期限未到来額	1,247	0	14,777	0	1,998	189
過年度発生債権	履行期限到来額	98	3	98	0	268	275
	履行期限未到来額	2	3	1,055	0	19,231	2,455
計	1,381	3	16,220	0	21,507	0	2,929

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国有林野事業特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

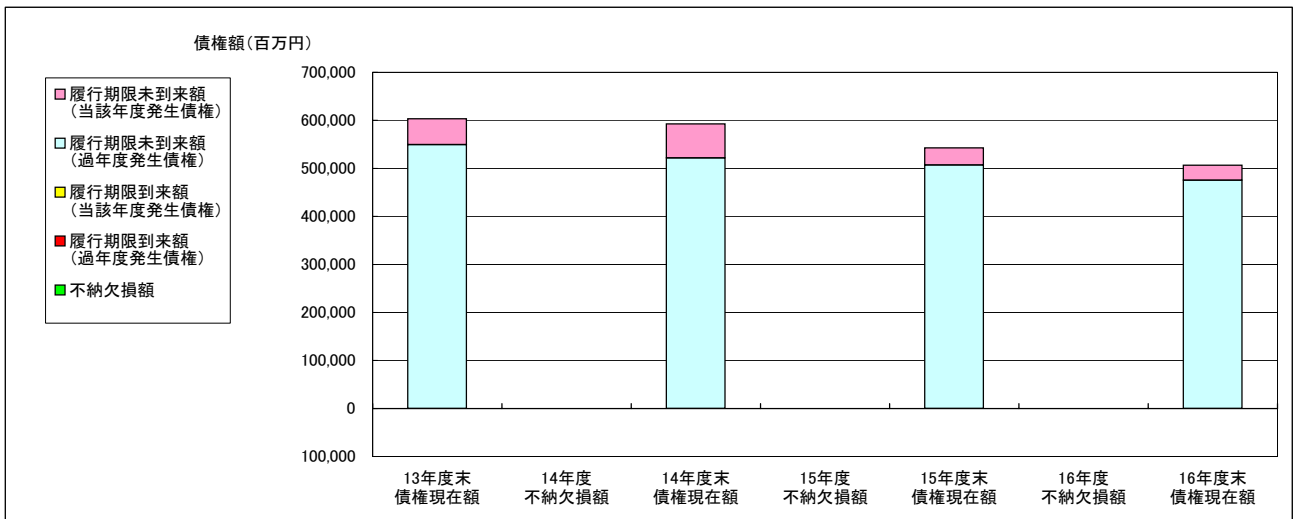
国営土地改良事業特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	117,309	46,195	0	0	46,195	74,347	38,841	0	0	38,841	64,270	32,987	0	0	32,987	31,283
b 過年度発生債権繰越額	603,134	80,465	1	0	80,466	592,746	84,670	0	0	84,670	542,711	67,508	0	0	67,508	475,184
c 過年度増減額	1,036	0	0	0	1,036	871	0	0	0	871	20	0	0	0	20	1
a+b	720,442	126,660	1	0	126,661	667,093	123,511	0	0	123,511	606,981	100,494	0	0	100,494	506,467
b+c	602,098	80,465	1	0	80,466	591,875	84,670	0	0	84,670	542,692	67,508	0	0	67,508	475,183
a+b+c	719,407	126,660	1	0	126,661	666,223	123,511	0	0	123,511	606,961	100,494	0	0	100,494	506,467

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国営土地改良事業特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額とは前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

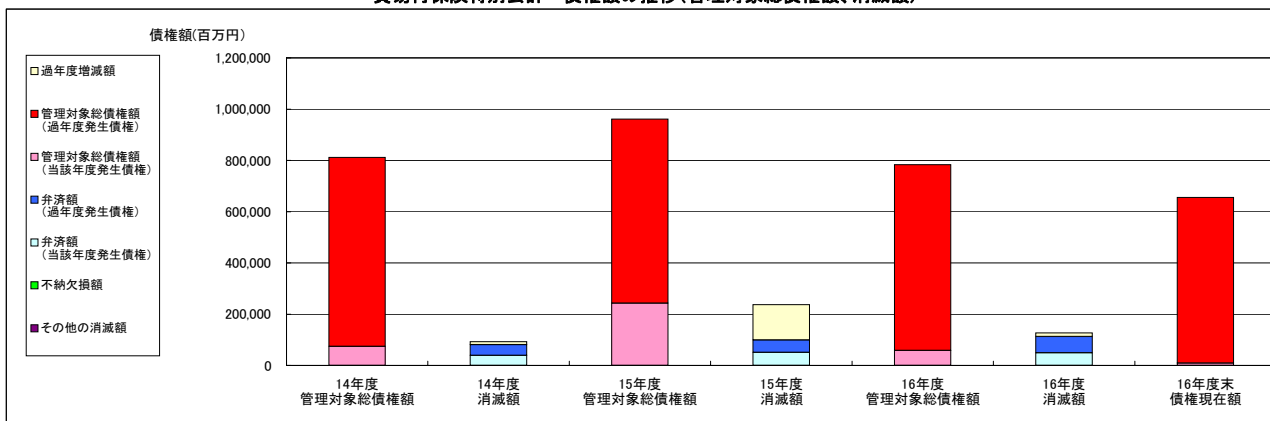
国営土地改良事業特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	履行期限未到来額	債権現在額	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	債権現在額	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	債権現在額	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	債権現在額
当該年度発生債権	0	4	53,579	0	0	71,113	0	0	0	35,506	0	0	0	
過年度発生債権	0	603,134	0	1	0	592,746	0	0	0	542,711	0	0	0	
計	0	603,134	53,579	1	0	592,746	0	0	0	542,711	0	0	0	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国営土地改良事業特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

貿易再保険特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)

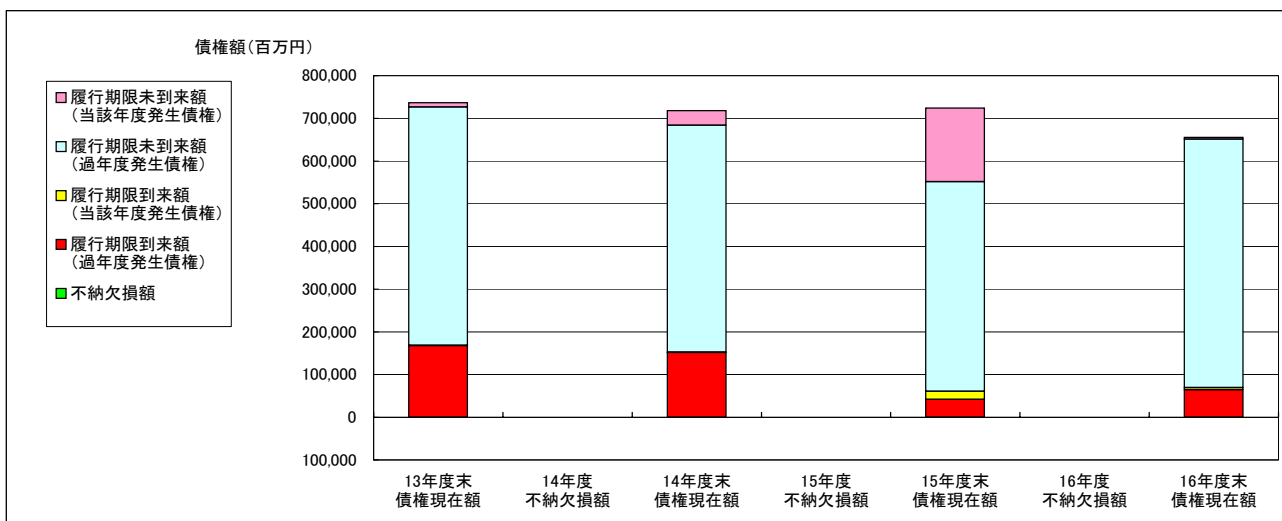


項目	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	74,400	39,140	0	0	39,140	242,784	50,735	0	0	50,735	58,608	49,525	0	0	49,525	9,082
b 過年度発生債権繰越額	736,959	-41,707	0	0	41,708	718,420	48,654	0	0	48,654	724,437	62,837	0	0	62,837	646,659
c 過年度増減額	12,091	-41,707	0	0	41,708	137,427	48,654	0	0	48,654	14,941	62,837	0	0	62,837	
a+b	811,359				961,204					961,204					783,044	655,741
b+c	724,867				580,992					580,992					709,496	655,741
a + b + c	799,268	80,848	0	0	80,848	823,776	99,389	0	0	99,389	768,103	112,362	0	0	112,362	655,741

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、貿易再保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成14年度から16年度の各年度の過年度増減額は、主に経済産業省本省の金銭引渡請求権債権及び利息債権の減額(対外債務返済困難国に対する公的債権回収の国際的な枠組みであるバリクラブ合意を受けた我が国と債務国間の交換公文締結による契約更改、出納官レート変更による調整等)によるものである。

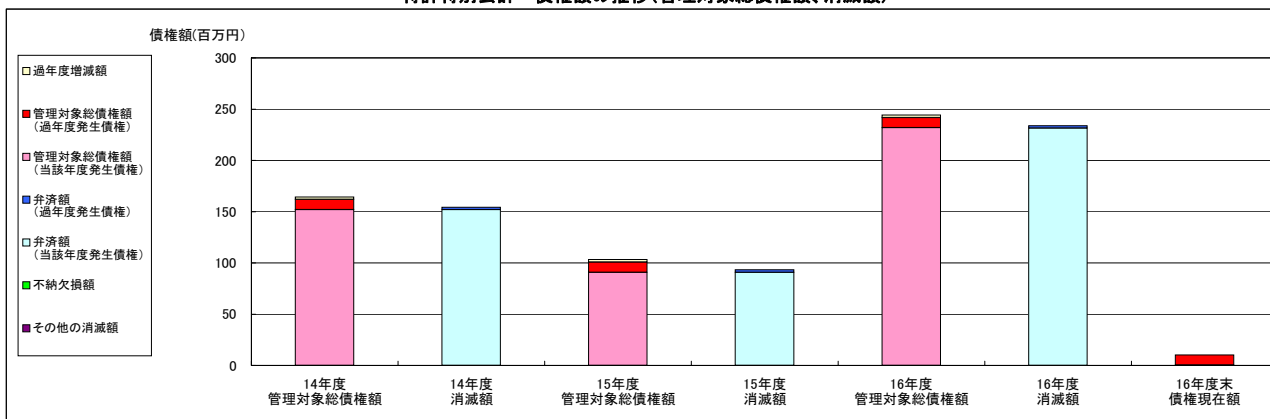
貿易再保険特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



項目	13年度末	14年度	14年度末	15年度	15年度末	16年度	16年度末
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	1,021	0	1,164	0	19,404	5,137
	履行期限未到来額	10,175	0	34,096	0	172,645	3,945
過年度発生債権	履行期限到来額	167,939	0	151,490	0	41,667	64,465
	履行期限未到来額	557,823	0	531,669	0	490,721	582,194
計	736,959	0	718,420	0	724,437	0	655,741

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、貿易再保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

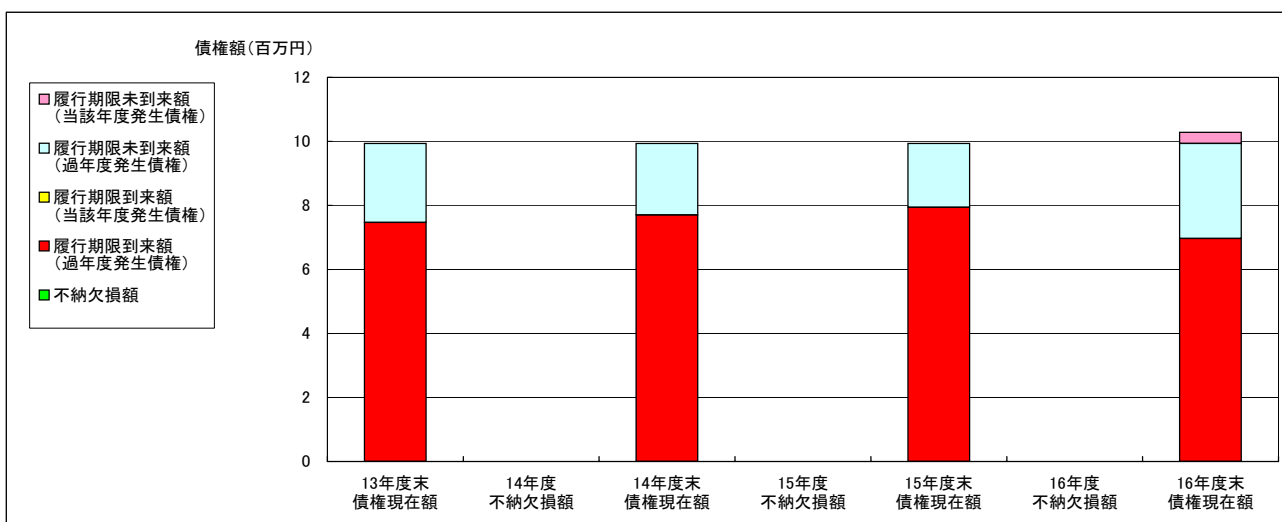
特許特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	151,968	151,968	0	0	151,968	90,848	90,848	0	0	90,848	231,851	231,502	0	0	231,502	349
b 過年度発生債権繰越額	9,937	0	0	0	9,937	9,937	0	0	0	2,547	9,937	0	0	0	2,420	9,936
c 過年度増減額	2,295	2,295	0	0	2,295	2,547	2,547	0	0	2,547	2,418	2,420	0	0	2,420	10,285
a+b	161,906	151,968	0	0	154,264	100,786	93,395	0	0	93,395	241,789	231,502	0	0	233,921	10,285
b+c	12,232	2,295	0	0	12,232	12,484	2,547	0	0	12,355	2,070	2,419	0	0	2,419	9,936
a + b + c	164,201	154,264	0	0	103,333	93,395	93,395	0	0	93,395	233,921	233,921	0	0	233,921	10,285

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、特許特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

特許特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



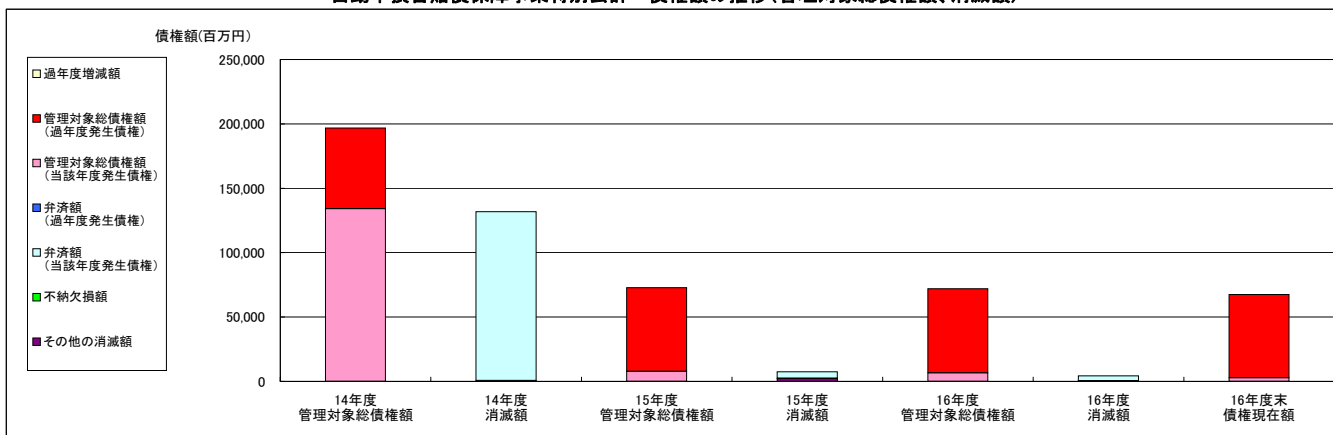
	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
履行期限未到来額	7,464	0	7,704	0	7,944	0	7,944	0	7,944	0	6,964	0	6,964	0
過年度発生債権	2,473	0	2,233	0	1,993	0	1,993	0	2,971	0	2,971	0	2,971	0
計	9,937	0	9,937	0	9,937	0	9,937	0	10,285	0	10,285	0	10,285	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、特許特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成15年度末から16年度末にかけての過年度発生債権履行期限未到来額の増は、特許庁の発明実施化試験費貸付金債権、利息債権及び延滞金債権に係る履行延期特約(16年度実施)によるものである。

自動車損害賠償保障事業特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	134,133	131,103	0	0	131,103	7,833	4,897	0	0	4,897	6,654	3,783	0	0	3,783	2,872
b 過年度発生債権繰越額	62,644	16	688	11	716	64,959	69	204	2,371	2,645	65,251	91	332	175	598	64,653
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	196,777	131,119	688	11	131,818	72,793	4,966	204	2,371	7,541	71,905	3,873	332	175	4,381	67,524
b+c	62,644	0	0	0	62,644	64,959	0	0	0	64,959	65,251	0	0	0	65,251	65,251
a+b+c	196,777	131,119	688	11	131,818	72,793	4,966	204	2,371	7,541	71,905	3,873	332	175	4,381	67,524

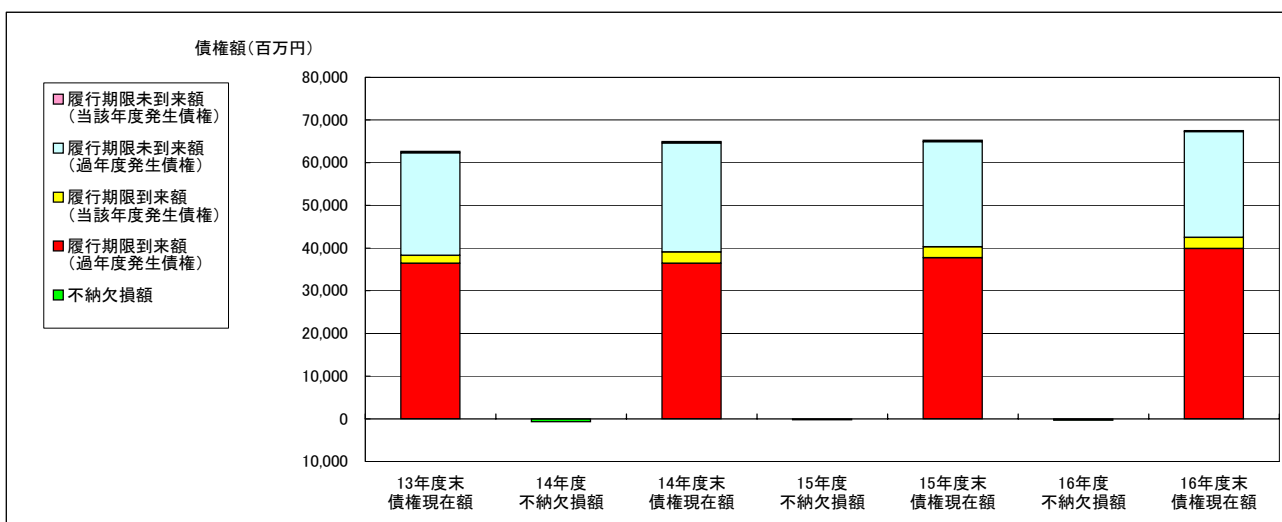
- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、自動車損害賠償保障事業特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、表中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、表中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成15年度の消滅額中「その他」は、主に、国土交通省本省の独立行政法人自動車事故対策機構貸付金債権が、独立行政法人自動車事故対策機構法(平成14年法律第183号)附則第3条及び独立行政法人自動車事故対策機構法施行令(平成15年政令第295号)第5条に基づき、自動車事故対策センターの解散及び独立行政法人自動車事故対策機構の成立に際して免除されたこと、並びに、国土交通省本省の損害賠償金債権が、不真正連帯債務者の一方から債権額全額の納付があり、もう一方の債務が消滅したことによるものである。

平成16年度の消滅額中「その他」は、主に国土交通省本省の損害賠償金債権が、不真正連帯債務者の一方から債権額全額の納付があり、もう一方の債務が消滅したことによるものである。

平成14年度から16年度の各年度の消滅額中「不納欠損額」は、主に国土交通省本省の損害賠償金債権に係るものである。

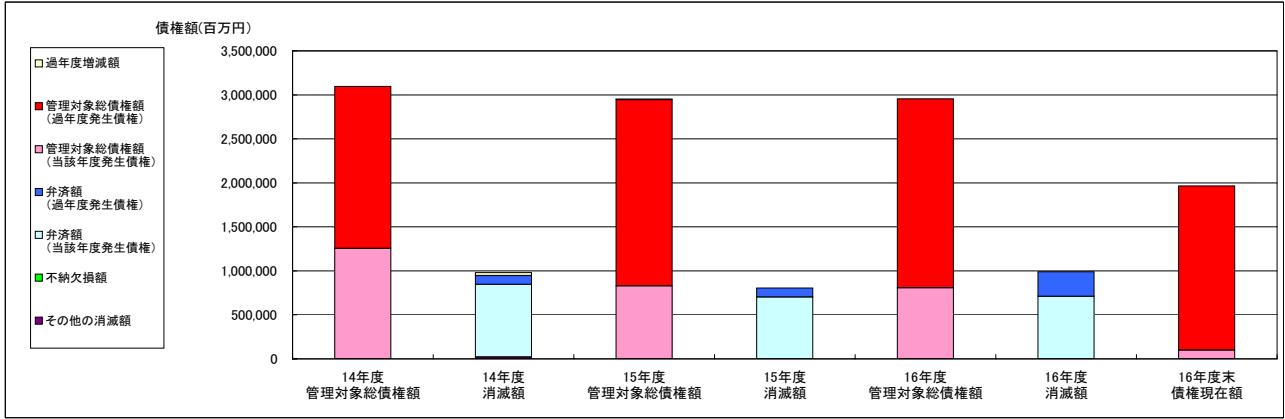
自動車損害賠償保障事業特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額
当該年度発生債権	1,855	330	0	0	2,661	369	0	0	2,591	345	0	0	2,587	285
過年度発生債権	36,443	24,017	688	0	36,427	25,501	204	0	37,713	24,602	332	0	39,910	24,743
計	62,644	24,017	688	0	64,959	25,501	204	0	65,251	24,602	332	0	67,524	24,743

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、自動車損害賠償保障事業特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

道路整備特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



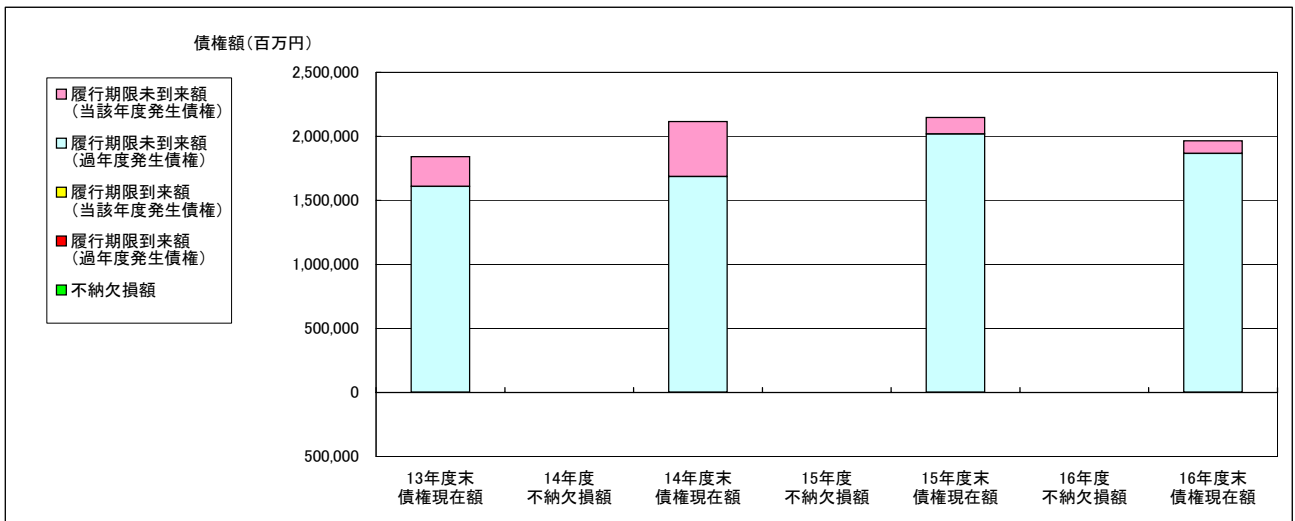
	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	1,254,414	825,035	0	0	825,035	830,375	702,592	0	0	702,592	808,336	709,598	0	0	709,598	98,927
b 過年度発生債権繰越額	1,840,889	100,787	40	21,389	1,222,215	2,115,670	102,405	27	0	102,433	2,146,796	280,054	45	0	280,099	1,866,628
c 過年度増減額	32,382					5,776					120					
a+b	3,095,302					2,946,045					2,955,132					1,965,555
b+c	1,808,506					2,121,446					2,146,916					
a + b + c	3,062,920	925,822	40	21,389	947,250	2,951,821	804,998	27	0	805,025	2,955,252	989,652	45	0	989,697	1,965,555

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、道路整備特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成14年度過年度増減額は、主に地方整備局の公共事業費受益者等負担金債権及び受託事業費債権の減額(工事実施初年度の一括計上から複数年度にまたがる年賦払いに変更)によるものである。

平成14年度の消滅額中「その他」は、地方整備局の受託事業費債権及び公共事業費受益者等負担金債権が、工事実施初年度の一括計上から複数年度にまたがる年賦払いに変更されたことによるものである。

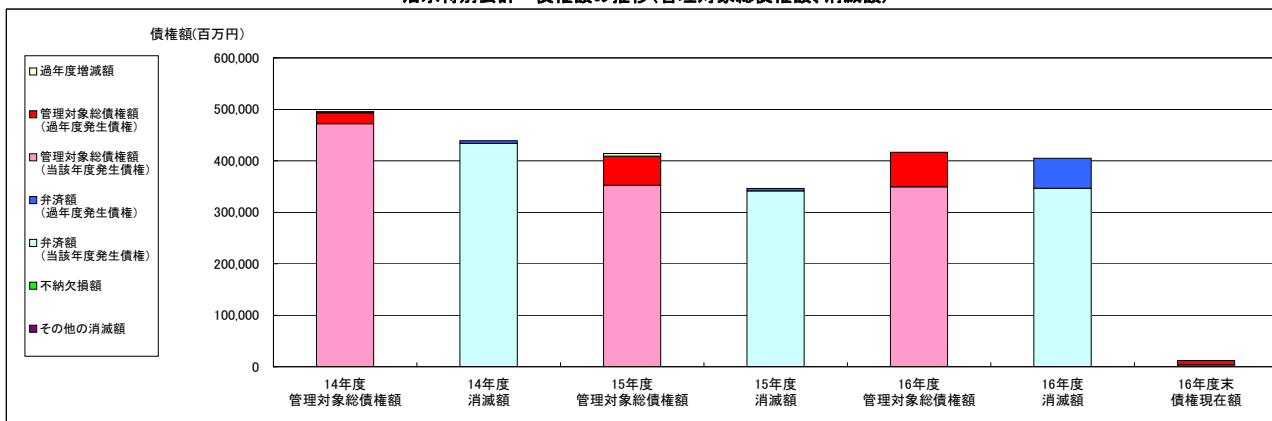
道路整備特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末債権現在額		14年度不納欠損額		14年度末債権現在額		15年度不納欠損額		15年度末債権現在額		16年度不納欠損額		16年度末債権現在額	
	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額
当該年度発生債権	99	231,820	0		175	429,214	0		73	127,710	0		67	98,860
過年度発生債権	617	1,608,352	40		591	1,685,691	27		677	2,018,336	45		627	1,866,001
計	1,840,889		40		2,115,670		27		2,146,796		45		1,965,555	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、道路整備特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

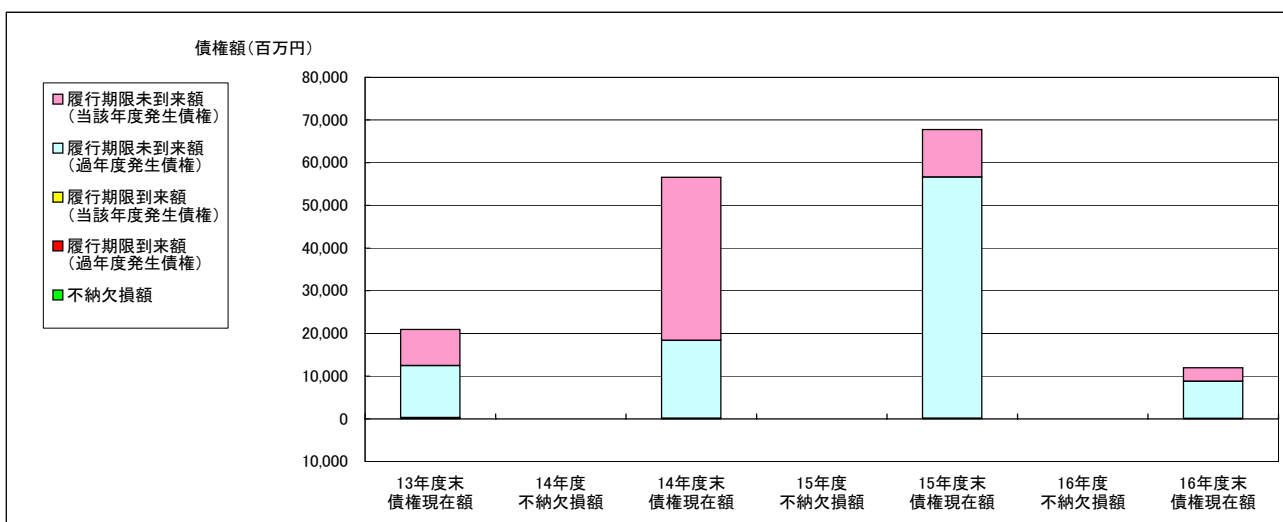
治水特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



項目	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	472,104	433,868	0	0	433,868	352,301	341,340	0	0	341,340	349,085	346,168	0	0	346,168	3,147
b 過年度発生債権繰越額	20,926	0	0	2	5,302	56,592	5,078	0	0	5,078	67,744	58,669	7	0	58,676	8,800
c 過年度増減額	2,733	5,299	0	0	8,032	5,108	0	0	0	5,108	36	0	0	0	36	11,948
a+b	493,029	433,868	0	2	439,170	408,883	346,418	0	0	346,418	416,829	404,837	7	0	404,844	11,948
b+c	23,659	0	0	2	25,661	61,700	5,078	0	0	66,778	104,480	58,676	7	0	64,353	11,948
a + b + c	495,792	439,167	0	2	439,170	414,000	346,418	0	0	346,418	416,792	404,837	7	0	404,844	11,948

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、治水特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

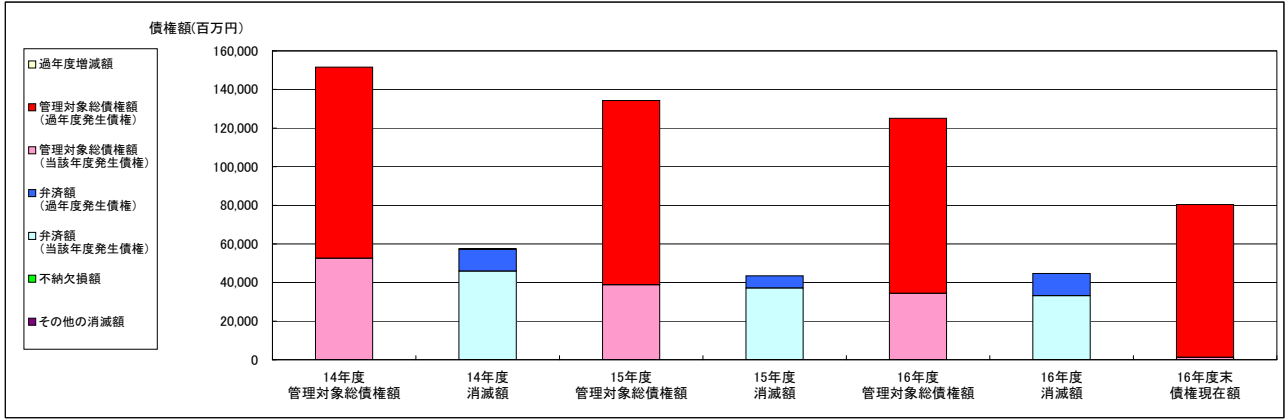
治水特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



項目	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	不納欠損額
当該年度発生債権	93	0	8,438	0	9	0	1	0	11,131	0	0	0	3,145	
過年度発生債権	161	0	12,232	0	102	0	106	0	106	7	7	0	97	
計	20,926	0	12,232	0	56,592	0	67,744	0	67,744	7	7	0	11,948	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、治水特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

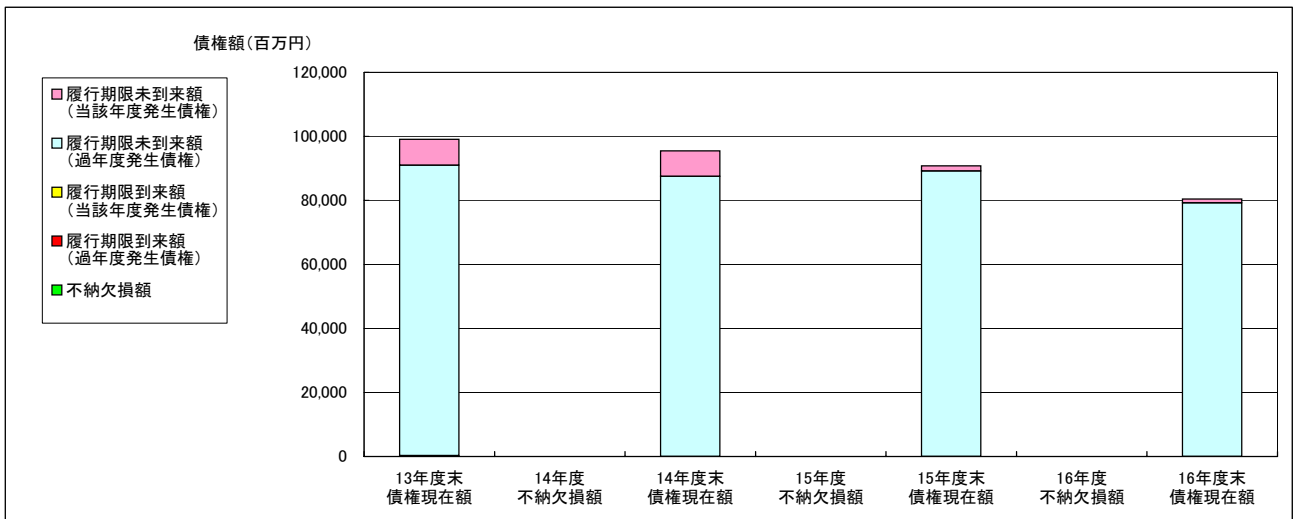
港湾整備特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	52,504	45,954	0	0	45,954	38,764	37,180	0	0	37,180	34,336	33,122	0	0	33,122	1,214
b 過年度発生債権繰越額	99,065	11,272	0	0	11,272	95,463	6,265	0	0	6,265	90,783	11,595	0	0	11,595	79,188
c 過年度増減額	264					1					0					
a+b	151,569					134,227					125,119					80,402
b+c	98,801					95,464					90,783					80,402
a + b + c	151,305	57,226	0	0	57,226	134,228	43,445	0	0	43,445	125,119	44,717	0	0	44,717	80,402

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、港湾整備特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

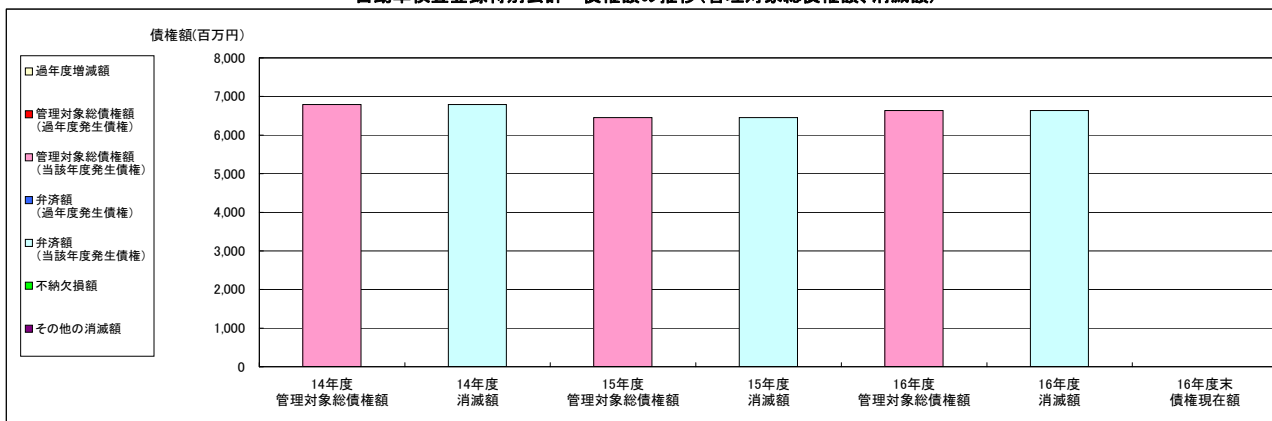
港湾整備特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0			履行期限到来額	0			履行期限到来額	0			履行期限到来額	0
	履行期限未到来額	8,075	0		履行期限未到来額	7,934	0		履行期限未到来額	1,584	0		履行期限未到来額	1,214
過年度発生債権	履行期限到来額	290	0		履行期限到来額	0	0		履行期限到来額	0	0		履行期限到来額	0
	履行期限未到来額	90,700	0		履行期限未到来額	87,529	0		履行期限未到来額	89,199	0		履行期限未到来額	79,188
計	99,065	0			95,463	0			90,783	0			80,402	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、港湾整備特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

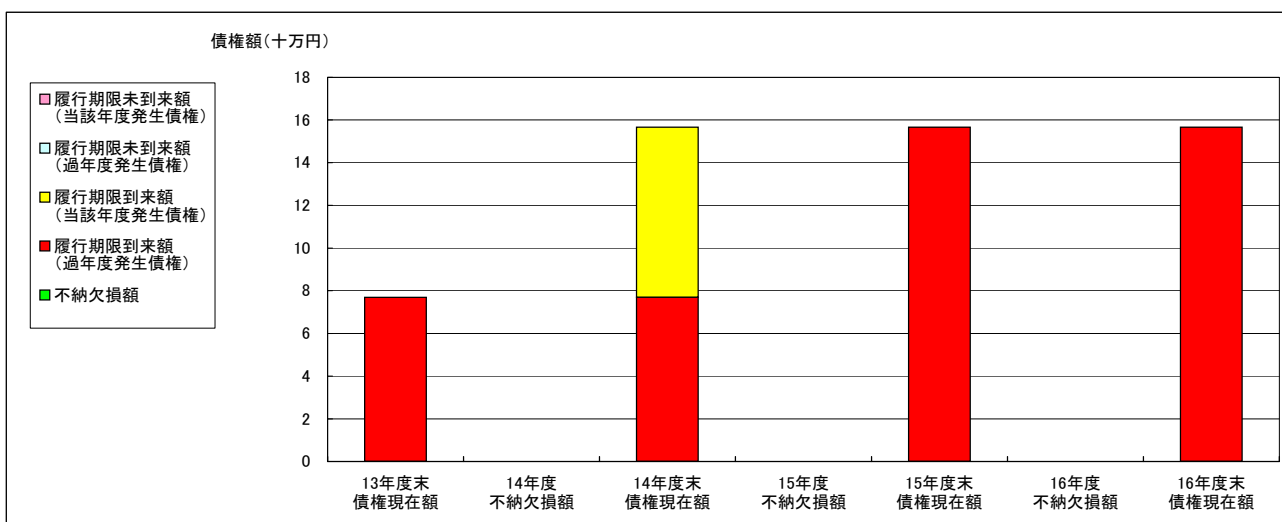
自動車検査登録特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	6 789 990	6 789 192	0	0	6 789 192	6 452 787	6 452 787	0	0	6 452 787	6 636 460	6 636 460	0	0	6 636 460	0
b 過年度発生債権繰越額	769	0	0	0	769	1 567	0	0	0	1 567	1 567	0	0	0	1 567	1 567
c 過年度増減額	101	101	0	0	101	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	6 790 759	6 789 192	0	0	6 789 960	6 454 354	6 452 787	0	0	6 452 787	6 638 026	6 636 460	0	0	6 636 460	1 567
b+c	870	101	0	0	971	1 567	0	0	0	1 567	1 567	0	0	0	1 567	1 567
a + b + c	6 790 860	6 789 293	0	0	6 789 293	6 454 354	6 452 787	0	0	6 452 787	6 638 026	6 636 460	0	0	6 636 460	1 567

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、自動車検査登録特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

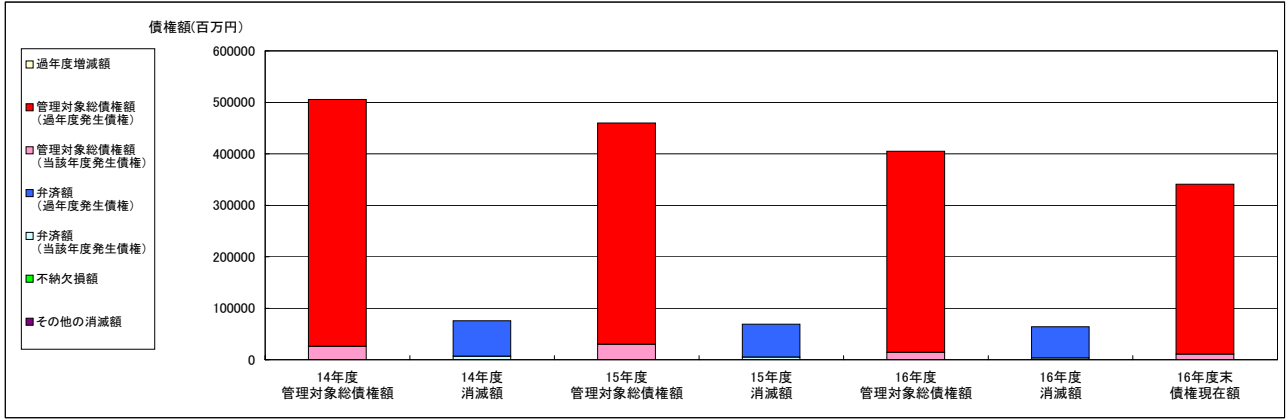
自動車検査登録特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	798	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	769	0	0	769	0	0	0	1 567	0	0	0	1 567	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		769	0	0	1 567	0	0	0	1 567	0	0	0	1 567	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、自動車検査登録特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

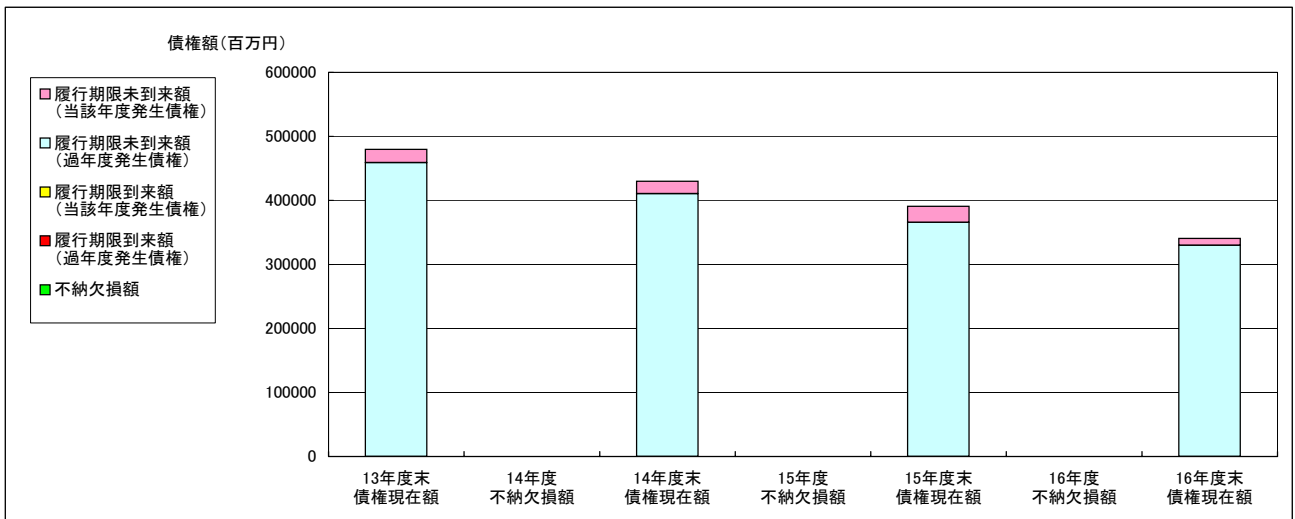
都市開発資金融通特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	25,962	6,647	0	0	6,647	29,984	5,100	0	0	5,100	14,152	3,323	0	0	3,323	10,829
b 過年度発生債権繰越額	479,564	69,120	0	0	69,120	429,758	63,997	0	0	63,997	390,644	60,714	0	0	60,714	329,930
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	505,525	75,767	0	0	75,767	459,742	69,098	0	0	69,098	404,796	64,037	0	0	64,037	340,759
b+c	479,564	69,120	0	0	69,120	429,758	63,997	0	0	63,997	390,644	60,714	0	0	60,714	329,930
a + b + c	505,525	75,767	0	0	75,767	459,742	69,098	0	0	69,098	404,796	64,037	0	0	64,037	340,759

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、都市開発資金融通特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

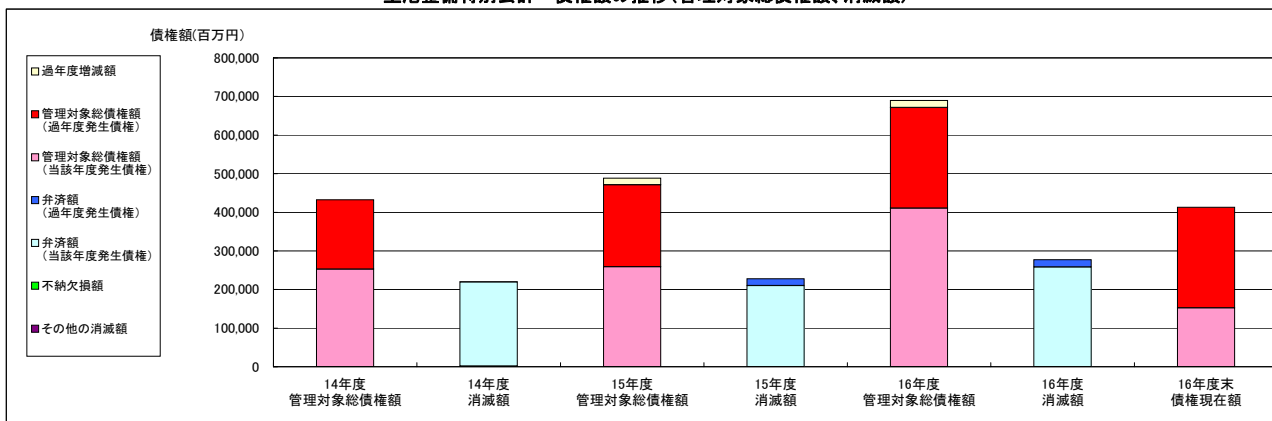
都市開発資金融通特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	不納欠損額
当該年度発生債権	20,704	0	0	0	19,314	0	0	0	24,883	0	0	0	0	
過年度発生債権	458,859	0	429,758	0	410,444	0	0	365,761	0	0	0	0	0	
計	479,564	0	429,758	0	429,758	0	0	390,644	0	0	0	0	329,930	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、都市開発資金融通特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

空港整備特別会計 債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



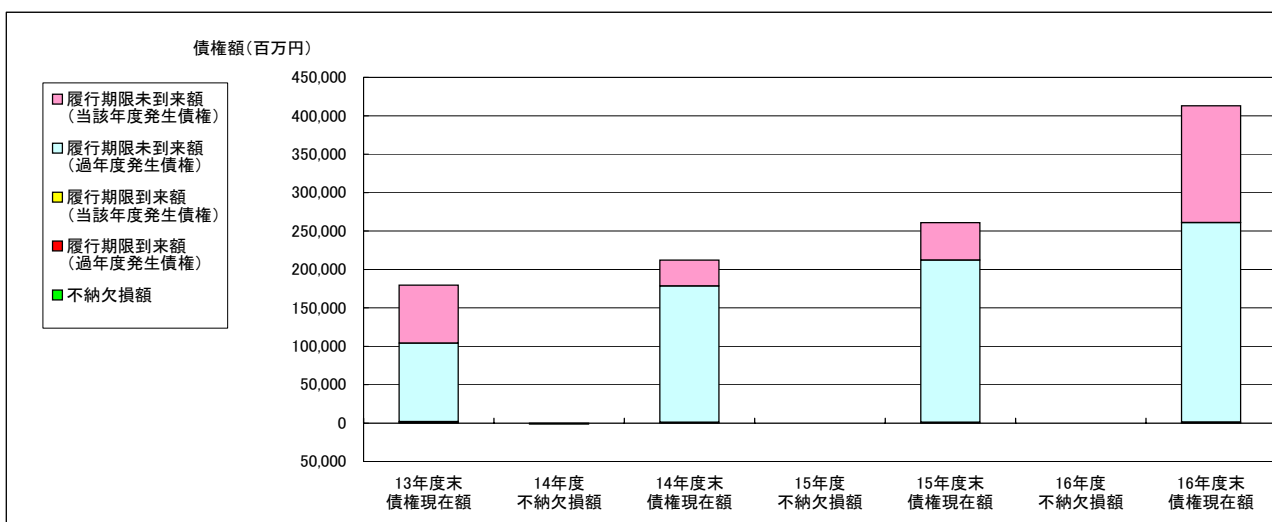
	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	252,842	218,418	410	0	218,829	258,796	210,053	0	0	210,053	410,664	258,547	0	0	258,547	152,336
b 過年度発生債権繰越額	179,396				212,250	17,810	0	0	0	17,810	260,729	18,411	0	0	18,411	260,504
c 過年度増減額	15	193	981	0	1,174	17,565	0	0	0	17,565	18,405	0	0	0	18,411	412,840
a+b	432,237				471,046	471,046	0	0	0	471,046	671,393	0	0	0	671,393	
b+c	179,411				229,815	229,815	0	0	0	229,815	279,134	0	0	0	279,134	
a + b + c	432,253	218,611	1,391	0	220,003	488,811	0	0	0	227,863	276,958	0	0	0	276,958	412,840

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、空港整備特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成15年度及び16年度の過年度増減額は、主に国土交通省本省の物件使用料債権の増額(作業上、3月分の空港使用料の徴収決定を翌年度に実施)によるものである。

平成14年度の消滅額中「不納欠損額」は、国土交通省本省の物件使用料債権が、民事再生手続により消滅したことによるものである。

空港整備特別会計 債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)

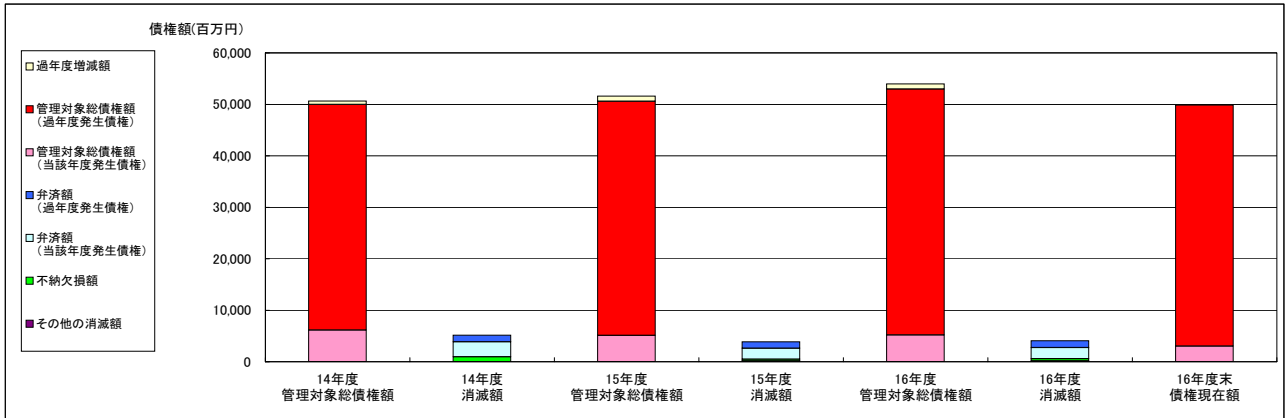


	13年度末債権現在額	14年度不納欠損額	14年度末債権現在額	15年度不納欠損額	15年度末債権現在額	16年度不納欠損額	16年度末債権現在額
当該年度発生債権	履行期限未到来額	949	61	0	5	0	268
	履行期限未到来額	75,336	33,952	0	48,738	0	152,068
過年度発生債権	履行期限未到来額	845	860	0	857	0	859
	履行期限未到来額	102,266	177,377	0	211,129	0	259,646
計	179,396	1,391	212,250	0	260,729	0	412,840

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、空港整備特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

図1-(2)-⑥ 特別会計別損害賠償金債権額の推移(今回調査分)

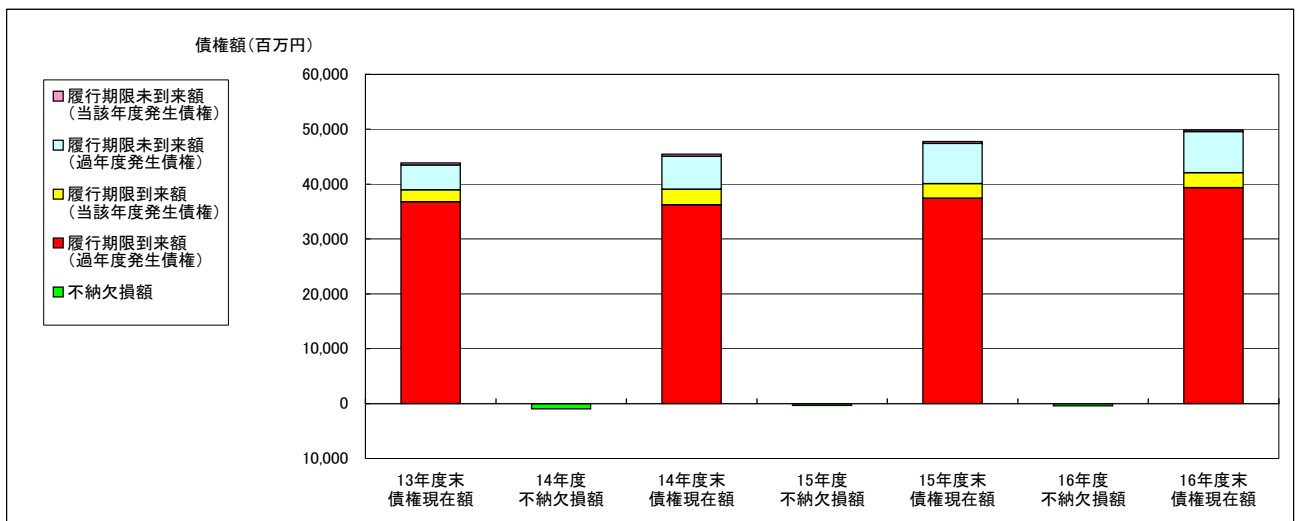
総計 特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



項目	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	6,152	2,913	0	0	2,913	5,130	2,119	0	0	2,120	5,200	2,156	0	0	2,156	3,043
b 過年度発生債権繰越額	43,842	1,303	960	0	2,262	45,469	1,252	312	172	1,736	47,758	1,353	401	175	1,930	46,823
c 過年度増減額	651					1,019					994					
a+b	49,994					50,600					52,958					49,866
b+c	44,493					46,488					48,752					49,866
a + b + c	50,645	4,216	960	0	5,176	51,619	3,371	312	172	3,855	48,752	3,510	401	175	4,086	49,866

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増額の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

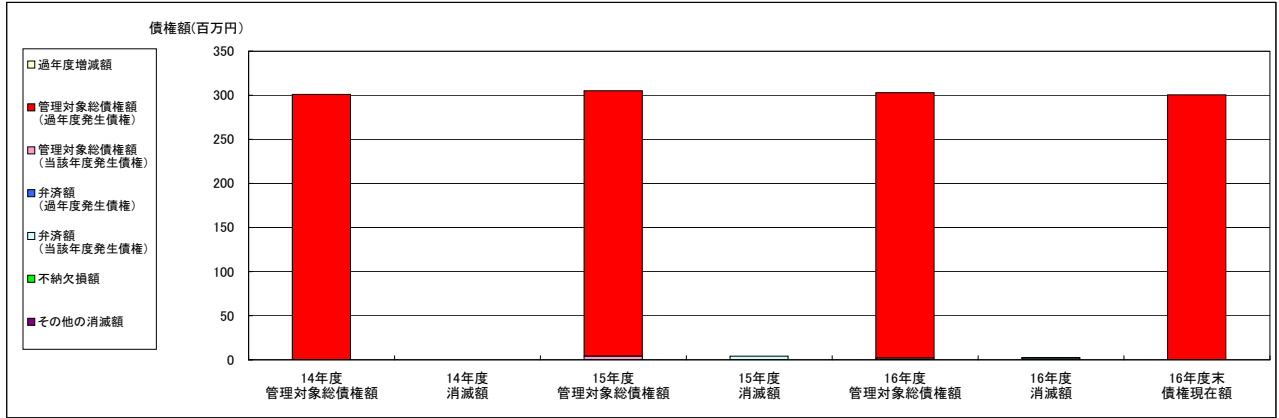
総計 特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



項目	13年度末	14年度	14年度末	15年度	15年度末	16年度	16年度末
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額
当該年度発生債権	履行期限未到来額 2,181	0	2,834	0	2,637	0	2,733
	履行期限未到来額 380		405		374		310
過年度発生債権	履行期限未到来額 36,771	960	36,208	312	37,420	401	39,328
	履行期限未到来額 4,510		6,023		7,328		7,495
計	43,842	960	45,469	312	47,758	401	49,866

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

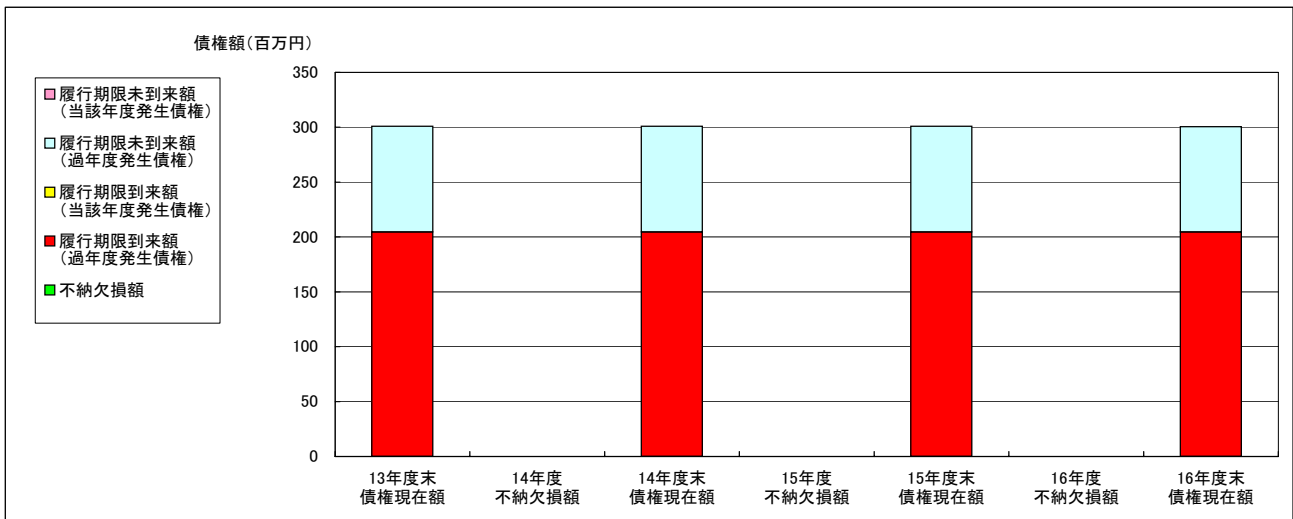
登記 特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	0	0	0	0	0	4	4	0	0	4	2	2	0	0	2	0
b 過年度発生債権 繰越額	301	0	0	0	0	301	0	0	0	0	301	0	0	0	0	301
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	301	0	0	0	0	305	4	0	0	4	303	2	0	0	2	301
b+c	301	0	0	0	0	301	0	0	0	0	301	0	0	0	0	301
a + b + c	301	0	0	0	0	305	4	0	0	4	302	2	0	0	2	301

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、登記特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増額の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

登記 特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



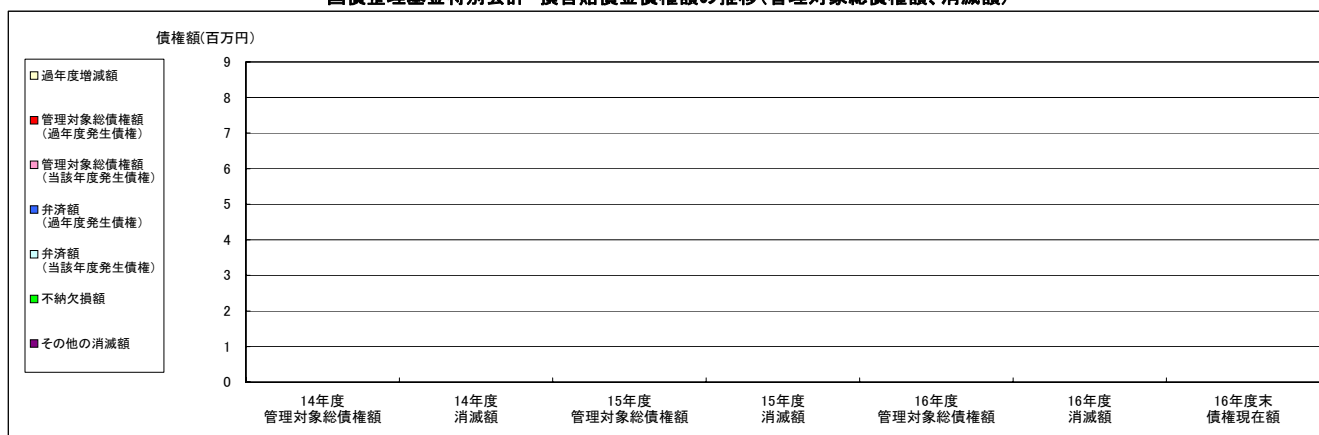
	13年度末 債権現在額	14年度 不納欠損額	14年度末 債権現在額	15年度 不納欠損額	15年度末 債権現在額	16年度 不納欠損額	16年度末 債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	204	204	0	204	0	204
	履行期限未到来額	96	96	0	96	0	96
計	301	0	301	0	301	0	301

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、登記特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限未到来額は、法務局の損害賠償金債権に係る履行延期特約によるものを含んでいる。

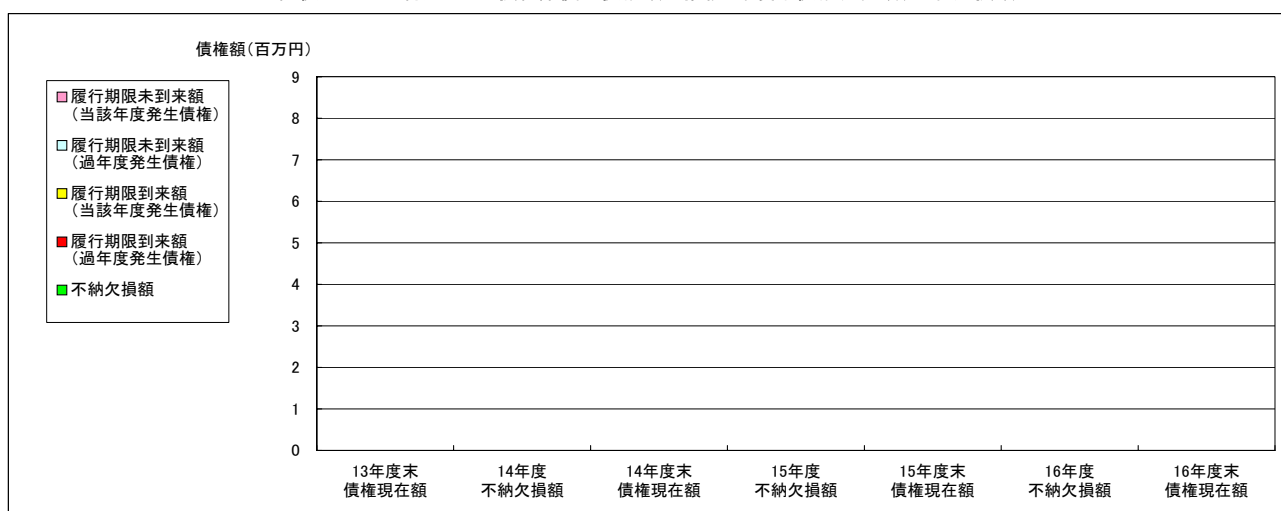
国債整理基金特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国債整理基金特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増額の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

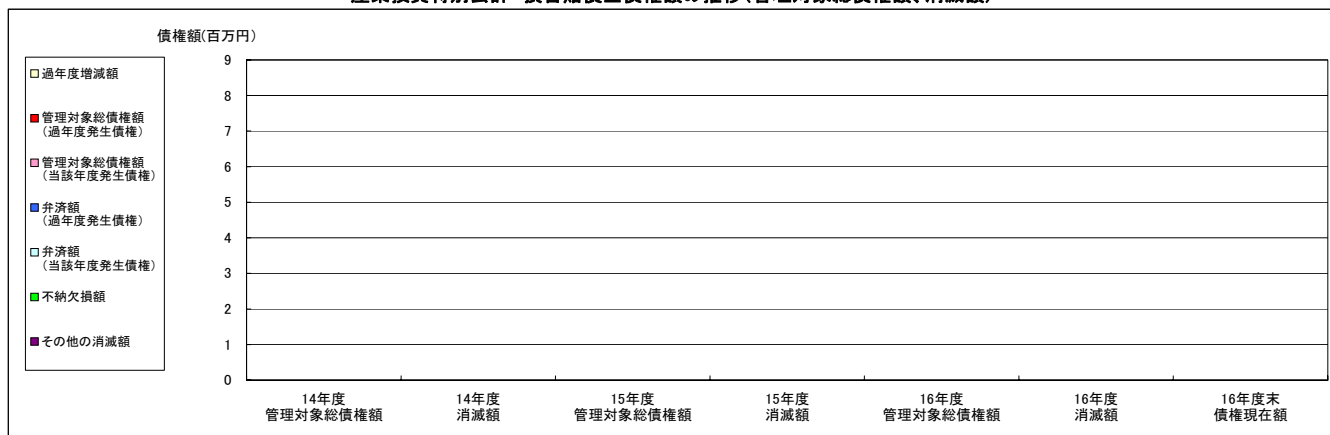
国債整理基金特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末 債権現在額	14年度 不納欠損額	14年度末 債権現在額	15年度 不納欠損額	15年度末 債権現在額	16年度 不納欠損額	16年度末 債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国債整理基金特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

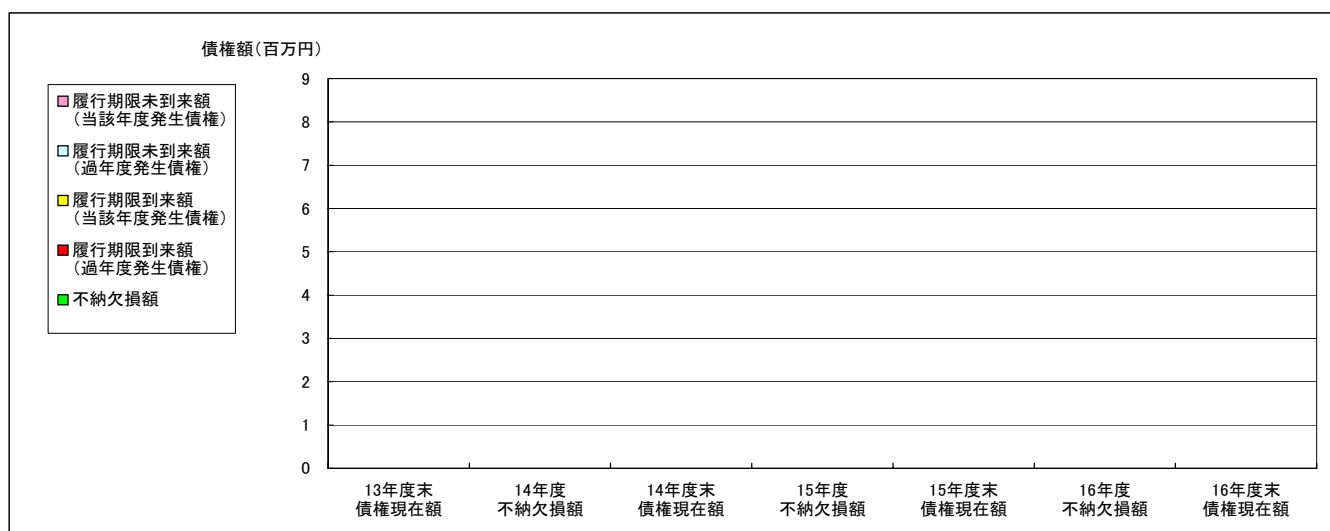
産業投資特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、産業投資特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増額の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

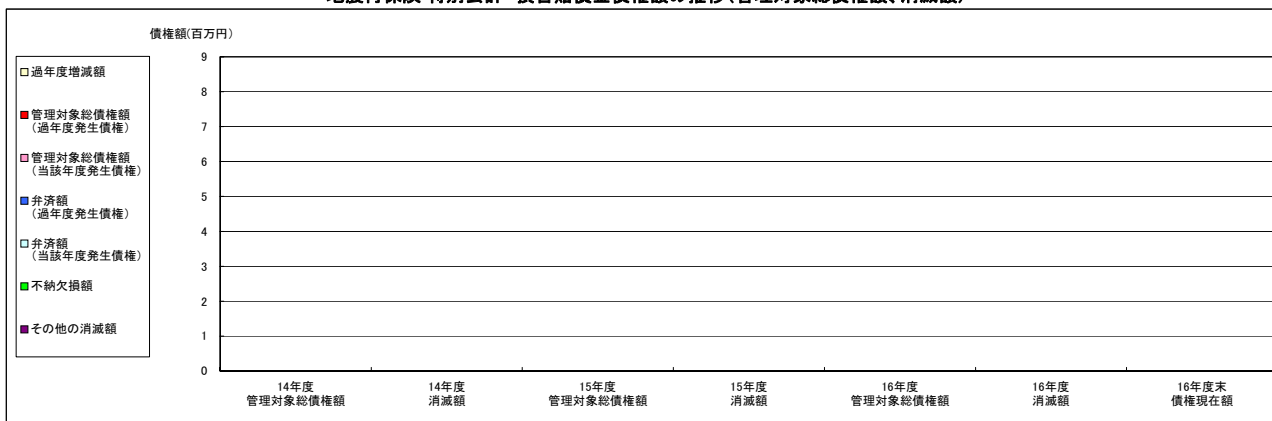
産業投資特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末 債権現在額	14年度 不納欠損額	14年度末 債権現在額	15年度 不納欠損額	15年度末 債権現在額	16年度 不納欠損額	16年度末 債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、産業投資特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

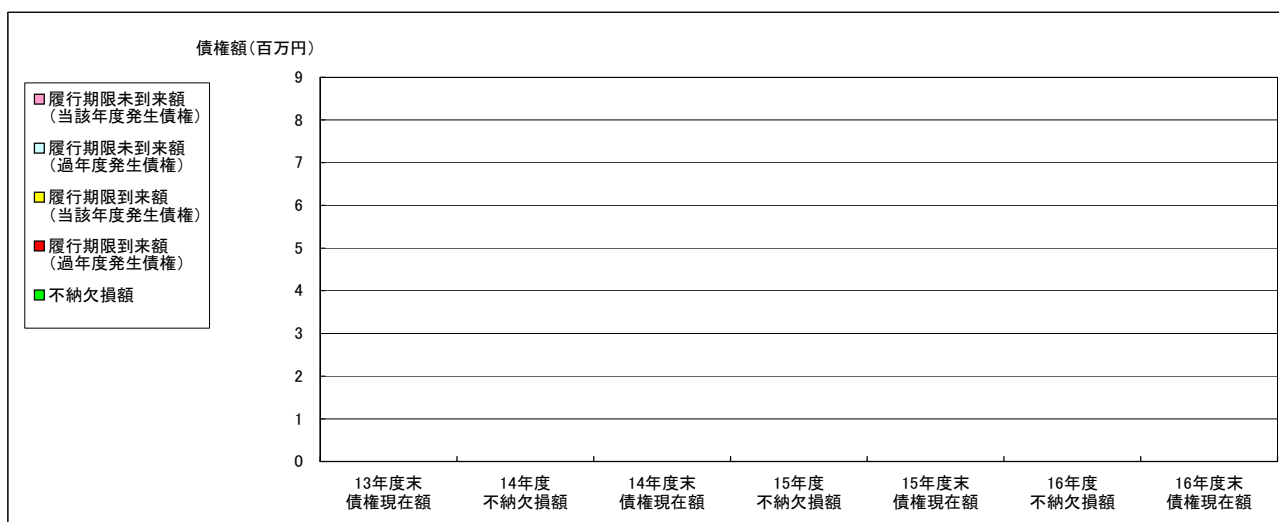
地震再保険 特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、地震再保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額とは前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増額の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

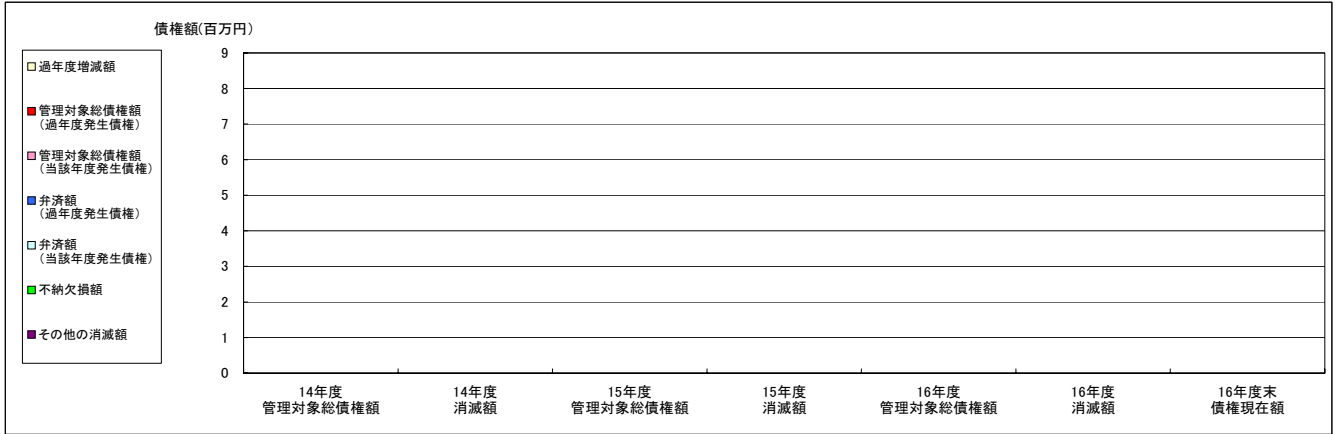
地震再保険特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末 債権現在額		14年度 不納欠損額		14年度末 債権現在額		15年度 不納欠損額		15年度末 債権現在額		16年度 不納欠損額		16年度末 債権現在額	
	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額
当該年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、地震再保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

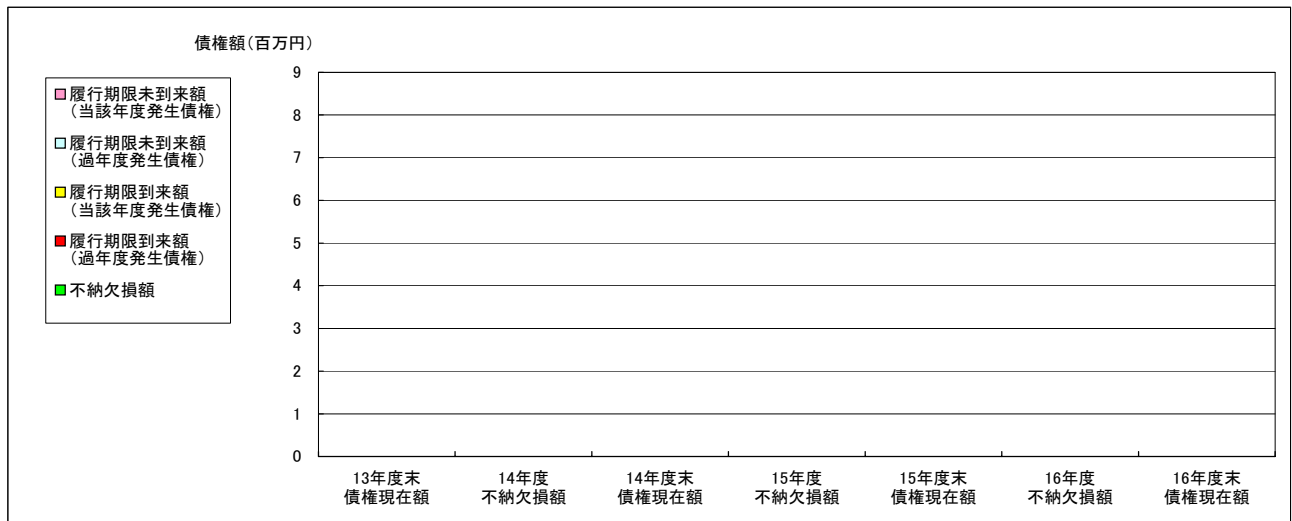
電源開発促進対策特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、電源開発促進対策特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

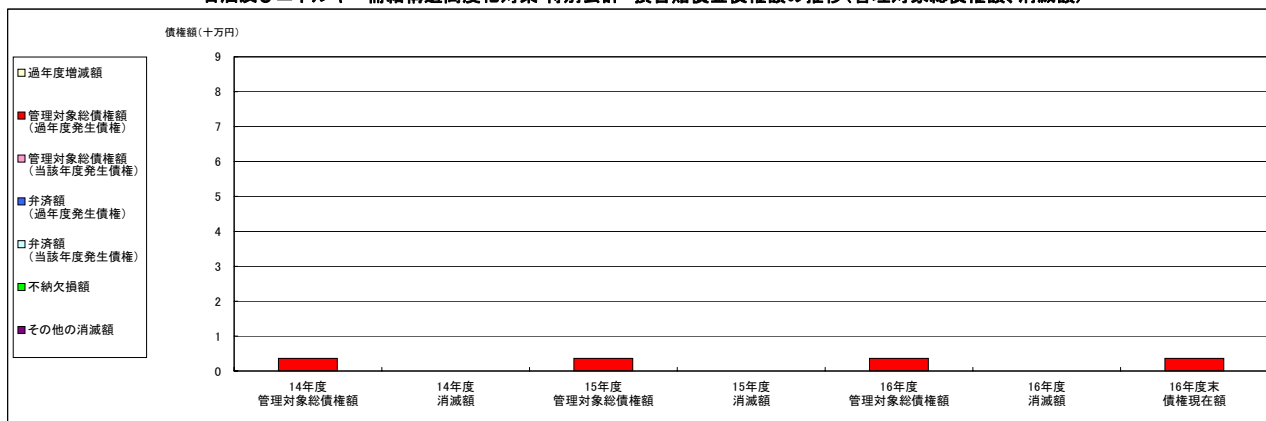
電源開発促進対策特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、電源開発促進対策特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

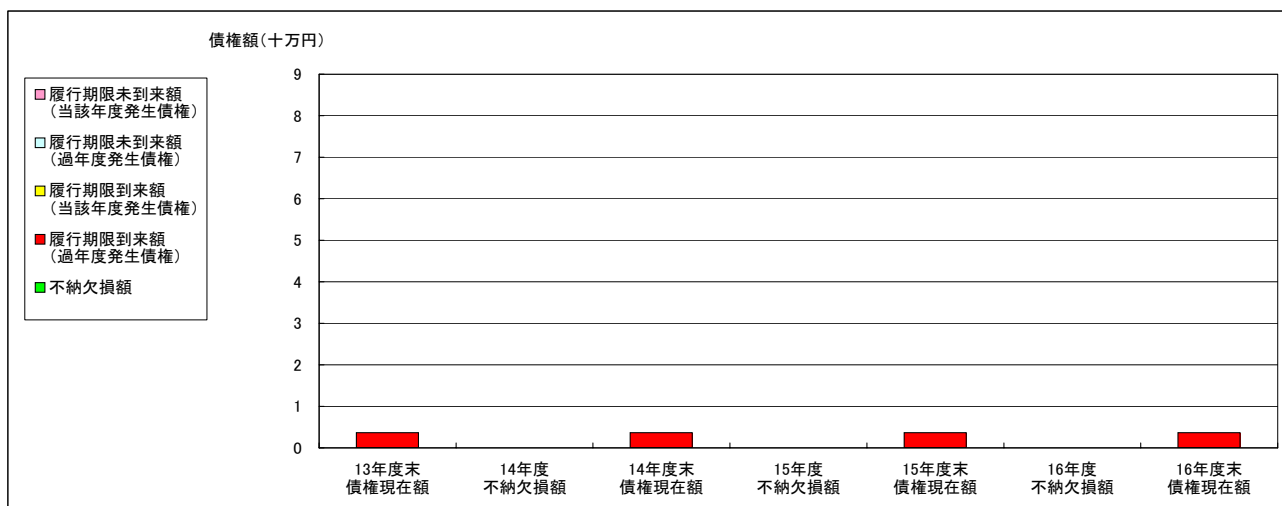
石油及びエネルギー需給構造高度化対策 特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b 過年度発生債権繰越額	36	0	0	0	36	36	0	0	0	36	36	0	0	0	36	36
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	36	0	0	0	36	36	0	0	0	36	36	0	0	0	36	36
b+c	36	0	0	0	36	36	0	0	0	36	36	0	0	0	36	36
a + b + c	36	0	0	0	36	36	0	0	0	36	36	0	0	0	36	36

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、石油及びエネルギー需給高度化対策特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増額の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

石油及びエネルギー需給構造高度化対策 特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



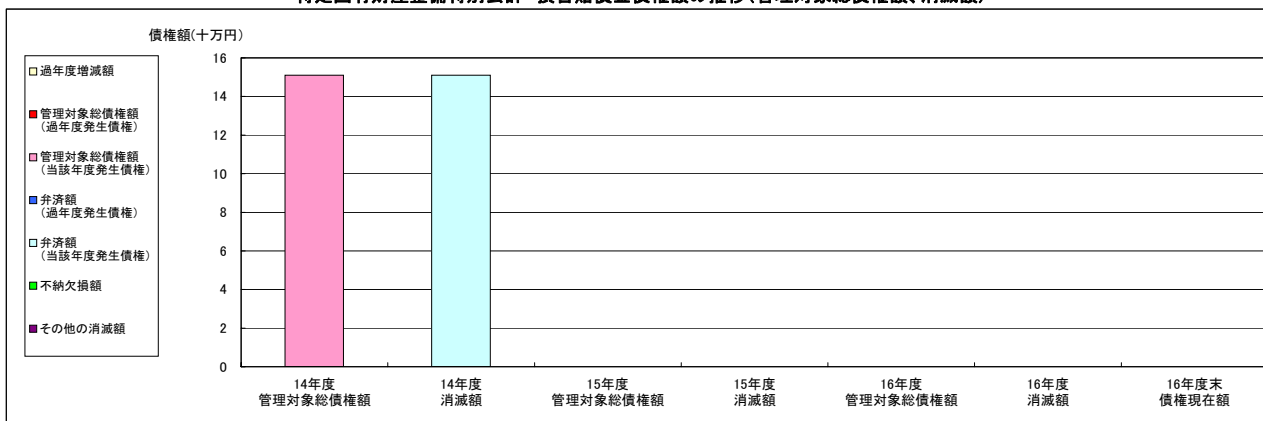
		13年度末 債権現在額	14年度 不納欠損額	14年度末 債権現在額	15年度 不納欠損額	15年度末 債権現在額	16年度 不納欠損額	16年度末 債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	36	0	36	0	36	0	36
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
計		36	0	36	0	36	0	36

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、石油及びエネルギー需給高度化対策特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限到来額は、資源エネルギー庁の損害賠償金債権(国家公務員災害補償法第6条第1項による損害賠償金債権)に係るものである。

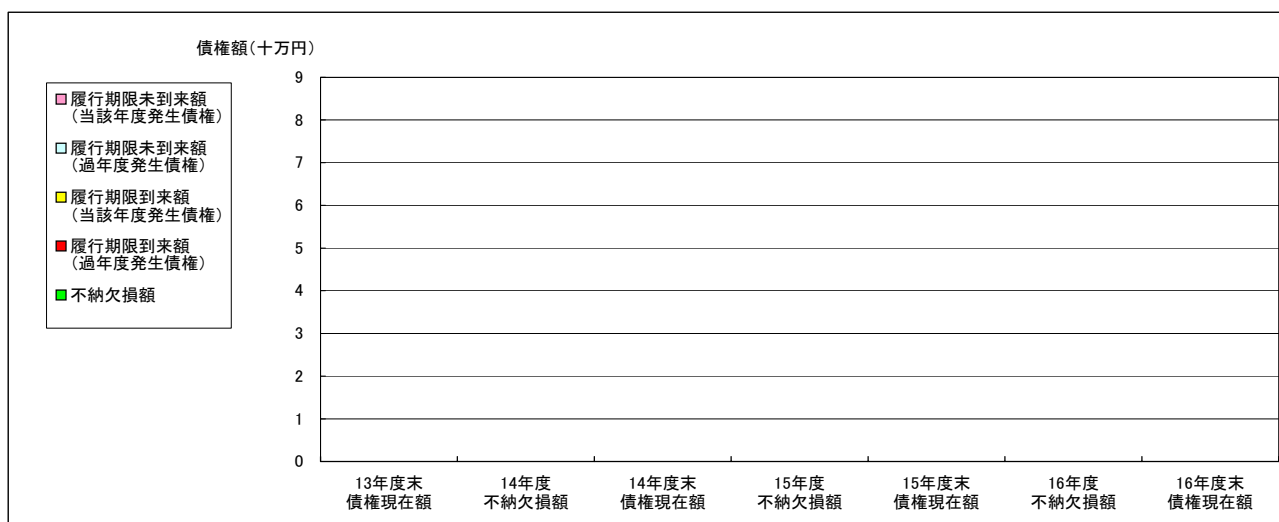
特定国有財産整備特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	1510	1510	0	0	1510	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	1510	1510	0	0	1510	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a + b + c	1510	1510	0	0	1510	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、特定国有財産整備特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

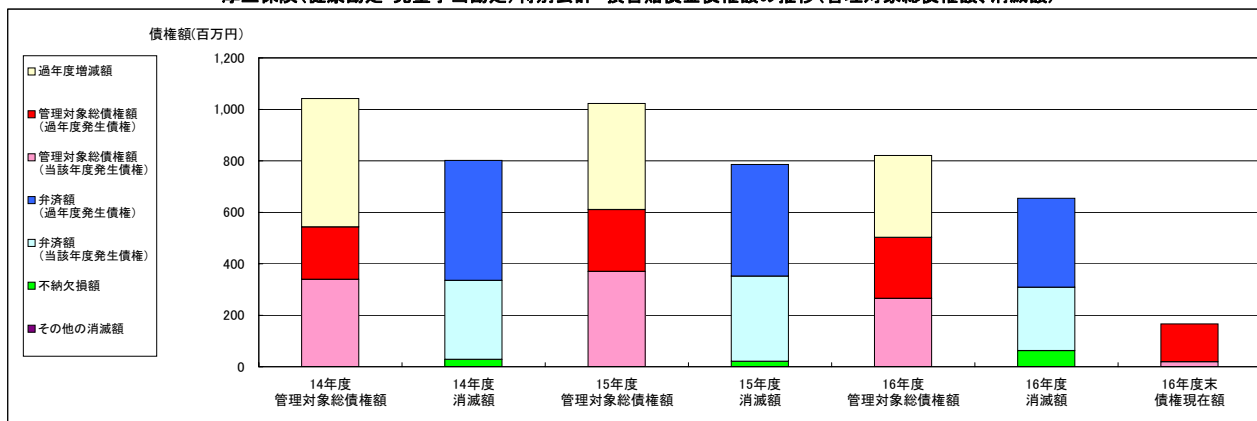
特定国有財産整備特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末	14年度	14年度末	15年度	15年度末	16年度	16年度末
		債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、特定国有財産整備特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

厚生保険(健康勘定・児童手当勘定)特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)

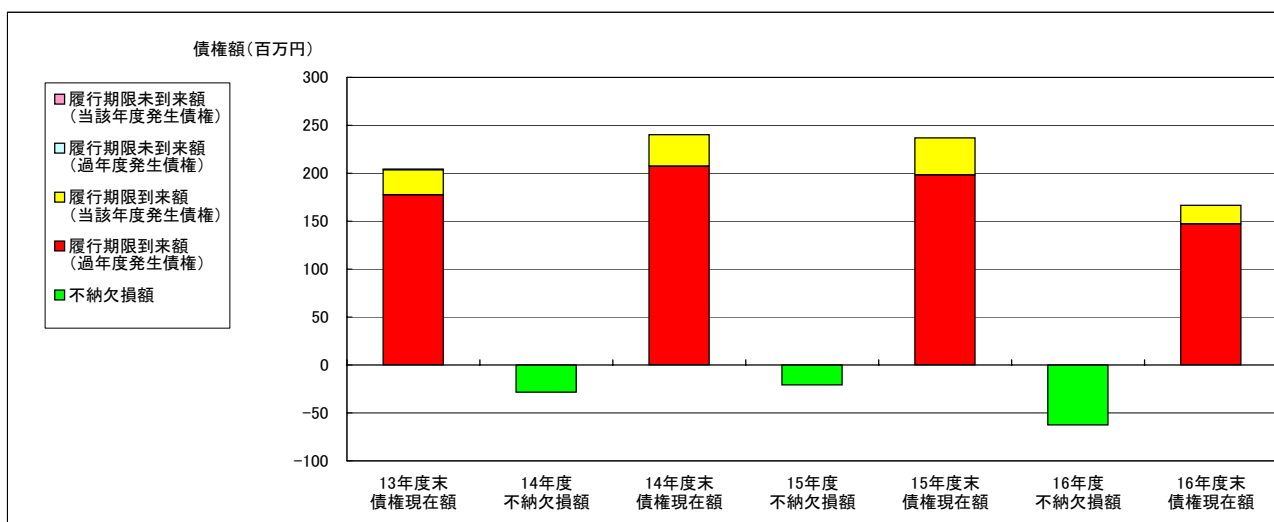


	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	339	306	0	0	306	370	331	0	0	331	265	246	0	0	246	19
b 過年度発生債権繰越額	204	467	28	0	496	240	434	21	0	455	237	346	62	0	409	147
c 過年度増減額	499				496	413				455	319				409	167
a+b	543				610	610				786	502				655	167
b+c	703				802	653				786	556				655	167
b + b + c	1,042	773	28	0	802	1,023	765	21	0	786	821	592	62	0	655	167

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、厚生保険特別会計(健康勘定・児童手当勘定)に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額とは前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成14年度から16年度の各年度の過年度増減額は、主に社会保険事務所の損害賠償金債権の増額(過年度に発生した債権を後年度に確認)によるものである。

厚生保険(健康勘定・児童手当勘定)特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)

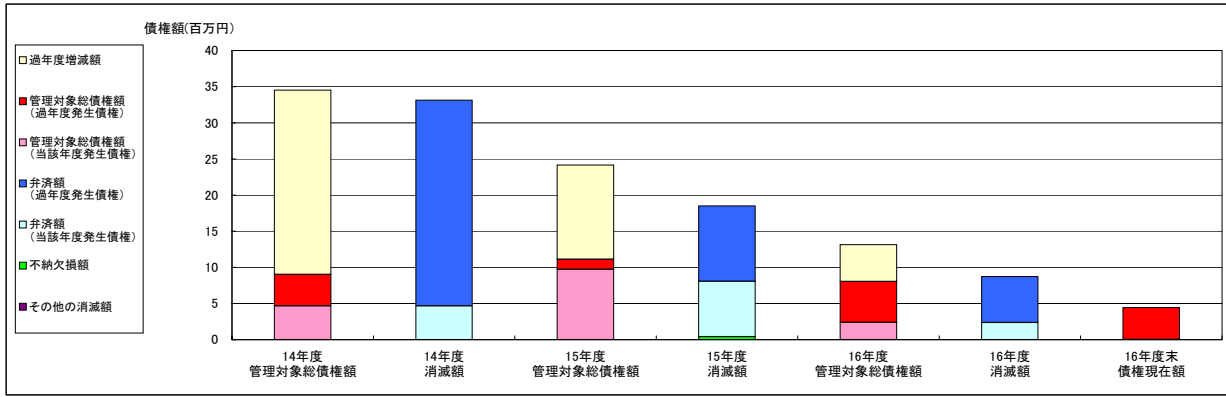


	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限未到来額	26	0	0	33	0	0	0	39	0	0	0	19	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限未到来額	177	28	207	21	198	62	0	147	62	0	0	147	0
	履行期限未到来額	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	204	28	240	21	237	62	147	0	147	0	0	147	0	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、厚生保険特別会計(健康勘定・児童手当勘定)に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等 平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限未到来額は、主に社会保険事務所の損害賠償金債権(第三者の行為を事由とする保険給付)に係るものである。

船員保険 特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)

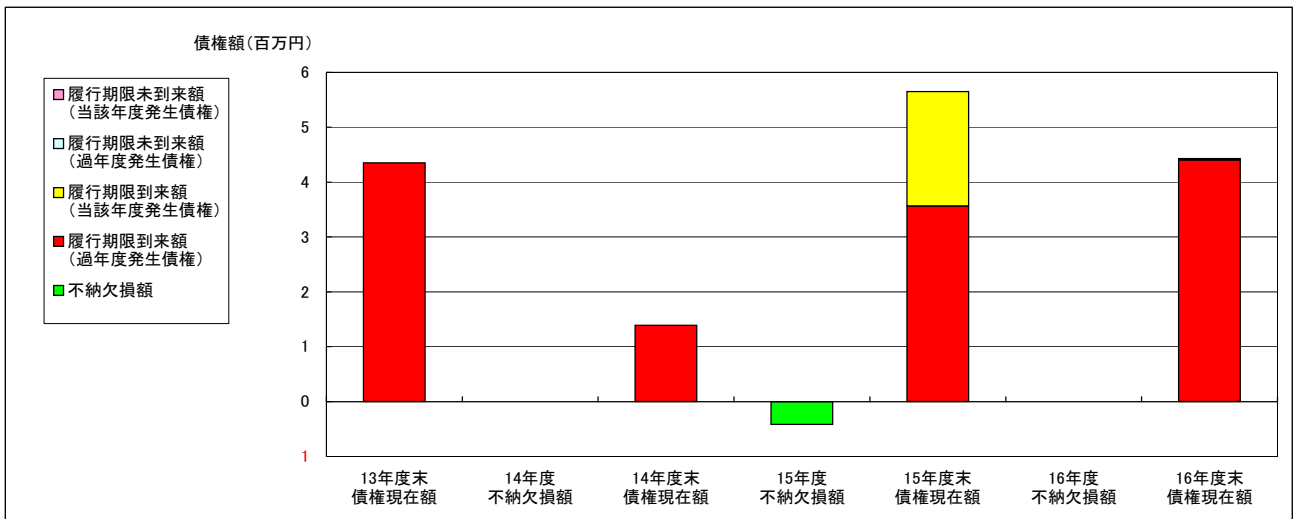


	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	4,677	4,677	0	0	4,677	9,747	7,659	0	0	7,659	2,404	2,376	0	0	2,376	28
b 過年度発生債権 繰越額	4,348	0	0	0	4,348	1,392	0	413	0	1,805	5,650	6,346	0	0	6,346	4,399
c 過年度増減額	25,485	28,442	0	0	28,442	13,014	10,430	0	0	10,844	5,095	0	0	0	5,095	4,427
arb	9,025	33,118	0	0	33,118	11,139	18,089	413	0	18,503	8,054	8,722	0	0	8,722	0
brc	29,833	0	0	0	29,833	14,406	0	0	0	14,406	10,745	0	0	0	10,745	8,722
a+b+c	34,510	34,510	0	0	34,510	24,153	18,089	413	0	24,153	13,149	8,722	0	0	13,149	4,427

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、船員保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額とは前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増額の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成14年度から16年度の各年度の過年度増減額は、主に社会保険事務局・所の損害賠償金債権の増額(過年度に発生した債権を後年度に確認)によるものである。

船員保険 特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



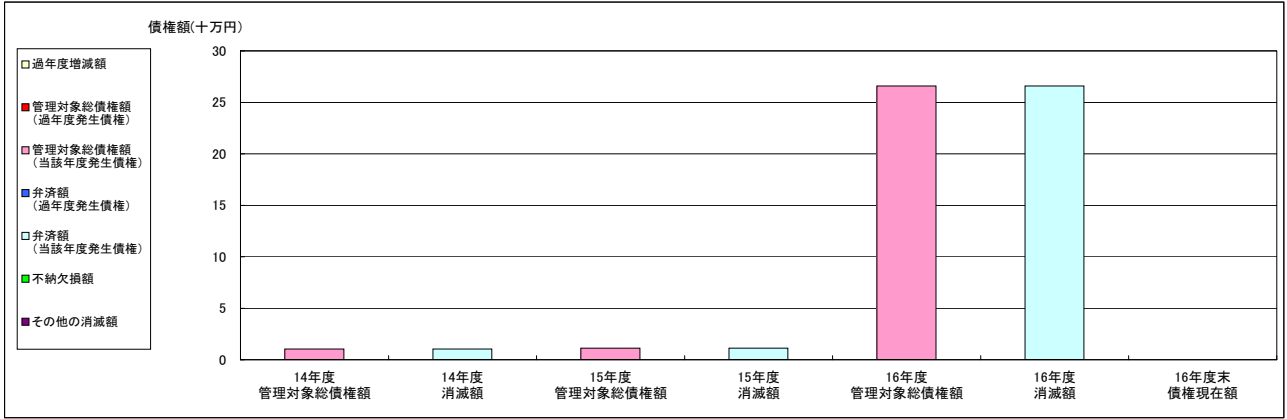
	13年度末 債権現在額		14年度 不納欠損額		14年度末 債権現在額		15年度 不納欠損額		15年度末 債権現在額		16年度 不納欠損額		16年度末 債権現在額	
	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額
当該年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0	2,088	0	0	0	28	
過年度発生債権	4,348	0	1,392	0	1,392	413	0	3,562	0	0	0	0	4,399	
計	4,348	0	1,392	0	1,392	413	0	3,562	0	0	0	0	4,427	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、船員保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等 平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限到来額は、主に社会保険事務局・所の損害賠償金債権(第三者の行為を事由とする保険給付)に係るものである。

平成15年度末の当該年度発生債権履行期限到来額は、主に社会保険事務局の損害賠償金債権(第三者の行為を事由とする保険給付)に係るものである。

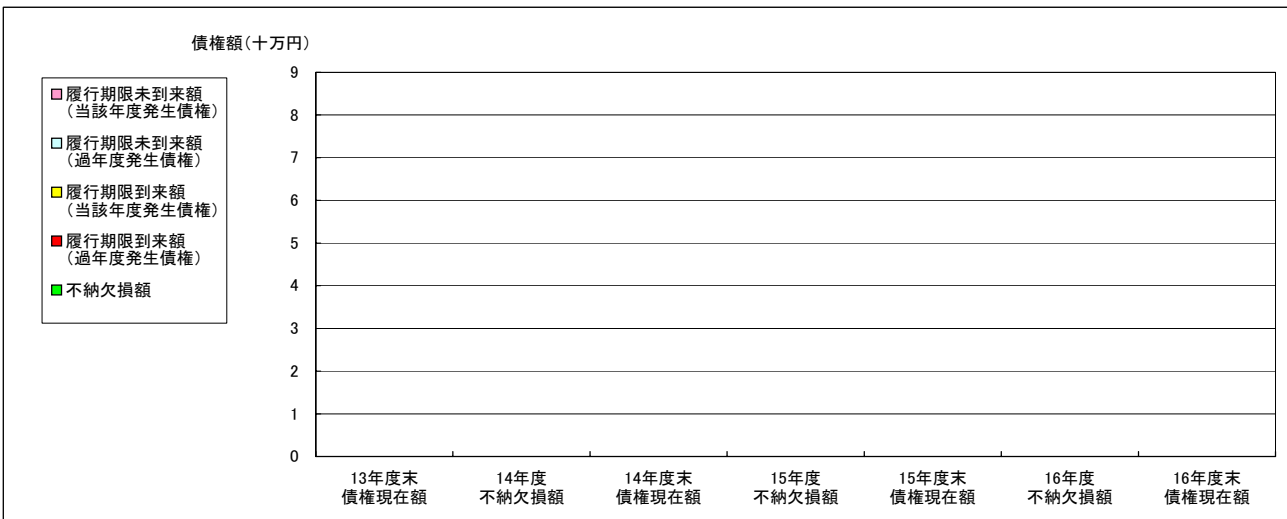
国立高度専門医療センター 特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	103	103	0	0	103	112	112	0	0	112	2,659	2,659	0	0	2,659	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	103	103	0	0	103	112	112	0	0	112	2,659	2,659	0	0	2,659	0
b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a + b + c	103	103	0	0	103	112	112	0	0	112	2,659	2,659	0	0	2,659	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国立高度専門医療センター特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

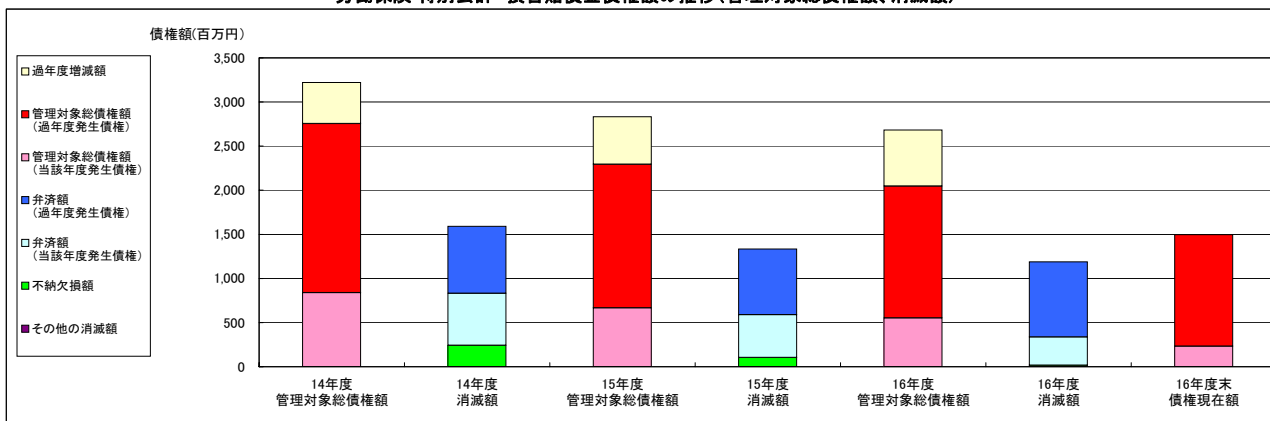
国立高度専門医療センター 特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国立高度専門医療センター特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

労働保険 特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)

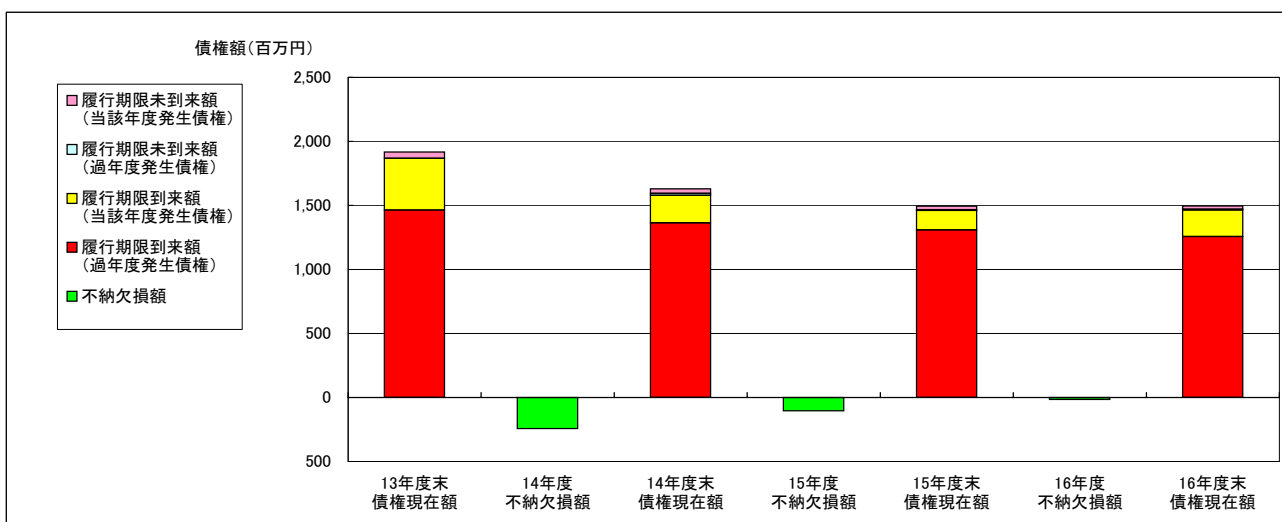


項目	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	839	589	0	0	589	666	485	0	0	485	554	321	0	0	321	233
b 過年度発生債権繰越額	1,917	761	242	0	1,004	1,628	745	104	0	848	1,494	850	16	0	866	1,263
c 過年度増減額	464					538				848	636					1,496
a+b	2,756					2,295				1,393	2,048					1,496
b+c	2,382					2,166				1,334	2,129					1,496
a + b + c	3,221	1,350	242	0	1,592	2,833	1,230	104	0	1,334	2,883	1,172	16	0	1,187	1,496

- (注) 1 本表は、本省が調査対象とした195機関の係数のうち、労働保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額とは前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成14年度から16年度の各年度の過年度増減額は、主に労働局の損害賠償金債権の増(過年度に発生した債権を後年度に確認)によるものである。

労働保険 特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)

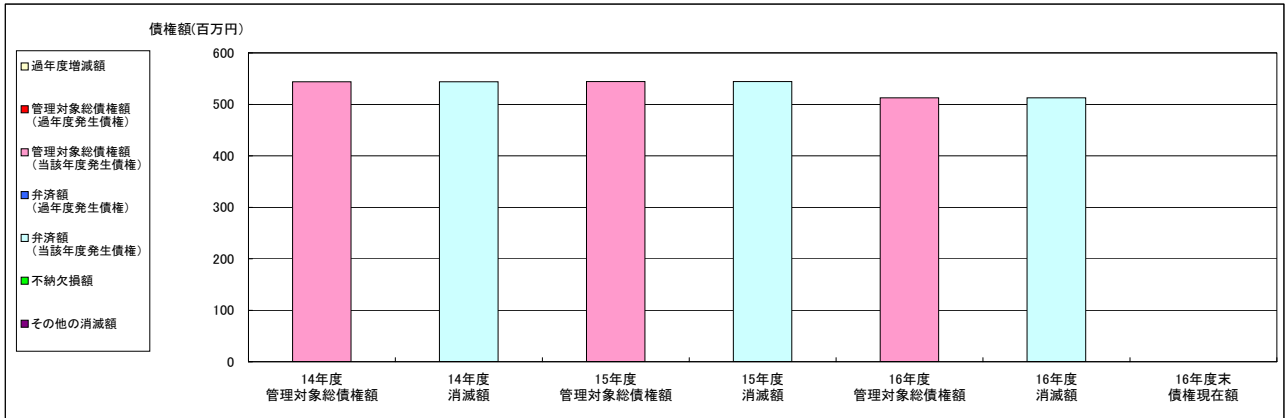


項目	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	404	0	217	0	152	0	208	28	0	25	0	208	
	履行期限未到来額	50		34		28		25					25	
過年度発生債権	履行期限到来額	1,463	242	1,363	104	1,309		1,256	4	16	7		1,256	
	履行期限未到来額	0		15		4		7					7	
計	1,917	242	1,628	104	1,494	16	1,496	0	0	0	0	1,496		

- (注) 1 本表は、本省が調査対象とした195機関の係数のうち、労働保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等 平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限到来額は、主に労働局の損害賠償金債権(第三者の行為を事由とする保険給付)に係るものである。

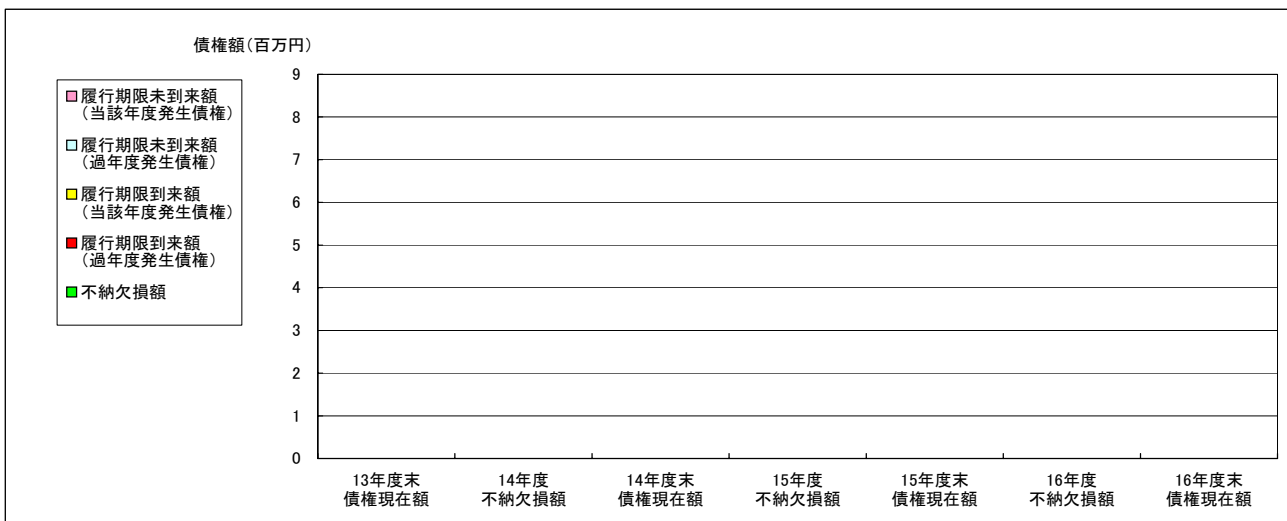
食糧管理 特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	544	544	0	0	544	544	544	0	0	544	513	513	0	0	513	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	544	544	0	0	544	544	544	0	0	544	513	513	0	0	513	0
b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a + b + c	544	544	0	0	544	544	544	0	0	544	513	513	0	0	513	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、食糧管理特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

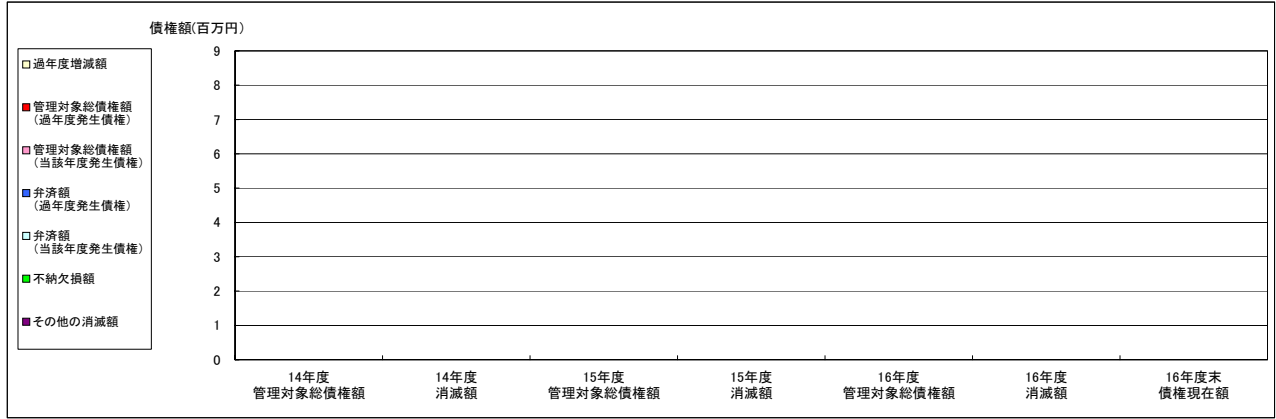
食糧管理 特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末債権現在額		14年度不納欠損額		14年度末債権現在額		15年度不納欠損額		15年度末債権現在額		16年度不納欠損額		16年度末債権現在額	
	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額
当該年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、食糧管理特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

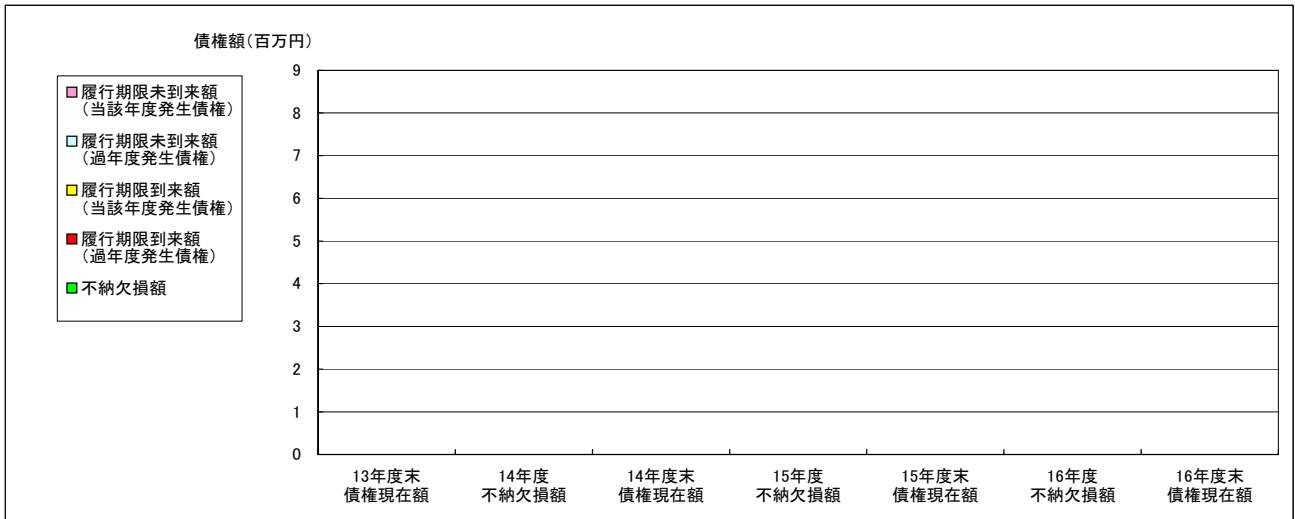
農業共済再保険 特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a + b + c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、農業共済再保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

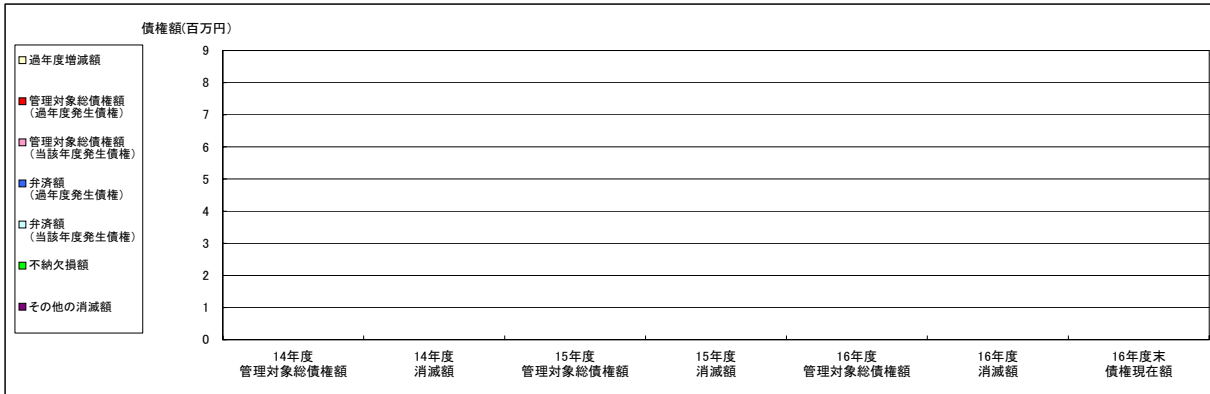
農業共済再保険 特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末	14年度	14年度末	15年度	15年度末	16年度	16年度末
		債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0		0		0		0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	0		0		0		0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、農業共済再保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

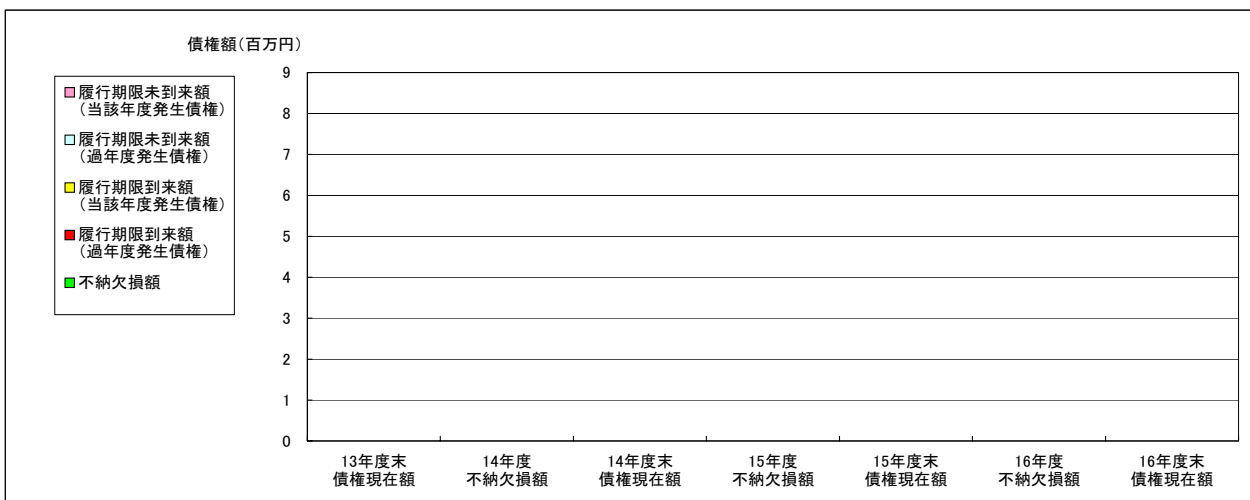
森林保険特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、森林保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

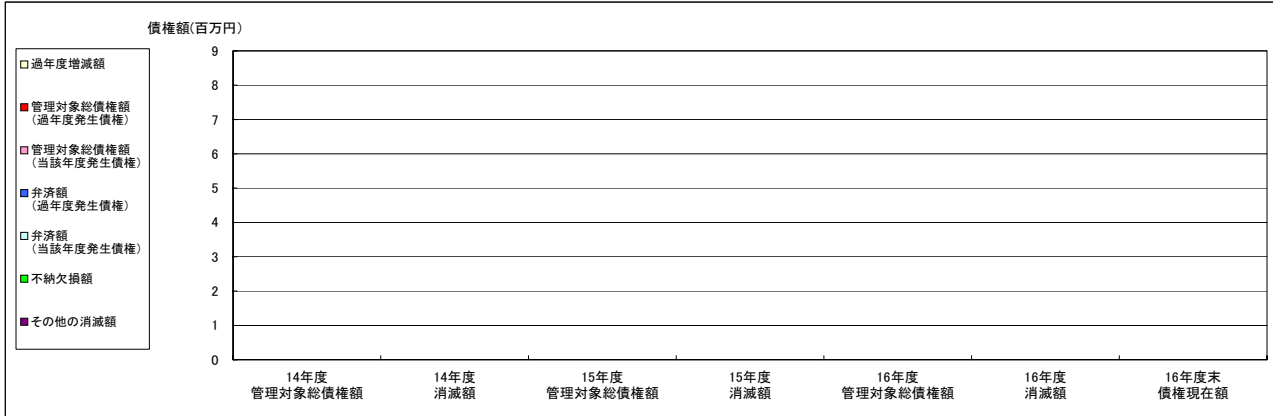
森林保険特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末		14年度		15年度		16年度	
		債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、森林保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

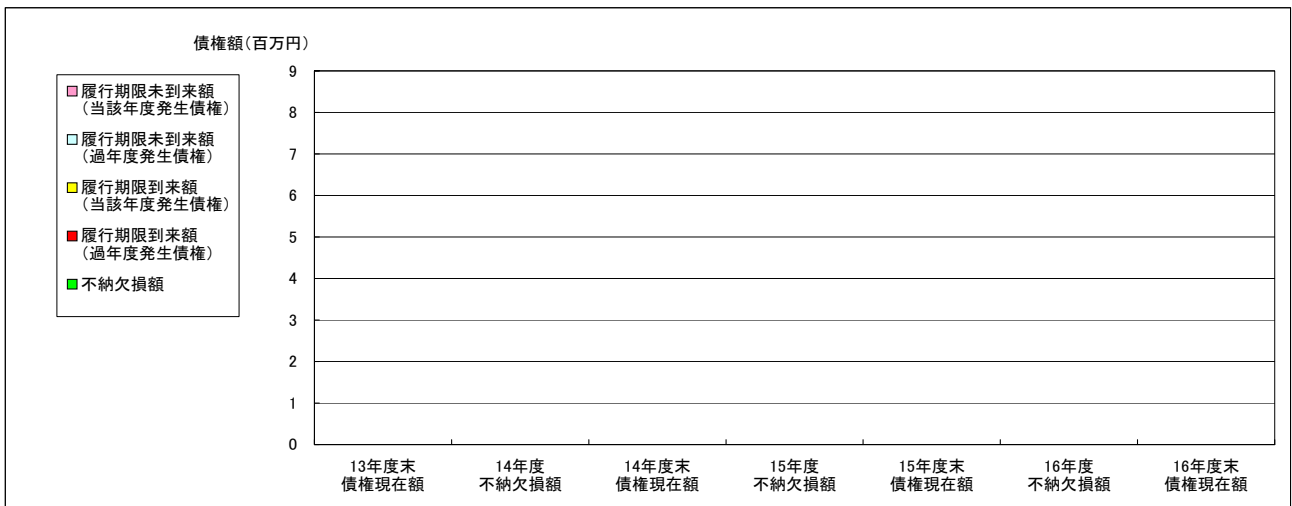
漁船再保険及漁業共済保険 特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a + b + c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

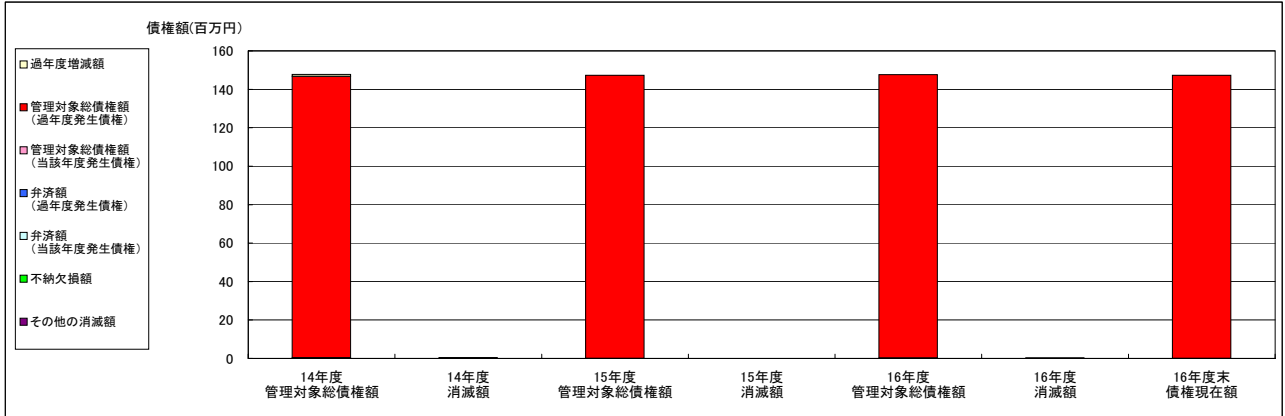
漁船再保険及漁業共済保険 特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末 債権現在額	14年度 不納欠損額	14年度末 債権現在額	15年度 不納欠損額	15年度末 債権現在額	16年度 不納欠損額	16年度末 債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

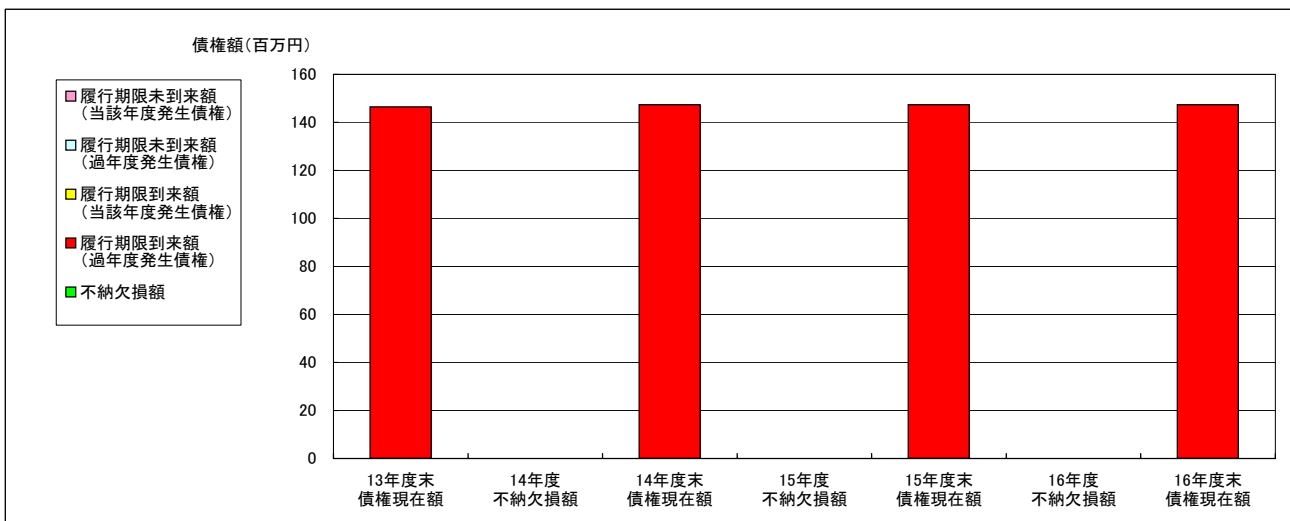
農業経営基盤強化措置 特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b 過年度発生債権繰越額	147	0	0	0	0	147	0	0	0	0	147	0	0	0	0	147
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	147	0	0	0	0	147	0	0	0	0	147	0	0	0	0	147
b+c	147	0	0	0	0	147	0	0	0	0	147	0	0	0	0	147
a + b + c	147	0	0	0	0	147	0	0	0	0	147	0	0	0	0	147

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、農業経営基盤強化措置特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

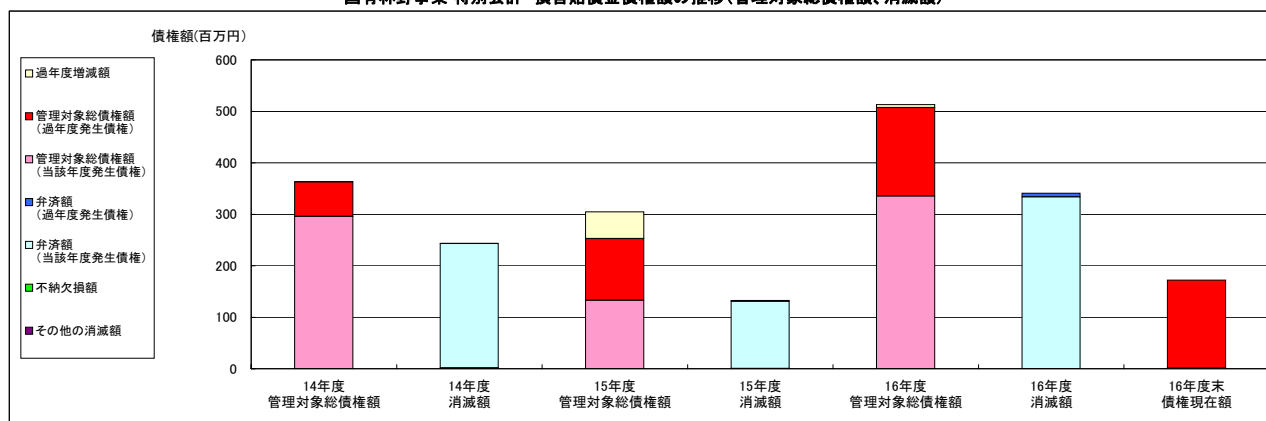
農業経営基盤強化措置 特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額
当該年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過年度発生債権	146	0	147	0	147	0	147	0	147	0	147	0	147	
計	146	0	147	0	147	0	147	0	147	0	147	0	147	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、農業経営基盤強化措置特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

国有林野事業 特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)

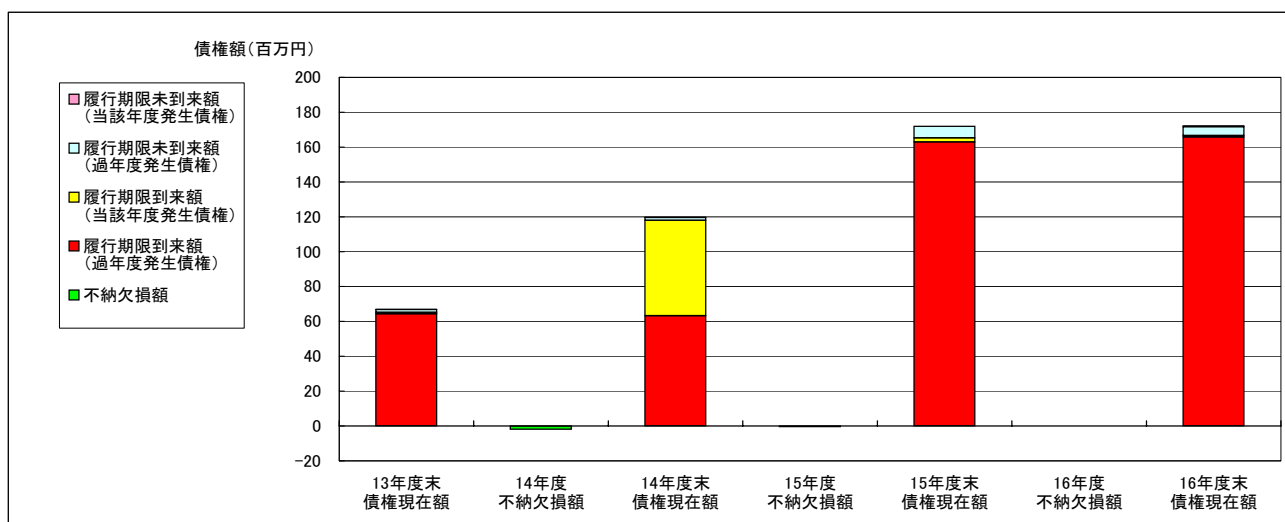


	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	296	241	0	0	241	133	131	0	0	131	335	334	0	0	334	1
b 過年度発生債権繰越額	67	0	0	0	67	120	2	0	0	122	172	7	0	0	179	171
c 過年度増減額	1	1	2	0	3	52	2	0	0	54	6	7	0	0	13	172
a+b	363	241	2	0	244	253	133	0	0	386	507	341	0	0	341	172
b+c	67	1	2	0	70	171	2	0	0	173	178	7	0	0	185	172
a + b + c	363	241	2	0	244	305	132	0	0	305	513	341	0	0	341	172

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国有林野事業特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないもの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成15年度過年度増減額は、主に森林管理局の損害賠償金債権の増額(組織機構の再編で分局の債権を引き継ぎ)及び森林管理局の損害賠償金債権の減額(裁判で債権不存在が確定)によるものである。

国有林野事業 特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)

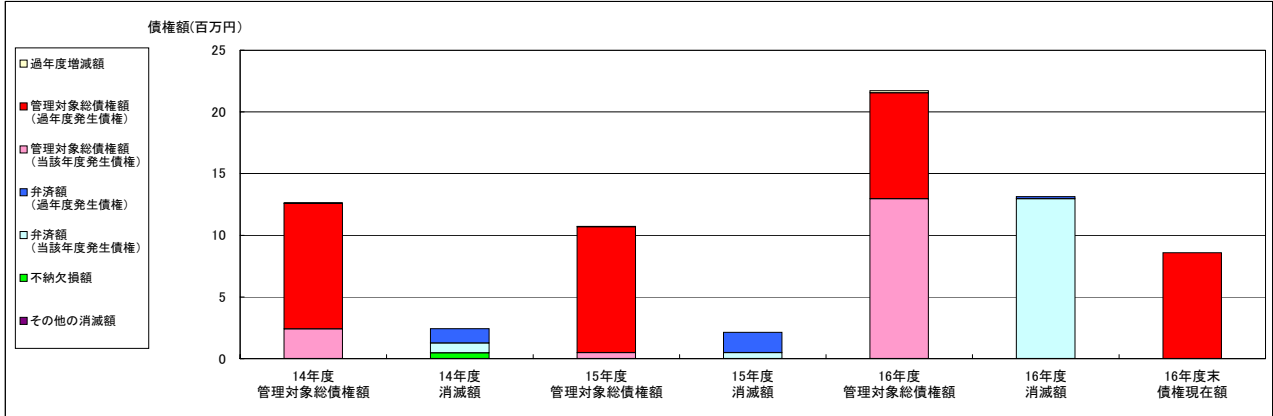


	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	不納欠損額	履行期限未到来額	不納欠損額
当該年度発生債権	1	0	0	0	55	0	0	0	2	0	0	0	1	
過年度発生債権	64	2	63	2	63	0	0	163	7	0	0	166	5	
計	67	2	120	2	120	0	0	172	9	0	0	172	6	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国有林野事業特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等 平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限未到来額は、森林管理局の損害賠償金債権に係る即決和解によるものである。

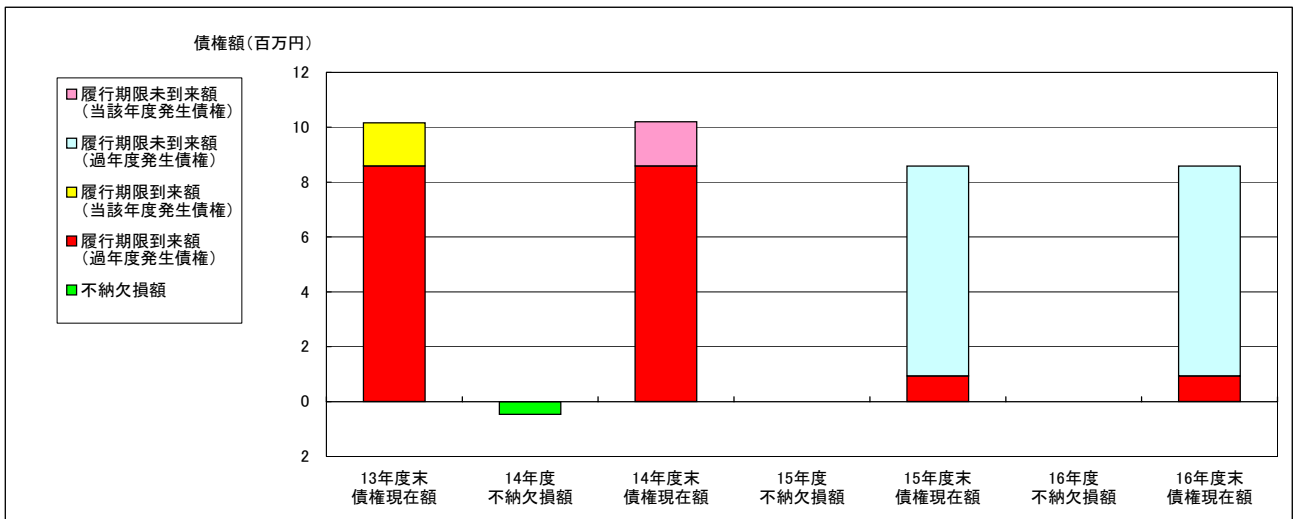
国営土地改良事業 特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	2,417	802	0	0	802	485	485	0	0	485	12,958	12,958	0	0	12,958	0
b 過年度発生債権繰越額	10,161	1,167	460	0	1,627	10,201	1,652	0	0	1,652	8,586	169	0	0	169	8,586
c 過年度増減額	52					37					169					
a+b	12,578				10,686	10,686				10,686	21,544				13,127	8,586
b+c	10,214				10,238	10,238				10,238	8,756				13,127	8,586
a + b + c	12,631	1,969	460	0	2,430	10,723	2,137	0	0	2,137	21,713	13,127	0	0	13,127	8,586

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国営土地改良事業特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

国営土地改良事業 特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



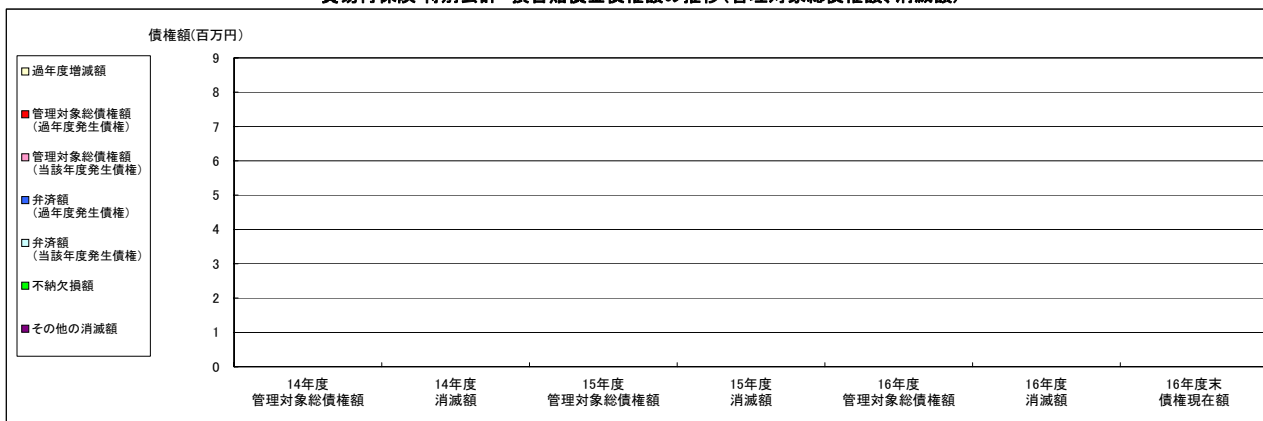
	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	1,575	0	0	0	1,615	0	0	0	0	0	0	0	0	
過年度発生債権	8,586	460	8,586	0	8,586	0	7,652	0	935	0	7,652	0	935	
計	10,161	460	10,201	0	8,586	0	8,586	0	8,586	0	8,586	0	8,586	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国営土地改良事業特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成15年度末及び16年度末の過年度発生債権履行期限未到来額は、農政局の損害賠償金債権に係る履行延期特約(15年度に実施)によるものである。

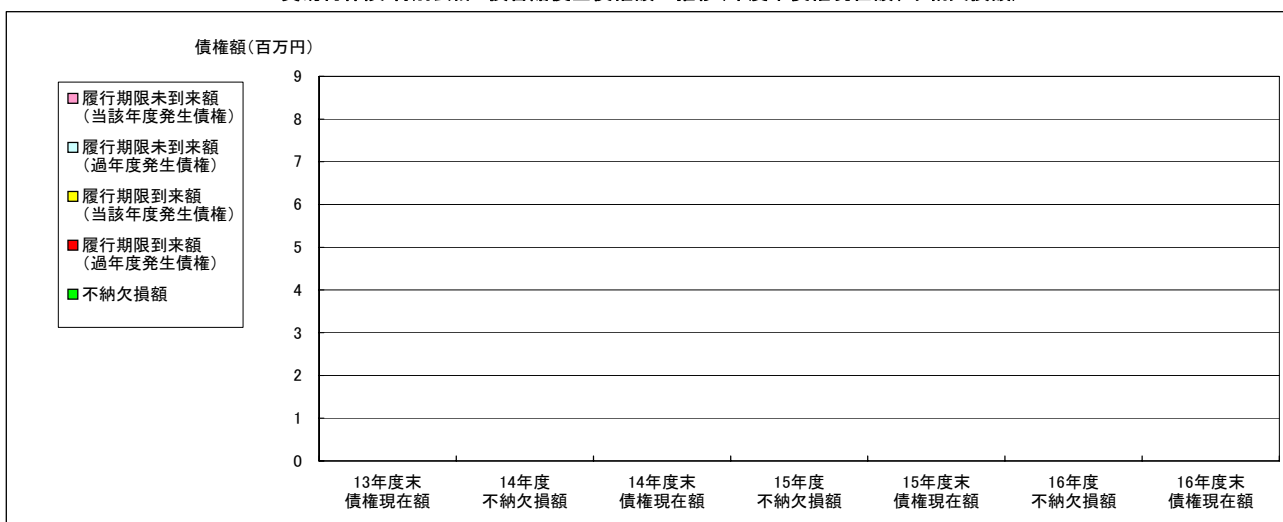
貿易再保険 特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b 過年度発生債権 繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a + b + c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、貿易再保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

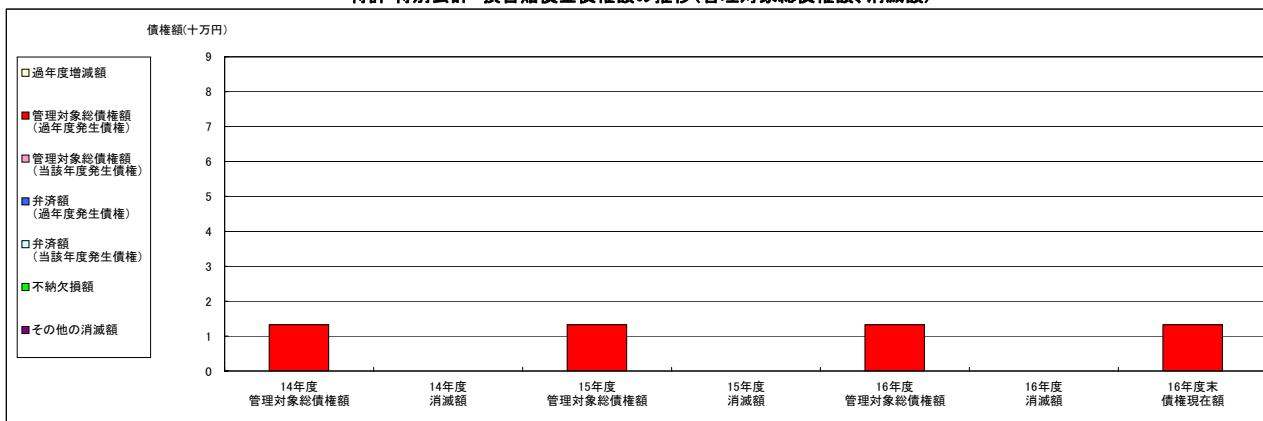
貿易再保険 特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末	14年度	14年度末	15年度	15年度末	16年度	16年度末
		債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0		0		0		0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	0		0		0		0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、貿易再保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

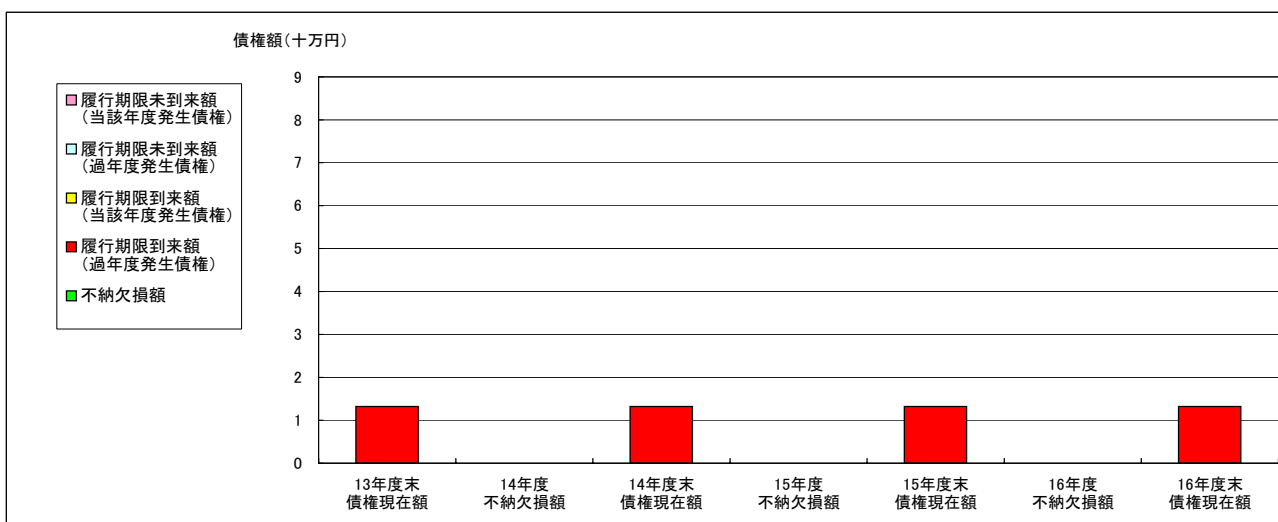
特許 特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b 過年度発生債権繰越額	132	0	0	0	0	132	0	0	0	0	132	0	0	0	0	132
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	132	0	0	0	0	132	0	0	0	0	132	0	0	0	0	132
b+c	132	0	0	0	0	132	0	0	0	0	132	0	0	0	0	132
a + b + c	132	0	0	0	0	132	0	0	0	0	132	0	0	0	0	132

- (注) 1 本表は、本省が調査対象とした195機関の係数のうち、特許特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

特許 特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



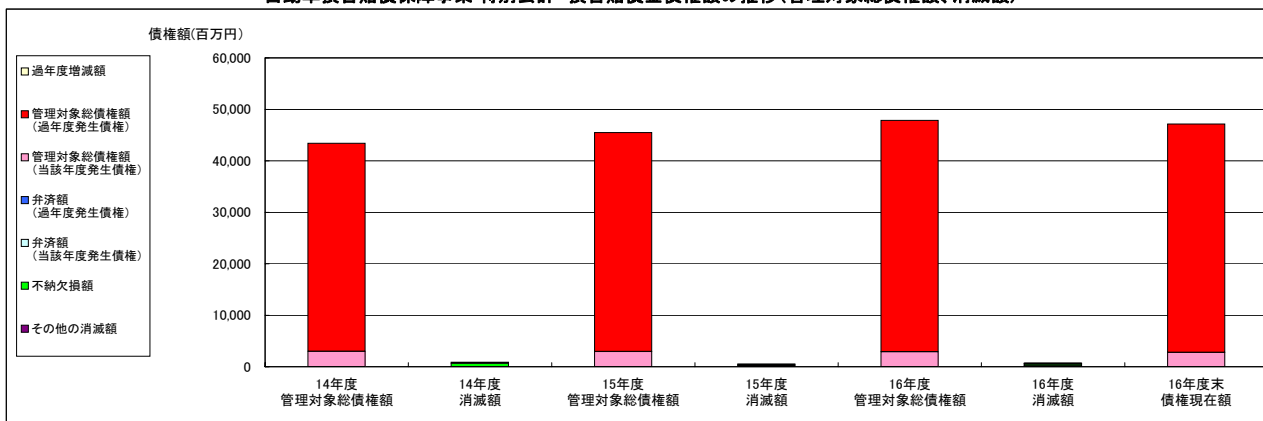
	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	132	0	132	0	132	0	132	0	132	0	132	0	
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	132	0	132	0	132	0	132	0	132	0	132	0	132	

- (注) 1 本表は、本省が調査対象とした195機関の係数のうち、特許特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主要因等

平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限到来額は、特許庁の損害賠償金債権(国家公務員災害補償法第6条第1項による損害賠償金債権)に係るものである。

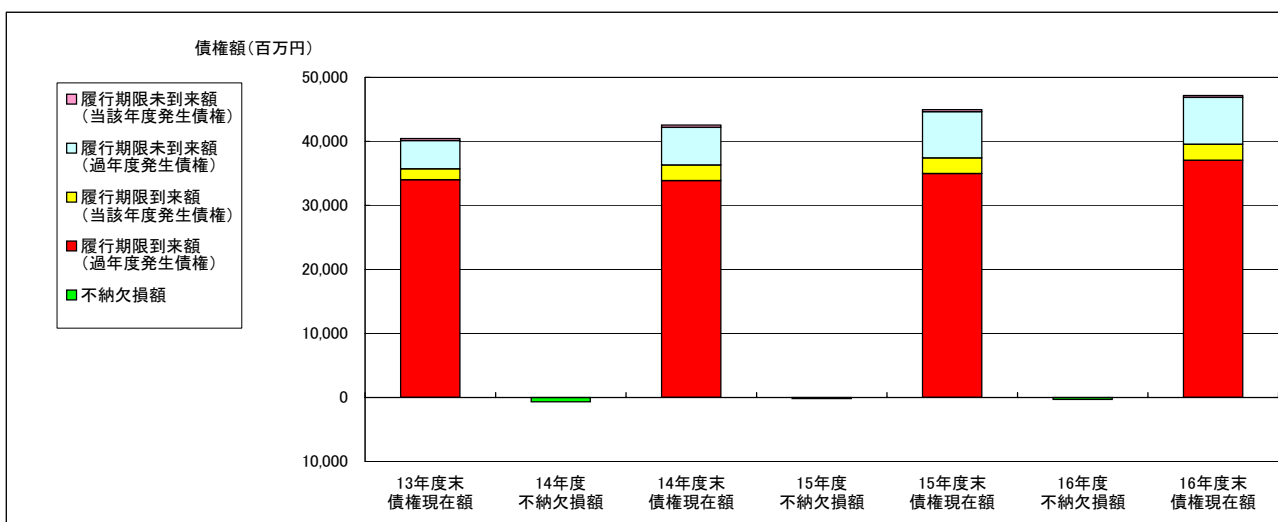
自動車損害賠償保障事業 特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	2,984	185	0	0	185	2,949	163	0	0	163	2,913	127	0	0	127	2,786
b 過年度発生債権繰越額	40,439	9	673	0	682	42,556	35	186	172	393	44,949	83	321	175	579	44,369
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	43,423	193	673	0	867	45,505	198	186	172	556	47,862	210	321	175	707	47,155
b+c	40,439	0	0	0	40,439	42,556	0	0	0	42,556	44,949	0	0	0	44,949	47,862
a + b + c	43,423	193	673	0	867	45,505	198	186	172	556	47,862	210	321	175	707	47,155

- (注) 1 本表は、本省が調査対象とした195機関の係数のうち、自動車損害賠償保障事業特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額とは前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

自動車損害賠償保障事業 特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



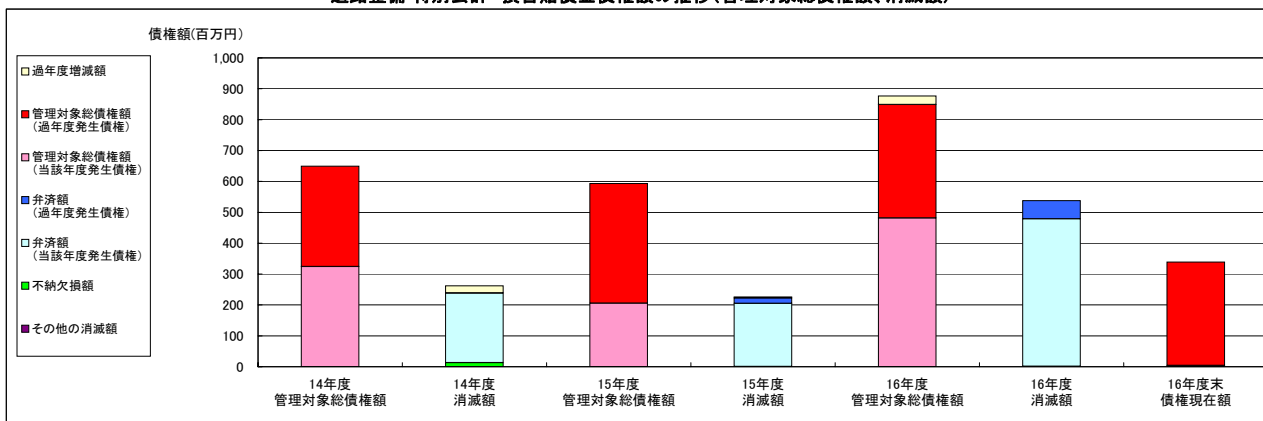
	13年度末		14年度		15年度末		16年度	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	2,984	185	2,949	163	2,913	127	2,786	285
過年度発生債権	40,439	673	42,556	186	44,949	321	47,155	3,466
計	43,423	858	45,505	349	47,862	448	49,941	3,751

- (注) 1 本表は、本省が調査対象とした195機関の係数のうち、自動車損害賠償保障事業特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限未到来額は、国土交通省本省の損害賠償金債権に係る履行延期特約によるものである。

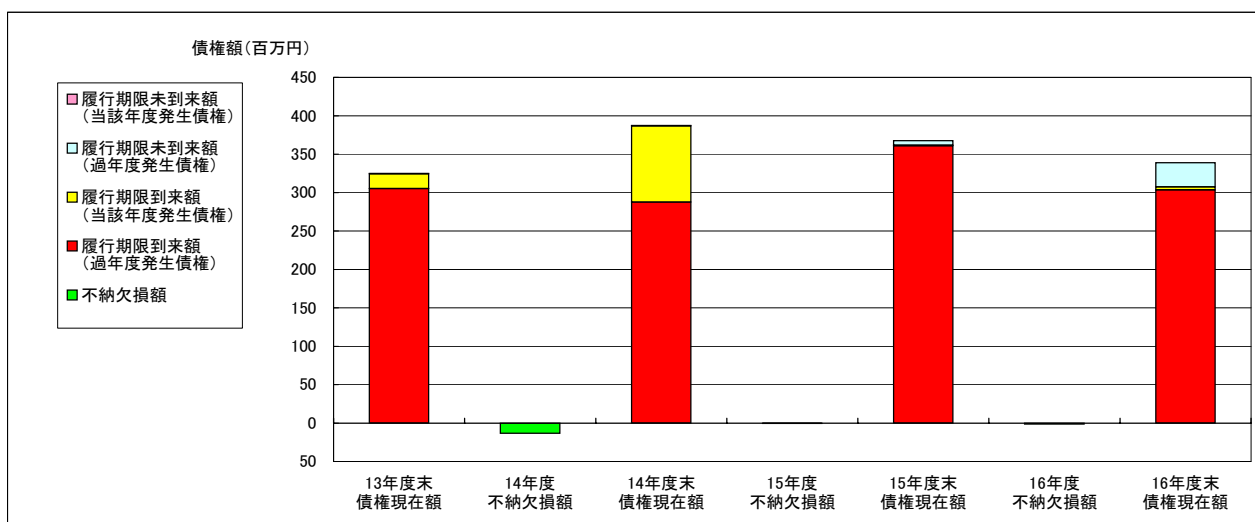
道路整備 特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損額	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損額	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損額	その他	計	
a 当該年度発生債権額	325	225	0	0	225	206	205	0	0	205	482	478	0	0	478	4
b 過年度発生債権繰越額	325	-	13	0	14	387	17	0	0	18	367	59	1	0	60	335
c 過年度増減額	23	-	-	-	-	3	-	-	-	-	27	-	-	-	-	-
a+b	649	-	13	0	239	593	17	0	0	222	849	537	1	0	538	339
b+c	302	226	13	0	239	384	17	0	0	223	395	59	1	0	339	-
a + b + c	627	-	-	-	-	590	-	-	-	-	877	-	-	-	-	339

- (注) 1 本表は、本省が調査対象とした195機関の係数のうち、道路整備特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

道路整備 特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



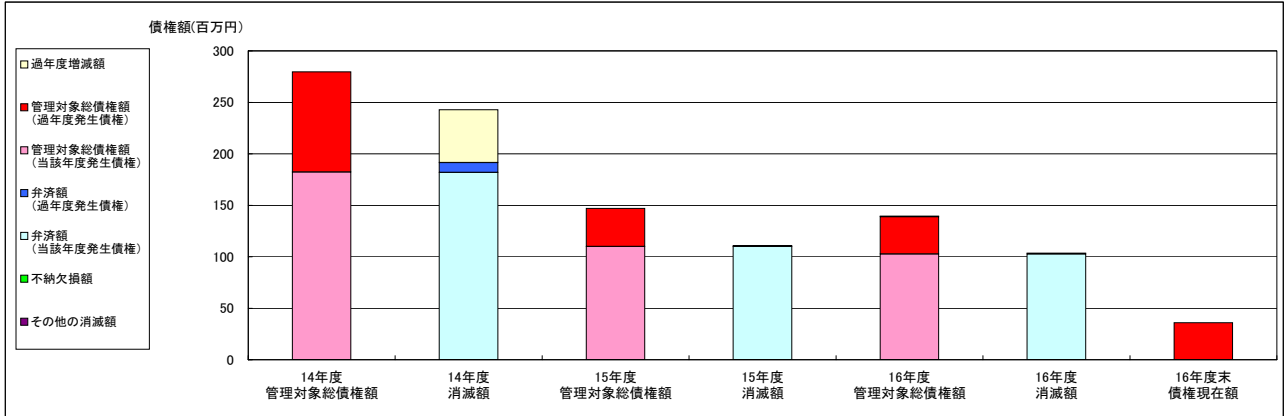
	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	19	0	99	0	1	0	1	0	4	0	4	0	4	0
過年度発生債権	305	13	288	0	361	1	303	32	303	32	303	32	303	32
計	325	13	387	0	367	1	339	1	339	1	339	1	339	1

- (注) 1 本表は、本省が調査対象とした195機関の係数のうち、道路整備特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限未到来額は、主に地方整備局の損害賠償金債権に係る即決和解等によるものである。

治水 特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象債権額、消滅額)

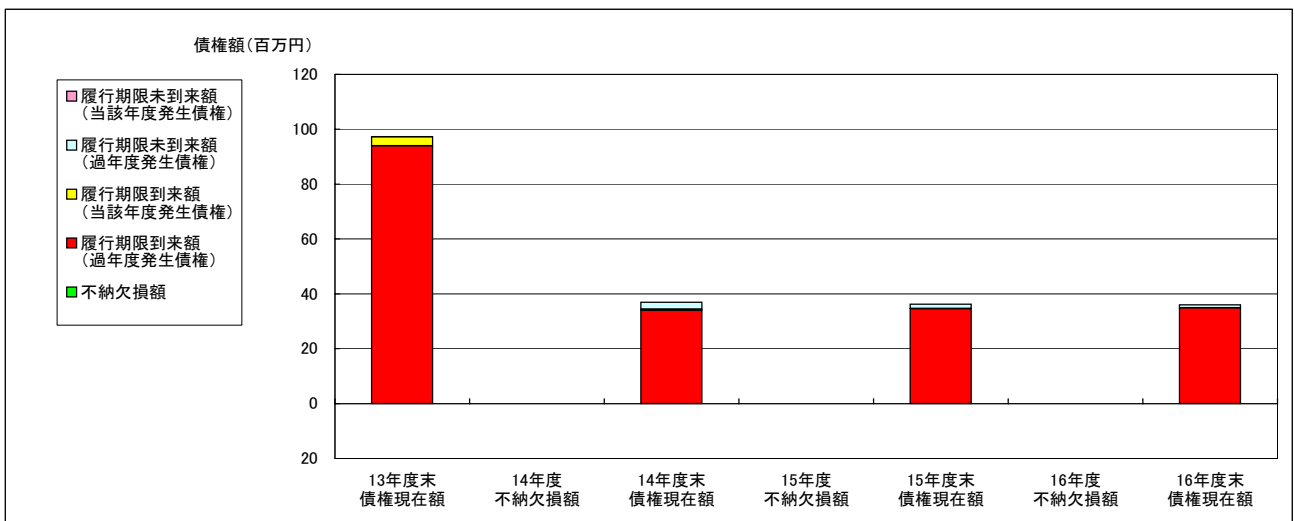


	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	182	182	0	0	182	110	110	0	0	110	103	103	0	0	103	0
b 過年度発生債権 繰越額	97	0	0	0	97	37	0	0	0	37	36	0	0	0	36	36
c 過年度増減額	51	10	0	0	10	0	1	0	0	1	1	1	0	0	1	36
a+b	280	182	0	0	182	147	110	0	0	110	139	103	0	0	103	36
b+c	46	10	0	0	10	37	1	0	0	1	37	1	0	0	1	36
a + b + c	228	191	0	0	191	147	111	0	0	111	140	104	0	0	104	36

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、治水特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成14年度過年度増減額は、主に地方整備局の損害賠償金債権の減額(和解・不真正連帯債務の一方の弁済等)によるものである。

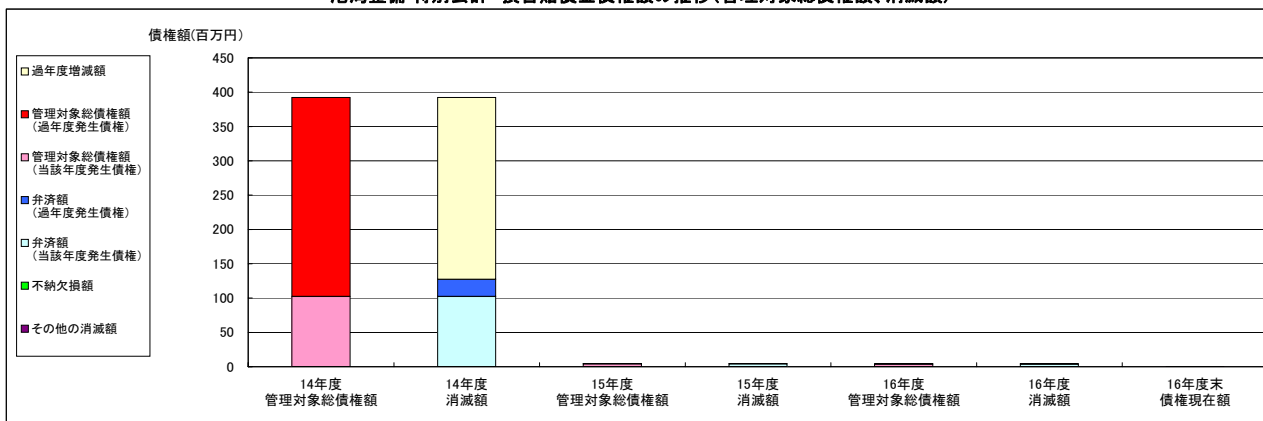
治水 特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	94	0	34	0	35	0	35	0	35	0	35	0	35
	履行期限未到来額	0	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	1
計		97	0	37	0	36	0	36	0	36	0	36	0	36

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、治水特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

港湾整備 特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)

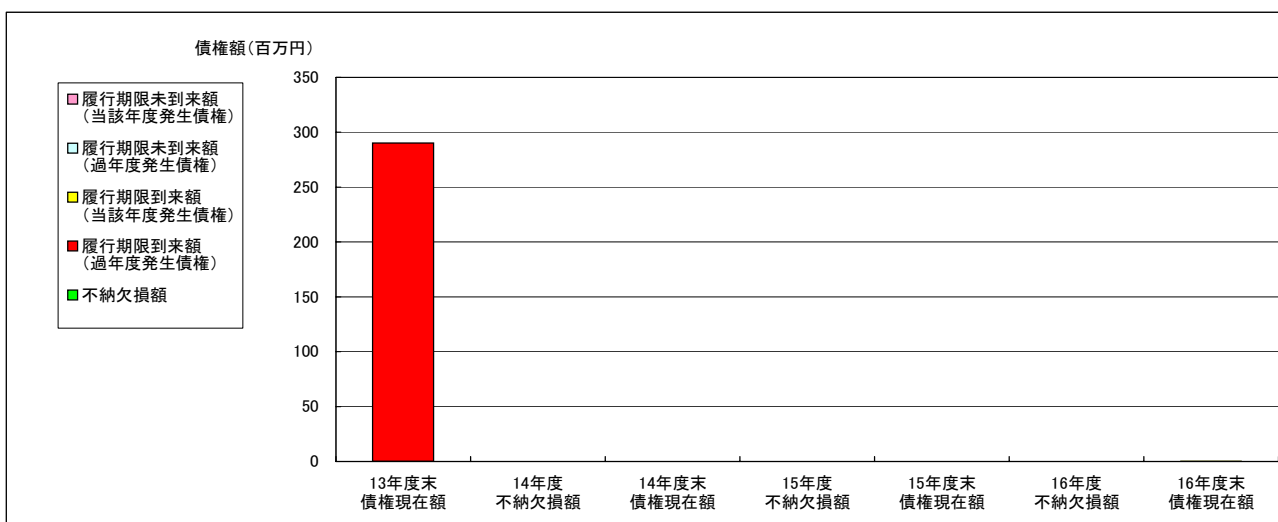


	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	102 290	102 290	0	0	102 290	4 106	4 106	0	0	4 106	3 803	3 870	0	0	3 870	193
b 過年度発生債権 繰越額	290 110	0	0	0	290 110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	265 258	24 852	0	0	24 852	432	432	0	0	432	424	424	0	0	424	193
a+b	392 400	0	0	0	392 400	4 106	4 106	0	0	4 106	3 803	3 870	0	0	3 870	193
b+c	24 852	24 852	0	0	24 852	432	432	0	0	432	424	424	0	0	424	193
a + b + c	127 142	127 142	0	0	127 142	4 538	4 538	0	0	4 538	4 227	4 294	0	0	4 294	193

- (注) 1 本表は、本省が調査対象とした195機関の係数のうち、港湾整備特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成14年度過年度増減額は、主に地方整備局の損害賠償金債権の減額(裁判で損害賠償額が確定)によるものである。

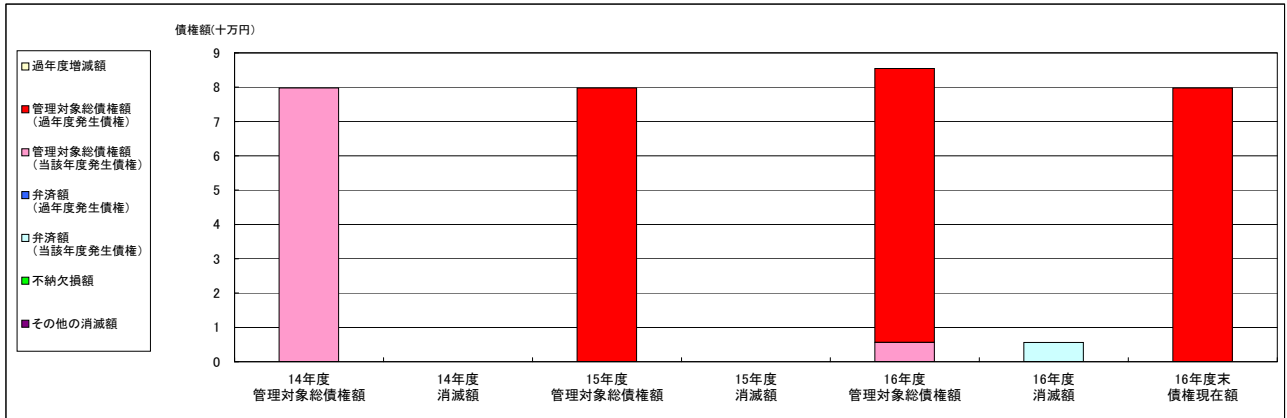
港湾整備 特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末 債権現在額		14年度 不納欠損額		14年度末 債権現在額		15年度 不納欠損額		15年度末 債権現在額		16年度 不納欠損額		16年度末 債権現在額	
	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額
当該年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	193
過年度発生債権	290.110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	290.110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	193

- (注) 1 本表は、本省が調査対象とした195機関の係数のうち、港湾整備特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

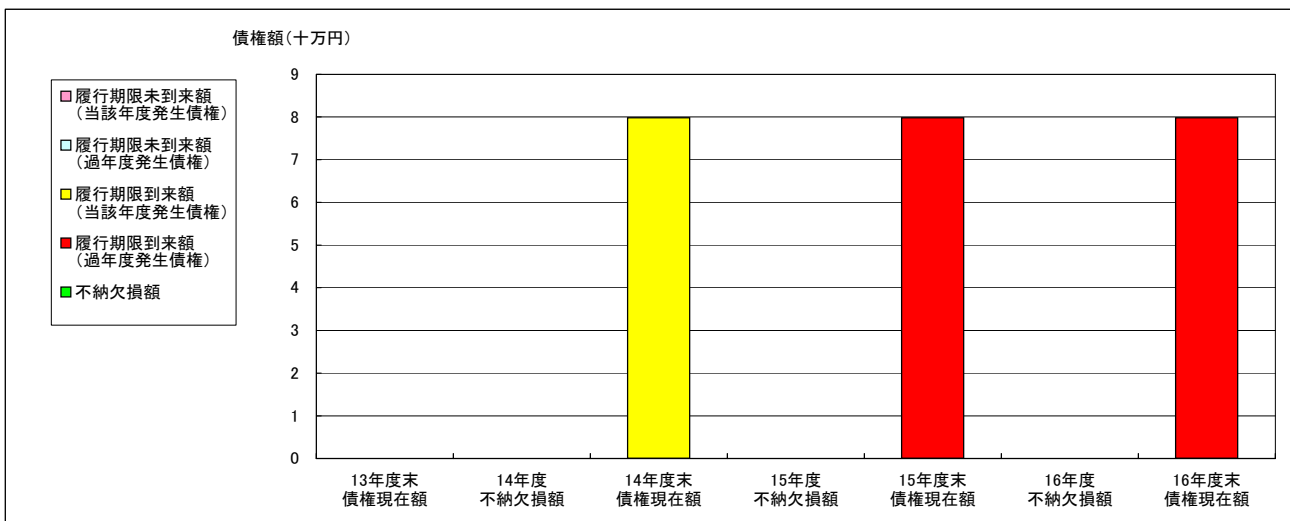
自動車検査登録 特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	798	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	56	0	0	56	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	798	0	0	0	0	798	0	0	0	0	798
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	798	0	0	0	0	798	0	0	0	0	854	56	0	0	56	798
b+c	0	0	0	0	0	798	0	0	0	0	798	0	0	0	0	798
a + b + c	798	0	0	0	0	798	0	0	0	0	854	56	0	0	56	798

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、自動車検査登録特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

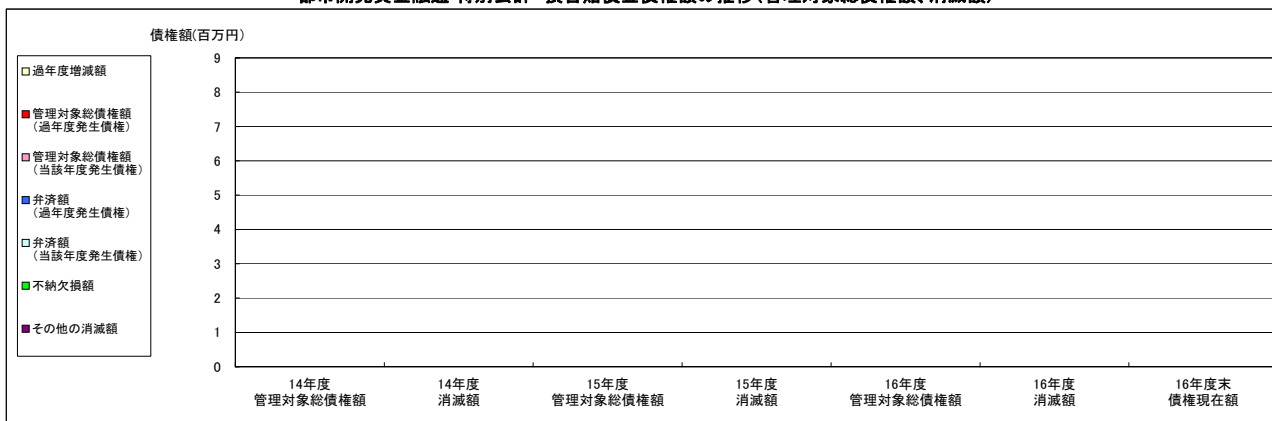
自動車検査登録 特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	798	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	798	0	0	0	0	0	798
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	798	0	0	0	798	0	0	0	798	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、自動車検査登録特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

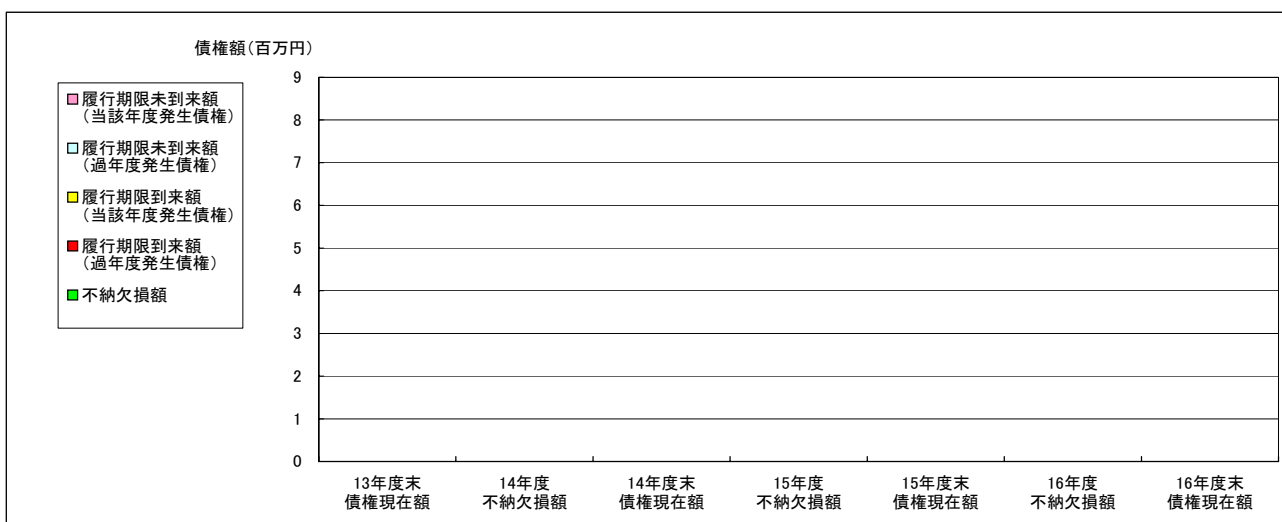
都市開発資金融通 特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a + b + c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、都市開発資金融通特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

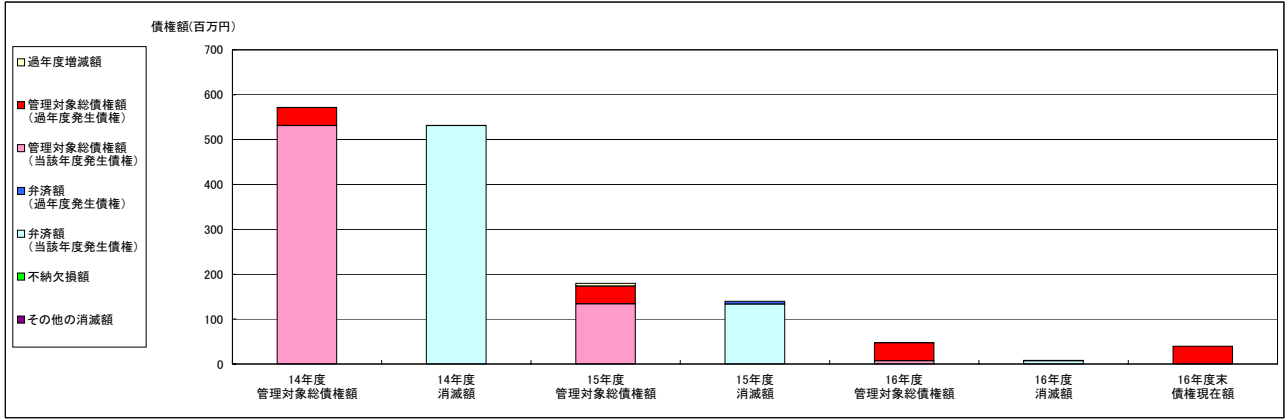
都市開発資金融通 特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末	14年度	14年度末	15年度	15年度末	16年度	16年度末
		債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0		0		0		0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	0		0		0		0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、都市開発資金融通特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

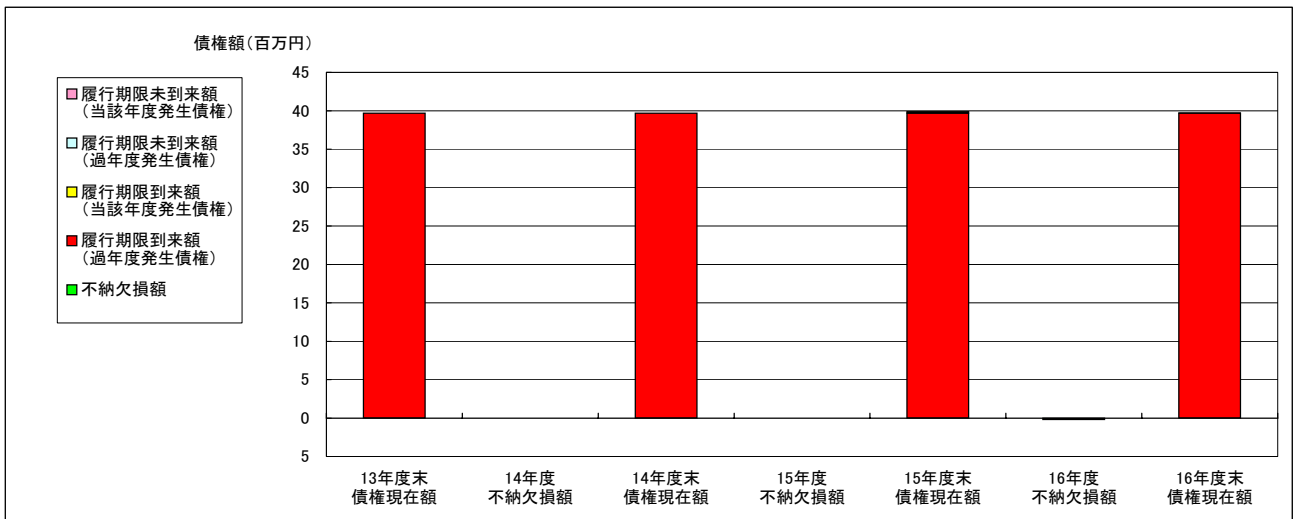
空港整備 特別会計 損害賠償金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	531	531	0	0	531	134	134	0	0	134	10	10	0	0	10	0
b 過年度発生債権 繰越額	40	-1	0	0	1	40	6	0	0	6	40	1	0	0	1	40
c 過年度増減額	1					6				6	1				1	
a+b	571				532	174				140	50				11	40
b+c	40				1	46				12	41				12	40
a + b + c	572	532	0	0	532	180	140	0	0	140	51	11	0	0	11	40

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、空港整備特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

空港整備 特別会計 損害賠償金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		15年度		16年度	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	40	0	40	0	40	0	40
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
計	40	0	40	0	40	0	40	0

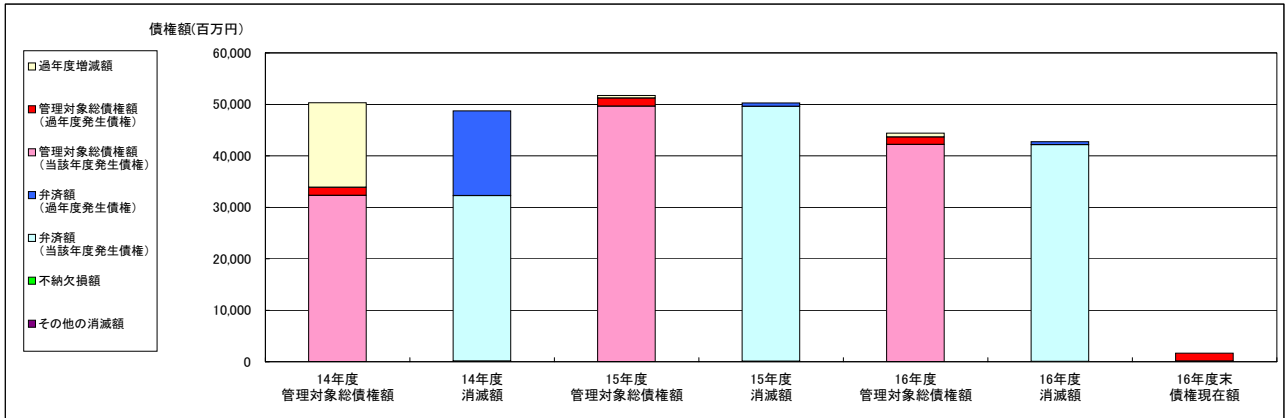
- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、空港整備特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限到来額は、主に地方航空局の損害賠償金債権によるものである(17年度に全額弁済)。

図1-(2)-⑦ 特別会計別返納金債権額の推移(今回調査分)

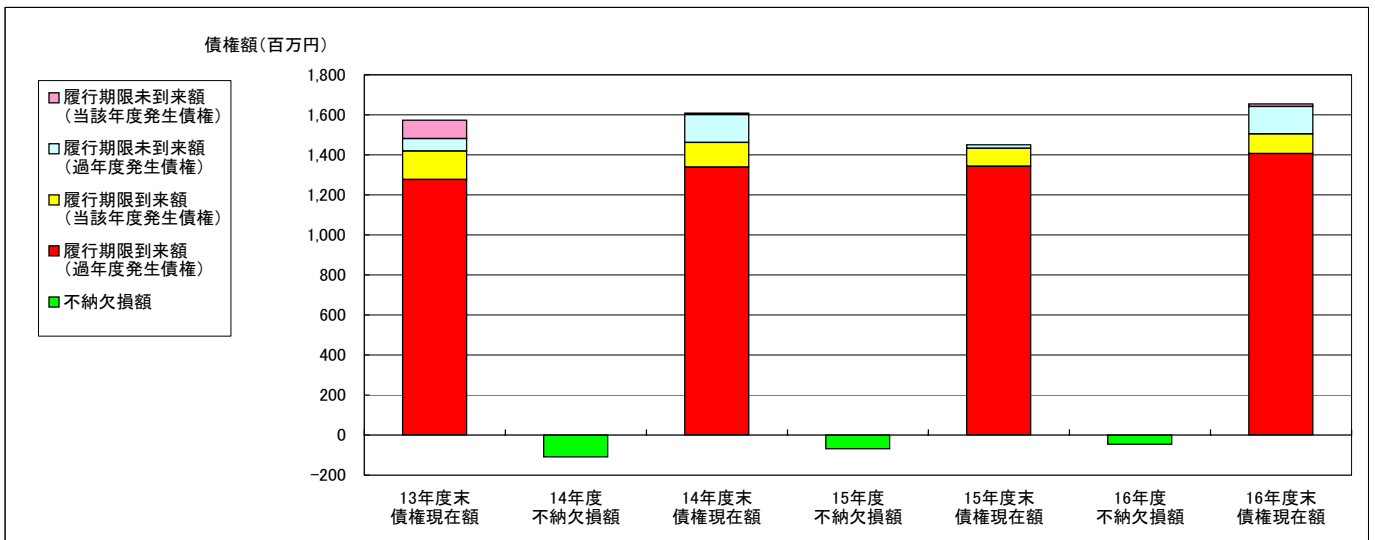
総計 特別会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	32,299	32,168	0	0	32,168	49,627	49,537	0	0	49,537	42,212	42,104	0	0	42,104	112
b 過年度発生債権繰越額	1,573	16,438	109	2	16,550	1,609	684	68	0	753	1,451	615	46	0	661	1,543
c 過年度増減額	16,456					505					753					
a+b	33,872					51,236					43,662					1,655
b+c	18,029					2,114					2,204					
a + b + c	50,328	48,607	109	2	48,719	50,221	51,740	68	0	50,290	44,416	42,719	46	0	42,765	1,655

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増額の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

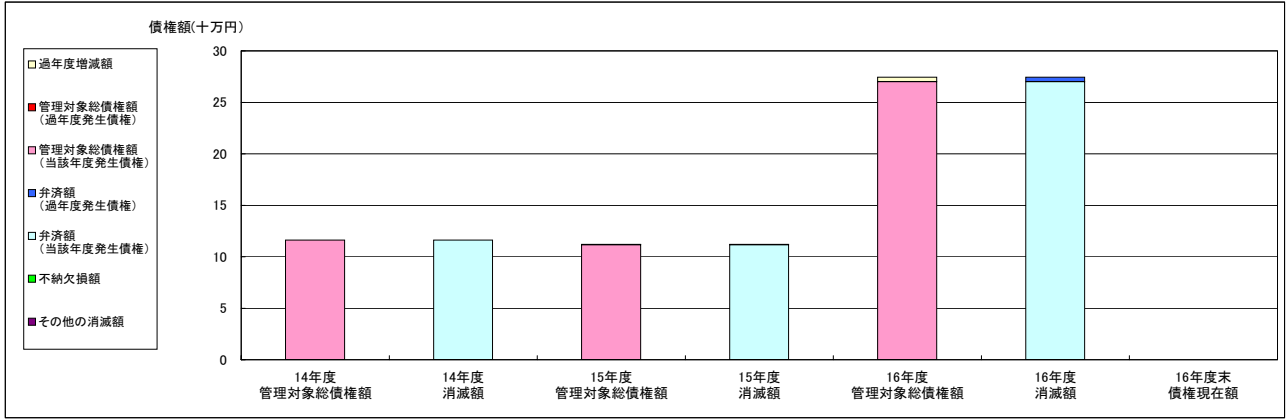
総計 特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末 債権現在額	14年度 不納欠損額	14年度末 債権現在額	15年度 不納欠損額	15年度末 債権現在額	16年度 不納欠損額	16年度末 債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	142		123		89		99
	履行期限未到来額	91	0	7	0	1	0	13
過年度発生債権	履行期限到来額	1,277		1,339		1,344		1,407
	履行期限未到来額	63	109	140	68	17	46	136
計		1,573	109	1,609	68	1,451	46	1,655

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

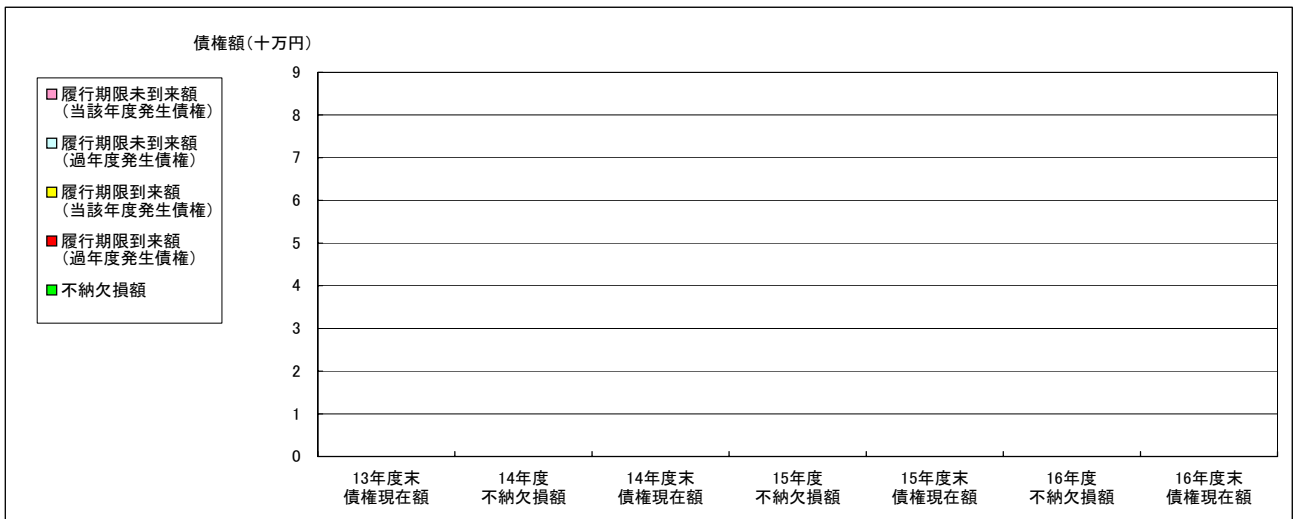
登記 特別会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	1162	1162	0	0	1162	1117	1117	0	0	1117	2700	2700	0	0	2700	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	0	44	0	0	44	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	4	4	0	0	4	44	44	0	0	44	0
a+b	1162	1162	0	0	1162	1117	1121	0	0	1121	2700	2744	0	0	2744	0
b+c	0	0	0	0	0	4	4	0	0	4	44	44	0	0	44	0
a + b + c	1162	1162	0	0	1162	1121	1121	0	0	1121	2744	2744	0	0	2744	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、登記特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

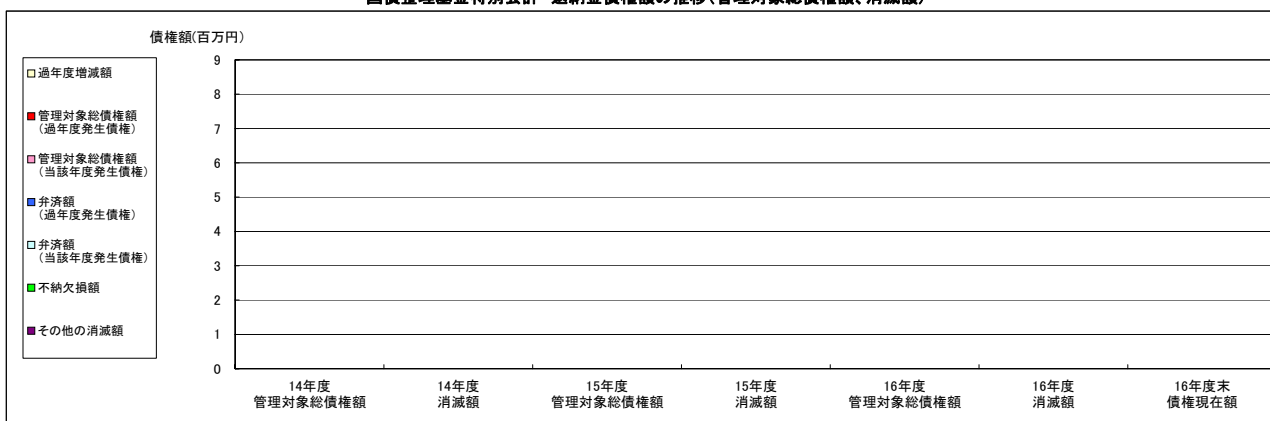
登記 特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末 債権現在額		14年度 不納欠損額		14年度末 債権現在額		15年度 不納欠損額		15年度末 債権現在額		16年度 不納欠損額		16年度末 債権現在額	
	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	
当該年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、登記特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

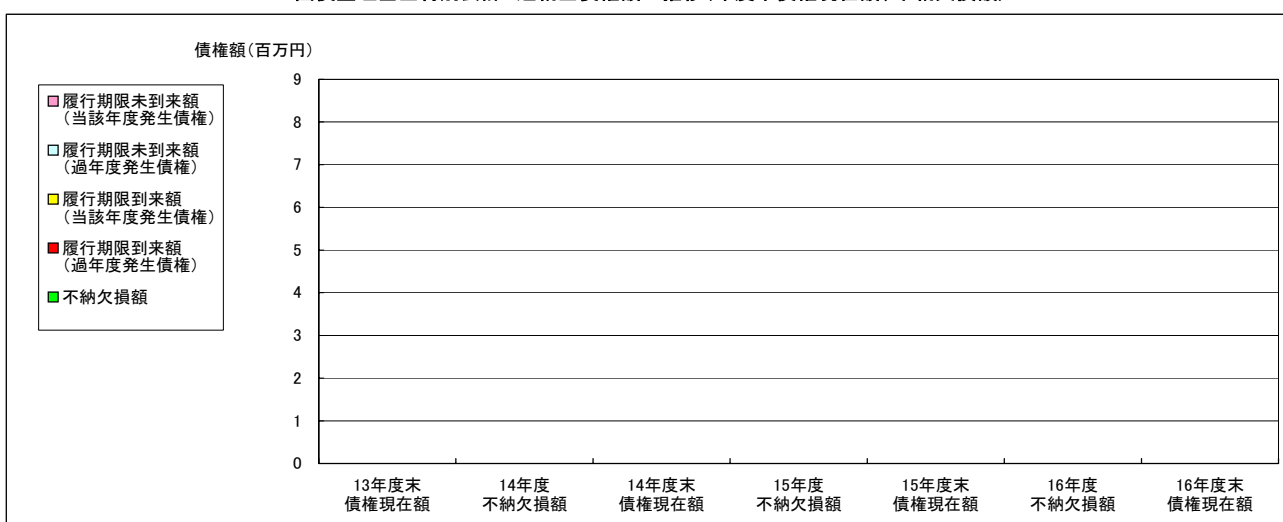
国債整理基金特別会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a + b + c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国債整理基金特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

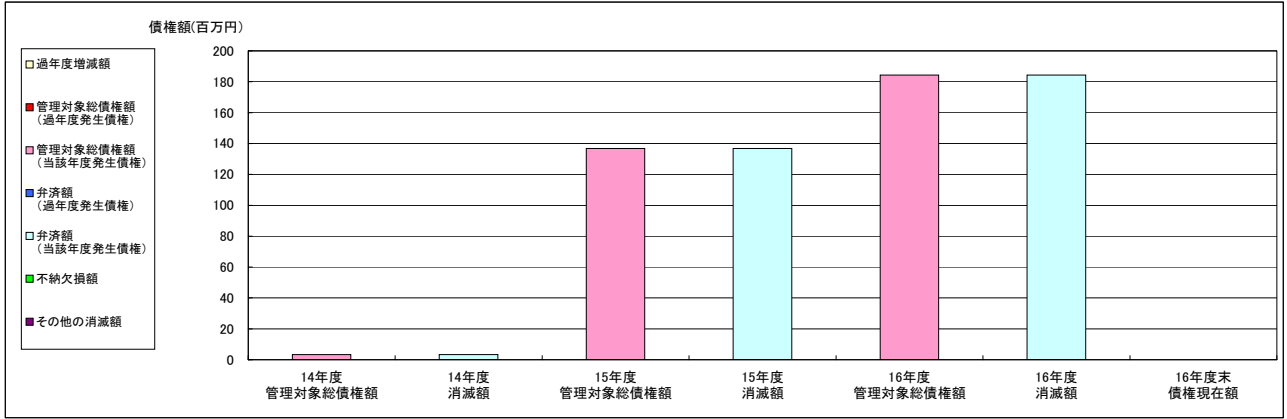
国債整理基金特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末	14年度	14年度末	15年度	15年度末	16年度	16年度末
		債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0		0		0		0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0		0		0		0
計		0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国債整理基金特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

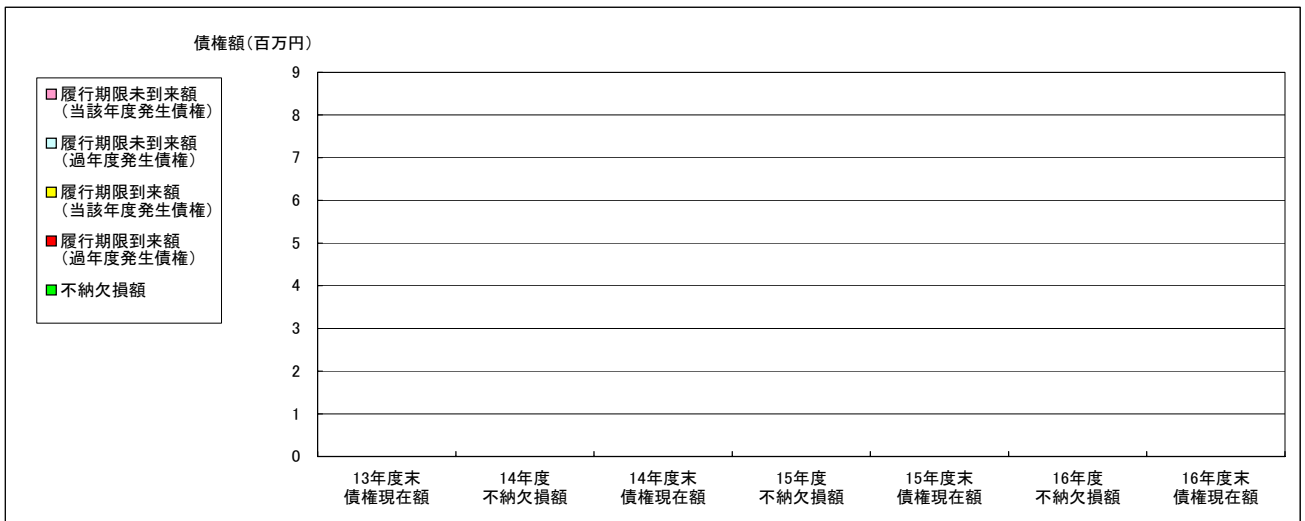
産業投資 特別会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	3	3	0	0	3	137	137	0	0	137	184	184	0	0	184	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	3	3	0	0	3	137	137	0	0	137	184	184	0	0	184	0
b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a + b + c	3	3	0	0	3	137	137	0	0	137	184	184	0	0	184	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、産業投資特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

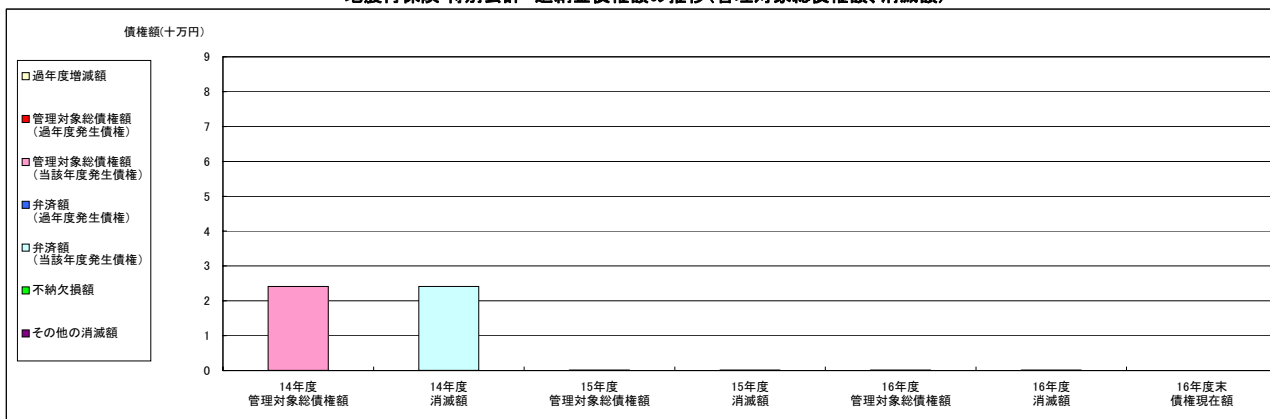
産業投資 特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末 債権現在額	14年度 不納欠損額	14年度末 債権現在額	15年度 不納欠損額	15年度末 債権現在額	16年度 不納欠損額	16年度末 債権現在額
当該年度発生債権	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、産業投資特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

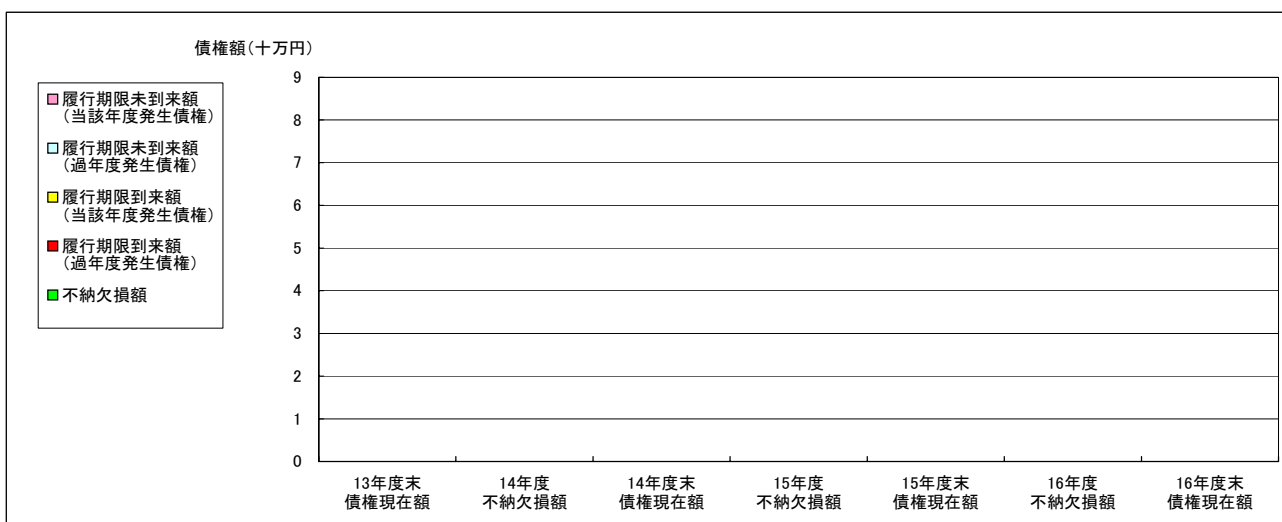
地震再保険 特別会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	241	241	0	0	241	1	1	0	0	1	1	1	0	0	1	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	241	241	0	0	241	1	1	0	0	1	1	1	0	0	1	0
b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a + b + c	241	241	0	0	241	1	1	0	0	1	1	1	0	0	1	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、地震再保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増額の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

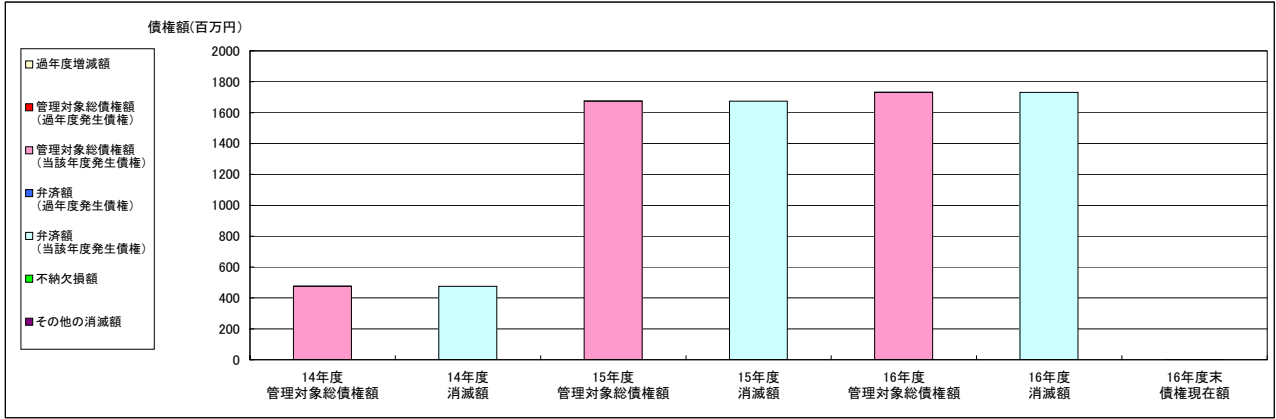
地震再保険 特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		15年度		16年度	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、地震再保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

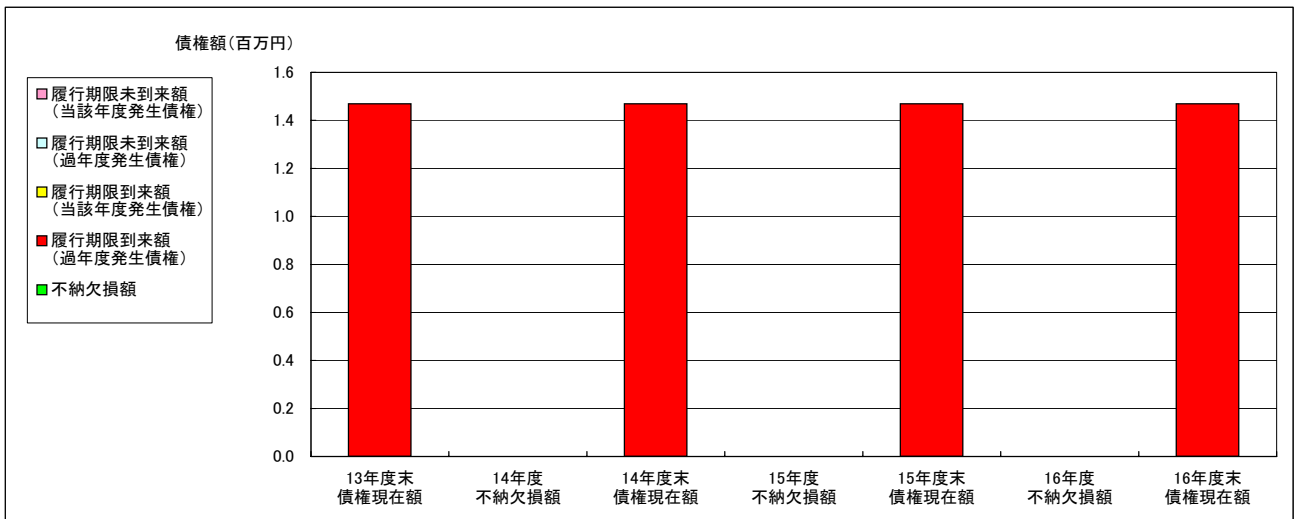
電源開発促進対策 特別会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	475	475	0	0	475	1674	1674	0	0	1674	1731	1731	0	0	1731	0
b 過年度発生債権繰越額	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	477	475	0	0	475	1675	1674	0	0	1674	1732	1731	0	0	1731	1
b+c	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
a + b + c	477	475	0	0	475	1676	1674	0	0	1674	1732	1731	0	0	1731	1

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、電源開発促進対策特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

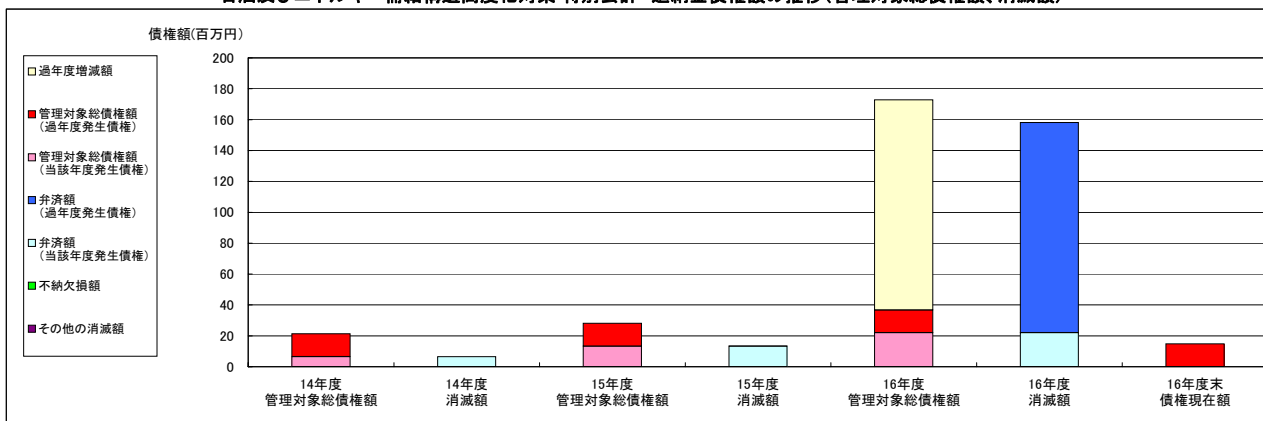
電源開発促進対策 特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額
当該年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過年度発生債権	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	
計	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、電源開発促進対策特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

石油及びエネルギー需給構造高度化対策 特別会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)

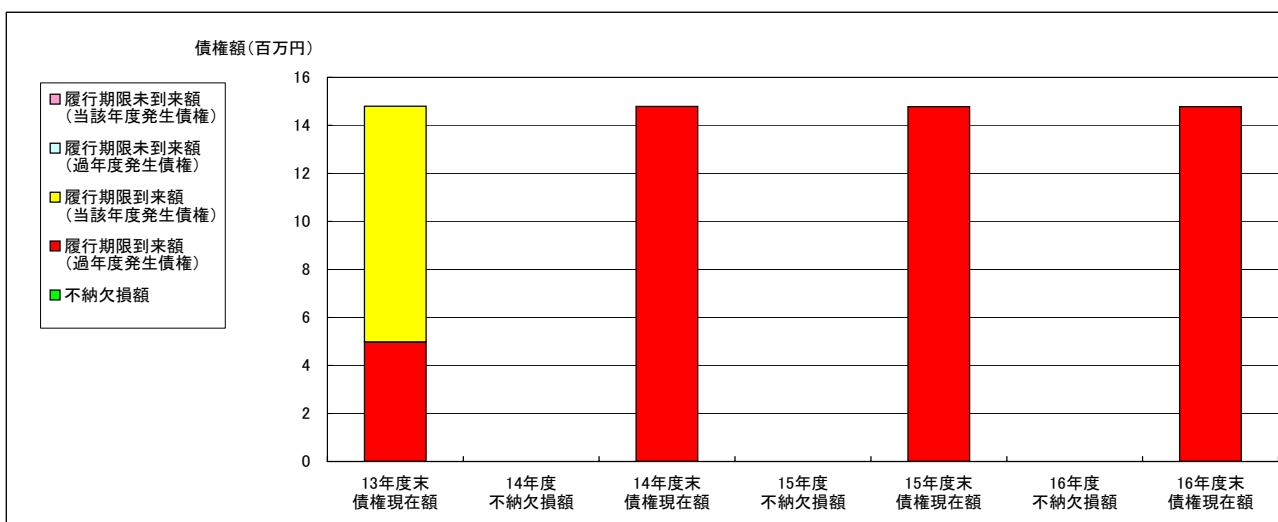


	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	7	7	0	0	7	13	13	0	0	13	22	22	0	0	22	0
b 過年度発生債権繰越額	15	0	0	0	15	15	0	0	0	15	15	0	0	0	15	15
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	136	136	0	0	136	136
a+b	21	7	0	0	28	28	0	0	0	28	37	158	0	0	158	15
b+c	15	0	0	0	15	15	0	0	0	15	151	158	0	0	158	15
a + b + c	21	7	0	0	28	28	0	0	0	28	173	173	0	0	173	15

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、石油及びエネルギー需給高度化対策特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成16年度過年度増減額は、主に経済産業省本省の返納金債権の増額(補助金の額の確定による概算払済額との差額の返納)によるものである。

石油及びエネルギー需給構造高度化対策 特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)

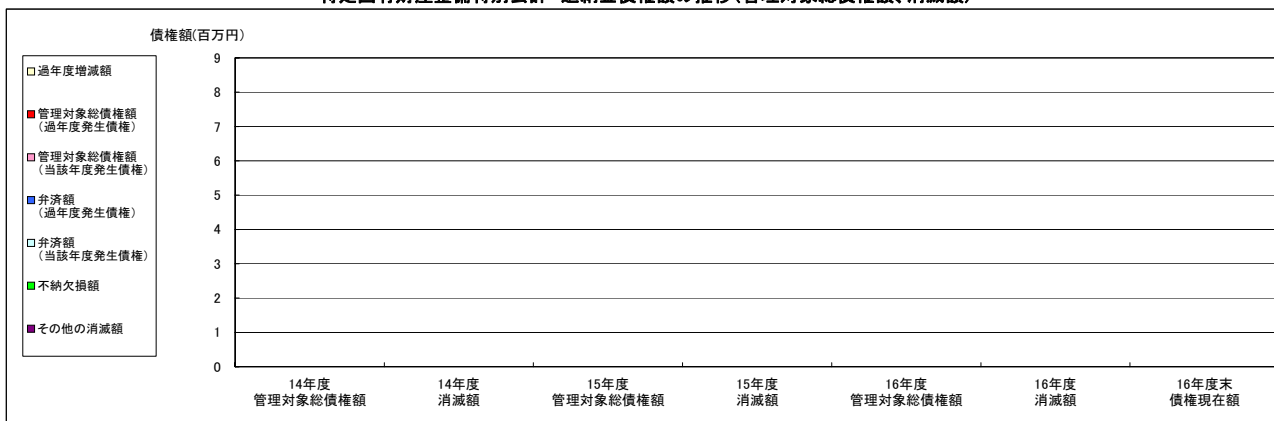


	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	5	0	15	0	15	0	15	0	15	0	0	15	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	15	0	15	0	15	0	15	0	15	0	15	0	15	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、石油及びエネルギー需給高度化対策特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等 平成13年度の当該年度発生債権履行期限到来額は、経済産業省本省の返納金債権(補助金の返還)及び資源エネルギー庁の返納金債権(補助金の返還)に係るものである。

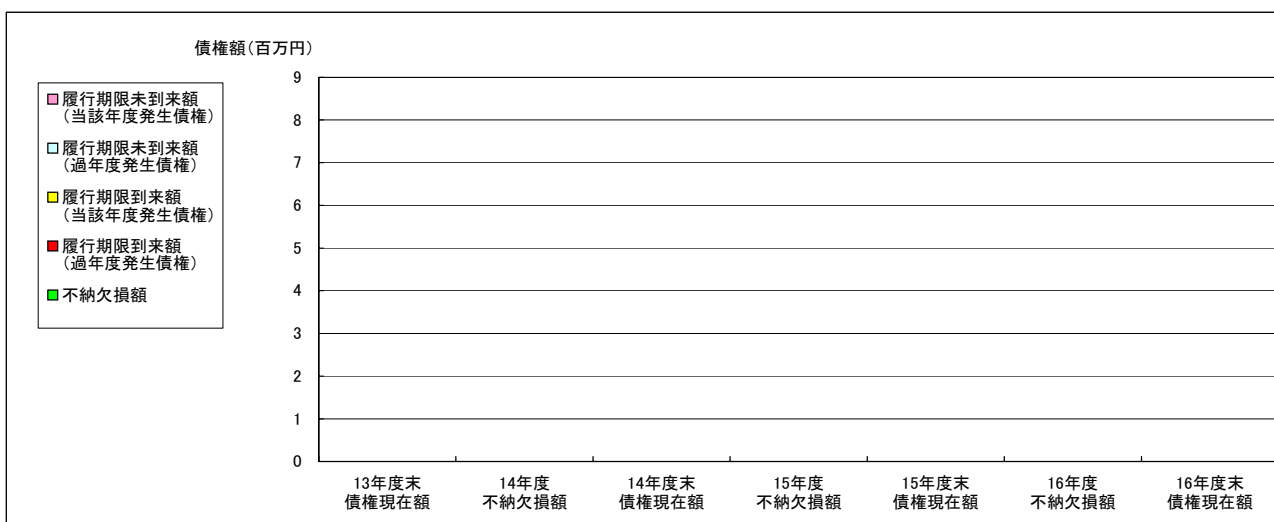
特定国有財産整備特別会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a + b + c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、特定国有財産整備特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

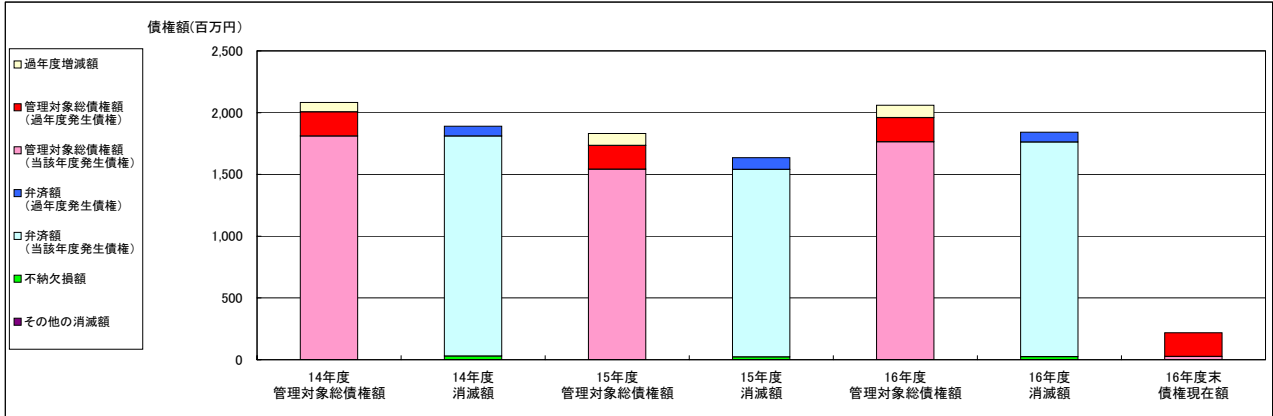
特定国有財産整備特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、特定国有財産整備特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

厚生保険（健康勘定・児童手当勘定）特別会計 返納金債権額の推移（管理対象総債権額、消滅額）

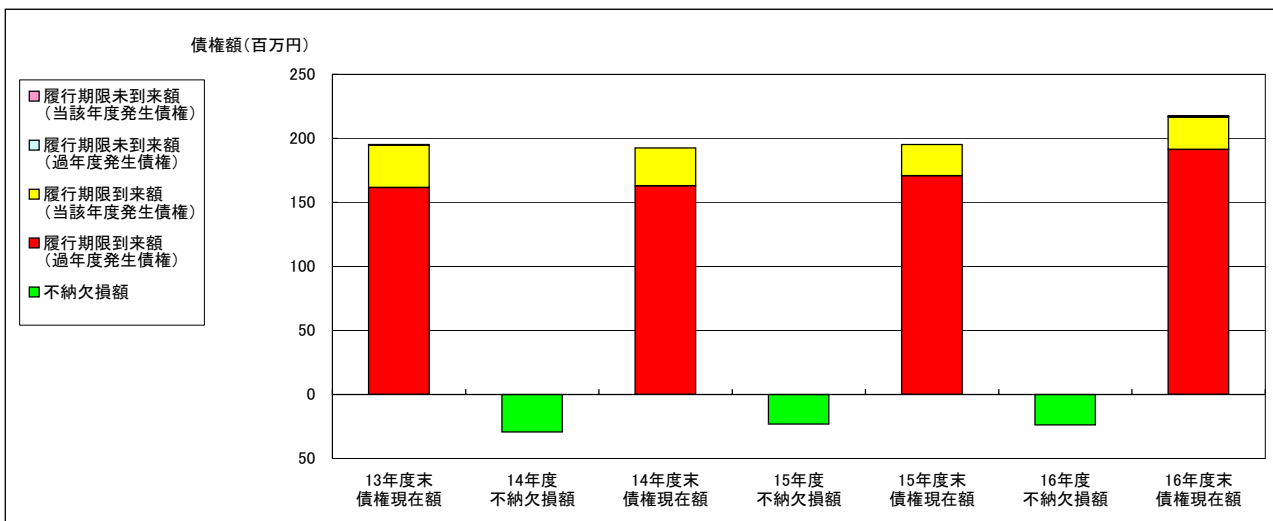


	14年度 消滅額					15年度 消滅額					16年度 消滅額					16年度末 債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	1811	1781	0	0	1781	1541	1517	0	0	1517	1764	1738	0	0	1738	26
b 過年度発生債権 繰越額	185	79	29	0	109	183	95	23	0	119	80	80	0	0	103	192
c 過年度増減額	76				109	97				119	100				103	
a+b	2006				1781	1734				1635	1844				1841	218
b+c	272				1890	289				1635	295				1842	218
a + b + c	2092	1860	29	0	1890	1831	1612	23	0	1635	2059	1818	24	0	1842	218

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、厚生保険特別会計(健康勘定・児童手当勘定)に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成14年度から16年度の各年度の過年度増減額は、主に社会保険事務所の返納金債権の増額(過年度に発生した債権を後年度に確認等)によるものである。

厚生保険（健康勘定・児童手当勘定）特別会計 返納金債権額の推移（年度末債権現在額、不納欠損額）

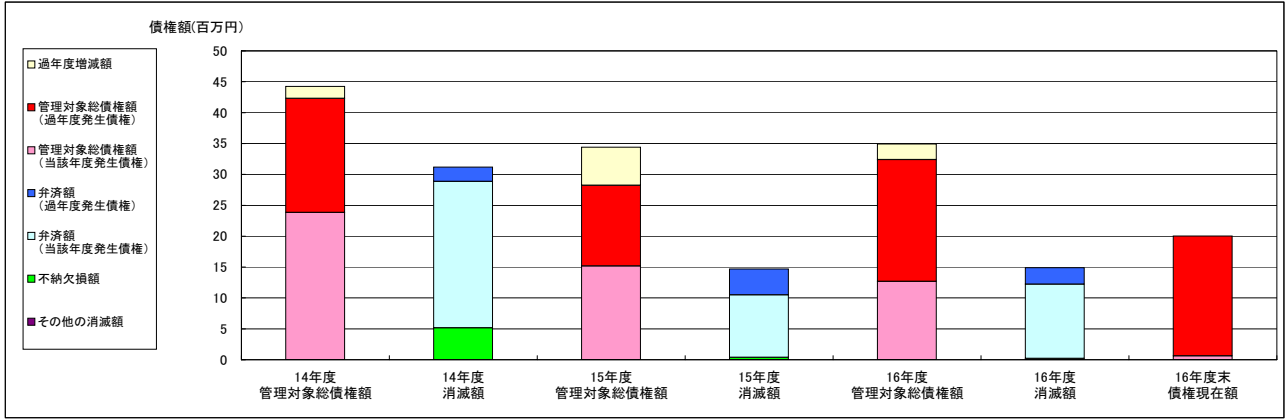


	13年度末 債権現在額		14年度 不納欠損額		14年度末 債権現在額		15年度 不納欠損額		15年度末 債権現在額		16年度 不納欠損額		16年度末 債権現在額	
	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額
当該年度発生債権	33	1	0	0	30	0	0	0	24	0	0	0	25	
過年度発生債権	162	0	29	0	163	23	0	23	171	0	24	0	191	
計	195	1	29	0	193	23	0	23	195	0	24	0	218	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、厚生保険特別会計(健康勘定・児童手当勘定)に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等 平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限未到来額は、主に社会保険事務所の返納金債権(資格喪失後の保険給付等)に係るものである。

船員保険 特別会計 返納金債権額の推移(管理対象債権額、消滅額)

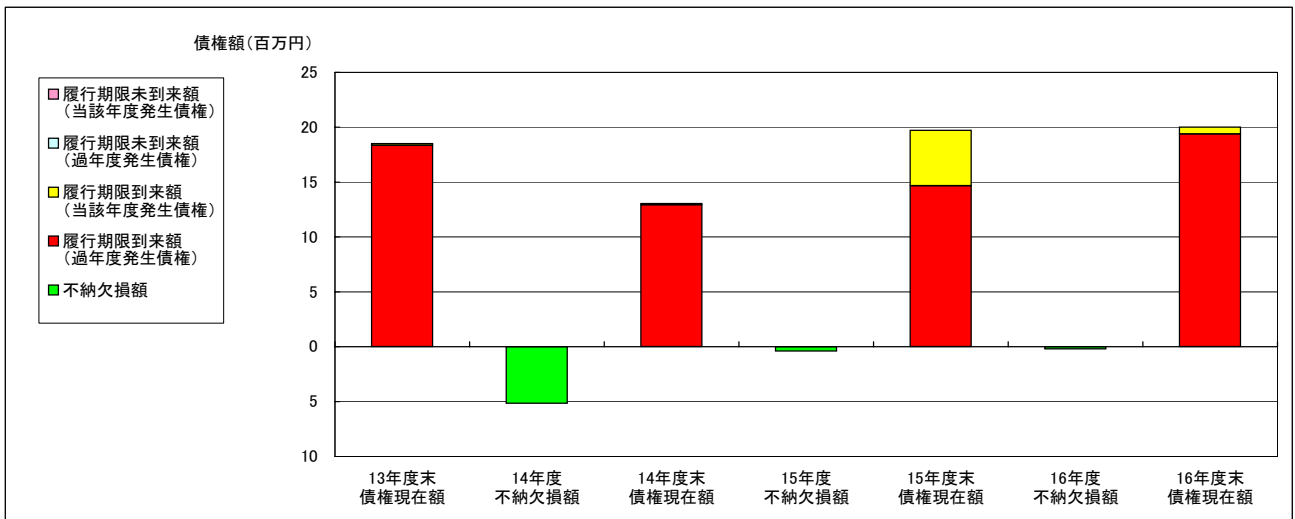


	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	23,825	23,701	0	0	23,701	15,174	10,124	0	0	10,124	12,668	12,037	0	0	12,037	632
b 過年度発生債権繰越額	18,498	0	0	0	18,498	13,049	4,170	383	0	17,602	19,719	2,678	197	0	22,594	19,383
c 過年度増減額	1,920	2,341	5,152	0	7,493	6,173	4,170	383	0	4,553	2,538	2,678	197	0	2,874	20,014
a+b	42,324	23,701	5,152	0	31,195	28,222	14,293	383	0	14,676	32,387	14,714	197	0	14,911	20,014
b+c	20,418	2,341	5,152	0	31,195	19,221	4,170	383	0	14,676	22,257	14,714	197	0	14,911	20,014
a + b + c	44,243	26,042	5,152	0	31,195	34,395	14,293	383	0	14,676	34,925	14,714	197	0	14,911	20,014

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、船員保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成14年度から16年度の各年度の過年度増減額は、主に社会保険事務局・所の返納金債権の増額(過年度に発生した債権を後年度に確認等)によるものである。

船員保険 特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)

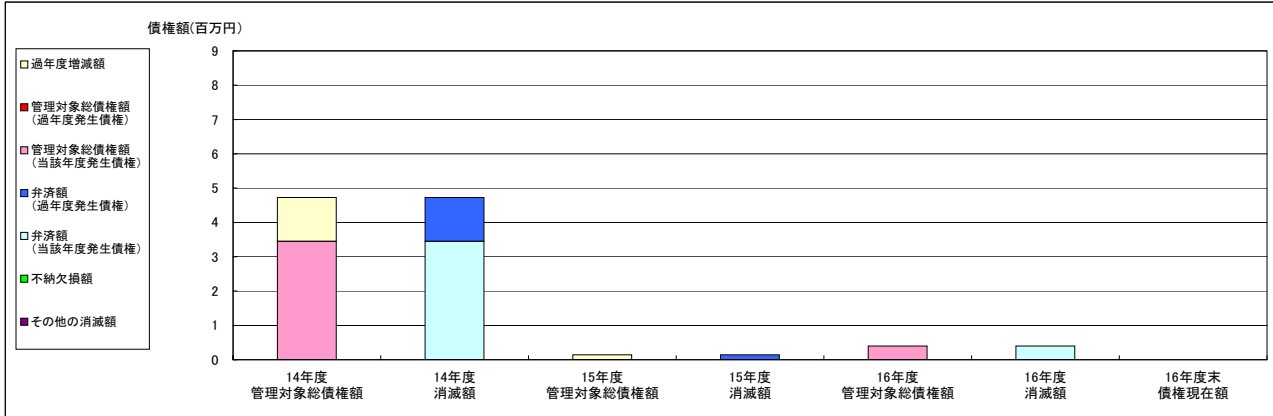


	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	23,825	23,701	141	0	124	0	5,050	0	0	0	632	0	0	0
過年度発生債権	18,357	0	18,357	5,152	12,925	383	14,669	0	14,669	197	19,383	0	0	0
計	18,498	5,152	13,049	383	19,719	197	20,014	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、船員保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等 平成15年度末の当該年度発生債権履行期限到来額は、主に社会保険庁の返納金債権(障害手当の支給決定取消)によるものである。

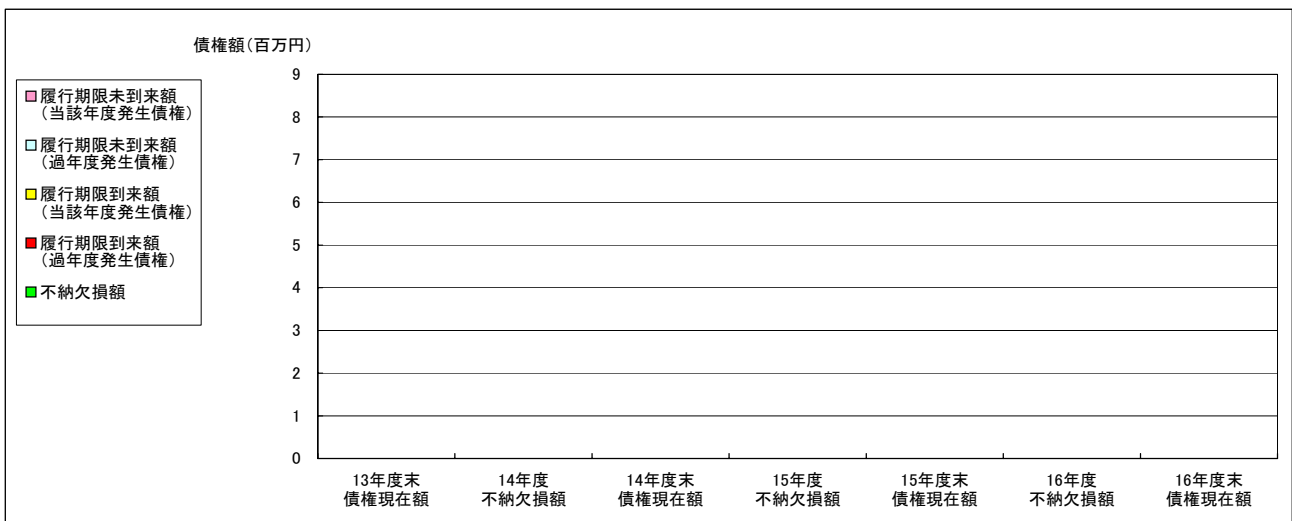
国立高度専門医療センター 特別会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	3,452	3,452	0	0	3,452	0	0	0	0	0	399	399	0	0	399	
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
c 過年度増減額	1,278	1,278	0	0	1,278	144	144	0	0	144	0	0	0	0	0	
a+b	3,452	3,452	0	0	3,452	144	144	0	0	144	399	399	0	0	399	
b+c	1,278	1,278	0	0	1,278	144	144	0	0	144	0	0	0	0	0	
a + b + c	4,730	4,730	0	0	4,730	144	144	0	0	144	399	399	0	0	399	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国立高度専門医療センター特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

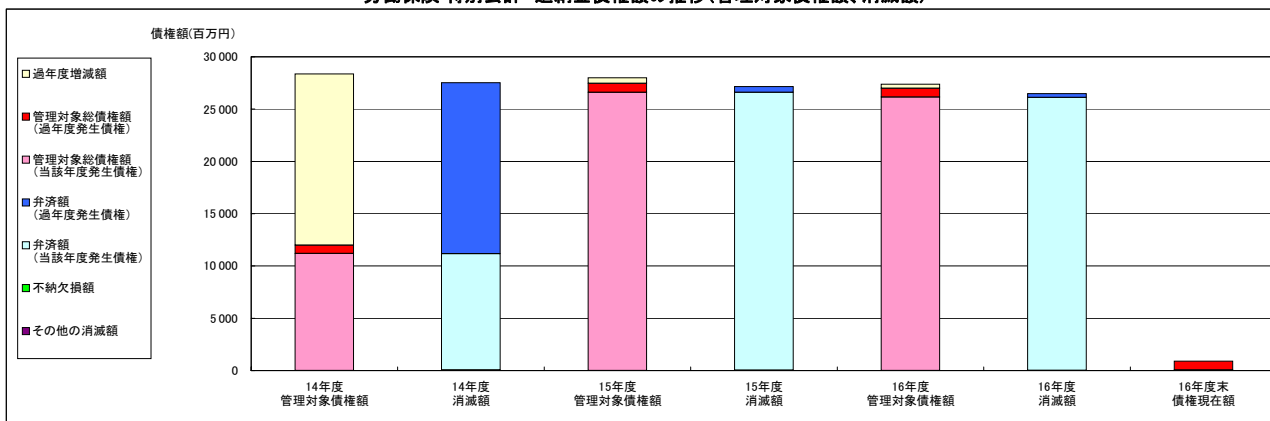
国立高度専門医療センター 特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国立高度専門医療センター特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

労働保険 特別会計 返納金債権額の推移(管理対象債権額、消滅額)

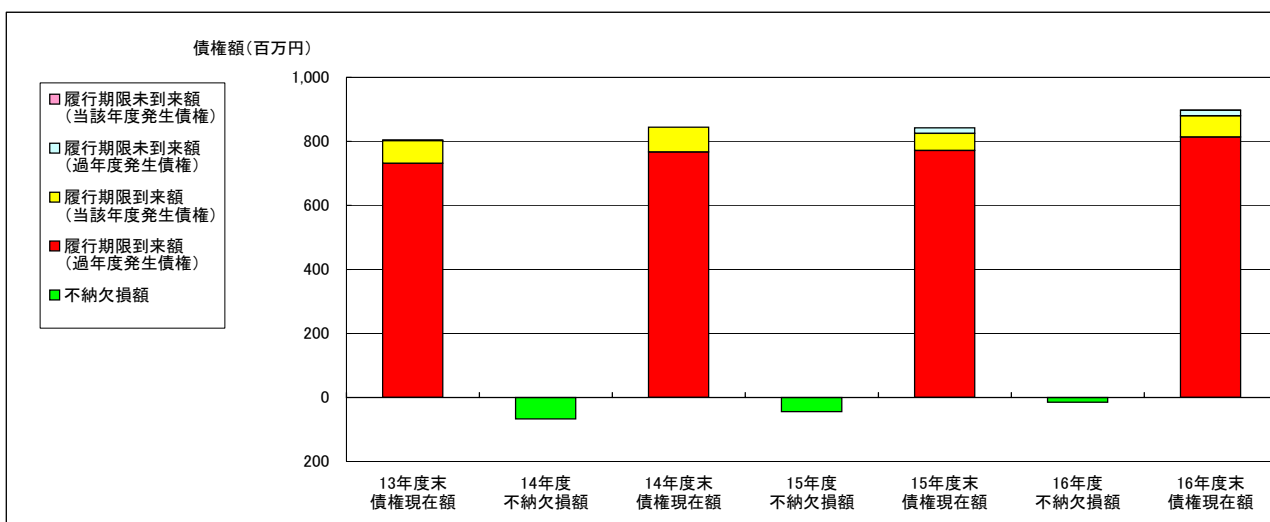


	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	11,192	11,115	0	0	11,115	26,612	26,559	0	0	26,559	26,153	26,090	0	0	26,090	67
b 過年度発生債権 繰越額	804	16,342	67	0	16,409	844	546	45	0	590	842	372	15	0	387	831
c 過年度増減額	16,371	0	0	0	16,409	535	0	0	0	590	376	0	0	0	387	898
a+b	11,997	27,457	67	0	27,524	27,457	27,105	45	0	27,149	26,995	26,462	15	0	26,477	898
b+c	17,176	16,342	67	0	17,544	13,791	546	45	0	14,382	1,218	372	15	0	1,605	898
a + b + c	28,368	43,800	134	0	43,302	41,248	27,651	90	0	27,741	28,213	26,834	15	0	26,848	898

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、労働保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象債権は、履行期限の到来していない債権も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額とは前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増額の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成14年度過年度増減額は、主に厚生労働省本省の委託費及び補助金の確定による返納金債権であるが、平成15年度以降は、発生年度の整理を見直し、当該年度発生債権として計上している。

労働保険 特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



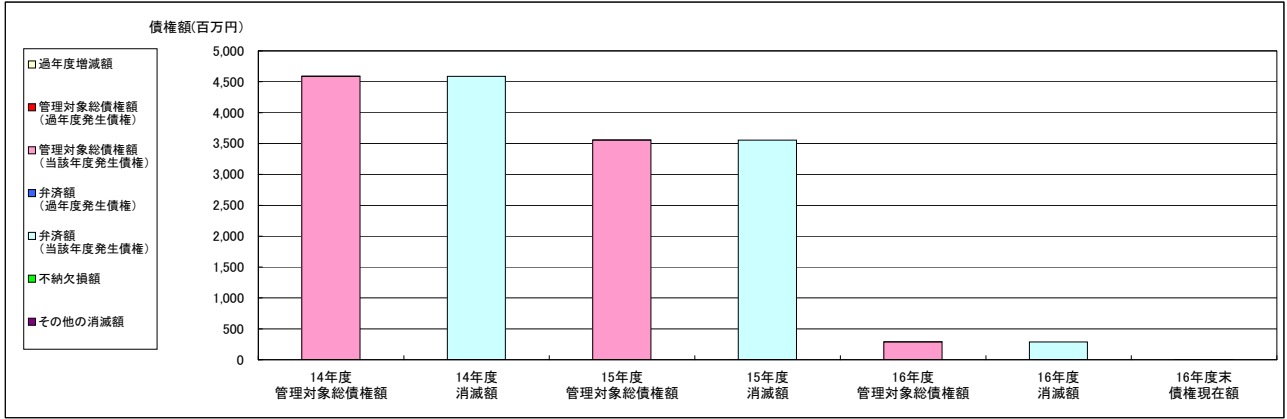
	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	71	0	77	0	54	0	66	1	71	0	814	17	0	
過年度発生債権	731	67	767	45	771	15	814	17	771	15	814	17	0	
計	804	67	844	45	842	15	898	17	842	15	898	17	0	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、労働保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等 平成13年度から16年度の各年度末の過年度発生債権履行期限未到来額は、主に労働局の返納金債権(失業等給付金や労災保険の過誤払い等)に係るものである。

平成15年度末の過年度発生債権履行期限未到来額は、主に労働局の返納金債権に係る履行延期特約(15年度に実施)によるものである。

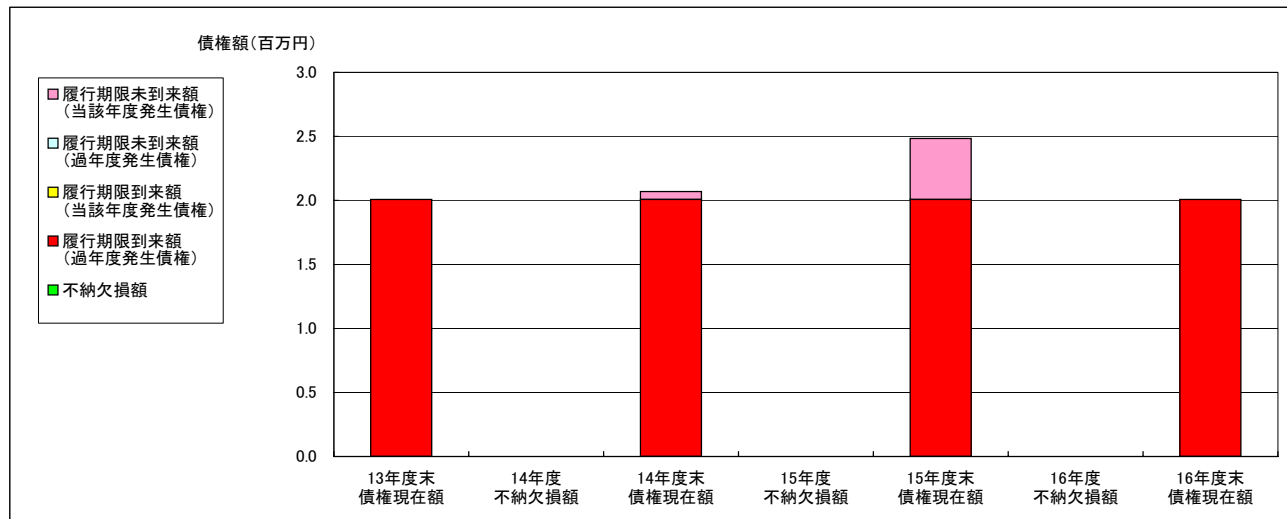
食糧管理 特別会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	4 587 623	4 587 561	0	0	4 587 561	3 554 852	3 554 376	0	0	3 554 376	287 638	287 638	0	0	287 638	0
b 過年度発生債権繰越額	2 007	0	0	0	2 068	75	0	0	0	75	2 483	1 205	0	0	1 205	2 007
c 過年度増減額	246	-246	0	0	246	13	0	0	0	75	729	0	0	0	0	2 007
a+b	4 589 630	4 587 561	0	0	4 587 807	3 556 921	3 554 451	0	0	3 554 451	290 121	288 843	0	0	288 843	2 007
b+c	2 253	0	0	0	2 253	2 082	0	0	0	2 082	3 212	0	0	0	3 212	2 007
a + b + c	4 589 876	4 587 561	0	0	4 587 807	3 556 934	3 554 451	0	0	3 554 451	290 850	288 843	0	0	288 843	2 007

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、食糧管理特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

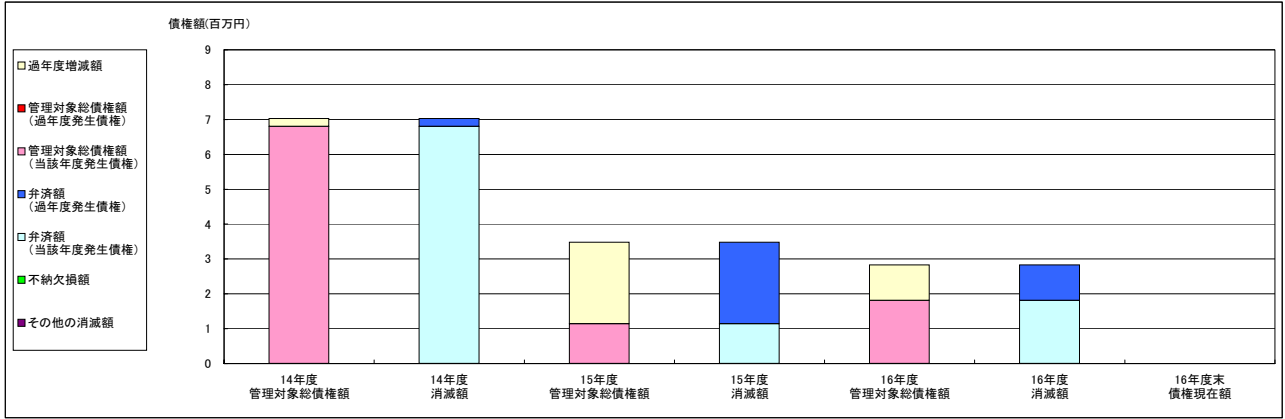
食糧管理 特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	履行期限到来額	0	0	0	履行期限到来額	0	0	0	0	
	履行期限未到来額	0	0	62		0	0	476		0	0	0	0	
過年度発生債権	履行期限到来額	2,007	0	2,007		0	0	2,007		0	0	0	2,007	
	履行期限未到来額	0	0	0		0	0	0		0	0	0	0	
計		2,007	0	2,068		0	0	2,483		0	0	0	2,007	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、食糧管理特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

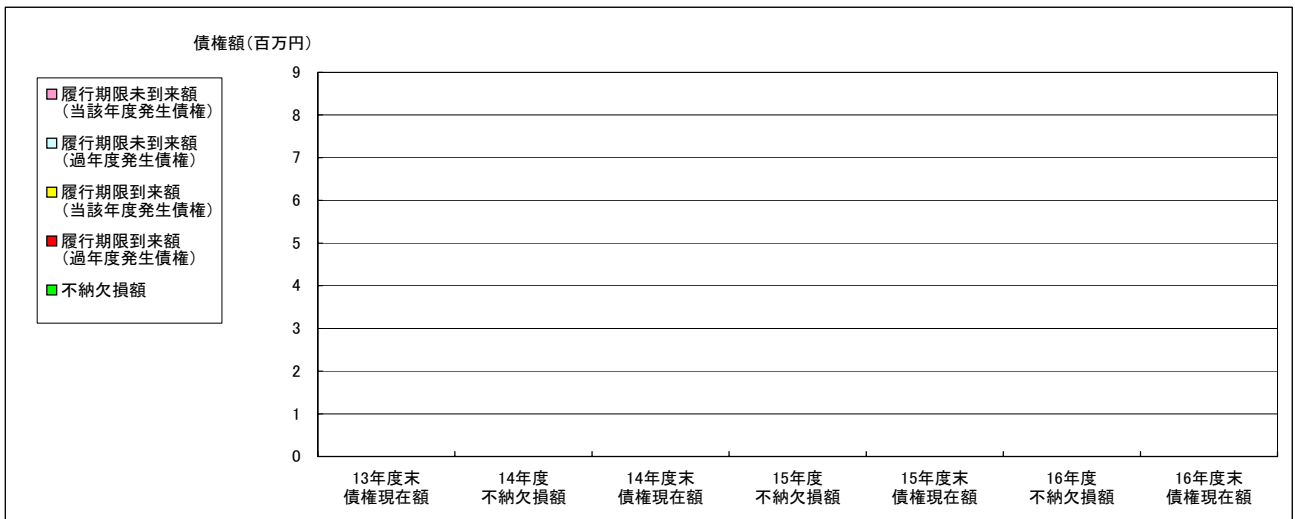
農業共済再保険 特別会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	6803	6803	0	0	6803	1141	1141	0	0	1141	1810	1810	0	0	1810	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	225	225	0	0	225	2338	2338	0	0	2338	1022	1022	0	0	1022	0
a+b	6803	6803	0	0	6803	1141	1141	0	0	1141	1810	1810	0	0	1810	0
b+c	225	225	0	0	225	2338	2338	0	0	2338	1022	1022	0	0	1022	0
a + b + c	7028	7028	0	0	7028	3479	3479	0	0	3479	2832	2832	0	0	2832	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、農業共済再保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

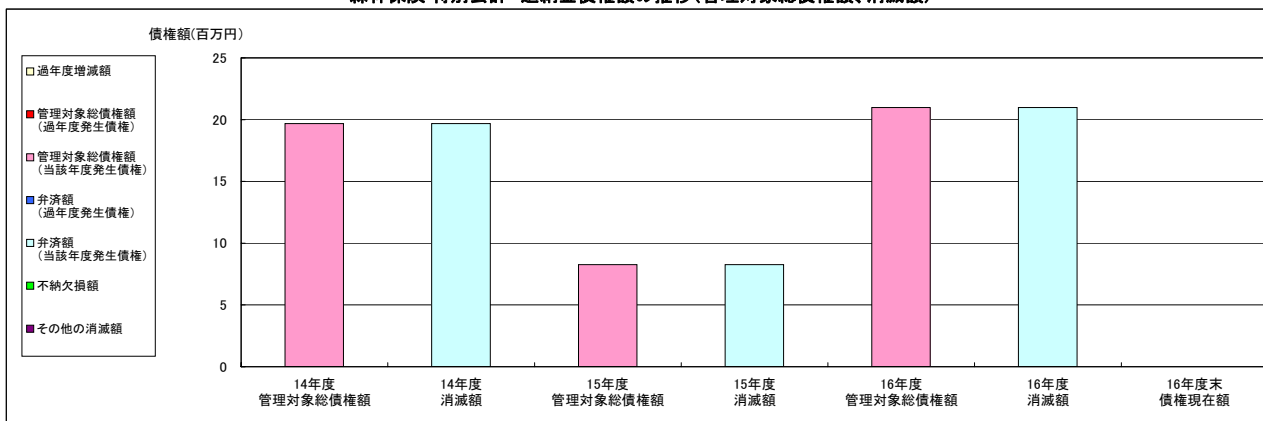
農業共済再保険 特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末 債権現在額		14年度 不納欠損額		14年度末 債権現在額		15年度 不納欠損額		15年度末 債権現在額		16年度 不納欠損額		16年度末 債権現在額	
	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額
当該年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、農業共済再保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

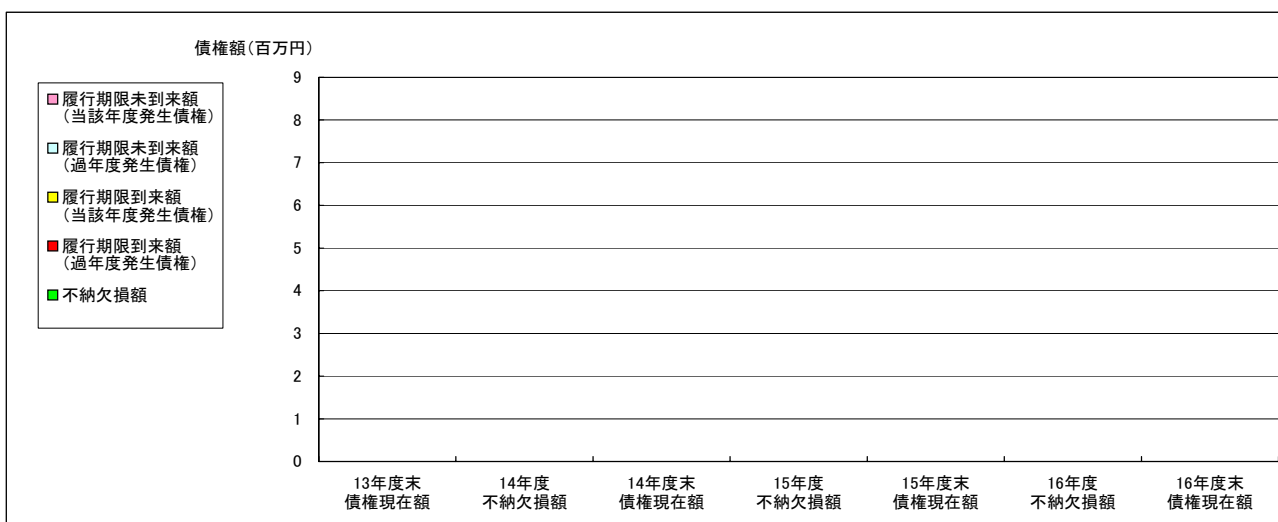
森林保険 特別会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	20	20	0	0	20	8	8	0	0	8	21	21	0	0	21	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	20	20	0	0	20	8	8	0	0	8	21	21	0	0	21	0
b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a + b + c	20	20	0	0	20	8	8	0	0	8	21	21	0	0	21	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、森林保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

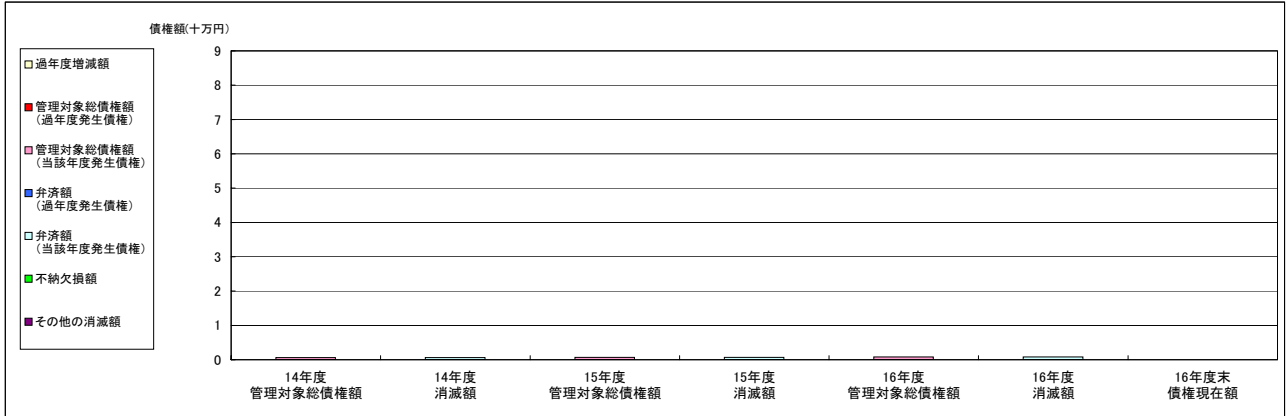
森林保険 特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、森林保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

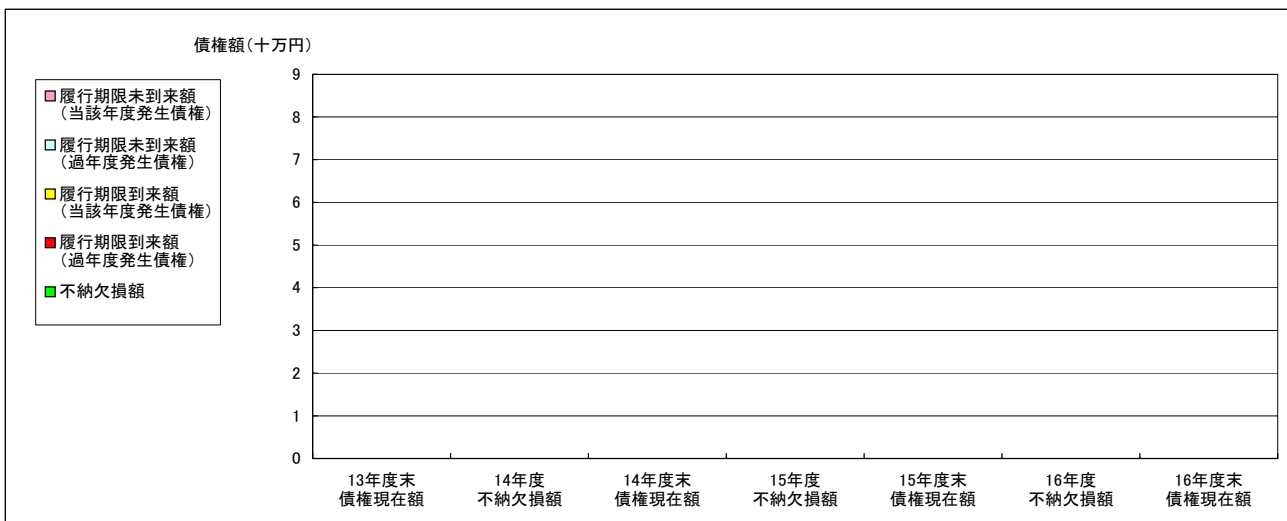
漁船再保険及漁業共済保険 特別会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	6	6	0	0	6	7	7	0	0	7	8	8	0	0	8	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	6	6	0	0	6	7	7	0	0	7	8	8	0	0	8	0
b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a + b + c	6	6	0	0	6	7	7	0	0	7	8	8	0	0	8	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

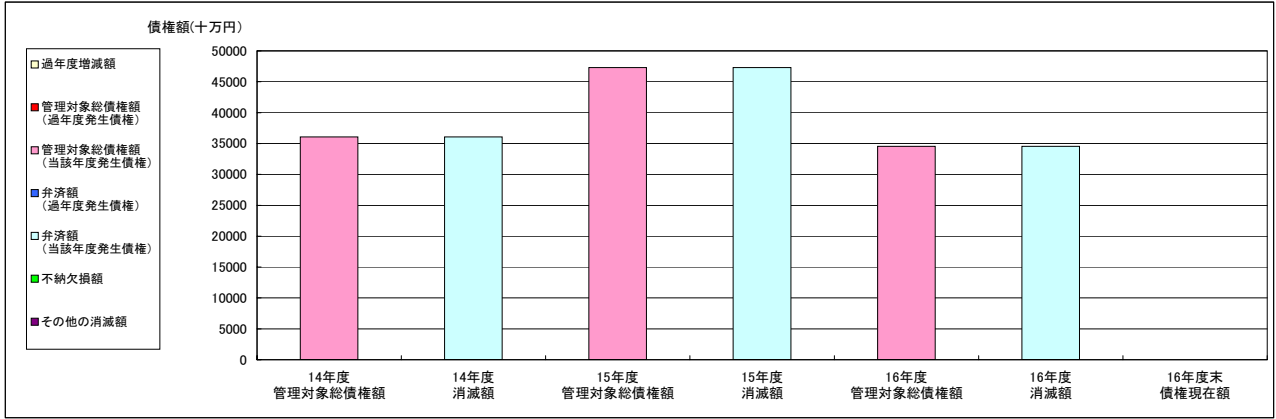
漁船再保険及漁業共済保険 特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末	14年度	14年度末	15年度	15年度末	16年度	16年度末
		債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0		0		0		0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	0		0		0		0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

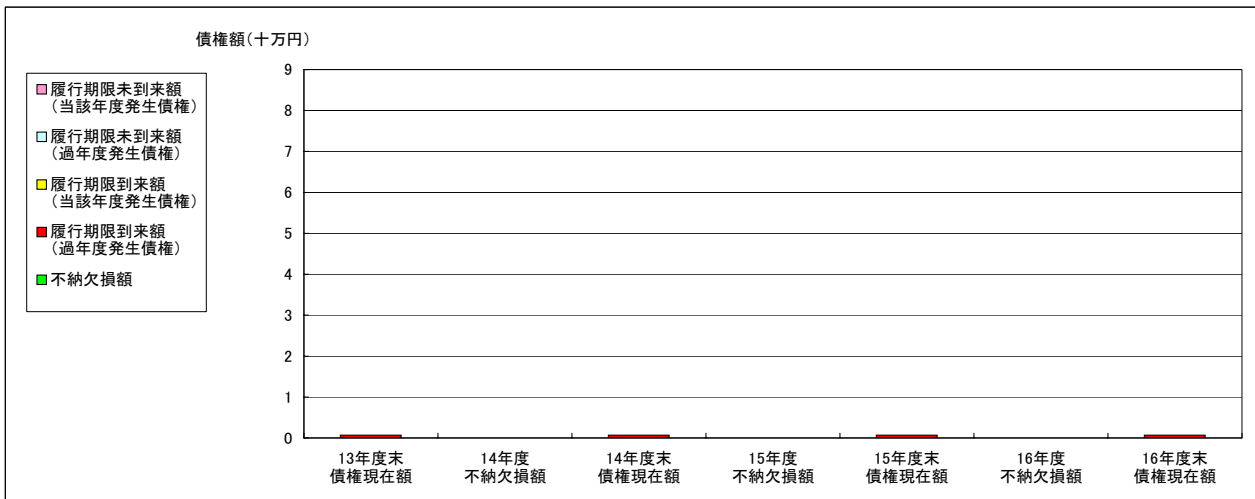
農業経営基盤強化措置 特別会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	3 606 918	3 606 918	0	0	3 606 918	4 728 472	4 728 472	0	0	4 728 472	3 453 618	3 453 618	0	0	3 453 618	0
b 過年度発生債権繰越額	7	0	0	0	7	7	0	0	0	7	7	0	0	0	7	7
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	3 606 925	3 606 918	0	0	3 606 918	4 728 479	4 728 473	0	0	4 728 473	3 453 625	3 453 618	0	0	3 453 618	7
b+c	7	0	0	0	7	7	0	0	0	7	7	0	0	0	7	7
a + b + c	3 606 925	3 606 918	0	0	3 606 918	4 728 479	4 728 473	0	0	4 728 473	3 453 625	3 453 618	0	0	3 453 618	7

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、農業経営基盤強化措置特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額とは前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増額の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

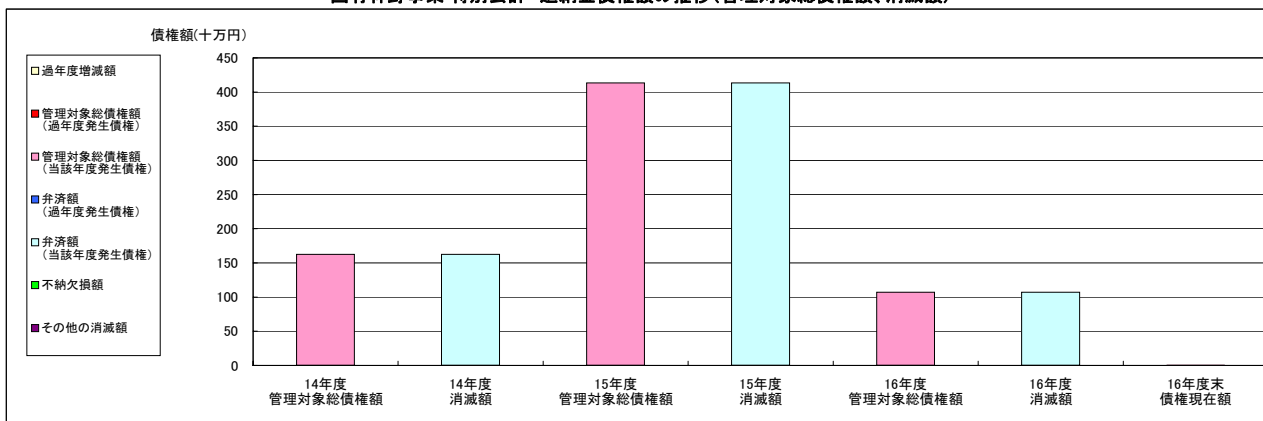
農業経営基盤強化措置 特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
		債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		7	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、農業経営基盤強化措置特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

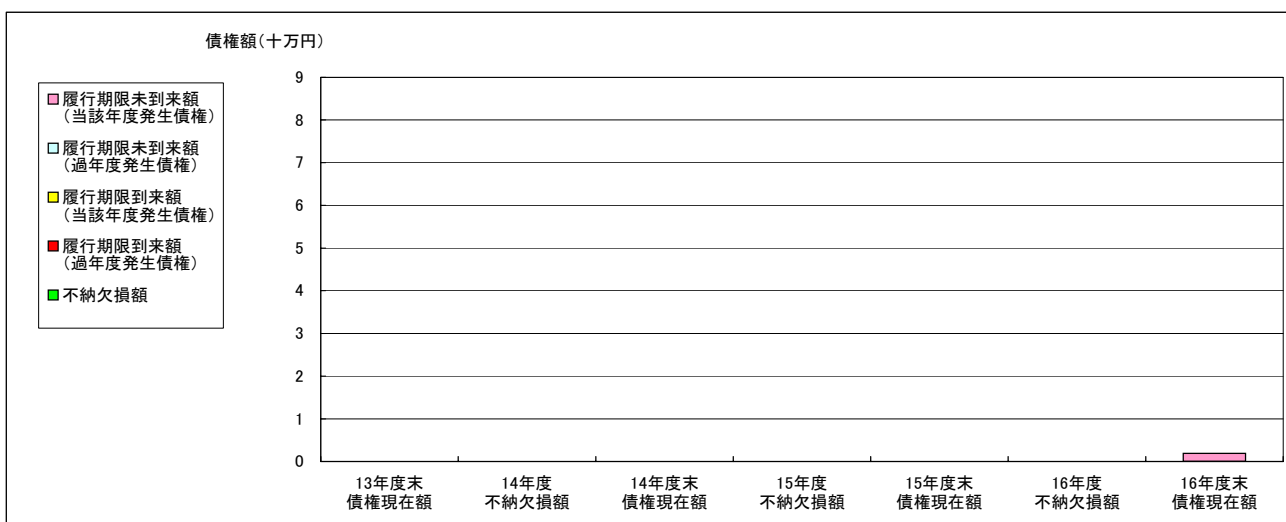
国有林野事業 特別会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	16,244	16,244	0	0	16,244	41,333	41,333	0	0	41,333	10,722	10,703	0	0	10,703	19
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	16,244	16,244	0	0	16,244	41,333	41,333	0	0	41,333	10,722	10,703	0	0	10,703	19
b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a + b + c	16,244	16,244	0	0	16,244	41,333	41,333	0	0	41,333	10,722	10,703	0	0	10,703	19

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国有林野事業特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

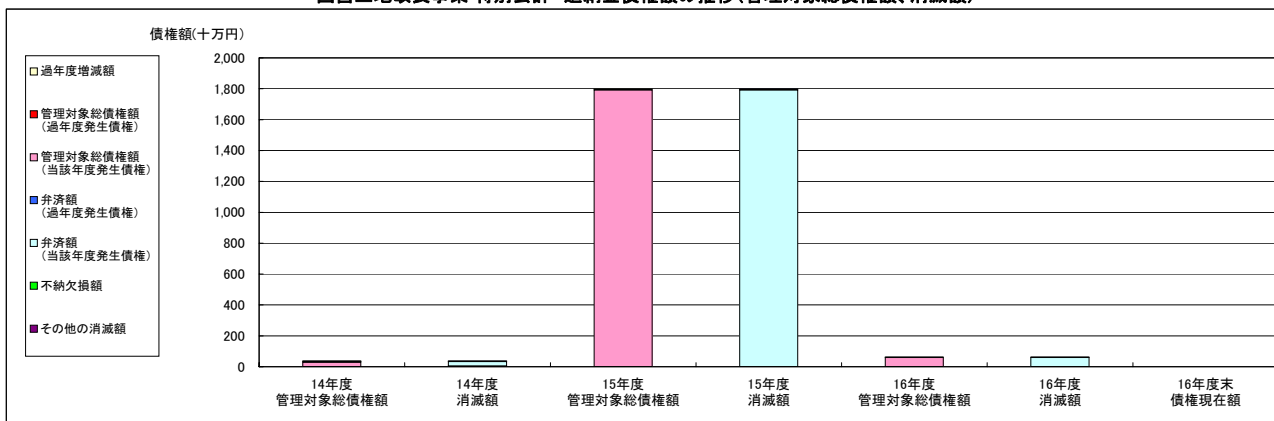
国有林野事業 特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末	14年度	14年度末	15年度	15年度末	16年度	16年度末
		債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額
当該年度発生債権	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	19
過年度発生債権	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	19

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国有林野事業特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

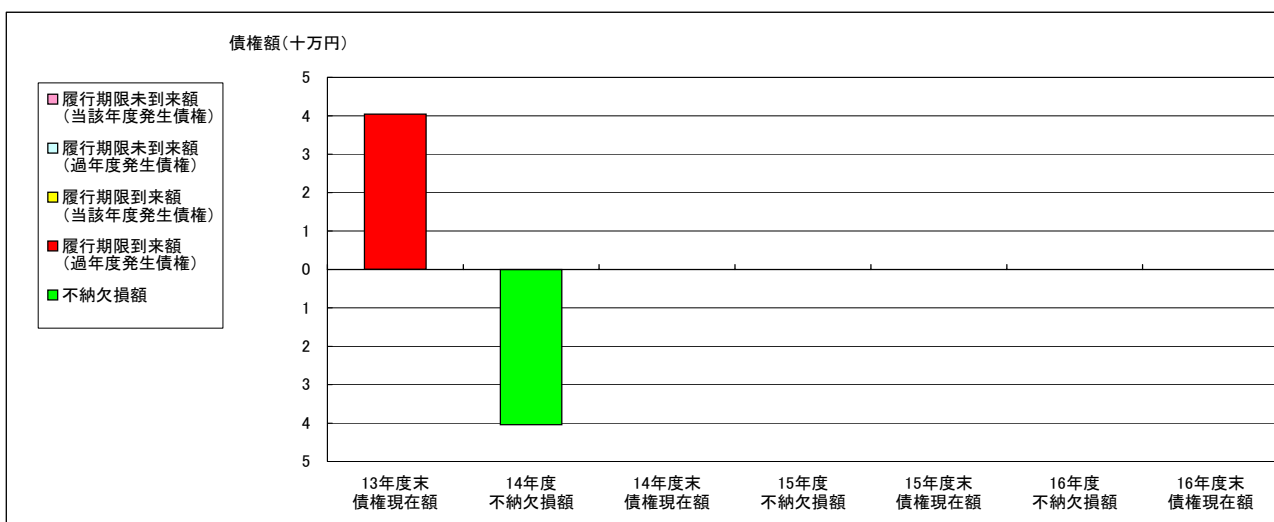
国営土地改良事業 特別会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	2,898	2,898	0	0	2,898	179,259	179,259	0	0	179,259	6,008	6,008	0	0	6,008	0
b 過年度発生債権繰越額	404	411	404	0	815	0	597	0	0	597	0	285	0	0	285	0
c 過年度増減額	411	411	404	0	815	597	597	0	0	597	285	285	0	0	285	0
a+b	3,302	3,309	404	0	3,713	179,259	179,856	0	0	179,856	6,008	6,293	0	0	6,293	0
b+c	815	815	0	0	815	597	597	0	0	597	285	285	0	0	285	0
a + b + c	3,713	3,713	404	0	3,713	179,856	179,856	0	0	179,856	6,293	6,293	0	0	6,293	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国営土地改良事業特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

国営土地改良事業 特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



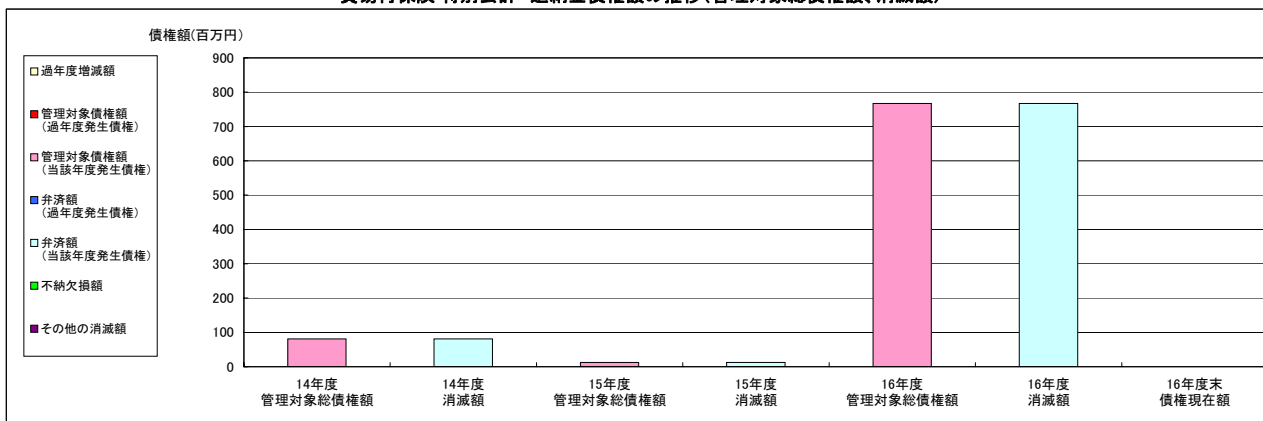
	13年度末債権現在額		14年度末債権現在額		15年度末債権現在額		16年度末債権現在額	
	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額
当該年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	404	0	0	0	0	0	0	0
計	404	0	404	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、国営土地改良事業特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成13年度末の過年度発生債権履行期限到来額は、農政局の返納金債権(工事請負契約の解除に伴うもの)によるものである。14年度の不納欠損額は、同債権が債務者破産により消滅したことによるものである。

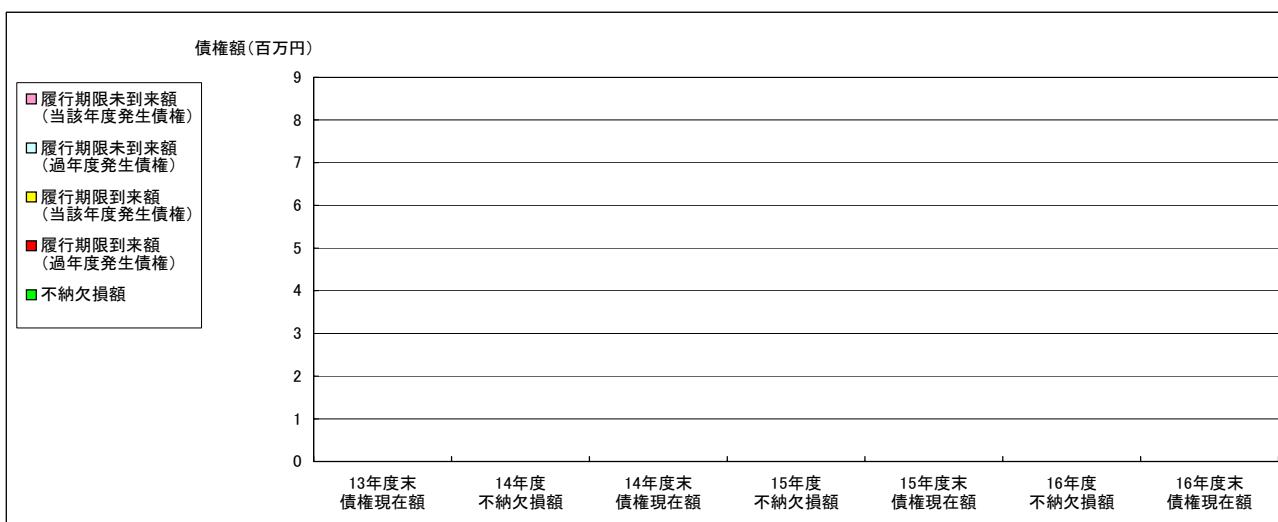
貿易再保険 特別会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	81	81	0	0	81	12	12	0	0	12	767	767	0	0	767	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	81	81	0	0	81	12	12	0	0	12	767	767	0	0	767	0
b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a + b + c	81	81	0	0	81	12	12	0	0	12	767	767	0	0	767	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、貿易再保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

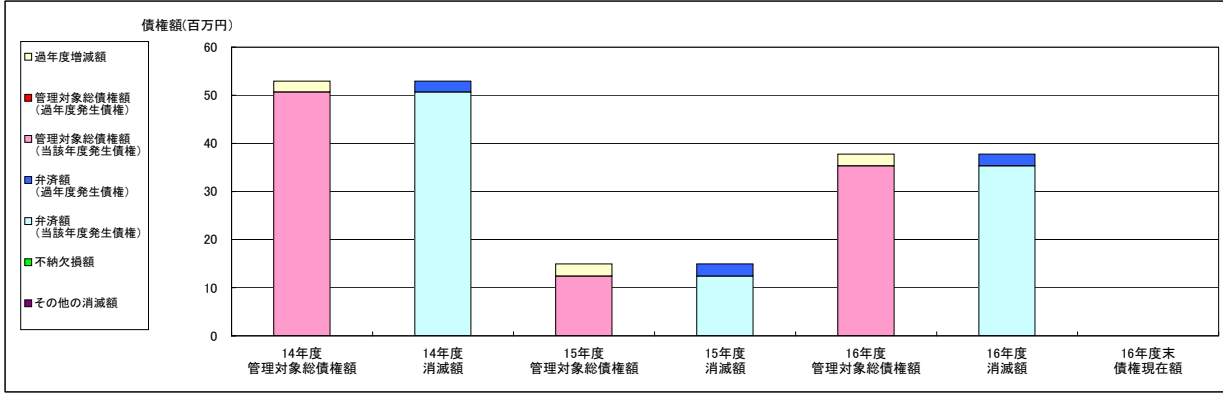
貿易再保険 特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末	14年度	14年度末	15年度	15年度末	16年度	16年度末
		債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額
当該年度発生債権	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、貿易再保険特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

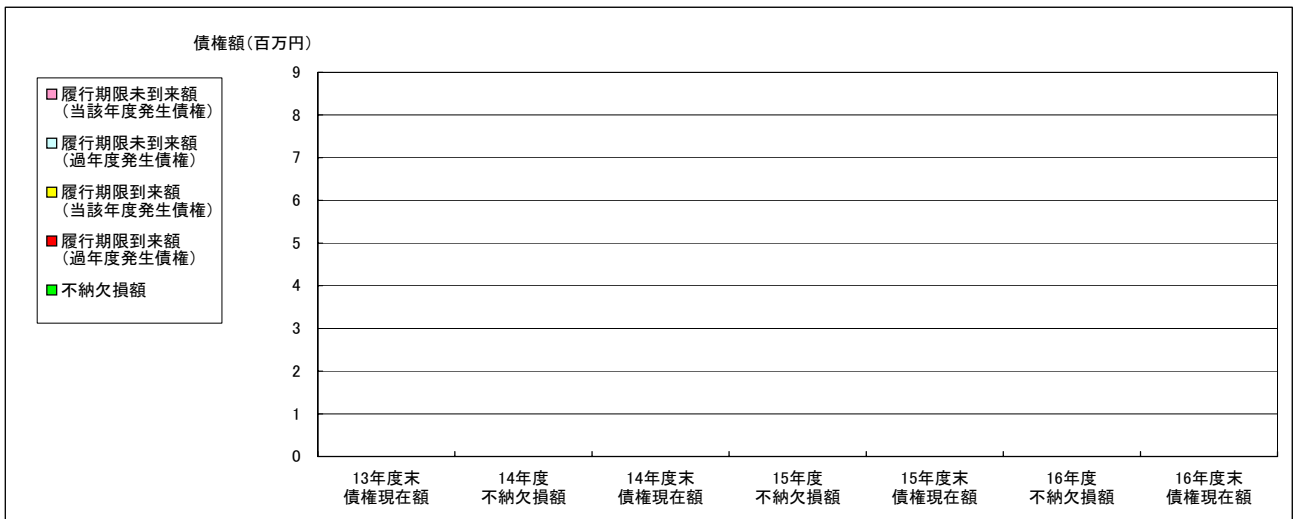
特許 特別会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	51	51	0	0	51	12	12	0	0	12	35	35	0	0	35	0
b 過年度発生債権繰越額	0	2	0	0	2	0	3	0	0	3	0	2	0	0	2	0
c 過年度増減額	2	0	0	0	2	3	0	0	0	3	2	0	0	0	2	0
a+b	51	53	0	0	53	12	15	0	0	15	35	37	0	0	37	0
b+c	2	0	0	0	2	3	0	0	0	3	2	0	0	0	2	0
a+b+c	53	53	0	0	53	15	15	0	0	15	38	37	0	0	37	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、特許特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増額の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

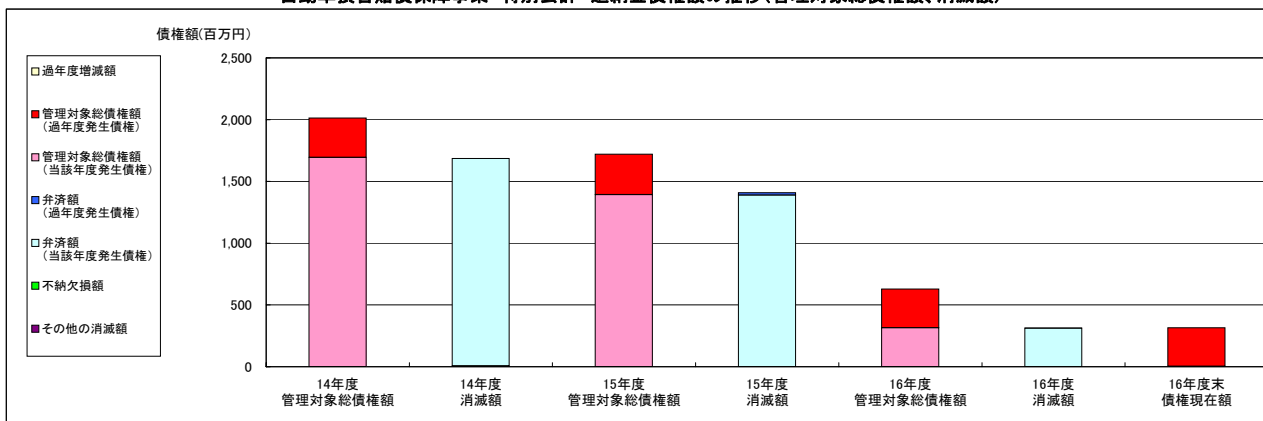
特許 特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		15年度		16年度	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、特許特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

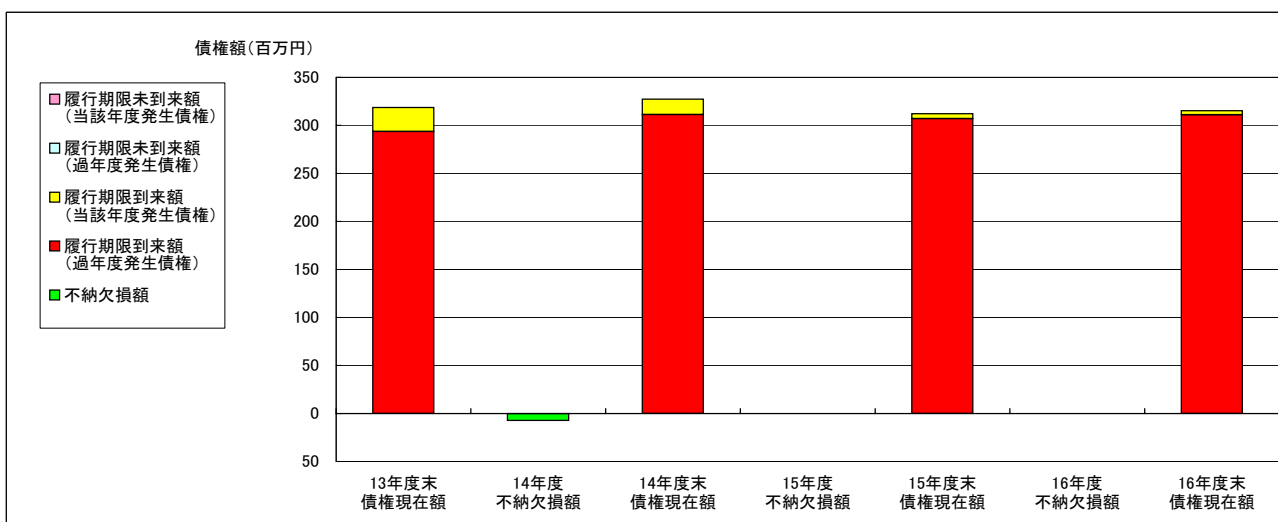
自動車損害賠償保障事業 特別会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	1,695	1,679	0	0	1,679	1,394	1,388	0	0	1,388	316	312	0	0	312	4
b 過年度発生債権繰越額	319	0	7	0	327	327	20	0	0	347	312	-1	0	0	311	311
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
a+b	2,014	1,679	7	0	1,721	1,721	1,408	0	0	1,409	628	311	0	0	313	315
b+c	319	0	7	0	327	327	20	0	0	347	312	-1	0	0	311	311
a + b + c	2,014	1,679	7	0	1,688	1,721	1,408	0	0	1,409	628	311	0	0	313	315

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、自動車損害賠償保障事業特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

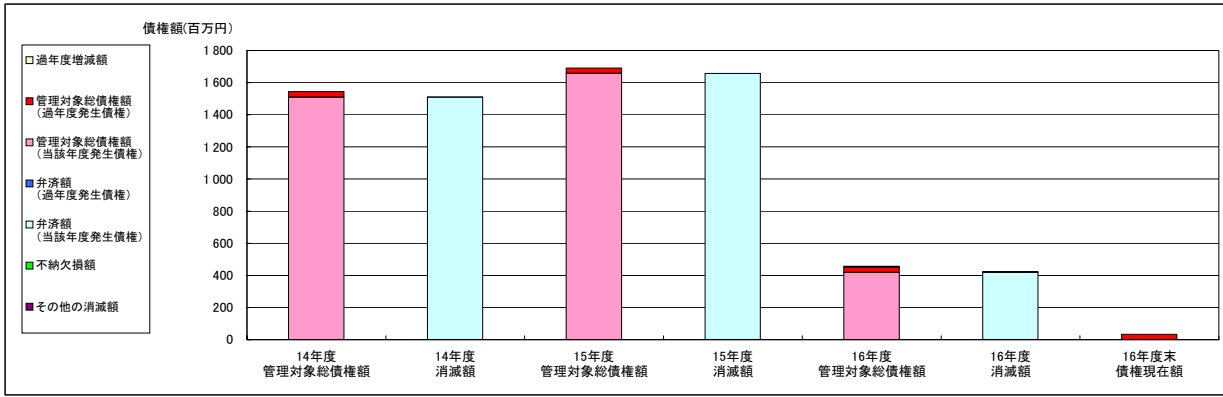
自動車損害賠償保障事業 特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末債権現在額		14年度不納欠損額		14年度末債権現在額		15年度不納欠損額		15年度末債権現在額		16年度不納欠損額		16年度末債権現在額	
	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額
当該年度発生債権	25	0	0	0	16	0	0	0	5	0	0	0	4	
過年度発生債権	294	0	7	0	311	0	0	0	307	0	0	0	311	
計	319	0	7	0	327	0	0	0	312	0	0	0	315	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、自動車損害賠償保障事業特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

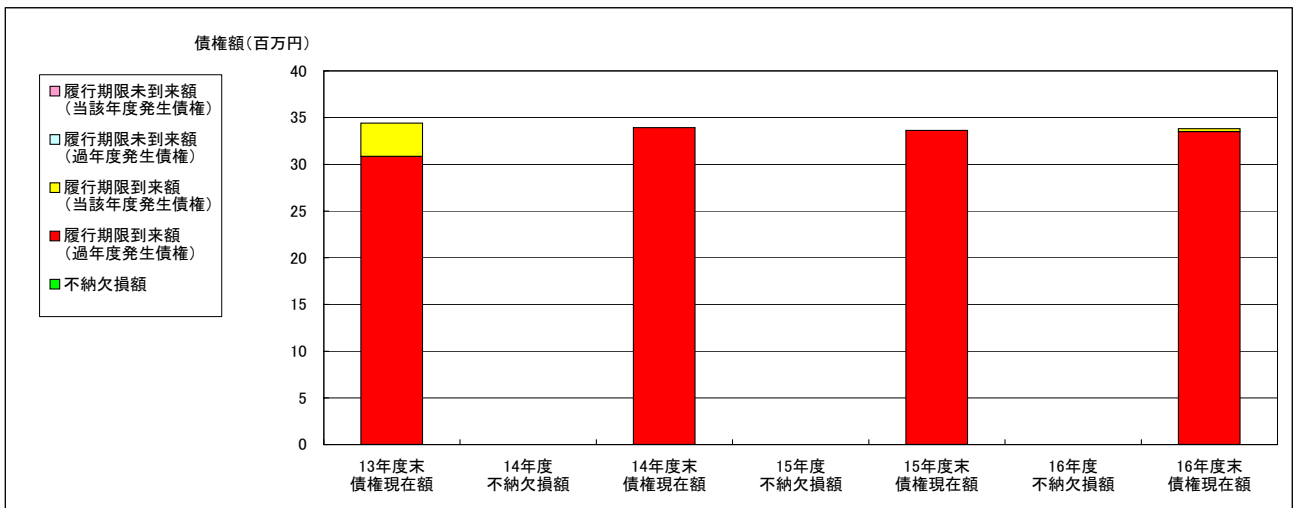
道路整備 特別会計 返納金債権額の推移(管理対象債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	1510	0	0	0	1510	1657	0	0	0	1657	418	418	0	0	418	0
b 過年度発生債権繰越額	34	0	0	0	34	0	0	0	0	0	5	5	0	0	5	33
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	5	34
a+b	1544	0	0	0	1544	1657	0	0	0	1657	423	423	0	0	423	34
b+c	34	0	0	0	34	0	0	0	0	0	5	5	0	0	5	34
a+b+c	1544	0	0	0	1544	1657	0	0	0	1657	423	423	0	0	423	34

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、道路整備特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

道路整備 特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



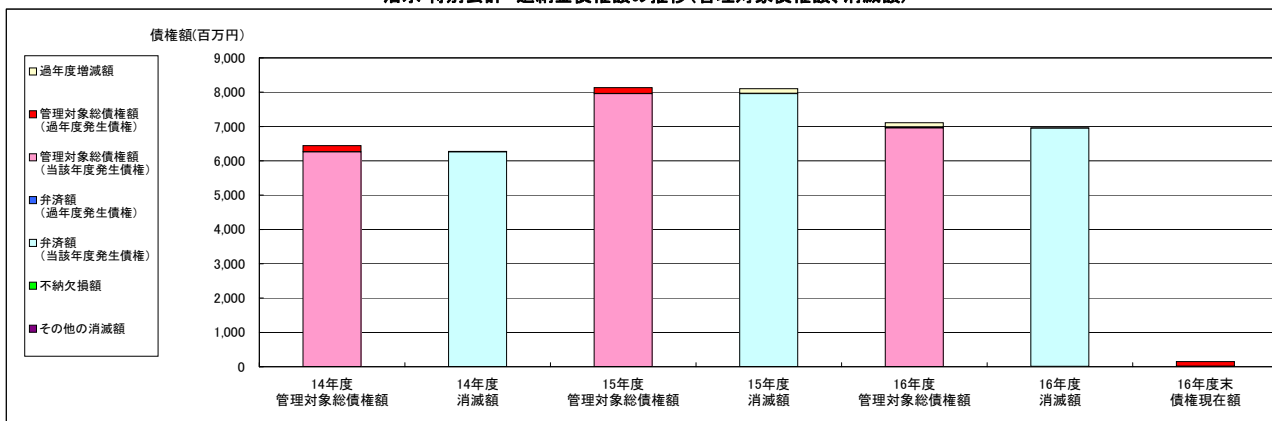
		13年度末債権現在額	14年度不納欠損額	14年度末債権現在額	15年度不納欠損額	15年度末債権現在額	16年度不納欠損額	16年度末債権現在額
当該年度発生債権	履行期限未到来額	3,582	0	0	0	0	0	315
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	2
過年度発生債権	履行期限未到来額	30,828	0	33,938	0	33,628	0	33,498
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
計		34,410	0	33,938	0	33,628	0	33,815

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、道路整備特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等

平成13年度末の当該年度発生債権履行期限未到来額は、主に地方整備局の返納金債権(土地売買契約の解除)に係るものである。

治水 特別会計 返納金債権額の推移(管理対象債権額、消滅額)

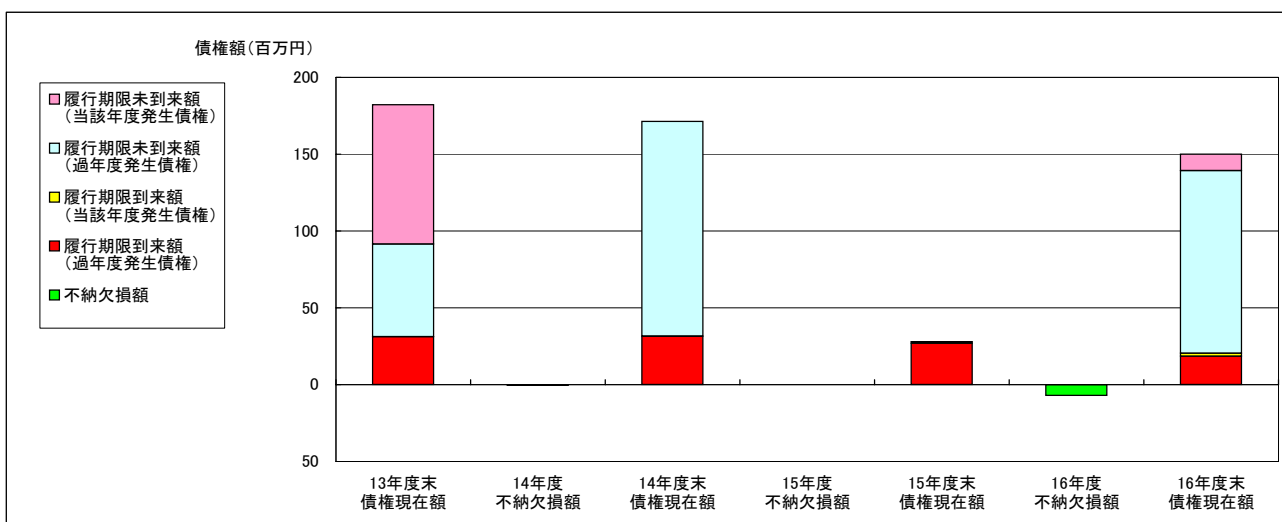


項目	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	6,261	6,261	0	0	6,261	7,960	7,959	0	0	7,959	6,960	6,947	0	0	6,947	13
b 過年度発生債権繰越額	182	0	0	2	11	171	2	0	0	2	28	8	7	0	15	137
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	142	0	0	0	0	124	0	0	0	0	150
a+b	6,444	6,261	0	2	6,272	8,132	2	0	0	2	6,988	8	7	0	6,997	150
b+c	182	0	0	2	11	29	0	0	0	2	152	0	0	0	154	150
a + b + c	6,444	6,261	0	2	6,272	7,960	2	0	0	2	7,112	8	7	0	6,962	150

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、治水特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

主たる要因等 平成15年度過年度増減額は、主に地方整備局の返納金債権の減によるもの、16年度過年度増減額は、主に同地方整備局の返納金債権の増によるものである(管理方法の変更手続が15年度末をまたいだことによる)。

治水 特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)

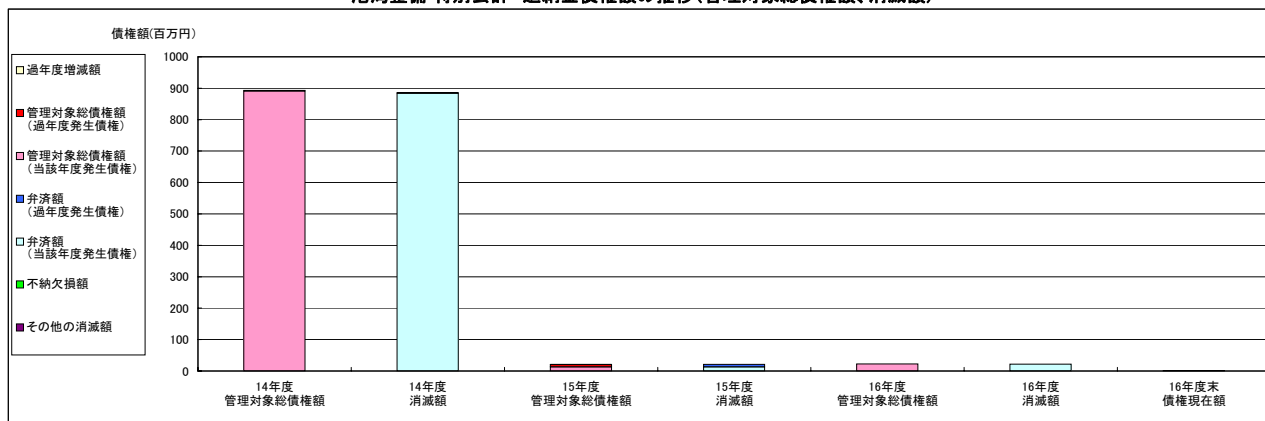


項目	13年度末	14年度	14年度末	15年度	15年度末	16年度	16年度末
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	1	0	2
	履行期限未到来額	91	0	0	0	0	11
過年度発生債権	履行期限到来額	31	32	0	27	0	18
	履行期限未到来額	60	140	0	0	7	119
計	182	0	171	0	28	7	150

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、治水特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

主たる要因等 平成14年度末から15年度末にかけて過年度発生債権履行期限未到来額が減少し、15年度末から16年度末にかけて過年度発生債権履行期限未到来額が増加しているのは、主に地方整備局の返納金債権の管理方法の変更手続が15年度末をまたいだことによるものである。

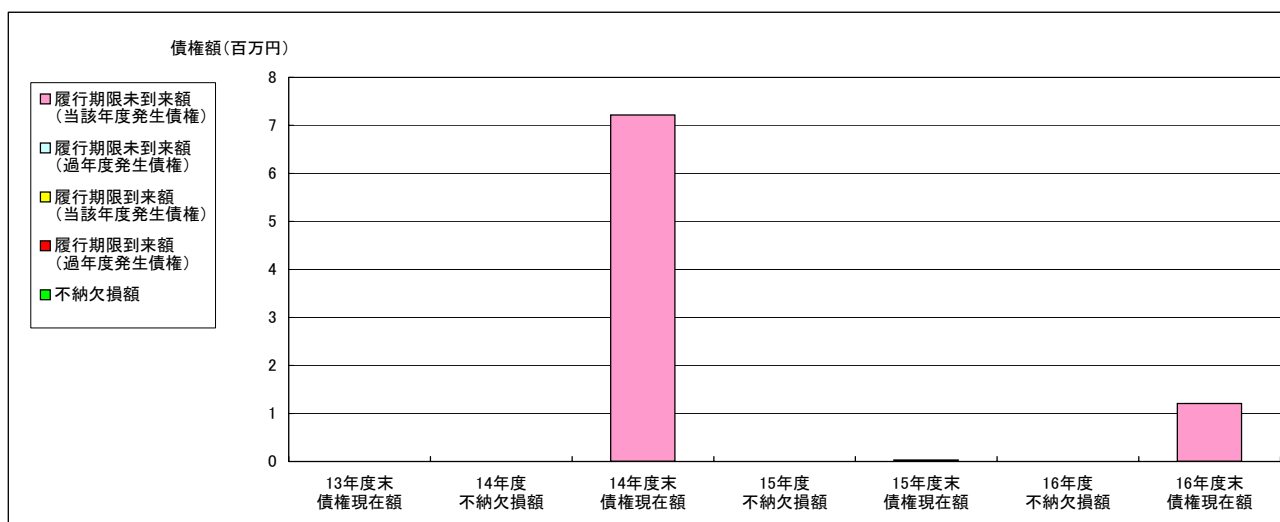
港湾整備 特別会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末債権現在額
	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	891,319	884,105	0	0	884,105	13,110	13,078	0	0	13,078	22,721	21,515	0	0	21,515	1,206
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	7,215	7,774	0	0	7,774	31	31	0	0	31	0
c 過年度増減額	1,595	1,595	0	0	1,595	559	7,774	0	0	7,774	0	31	0	0	31	1,206
a+b	891,319	884,105	0	0	884,105	20,324	20,852	0	0	20,852	22,752	21,546	0	0	21,546	1,206
b+c	1,595	1,595	0	0	1,595	7,774	7,774	0	0	7,774	31	31	0	0	31	1,206
a + b + c	892,914	885,699	0	0	885,699	28,098	28,626	0	0	28,626	22,782	21,576	0	0	21,576	1,206

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、港湾整備特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

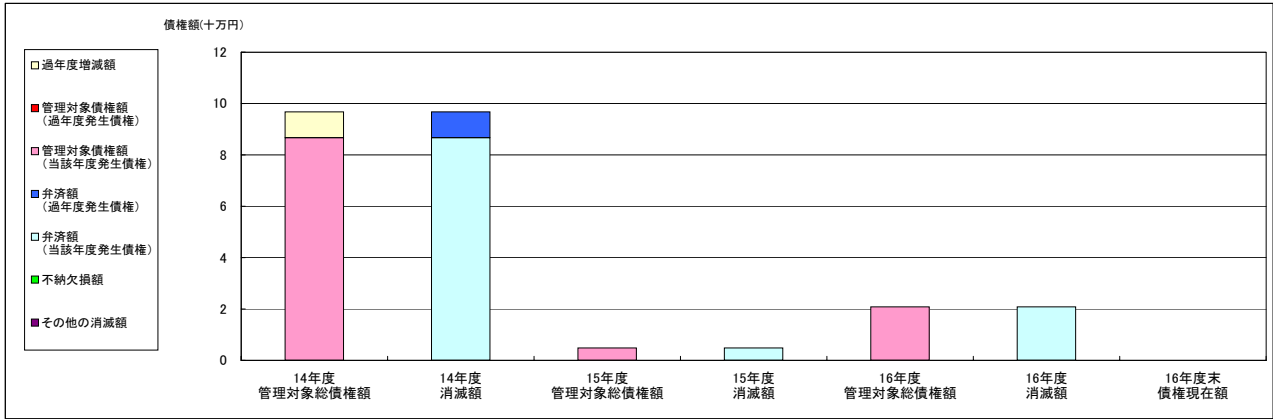
港湾整備 特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	7,215	0	31	0	0	0	0	0	0	1,206	0
過年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	7,215	0	31	0	0	0	0	0	0	1,206	0	

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、港湾整備特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

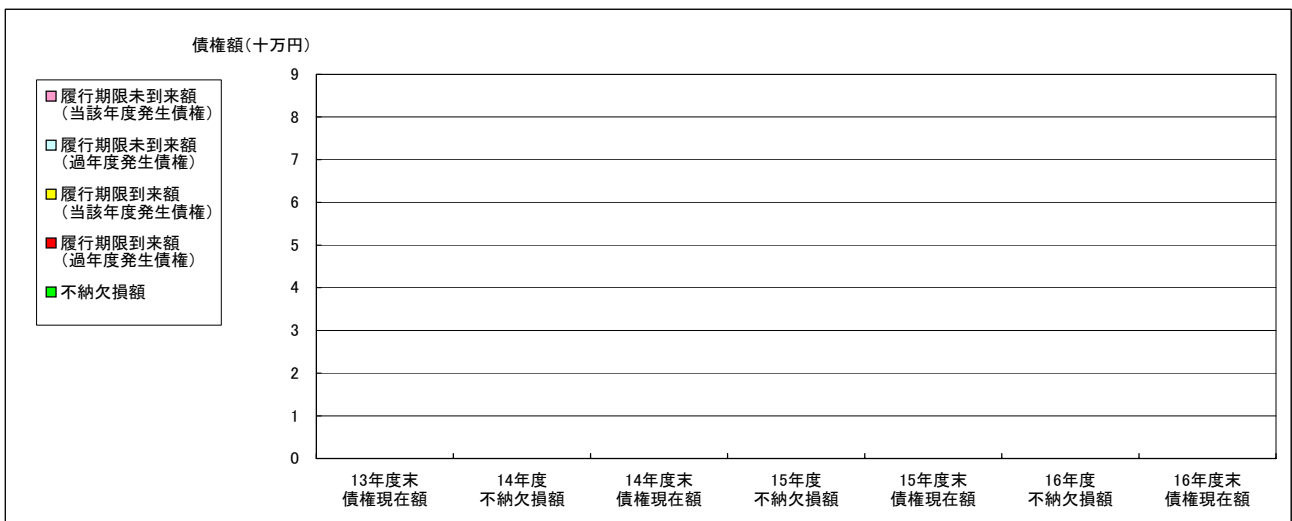
自動車検査登録 特別会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 債権額	非決済額	不納欠損額	その他	計	管理対象 債権額	非決済額	不納欠損額	その他	計	管理対象 債権額	非決済額	不納欠損額	その他	計	
a 当該年度発生債権額	867	867	0	0	867	49	49	0	0	49	209	209	0	0	209	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	101	101	0	0	101	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	867	867	0	0	867	49	49	0	0	49	209	209	0	0	209	0
b+c	101	101	0	0	101	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a + b + c	968	968	0	0	968	49	49	0	0	49	209	209	0	0	209	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、産業投資特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

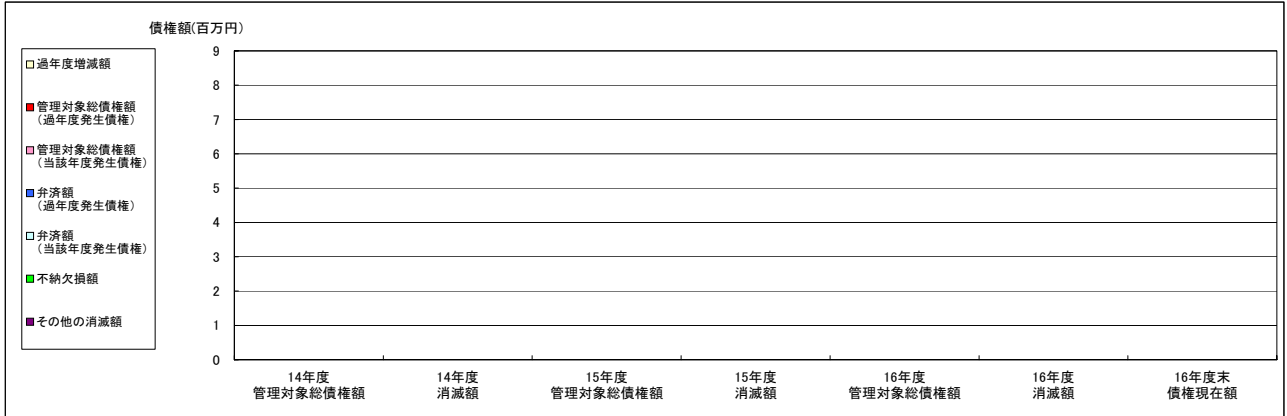
自動車検査登録 特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



		13年度末 債権現在額	14年度 不納欠損額	14年度末 債権現在額	15年度 不納欠損額	15年度末 債権現在額	16年度 不納欠損額	16年度末 債権現在額
当該年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0
	履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、自動車検査登録特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

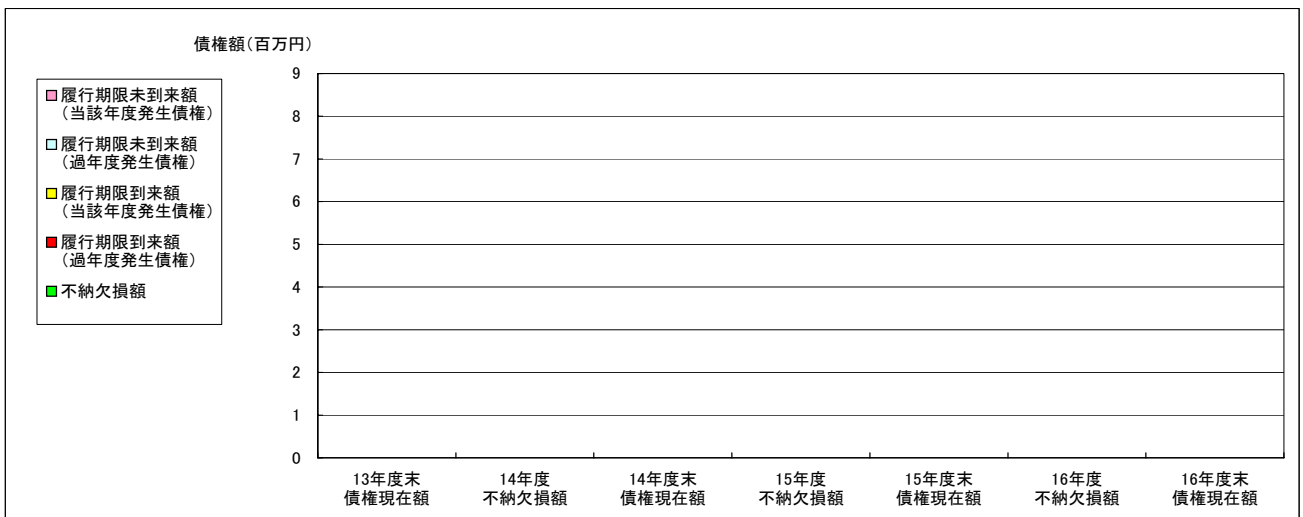
都市開発資金融通特別会計 返納金債権額の推移(管理対象総債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	非決済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b 過年度発生債権繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a+b	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b+c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
a + b + c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、産業投資特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額は当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

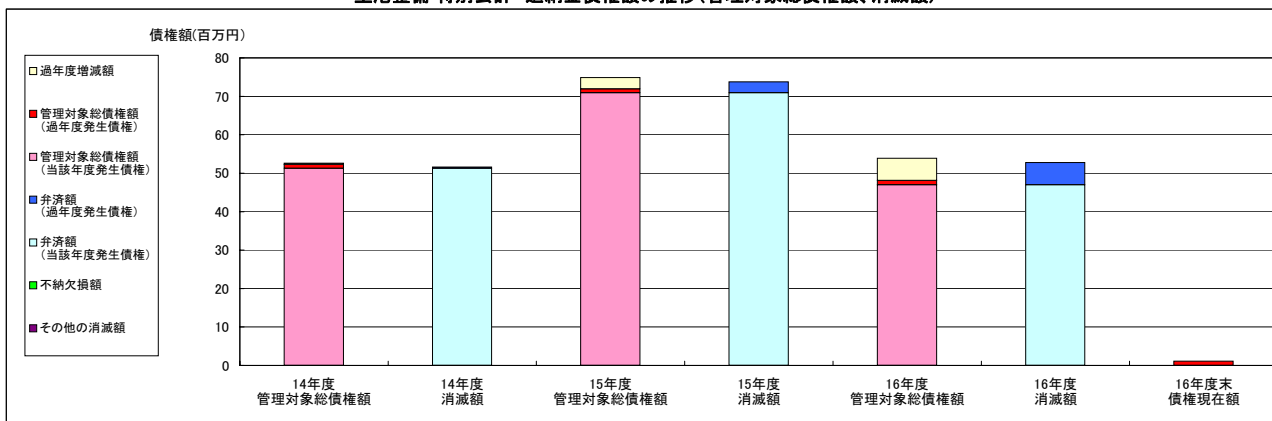
都市開発資金融通特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末 債権現在額	14年度 不納欠損額	14年度末 債権現在額	15年度 不納欠損額	15年度末 債権現在額	16年度 不納欠損額	16年度末 債権現在額
当該年度発生債権							
履行期限到来額	0		0		0		0
履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権							
履行期限到来額	0	0	0	0	0	0	0
履行期限未到来額	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、都市開発資金融通特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。

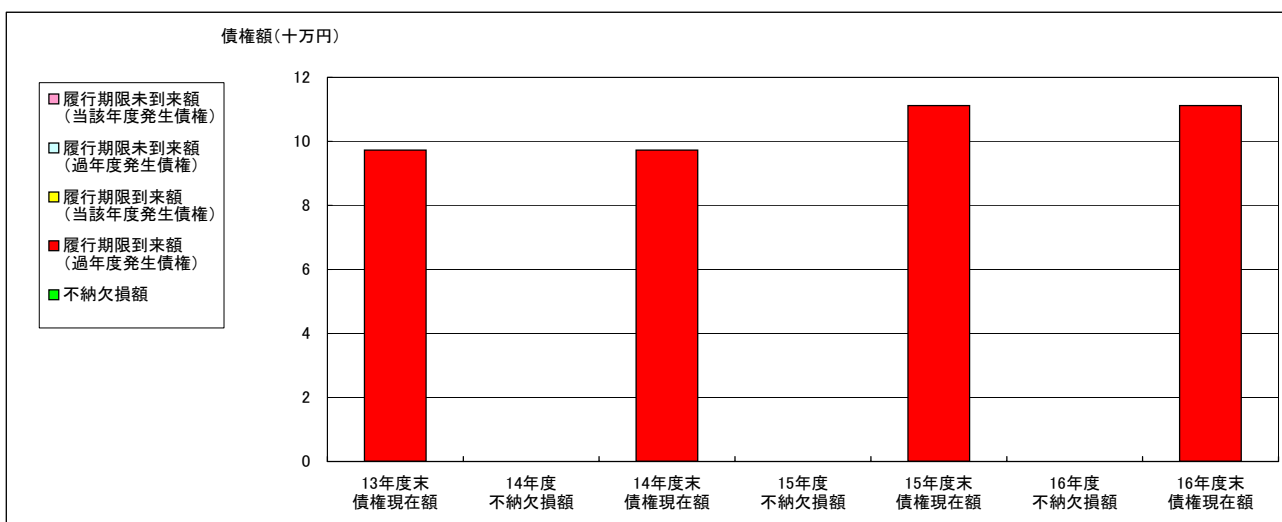
空港整備 特別会計 返納金債権額の推移(管理対象債権額、消滅額)



	14年度					15年度					16年度					16年度末 債権現在額
	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	管理対象 総債権額	弁済額	不納欠損	その他	計	
a 当該年度発生債権額	51	51	0	0	51	71	71	0	0	71	46	46	0	0	46	0
b 過年度発生債権繰越額	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1
c 過年度増減額	0	0	0	0	0	3	3	0	0	3	5	5	0	0	5	5
a+b	52	51	0	0	52	72	71	0	0	72	47	46	0	0	47	1
b+c	1	0	0	0	1	4	3	0	0	4	6	5	0	0	6	1
a + b + c	53	52	0	0	52	75	74	0	0	74	52	51	0	0	51	1

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、産業投資特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。
 3 管理対象総債権額は、履行期限の到来していない債権額も含んでいる。
 4 過年度発生債権繰越額は前年度から繰り越された債権額(前年度末債権現在額)であり、過年度増減額とは当該年度中に増減した額である。
 5 過年度増減による増減の場合、図中では、管理対象総債権額の部分に記載している。過年度増減による減額の場合は、概念上消滅額には含まれないものの、図中では、便宜上消滅額の部分に記載している。

空港整備 特別会計 返納金債権額の推移(年度末債権現在額、不納欠損額)



	13年度末		14年度		14年度末		15年度		15年度末		16年度		16年度末	
	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額	債権現在額	不納欠損額
当該年度発生債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度発生債権	972	0	972	0	1,112	0	1,112	0	1,112	0	1,112	0	1,112	0
計	972	0	972	0	1,112	0	1,112	0	1,112	0	1,112	0	1,112	0

- (注) 1 本表は、当省が調査対象とした195機関の係数のうち、空港整備特別会計に帰属するものを積み上げたものである。
 2 表中の数字は、四捨五入のため合計が合わないことがある。